令和８年　北秋田市議会３月定例会提出事件

番　号	事件番号	事　　件　　名
1	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第２号　令和７年度北秋田市一般会計補正予算（第 14 号））
2	議案第 1 号	北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第 2 号	北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第 3 号	北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第 4 号	北秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
6	議案第 5 号	北秋田市保育所条例の制定について
7	議案第 6 号	北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第 7 号	北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第 8 号	北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第 9 号	北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第 10 号	北秋田市営住宅条例及び北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第 11 号	北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
13	議案第 12 号	北秋田市比立内地区コミュニティセンター条例を廃止する条例の制定について
14	議案第 13 号	北秋田市萱草工場団地給水条例の一部を改正する条例の制定について
15	議案第 14 号	令和７年度北秋田市一般会計補正予算（第 15 号）
16	議案第 15 号	令和７年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
17	議案第 16 号	令和７年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第４号）
18	議案第 17 号	令和７年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第５号）

19	議案第 18 号	令和７年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
20	議案第 19 号	令和７年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第５号）
21	議案第 20 号	令和７年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第４号）
22	議案第 21 号	令和７年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第２号）
23	議案第 22 号	令和７年度北秋田市大阿仁財産区特別会計補正予算（第１号）
24	議案第 23 号	令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算（第３号）
25	議案第 24 号	令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算（第５号）
26	議案第 25 号	令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第５号）
27	議案第 26 号	令和８年度北秋田市一般会計予算
28	議案第 27 号	令和８年度北秋田市国民健康保険特別会計予算
29	議案第 28 号	令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計予算
30	議案第 29 号	令和８年度北秋田市介護保険特別会計予算
31	議案第 30 号	令和８年度北秋田市後期高齢者医療特別会計予算
32	議案第 31 号	令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計予算
33	議案第 32 号	令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計予算
34	議案第 33 号	令和８年度北秋田市坊沢財産区特別会計予算
35	議案第 34 号	令和８年度北秋田市綴子財産区特別会計予算
36	議案第 35 号	令和８年度北秋田市栄財産区特別会計予算
37	議案第 36 号	令和８年度北秋田市沢口財産区特別会計予算
38	議案第 37 号	令和８年度北秋田市七日市財産区特別会計予算
39	議案第 38 号	令和８年度北秋田市米内沢財産区特別会計予算
40	議案第 39 号	令和８年度北秋田市前田財産区特別会計予算
41	議案第 40 号	令和８年度北秋田市阿仁合財産区特別会計予算
42	議案第 41 号	令和８年度北秋田市大阿仁財産区特別会計予算
43	議案第 42 号	令和８年度北秋田市病院事業会計予算

44	議案第 43 号	令和８年度北秋田市水道事業会計予算
45	議案第 44 号	令和８年度北秋田市下水道事業会計予算
46	議案第 45 号	秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について
47	議案第 46 号	北秋田市過疎地域持続的発展計画の変更について
48	議案第 47 号	北秋田市過疎地域持続的発展計画の策定について
49	議案第 48 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
50	議案第 49 号	北秋田市クウィンス森吉の指定管理者の指定について
51	議案第 50 号	北秋田市コンベンションホール四季美館の指定管理者の指定について
52	議案第 51 号	北秋田市農産物等直売所の指定管理者の指定について
53	議案第 52 号	北秋田市上杉あいターミナルの指定管理者の指定について
54	報告第 1 号	専決処分の報告について（専決第１号　北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて）

令和８年度　施政方針

令和８年度各会計予算をはじめ諸議案のご審議をお願いするに当たり、市政運営の基本方針及び諸事業について、所信の一端と施策の大綱を申し上げます。

令和７年度は、５期目の市政運営に当たり、「人が集まる、活気あふれる北秋田市」をテーマに掲げ、８つの重点項目のもと、各施策を展開してまいりました。

この間、我が国を取り巻く環境は、憲政史上初の女性総理が誕生し、新たなリーダーのもと、経済対策や安全保障の強化、国民生活の安定などに対応する取組が進められています。

一方で、長期化する食料品やエネルギーなどの物価高騰に加え、自然災害の激甚化、減速する中国経済の世界経済への波及などにより、国内外の情勢の不透明感が一層増しています。

また、国では人口減少の抑制や東京一極集中の是正に至っていない現状を踏まえ、これまでの地方創生の取組に加えて地方から日本の成長を促すため、今夏を目途に「地域未来戦略」を取りまとめることとしております。

このような情勢のもと北秋田市においては、人口減少が進む中にあっても、誰もが安心・安全に暮らせる幸せあふれる持続可能なまちづくりを進めるため、本市の豊かな自然と歴史を大切にしながら、市民との協働により、「第３次北秋田市総合計画」に掲げる新たなまちの将来像である「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち　北秋田」の実現に向け、各施策に取り組んでまいります。

森吉山の国立・国定公園化については、環境省による調査の結果、新たな国定公園としての資質が認められたことから、その早期実現に向けて、国や県と連携して取組を進めてまいります。

人々が集い、賑わいを創出する交流拠点として期待される「道の駅たかのす」のリニューアルについては、新たな魅力の創出に向けた検討を重ねながら、計画的に進めてまいります。

全国的に社会問題化しているクマ被害については、市内各所での出没や被害が増加していることから、市民の安心・安全な暮らしを守るため、県や関係機関と連携し、被害防止に向けた対策を強化してまいります。また、長期化する食料品やエネルギー価格の高騰、市街地周辺でのクマの出没により、市民生活や地域経済へも影響が及んでいることから、状況を的確に把握し、適切な施策により迅速に対応してまいります。

子ども・子育て支援については、結婚支援をはじめ出産から保育、義務教育課程において実施している各種支援策を継続し、あわせて移住定住施策の推進のほか関係人口の創出に資する取組も推進してまいります。

一方で、各種施策の推進に当たっては財源の確保が重要であることから、各種支援制度の有効活用や自主財源の確保に努めてまいります。

それでは、各部個別の施策についてご説明いたします。

総務部

＜総務課＞

現在、働き方改革への対応は重要な課題となっています。職員が働きやすい環境を整備するため、フレックスタイム制の本格導入を図り、デジタル技術を活用したテレワークの導入についても取り組んでまいります。また、メンタルヘルス対策として、ストレスチェックや教育研修を通じたセルフケアの推進、管理監督者や産業医によるケアのほか、外部機関の活用を組み合わせた包括的な対策を講じてまいります。

人材の確保については、採用試験の電子申請の本格導入や適性検査等を市内の会場で受験できるようにするなど、柔軟かつ効果的な採用試験を実施し、受験者の負担軽減と多様な人材が挑戦しやすい試験制度への移行を進めるとともに、企業説明会などを通じて公務の魅力ややりがいを積極的に周知してまいります。

災害対策については、４年連続で大雨被害が生じているほか、クマの出没による重大な人身被害が発生している現状に鑑み、市民の安心・安全な生活を守るため、防災ラジオ、防災メール、公式ＬＩＮＥなど複数の情報伝達手段を通じて緊急防災情報の迅速かつ確実な発信に努めてまいります。

また、災害時には公助のみならず、市民一人ひとりの自助と地域で支え合う共助が非常に重要です。このため、出前講座など様々な機会を通じて防災教育を推進し、市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の新規結成や既存組織の活動の活性化に取り組んでまいります。あわせて、災害対応の円滑な実施と充実を図るため、北秋田市地域防災計画、防災マップ、災害関係マニュアル等について改訂を行ってまいります。

＜総合政策課＞

計画の初年度となる「第３次北秋田市総合計画」については、新たなまちの将来像である「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち　北秋田」の実現に向け、計画の周知と市民との協働により各施策を着実に推進してまいります。

地方交通対策については、これまで自治会が主体となって運行していた代替タクシーのデマンド化や市街地循環バスの乗降場所を見直すとともに、利用実態を踏まえ

た生活バス路線などの路線再編や運行形態の検討を進め、引き続き持続可能で利便性の高い公共交通の確保に努めてまいります。

大館能代空港の利用促進については、関係団体と連携したＰＲや運賃助成、航空券予約講座等の各種事業を継続するとともに、航空事業者と連携して需要喚起に取り組むなど、持続的な利用拡大に向けた環境整備を進めてまいります。

ふるさと納税については、制度の適正な運用に努め、寄附額20億円を目標に、主力返礼品である米の確保を図りながら、その他返礼品の充実や事業者の参入促進、受付サイトの充実により、寄附拡大を図ってまいります。あわせて、企業版ふるさと納税についても、企業への働き掛けを強化してまいります。

広報については、「広報きたあきた」を市民とのコミュニケーションツールとして、市民ニーズに寄り添った見やすく分かりやすい情報発信に努めてまいります。

また、公式ＳＮＳ等については、公式ＬＩＮＥを活用した情報発信の充実や利用しやすいホームページの改善に取り組むとともに、本市の魅力向上や関係人口の創出に繋がる情報を積極的に発信してまいります。

自治体ＤＸの推進については、庁内横断体制のもと外部人材も活用し、行政手続のオンライン化やスマホ教室などによる市民のデジタル活用支援に取り組み、住民サービスの利便性向上を図るとともに、デジタル技術や生成ＡＩ等を活用し、業務の効率化と働き方改革を進めてまいります。

＜内陸線再生支援室＞

秋田内陸線については、令和７年度は度重なる大雨災害や豪雪による倒木、脱線事故への対応に伴い運休が相次いだことから、秋田県、仙北市、秋田内陸縦貫鉄道株式会社と連携して安全運行の確立に取り組んでまいります。

あわせて、「1,700万円の赤字圧縮」という４者合意の目標達成に向けた重要な一年と位置付け、高校生への定期券補助や地域住民の利用支援を継続するとともに、田んぼアートなどの既存資源の活用やインバウンドへの情報発信に努め、「沿線・周辺地域と一体となって未来につなぐ秋田内陸線」の実現を目指してまいります。

財務部

＜財政課＞

財政運営については、自主財源の確保に努めるとともに、事務事業の精査や経費節減などを通して、健全財政の維持を図ってまいります。

入札制度については、秋田県電子入札システムに継続して参加することにより、一層の透明化、公平性の確保を図るとともに、北秋田市契約システムの運用により、円滑な業務の遂行に努めてまいります。

財産管理については、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の総量削減と適正な維持管理に努めてまいります。

地籍調査事業については、鷹巣地区を対象に令和９年度の事業完了を目指して取り組んでまいります。

＜税務課＞

税業務については、公平公正の原則のもと、納税者の生活状況に配慮したきめ細やかな納税相談や利便性の向上を図りながら、適正な課税と収納率の向上に努めてまいります。

ＤＸ推進については、引き続き電子申告の普及など、社会情勢に対応しながら、市民サービスの向上と業務の効率化を図ってまいります。

市民生活部

＜生活環境課＞

環境基本計画については、計画期間の最終年度となるため、計画に掲げた各施策について、事業内容の検証と改善を図りながら、新たな計画の策定を進めます。

地球温暖化対策については、2030 年ゼロカーボンシティ達成を目指し、家庭における再エネ・省エネ機器の導入を支援してまいります。

ごみの適正処理については、リチウムイオン電池等の二次電池の適正な処理について周知を図り、ごみ収集作業時や焼却施設での事故防止に努めてまいります。また、ごみアプリの外国語対応を展開し、外国人がごみに関する情報を手軽に確認できる環境を整え、ごみ出しトラブルの防止と利便性向上を図ってまいります。

旧クリーンリサイクルセンターについては、建物の劣化が進んでおり、周辺ごみ処理施設の安定的な運転に影響が及ぶ恐れがあることから、解体を進めてまいります。

自治会活動等の支援については、自治会や町内会でも有効に補助金等を活用できるよう制度周知に努め、各種支援事業を継続して実施してまいります。

男女共同参画については、「第４次北秋田市男女共同参画計画」をもとに、あきたＦ・Ｆ推進員などと連携しながら、女性の活躍推進等に向けた事業を進めてまいります。

交通安全及び防犯対策については、「第４次北秋田市交通安全計画」の策定をは

じめ、交通事故や犯罪から市民を守るため、北秋田警察署など関係機関と連携した啓発活動や、施設の点検・整備、適正な管理を行い、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

空き家対策については、危険度が著しく高い特定空家や周辺に悪影響を及ぼす可能性の高い管理不全空家の所有者に対する指導等の強化に努めるとともに、解体撤去補助金等の周知、活用を促進してまいります。

消費者問題については、特殊詐欺等の手口がより巧妙化、複雑化しているため、相談員の知識と技能習得を支援し、相談体制の充実を図るとともに、引き続き出前講座などにより、周知や啓発に取り組んでまいります。

＜市民課＞

窓口業務については、フロントヤード改革の取組として、キオスク端末やセミセルフレジ、窓口支援システムの導入に加え、ＤＸ総合案内人の配置により、「書かせない窓口」「待たせない窓口」の実現を目指して市民の利便性向上と業務の円滑化に繋げてまいります。

マイナンバーカードについては、新規申請及び更新手続に万全を期すとともに、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスの利便性について、引き続き周知を図ってまいります。

戸籍・住民票等については、氏名の振り仮名表記に係る新たな運用が本格的に開始されることから、円滑な事務処理と丁寧な市民対応に努めてまいります。

福祉医療については、乳幼児から高校生、ひとり親家庭の児童生徒等や重度心身障がい（児）者などを対象に、医療費負担の軽減を図り、安心して医療を受けられるよう、切れ目のない支援を継続してまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、被保険者の特性に応じた特定健診受診勧奨を行い、きめ細やかな健康管理や医療費の適正化を推進するとともに、関係機関と連携しながら健全で安定的な財政運営に努めてまいります。

健康福祉部

＜福祉課＞

地域福祉については、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、住み慣れた地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した情報共有により、災害時の迅速かつ適切な避難支援に取り組んでまいります。

障がい福祉については、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、理解促進に向けた取組を進めてまいります。あわせて、相談支援事業所と連携し、不安のない支援体制を整えるとともに、「第４次障がい者計画」に基づき、相談・生活支援の強化、就労支援の充実、分かりやすい情報提供など、当事者が参画しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

物価高騰対策については、非課税世帯の負担軽減に向けた支援に取り組んでまいります。

＜こども課＞

こども・若者、子育て支援については、国の動向と地域の実態を踏まえ、「北秋田市こども計画」の見直しを図りながら、こども・若者が幸せを実感できるまちづくりを目指してまいります。

「こども家庭センター」については、妊産婦や子育て家庭、こどもに対する包括的な相談支援の充実を図るとともに、地域における相談体制の周知と利用促進に努めてまいります。

妊娠・出産支援については、きたあきた出産まるっと応援事業等の周知に努め、安心・安全に出産を迎えられるよう、身体的・経済的支援の充実を図ってまいります。

こどもの発達に不安を持つ保護者が増加傾向にあることを踏まえ、幼児ことばの教室をはじめとする相談支援体制の充実を図り、幼児の育ちに寄り添った発達・発育の支援に取り組んでまいります。

子育て家庭への支援については、保育料と副食費の無償化を継続するほか、令和８年度から実施される「乳児等通園支援制度」など各種施策について、地域別に有効な活用を検討し、支援の充実と利便性向上に努めてまいります。

児童虐待防止については、妊娠期からの伴走型相談支援を通じて虐待の発生予防や早期発見・早期対応に取り組んでまいります。また、ヤングケアラーについては、令和７年度の実態調査を踏まえ、引き続きアンケート調査を実施するとともに、個々の状況に応じた適切な支援に取り組んでまいります。

児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育については、市内中学校、阿仁学園後期課程を対象に実施し、思春期における様々な困難やストレスへの対処法を示すとともに、一人で抱え込むことのないよう、相談窓口の周知を図ってまいります。

＜高齢福祉課＞

高齢者福祉については、高齢者が安心・安全に住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、在宅生活支援をはじめ地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。また、介護予防教室や各種サロン、老人クラブ活動など健康づくりや生きがい活

動への支援を通して、高齢者が孤立することなく、いきいきと活動できる社会参加の場の充実に努め、高齢者も元気なまちづくりに取り組んでまいります。

介護保険事業については、介護を必要とする高齢者やその家族が安心してサービスを利用できるよう、制度の適正な運営に努めるとともに、サービスを安定的に提供するため、外国人を含む介護人材の確保と定着を図ってまいります。

＜医療健康課＞

健康推進については、「第２期けんこう北秋田 21 計画」の最終年度となるため、現行計画の取組を着実に推進するとともに、各指標の評価を通して次期計画の策定に繋げてまいります。

成人保健事業については、健診受診率の更なる向上と健康寿命の延伸を図るため、各種健診未受診者への勧奨強化と健康教室の充実に努めるほか、運動習慣の定着に向けた取組を継続してまいります。

また、フレイル健診やフレイル予防教室を広く周知し参加を促すことで、高齢者が住み慣れた地域で健康かつ自立して活動的に暮らし続けられるよう、引き続き高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでまいります。

心の健康づくり事業については、「第２期北秋田市いのち支える自殺対策計画」に基づき、市民が生涯を通じて心豊かに暮らすことができるよう、引き続き関係機関と連携し、自殺対策の強化と推進を図ってまいります。

食育推進事業については、「第３次食育推進計画」に基づき、減塩をはじめとする食を通じた健康づくりや地産地消の推進、食文化の継承など、関係団体等と連携しながら普及啓発に取り組んでまいります。

予防接種事業については、令和８年度から妊婦のＲＳウイルスワクチンが定期予防接種になることを踏まえ、医療機関と連携して乳児のＲＳウイルス感染症の予防に取り組んでまいります。また、新型コロナワクチン接種及び帯状疱疹ワクチン接種についても、引き続き費用助成を行い、接種率向上を目指してまいります。

地域医療対策については、「秋田県医療保健福祉計画」において、県北全域を一つの地域単位とする二次医療圏に再編されたことを踏まえ、医療機能の分化と連携強化を進めながら、良質かつ適正な医療を安定的に受けることができるよう、必要な医療提供体制の確保に努めてまいります。

また、一次医療を担う医師確保の取組を継続するとともに、訪問看護体制の強化を推進し、在宅医療の充実を図ることで、身近な医療を安心して受けられる体制の向上を目指してまいります。

市民病院については、３病棟体制のもと、指定管理者と連携して効率的かつ安定的な運営に努めるとともに、人口減少を見据えた経営基盤の強化を図り、地域医療を支える持続可能な病院づくりを進めてまいります。

医師及び医療スタッフの確保については、引き続き、秋田県及び秋田大学医学部に対する医師派遣の要請活動を行うとともに、県内外からの誘致に向けた取組を積極的に進めてまいります。

＜国民健康保険合川診療所・米内沢診療所・阿仁診療所＞

各診療所については、地域の身近な医療施設として住民の健康と暮らしを守るため、診療機能及び診療体制の維持確保に努めるとともに、病診連携の強化を図り、医療サービスの向上に取り組んでまいります。

産業部

＜農林課＞

農業振興については、主食用米をめぐる需給見通しをもとに、北秋田市農業再生協議会の取組を通じて、計画的な生産が図られるよう、目安の配分を行うとともに、主食用以外の米や園芸品目の生産拡大を振興することで、経営所得安定対策に係る国の各種交付金を活用した経営の確立・安定に対する支援を行ってまいります。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題に対し、スマート農業技術の活用や、小規模農家の営農継続に必要な農業機械の導入など、市独自の支援策を講じながら、農家規模に応じた農業経営を支援してまいります。

生産基盤の整備として、引き続き県営ほ場整備事業を実施してまいります。

また、農村地域が有する国土や自然環境の保全、水源の涵養、良好な景観の形成といった多面的機能が継続して発揮されるよう、多面的機能支払交付金等を活用し、農地の維持・保全に向けた地域共同活動を支援してまいります。

林業振興については、計画的な森林整備と適切な資源管理を進めるとともに、森林経営の集約化や林業専用道等の路網整備により、生産性の向上と経営基盤の強化を図ってまいります。あわせて、林業の担い手育成と就業者の定着に向け、働きやすい環境づくりを推進し、将来にわたり林業を支える人材の育成を支援してまいります。

さらに、公共建築物等への木材利用の拡大を図るとともに、産学官連携による地元産材を活用した木工品の制作を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

有害鳥獣被害対策については、近年、ツキノワグマの生息域が拡大し、集落内はもとより市街地への出没も頻発していることから、人と鳥獣との棲み分けの実現に向けたゾーニング管理を継続、強化してまいります。あわせて、出没の誘引となる農作物や果樹木の適切な管理、緩衝帯や電気柵の設置、環境整備による地域ぐるみの取組に対して支援を行ってまいります。また、捕獲用の檻に加え、ＩＣＴ技術を活用した捕獲通報装置の増設により捕獲活動の効率化を図るとともに、狩猟免許取得や猟銃購入等への支援を通じて、担い手確保や育成に向けた対策を強化してまいります。

災害復旧については、４年連続で災害が発生し、同一箇所が繰り返し被災することで、住民生活や農業に深刻な影響を及ぼしている状況にあるため、原形復旧にとどまらず、災害に強い改良復旧を行うなどの対策を実施し、被災農家の今年度の作付けに影響が出ないよう、早期復旧に向けて集中的に取り組んでまいります。また、林道災害についても施業が計画的に進められるよう、復旧に取り組んでまいります。

＜産業政策課＞

市内における雇用情勢については、ハローワーク鷹巣の有効求人倍率が令和７年11月現在1.01倍の水準で推移しているものの、５倍を超える職種もあるなど、特定の分野で人材不足が顕著となっていることから、秋田県、ハローワークと連携して企業説明会などを実施し、若者の定着や外国人材を含む就労環境の整備や人材確保に向けた事業所の取組を支援し、市内への就業と定着に繋げてまいります。

市街地の活性化については、これまでの空き店舗対策事業等に加え、引き続き空き店舗のリノベーションを実施し、新規出店者を応援する環境整備を推進してまいります。また、消費者の利便性が求められる中で、ＤＸを活用した便利で賑わう市街地の創出を市内事業者とともに目指してまいります。

物価高騰対策については、プレミアム付商品券の発行により、市内消費の喚起と市民生活の負担軽減を図ってまいります。

地場産業の振興については、生産性向上や省人化のための設備投資を支援します。あわせて、地元の素材を活かした商品開発や積極的な販路拡大を後押ししてまいります。

また、持続的な成長のために既存事業の後継・継業者を育成し、地域の活力となる仕事づくり・稼ぐ地域づくりに取り組んでまいります。

企業誘致対策については、大館能代空港などの高速交通体系を活かして企業立地促進のための優遇制度を広くＰＲし、各産業分野の企業誘致を進めてまいります。

関係人口の創出拡大については、首都圏からのアクセス性を活かしたテレワークや二地域居住、ワーケーションの受け入れを推進し、地域資源を活かした体験型プログラムや、企業・大学との連携による人材交流の機会を創出します。また、ビジネス

や観光、コンベンションなど多様な利用者ニーズを踏まえた宿泊施設の誘致に取り組むとともに、市内宿泊事業者の魅力向上を図ってまいります。

ＳＤＧｓに基づく「地域創生」の推進については、豊富な資源を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を支援し、脱炭素社会の実現とエネルギーの地産地消を進め、関連産業の育成や雇用創出に繋げてまいります。

移住・定住の促進については、情報発信強化のため移住定住ポータルサイト「北秋田ゆったりライフ」を活用し、移住イベントや支援制度についてＰＲしてまいります。引き続き、首都圏での移住イベントに参加するなど、個別に移住相談を行うほか、移住体験の募集を通して本市の魅力発信や認知度向上に向けた情報提供に努めてまいります。

結婚支援については、新たに地域おこし協力隊を採用し、あきた結婚支援センターを活用しながら、事業の周知や県との連携を行い、個々に寄り添った支援活動を行ってまいります。

観光文化スポーツ部

＜観光課＞

国内外からの更なる誘客促進に向けて、昨年新たに設立された「一般社団法人北秋田まちづくり観光協会」や「地域ＤＭＯ秋田犬ツーリズム」と連携し、北秋田市ならではの観光コンテンツの創出や観光案内機能の充実を図るとともに、台湾でのトップセールスによる現地旅行会社等への働きかけや、インフルエンサー招聘による海外に向けた情報発信の強化に取り組んでまいります。

また、昨年から基本設計に着手している「道の駅たかのす」のリニューアルについては、アウトドア拠点や子育て応援機能等を備えた新たな施設として、これまで以上に多くの来場者で賑わう魅力的な観光・地域振興の拠点となるよう、大太鼓の館の大規模改修とあわせて着実に整備を進めてまいります。

森吉山をはじめとした本市の豊かな自然環境を活かした観光の振興については、地域の自然や歴史文化、人々との交流を楽しむ旅を提案する「ジャパンエコトラック」を活用し、各種イベントの開催や地域ガイドの育成を進めており、令和８年度は、新たなサイクリングルートの造成に加え、育成したガイド人材が活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

森吉山の国定公園昇格の早期実現に向けては、国や県との連携を更に強化するとともに、各種イベントの情報発信や参加促進を通じて市民の森吉山に対する理解と関心を高めるなど、更なる機運醸成を図ってまいります。

＜文化スポーツ課＞

文化振興については、文化会館をはじめとした文化施設の適切な維持管理に努めるとともに、自主事業やコンサートなど市民が楽しみながら芸術文化に触れる機会を創出してまいります。加えて、浜辺の歌音楽館については、博物館としての特徴を活かしたイベントや顕彰活動等を行い、地域の活性化に繋げてまいります。

世界文化遺産については、伊勢堂岱遺跡の価値を後世に伝えていくため「伊勢堂岱遺跡第Ⅱ期整備基本計画」に基づき、引き続き適切な保存整備に取り組むとともに、秋田内陸線と連携した周遊ルートの確立などにより、更なる誘客促進に努めます。

また、本年 10 月に本市で開催予定の「縄文シティサミット in きたあきた」を通して、全国の加盟都市との連携を深めるとともに、縄文文化を活かしたまちづくりの取組を発信してまいります。

スポーツ振興については、市内のスポーツ関係団体や１月に包括連携協定を締結した「特定非営利活動法人ブラウブリッツ秋田スポーツネットワーク」などと連携し、子供から高齢者まで誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するとともに、アーバンスポーツやニュースポーツ等の新たなニーズを踏まえた取組を進めてまいります。

また、老朽化が顕著となっているスポーツ施設については、市民のニーズを踏まえながら全体を俯瞰し、人口減少の中においても持続可能な整備計画の策定に取り組んでまいります。

建設部

＜建設課＞

道路整備については、計画的な舗装補修や道路改良等により良好な道路環境の維持に努めるとともに、「インフラ長寿命化計画」に基づき、橋梁・トンネル等の老朽化対策に取り組んでまいります。

道路除雪については、よりきめ細かな除排雪を行うため、除排雪ネットワークの構築に取り組むとともに、老朽化した除雪機械の計画的な更新を進め、安定した除雪体制の強化を図ってまいります。

日沿道「二ツ井今泉道路」及び国道 105 号「大曲鷹巣道路」については、関係期成同盟会と歩調を合わせ、引き続き整備促進に向けた要望活動を実施してまいります。

災害復旧については、未完成箇所の早期復旧に向け集中的に取り組むとともに、河川の浚渫を推進し、氾濫被害の未然防止に努めてまいります。あわせて、県が進める

小阿仁川河川改良については、地元等と連携しながら未整備区間の早期整備を引き続き県に要望するとともに、早期完成に向けて市も必要な役割を果たしてまいります。

都市公園については、景観の向上と快適な憩いの場の提供に努めるとともに、高齢者の健康づくりに配慮した器具の設置など、利用しやすい公園環境の整備・保全に取り組んでまいります。

都市計画については、「北秋田市都市計画マスタープラン」の第２次計画を策定し、持続可能な都市形成を進めてまいります。

住環境の向上については、耐震診断・改修支援事業及び住宅リフォーム支援事業を継続し、安心・安全で心地よい居住環境の形成を促進してまいります。

市営住宅については、「北秋田市公営住宅等第２期長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を行うとともに、計画的な建替え整備を進めてまいります。

＜上下水道課＞

水道事業については、老朽管及び基幹管路の更新並びに緊急連絡管工事を継続し、安定的な給水に努めてまいります。また、施設監視システム整備及び漏水調査を継続し、漏水件数の減少を図るとともに、適正な水質管理に努め、安心・安全な水道水を供給してまいります。

公共下水道事業については、管渠整備を継続し、未普及区域の早期解消と水洗化の推進に努め、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ってまいります。また、鷹巣浄化センターの改築、耐震化事業に着手し、安心・安全な下水道処理施設の構築に努めてまいります。

農業集落排水事業については、老朽化が顕著な施設の計画的な修繕及び更新を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

生活排水処理整備構想については、計画の中間年であることから見直しを行い、人口減少社会に対応した効率的で持続可能な施設の在り方を検討してまいります。

事業運営については、経営戦略等をもとに効率的な事業執行に取り組み、経費節減により持続可能な経営を図るとともに、窓口業務委託を継続し、業務の効率化と収納率の維持向上に努めてまいります。

消防本部

＜常備消防＞

災害対応については、近年、大規模地震の発生が危惧されていることに加え、土砂、風水害も激甚化、頻発化しており、本市においても大雨災害が４年連続で発生していることから、消防力の充実強化と地域の安全に繋がる防災体制の確保に努めてま

いります。

火災予防については、令和７年の火災件数は 15 件で前年比１件の減でありましたが、住宅火災において高齢者の死者が発生していることから、高齢者を含む世帯や障がい者世帯を対象とした無線連動型住宅用火災警報器の設置促進に引き続き努めてまいります。

また、大分市佐賀関（さがのせき）の住宅地で発生した大規模火災や全国各地で発生している林野火災を踏まえ、地域の特性や気象状況等に応じた火の取扱いへの注意喚起、関係機関と連携した火災予防の啓発に取り組んでまいります。

救急業務については、令和７年の救急出場件数は 1,742 件で前年比 60 件の減でありましたが、高齢化の進展等に伴う救急需要を踏まえ、消防と医療の連携体制を強化し、救急業務の円滑化を図ってまいります。また、救急業務の高度化に向けて、引き続き救急救命士の養成と救急隊員の資質向上に取り組んでまいります。

救助活動については、昨今の災害・事故に対応するため、消防装備の充実、専門的知識を有する人材の育成が求められていることから、救助体制の強化に努めてまいります。

地域防災については、市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、防災訓練等を行うとともに自主防災組織や高校生消防クラブと連携した活動を推進し、地域における防災意識の向上に取り組んでまいります。

＜非常備消防＞

消防団活動については、消防団を中核とする地域防災力の充実強化に向けて、消防団員の教育訓練と装備等の整備推進を図ってまいります。また、消防団員の確保に向けた広報活動に努め、地域事業所の理解や協力を得ながら、消防団に対する興味関心を醸成し、消防団員の加入促進に取り組んでまいります。

教育委員会

＜教育総務課＞

学校の整備については、鷹巣中学校体育館改築事業として、令和８年度から建設工事に着手してまいります。また、各小中学校等の保守管理については、教育活動に支障が生じないよう適切に対応してまいります。

あきたリフレッシュ学園については、様々な要因から登校が困難な児童生徒に対し、個に応じた学習や大自然での体験活動を通じて心身の回復と学校復帰・社会参画を支援するとともに、事業周知により利用しやすい環境を整えてまいります。

学校給食については、衛生管理と食物アレルギー対応を徹底し、安心･安全な提供に努めるとともに、地場産物の活用促進や学校給食試食会、市ホームページでの献立内容の発信を通じて食育を推進してまいります。

＜学校教育課＞

新たに策定された「第３次北秋田市学校教育ビジョン」の重点目標である「次代を切り拓くための資質・能力の育成」「豊かな心と健やかな体の育成」「ふるさとを愛し、ふるさとを支えようとする子どもの育成」の達成に向けた教育活動の改善と充実に取り組んでまいります。

次代を切り拓くための資質・能力の育成については、「主体的・対話的で深い学び」を基盤としながら、ＩＣＴ環境の整備と充実による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、小学校入学前後の「架け橋カリキュラム」の実施や幼保小の保育士及び教員並びに子どもの相互交流など、認定こども園や保育所等の就学前施設と小学校との連携に取り組んでまいります。

豊かな心と健やかな体の育成については、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図るとともに、子ども一人ひとりの自尊感情や自己有用感の醸成を目指してまいります。また、「不登校対策検討委員会」や「いじめ問題対策連絡協議会」等を通じて、関係機関との連携を図り、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見及び即時対応に努めてまいります。

ふるさとを愛し、ふるさとを支えようとする子どもの育成については、郷土資料集「きらり☆きたあきた」を活用してふるさとへの愛着や誇りを育むとともに、地域行事やボランティア活動への参加、地域内外への発信活動等を通じて、児童生徒のふるさとを思う気持ちがより強くなり、地域に貢献しようとする行動に繋がるよう、ふるさと教育・キャリア教育に取り組んでまいります。

中学校部活動の地域移行については、学校や地域の実態に応じ、休日及び平日の地域クラブ活動の拡大や合同部活動の実施について取り組むとともに、今後の学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等について、学校や保護者、各種団体等と検討を進めてまいります。

学校の統合については、「適正規模・配置再編プラン」の計画について、統合の可否や在り方、方向性等について、保護者や地域住民との話し合いを進めてまいります。

＜生涯学習課＞

地域づくりについては、公民館講座やサークル活動での学びの成果を次世代へ継承する人材育成を進めるとともに、学校を核とした住民参加型の地域づくりを推進してまいります。

公民館整備については、地域の交流と生涯学習活動の拠点となる「森吉コミュニティセンター」の改築に向けて取り組んでまいります。

学びについては、学習ニーズや要望に応じた学習機会の提供に加え、日本語教室や障がい者の生涯学習事業による交流の促進、ホームページやＳＮＳを活用した情報発信、読書活動を通じて、共生社会に対応した多様な学びの支援を行ってまいります。あわせて、子どもを対象としたふるさと教育や放課後こども教室、自然体験活動の充実、家庭教育支援チームの取組を通じて、子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

文化財については、観光文化スポーツ部文化スポーツ課への業務移管を予定しておりますが、有形・無形文化財を次世代へ継承していくため、関係者と連携し、市民が地域の文化財に親しむ機会の充実を図ってまいります。また、指定文化財の価値の共有を図りながら、保存・継承に取り組んでまいります。

以上、各施策について申し上げましたが、市民の皆様と議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和８年度の施政方針といたします。

令和８年北秋田市議会３月定例会　行政報告

北秋田市議会３月定例会が開催されるに当たり、11 月 21 日以降の主な事項及び今後予定している事項について報告いたします。

市 長 部 局

総　務　部

＜総務課関係＞

11 月 26 日、市役所本庁舎において、市長からの諮問を受け、北秋田市特別職報酬等審議会が開催されました。12 月 15 日には、市長に対し、議員報酬については諮問額を下回る水準とし、副市長の給料については諮問どおり引き上げる旨の答申がなされました。

11 月 27 日、市民ふれあいプラザにおいて、職員向けの避難所開設･運営訓練を行いました。訓練には 19 人が参加し、避難所開設時の注意事項などの説明を受けた後、使用が想定されるパーテーションや段ボールベッドを実際に組み立てる訓練を行いました。

北秋田市職員採用試験（後期）については、11 月 28 日まで募集を行い、12 月 13 日に試験を実施しました。12 月 26 日付けで大学卒程度一般行政３人、高校卒程度一般行政３人、社会人経験者一般行政４人、障がい者採用１人の合格者を告示しました。また、北秋田市職員採用試験（追加募集）について、12 月 25 日に告示し、２月 21 日に試験を実施いたします。

１月９日、女性職員を対象としてメンタルヘルス・アンガーマネジメント研修を実施しました。近年、職場や家庭における役割の多様化・負担の増大等により、働く女性のメンタルヘルス不調などに課題を抱えるケースが増えているため、精神医学、心理学をベースに具体的なポイントを含め、仕事上だけではなくプライベートでも役立つ内容とし、24 人の職員が受講しました。

１月初旬から降り続いた積雪が、鷹巣、米内沢の２観測点で災害警戒部設置の基準となる積雪深に達したため、１月 23 日、北秋田市災害警戒部（雪害）を設置しました。さらに積雪量が増加し、以降も増加が予想されたことから、１月 30 日、北秋田市災害対策本部（雪害）へ改組し、対応に当たりました。２月２日現在、人的被害は９人（重傷３人、軽傷６人）、建物被害は５件（住家一部損壊２件、非住家全壊２件、非住家一部損壊１件）となっております。

＜総合政策課関係＞

12 月 22 日から１月９日まで、市民 1,000 人を対象に令和７年度北秋田市民意識調査を実施しました。回答のあったアンケートの集計及び分析を行い、３月に市ホームページにて結果を公表する予定です。

令和７年 12 月末日時点の「きたあきたふるさと寄附金」は、21 億 5,247 万 5,000 円で、昨年度と比較して８億 1,919 万 8,900 円の増額となりました。主力返礼品である米の受付が大きく伸びており、引き続き年度末に向け関係者と連携し、さらなる寄附の拡大を図ってまいります。

＜内陸線再生支援室関係＞

12 月５日、フリー切符の購入者に対し、駅や車内販売で使用できるお買い物券を配布する「秋田内陸線復旧応援キャンペーン」を開始し、利用促進を図りました。

12 月９日、令和８年度の田んぼアートデザインについて、公募作品の中から２作品を決定しました。小渕地区については、引き続き「家族都市」プロジェクトの一環として『クレヨンしんちゃん』の田んぼアートを制作することとしております。

12 月 12 日、角館駅行き始発列車が、荒瀬駅～萱草駅間で倒木と衝突し、その影響により車両が脱線転覆する事故が発生しました。乗客は不在でしたが、乗務員１人が負傷しました。12 月 12 日から 15 日までは事故の影響により阿仁合駅～角館駅間で区間運休となりましたが、安全確認を経て 16 日に全線での運転を再開しました。なお、事故車両については現地での回収が困難なため、今後、現場において解体撤去する予定です。

12 月以降の運行状況については、沿線各所における大雪や倒木の続発等により、運休や遅延などの交通障害が相次いで発生しております。

財　務　部

＜財政課関係＞

令和７年11月１日から令和７年12月31日までの工事等発注状況（500万円以上）は、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表

※500 万円以上（消費税含む）　　令和７年 11 月１日～令和７年 12 月 31 日

工事名又は業務名等	契約年月日	契約額（千円）	請負業者名
ICS クラウド使用料（標準化移行後）	Ｒ７.11.21	16,244	(株)アイシーエス秋田支店

工事等発注一覧表

※500 万円以上（消費税含む）　　令和７年 11 月１日～令和７年 12 月 31 日

工事名又は業務名等	契約年月日	契約額（千円）	請負業者名
総務部　１件		16,244	
大太鼓の館改修基本設計業務委託	Ｒ７.12.19	12,846	設計チーム木協同組合
伊勢堂岱遺跡法面護岸工事実施設計委託	Ｒ７.12.19	8,250	(株)イビソク秋田営業所
観光文化スポーツ部　２件		21,096	
道路災害復旧工事（１級市道　七日市～松沢線）	Ｒ７.11.17	5,016	長岐建設(株)
面整備工事（鷹巣処理区その１）	Ｒ７.11.17	110,550	(株)津谷組
マンホールポンプ設置工事（鷹巣処理区 MP865-１）	Ｒ７.11.17	19,140	日通プロパン鷹巣販売(有)
河川災害復旧工事（準用河川　摩当沢川）	Ｒ７.11.28	10,615	(株)おがさわら
災害復旧事業測量調査業務委託（その他市道　根小屋高等学校線）	Ｒ７.11.28	30,800	奥山ボーリング(株)北秋田営業所
災害復旧事業測量調査業務委託（その他市道　川井美栄線）	Ｒ７.11.28	31,130	奥山ボーリング(株)北秋田営業所
排水維持工事（１級市道　駅前木戸石線ほか）	Ｒ７.12.12	9,207	朝日建設(株)
道路災害復旧事業設計業務委託（その他市道　大沢線）	Ｒ７.12.12	9,579	(株)協和コンサルタンツ秋田営業所
明田団地解体工事（S54 年築３棟）	Ｒ７.12.25	18,040	(株)佐藤庫組
建設部　９件		244,077	
合計　12 件		281,417	

＜税務課関係＞

収納対策については、徴収強化及び滞納額の縮減を図るため、12 月 11 日、14 日及び 18 日、日中や平日に相談に来られない方を対象に「夜間及び休日納税相談窓口」を開設し、生活状況に配慮したきめ細やかな納税相談を実施しました。また、２月には 12 日、15 日及び 19 日の３日間、同相談窓口を開設します。

1 月 29 日から 31 日まで、スマホ申告推進の新たな取組として「北秋田市スマートフォン申告勉強会」を開催しました。ご自宅からの申告方法を習得されることで、これまでの日程調整や来場、待ち時間等の負担軽減につながるものと期待しております。

令和７年分「市・県民税」申告相談については、２月４日から３月 16 日までの期間、延べ 10 会場で実施します。

市民生活部

＜生活環境課関係＞

12 月 10 日から１月３日まで、年末年始における犯罪及び各種事故を防ぐ運動を実施しました。運動期間中の 12 月 11 日には、市民ふれあいプラザにおいて、北秋田警察署、防犯協会及び防犯指導隊などの防犯関係団体と、北秋田地区交通安全協会、交通指導隊及び交通安全母の会などの交通安全関係団体による特別警戒出動式及び年末の交通安全運動出動式が開催されました。防犯意識と交通事故防止の高揚を図るとともに、車両パレードによる市民への呼びかけを行いました。

12 月 18 日、安全三法に基づく立入検査を市内４店舗において実施しました。家庭用品、電気用品及び消費生活用製品における検査対象品の全てにおいて、適正な表示のもと販売されていることを確認しました。

１月 17 日、交流センターにおいて、北秋田地区交通指導隊連合会及び防犯指導隊連合会による安全祈願式及び査閲式が開催されました。安全祈願式では、令和８年中の安全で事故のない活動を祈願し、査閲式では服装及び規律の確認が行われました。

１月 19 日、市民ふれあいプラザにおいて、北秋田地区交通安全協会の主催による交通安全祈願祭が開催され、安全運転管理者協会、事業主交通安全推進協会、北秋田警察署、交通指導隊連合会、交通安全母の会及び老人クラブなど関係団体による交通事故の撲滅と、安全意識の高揚を祈願しました。

＜市民課関係＞

令和７年 12 月末現在の住民登録者数は２万 7,155 人（うち外国人 225 人）で、その内訳は、男１万 2,854 人（同 49 人）、女１万 4,301 人（同 176 人）、世帯数は１万 3,221 世帯（うち外国人を含

む世帯 209 世帯）となっております。前年同期に比べ、住民登録者数が 679 人の減少、世帯数が 160 世帯の減少となっております。

マイナンバーカードについては、12 月末現在の市民の保有枚数が２万 3,783 枚で、保有枚数の人口に占める割合は 85.4％となっております。

国民健康保険については、12 月末現在の被保険者数は 5,203 人、加入世帯数は 3,841 世帯で、前年同期に比べ、被保険者数が 246 人の減少、加入世帯数が 163 世帯の減少となっております。

後期高齢者医療については、12 月末現在の被保険者数は 7,709 人で、前年同期に比べ、23 人の増加となっております。

健康福祉部

＜福祉課関係＞

12 月１日、交流センターにおいて「民生委員・児童委員委嘱状伝達式」を開催し、令和７年 12 月１日から委嘱された新任委員と退任委員合わせて 104 人が出席しました。新たな任期は令和 10 年 11 月 30 日までとなります。

物価高騰に伴う経済的負担の軽減を図るため、市内の施設入所者を除く全世帯の世帯主に対して一世帯当たり１万 4,000 円を支給する「灯油購入費助成事業」の給付手続を開始しました。12 月 26 日現在、１万 1,967 世帯へ支給のお知らせ及び確認書を送付し、順次、支給を開始しております。

＜こども課関係＞

令和８年度の保育所等の入所申込状況については、１月末現在 414 人（公立保育所 52 人、私立保育所 199 人、認定こども園 163 人）となっております。

１月９日、市民ふれあいプラザにおいて、悩みや思いを抱える中高生が気軽に立ち寄り相談できる「こども立ち寄り相談室」を実施し、１人の利用がありました。

１月 14 日、鷹巣小学校において、ことばの発達を促すことを目的とした「幼児ことばの教室」の第４回目を開催しました。３組の親子が参加し、教材や遊びを通じて幼児の状況に合わせた個別指導を受けました。

市民から寄せられた学生服や学用品を必要とする方へ譲渡する「学生服等のリユース無料譲渡会」については、合川庁舎において、１月 17 日から開催し、初日の土曜日は約 60 人が利用しました。なお、譲渡会は３月 18 日まで平日のみ開催しております。

１月 20 日、「第２回子ども・子育て会議」を開催しました。令和８年度のこども施策について「北秋田市こども計画」の基本理念に基づき、引き続き取り組んでいくことを関係機関と認識を共

有しました。

＜高齢福祉課関係＞

福祉の雪事業については、12 月末現在の登録世帯数は 646 世帯で、12 月までの利用は延べ 194 世帯、719 回となっております。

介護保険については、12 月末現在の要支援・要介護認定者数が 2,657 人（前年同期比 31 人減）で、このうちサービス受給者は 2,230 人（前年同期比 1 人減）、認定に対する受給率は 83.9%（前年同期比 0.9%増）となっております。

＜医療健康課関係＞

成人保健事業については、12 月 12 日及び１月 14 日、「すこやか健康講座」を開催し、延べ 143 人が参加しました。また、市内小学５年生から健康をテーマにした「健康標語」を募集し、139 作品の応募がありました。そのうち 30 作品について「令和８年度版健康ガイド」に掲載して健康増進を啓発します。

心の健康づくり事業については、12 月２日、「心の健康づくり講演会」を開催し、53 人が参加しました。１月からは 80 歳以上の高齢者 143 人を対象として、保健師がご自宅を訪問する「ホッとあい訪問」を実施しております。

地域食生活改善相談事業については、「フレイル予防教室」と合わせてフレイル予防を目的とした試食の提供とミニ栄養講話を行い、日々の食生活の見直しに向けた普及啓発を図っています。

予防接種事業については、12 月末現在の接種者数として、インフルエンザは高齢者が 6,401 人、子どもと妊婦が延べ 1,589 人です。新型コロナウイルスは 995 人、高齢者の肺炎球菌は 464 人、帯状疱疹は 1,142 人となっております。

介護予防事業については、全４回の「フレイル予防サポーター養成講座・フォローアップ講座」を実施しました。21 人が参加し、新たに５人を「北秋田市フレイル予防サポーター」として認定しました。

産　業　部

＜農林課関係＞

令和８年産米の生産の目安については、12 月 10 日に秋田県の目安が 42 万 8,000 トン、面積換算値で７万 4,177 ヘクタールと決定されたことを受け、12 月 25 日に開催した「北秋田市農業再生協議会臨時総会」において、本市における生産の目安を対前年比 233 トン増加の１万 6,487 トン、

面積換算値では 38 ヘクタール増加の 3,059 ヘクタールと決定し、方針作成者であるＪＡ等から各生産者へ目安が配分されております。

有害鳥獣被害対策については、陸上自衛隊と県の協力をいただき、迅速かつ安全に被害防止対策が進められ、令和７年 12 月末現在でツキノワグマの捕獲頭数は 343 頭となっております。また、果樹木伐採は 487 本、94 件となっております。

森林経営管理事業については、第７期地区として阿仁長畑地区等の意向調査と、第６期として栄地区及び阿仁地区の集積計画作成を実施し、経営管理権取得に向けた業務を推進しております。なお、第１期から第５期までの対象地区の経営管理権を取得した箇所については、事業体への再委託業務を募集するとともに、申込みがない箇所については、市において森林経営管理を行ってまいります。

令和７年度の農業災害については、５月 21 日発生の農業用施設災害１か所は年度内に復旧が完了しております。８月～９月発生の農林関係で被害を受けた農地 61 か所と農業用施設 53 か所の計 114 か所と林道災害の３路線９か所については、国の災害復旧事業査定を終え、令和８年度の作付けや森林施業に支障がないよう早期完成に向け順次発注してまいります。

＜産業政策課関係＞

11 月 18 日、厚生労働省による「卓越した技能者の表彰」を受賞した、秋田八丈はまなす工房の奈良田登志子さんが、市役所本庁舎を訪れ、市長に受賞を報告しました。

12 月 14 日から２月８日まで、「第 18 回北秋田きらきらフェスティバル」が米代児童公園をメイン会場に開催され、中心市街地の賑わい創出が図られました。

12 月 17 日、耕ホールにおいて、「市内企業懇談会」を開催しました。「ふるさと企業大賞表彰状伝達式」では受賞したティディエス株式会社に表彰状などが授与されたほか、ふるさと融資制度に関する講演会を行いました。交流会には 17 社 30 人が参加し、意見交換などで交流を深めました。

12 月 27 日、ハローワーク鷹巣と合同で大館能代空港を利用し帰省した方に、移住支援制度や求人情報を提供し、Ａターン移住を考える機会になるようＰＲ活動を行いました。

１月 29 日、ホテル椿山荘東京（東京都）において、秋田県企業誘致推進協議会が主催する「秋田県・県内市町村と首都圏企業との懇談会」が開催され、秋田県に進出している本社の代表などに出席いただき交流を深めました。

観光文化スポーツ部

＜観光課関係＞

冬期間における誘客促進と市内事業者等への支援を目的に、12 月１日から３月５日までの期間に市内宿泊施設へ宿泊した方に対し、市内の飲食店や小売店等で使用できる「地域限定クーポン」を配付する「北秋田市おもてなし宿泊支援事業」を実施しております。

12 月 13 日、森吉山阿仁スキー場の冬シーズンがスタートし、１月７日からは樹氷観賞期間が始まっております。今シーズンは、インバウンドの増加を踏まえ、観光庁の「オーバーツーリズム未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」を活用し、スキー場におけるライブカメラの設置や無料シャトルバスの実証運行を実施するなど、混雑緩和と安全確保に向けた対策を講じております。

12 月 23 日、森吉山の国定公園化の早期実現を図るため、秋田県知事に対し、環境大臣への国定公園指定の申出を早期に行っていただくよう要望しました。

１月２日、大太鼓の館展示ホールにおいて、「綴子大太鼓叩き初め」が開催されました。綴子上町・下町の両大太鼓保存会により、施設での無事故や豊作、市の発展などを祈願するためのセレモニーが行われました。

＜文化スポーツ課関係＞

文化振興事業については、11 月 22 日、浜辺の歌音楽館において、「第 102 回定期演奏会　竹中真　JAZZ PIANO LIVE Ⅲ」が開催されました。来場者は迫力のあるピアノ演奏を楽しみ、アンコールではジャズ風にアレンジした秋田県民歌が披露されました。

12 月 21 日、浜辺の歌音楽館において、「浜辺の歌音楽館少年少女合唱団クリスマスコンサート」が開催されました。今回はＭＭＣ、はまべのうたキッズの他に、特別ゲストとしてコールもりよしの皆さんにも出演をいただき、クリスマスにちなんだ楽曲や冬の歌が披露されました。

世界遺産事業については、12 月 13 日、伊勢堂岱縄文館において「令和７年度第１回伊勢堂岱縄文館講座」を開催し、大井将生氏による「文化遺産の教育活用」と題した講演が行われました。

また、１月 10 日、「第２回伊勢堂岱縄文館講座」を開催し、大野淳也氏による「桜町遺跡から見た縄文人の交流」と題した講演が行われました。

スポーツ振興事業については、12 月 20 日、森吉総合スポーツセンターにおいて、「第９回なわとび大会及び第 25 回ながなわとび大会」を行いました。なわとび２種目、ながなわとび１種目に小学生から一般まで約 150 人が参加しました。

12 月 23 日、市営薬師山スキー場において、スキー場開きが行われました。市や指定管理者である地元自治会、スキー関係者など約 30 人が出席し、シーズン中の安全を祈願しました。

１月８日、市役所本庁舎において、特定非営利活動法人ブラウブリッツ秋田スポーツネットワー

クと包括連携に関する協定締結式を行いました。今後は当法人と連携しながら、スポーツ機会の創出を通して市民の健康増進を図るほか、子どもたちの運動能力向上、高齢者の健康づくり、食育指導など、幅広い活動を展開していくこととしています。

１月 31 日、市営薬師山スキー場において、「第 17 回北秋田市民スキー大会兼第 69 回北秋田学童スキー大会」を行いました。選手たちは日頃鍛えたスキー技術を競い合ったほか、自由参加のバイアスロン体験やバナナボート試乗を行い、来場者は雪国ならではのスポーツと遊びを楽しみました。

建　設　部

＜建設課関係＞

令和７年 11 月１日から令和７年 12 月 31 日までの道路関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
道路占用物データ追加作成委託	
道路台帳整備事業　１件	
排水維持工事（１級市道 駅前木戸石線）	
道路等維持事業　１件	
災害復旧事業測量調査業務委託（地すべり１）	災害復旧事業測量調査業務委託（地すべり２）
道路災害復旧事業設計業務委託 （その他市道 大沢線）	河川災害復旧工事（準用河川 摩当沢川）
道路災害復旧工事 （１級市道 七日市～松沢線）	道路災害復旧工事（１級市道 駅前通線）
道路災害復旧工事（その他市道 寄延沢線）	道路災害復旧工事（１級市道 荒瀬川線）⑩
災害復旧工事 （その他市道 田子ヶ沢～岩谷線）	
公共土木施設災害復旧事業　９件	
明田団地解体工事（S54 年築３棟）	
市営住宅整備事業　１件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
公用車（森吉）	
道路維持事業　１件	
凍結防止剤散布車３ｔ級（合川）	
除雪事業　１件	
排水維持工事（その他市道 鳥屋岱五号線）	排水維持工事（その他市道 石坂線）
道路維持工事（その他市道 細越発電所線）	道路維持工事（その他市道 宮本２号線）
道路等維持事業　４件	
道路改良工事（１級市道 摩当鎌沢線）	
道路新設改良事業　１件	
道路照明灯点検業務委託	舗装補修工事（１級市道 鷹巣～前山線）
防災安全交付金事業　２件	
橋梁補修工事委託（石坂跨線橋）	橋梁補修工事（治五兵ェ岱橋）
トンネル補修工事（小様トンネル）	
道路メンテナンス事業　３件	
災害復旧事業測量設計業務委託（その１）	災害復旧事業測量設計業務委託（その２）
災害復旧事業測量設計業務委託（その３）	災害復旧事業測量設計業務委託（その４）
災害復旧事業測量設計業務委託（その５）	災害復旧事業測量設計業務委託（その６）
災害復旧事業測量設計業務委託（その７）	災害復旧事業測量設計業務委託（その８）
河川災害復旧工事（準用河川 田の沢川）	道路災害復旧工事（１級市道 荒瀬川線）③
道路災害復旧工事（１級市道 荒瀬川線）⑤	道路災害復旧工事（１級市道 荒瀬川線）⑥
道路災害復旧工事（１級市道 荒瀬川線）⑦	道路災害復旧工事 （１級市道 七日市～松沢線）
災害復旧工事（準用河川 黒沢川）	災害復旧工事（準用河川 大清水川）
災害復旧工事（準用河川 大堤川）	災害復旧工事（準用河川 田沢川）①
災害復旧工事（準用河川 田沢川）②	災害復旧工事（準用河川 田沢川）③
災害復旧工事（準用河川 田沢川）④	災害復旧工事（準用河川 小摩当川）
災害復旧工事（１級市道 ブナ森線）②	災害復旧工事（１級市道 ブナ森線）③
災害復旧工事（２級市道 葛黒～吉ヶ沢線）	災害復旧工事（２級市道 大印ノロ川線）
災害復旧工事（その他市道 中小又李岱線）	災害復旧工事（その他市道 脇神法泉坊沢線）
災害復旧工事（その他市道 高村岱小森線）①	災害復旧工事（その他市道 高村岱小森線）②
災害復旧工事（その他市道 高村岱小森線）③	災害復旧工事（その他市道 品類～大野岱線）
災害復旧工事（その他市道 黒森線）①	災害復旧工事（その他市道 高校通線）

災害復旧工事（その他市道 萱草地蔵岱線）	災害復旧工事 （その他市道 田子ヶ沢～岩谷線）
公共土木施設災害復旧事業　36 件	
建設設計監理委託（明田団地）	建設工事監理委託（明田団地）
建設工事（明田団地Ａ棟）	建設工事（明田団地Ｂ棟）
給排水管敷設工事（明田団地）	外構工事（明田団地）②
市営住宅整備事業　６件	

住宅リフォーム支援事業「北秋田市住まいる応援事業」については、令和７年 11 月１日から令和７年 12 月 31 日までに 26 件の申込みをいただき、今年度の受付を終了しました。

＜上下水道課関係＞

令和７年 11 月１日から令和７年 12 月 31 日までの建設改良事業等の発注状況及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
面整備工事（鷹巣処理区その１）	マンホールポンプ設置工事（鷹巣処理区 MP865-１）
ます設置工事（鷹巣処理区その５）	ます設置工事（鷹巣処理区その６）
マンホール形式ポンプ場詳細設計業務委託（鷹巣処理区その１）	
下水道事業　５件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
緊急連絡管整備工事（緑ヶ丘地区）	老朽管更新工事（打当地区）
ポンプ取替工事（川口浄水場２号送水ポンプ）	
水道事業　３件	
舗装復旧工事（鷹巣処理区その１）	舗装復旧工事（鷹巣処理区その２）
ます設置工事（米内沢処理区その１）	取付管舗装復旧工事（合川処理区その１）
機器更新工事（鷹巣浄化センターその２）	
下水道事業　５件	
機器更新工事（前田地区 No.305）	機器更新工事（合川地区その１）
農業集落排水事業　２件	

消防本部

＜常備消防関係＞

11 月から 12 月までの火災発生状況及び消防活動については、火災は建物火災が３件で、焼損棟数は住家全焼２棟、部分焼４棟、非住家全焼１棟、半焼１棟、ぼや１棟、火災に起因する傷者が１人発生しております。

救急出場件数は 300 件で、急病が最も多く 203 件となっております。救急救命士が行った医療処置は、血管確保が 20 件、薬剤投与が 10 件、気管挿管が７件となっております。ドクターヘリ要請は、施設間搬送が１件、覚知要請１件、天候不良等飛来不可５件の計７件となっております。

救助出場件数は７件で、交通事故が最も多く６件、救助人員は３人となっております。

11 月 18 日、阿仁地区において、火災予防を目的とした高齢者世帯の戸別訪問を社会福祉協議会と合同で実施しました。また、1 月 19 日及び 20 日には鷹巣地区において実施し、火気や電気器具の使用、住宅用火災警報器の設置状況等を確認し、防火に関する指導を行っております。

12 月 17 日、「消防職員意見発表会秋田県大会」の予選会を開催しました。５人の消防職員が日頃の業務に対する提言等について発表し、消防業務の諸問題に関して知識の研鑽と意識の高揚を図っております。

＜非常備消防関係＞

消防出初式については、１月４日、消防団員と消防車両による分列行進と式典を開催しました。行進には高校生消防クラブ６人、綴子保育園児４人が参加し、式を盛り上げました。また、文化会館では消防団員など約 400 人が参加し、今年一年の無火災・無災害・無事故を誓いました。

消防団車両については、１月 17 日に第１分団（鷹巣摩当）の車両を更新し、小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防自動車を配備しております。

令和７年 10 月から開始した消防団応援の店事業は、市内登録店が 16 店舗となり、今後も新たな消防団員確保の一助となるよう取り組んでまいります。

教育委員会

＜教育総務課関係＞

12 月 25 日から 28 日の３泊４日の日程で、県外の小学５年生から中学３年生を対象に「短期チャレンジ留学Ⅱ」を行いました。11 人の児童生徒が参加し、合川小・中学校の児童生徒と一緒にゲームや雪遊び体験を行ったほか、だまこもち作りやスキー、温泉体験等を行いました。

１月 15 日、あきたリフレッシュ学園の３学期が始まりました。

１月 19 日、北秋田みらい応援留学の第Ⅲ期が始まり、長野県の中学校１年女子１人と静岡県の小学校６年女子１人が参加しました。期間は２月 13 日までの予定です。

＜学校教育課関係＞

11 月 19 日から 21 日まで、国立市との友好交流事業の一環として、小学校教員１人と教育委員会職員１人が国立市立国立第二小学校、第五小学校及び第三中学校等を研修視察しました。また、11 月 26 日から 28 日まで、国立市から鷹巣小学校及び鷹巣中学校へそれぞれ教員１人の研修視察を受け入れました。

１月９日、教育センターの所員発表会及び教育講演会を実施しました。教員２人とあきたリフレッシュ学園研修員による実践研究発表及び「Ａｎｉｑｕｅ」代表の斎藤美奈子氏による「いぶりがっこをアフリカで広める」と題した教育講演を行いました。

＜生涯学習課関係＞

11 月 29 日、文化会館において、「北秋田市読書感想文・感想画コンクール表彰式」を行いました。感想文には小学３年生から一般まで 45 作品、感想画には保育園児等から小学２年生まで 314 作品の応募があり、入賞者 60 人を表彰しました。

12 月７日、市民ふれあいプラザにおいて、「生涯学習フェスタ 2025」を開催しました。定期講座や自主サークル団体及び高鷹大学などがステージ発表を行ったほか、体験コーナー、鷹巣地区公民館・高鷹大学の作品や保管している民具の展示、秋田北鷹高校などが農産物などを販売し、約 500 人の幅広い年齢層の来場者で賑わいました。

１月８日、市民ふれあいプラザにおいて、「冬の笑楽校 2026」を北秋地区生涯学習奨励員協議会との共催により開催しました。高校生の生涯学習奨励員が司会を務めるなか、本市と上小阿仁村の小学生 29 人が英語でクイズゲームや－196℃の世界を体験したり、合川発祥樺細工のストラップ作り、秋田北鷹高校家庭クラブや生涯学習奨励員の皆さんと一緒に調理をするなど、普段の授業とは違った学びに笑顔と楽しいの声が飛び交う学習会となりました。

承認第１号

専決処分の承認を求めることについて（専決第２号　令和７年度北秋田市一般会計補正予算（第 14 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

専決第２号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

１　令和７年度北秋田市一般会計補正予算（第14号）

令和８年１月19日専決

北秋田市長　　津　谷　永　光

専決第２号

令和７年度　北秋田市一般会計補正予算（第 14 号）

令和７年度北秋田市一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３８，３４４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１，３６４，７４３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１月 19 日　専決

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
16 県支出金		2,894,531	24,682	2,919,213
	3 県委託金	121,641	24,682	146,323
19 繰入金		2,654,042	213,662	2,867,704
	2 基金繰入金	2,572,701	213,662	2,786,363
歳入合計		31,126,399	238,344	31,364,743

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		3,712,713	24,682	3,737,395
	4 選挙費	125,343	24,682	150,025
3 民生費		6,874,320	1,870	6,876,190
	1 社会福祉費	4,239,893	1,870	4,241,763
7 商工費		1,648,583	6,959	1,655,542
	1 商工費	1,648,583	6,959	1,655,542
8 土木費		3,162,562	204,833	3,367,395
	2 道路橋りょう費	1,910,493	204,833	2,115,326
歳出合計		31,126,399	238,344	31,364,743

令和７年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
16 県　支　出　金	2,894,531	24,682	2,919,213
19 繰　入　金	2,654,042	213,662	2,867,704
歳　入　合　計	31,126,399	238,344	31,364,743

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,712,713	24,682	3,737,395	24,682			
3 民生費	6,874,320	1,870	6,876,190				1,870
7 商工費	1,648,583	6,959	1,655,542				6,959
8 土木費	3,162,562	204,833	3,367,395				204,833
歳出合計	31,126,399	238,344	31,364,743	24,682			213,662

2　歳　　入

16款　県支出金　　3項　県委託金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 総務費委託金	105,572	24,682	130,254	4. 選挙費委託金	24,682	衆議院議員総選挙事務委託金	24,682
計	121,641	24,682	146,323				

19款　繰入金　　2項　基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	2,105,665	213,662	2,319,327	1. 財政調整基金繰入金	213,662	財政調整基金繰入金	213,662
計	2,572,701	213,662	2,786,363				
歳入合計	31,126,399	238,344	31,364,743				

3　歳　　出

2款　総務費　　4項　選挙費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
8. 衆議院議員総選挙費	0	24,682	24,682	24,682				1. 報酬	13,045	非常勤職員報酬	11,167
										会計年度任用職員報酬	1,878
								3. 職員手当等	600	時間外勤務手当	600
								7. 報償費	176	謝礼	176
								8. 旅費	91	費用弁償	91
								10. 需用費	825	消耗品費	330
										燃料費	124
										食糧費	36
										印刷製本費	315
										修繕料	20
								11. 役務費	2,495	通信運搬費	2,455
										手数料	40
								12. 委託料	7,207	ポスター掲示場設置・撤去委託	6,122
										期日前投票システムサポート委託	325
										投票用紙計数機点検委託	119
										読取分類機設定立会委託	341
										選挙公報梱包・配送委託	74
										開票所準備・撤去委託	177
										開票所電気保安委託	17
										投票所受付委託	32
								13. 使用料及び賃借料	243	施設・建物等使用料	243
計	125,343	24,682	150,025	24,682							

3款　民生費　　1項　社会福祉費

3. 障害者福祉費	1,397,464	1,870	1,399,334				1,870	10. 需用費	1,870	修繕料	1,870
計	4,239,893	1,870	4,241,763				1,870				

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6. 観光施設費	420,308	6,959	427,267				6,959	10. 需用費	1,767	修繕料	1,767
								14. 工事請負費	5,192	工事請負費	5,192
計	1,648,583	6,959	1,655,542				6,959				

8款　土木費　　2項　道路橋りょう費

2. 道路維持費	957,708	204,833	1,162,541				204,833	1. 報酬	5,998	会計年度任用職員報酬	5,998
								3. 職員手当等	6,881	時間外勤務手当	6,881
								10. 需用費	46,332	消耗品費	6,292
										燃料費	14,297
										修繕料	25,743
								12. 委託料	112,755	除雪委託	112,755
								13. 使用料及び賃借料	32,867	作業用機械借上料	32,867
計	1,910,493	204,833	2,115,326				204,833				
歳出合計	31,126,399	238,344	31,364,743	24,682			213,662				

給 与 費 明 細 書

１．特別職

		職員数	給与費							共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分	地域手当	寒冷地 手 当	その他 の手当	計			
		（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	長 等	3	0	25,560	8,391	0	297	88	34,336	13,368	47,704	その他の手当内訳
	議 員	18	66,096	0	20,875	0	0	0	86,971	16,697	103,668	通勤手当 88 千円
	その他の特別職	1,616	130,599	0	0	0	0	0	130,599	40	130,639	
	計	1,637	196,695	25,560	29,266	0	297	88	251,906	30,105	282,011	
補正前	長 等	3	0	25,560	8,391	0	297	88	34,336	13,368	47,704	
	議 員	18	66,096	0	20,875	0	0	0	86,971	16,697	103,668	
	その他の特別職	1,616	119,432	0	0	0	0	0	119,432	40	119,472	
	計	1,637	185,528	25,560	29,266	0	297	88	240,739	30,105	270,844	
比較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	11,167	0	0	0	0	0	11,167	0	11,167	
	計	0	11,167	0	0	0	0	0	11,167	0	11,167	

２．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（ 392 ） 437	523,402	1,719,088	1,269,695	3,512,185	772,098	4,284,283	常勤職員　403人
補正前	（ 392 ） 437	515,526	1,719,088	1,262,214	3,496,828	772,098	4,268,926	
比　較	（ 0 ） 0	7,876	0	7,481	15,357	0	15,357	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	49,294	890	22,993	29,632	9,888	141,238	168	2,664	8,200
	補正前	49,294	890	22,993	29,632	9,888	133,757	168	2,664	8,200
	比　較	0	0	0	0	0	7,481	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	24,555	42,491	468,475	393,552	30,600	44,695	360		
	補正前	24,555	42,491	468,475	393,552	30,600	44,695	360		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（15） 403	0	1,628,660	1,066,961	2,695,621	715,085	3,410,706	
補正前	（15） 403	0	1,628,660	1,066,361	2,695,021	715,085	3,410,106	
比　較	（0） 0	0	0	600	600	0	600	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	49,294	890	22,993	28,164	9,888	119,184	22	2,664	8,200
	補正前	49,294	890	22,993	28,164	9,888	118,584	22	2,664	8,200
	比　較	0	0	0	0	0	600	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	24,555	42,491	372,282	312,749	30,600	42,625	360		
	補正前	24,555	42,491	372,282	312,749	30,600	42,625	360		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（377） 34	523,402	90,428	202,734	816,564	57,013	873,577	
補正前	（377） 34	515,526	90,428	195,853	801,807	57,013	858,820	
比　較	（0） 0	7,876	0	6,881	14,757	0	14,757	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	1,468	0	22,054	146	0	0
	補正前	0	0	0	1,468	0	15,173	146	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	6,881	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	96,193	80,803	0	2,070	0		
	補正前	0	0	96,193	80,803	0	2,070	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明		備　　考
給　　料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増減分	0			
		その他の増減分	0	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	0	
				会計年度任用職員分	0	
職員手当等	7,481	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	7,481	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	600	
				会計年度任用職員分	6,881	

令和７年度　一般会計補正予算（第14号）　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
9	2	4	8	衆議院議員総選挙費	国県支出金	24,682	8	16	3	1	総務費委託金	衆議院議員総選挙事務委託金　24,682

議案第１号

北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

文化財の保護に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することとするため、教育に関する事務の職務権限の特例について、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和５年北秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改める。

本則に次の１号を加える。

（４）　文化財の保護に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（北秋田市行政組織条例の一部改正）

２　北秋田市行政組織条例（平成17年北秋田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第２条の観光文化スポーツ部の項第２号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同号の前に次の１号を加える。

（３）　文化財の保護に関すること。

（北秋田市阿仁異人館条例の一部改正）

３　北秋田市阿仁異人館条例（平成17年北秋田市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第２項中「「教育委員会」を「指定管理者」読み替え」を「「市長」を「指定管理者」に読み替え」に改める。

第４条第１項第３号及び第２項、第５条第１項ただし書及び第２項、第６条、第７条、第12条第３号並びに第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（北秋田市郷土文化保存伝承館条例の一部改正）

４　北秋田市郷土文化保存伝承館条例（平成17年北秋田市条例第256号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第２項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第４条第１項第３号及び第２項、第５条第１項ただし書及び第２項、第６条、第７条、第12条、第14条第３号並びに第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（北秋田市伝承館条例の一部改正）

５　北秋田市伝承館条例（平成17年北秋田市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第２項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第４条第４号、第５条第２項及び第３項、第６条、第７条、第８条ただし書並びに第９条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（北秋田市文化財保護条例の一部改正）

６　北秋田市文化財保護条例（平成17年北秋田市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第３条中「北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第４条第１項、第２項、第４項、第７項及び第８項並びに第５条第１項、第２項、第４項及び第６項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第６条第１項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第３項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第７条第１項から第４項本文までの規定中「教育委員会」を「市長」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第８条及び第９条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第１項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第２項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第３項及び第４項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第２項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第３項第１号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第１項を次のように改める。

市長は、所有者又は保持者若しくは保持団体に対し市指定文化財の公開を、記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

第14条第２項中「教育委員会」を「市長」に、「出品された」を「公開された」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「又は前項」及び「出品し、又は」を削り、

同項を同条第３項とする。

第15条第１項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条第１項中「教育委員会に」を「市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議を行うため」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項を同条第２項とする。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第21条を削る。

（北秋田市胡桃館遺跡埋蔵資料館条例の一部改正）

７　北秋田市胡桃館遺跡埋蔵資料館条例（平成17年北秋田市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第３条中「北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第４条中「教育委員会が」を「市長が別に」に改める。

（経過措置）

８　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に文化財の保護に関する事務に係る法令、条例若しくは教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会若しくはその委任を受けた者（以下「教育委員会等」という。）がした処分その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会等に対してなされた申請、届出その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

（資料）北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第１項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 （１）　博物館の設置、管理及び廃止に関すること。 （２）　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 （３）　文化に関すること（次号に掲げるもの　　を除く。）。 （４）　文化財の保護に関すること。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第１項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 （１）　博物館の設置、管理及び廃止に関すること。 （２）　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 （３）　文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

（資料）北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【附則第２項関係】北秋田市行政組織条例（平成17年北秋田市条例第12号）の一部改正

改正後	改正前
（事務分掌） 第２条　部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 総務部　（略） 財務部　（略） 市民生活部　（略） 健康福祉部　（略） 産業部　（略） 観光文化スポーツ部 （１）　観光に関すること。 （２）　文化の振興に関すること（次号に掲げるもの　　を除く。）。 （３）　文化財の保護に関すること。 （４）　世界遺産に関すること。 （５）　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 建設部　（略）	（事務分掌） 第２条　部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 総務部　（略） 財務部　（略） 市民生活部　（略） 健康福祉部　（略） 産業部　（略） 観光文化スポーツ部 （１）　観光に関すること。 （２）　文化の振興に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。 （３）　世界遺産に関すること。 （４）　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 建設部　（略）

（資料）北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【附則第３項関係】北秋田市阿仁異人館条例（平成17年北秋田市条例第246号）の一部改正

改正後	改正前
（指定管理者による管理及び運営） 第３条　市長は、異人館の管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。 ２　前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第６条及び第７条中「市長」を「指定管理者」に読み替え、本則（第８条を除く。）中「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に読み替えるものとする。	（指定管理者による管理及び運営） 第３条　北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、異人館の管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。 ２　前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第６条及び第７条中「教育委員会」を「指定管理者」読み替え、本則（第８条を除く。）中「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に読み替えるものとする。
（休館日） 第４条　異人館の休館日は、次のとおりとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、市長は特に必要があると認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	（休館日） 第４条　異人館の休館日は、次のとおりとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会は特に必要があると認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
（開館時間） 第５条　異人館の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を変更することができる。	（開館時間） 第５条　異人館の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、教育委員会は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。
（使用の許可）	（使用の許可）

改正後	改正前
第６条　異人館を使用しようとする者は、市長　　の許可を受けなければならない。	第６条　異人館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
（使用の制限） 第７条　市長　　は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。 （１）　（略） （２）　使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則、若しくは市長　　の指示した事項に違反したとき。 （３）～（６）　（略） ２　前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても市長　　はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第６号に該当する場合は、この限りでない。	（使用の制限） 第７条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。 （１）　（略） （２）　使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則、若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。 （３）～（６）　（略） ２　前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても教育委員会はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第６号に該当する場合は、この限りでない。
（指定管理者が行う業務） 第12条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、異人館の管理運営に関し市長　　が必要と認める業務	（指定管理者が行う業務） 第12条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、異人館の管理運営に関し教育委員会が必要と認める業務
（委任） 第13条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長　　が別に定める。	（委任） 第13条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（資料）北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【附則第４項関係】北秋田市郷土文化保存伝承館条例（平成17年北秋田市条例第256号）の一部改正

改正後	改正前
（指定管理者による管理及び運営） 第３条　市長は、伝承館の管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。 ２　前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第６条、第７条及び第12条中「市長」を「指定管理者」に読み替え、本則（第５条第１項及び第８条を除く。）中「使用」を「利用」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「伝承室使用者」を「伝承室利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に読み替えるものとする。	（指定管理者による管理及び運営） 第３条　北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、伝承館の管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。 ２　前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第６条、第７条及び第12条中「教育委員会」を「指定管理者」に読み替え、本則（第５条第１項及び第８条を除く。）中「使用」を「利用」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「伝承室使用者」を「伝承室利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に読み替えるものとする。
（休館日） 第４条　伝承館の休館日は、次に掲げるとおりとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、市長は特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	（休館日） 第４条　伝承館の休館日は、次に掲げるとおりとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会は特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
（開館時間） 第５条　伝承館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （１）・（２）　（略） ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を変更することができる。	（開館時間） 第５条　伝承館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （１）・（２）　（略） ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

改正後	改正前
（使用の許可） 第６条　伝承館に展示資料等の観覧のため使用しようとする者及び伝承室を使用しようとする者は、市長　　の許可を受けなければならない。	（使用の許可） 第６条　伝承館に展示資料等の観覧のため使用しようとする者及び伝承室を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
（使用許可の制限） 第７条　市長　　は、前条の規定により使用の許可を受けた者（展示資料等の観覧のために使用する者（以下「使用者」という。）及び伝承室を使用する者（以下「伝承室使用者」という。））が次の各号のいずれかに該当する場合は、伝承館の使用許可を取り消すことができる。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、市長　　の指示に従わなかったとき。 ２　前項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者又は伝承室使用者に損害が生じても、市長　　はその賠償の責めを負わない。ただし、市長　　が特に必要と認める場合は、この限りでない。	（使用許可の制限） 第７条　教育委員会は、前条の規定により使用の許可を受けた者（展示資料等の観覧のために使用する者（以下「使用者」という。）及び伝承室を使用する者（以下「伝承室使用者」という。））が次の各号のいずれかに該当する場合は、伝承館の使用許可を取り消すことができる。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従わなかったとき。 ２　前項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者又は伝承室使用者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。
（遵守事項） 第12条　使用者及び伝承室使用者は、伝承館内あるいは構内において、市長　　の許可なく物品の販売行為及び飲酒又は金品の寄附及び募集の行為をしてはならない。	（遵守事項） 第12条　使用者及び伝承室使用者は、伝承館内あるいは構内において、教育委員会の許可なく物品の販売行為及び飲酒又は金品の寄附及び募集の行為をしてはならない。
（指定管理者が行う業務） 第14条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前各号に掲げるもののほか、伝承館の管理運営に関し市長　　が必要と認める業務	（指定管理者が行う業務） 第14条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前各号に掲げるもののほか、伝承館の管理運営に関し教育委員会が必要と認める業務
（委任） 第16条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長　　が別に定める。	（委任） 第16条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（資料）北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【附則第５項関係】北秋田市伝承館条例（平成17年北秋田市条例第257号）の一部改正

改正後	改正前
（指定管理者による管理及び運営） 第３条　市長は、伝承館の管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。 ２　前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第６条及び第７条中「市長」を「指定管理者」に読み替え、本則（第５条第２項を除く。）中「使用時間」を「利用時間」に、「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に読み替えるものとする。	（指定管理者による管理及び運営） 第３条　北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、伝承館の管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。 ２　前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第６条及び第７条中「教育委員会」を「指定管理者」に読み替え、本則（第５条第２項を除く。）中「使用時間」を「利用時間」に、「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に読み替えるものとする。
（指定管理者が行う業務） 第４条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）～（３）　（略） （４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	（指定管理者が行う業務） 第４条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）～（３）　（略） （４）　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
（使用時間） 第５条　（略） ２　市長は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。 ３　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て利用時間を変更することができる。	（使用時間） 第５条　（略） ２　教育委員会は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。 ３　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。
（使用の許可） 第６条　伝承館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ２　市長は、伝承館の管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。	（使用の許可） 第６条　伝承館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 ２　教育委員会は、伝承館の管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

改正後	改正前
３　市長　　は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 （１）～（３）　（略）	３　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 （１）～（３）　（略）
（使用の制限） 第７条　市長　　は、伝承館を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは使用を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 （１）　（略） （２）　使用者がこの条例又は市長　　の指示した事項に違反したとき。 （３）～（５）　（略）	（使用の制限） 第７条　教育委員会は、伝承館を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは使用を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 （１）　（略） （２）　使用者がこの条例又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。 （３）～（５）　（略）
（損害賠償義務） 第８条　使用者は、伝承館若しくはその設備を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長　　が特別の理由があると認めるときは、その限りでない。	（損害賠償義務） 第８条　使用者は、伝承館若しくはその設備を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その限りでない。
（委任） 第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長　　が定める。	（委任） 第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

（資料）北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【附則第６項関係】北秋田市文化財保護条例（平成17年北秋田市条例第262号）の一部改正

改正後	改正前
（財産権の尊重及び他の公益との調整） 第３条　市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。	（財産権の尊重及び他の公益との調整） 第３条　北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。
（文化財の指定等） 第４条　市長は、市の区域内に存する文化財（法又は県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを、北秋田市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。	（文化財の指定等） 第４条　教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法又は県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを、北秋田市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。
２　前項の規定による指定をするには、市長は、指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の申請によるもののほかは、あらかじめ、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。	２　前項の規定による指定をするには、教育委員会は、指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の申請によるもののほかは、あらかじめ、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
３　（略）	３　（略）
４　第１項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、市長は、あらかじめ、北秋田市文化財保護審議会に諮問しなければならない。	４　第１項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、北秋田市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
５・６　（略）	５・６　（略）
７　第１項の規定による指定及び第３項の規定による認定をしたときは、市長は、当該市指定文化財の所有者（以下「所有者」という。）に指定書を、保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。	７　第１項の規定による指定及び第３項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該市指定文化財の所有者（以下「所有者」という。）に指定書を、保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。
８　市長は、第３項の規定による認定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定	８　教育委員会は、第３項の規定による認定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定

改正後	改正前
することができる。 9　（略） （文化財の指定の解除等） 第５条　市指定文化財が、市指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。 2　市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。 3　（略） 4　市指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。 5　（略） 6　前項の規定で準用する前条第５項の規定による通知を受けたときは、市指定文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体の代表者は、速やかに当該市指定文化財の指定書又は認定書を市長に返還しなければならない。 （所有者の管理義務及び管理責任者） 第６条　所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。 2　（略） 3　前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任したとき又は変更したときも、同様とする。	することができる。 9　（略） （文化財の指定の解除等） 第５条　市指定文化財が、市指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。 2　市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。 3　（略） 4　市指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。 5　（略） 6　前項の規定で準用する前条第５項の規定による通知を受けたときは、市指定文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体の代表者は、速やかに当該市指定文化財の指定書又は認定書を教育委員会に返還しなければならない。 （所有者の管理義務及び管理責任者） 第６条　所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。 2　（略） 3　前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したとき又は変更したときも、同様とする。

改正後	改正前
4　（略）	4　（略）
（所有者の変更等） 第７条　所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長　　に届け出なければならない。 ２　所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長　　に届け出なければならない。 ３　市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を市長　　に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。 ４　市指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめ、その旨を市長　　に届け出なければならない。ただし、規則　　の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。	（所有者の変更等） 第７条　所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 ２　所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 ３　市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。 ４　市指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。
（土地の所在等の異動の届出） 第８条　市指定文化財の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、速やかにその旨を市長　　に届け出なければならない。	（土地の所在等の異動の届出） 第８条　市指定文化財の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
（滅失、損傷等） 第９条　市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者は、速やかにその旨を市長　　に届け出なければならない。	（滅失、損傷等） 第９条　市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
（現状変更等の制限） 第10条　市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を	（現状変更等の制限） 第10条　市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を

改正後	改正前
及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更についての維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は保存に影響を及ぼす行為についてその影響が軽微である場合は、この限りでない。	及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更についての維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は保存に影響を及ぼす行為についてその影響が軽微である場合は、この限りでない。
2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。	2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
3　市長は、第１項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。	3　教育委員会は、第１項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。
4　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	4　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
5　（略）	5　（略）
（補助金の交付等）	（補助金の交付等）
第11条　（略）	第11条　（略）
2　前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として保存、管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該保存、管理又は修理について指揮監督することができる。	2　前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として保存、管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該保存、管理又は修理について指揮監督することができる。
3　第１項の規定による補助金の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該補助金の交付を受けた者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。	3　第１項の規定による補助金の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該補助金の交付を受けた者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
（１）　保存、管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	（１）　保存、管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
（２）・（３）　（略）	（２）・（３）　（略）
（保存、管理又は修理に関する助言又は勧告）	（保存、管理又は修理に関する助言又は勧告）
第12条　市長は、所有者若しくは管理責任者又は保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存、管理又は修理に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	第12条　教育委員会は、所有者若しくは管理責任者又は保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存、管理又は修理に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

改正後	改正前
（修理の届出等） 第13条　市指定文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第10条第１項の規定による許可又は第11条第１項の規定による補助金の交付を受けて修理を行う場合は、この限りでない。 ２　市指定文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。	（修理の届出等） 第13条　市指定文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第１項の規定による許可又は第11条第１項の規定による補助金の交付を受けて修理を行う場合は、この限りでない。 ２　市指定文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。
（公開） 第14条　市長は、所有者又は保持者若しくは保持団体に対し市指定文化財の公開を、記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。 ２　市長は、前項の規定により市指定文化財が公開されたときは、その職員のうちから当該市指定文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。	（公開） 第14条　教育委員会は、所有者に対し、１か月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定文化財の出品を勧告することができる。 ２　教育委員会は、前項の規定により市指定文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。 ３　教育委員会は、所有者又は保持者若しくは保持団体に対し市指定文化財の公開を、記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。
３　第１項の規定により公開したことに起因して当該市指定文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。	４　第１項又は前項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。
（所有者変更に伴う権利義務の承継） 第15条　所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいてする市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。 ２　（略）	（所有者変更に伴う権利義務の承継） 第15条　所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。 ２　（略）
（標識等の設置）	（標識等の設置）

改正後	改正前
第16条　所有者は、規則の定める基準により市指定文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。	第16条　所有者は、教育委員会規則の定める基準により市指定文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。
（調査） 第17条　市長は、必要と認められるときは、所有者又は管理責任者に対し、市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。	（調査） 第17条　教育委員会は、必要と認められるときは、所有者又は管理責任者に対し、市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。
（文化財保護審議会） 第18条　市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議を行うため、北秋田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。	（文化財保護審議会） 第18条　教育委員会に、北秋田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
	２　審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。
２　前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	３　前２項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
（委任） 第20条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第20条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。
	（罰則） 第21条　市指定文化財のうち有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）を損壊し、損傷し、又は隠匿した者は、２万円以下の罰金又は科料に処する。
	２　市指定文化財のうち史跡名勝天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者は、２万円以下の罰金又は科料に処する。
	３　第10条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはそ

改正後	改正前
	の許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、２万円以下の罰金又は科料に処する。 ４　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前３項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本項の罰金刑を科する。

（資料）北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【附則第７項関係】北秋田市胡桃館遺跡埋蔵資料館条例（平成17年北秋田市条例第263号）の一部改正

改正後	改正前
（管理） 第３条　資料館は、市長において管理する。 （委任） 第４条　この条例の施行及び資料館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。	（管理） 第３条　資料館は、北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において管理する。 （委任） 第４条　この条例の施行及び資料館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

議案第１号資料

北秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　趣旨

文化財の保護に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することとするため、教育に関する事務の職務権限の特例について、所要の規定の整備を行うもの

２　改正の概要

（１）　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第１項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する事務として、文化財の保護に関する事務を追加する（本則関係）。

（２）　北秋田市行政組織条例における観光文化スポーツ部の事務分掌として、文化財の保護に関する事務を追加する（附則第２項関係）。

（３）　北秋田市文化財保護条例における事務の執行機関を「教育委員会」から「市長」に改める等の整備を行う（附則第６項関係）。

（４）　文化財の保護に関する事務の移管に伴い、施設の管理主体を「教育委員会」から「市長」に改める等の整備を行う。

①　北秋田市阿仁異人館（附則第３項関係）

②　北秋田市郷土文化保存伝承館（附則第４項関係）

③　北秋田市伝承館（附則第５項関係）

④　北秋田市胡桃館遺跡埋蔵資料館（附則第７項関係）

３　施行期日

令和８年４月１日

議案第２号

北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

北秋田市特別職報酬等審議会の答申に基づき、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第２条中「356,000円」を「391,000円」に、「320,000円」を「352,000円」に、「302,000円」を「332,000円」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（資料）北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（議員報酬） 第２条　議長等の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、次のとおりとする。 議長　月額　391,000円 副議長　月額　352,000円 議員　月額　332,000円	（議員報酬） 第２条　議長等の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、次のとおりとする。 議長　月額　356,000円 副議長　月額　320,000円 議員　月額　302,000円

議案第３号

北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

北秋田市特別職報酬等審議会の答申に基づき、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「657,000円」を「663,000円」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（資料）北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後

別表（第３条関係）

職名	給料月額
市長	892,000円
副市長	663,000円
教育長	581,000円

改正前

別表（第３条関係）

職名	給料月額
市長	892,000円
副市長	657,000円
教育長	581,000円

議案第４号

北秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

北秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第95号）の施行に伴い、所要の規定を定めるものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準（第３条）
第２節　運営に関する基準（第４条―第32条）
第３章　雑則（第33条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の３において準用する法第46条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第54条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て

支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法第54条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければなら

ない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の３において準用する法第54条第１項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第１項に規定する特定教育・保育及び法第29条第１項に規定する特定地

域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領）

第12条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第５項（法第30条の21第３項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（１）　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（２）　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（３）　食事の提供に要する費用

（４）　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

（５）　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用

の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、

当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第18条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（１）　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

（２）　その提供する特定乳児等通園支援の内容

（３）　職員の職種、員数及び職務の内容

（４）　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日

（５）　第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

（６）　第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員

（７）　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第20条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第21条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第22条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務

上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認

定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

（１）　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（２）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

（３）　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認

定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第31条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第32条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）　第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

（２）　第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

（３）　第18条の規定による市町村への通知に係る記録

（４）　第28条第２項の規定による苦情の内容等の記録

（５）　第30条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において

同じ。）により行うことができる。

2　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（１）　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２）　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１）　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（２）　ファイルへの記録の方式

５　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項の」とあるのは「第６項において準用する第２項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第４号　（資料）

北秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○根拠法令

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第95号）

○制定趣旨

特定乳児等通園支援事業者となるためには、その乳児等通園支援を行う者が、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認を市から受ける必要があること、また、特定乳児等通園支援事業者は、市が条例で定める運営についての基準を遵守しなければならないことから、当該事業の運営に関する基準を定めるもの。

議案第５号

北秋田市保育所条例の制定について

北秋田市保育所条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

公の施設である公立保育所において、乳児等通園支援事業を行うため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市保育所条例

北秋田市保育所条例（平成17年北秋田市条例第80号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第３項の規定に基づき、乳児又は幼児（法第４条第１項第１号に規定する乳児又は同項第２号に規定する幼児をいう。）その他保育を必要とする児童（同条に規定する児童をいう。）（以下「児童」という。）を保育し、その健全な育成を図るため、保育所を設置する。

（名称及び位置）

第２条　保育所の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（事業）

第３条　保育所においては、次に掲げる事業を行う。

（１）　児童に対する保育

（２）　延長保育

（３）　一時預かり保育

（４）　乳児等通園支援事業

（保育の実施）

第４条　保育所は、第１条の目的を達成するため、児童を、その保護者から委託を受けて保育する。

（保育料）

第５条　保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（１）　３歳以上児（保育所に入所した日の属する年度の初日の前日において、３歳に達している児童をいう。）　無料

（２）　３歳未満児（保育所に入所した日の属する年度の初日の前日において、３歳に達していない児童をいう。）　別表第２に定めるとおりとする。ただし、同表の第２階層及び第３階層並びに第４階層のうちⅠからⅢまでに該当する世帯で、規則で定める要件に該当するひとり親世帯又は障害児（者）が同居する世帯の保育料は、別表第３に定めるとおりとする。

２　市長は、保育（第７条第１項の延長保育及び第８条第１項の一時預かり保育を除く。）

を受ける児童の保護者から保育料を徴収する。

３　月の中途において入所し、又は退所する児童の当該月分の保育料の額は、25日を基本とし、日割り計算する。

４　前３項に定めるもののほか、保育料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（主食費及び副食費）

第６条　主食費及び副食費は、北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第20号）第13条第４項第３号に規定する食事の提供に要する費用をいう。

２　市長は、保護者から、主食費及び副食費を徴収することができる。

３　主食費については現物徴収を基本とし、副食費の１月当たりの額は規則で定める。

４　月の中途において入所し、又は退所する児童の当該月分の副食費の額は、25日を基本とし、日割り計算する。

５　前３項に定めるもののほか、副食費の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（延長保育）

第７条　第３条第２号の延長保育は、保育所に入所している児童が、やむを得ない理由により同条第１号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

２　延長保育の利用料は、入所児童１人につき、30分以内の利用については50円、以降30分ごとに50円を加算した額とする。

（一時預かり保育）

第８条　第３条第３号の一時預かり保育は、保育所に入所していない児童が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合又は保育所において一時的に預かることが望ましいと認められる場合に、当該保育を行う事業とする。

２　一時預かり保育の利用料は、１日当たり1,800円とし、利用時間が１日につき４時間以内の場合は900円とする。ただし、児童の属する世帯が住民税非課税世帯であり、かつ、保育の必要性の認定を受けた場合又は児童の年齢が３歳以上であり、かつ、保育の必要性の認定を受けた場合は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第１項に基づく施設等利用費の支給に要する費用を限度として利用料を無料とする。

（乳児等通園支援事業）

第９条　乳児等通園支援事業は、法第６条の３第23項に規定する乳児又は幼児（以下この条において「乳児又は幼児」という。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助（第４項において「乳児等通園支援」という。）を行う事業とする。

２　乳児等通園支援事業の利用を希望する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、当該保護者は、あらかじめ、子ども・子育て支援法第30条の15第２項に規定する乳児等支援給付認定を受けるものとする。

３　乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、利用料を納付しなければならない。

４　前項の利用料の額は、子ども・子育て支援法第30条の20第３項の内閣総理大臣が定める基準により算定した１時間当たりの費用の額（その額が現に乳児等通園支援に要した１時間当たりの費用の額を超えるときは、当該現に乳児等通園支援に要した１時間当たりの費用の額）に乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額とする。

５　前３項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

（入所定員）

第10条　保育所の入所定員は、規則で定める。

（職員）

第11条　保育所に、園長、主任保育士、保育士その他必要な職員を置く。

（委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（乳児等通園支援事業の利用に関する準備行為）

２　この条例による改正後の北秋田市保育所条例（以下「新条例」という。）第９条第２項の規定による申込み及びこれに対する承認の手続その他の新条例第３条第４号の

乳児等通園支援事業の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の廃止）

3　北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年北秋田市条例第４号）は、廃止する。

（北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の廃止に伴う経過措置）

4　この条例の施行の日前に発生した、前項の規定による廃止前の北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例第１条の規定による利用者負担額の徴収については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
北秋田市立米内沢保育園	北秋田市米内沢字御嶽84番地１
北秋田市立前田保育園	北秋田市阿仁前田字下川端101番地
北秋田市立阿仁合保育園	北秋田市阿仁銀山字上新町71番地１

別表第２（第５条関係）

<table>
<tr><th colspan="5">児童の属する世帯の階層区分</th><th colspan="2">児童１人当たりの保育料の月額</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">階層区分</th><th colspan="3" rowspan="2">定義</th><th colspan="2">３歳未満児</th></tr>
<tr><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr>
<tr><td colspan="2">第１階層</td><td colspan="3">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２階層</td><td rowspan="6">第１階層を除き住民税が右の区分に該当する世帯</td><td colspan="2">住民税非課税世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">第３階層</td><td>Ⅰ</td><td colspan="2">均等割のみ課税世帯</td><td>5,000円</td><td>4,800円</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td rowspan="3">所得割課税世帯</td><td>12,000円未満</td><td>6,500円</td><td>6,300円</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>12,000円以上
24,000円未満</td><td>8,000円</td><td>7,800円</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td><td>24,000円以上
36,000円未満</td><td>10,000円</td><td>9,800円</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td><td>36,000円以上
48,600円未満</td><td>12,000円</td><td>11,800円</td></tr>
</table>

第４階層	Ⅰ			48,600円以上 60,000円未満	14,000円	13,600円
	Ⅱ			60,000円以上 72,000円未満	16,000円	15,600円
	Ⅲ			72,000円以上 77,101円未満	17,000円	16,600円
	Ⅳ			77,101円以上 84,000円未満	18,000円	17,600円
	Ⅴ			84,000円以上 97,000円未満	20,000円	19,600円
第５階層	Ⅰ			97,000円以上 112,000円未満	22,000円	21,400円
	Ⅱ			112,000円以上 127,000円未満	25,000円	24,400円
	Ⅲ			127,000円以上 147,000円未満	28,000円	27,400円
	Ⅳ			147,000円以上 169,000円未満	31,000円	30,400円
第６階層	Ⅰ			169,000円以上 213,000円未満	34,000円	33,100円
	Ⅱ			213,000円以上 257,000円未満	37,000円	36,100円
	Ⅲ			257,000円以上 301,000円未満	40,000円	39,100円
第７階層	Ⅰ			301,000円以上 348,000円未満	43,000円	41,800円
	Ⅱ			348,000円以上 397,000円未満	45,000円	43,800円
第８階層				397,000円以上	51,000円	49,400円

別表第３（第５条関係）

<table>
<tr><td colspan="4">児童の属する世帯の階層区分</td><td colspan="2">児童１人当たりの保育料の月額</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">階層区分</td><td colspan="2" rowspan="2">定義</td><td colspan="2">３歳未満児</td></tr>
<tr><td>保育標準時間</td><td>保育短時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２階層</td><td colspan="2">住民税非課税世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">第３階層</td><td>Ⅰ</td><td>住民税</td><td>均等割のみ課税世帯</td><td>2,000円</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td rowspan="5">が右の区分の世帯</td><td>所得割課税世帯</td><td>12,000円未満</td><td>2,200円</td><td>2,100円</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td rowspan="4"></td><td>12,000円以上
24,000円未満</td><td>2,500円</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td><td>24,000円以上
36,000円未満</td><td>2,800円</td><td>2,700円</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td><td>36,000円以上
48,600円未満</td><td>3,100円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第４階層</td><td>Ⅰ</td><td>48,600円以上
60,000円未満</td><td>3,400円</td><td>3,300円</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>60,000円以上
72,000円未満</td><td>3,700円</td><td>3,600円</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>72,000円以上
77,101円未満</td><td>4,000円</td><td>3,900円</td></tr>
</table>

議案第５号　（資料）

北秋田市保育所条例の制定について

○関連法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第95号）

○改正趣旨

関連法令に基づき、北秋田市保育所条例（平成17年北秋田市条例第80号）の全部を改正する。

○改正の内容

公の施設である公立保育所において、乳児等通園支援事業を利用する場合の基本的事項や費用負担について定めるとともに、地方自治法の規定に基づき、所要の規定を整備する。

議案第６号

北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第96号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年北秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４条」を「第５条」に、「第５条」を「第６条」に改める。

第２章の章名及び第２章第１節の節名を削る。

第５条の次に次の章名及び節名を付する。

第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第１節　通則

第９条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第１項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第６号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第７号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第３項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項又は第29条第１項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の１条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の２　子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（資料）北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
目次 第１章　総則（第１条―第５条） 第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 第１節　通則（第６条―第19条） 第２節　乳児等通園支援事業の区分（第20条） 第３節　一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条） 第４節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条） 第３章　雑則（第27条） 附則	目次 第１章　総則（第１条―第４条） 第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 第１節　通則（第５条―第19条） 第２節　乳児等通園支援事業の区分（第20条） 第３節　一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条） 第４節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条） 第３章　雑則（第27条） 附則
（乳児等通園支援事業者の一般原則） 第５条　（略）	第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 第１節　通則 （乳児等通園支援事業者の一般原則） 第５条　（略）
第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 第１節　通則 （乳児等通園支援事業者と非常災害） 第６条　（略）	（乳児等通園支援事業者と非常災害） 第６条　（略）
（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件） 第９条　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件） 第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等） 第10条　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び	（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等） 第10条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び

改正後	改正前
向上に努めなければならない。 ２　（略）	向上に努めなければならない。 ２　（略）
（虐待等の禁止） 第13条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第13条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（乳児等通園支援事業所内部の規程） 第16条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５）　（略） （６）　利用定員 （７）　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項 （８）～(11)　（略）	（乳児等通園支援事業所内部の規程） 第16条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５）　（略） （６）　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 （７）　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項 （８）～(11)　（略）
（秘密保持等） 第18条　乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　（略）	（秘密保持等） 第18条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　（略）
第20条　（略） ２　（略） ３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設	第20条　（略） ２　（略） ３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設

改正後	改正前
又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項又は第29条第１項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
（設備及び職員の基準の特例） 第22条の２　子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。	
（電磁的記録） 第27条　乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	（電磁的記録） 第27条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

議案第６号　（資料）

北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○根拠法令

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第96号）

○改正趣旨

根拠法令の改正により、北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年北秋田市条例第29号）の一部を改正する。

○改正の内容

運営規程に定める利用定員について、乳児、幼児の区分を問わず、利用定員の総数のみを定めることを可能とする。

離島その他の地域において乳児等通園支援事業を円滑に実施することができるようにするため、特例保育を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び第22条に定める設備及び職員の基準は適用しないこととする。

その他、所要の規定を整備する。

議案第７号

北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条第23号中「第43条第２項」を「第43条第４項」に改める。

第４条の見出しを削る。

第37条の見出しを削り、同条第１項中「第42条第３項第１号」を「第42条第３項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第９項を第11項とし、第４項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第３項第１号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

（１）　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（２）　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために

必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

（１）　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第５条中「この条例の施行の日から起算して10年を経過する日」を「令和12年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第23号の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

（資料）北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～(22)　（略） (23)　特定地域型保育事業　法第43条第４項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29)　（略）	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～(22)　（略） (23)　特定地域型保育事業　法第43条第２項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29)　（略）
第４条　（略）	（利用定員） 第４条　（略）
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）第３章第２節に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項　　において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同章第３節に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。同項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同章第４節に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　（略）	（利用定員） 第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）第３章第２節に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同章第３節に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。同号において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同章第４節に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　（略）
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、

改正後	改正前
次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）　（略） （３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 （２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号	次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （２）　（略） （３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改正後	改正前
に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
4　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	2　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。
（１）　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。	（１）　特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	
イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
（２）　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	（２）　次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	3　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
（１）　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等	（１）　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）
（２）　（略）	（２）　（略）
6　（略）	4　（略）
7　（略）	5　（略）
8　（略）	6　（略）
9　（略）	7　（略）
10　（略）	8　（略）
11　（略）	9　（略）
附　則	附　則

改正後	改正前
（連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、令和12年３月31日までの間、連携施設を確保しないことができる。	（連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第７号　（資料）

北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○根拠法令

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）

○改正趣旨

根拠法令の改正により、北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第20号）の一部を改正する。

○改正の内容

特定地域型保育事業の実施が今後想定しうることから、所要の規定を整備するものである。主な改正点は以下のとおり。

特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。

特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、市が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とする。

連携施設を確保しないことができる経過措置を令和12年３月31日まで延長する。

その他、所要の規定を整備する。

議案第８号

北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金の新設及び税率制定について、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北秋田市国民健康保険税条例（平成17年北秋田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第１条を第１条の２とし、同条の前に次の１条を加える。

（納税義務者）

第１条　国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

２　国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

第２条を削る。

第３条第１項第１号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども･子育て支援納付金（以下この条において「子ども･子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第３条に次の１項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算したとする。

第３条を第２条とする。

第４条第１項中「8.5」を「8.1」に改め、同条を第３条とする。

第５条を削る。

第６条中「第３条第２項」を「第２条第２項」に、「２万2,000円」を「２万800円」に改め、同条を第４条とする。

第７条中「第３条第２項」を「第２条第２項」に改め、同条第１号中「第11条及び第28条第１項」を「第７条の２及び第23条第１項」に、「２万2,000円」を「２万1,000円」に改め、同条第２号中「１万1,000円」を「１万500円」に改め、同条第３号中「１万6,500円」を「１万5,750円」に改め、同条を第５条とする。

第８条中「第３条第３項」を「第２条第３項」に改め、同条を第６条とする。

第９条を削る。

第10条中「第３条第３項」を「第２条第３項」に改め、同条を第７条とする。

第11条中「第３条第３項」を「第２条第３項」に改め、同条を第７条の２とする。

第12条中「第３条第４項」を「第２条第４項」に改め、同条を第８条とする。

第13条中「第３条第４項」を「第２条第４項」に改め、同条を第９条とする。

第14条中「第３条第４項」を「第２条第４項」に改め、同条を第９条の２とし、同条の次に次の４条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第９条の３　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.4を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第９条の４　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について1,100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第９条の５　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者１人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第９条の６　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,000円

（２）　特定世帯　500円

（３）　特定継続世帯　750円

第15条を第10条とし、同条の次に次の１条を加える。

（徴収の方法）

第11条　国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第16条第２項中「普通徴収によって徴収する」を削り、同条を第12条とする。

第17条第１項中「第３条第１項」を「第２条第１項」に、「第28条」を「第23条」に改め、同条第２項中「第３条第１項」を「第２条第１項」に改め、同条第３項中「第２条第２項」を「第１条第２項」に、「第３条第１項」を「第２条第１項」に改め、同条第４項から第８項までの規定中「第３条第１項」を「第２条第１項」に改め、同条を第13条とする。

第18条を削り、第19条を第14条とし、第20条から第24条までを５条ずつ繰り上げる。

第25条第１項中「第16条第１項」を「第12条第１項」に改め、同条を第20条とする。

第26条を第21条とし、第27条を第22条とする。

第28条第１項各号列記以外の部分中「第３条第２項」を「第２条第２項」に、「並びに同条第４項本文」を「、同条第４項本文」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからクまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第１号ア中「第２条第２項」を「第１条第２項」に、「１万5,400円」を「１万4,560円」に改め、同号イ（ア）中「１万5,400円」を「１万4,700円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「7,350円」に改め、同号イ（ウ）中「１万1,550円」を「１万1,025円」に改め、同号ウ及びオ中「第２条第２項」を「第１条第２項」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　770円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　70円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　700円

（イ）　特定世帯　350円

（ウ）　特定継続世帯　525円

第28条第１項第２号ア中「１万1,000円」を「１万400円」に改め、同号イ（ア）中「１万1,000円」を「１万500円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「5,250円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「7,875円」に改め、同号ウ及びオ中「第２条第２項」を「第１条第２項」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　550円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　50円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　500円

（イ）　特定世帯　250円

（ウ）　特定継続世帯　375円

第28条第１項第３号ア中「第２条第２項」を「第１条第２項」に、「4,400円」を「4,160円」に改め、同号イ（ア）中「4,400円」を「4,160円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「3,120円」に改め、同号ウ及びオ中「第２条第２項」を「第１条第２項」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　220円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　20円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　200円

（イ）　特定世帯　100円

（ウ）　特定継続世帯　150円

第28条第２項第１号ア中「3,300円」を「3,120円」に改め、同号イ中「5,500円」を「5,200円」に改め、同号ウ中「8,800円」を「8,320円」に改め、同号エ中「１万1,000円」を「１万400円」に改め、同項に次の１号を加える。

（３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じて、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　165円

イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　275円

ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　440円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　550円

第28条第３項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第１号中「第４条」を「第３条」に改め、同項第２号中「第６条」を「第５条」に改め、同項第３号中「第８条」を「第６条」に改め、同項第４号中「第10条」を「第７の２」に改め、同項第５号中「第12条」を「第８条」に改め、同項第６号中「第13条」を「第９条の２」に改め、同項に次の３号を加える。

（７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の３の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（９）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の５の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条に次の１項を加える。

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども･子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第１項、第２項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第28条を第23条とする。

第29条中「第32条第１項」を「第24条の２第１項」に、「第４条及び」を「第３条及び」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第29条」を「第23条の２」に改め、同条を第23条の２とする。

第30条を削り、第31条を第24条とし、第32条を第24条の２とし、第33条を第24条の３とし、同条の次に次の２条を加える。

（国民健康保険税の納税通知書）

第25条　国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に定める。

（国民健康保険税の減免）

第26条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める者に対しては、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。

（１）　貧困により生活のため公私の扶助を受けている者又はこれに準ずると認められる者

（２）　当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

（３）　次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

ア　被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ　被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

（ア）　健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（イ）　船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

（ウ）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

（エ）　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

（オ）　健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第３条第２項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第３項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

（４）　前３号に定める者のほか、特別の事情がある者

２　前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は前項第３号に掲げる事項について確認できた場合、この申請があったものと見なすことができる。

（１）　納税義務者の氏名及び住所

（２）　年度及び納期の別並びに税額

（３）　減免を受けようとする事由

３　第１項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第34条を第27条とする。

第35条を第28条とする。

附則第５項中「第４条、第８条、第12条及び第28条」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第６項中「第４条、第８条、第12条及び第28条」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第８項中「第４条、第８条、第12条及び第28条」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第９項中「第４条、第８条、第12条及び第28条」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第10項中「第４条、第８条、第12条及び第28条」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条」、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第11項中「第４条、第８条、第12条及び第28条」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第12項中「第４条、第８条、第12条及び第28条第１項」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条第１項」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第13項中「第４条、第８条、第12条及び第28条第１項」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条第１項」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第14項中「第４条、第８条、第12条及び第28条」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附則第15項中「第４条、第８条、第12条及び第28条」を「第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「第28条第１項」を「第23条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の北秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（資料）北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（納税義務者） 第１条　国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。 ２　国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。	
（課税の根拠） 第１条の２　（略）	（課税の根拠） 第１条　（略）
	（納税義務者） 第２条　国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。 ２　国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。
（課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、　介護保険法（平成９年法律第123号）の規定	（課税額） 第３条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定

改正後	改正前
による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）　　の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
（２）・（３）　（略）	（２）・（３）　（略）
（４）　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	
２～４　（略）	２～４　（略）
５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算したとする。	
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.1を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第４条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.5を乗じて算定する。
２　（略）	２　（略）
	第５条　削除
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第４条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２万800円　とする。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第６条　第３条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２万2,000円とする。

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第５条　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第７条の２及び第23条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の２及び第23条第１項において同じ。）以外の世帯　２万1,000円 （２）　特定世帯　１万500円 （３）　特定継続世帯　１万5,750円	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第７条　第３条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第11条及び第28条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第11条及び第28条第１項において同じ。）以外の世帯　２万2,000円 （２）　特定世帯　１万1,000円 （３）　特定継続世帯　１万6,500円
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第８条　第３条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。
	第９条　削除
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について5,000円とする。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第10条　第３条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について5,000円とする。

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第７条の２　第２条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）～（３）　（略）	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第11条　第３条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）～（３）　（略）
（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。	（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第12条　第３条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。
（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について7,000円とする。	（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第13条　第３条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について7,000円とする。
（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額） 第９条の２　第２条第４項の世帯別平等割額は、１世帯について6,000円とする。	（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額） 第14条　第３条第４項の世帯別平等割額は、１世帯について6,000円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額） 第９条の３　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.4を乗じて算定する。	
（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額） 第９条の４　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について1,100円とする。	
（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額） 第９条の５　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被	

改正後	改正前
保険者１人について100円とする。	
（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額） 第９条の６　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,000円 （２）　特定世帯　500円 （３）　特定継続世帯　750円	
（賦課期日） 第10条　（略）	（賦課期日） 第15条　（略）
（徴収の方法） 第11条　国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。	
（納期） 第12条　（略） ２　次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。	（納期） 第16条　（略） ２　次条の規定によって課する普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。
（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第13条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 ２　前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日で	（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第17条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第３条第１項の額（第28条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 ２　前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日で

改正後	改正前
あるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第２条第１項の額を課する。	あるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第３条第１項の額を課する。
３　第１項の賦課期日後に第１条第２項の世帯主（以下次項までにおいて「２項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第１項の世帯主（以下次項までにおいて「１項世帯主」という。）となった場合には、当該１項世帯主となった日を第１項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第２条第１項の額から当該１項世帯主となった者を２項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該１項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。	３　第１項の賦課期日後に第２条第２項の世帯主（以下次項までにおいて「２項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第１項の世帯主（以下次項までにおいて「１項世帯主」という。）となった場合には、当該１項世帯主となった日を第１項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第３条第１項の額から当該１項世帯主となった者を２項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該１項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
４　第１項の賦課期日後に１項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が２項世帯主となった場合には、当該２項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第２条第１項の額を当該２項世帯主となった者を１項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該２項世帯主となった日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより２項世帯主となった場合において、当該２項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。	４　第１項の賦課期日後に１項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が２項世帯主となった場合には、当該２項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第３条第１項の額を当該２項世帯主となった者を１項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該２項世帯主となった日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより２項世帯主となった場合において、当該２項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
５　第１項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第１項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第２条第１項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。	５　第１項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第１項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第３条第１項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
６　第１項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第２条第１項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより被保険者でなく	６　第１項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第３条第１項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより被保険者でなく

改正後	改正前
なった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。	なった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
7　第１項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第２条第１項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。	7　第１項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第３条第１項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
8　第１項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第２条第１項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。	8　第１項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第３条第１項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
	（徴収方法） 第18条　国民健康保険税は、第19条、第23条及び第24条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。
（特別徴収） 第14条　（略）	（特別徴収） 第19条　（略）
（特別徴収義務者の指定等） 第15条　（略）	（特別徴収義務者の指定等） 第20条　（略）
（特別徴収税額の納入の義務等）	（特別徴収税額の納入の義務等）

改正後	改正前
第16条　（略）	第21条　（略）
（被保険者資格喪失等の場合の通知等） 第17条　（略）	（被保険者資格喪失等の場合の通知等） 第22条　（略）
（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収） 第18条　（略）	（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収） 第23条　（略）
（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収） 第19条　（略）	（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収） 第24条　（略）
（普通徴収税額への繰入） 第20条　特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第１項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。 ２　（略）	（普通徴収税額への繰入） 第25条　特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第16条第１項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。 ２　（略）
（徴収の特例） 第21条　（略）	（徴収の特例） 第26条　（略）
（徴収の特例に係る税額の修正の申出等） 第22条　（略）	（徴収の特例に係る税額の修正の申出等） 第27条　（略）
（国民健康保険税の減額） 第23条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対	（国民健康保険税の減額） 第28条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対

改正後	改正前
して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからクまでに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。	して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
（１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	（１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万4,560円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万5,400円
イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１万4,700円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１万5,400円

改正後	改正前
（イ）　特定世帯　7,350円	（イ）　特定世帯　7,700円
（ウ）　特定継続世帯　１万1,025円	（ウ）　特定継続世帯　１万1,550円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,500円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,500円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,500円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,500円
（イ）　特定世帯　1,750円	（イ）　特定世帯　1,750円
（ウ）　特定継続世帯　2,625円	（ウ）　特定継続世帯　2,625円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,900円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,900円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　4,200円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　4,200円
キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　770円	
ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　70円	
ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　700円	
（イ）　特定世帯　350円	
（ウ）　特定継続世帯　525円	
（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同	（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同

改正後	改正前
一世帯所属者１人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	一世帯所属者１人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万400円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万1,000円
イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１万500円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１万1,000円
（イ）　特定世帯　5,250円	（イ）　特定世帯　5,500円
（ウ）　特定継続世帯　7,875円	（ウ）　特定継続世帯　8,250円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　2,500円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　2,500円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　2,500円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　2,500円
（イ）　特定世帯　1,250円	（イ）　特定世帯　1,250円
（ウ）　特定継続世帯　1,875円	（ウ）　特定継続世帯　1,875円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,500円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,500円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　3,000円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　3,000円
キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　550円	
ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　50円	
ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定め	

改正後	改正前
る額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　500円 （イ）　特定世帯　250円 （ウ）　特定継続世帯　375円	
（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）	（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,160円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,400円
イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,160円 （イ）　特定世帯　2,200円 （ウ）　特定継続世帯　3,120円	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,400円 （イ）　特定世帯　2,200円 （ウ）　特定継続世帯　3,300円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　1,000円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　1,000円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,000円 （イ）　特定世帯　500円 （ウ）　特定継続世帯　750円	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,000円 （イ）　特定世帯　500円 （ウ）　特定継続世帯　750円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　1,400円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　1,400円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　1,200円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　1,200円

改正後	改正前
キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　220円 ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　20円 ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　200円 （イ）　特定世帯　100円 （ウ）　特定継続世帯　150円	
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　3,120円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　5,250円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　8,320円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１万400円	（１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　3,300円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　5,500円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　8,800円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１万1,000円
（２）　（略）	（２）　（略）
（３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じて、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　165円	

改正後	改正前
イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　275円 ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　440円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　550円	
３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第４条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（２）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第４条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（２）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（３）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（３）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（４）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数	（４）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数

改正後	改正前
を乗じて得た額 （５）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （６）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の３の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （９）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の５の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第１項、第２項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額か	を乗じて得た額 （５）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （６）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

改正後	改正前
ら、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。	
（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第23条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の２第１項において同じ。）である場合における第３条及び前条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）及び」とする。	（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第29条　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第32条第１項において同じ。）である場合における第４条及び前条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第29条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）及び」とする。
	（国民健康保険税の減免） 第30条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める者に対しては、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。 （１）　貧困により生活のため公私の扶助を受けている者又はこれに準ずると認められる者 （２）　当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 （３）　次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者 ア　被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ　被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

改正後	改正前
	（ア）　健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者を除く。 （イ）　船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者 （ウ）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員 （エ）　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 （オ）　健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第３条第２項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第３項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 （４）　前３号に定める者のほか、特別の事情がある者 ２　前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は前項第３号に掲げる事項について確認できた場合、この申請があったものと見なすことができる。 （１）　納税義務者の氏名及び住所 （２）　年度及び納期の別並びに税額 （３）　減免を受けようとする事由 ３　第１項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
（国民健康保険税に関する申告） 第24条　（略）	（国民健康保険税に関する申告） 第31条　（略）

改正後	改正前
（特例対象被保険者に係る申告） 第24条の２　（略）	（特例対象被保険者に係る申告） 第32条　（略）
（出産被保険者に係る届出） 第24条の３　（略）	（出産被保険者に係る届出） 第33条　（略）
（国民健康保険税の納税通知書） 第25条　国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に定める。	
（国民健康保険税の減免） 第26条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める者に対しては、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。 （１）　貧困により生活のため公私の扶助を受けている者又はこれに準ずると認められる者 （２）　当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 （３）　次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者 ア　被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ　被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者 （ア）　健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者を除く。 （イ）　船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者 （ウ）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員 （エ）　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者	

改正後	改正前
（オ）　健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第３条第２項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第３項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 （４）　前３号に定める者のほか、特別の事情がある者 ２　前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は前項第３号に掲げる事項について確認できた場合、この申請があったものと見なすことができる。 （１）　納税義務者の氏名及び住所 （２）　年度及び納期の別並びに税額 （３）　減免を受けようとする事由 ３　第１項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	
（条例施行の細目） 第27条　（略）	（条例施行の細目） 第34条　（略）
（委任） 第28条　（略）	（委任） 第35条　（略）
附　則 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合	附　則 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合

改正後	改正前
における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	における第４条、第８条、第12条及び第28条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第28条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条

改正後	改正前
23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定す	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第28条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定す

改正後	改正前
る先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	る先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第28条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第28条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第28条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等

改正後	改正前
の額」とする。	の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第28条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第28条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第28条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」	（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」

改正後	改正前
と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。	と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第28条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 15　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の３及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 15　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第28条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

【議案第８号】　北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

１．公布された主な法令

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

２．趣旨・目的

（１）　子ども・子育て支援納付金の新設

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて被保険者から徴収する「子ども・子育て支援金制度」が令和８年度から創設されるもの。

（２）　子ども・子育て支援納付金の税率制定

（１）の新設及び国民健康保険事業の今後の収支見込みを踏まえた上、適正な税率を定めるため一部組替を行うもの。

３．改正概要

（１）　子ども・子育て支援納付金の新設

国民健康保険税の算定において、これまでの基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額に、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」を加えて保険税を賦課し、徴収するために所要の改正を行う。

※１　本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の賦課額が増えないよう、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日以前までの子どもに係る支援金の均等割額（被保険者の人数に応じて算定）の 10 割軽減の措置が講じられる。

※２　低所得世帯に対する子ども・子育て支援納付金分の均等割、平等割の軽減割合は、基礎分等と同様に、同じ割合で規定する。

（２）　子ども・子育て支援納付金の税率制定

次の表のとおり税率を一部組み替え、子ども・子育て支援納付金分の税率を制定する。

（表）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>現行税率</th><th>改定後税率</th><th>増減</th></tr>
<tr><td rowspan="3">基礎分
（0～74 歳）</td><td>所得割額</td><td>8.50％</td><td>8.10％</td><td>△0.40％</td></tr>
<tr><td>均等割額</td><td>22,000 円</td><td>20,800 円</td><td>△1,200 円</td></tr>
<tr><td>平等割額</td><td>22,000 円</td><td>21,000 円</td><td>△1,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">後期高齢者
支援金等分
（0～74 歳）※</td><td>所得割額</td><td>2.50％</td><td>2.50％</td><td>据置</td></tr>
<tr><td>均等割額</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td><td>据置</td></tr>
<tr><td>平等割額</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td><td>据置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護納付金分
（40～64 歳）</td><td>所得割額</td><td>2.10％</td><td>2.10％</td><td>据置</td></tr>
<tr><td>均等割額</td><td>7,000 円</td><td>7,000 円</td><td>据置</td></tr>
<tr><td>平等割額</td><td>6,000 円</td><td>6,000 円</td><td>据置</td></tr>
<tr><td rowspan="5">子ども・子育て
支援納付金分
（0～74 歳）</td><td>所得割額</td><td>－</td><td>0.40％</td><td>新設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">均等割額</td><td rowspan="3">－</td><td>1,100 円①</td><td rowspan="2">新設</td></tr>
<tr><td>100 円②</td></tr>
<tr><td>1,200 円</td><td>18 歳以上賦課額
（①＋②）</td></tr>
<tr><td>平等割額</td><td>－</td><td>1,000 円</td><td>新設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">合　　計</td><td>所得割額</td><td>13.10％</td><td>13.10％</td><td>0.00％</td></tr>
<tr><td>均等割額</td><td>34,000 円</td><td>34,000 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>平等割額</td><td>33,000 円</td><td>33,000 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>

※　本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の賦課額が増えないよう、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日以前までの子どもに係る支援金の均等割額（被保険者の人数に応じて算定）の 10 割軽減の措置が講じられる。

４．施行期日

令和８年４月１日

議案第９号

北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第444号）の施行により、道路占用料の改正をしたいため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北秋田市道路占用料徴収条例（平成17年北秋田市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	530円
	第２種電柱		810円
	第３種電柱		1,100円
	第１種電話柱		470円
	第２種電話柱		750円
	第３種電話柱		1,000円
	その他の柱類		47円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１ｍにつき１年	５円
	地下に設ける電線その他の線類		３円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	460円
	地下に設ける変圧器	占用面積１ｍ^{2}につき１年	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390円
	広告塔	表示面積１ｍ^{2}につき１年	580円
	その他のもの	占用面積１ｍ^{2}につき１年	940円
法第32条第１項第	外径が0.07ｍ未満のもの	長さ１ｍにつき１年	20円

２号に掲げる物件	外径が0.07ｍ以上0.1ｍ未満のもの				28円
	外径が0.1ｍ以上0.15ｍ未満のもの				42円
	外径が0.15ｍ以上0.2ｍ未満のもの				56円
	外径が0.2ｍ以上0.3ｍ未満のもの				85円
	外径が0.3ｍ以上0.4ｍ未満のもの				110円
	外径が0.4ｍ以上0.7ｍ未満のもの				200円
	外径が0.7ｍ以上１ｍ未満のもの				280円
	外径が１ｍ以上のもの				560円
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１ｍにつき１年	３円
			その他のもの		９円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	750円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１ｍ^{2}につき１年	470円
			地下に設けるもの		280円
	その他のもの				940円
法第32条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１ｍ^{2}につき１年	940円

法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		時価に0.004を乗じて得た額
		階数が２のもの		時価に0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290円
	地下に設ける通路			180円
	その他のもの			940円
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１ｍ²につき１日	６円
	その他のもの		占用面積１ｍ²につき１月	58円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１ｍ²につき１月	58円
		その他のもの	表示面積１ｍ²につき１年	580円
	標識		１本につき１年	750円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	６円
		その他のもの	１本につき１月	58円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける	その面積１ｍ²につき１日	６円

		もの		
		その他のもの	その面積１ｍ²につき１月	58円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	580円
		その他のもの		290円
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１ｍ²につき１年	940円
令第７条第３号に掲げる施設				時価に0.034を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１ｍ²につき１月	58円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				94円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１ｍ²につき１年	時価に0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの			時価に0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		時価に0.004を乗じて得た額
		階数が２のもの		時価に0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.026を乗じて得た額
令第７条第９号に	建築物			時価に0.024を乗じて得た額

掲げる施設	その他のもの		時価に0.017を乗じて得た額
令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.017を乗じて得た額
令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額
令第７条第12号に掲げる器具			時価に0.026を乗じて得た額
令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額
令第７条第14号及び第15号に掲げる施設			時価に0.034を乗じて得た額
備考 １　第１種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下こ			

の号において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは、電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

２　第１種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは、電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは、電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

３　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

４　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

５　時価は、近傍類似の土地（令第７条第８号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

６　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01ｍ^{2}若しくは0.01ｍ未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01ｍ^{2}若しくは0.01ｍ未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

７　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

８　占用料の額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の北秋田市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（北秋田市都市公園条例の一部改正）

3　北秋田市都市公園条例（平成17年北秋田市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表第２の３の表を次のように改める。

３　都市公園を占用する場合	北秋田市道路占用料徴収条例（平成17年北秋田市条例第192号）の規定の例による。

（資料）北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後

別表第１（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	530円
	第２種電柱		810円
	第３種電柱		1,100円
	第１種電話柱		470円
	第２種電話柱		750円
	第３種電話柱		1,000円
	その他の柱類		47円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１ｍにつき１年	５円
	地下に設ける電線その他の線類		３円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	460円
	地下に設ける変圧器	占用面積１ｍ^{2}につき１年	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390円
	広告塔	表示面積１ｍ^{2}につき１年	580円
	その他のもの	占用面積１ｍ^{2}につき１年	940円
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07ｍ未満のもの	長さ１ｍにつき１年	20円
	外径が0.07ｍ以上0.1ｍ未満のもの		28円
	外径が0.1ｍ以上0.15ｍ未満のもの		42円
	外径が0.15ｍ以上0.2ｍ未満		56円

改正前

別表第１（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	1本につき1年	430円
	第２種電柱		670円
	第３種電柱		900円
	第１種電話柱		390円
	第２種電話柱		620円
	第３種電話柱		850円
	その他の柱類		39円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１ｍにつき１年	４円
	地下に設ける電線その他の線類		２円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	380円
	地下に設ける変圧器	占用面積１ｍ^{2}につき１年	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	780円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円
	広告塔	表示面積１ｍ^{2}につき１年	590円
	その他のもの	占用面積１ｍ^{2}につき１年	780円
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07ｍ未満のもの	長さ１ｍにつき１年	16円
	外径が0.07ｍ以上0.1ｍ未満のもの		23円
	外径が0.1ｍ以上0.15ｍ未満のもの		35円
	外径が0.15ｍ以上0.2ｍ未満		47円

改正後						改正前					
	のもの						のもの				
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				85円		外径が0.2m以上0.3m未満のもの				70円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				110円		外径が0.3m以上0.4m未満のもの				93円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				200円		外径が0.4m以上0.7m未満のもの				160円
	外径が0.7m以上１m未満のもの				280円		外径が0.7m以上１m未満のもの				230円
	外径が１m以上のもの				560円		外径が１m以上のもの				470円
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１mにつき１年	３円	法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１mにつき１年	２円
			その他のもの		９円				その他のもの		８円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	750円			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	620円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１m²につき１年	470円			その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１m²につき１年	390円
			地下に設けるもの		280円				地下に設けるもの		230円
	その他のもの				940円		その他のもの				780円
法第32条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１m²につき１年	940円	法第32条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１m²につき１年	780円
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が１のもの		時価に0.004を乗じて得た額	法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が１のもの		時価に0.004を乗じて得た額
			階数が２		時価に0.006				階数が２		時価に0.006

改正後				
		のもの		を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290円
	地下に設ける通路			180円
	その他のもの			940円
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１ｍ²につき１日	６円
	その他のもの		占用面積１ｍ²につき１月	58円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１ｍ²につき１月	58円
		その他のもの	表示面積１ｍ²につき１年	580円
	標識		１本につき１年	750円
	旗ざお	祭礼、縁日	１本につき１日	６円
		その他の催しに際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	１本につき１月	58円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日	その面積１ｍ²につき１日	６円
		その他の催しに際し、一時的に設けるもの		

改正前				
		のもの		を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		時価に0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290円
	地下に設ける通路			180円
	その他のもの			780円
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１ｍ²につき１日	６円
	その他のもの		占用面積１ｍ²につき１月	59円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１ｍ²につき１月	59円
		その他のもの	表示面積１ｍ²につき１年	590円
	標識		１本につき１年	620円
	旗ざお	祭礼、縁日	１本につき１日	６円
		その他の催しに際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	１本につき１月	59円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日	その面積１ｍ²につき１日	６円
		その他の催しに際し、一時的に設けるもの		

改正後					改正前				
		その他のもの	その面積１ｍ²につき１月	58円			その他のもの	その面積１ｍ²につき１月	59円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	580円		アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	590円
		その他のもの		290円			その他のもの		290円
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１ｍ²につき１年	940円	令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１ｍ²につき１年	780円
令第７条第３号に掲げる施設				時価に0.034を乗じて得た額	令第７条第３号に掲げる施設				時価に0.031を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１ｍ²につき１月	58円	令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１ｍ²につき１月	59円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				94円	令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				78円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１ｍ²につき１年	時価に0.018を乗じて得た額	令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１ｍ²につき１年	時価に0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			時価に0.018を乗じて得た額		上空に設けるもの			時価に0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		時価に0.004を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		時価に0.004を乗じて得た額
		階数が２のもの		時価に0.006を乗じて得た額			階数が２のもの		時価に0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額			階数が３以上のもの		時価に0.007を乗じて得た額
	その他のもの			時価に0.026を乗じて得た		その他のもの			時価に0.025を乗じて得た

改正後			改正前		
		額			額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物	時価に0.024を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.017を乗じて得た額		その他のもの	時価に0.015を乗じて得た額
令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	時価に0.024を乗じて得た額	令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.017を乗じて得た額		その他のもの	時価に0.015を乗じて得た額
令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	時価に0.024を乗じて得た額	令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	時価に0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	時価に0.024を乗じて得た額		上空に設けるもの	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.034を乗じて得た額		その他のもの	時価に0.031を乗じて得た額
令第７条第12号に掲げる器具		時価に0.026を乗じて得た額	令第７条第12号に掲げる器具		時価に0.025を乗じて得た額
令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	時価に0.024を乗じて得た額	令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	時価に0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	時価に0.024を乗じて得た額		上空に設けるもの	時価に0.022を乗じて得た額

改正後				改正前			
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額		その他のもの		時価に0.031を乗じて得た額
令第７条第14号及び第15号に掲げる施設			時価に0.034を乗じて得た額	令第７条第14号　　に掲げる施設			時価に0.031を乗じて得た額
備考 １　第１種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは、電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。 ２　第１種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは、電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは、電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。 ３　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 ４　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 ５　時価は、近傍類似の土地（令第７条第８号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 ６　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01m^{2}若しくは0.01m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01m^{2}若しくは0.01m未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。 ７　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割				備考 １　第１種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは、電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。 ２　第１種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは、電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは、電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。 ３　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 ４　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 ５　時価は、近傍類似の土地（令第７条第８号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 ６　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01m^{2}若しくは0.01m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01m^{2}若しくは0.01m未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。 ７　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割		

改正後	改正前
をもって計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。 ８　占用料の額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。	をもって計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。 ８　占用料の額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（資料）北秋田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【附則第３項関係】　北秋田市都市公園条例（平成17年北秋田市条例第200号）の一部改正

改正後

別表第２（第13条関係）

１　公園施設を設ける場合　（略）

２　公園施設を管理する場合　（略）

３　都市公園を占用する場合

北秋田市道路占用料徴収条例（平成17年北秋田市条例第192号）の規定の例による。

改正前

別表第２（第13条関係）

１　公園施設を設ける場合　（略）

２　公園施設を管理する場合　（略）

３　都市公園を占用する場合

※（消費税なし）

占用物件	単位	金額（円）
第１種電柱	１本につき１年	1,000
第２種電柱		1,600
第３種電柱		2,200
第１種電話柱		930
第２種電話柱		1,500
第３種電話柱		2,100
その他の柱類		72
共架電線その他上空に設ける線類	長さ１ｍにつき１年	10
地下電線その他地下に設ける線類		5
区域内に設ける変圧器	１個につき１年	700
地下に設ける変圧器	占用面積１ｍ^{2}につき１年	480
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	1,400
郵便差出箱		600
ＰＨＳ無線基地局	１基につき	495
広告塔	表示面積１ｍ^{2}につき１年	4,400
その他のもの	占用面積１ｍ^{2}につき１年	1,400
外径が0.1m未満のもの	長さ１ｍにつき１年	48

改正後	改正前			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			72
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			95
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの			190
	外径が0.4m以上１m未満のもの			480
	外径が１m以上のもの			950
	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積１m²につき１日	44
	その他のもの		占用面積１m²につき１か月	440
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１m²につき１か月	440
		その他のもの	表示面積１m²につき１年	4,400
	標識		１本につき１年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	44
		その他のもの	１本につき１か月	440
	幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積１m²につき１日	44
		その他のもの	その面積１m²につき１か月	440
	アーチ	公園区域内に設けるもの	１基につき１か月	4,400
		その他のもの		2,200
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、瓦、その他の工事用材料の置場		占用面積１m²につき１か月	440
	非常災害に際し災害にかかった者を			140

改正後	改正前
	収容するため設けられる仮設工作物及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第２条第６号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）		
	備考 １　表中の「占用物件」は、都市公園法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）の規定の例による。 ２　第１種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは、電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。 ３　第１種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは、電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは、電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。 ４　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 ５　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 ６　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが１ｍ^{2}若しくは１ｍ未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに１ｍ^{2}若しくは１ｍ未満の端数があるときは、１ｍ^{2}又は１ｍとして計算	

改正後	改正前
	するものとする。 7　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、１か月未満の端数があるときは１か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１か月未満であるとき又はその期間に１か月未満の端数があるときは１か月として計算するものとする。
4　第３条第１項各号に掲げる行為をする場合　（略）	4　第３条第１項各号に掲げる行為をする場合　（略）

議案第10号

北秋田市営住宅条例及び北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市営住宅条例及び北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

市営住宅及び特定公共賃貸住宅の構造、戸数等の詳細事項を規則に委任し、柔軟かつ迅速な管理運営を図るため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市営住宅条例及び北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

（北秋田市営住宅条例の一部改正）

第１条　北秋田市営住宅条例（平成 17 年北秋田市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

名称	位置
南鷹巣団地	北秋田市鷹巣字平崎上岱13番地２
胡桃館団地	北秋田市綴子字胡桃館２番地
高野尻団地	北秋田市綴子字高野尻90番地２
宮前町団地	北秋田市宮前町９番16号
長野岱団地	北秋田市米内沢字長野岱102番地11
陣場岱団地	北秋田市阿仁前田字陣場岱90番地
松山町団地	北秋田市米内沢字ヲツコ沢77番地１
御嶽団地	北秋田市本城字上悪戸31番地１
伊勢ノ森団地	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地18
上野第２団地	北秋田市米内沢字桐木岱311番地１
伊勢ノ森第２団地	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地16
冷水岱団地	北秋田市米内沢字冷水岱94番地１
東裏団地	北秋田市阿仁水無字畑町東裏49番地５
比立内団地	北秋田市阿仁比立内字狐台13番地１
三両団地	北秋田市阿仁水無字寺後１番地５
上岱団地	北秋田市阿仁水無字上岱64番地２
上新町団地	北秋田市阿仁水無字上新町東裏４番地６
畑町団地	北秋田市阿仁水無字畑町東裏147番地
鳥屋岱団地	北秋田市川井字蛇森13番地５
明田団地	北秋田市福田字明田43番地
林岱団地	北秋田市八幡岱新田字林岱89番地１

松ケ丘団地	北秋田市川井字松石殿１番地254
下杉団地	北秋田市下杉字狐森40番地２
田の沢団地	北秋田市川井字鳥屋沢40番地25
上杉駅前団地	北秋田市上杉字上屋布岱61番地52

別表第２（第３条関係）

名称	位置
上野住宅	北秋田市米内沢字桐木岱311番地１
陣場岱第２住宅	北秋田市阿仁前田字陣場岱22番地４
サンコーポラスなかたい住宅	北秋田市鷹巣字東中岱51番地１

（北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第２条　北秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年北秋田市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

名称	位置
上杉団地	北秋田市上杉字上屋布岱61番地47
諏訪岱団地	北秋田市米内沢字諏訪岱33番地１
米内沢駅前団地	北秋田市米内沢字上野102番地５

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（資料）北秋田市営住宅条例及び北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【第１条関係】北秋田市営住宅条例（平成17年北秋田市条例第193号）の一部改正

改正後

別表第１（第３条関係）

名称	位置
南鷹巣団地	北秋田市鷹巣字平崎上岱13番地２
胡桃館団地	北秋田市綴子字胡桃館２番地
高野尻団地	北秋田市綴子字高野尻90番地２
宮前町団地	北秋田市宮前町９番16号
長野岱団地	北秋田市米内沢字長野岱102番地11
陣場岱団地	北秋田市阿仁前田字陣場岱90番地
松山町団地	北秋田市米内沢字ヲツコ沢77番地１
御嶽団地	北秋田市本城字上悪戸31番地１
伊勢ノ森団地	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地18
上野第２団地	北秋田市米内沢字桐木岱311番地１
伊勢ノ森第２団地	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地16
冷水岱団地	北秋田市米内沢字冷水岱94番地１
東裏団地	北秋田市阿仁水無字畑町東裏49番地５
比立内団地	北秋田市阿仁比立内字狐台13番地１
三両団地	北秋田市阿仁水無字寺後１番地５
上岱団地	北秋田市阿仁水無字上岱64番地２
上新町団地	北秋田市阿仁水無字上新町東裏４番地６
畑町団地	北秋田市阿仁水無字畑町東裏147番地
鳥屋岱団地	北秋田市川井字蛇森13番地５
明田団地	北秋田市福田字明田43番地
林岱団地	北秋田市八幡岱新田字林岱89番地１
松ケ丘団地	北秋田市川井字松石殿１番地254
下杉団地	北秋田市下杉字狐森40番地２
田の沢団地	北秋田市川井字鳥屋沢40番地25
上杉駅前団地	北秋田市上杉字上屋布岱61番地52

改正前

別表第１（第３条関係）

名称	構造	住戸専用面積㎡	戸数	建設年度	位置
南鷹巣団地	簡易耐火構造２階建６戸建４棟４戸建１棟	58.50	28	昭和53	北秋田市鷹巣字平崎上岱13番地２
	簡易耐火構造２階建６戸建１棟４戸建５棟	64.98	26	昭和54	
	木造平屋建１戸建	57.96	8	昭和55	
	簡易耐火構造２階建４戸建４棟	64.98	16	昭和55	
	木造平屋４戸建２棟	41.81	8	平成28	
	木造平屋２戸建１棟	41.81	2	平成29	
	木造平屋２戸建１棟	56.23	2	平成29	
	木造平屋３戸建１棟	56.23	1	平成29	
		42.96	1		
		39.73	1		
	木造平屋２戸建２棟	39.74	4	平成29	
	木造平屋４戸建２棟	39.74	8	平成30	
	木造平屋２戸建１棟	56.16	2	平成30	

改正後	改正前					
		木造平屋４戸建１棟	39.74	4	令和元	
		木造平屋３戸建１棟	39.74	3	令和元	
		木造平屋２戸建１棟	42.96 67.18	1 1	令和元	
		木造平屋２戸建１棟	39.74	2	令和元	
		木造平屋３戸建１棟	39.74	3	令和２	
		木造平屋４戸建１棟	39.74	4	令和２	
		木造平屋２戸建２棟	39.74	4	令和３	
		小計		129		
	胡桃館団地	簡易耐火構造２階建６戸建２棟	64.98	12	昭和56	北秋田市綴子字胡桃館２番地
		簡易耐火構造２階建６戸建２棟	64.98	12	昭和57	
		木造平屋建１戸建	62.11	4	昭和58	
		小計		28		
	高野尻団地	木造平屋建２戸建３棟	44.20	6	平成11	北秋田市綴子字高野尻90番地２
		木造平屋建１戸建	58.94	4	平成11	
		木造平屋建１戸建	63.80	1	平成11	
		木造平屋建１戸建	71.61	2	平成11	
		木造平屋建２戸	44.20	4	平成12	

改正後	改正前					
		建２棟				
		木造平屋建１戸建	58.94	5	平成12	
		木造平屋建１戸建	71.61	2	平成12	
		木造平屋建２戸建１棟	44.20	2	平成13	
		木造平屋建１戸建	58.94	5	平成13	
		木造平屋建１戸建	71.61	1	平成13	
		木造平屋建２戸建１棟	44.20	2	平成14	
		木造平屋建１戸建	58.94	5	平成14	
		木造平屋建１戸建	71.61	1	平成14	
		小計		40		
	宮前町団地	鉄筋コンクリート造（耐火構造）４階建１棟	39.50	28	平成27	北秋田市宮前町９番16号
			42.94	4	平成27	
			54.28	6	平成27	
			64.45	2	平成27	
		小計		40		
	鷹巣地区合計			237		
	長野岱団地	木造平屋建１戸建	58.80	6	昭和60	北秋田市米内沢字長野岱102番地31
		木造平屋建２戸建２棟	46.74	4	令和６	北秋田市米内沢字長野岱102番地11
		小計		10		
	陣場岱団地	木造平屋建１戸建	66.37	3	平成３	北秋田市阿仁前田字陣場岱90番地

改正後	改正前					
		小計		3		
	松山町団地	木造２階建１戸建	85.29	6	平成４	北秋田市米内沢字ヲツコ沢77番地１
		小計		6		
	御嶽団地	木造平屋建２戸建５棟	68.09	10	平成５	北秋田市本城字上悪戸31番地１
		小計		10		
	伊勢ノ森団地	木造２階建１戸建	83.42	10	平成８	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地18
		小計		10		
	上野第２団地	木造平屋建１戸建	74.60	4	平成10	北秋田市米内沢字桐木岱311番地１
		小計		4		
	伊勢ノ森第２団地	木造２階建１戸建	79.29	2	平成10	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地16
		木造２階建１戸建	79.29	2	平成10	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地17
		小計		4		
	冷水岱団地	木造平屋建４戸建２棟２戸建１棟	59.40	10	平成14	北秋田市米内沢字冷水岱94番地１
		小計		10		
	森吉地区合計			57		
	東裏団地	木造平屋建２戸建３棟	47.49	6	令和５	北秋田市阿仁水無字畑町東裏49番地５
		小計		6		
	比立内団地	木造平屋建１戸建	57.10	5	昭和55	北秋田市阿仁比立内字狐台13番地１
		木造平屋建１戸建	57.10	5	昭和56	北秋田市阿仁比立内字狐台13番地１

改正後	改正前					
		小計		10		
	三両団地	木造平屋建１戸建	58.15	4	昭和57	北秋田市阿仁水無字寺後１番地５、銀山字下新町51番地４
		小計		4		
	上岱団地	木造平屋建１戸建	67.90	3	昭和62	北秋田市阿仁水無字上岱64番地２
		木造平屋建１戸建	63.76	3	昭和62	北秋田市阿仁水無字上岱64番地２
		小計		6		
	上新町団地	木造２階建２戸建３棟	75.86	6	平成元	北秋田市阿仁水無字上新町東裏４番地６
		木造２階建２戸建２棟	79.80	4	平成６	北秋田市阿仁水無字上新町東裏17番地１
		小計		10		
	畑町団地	木造平屋建４戸建１棟	56.72	2	平成21	北秋田市阿仁水無字畑町東裏147番地
			69.56	2		
		木造平屋建５戸建１棟	56.72	5		
		木造平屋建４戸建１棟	56.72	2	平成22	
			77.01	2		
		木造平屋建２戸建１棟	49.27	2	令和４	
		小計		15		
	阿仁地区合計			51		
	鳥屋岱団地	簡易耐火構造平屋建４戸建１棟６戸建１棟	51.52	10	昭和52	北秋田市川井字蛇森13番地５

改正後	改正前					
		木造平屋建１戸建	55.20	10	昭和53	北秋田市川井字蛇森13番地５
		小計		20		
	明田団地	木造平屋建１戸建	57.91	4	昭和54	北秋田市福田字明田43番地
		木造平屋建１戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地
		木造平屋建２戸建２棟	46.29	4	令和７	北秋田市福田字明田43番地
		小計		18		
	林岱団地	木造平屋建１戸建	58.32	9	昭和56	北秋田市八幡岱新田字林岱89番地１
		木造平屋建１戸建	58.32	8	昭和57	北秋田市八幡岱新田字林岱89番地１
		簡易耐火構造平屋建２戸建１棟	69.70	2	昭和57	北秋田市八幡岱新田字林岱89番地１
		木造平屋建１戸建	59.62	10	昭和58	北秋田市八幡岱新田字林岱89番地１
		小計		29		
	松ケ丘団地	木造平屋建１戸建	62.93	10	昭和60	北秋田市川井字松石殿１番地254
		木造平屋建１戸建	68.73	5	平成元	北秋田市川井字松石殿１番地254
		小計		15		
	下杉団地	木造平屋建１戸建	67.07	5	昭和63	北秋田市下杉字狐森40番地２
		小計		5		
	田の沢団地	木造平屋建４戸建１棟３戸建２棟	39.74	10	平成11	北秋田市川井字鳥屋沢40番地25
		木造２階建６戸	58.58	2	平成12	北秋田市川井字五

改正後

別表第２（第３条関係）

名称	位置
上野住宅	北秋田市米内沢字桐木岱311番地１
陣場岱第２住宅	北秋田市阿仁前田字陣場岱22番地４
サンコーポラスなかたい住宅	北秋田市鷹巣字東中岱51番地１

改正前

	建１棟	57.96	4		郎左ェ門田の沢１番地
	木造２階建４戸建１棟	56.82	4	平成12	北秋田市川井字五郎左ェ門田の沢５番地６
	木造平屋建２戸建１棟	60.26	2	平成13	北秋田市川井字鳥屋沢40番地22
	小計		22		
上杉駅前団地	木造平屋建２戸建２棟	71.49	4	平成18	北秋田市上杉字上屋布岱61番地52
	木造平屋建１戸建１棟	71.49	1	平成18	北秋田市上杉字上屋布岱61番地52
	小計		5		
合川地区合計			114		
北秋田市合計			459		

別表第２（第３条関係）

名称	構造	住戸専用面積m^2	戸数	建設年度	位置
上野住宅	木造平屋建６戸建１棟	31.30	6	平成９	北秋田市米内沢字桐木岱311番地１
陣場岱第２住宅	木造平屋建２戸建２棟	46.78	4	平成10	北秋田市阿仁前田字陣場岱22番地４
サンコーポラスなかたい住宅	鉄筋コンクリート造（耐火構造）５階建１棟	53.08	40	平成９	北秋田市鷹巣字東中岱51番地１

（資料）北秋田市営住宅条例及び北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例　新旧対照表

【第２条関係】北秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年北秋田市条例第 194 号）の一部改正

改正後

別表第１（第３条関係）

名称	位置
上杉団地	北秋田市上杉字上屋布岱61番地47
諏訪岱団地	北秋田市米内沢字諏訪岱33番地１
米内沢駅前団地	北秋田市米内沢字上野102番地５

改正前

別表第１（第３条関係）

名称	所在地	構造及び戸数	建設年度
上杉団地	秋田市上杉字上屋布岱61番地47	木造平屋建６戸	平成９
諏訪岱団地	秋田市米内沢字諏訪岱33番地１	木造２階建１戸建４戸	平成11
米内沢駅前団地	秋田市米内沢字上野102番地５	木造２階建１戸建５戸	平成13

議案第 10 号資料

北秋田市営住宅条例及び北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の概要

改正内容

第１条については、市営住宅の名称等について、別表第１及び別表第２では「名称、位置」の基本的事項のみを規定し、「構造、住戸専用面積、戸数、建設年度」の詳細事項は規則に委任することで、柔軟かつ迅速な管理運営を図るもの。

改正前：「名称、構造、住戸専用面積、戸数、建設年度、位置」を規定
改正後：「名称、位置」のみを規定し、「構造、住戸専用面積、戸数、建設年度」は規則で定める。

第２条については、特定公共賃貸住宅の名称等について、別表第１では「名称、位置」の基本的事項のみを規定し、「構造、戸数、建設年度」の詳細事項は規則に委任することで、柔軟かつ迅速な管理運営を図るもの。

改正前：「名称、所在地、構造及び戸数、建設年度」を規定
改正後：「名称、位置」のみを規定し、「構造、戸数、建設年度」は規則で定める。

施行期日

令和８年４月１日

議案第11号

北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正により、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」が追加されたこと等を踏まえ、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

北秋田市火災予防条例（平成17年北秋田市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第７条の２の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第１項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第２号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第２項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第７条の３とする。

第７条の次に次の１条を加える。

（簡易サウナ設備）

第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒型であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（１）　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（２）　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の３まで、第２項第６号及び第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項の規定を準用する。

第29条の７第１項第１号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第６号の次に次の１号を加える。

（６の２）　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第７号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附　則

この条例は、令和８年３月31日から施行する。

（資料）北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（簡易サウナ設備） 第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒型であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。 （２）　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。 ２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の３まで、第２項第６号及び第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項の規定を準用する。	
（一般サウナ設備） 第７条の３　一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）　（略） （２）　一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ２　前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。	（サウナ設備　　） 第７条の２　サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）　　の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）　（略） （２）　サウナ設備　　の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ２　前項に規定するもののほか、サウナ設備　　の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

改正後	改正前
（住宅における火災の予防の推進） 第29条の７　北秋田市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （１）　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 （２）　（略） ２　（略）	（住宅における火災の予防の推進） 第29条の７　北秋田市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （１）　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 （２）　（略） ２　（略）
（火を使用する設備等の設置の届出） 第44条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。 （１）～（６）　（略） （６の２）　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。） （７）　一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） （７の２）～(15)　（略）	（火を使用する設備等の設置の届出） 第44条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。 （１）～（６）　（略） （７）　サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） （７の２）～(15)　（略）

議案第 11 号資料

北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例の概要

改正内容

１.【サウナ設備に関する改正】

近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性能の結果を踏まえ、その特性に応じた内容となるよう所要の見直しを行った。

従前のサウナ設備（改正前の第７条の２）を一般サウナ設備（改正後の第７条の３）に改め、新たに簡易サウナ設備（改正後の第７条の２）を設けた。

２.【住宅における火災の予防の推進】

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーを新たに定めた（第 29 条の７）。

感震ブレーカーとは、「地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断する装置」

通電火災（停電が復旧した際に、避難中に倒れた家電製品などから出火する火災）を防ぐことを主な目的とする。

議案第12号

北秋田市比立内地区コミュニティセンター条例を廃止する条例の制定について

北秋田市比立内地区コミュニティセンター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

北秋田市比立内地区コミュニティセンターを廃止するため、この条例の廃止を提案するものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市比立内地区コミュニティセンター条例を廃止する条例

北秋田市比立内地区コミュニティセンター条例（平成17年北秋田市条例第250号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第13号

北秋田市萱草工場団地給水条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市萱草工場団地給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

北秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和７年北秋田市条例第19号）の施行を踏まえ、北秋田市萱草工場団地の給水に係る水道料金について、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市萱草工場団地給水条例の一部を改正する条例

北秋田市萱草工場団地給水条例（平成17年北秋田市条例第276号）の一部を次のように改正する。

第12条の表を次のように改める。

用途	基本料金（１か月につき）		超過料金（１㎥につき）	
	基本水量	料金	11㎥以上 20㎥以下の分	21㎥以上の分
工場用	10㎥	2,332.00円	264.00円	297.00円

備考　工場用とは、物を生産及び加工する工場、会社等で、その目的のために、水道を使用する場合をいう。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の北秋田市萱草工場団地給水条例第12条の規定は、令和８年７月分の料金から適用し、令和８年６月分までの料金については、なお従前の例による。

（資料）北秋田市萱草工場団地給水条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後

（料金）

第12条　料金は、次の表のとおりとする。

用途	基本料金（１か月につき）		超過料金（１㎥につき）	
	基本水量	料金	11㎥以上20㎥以下の分	21㎥以上の分
工場用	10㎥	2,332.00円	264.00円	297.00円

備考　工場用とは、物を生産及び加工する工場、会社等で、その目的のために、水道を使用する場合をいう。

改正前

（料金）

第12条　料金は、次の表のとおりとする。

用途	基本料金（１か月につき）		超過料金１立方メートルにつき
	水量	料金	
工場用	10立方メートルまで	1,936.00円	220.00円

（１）　工場用とは、物を生産及び加工する工場、会社等で、その目的のために、水道を使用する場合をいう。

議案第14号

令和７年度　北秋田市一般会計補正予算（第15号）

令和７年度北秋田市一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，３１５，７９４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，０４８，９４９千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加、廃止は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加、変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 市税		3,043,112	121,938	3,165,050
	1 市民税	1,127,088	93,526	1,220,614
	2 固定資産税	1,600,616	28,412	1,629,028
6 法人事業税交付金		51,228	△5,079	46,149
	1 法人事業税交付金	51,228	△5,079	46,149
10 地方特例交付金		20,755	△6,284	14,471
	1 地方特例交付金	20,538	△6,284	14,254
11 地方交付税		10,300,484	574,246	10,874,730
	1 地方交付税	10,300,484	574,246	10,874,730
13 分担金及び負担金		164,943	△45,342	119,601
	1 分担金	61,045	△41,724	19,321
	2 負担金	103,898	△3,618	100,280
14 使用料及び手数料		213,780	△217	213,563
	1 使用料	157,459	△217	157,242
15 国庫支出金		3,856,727	△168,373	3,688,354
	1 国庫負担金	2,000,571	△295,899	1,704,672
	2 国庫補助金	1,849,613	127,526	1,977,139
16 県支出金		2,919,213	△507,041	2,412,172

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県負担金	744,159	△8,714	735,445
	2 県補助金	2,028,731	△500,901	1,527,830
	3 県委託金	146,323	2,574	148,897
17 財産収入		80,799	22,373	103,172
	1 財産運用収入	61,180	16,207	77,387
	2 財産売払収入	19,619	6,166	25,785
18 寄附金		2,500,408	4,100	2,504,508
	1 寄附金	2,500,408	4,100	2,504,508
19 繰入金		2,867,704	△1,332,481	1,535,223
	1 特別会計繰入金	81,341	△4,523	76,818
	2 基金繰入金	2,786,363	△1,327,958	1,458,405
21 諸収入		685,083	290,366	975,449
	4 受託事業収入	152,199	16,374	168,573
	5 雑入	430,508	273,992	704,500
22 市債		2,797,600	△264,000	2,533,600
	1 市債	2,797,600	△264,000	2,533,600
歳入合計		31,364,743	△1,315,794	30,048,949

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		171,988	△3,352	168,636
	1 議会費	171,988	△3,352	168,636
2 総務費		3,737,395	△12,851	3,724,544
	1 総務管理費	3,275,575	△2,922	3,272,653
	2 徴税費	171,979	△7,047	164,932
	3 戸籍住民基本台帳費	93,648	△2,882	90,766
3 民生費		6,876,190	41,370	6,917,560
	1 社会福祉費	4,241,763	30,855	4,272,618
	2 児童福祉費	2,055,150	10,515	2,065,665
4 衛生費		2,708,379	△34,671	2,673,708
	1 保健費	443,696	△19,769	423,927
	2 衛生費	163,607	0	163,607
	3 清掃費	751,733	△1,698	750,035
	4 水道費	216,820	△5,971	210,849
	5 病院費	1,132,523	△7,233	1,125,290
5 労働費		36,705	△11,142	25,563
	1 労働諸費	36,705	△11,142	25,563
6 農林水産業費		1,430,190	△78,566	1,351,624

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	901,834	△76,821	825,013
	2 林業費	527,206	△1,745	525,461
7 商工費		1,655,542	444,934	2,100,476
	1 商工費	1,655,542	444,934	2,100,476
8 土木費		3,367,395	△147,881	3,219,514
	1 土木管理費	104,838	500	105,338
	2 道路橋りょう費	2,115,326	△91,344	2,023,982
	3 河川費	33,000	△6,000	27,000
	4 都市計画費	90,257	0	90,257
	5 住宅費	340,654	△105,868	234,786
	6 公共下水道費	683,320	54,831	738,151
9 消防費		1,225,381	△7,516	1,217,865
	1 消防費	1,225,381	△7,516	1,217,865
10 教育費		2,288,639	△38,759	2,249,880
	1 教育総務費	514,682	△591	514,091
	2 小学校費	248,974	0	248,974
	3 中学校費	149,125	△1,013	148,112
	4 義務教育学校費	30,313	874	31,187

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	744,831	△10,971	733,860
	6 保健体育費	600,714	△27,058	573,656
11 災害復旧費		4,516,825	△1,366,384	3,150,441
	1 農林水産業施設災害復旧費	2,760,250	△921,356	1,838,894
	2 公共土木施設災害復旧費	1,487,907	△442,296	1,045,611
	3 商工施設災害復旧費	43,839	0	43,839
	4 衛生施設災害復旧費	19,327	△2,732	16,595
	5 文教施設災害復旧費	135,981	0	135,981
	6 その他公共施設公用施設災害復旧費	69,521	0	69,521
12 公債費		2,931,949	△72,969	2,858,980
	1 公債費	2,931,949	△72,969	2,858,980
13 諸支出金		368,165	△28,007	340,158
	1 繰出金	61,169	△44,214	16,955
	2 基金費	306,996	16,207	323,203
歳出合計		31,364,743	△1,315,794	30,048,949

第 2 表　繰越明許費補正

追　加

款	項	事業名	金額
			千円
3　民生費	1　社会福祉費	非課税世帯物価高騰対策給付事業	50,369
6　農林水産業費	1　農業費	農地中間管理機構関連ほ場整備事業	7,400
6　農林水産業費	1　農業費	ため池等整備事業	3,900
6　農林水産業費	2　林業費	林業専用道開設事業	17,501
6　農林水産業費	2　林業費	林道改良事業	14,806
7　商工費	1　商工費	省力化・生産性向上投資応援事業	40,059
7　商工費	1　商工費	プレミアム付応援チケット事業	421,456
7　商工費	1　商工費	宿泊集客支援事業	36,108
7　商工費	1　商工費	大太鼓の館整備事業	34,903
7　商工費	1　商工費	道の駅たかのす整備事業	132,279
8　土木費	2　道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	328,000
8　土木費	3　河川費	急傾斜地崩壊対策事業	1,910
10　教育費	6　保健体育費	松森スキー場施設解体事業	10,450

第 3 表　債務負担行為補正

追　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
北欧の里敷地借上料	令和 8 年度　～　令和 9 年度	490
市営住宅伊勢ノ森第２団地取付道路敷地借上料	令和 8 年度　～　令和 9 年度	26
旧クリーンリサイクルセンター解体事業	令和 8 年度　～　令和 10 年度	1,641,563
妖精の森敷地借上料	令和 8 年度　～　令和 10 年度	4,176
ぶな帯キャンプ場取水井敷地借上料	令和 8 年度　～　令和 10 年度	9
北秋田市上杉あいターミナル指定管理料	令和 8 年度　～　令和 12 年度	6,600
妊産婦あんしんタクシー事業委託	令和　8　年度	3,390
バス停留所敷地借上料	令和　8　年度	5
戸鳥内地域特産品生産施設敷地借上料	令和　8　年度	88
観光案内看板敷地借上料	令和　8　年度	15

廃　止

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
ＪＲ鷹ノ巣駅待合室鎖錠等及び巡回警備委託	令和　8　年度	2,088

第 4 表　地方債補正

追　加

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
	千円			
し尿処理施設改修事業	31,100	証書借入又は証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
大野台ハイランド体育館解体事業	1,500	〃	〃	〃
湯口内スキー場施設解体事業	1,300	〃	〃	〃
鷹巣陸上競技場改修事業	18,700	〃	〃	〃
都市計画施設災害復旧事業	3,200	〃	〃	〃
塵芥処理施設災害復旧事業	15,100	〃	〃	〃
公立学校施設災害復旧事業	2,700	〃	〃	〃
その他公共施設公用施設災害復旧事業	62,800	〃	〃	〃

変　更

起　債　の　目　的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円				千円			
北秋田市保健センター改修事業	77,900	証書借入又は証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	77,600	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
訪問看護師等奨励金交付事業	4,700	〃	〃	〃	3,900	〃	〃	〃
宿泊施設パワーアップ事業	5,000	〃	〃	〃	1,100	〃	〃	〃
雇用奨励金交付事業	3,600	〃	〃	〃	3,300	〃	〃	〃
固定資産取得費助成事業	84,100	〃	〃	〃	48,000	〃	〃	〃
大太鼓の館整備事業	14,500	〃	〃	〃	10,800	〃	〃	〃

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道の駅たかのす整備事業	43,300	〃	〃	〃	62,600	〃	〃	〃
阿仁スキー場整備事業	75,800	〃	〃	〃	79,200	〃	〃	〃
阿仁スキー場除雪ローダー整備事業	10,200	〃	〃	〃	8,100	〃	〃	〃
道路舗装補修事業	38,400	〃	〃	〃	32,900	〃	〃	〃
道路改良事業	117,200	〃	〃	〃	120,200	〃	〃	〃
除雪機械購入事業	75,800	〃	〃	〃	45,900	〃	〃	〃
橋梁補修事業	202,000	〃	〃	〃	213,100	〃	〃	〃
トンネル補修事業	1,800	〃	〃	〃	5,900	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業	60,200	〃	〃	〃	54,200	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	160,800	〃	〃	〃	102,100	〃	〃	〃
阿仁分署建設事業	9,400	〃	〃	〃	9,100	〃	〃	〃
学校施設環境改善交付金事業	16,100	〃	〃	〃	31,400	〃	〃	〃
農地農業用施設災害復旧事業	719,400	〃	〃	〃	469,300	〃	〃	〃
林業施設災害復旧事業	164,700	〃	〃	〃	112,000	〃	〃	〃
公共土木施設災害復旧事業	309,500	〃	〃	〃	276,900	〃	〃	〃
観光施設災害復旧事業	17,300	〃	〃	〃	43,700	〃	〃	〃

令和７年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	3,043,112	121,938	3,165,050
6 法人事業税交付金	51,228	△5,079	46,149
10 地方特例交付金	20,755	△6,284	14,471
11 地方交付税	10,300,484	574,246	10,874,730
13 分担金及び負担金	164,943	△45,342	119,601
14 使用料及び手数料	213,780	△217	213,563
15 国庫支出金	3,856,727	△168,373	3,688,354
16 県支出金	2,919,213	△507,041	2,412,172
17 財産収入	80,799	22,373	103,172
18 寄附金	2,500,408	4,100	2,504,508
19 繰入金	2,867,704	△1,332,481	1,535,223
21 諸収入	685,083	290,366	975,449
22 市債	2,797,600	△264,000	2,533,600
歳入合計	31,364,743	△1,315,794	30,048,949

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	171,988	△3,352	168,636				△3,352
2 総務費	3,737,395	△12,851	3,724,544	△2,866			△9,985
3 民生費	6,876,190	41,370	6,917,560	46,573		△3	△5,200
4 衛生費	2,708,379	△34,671	2,673,708	5,468	30,000	△5,455	△64,684
5 労働費	36,705	△11,142	25,563		1,500	4,100	△16,742
6 農林水産業費	1,430,190	△78,566	1,351,624	△21,226		△717	△56,623
7 商工費	1,655,542	444,934	2,100,476	220,776	△23,400	273,705	△26,147
8 土木費	3,367,395	△147,881	3,219,514	△158,024	△81,900	△1,433	93,476
9 消防費	1,225,381	△7,516	1,217,865	2	△300	15,712	△22,930
10 教育費	2,288,639	△38,759	2,249,880	△7,699	35,300	△722	△65,638
11 災害復旧費	4,516,825	△1,366,384	3,150,441	△714,267	△225,200	△41,724	△385,193
12 公債費	2,931,949	△72,969	2,858,980				△72,969
13 諸支出金	368,165	△28,007	340,158	△44,151		16,207	△63
歳出合計	31,364,743	△1,315,794	30,048,949	△675,414	△264,000	259,670	△636,050

2　歳　　入

1款　市税　　1項　市民税　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 個人分	987,368	104,682	1,092,050	1. 現年課税分	104,682	現年課税分	104,682
2. 法人分	139,720	△11,156	128,564	1. 現年課税分	△11,156	現年課税分	△11,156
計	1,127,088	93,526	1,220,614				

1款　市税　　2項　固定資産税

1. 固定資産税	1,504,993	28,412	1,533,405	1. 現年課税分	28,412	現年課税分	28,412
計	1,600,616	28,412	1,629,028				

6款　法人事業税交付金　　1項　法人事業税交付金

1. 法人事業税交付金	51,228	△5,079	46,149	1. 法人事業税交付金	△5,079	法人事業税交付金	△5,079
計	51,228	△5,079	46,149				

10款　地方特例交付金　　1項　地方特例交付金

1. 地方特例交付金	20,538	△6,284	14,254	1. 地方特例交付金	△6,284	地方特例交付金	△6,284
計	20,538	△6,284	14,254				

11款　地方交付税　　1項　地方交付税

1. 地方交付税	10,300,484	574,246	10,874,730	1. 地方交付税	574,246	普通交付税	574,246
計	10,300,484	574,246	10,874,730				

13款　分担金及び負担金　　1項　分担金

1. 災害復旧費分担金	61,045	△41,724	19,321	1. 農林水産業施設災害復旧費分担金	△41,724	農地農業用施設災害復旧費分担金	△41,724
計	61,045	△41,724	19,321				

13款　分担金及び負担金　　2項　負担金

2. 民生費負担金	48,839	△3	48,836	3. 児童福祉費負担金	△3	母子生活支援施設負担金	△3

13款　分担金及び負担金　　2項　負担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
3. 衛生費負担金	6,795	△1,592	5,203	1. 保健費負担金	△1,592	検診負担金	△1,592
6. 土木費負担金	9,400	△2,023	7,377	1. 土木管理費負担金	△2,023	ブナ森トンネル管理費負担金	△2,023
計	103,898	△3,618	100,280				

14款　使用料及び手数料　　1項　使用料

5. 農林水産業使用料	6,788	△217	6,571	1. 農林水産業使用料	△217	放牧預託料	△217
計	157,459	△217	157,242				

15款　国庫支出金　　1項　国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	1,371,166	△963	1,370,203	1. 社会福祉費負担金	1,622	国民健康保険基盤安定負担金	1,796
						国保未就学児均等割保険料負担金	△16
						国保産前産後保険料負担金	△158
				2. 児童福祉費負担金	△2,585	児童扶養手当給付費負担金	△1,238
						母子生活支援施設措置費負担金	△1,347
2. 衛生費国庫負担金	410	75	485	1. 保健費負担金	75	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	75
3. 災害復旧費国庫負担金	628,995	△295,011	333,984	1. 公共土木施設災害復旧事業負担金	△295,011	公共土木施設災害復旧事業負担金	△295,011
計	2,000,571	△295,899	1,704,672				

15款　国庫支出金　　2項　国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	528,040	280,728	808,768	1. 総務管理費補助金	280,728	デジタル基盤改革支援補助金	△2,849
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	283,577
2. 民生費国庫補助金	528,942	10,829	539,771	2. 児童福祉費補助金	10,829	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	△496
						子ども・子育て支援交付金	△723
						保育対策総合支援事業費補助金	△4,018
						子どものための教育・保育給付金	15,661

15款　国庫支出金　　２項　国庫補助金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
						放課後児童クラブ等性被害防止対策設備等支援事業費補助金	405
3. 衛生費国庫補助金	6,746	3,323	10,069	1. 保健費補助金	5,293	子ども・子育て支援交付金	5,363
						母子保健衛生費補助金	△70
				2. 衛生費補助金	△1,970	循環型社会形成推進交付金	△1,970
4. 商工費国庫補助金	64,992	△3,755	61,237	1. 商工費補助金	△3,755	新しい地方経済・生活環境創生交付金	△3,755
5. 土木費国庫補助金	598,276	△157,752	440,524	1. 道路橋りょう費補助金	△112,372	道路メンテナンス事業費補助金	△53,605
						防災・安全交付金	△58,767
				2. 住宅費補助金	△45,380	社会資本整備総合交付金	△45,380
7. 教育費国庫補助金	114,625	△5,847	108,778	1. 学校教育費補助金	1,749	教育支援体制整備事業費交付金	1,749
				2. 社会教育費補助金	△7,596	国宝重要文化財等保存整備費補助金	△7,596
計	1,849,613	127,526	1,977,139				

16款　県支出金　　１項　県負担金

1. 民生費県負担金	743,953	△8,714	735,239	1. 社会福祉費負担金	△14,190	国民健康保険基盤安定負担金	△5,133
						後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△8,970
						国保未就学児均等割保険料負担金	△8
						国保産前産後保険料負担金	△79
				2. 児童福祉費負担金	5,476	施設型給付費負担金	6,149
						母子生活支援施設措置費負担金	△673
計	744,159	△8,714	735,445				

16款　県支出金　　２項　県補助金

1. 総務費県補助金	39,345	△619	38,726	1. 総務管理費補助金	△619	生活バス路線等維持費補助金	△619
2. 民生費県補助金	264,803	△1,647	263,156	2. 老人福祉費補助金	△189	老人クラブ活動費等補助金	△4
						社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金	△185

16款　県支出金　　2項　県補助金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
				3. 児童福祉費補助金	△1,458	すこやか子育て支援事業費補助金	292
						市町村子ども・子育て支援事業費補助金	△1,248
						施設型給付費地方単独費用補助金	343
						あきた出産おめでとう給付事業費交付金	△200
						保育体制強化事業費補助金	△783
						児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	△62
						あきた出産・子育て応援給付金	200
3. 衛生費県補助金	7,136	△299	6,837	1. 保健費補助金	1,671	市町村子ども・子育て支援事業費補助金	1,336
						遠方の妊婦健診受診に係る交通費支援事業費補助金	206
						遠方の分娩取扱施設への交通費等支援事業費補助金	129
				2. 衛生費補助金	△1,970	浄化槽設置整備事業費補助金	△1,970
4. 農林水産業費県補助金	405,317	△77,030	328,287	1. 農業費補助金	△30,778	農業委員会交付金	926
						農業経営基盤強化資金利子助成費補助金	1
						フロンティア農業者育成事業費補助金	△337
						農業次世代人材投資事業費補助金	△2,250
						機構集積支援事業費補助金	△1,338
						ミドル就農者経営確立支援事業費補助金	△1,200
						新規就農者経営発展支援事業費補助金	△2,043
						夢ある園芸産地創造事業費補助金	△4,441
						農業用施設小災害復旧事業費補助金	△10,507
						農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金	△9,589
				2. 林業費補助金	△46,252	松くい虫防除対策事業費補助金	△1,268
						森林整備事業費補助金	△44,151
						鳥獣被害防止総合対策交付金	△756
						安全・安心な森整備事業補助金	△77
5. 商工費県補助金	5,644	66	5,710	1. 商工費補助金	66	市町村少子化対策重点推進補助金	66
6. 土木費県補助金	300	△300	0	1. 住宅費補助金	△300	木造住宅耐震改修等事業費補助金	△300
8. 教育費県補助金	7,176	△1,816	5,360	1. 学校教育費補助金	△1,816	わか杉っこ！育ちと学びステップアップ事業補助金	△1,749
						理科教育設備整備費等補助金	△67

16款　県支出金　　２項　県補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
9. 災害復旧費県補助金	1,287,256	△419,256	868,000	2. 農林水産業施設災害復旧費補助金	△419,256	農地農業用施設災害復旧費補助金 林業施設災害復旧費補助金	△318,107 △101,149
計	2,028,731	△500,901	1,527,830				

16款　県支出金　　３項　県委託金

1. 総務費委託金	130,254	2,574	132,828	1. 総務管理費委託金	2,574	権限移譲推進交付金	2,574
計	146,323	2,574	148,897				

17款　財産収入　　１項　財産運用収入

2. 利子及び配当金	13,884	16,207	30,091	1. 利子及び配当金	16,207	財政調整基金利子 減債基金利子 まちづくり基金利子 地域振興基金利子 土地開発基金利子 地域福祉基金利子 学校施設整備基金利子 森林経営管理基金利子 公共施設解体基金利子	8,768 854 23 2,728 523 729 126 313 2,143
計	61,180	16,207	77,387				

17款　財産収入　　２項　財産売払収入

2. 物品売払収入	31	6,166	6,197	1. 物品売払収入	6,166	物品売払収入	6,166
計	19,619	6,166	25,785				

18款　寄附金　　１項　寄附金

1. 寄附金	2,500,001	4,100	2,504,101	3. 企業版ふるさと寄附金	4,100	企業版ふるさと寄附金	4,100
計	2,500,408	4,100	2,504,508				

19款　繰入金　　1項　特別会計繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 国民健康保険特別会計繰入金	21,986	△3,923	18,063	1. 国民健康保険特別会計繰入金	△3,923	国民健康保険特別会計繰入金	△3,923
5. 前田財産区特別会計繰入金	800	△600	200	1. 前田財産区特別会計繰入金	△600	前田財産区特別会計繰入金	△600
計	81,341	△4,523	76,818				

19款　繰入金　　2項　基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	2,319,327	△1,327,958	991,369	1. 財政調整基金繰入金	△1,327,958	財政調整基金繰入金	△1,338,838
計	2,786,363	△1,327,958	1,458,405				

21款　諸収入　　4項　受託事業収入

3. 衛生費受託事業収入	38,925	602	39,527	2. 秋田県後期高齢者医療広域連合受託事業収入	602	秋田県後期高齢者医療広域連合受託事業収入	602
5. 消防費受託事業収入	101,155	15,772	116,927	1. 消防費受託事業収入	15,772	消防費受託事業収入	15,772
計	152,199	16,374	168,573				

21款　諸収入　　5項　雑入

3. 雑入	430,506	273,992	704,498	1. 雑入	273,992	秋田県消防協会大館北秋田支部助成金	△60
						共済金	3,274
						サマージャンボ宝くじ市町村交付金	△722
						プレミアム付応援チケット販売収入	272,000
						担い手育成・確保等対策事業費補助金	△500
計	430,508	273,992	704,500				

22款　市債　　1項　市債

3. 衛生債	114,200	30,000	144,200	1. 過疎対策事業債	30,000	過疎対策事業債	30,000
5. 商工債	236,500	△21,900	214,600	1. 過疎対策事業債	19,900	過疎対策事業債	19,900

22款　市債　　1項　市債　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
				2. 一般補助施設整備等事業債	△43,300	一般補助施設整備等事業債	△43,300
				3. 公共施設等適正管理推進事業債	1,500	公共施設等適正管理推進事業債	1,500
6. 土木債	675,400	△81,900	593,500	1. 公営住宅建設事業債	△58,700	公営住宅建設事業債	△58,700
				2. 過疎対策事業債	△47,900	過疎対策事業債	△47,900
				3. 辺地対策事業債	4,100	辺地対策事業債	4,100
				4. 緊急自然災害防止対策事業債	20,600	緊急自然災害防止対策事業債	20,600
7. 消防債	106,400	△300	106,100	1. 過疎対策事業債	△300	過疎対策事業債	△300
8. 教育債	214,300	35,300	249,600	1. 過疎対策事業債	18,700	過疎対策事業債	18,700
				2. 学校教育施設等整備事業債	15,300	学校教育施設等整備事業債	15,300
				5. 公共施設等適正管理推進事業債	1,300	公共施設等適正管理推進事業債	1,300
9. 災害復旧事業債	1,243,200	△225,200	1,018,000	1. 林業施設災害復旧事業債	△52,700	林業施設災害復旧事業債	△52,700
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	△29,400	公共土木施設災害復旧事業債	△29,400
				3. 観光施設災害復旧事業債	26,400	観光施設災害復旧事業債	26,400
				4. 農地農業用施設災害復旧事業債	△250,100	農地農業用施設災害復旧事業債	△250,100
				5. 文教施設災害復旧事業債	2,700	公立学校施設災害復旧事業債	2,700
				6. 塵芥処理施設災害復旧事業債	15,100	塵芥処理施設災害復旧事業債	15,100
				7. その他公共施設公用施設災害復旧事業債	62,800	その他公共施設公用施設災害復旧事業債	62,800

22款　市債　　1項　市債　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
計	2,797,600	△264,000	2,533,600			
歳入合計	31,364,743	△1,315,794	30,048,949			

3　歳　　出

1款　議会費　　1項　議会費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	171,988	△3,352	168,636				△3,352	8. 旅費	△2,786	費用弁償	△1,941
										職員旅費	△845
								12. 委託料	△566	議会中継用エンコードPC等更新委託	△566
計	171,988	△3,352	168,636				△3,352				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 一般管理費	435,520	△1,105	434,415	645			△1,750	8. 旅費	△500	職員旅費	△500
								12. 委託料	△605	顧問弁護士委託	△430
										職員採用試験委託	△175
6. 財産管理費	178,120	△960	177,160				△960	14. 工事請負費	△960	工事請負費	△960
8. 企画費	1,310,030	0	1,310,030	△222			222				
10. 地方交通対策費	212,383	4,280	216,663	△619			4,899	18. 負担金、補助及び交付金	4,280	生活バス路線維持費等補助金	3,581
										路線バスフリーパス助成金	699
15. 電算費	375,860	△3,817	372,043	△2,849			△968	12. 委託料	△3,817	標準準拠システム移行作業委託	△3,817
16. 情報通信設備管理費	35,024	△1,320	33,704				△1,320	12. 委託料	△1,320	地上デジタル放送難視聴対策用設備保守委託	△1,320
計	3,275,575	△2,922	3,272,653	△3,045			123				

2款　総務費　　2項　徴税費

1. 税務総務費	136,650	△7,047	129,603				△7,047	12. 委託料	△7,047	標準宅地時点修正率算定委託	△340
										標準宅地鑑定評価委託	△6,707
計	171,979	△7,047	164,932				△7,047				

2款　総務費　　3項　戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	93,648	△2,882	90,766	179			△3,061	11. 役務費	△820	通信運搬費	△820
								12. 委託料	△2,062	戸籍届書入力支援委託	△1,335
										戸籍振り仮名通知書作成委託	△727
計	93,648	△2,882	90,766	179			△3,061				

3款　民生費　　1項　社会福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	425,978	47,949	473,927	47,624			325	10. 需用費	789	消耗品費	411
										印刷製本費	378
								11. 役務費	1,580	通信運搬費	770
										手数料	810
								12. 委託料	△2,420	地域福祉計画策定委託	△220
										個別避難計画作成委託	△2,200
								19. 扶助費	48,000	扶助費	48,000
2. 老人福祉費	1,241,267	2,231	1,243,498	△122			2,353	7. 報償費	△795	祝金	△795
								10. 需用費	△217	消耗品費	△216
										印刷製本費	△1
								11. 役務費	△93	通信運搬費	△93
								12. 委託料	750	福祉の雪事業事務委託	750
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,575	高齢者等日常生活支援事業補助金	△1,356
										単位老人クラブ補助金	△255
										老人クラブ連合会活動促進事業費補助金	△14
										外国人介護人材定着奨励金	50
								19. 扶助費	10,000	扶助費	10,000
								27. 繰出金	△5,839	介護保険特別会計繰出金	△5,839
5. 国民健康保険事業費	297,408	△10,788	286,620	△3,598			△7,190	27. 繰出金	△10,788	国民健康保険特別会計繰出金	△10,788
6. 後期高齢者医療費	613,580	△8,537	605,043	△8,970			433	18. 負担金、補助及び交付金	3,383	後期高齢者医療広域連合事務費負担金	△1,369
										後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）	4,752
								27. 繰出金	△11,920	後期高齢者医療特別会計繰出金	△11,920
計	4,241,763	30,855	4,272,618	34,934			△4,079				

3款　民生費　　2項　児童福祉費

1. 児童福祉総務費	140,670	0	140,670	278			△278				
2. 児童措置費	1,379,385	14,342	1,393,727	13,472			870	7. 報償費	△545	謝金	△545

3款　民生費　　2項　児童福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								8. 旅費	△16	費用弁償	△16
								12. 委託料	△4,492	地域子育て支援拠点事業委託	△4,492
								18. 負担金、補助及び交付金	△5,548	特別保育事業費補助金	200
										すこやか子育て支援事業副食材料費補助金	654
										保育体制強化事業補助金	△3,130
										保育補助者雇上強化事業補助金	△3,272
								19. 扶助費	24,701	扶助費	24,701
								22. 償還金、利子及び割引料	242	過年度分返還金	242
3. 母子父子福祉費	15,415	△3,827	11,588	△2,516		△3	△1,308	18. 負担金、補助及び交付金	△2,696	母子生活支援施設負担金	△2,696
								19. 扶助費	△1,131	扶助費	△1,131
6. 児童クラブ費	192,844	0	192,844	405			△405				
計	2,055,150	10,515	2,065,665	11,639		△3	△1,121				

4款　衛生費　　1項　保健費

1. 保健総務費	216,961	0	216,961	7,026	△300	1,415	△8,141				
2. 保健事業費	88,145	△12,168	75,977			△6,328	△5,840	12. 委託料	△12,090	検診委託	△11,089
										健康診査・保健指導データ管理委託	△159
										血液検査委託	△29
										身体的フレイル予防事業委託	△813
								13. 使用料及び賃借料	△80	鉄道車両借上料	△80
								22. 償還金、利子及び割引料	2	過年度分返還金	2
3. 予防費	92,084	△6,415	85,669	75			△6,490	12. 委託料	△8,318	予防接種委託	△8,318
								19. 扶助費	△236	扶助費	△236
								22. 償還金、利子及び割引料	2,139	過年度分返還金	2,139

4款　衛生費　　1項　保健費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4. 母子保健事業費	35,165	46	35,211	△74			120	22. 償還金、利子及び割引料	46	過年度分返還金	46
5. 地域医療推進費	11,341	△1,232	10,109		△800		△432	18. 負担金、補助及び交付金	△1,232	訪問看護体制強化事業補助金 訪問看護師等奨励金	△500 △732
計	443,696	△19,769	423,927	7,027	△1,100	△4,913	△20,783				

4款　衛生費　　2項　衛生費

1. 環境衛生総務費	140,871	0	140,871	2,381			△2,381				
計	163,607	0	163,607	2,381			△2,381				

4款　衛生費　　3項　清掃費

2. 塵芥処理費	506,184	2,452	508,636			58	2,394	12. 委託料	2,452	クリーンリサイクルセンター運転管理委託	2,452
3. し尿処理費	242,985	△4,150	238,835	△3,940	31,100	△600	△30,710	12. 委託料	2,431	し尿処理施設長期包括的運転管理委託	2,431
								18. 負担金、補助及び交付金	△7,970	秋田県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金 浄化槽設置整備事業補助金 浄化槽設置整備事業特別補助金	△20 △7,350 △600
								23. 投資及び出資金	1,389	下水道事業出資金	1,389
計	751,733	△1,698	750,035	△3,940	31,100	△542	△28,316				

4款　衛生費　　4項　水道費

1. 上水道費	216,820	△5,971	210,849				△5,971	18. 負担金、補助及び交付金	△3,196	水道事業負担金	△3,196
								23. 投資及び出資金	△2,775	上水道事業出資金	△2,775
計	216,820	△5,971	210,849				△5,971				

4款　衛生費　　5項　病院費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 診療所費	228,962	△7,233	221,729				△7,233	27. 繰出金	△7,233	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金 △4,003 阿仁診療所特別会計繰出金 △3,230
計	1,132,523	△7,233	1,125,290				△7,233			

5款　労働費　　1項　労働諸費

1. 労働諸費	34,001	△11,142	22,859			4,100	△15,242	18. 負担金、補助及び交付金	△11,142	外国人就労者確保支援事業補助金 △11,142
2. 勤労者福祉施設管理費	2,704	0	2,704		1,500		△1,500			
計	36,705	△11,142	25,563		1,500	4,100	△16,742			

6款　農林水産業費　　1項　農業費

1. 農業委員会費	56,257	△1,840	54,417	△391			△1,449	8. 旅費	△1,670	費用弁償 △1,222 職員旅費 △448
								11. 役務費	△81	通信運搬費 △77 広告料 △4
								13. 使用料及び賃借料	△86	自動車借上料 △86
								18. 負担金、補助及び交付金	△3	研修会負担金 △3
2. 農業総務費	104,067	3	104,070	40			△37	18. 負担金、補助及び交付金	3	農業経営基盤強化資金利子助成金 3
3. 農業振興費	141,936	△45,288	96,648	△19,860		△500	△24,928	18. 負担金、補助及び交付金	△45,288	農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金 △20,565 農畜産物生産・販売促進事業費補助金 △900 青果物振興対策事業費補助金 △7,962 獣害防止対策事業費補助金 △1,336 農業用廃プラスチック適正処理推進事業費補助金 △426

6款　農林水産業費　　1項　農業費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										夢ある園芸産地創造事業費補助金　△6,631 農業次世代人材投資事業費補助金　△2,250 新規就農者経営発展支援事業費補助金　△2,043 ミドル就農者経営確立支援事業費補助金　△1,500 フロンティア農業者育成事業費補助金　△675 担い手育成・確保等対策事業費補助金　△1,000
5. 畜産業費	35,641	12,115	47,756	11,529		△217	803	10. 需用費	10	消耗品費　10
								11. 役務費	13	通信運搬費　13
								12. 委託料	△90	管理用道路草刈委託　△90
								18. 負担金、補助及び交付金	12,174	畜産経営者物価高騰対策支援事業費補助金　12,174
								22. 償還金、利子及び割引料	8	放牧預託料還付金　8
6. 農地費	338,972	△26,228	312,744	△10,507			△15,721	18. 負担金、補助及び交付金	△26,228	農地・農業用施設小災害復旧事業補助金　△26,228
7. 農業集落排水事業費	216,626	△15,583	201,043				△15,583	18. 負担金、補助及び交付金	△1,306	下水道事業補助金　△1,306
								23. 投資及び出資金	△14,277	下水道事業出資金　△14,277
計	901,834	△76,821	825,013	△19,189		△717	△56,915			

6款　農林水産業費　　2項　林業費

1. 林業総務費	58,845	0	58,845	64			△64			
2. 林業振興費	399,305	△1,745	397,560	△2,101			356	12. 委託料	△5,199	緩衝帯整備委託　△75 松くい虫・ナラ枯れ防除委託　△1,666 積算書作成委託　△3,454 マツ林枯死木伐倒処理委託　△4
								14. 工事請負費	3,454	工事請負費　3,454
計	527,206	△1,745	525,461	△2,037			292			

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	89,042	△6,183	82,859	△89			△6,094	1. 報酬	△2,554	会計年度任用職員報酬	△2,554
								3. 職員手当等	△605	期末手当	△313
										勤勉手当	△292
								13. 使用料及び賃借料	△1,979	自動車借上料	△579
										宿舎借上料	△1,400
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,045	警察犬奥羽日本訓練チャンピオン決定競技会補助金	△45
										地域おこし協力隊起業支援補助金	△1,000
2. 商工振興費	650,598	461,572	1,112,170	190,373	△3,900	272,000	3,099	7. 報償費	△1,500	謝礼	△500
										報償金	△1,000
								8. 旅費	△380	職員旅費	△380
								10. 需用費	△50	印刷製本費	△50
								11. 役務費	△319	通信運搬費	94
										広告料	△413
								12. 委託料	431,268	プレミアム付応援チケット事業委託	431,660
										移住体験アテンド委託	△392
								13. 使用料及び賃借料	△148	高速・有料道路使用料	△48
										施設・建物等使用料	△100
								18. 負担金、補助及び交付金	32,701	あきた結婚支援センター負担金	△100
										起業支援補助金	△500
										宿泊施設パワーアップ事業補助金	△3,829
										省力化・生産性向上投資応援事業補助金	40,000
										物流事業者支援事業補助金	1,578
										新商品開発補助金	△1,430
										移住者住宅支援事業補助金	△2,570
										移住体験事業助成金	△319
										出会い創出イベント補助金	△129
4. 企業誘致対策費	101,307	△42,428	58,879		△36,400		△6,028	18. 負担金、補助及び交付金	△42,428	雇用奨励金	△300
										固定資産取得経費助成金	△42,128

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5. 観光費	233,656	36,108	269,764	34,247			1,861	12. 委託料	36,108	宿泊事業者等支援事業委託	36,108
6. 観光施設費	427,267	△2,045	425,222	△3,755	15,600	1,705	△15,595	18. 負担金、補助及び交付金	△2,045	森吉山県立自然公園整備事業負担金	△2,045
7. 森吉山スキー場開発対策費	149,937	△2,090	147,847		1,300		△3,390	17. 備品購入費	△2,090	ゴムクローラーショベル	△2,090
計	1,655,542	444,934	2,100,476	220,776	△23,400	273,705	△26,147				

8款　土木費　　1項　土木管理費

1. 土木管理総務費	104,838	500	105,338	13			487	18. 負担金、補助及び交付金	500	北秋田市日沿道建設促進同盟会負担金	500
計	104,838	500	105,338	13			487				

8款　土木費　　2項　道路橋りょう費

2. 道路維持費	1,162,541	△4,239	1,158,302		△5,400	590	571	17. 備品購入費	△3,239	公用車	△929
										バックホウ	△1,584
										高圧洗浄機	△726
								21. 補償、補填及び賠償金	△1,000	補償費	△1,000
3. 道路新設改良費	136,547	0	136,547		3,000		△3,000				
4. 防災対策事業費	794,919	△87,105	707,814	△112,372	△14,800	△2,023	42,090	11. 役務費	△178	手数料	△169
										保険料	△9
								12. 委託料	△4,102	道路施設点検委託	△4,102
								14. 工事請負費	△12,971	工事請負費	△12,971
								17. 備品購入費	△71,613	除雪ドーザ	△71,613
								22. 償還金、利子及び割引料	1,759	返還金	1,759
計	2,115,326	△91,344	2,023,982	△112,372	△17,200	△1,433	39,661				

8款　土木費　　3項　河川費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 急傾斜地崩壊対策事業費	8,000	△6,000	2,000		△6,000			18. 負担金、補助及び交付金	△6,000	急傾斜地崩壊対策事業負担金	△6,000
計	33,000	△6,000	27,000		△6,000						

8款　土木費　　4項　都市計画費

1. 都市計画総務費	62,588	0	62,588	15			△15				
計	90,257	0	90,257	15			△15				

8款　土木費　　5項　住宅費

1. 住宅総務費	41,156	△3,539	37,617	△1,973			△1,566	12. 委託料	△2,539	木造住宅耐震診断委託	△600
										北秋田市住生活基本計画策定委託	△1,939
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,000	木造住宅耐震改修計画補助金	△400
										木造住宅耐震改修補助金	△600
3. 住宅建設費	253,750	△102,329	151,421	△43,707	△58,700		78	12. 委託料	△5,321	設計監理委託	△792
										解体設計委託	△4,529
								14. 工事請負費	△97,008	工事請負費	△97,008
計	340,654	△105,868	234,786	△45,680	△58,700		△1,488				

8款　土木費　　6項　公共下水道費

1. 公共下水道費	683,320	54,831	738,151				54,831	18. 負担金、補助及び交付金	△34,330	下水道事業負担金	△714
										下水道事業補助金	△33,616
								23. 投資及び出資金	89,161	下水道事業出資金	89,161
計	683,320	54,831	738,151				54,831				

9款　消防費　　1項　消防費

1. 常備消防費	1,036,083	△689	1,035,394	2	△300	15,772	△16,163	8. 旅費	△187	職員旅費	△187
								10. 需用費	1,004	光熱水費	1,004

9款　消防費　　1項　消防費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								12. 委託料	△263	阿仁分署新築工事設計監理委託	△86
										阿仁分署新築工事工事監理委託	△103
										阿仁分署解体工事実施設計委託	△74
								13. 使用料及び賃借料	△178	施設・建物等使用料	△178
								14. 工事請負費	△865	工事請負費	△865
								18. 負担金、補助及び交付金	△200	消防大学校入校負担金	△200
2. 非常備消防費	81,362	△3,381	77,981			△60	△3,321	1. 報酬	△2,373	非常勤職員報酬	△2,373
								17. 備品購入費	△1,008	消防団小型動力ポンプ付軽積載車	△564
										小型動力ポンプ	△444
5. 災害対策費	71,965	△3,446	68,519				△3,446	10. 需用費	△54	賄材料費	△54
								12. 委託料	△158	防災登録制メール配信システム保守委託	△158
								14. 工事請負費	△3,047	工事請負費	△3,047
								17. 備品購入費	△187	トイレ手すり	△27
										赤外線暖房機	△2
										キッチンシステム	△158
計	1,225,381	△7,516	1,217,865	2	△300	15,712	△22,930				

10款　教育費　　1項　教育総務費

2. 事務局費	181,432	0	181,432	△36			36				
7. 学童研修センター運営費	15,824	△591	15,233				△591	12. 委託料	△591	宿直委託	△591
計	514,682	△591	514,091	△36			△555				

10款　教育費　　2項　小学校費

1. 学校管理費	84,028	0	84,028		15,300		△15,300				
3. 教育振興費	12,057	0	12,057	△21			21				
計	248,974	0	248,974	△21	15,300		△15,279				

10款　教育費　　3項　中学校費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 学校管理費	51,401	△1,013	50,388				△1,013	17. 備品購入費	△1,013	学校管理備品	△1,013
3. 教育振興費	9,877	0	9,877	△41			41				
計	149,125	△1,013	148,112	△41			△972				

10款　教育費　　4項　義務教育学校費

2. 学校運営費	20,811	874	21,685				874	10. 需用費	874	光熱水費	874
3. 教育振興費	2,750	0	2,750	△5			5				
計	30,313	874	31,187	△5			879				

10款　教育費　　5項　社会教育費

2. 文化振興費	150,167	△9,826	140,341	△7,596			△2,230	7. 報償費	△42	謝礼	△42
								8. 旅費	△108	費用弁償	△108
								10. 需用費	263	消耗品費	△40
										修繕料	303
								12. 委託料	△9,939	魅力向上事業委託	△9,939
3. 公民館費	149,535	623	150,158				623	10. 需用費	623	燃料費	623
4. 文化会館費	224,663	0	224,663			△722	722				
5. ふれあいプラザ費	54,658	△1,768	52,890				△1,768	10. 需用費	△1,344	燃料費	△994
										光熱水費	△350
								12. 委託料	△424	発電機疑似負荷試験委託	△424
計	744,831	△10,971	733,860	△7,596		△722	△2,653				

10款　教育費　　6項　保健体育費

1. 保健体育総務費	54,913	△855	54,058				△855	17. 備品購入費	△855	AED	△855
2. 体育館費	94,518	△23,886	70,632				△23,886	21. 補償、補填及び賠償金	△23,886	移転補償費	△23,886
3. 保健体育施設費	97,965	△2,317	95,648		20,000		△22,317	12. 委託料	228	市民プール指定管理料	228
								14. 工事請負費	△2,545	工事請負費	△2,545
計	600,714	△27,058	573,656		20,000		△47,058				

11款　災害復旧費　　1項　農林水産業施設災害復旧費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農業用施設災害復旧費	2,200,512	△737,034	1,463,478	△318,107	△250,100	△41,724	△127,103	12. 委託料	△168,448	測量設計委託	△168,448
								14. 工事請負費	△568,586	工事請負費	△568,586
2. 林業施設災害復旧費	559,738	△184,322	375,416	△101,149	△52,700		△30,473	12. 委託料	△21,637	測量設計委託	△21,637
								14. 工事請負費	△162,685	工事請負費	△162,685
計	2,760,250	△921,356	1,838,894	△419,256	△302,800	△41,724	△157,576				

11款　災害復旧費　　2項　公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	1,484,607	△442,296	1,042,311	△295,011	△32,600		△114,685	14. 工事請負費	△442,296	工事請負費	△442,296
2. 都市計画施設災害復旧費	3,300	0	3,300		3,200		△3,200				
計	1,487,907	△442,296	1,045,611	△295,011	△29,400		△117,885				

11款　災害復旧費　　3項　商工施設災害復旧費

1. 観光施設災害復旧費	43,839	0	43,839		26,400		△26,400				
計	43,839	0	43,839		26,400		△26,400				

11款　災害復旧費　　4項　衛生施設災害復旧費

1. 清掃施設災害復旧費	19,327	△2,732	16,595		15,100		△17,832	14. 工事請負費	△2,732	工事請負費	△2,732
計	19,327	△2,732	16,595		15,100		△17,832				

11款　災害復旧費　　5項　文教施設災害復旧費

1. 公立学校施設災害復旧費	24,282	0	24,282		2,700		△2,700				
計	135,981	0	135,981		2,700		△2,700				

11款　災害復旧費　　6項　その他公共施設公用施設災害復旧費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. その他公共施設公用施設災害復旧費	69,521	0	69,521		62,800		△62,800				
計	69,521	0	69,521		62,800		△62,800				

12款　公債費　　1項　公債費

1. 元金	2,837,011	△71,886	2,765,125				△71,886	22. 償還金、利子及び割引料	△71,886	長期債元金	△71,886
2. 利子	84,713	6,769	91,482				6,769	22. 償還金、利子及び割引料	6,769	長期債利子	6,769
3. 公債諸費	10,225	△7,852	2,373				△7,852	21. 補償、補填及び賠償金	△7,852	補償費	△7,852
計	2,931,949	△72,969	2,858,980				△72,969				

13款　諸支出金　　1項　繰出金

1. 財産区繰出金	61,169	△44,214	16,955	△44,151			△63	27. 繰出金	△44,214	前田財産区特別会計繰出金 大阿仁財産区特別会計繰出金	△31,645 △12,569
計	61,169	△44,214	16,955	△44,151			△63				

13款　諸支出金　　2項　基金費

1. 財政調整基金費	299,509	8,768	308,277			8,768		24. 積立金	8,768	財政調整基金積立金	8,768
2. 減債基金費	3,341	854	4,195			854		24. 積立金	854	減債基金積立金	854
3. 地域振興基金費	2,588	2,728	5,316			2,728		24. 積立金	2,728	地域振興基金積立金	2,728
4. まちづくり基金費	23	23	46			23		24. 積立金	23	まちづくり基金積立金	23
5. 学校施設整備基金費	119	126	245			126		24. 積立金	126	学校施設整備基金積立金	126

13款　諸支出金　　2項　基金費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6. 地域福祉基金費	694	729	1,423			729		24. 積立金	729	地域福祉基金積立金	729
7. 土地開発基金費	494	523	1,017			523		24. 積立金	523	土地開発基金積立金	523
8. 森林経営管理基金費	228	313	541			313		24. 積立金	313	森林経営管理基金積立金	313
9. 公共施設解体基金費	0	2,143	2,143			2,143		24. 積立金	2,143	公共施設解体基金積立金	2,143
計	306,996	16,207	323,203			16,207					
歳出合計	31,364,743	△1,315,794	30,048,949	△675,414	△264,000	259,670	△636,050				

給 与 費 明 細 書

１．特別職

		職員数	給与費							共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分	地域手当	寒冷地 手 当	その他 の手当	計			
		（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	長 等	3	0	25,560	8,391	0	297	88	34,336	13,368	47,704	その他の手当内訳
	議 員	18	66,096	0	20,875	0	0	0	86,971	16,697	103,668	通勤手当 88 千円
	その他の特別職	1,616	128,226	0	0	0	0	0	128,226	40	128,266	
	計	1,637	194,322	25,560	29,266	0	297	88	249,533	30,105	279,638	
補正前	長 等	3	0	25,560	8,391	0	297	88	34,336	13,368	47,704	
	議 員	18	66,096	0	20,875	0	0	0	86,971	16,697	103,668	
	その他の特別職	1,616	130,599	0	0	0	0	0	130,599	40	130,639	
	計	1,637	196,695	25,560	29,266	0	297	88	251,906	30,105	282,011	
比較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	△ 2,373	0	0	0	0	0	△ 2,373	0	△ 2,373	
	計	0	△ 2,373	0	0	0	0	0	△ 2,373	0	△ 2,373	

２．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（ 391 ） 437	520,848	1,719,088	1,269,090	3,509,026	772,098	4,281,124	常勤職員　403人
補正前	（ 392 ） 437	523,402	1,719,088	1,269,695	3,512,185	772,098	4,284,283	
比　較	（ △ 1 ） 0	△ 2,554	0	△ 605	△ 3,159	0	△ 3,159	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	49,294	890	22,993	29,632	9,888	141,238	168	2,664	8,200
	補正前	49,294	890	22,993	29,632	9,888	141,238	168	2,664	8,200
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	24,555	42,491	468,162	393,260	30,600	44,695	360		
	補正前	24,555	42,491	468,475	393,552	30,600	44,695	360		
	比　較	0	0	△ 313	△ 292	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（15） 403	0	1,628,660	1,066,961	2,695,621	715,085	3,410,706	
補正前	（15） 403	0	1,628,660	1,066,961	2,695,621	715,085	3,410,706	
比　較	（0） 0	0	0	0	0	0	0	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	49,294	890	22,993	28,164	9,888	119,184	22	2,664	8,200
	補正前	49,294	890	22,993	28,164	9,888	119,184	22	2,664	8,200
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	24,555	42,491	372,282	312,749	30,600	42,625	360		
	補正前	24,555	42,491	372,282	312,749	30,600	42,625	360		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（376） 34	520,848	90,428	202,129	813,405	57,013	870,418	
補正前	（377） 34	523,402	90,428	202,734	816,564	57,013	873,577	
比　較	（△1） 0	△ 2,554	0	△ 605	△ 3,159	0	△ 3,159	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	1,468	0	22,054	146	0	0
	補正前	0	0	0	1,468	0	22,054	146	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	95,880	80,511	0	2,070	0		
	補正前	0	0	96,193	80,803	0	2,070	0		
	比　較	0	0	△ 313	△ 292	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分　0	
				採用者分　0	
				会計異動その他　0	
				会計年度任用職員分　0	
職員手当等	△ 605	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 605	退職者分　0	
				採用者分　0	
				会計異動その他　0	
				会計年度任用職員分　△ 605	

令和７年度　一般会計補正予算（第15号）　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
21	2	1	1	一般管理費	国県支出金	645	14	15	2	2	民生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金　516（△723のうち）
							15	15	2	7	教育費国庫補助金	教育支援体制整備事業費交付金　240（1,749のうち）
							16	16	2	2	民生費県補助金	市町村子ども・子育て支援事業費補助金　129（△1,248のうち）
							16	16	2	8	教育費県補助金	わか杉っこ！育ちと学びステップアップ事業補助金　△240（△1,749のうち）
21	2	1	8	企画費	国県支出金	△222	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　△222（2,574のうち）
21	2	1	10	地方交通対策費	国県支出金	△619	15	16	2	1	総務費県補助金	生活バス路線等維持費補助金　△619
21	2	1	15	電算費	国県支出金	△2,849	14	15	2	1	総務費国庫補助金	デジタル基盤改革支援補助金　△2,849
21	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	179	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　179（2,574のうち）
22	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	47,624	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　47,610（283,577のうち）
							17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　14（2,574のうち）
22	3	1	2	老人福祉費	国県支出金	△122	15	16	2	2	民生費県補助金	老人クラブ活動費等補助金　△4　　社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金　△185
							17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　67（2,574のうち）
22	3	1	5	国民健康保険事業費	国県支出金	△3,598	14	15	1	1	民生費国庫負担金	国民健康保険基盤安定負担金　1,796　　国保未就学児均等割保険料負担金　△16 国保産前産後保険料負担金　△158
							15	16	1	1	民生費県負担金	国民健康保険基盤安定負担金　△5,133　　国保未就学児均等割保険料負担金　△8 国保産前産後保険料負担金　△79
22	3	1	6	後期高齢者医療費	国県支出金	△8,970	15	16	1	1	民生費県負担金	後期高齢者医療保険基盤安定負担金　△8,970
22	3	2	1	児童福祉総務費	国県支出金	278	14	15	2	2	民生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金　128（△723のうち）
							16	16	2	2	民生費県補助金	市町村子ども・子育て支援事業費補助金　128（△1,248のうち）
							17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　22（2,574のうち）
22	3	2	2	児童措置費	国県支出金	13,472	14	15	1	1	民生費国庫負担金	児童扶養手当給付費負担金　△1,238
							14	15	2	2	民生費国庫補助金	子どものための教育・保育給付金　15,661　　保育対策総合支援事業費補助金　△4,018 子ども・子育て支援交付金　△1,367（△723のうち）
							15	16	1	1	民生費県負担金	施設型給付費負担金　6,149
							16	16	2	2	民生費県補助金	施設型給付費地方単独費用補助金　343　　児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金　△62 市町村子ども・子育て支援事業費補助金　△1,505（△1,248のうち） すこやか子育て支援事業費補助金　292　　保育体制強化事業費補助金　△783

令和７年度　一般会計補正予算（第15号）　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
23	3	2	3	母子父子福祉費	国県支出金	△2,516	14	15	1	1	民生費国庫負担金	母子生活支援施設措置費負担金　△1,347
								15	2	2	民生費国庫補助金	母子家庭等対策総合支援事業費補助金　△496
							15	16	1	1	民生費県負担金	母子生活支援施設措置費負担金　△673
					その他	△3	13	13	2	2	民生費負担金	母子生活支援施設負担金　△3
23	3	2	6	児童クラブ費	国県支出金	405	15	15	2	2	民生費国庫補助金	放課後児童クラブ等性被害防止対策設備支援事業費補助金　405
23	4	1	1	保健総務費	国県支出金	7,026	15	15	2	3	衛生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金　5,630（5,363のうち）
							16	16	2	3	衛生費県補助金	市町村子ども・子育て支援事業費補助金　1,408（1,336のうち）
							17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　△12（2,574のうち）
					地方債	△300	18	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債　△300（30,000のうち）
					その他	1,415	18	21	4	3	衛生費受託事業収入	秋田県後期高齢者医療広域連合受託事業収入　1,415（602のうち）
23	4	1	2	保健事業費	その他	△6,328	14	13	2	3	衛生費負担金	検診負担金　△1,592
							18	19	1	1	国民健康保険特別会計繰入金	国民健康保険特別会計繰入金　△3,923
							18	21	4	3	衛生費受託事業収入	秋田県後期高齢者医療広域連合受託事業収入　△813（602のうち）
23	4	1	3	予防費	国県支出金	75	14	15	1	2	衛生費国庫負担金	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金　75
24	4	1	4	母子保健事業費	国県支出金	△74	15	15	2	3	衛生費国庫補助金	母子保健衛生費補助金　△70　　子ども・子育て支援交付金　△267（5,363のうち）
							16	16	2	3	衛生費県補助金	市町村子ども・子育て支援事業費補助金　△72（1,336のうち） 遠方の妊婦健診受診に係る交通費支援事業費補助金　206 遠方の分娩取扱施設への交通費等支援事業費補助金　129
24	4	1	5	地域医療推進費	地方債	△800	18	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債　△800（30,000のうち）
24	4	2	1	環境衛生総務費	国県支出金	2,381	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　2,381（2,574のうち）
24	4	3	2	塵芥処理費	その他	58	18	21	5	3	雑入	共済金　58（3,274のうち）
24	4	3	3	し尿処理費	国県支出金	△3,940	15	15	2	3	衛生費国庫補助金	循環型社会形成推進交付金　△1,970
							16	16	2	3	衛生費県補助金	浄化槽設置整備事業費補助金　△1,970
					地方債	31,100	18	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債　31,100（30,000のうち）
					その他	△600	18	19	1	5	前田財産区特別会計繰入金	前田財産区特別会計繰入金　△600
25	5	1	1	労働諸費	その他	4,100	17	18	1	1	寄附金	企業版ふるさと寄附金　4,100

令和７年度　一般会計補正予算（第15号）　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
25	5	1	2	勤労者福祉施設管理費	地方債	1,500	19	22	1	5	商工債	公共施設等適正管理推進事業債　1,500
25	6	1	1	農業委員会費	国県支出金	△391	16	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業委員会交付金　926　　機構集積支援事業費補助金　△1,338
							17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　21（2,574のうち）
25	6	1	2	農業総務費	国県支出金	40	16	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業経営基盤強化資金利子助成費補助金　1
							17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　39（2,574のうち）
25	6	1	3	農業振興費	国県支出金	△19,860	16	16	2	4	農林水産業費県補助金	夢ある園芸産地創造事業補助金　△4,441　　フロンティア農業者育成事業費補助金　△337 農業次世代人材投資事業費補助金　△2,250 ミドル就農者経営確立支援事業費補助金　△1,200 新規就農者経営発展支援事業費補助金　△2,043 農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金　△9,589
					その他	△500	18	21	5	3	雑入	担い手育成・確保等対策事業費補助金　△500
26	6	1	5	畜産業費	国県支出金	11,529	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　11,529（283,577のうち）
					その他	△217	14	14	1	5	農林水産業使用料	放牧預託料　△217
26	6	1	6	農地費	国県支出金	△10,507	16	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業用施設小災害復旧事業費補助金　△10,507
26	6	2	1	林業総務費	国県支出金	64	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　64（2,574のうち）
26	6	2	2	林業振興費	国県支出金	△2,101	16	16	2	4	農林水産業費県補助金	松くい虫防除対策事業費補助金　△1,268　　安全・安心な森整備事業補助金　△77 鳥獣被害防止総合対策交付金　△756
27	7	1	1	商工総務費	国県支出金	△89	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　△89（2,574のうち）
27	7	1	2	商工振興費	国県支出金	190,373	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　190,307（283,577のうち）
							16	16	2	5	商工費県補助金	市町村少子化対策重点推進補助金　66
					地方債	△3,900	18	22	1	5	商工債	過疎対策事業債　△3,900（19,900のうち）
					その他	272,000	18	21	5	3	雑入	プレミアム付応援チケット販売収入　272,000
27	7	1	4	企業誘致対策費	地方債	△36,400	18	22	1	5	商工債	過疎対策事業債　△36,400（19,900のうち）
28	7	1	5	観光費	国県支出金	34,247	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　34,131（283,577のうち）
							17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　116（2,574のうち）

令和７年度　一般会計補正予算（第15号）　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
28	7	1	6	観光施設費	国県支出金	△3,755	15	15	2	4	商工費国庫補助金	新しい地方経済・生活環境創生交付金　△3,755
					地方債	15,600	18	22	1	5	商工債	過疎対策事業債　58,900（19,900のうち）
							19	22	1	5	商工債	一般補助施設整備等事業債　△43,300
					その他	1,705	18	21	5	3	雑入	共済金　1,705（3,274のうち）
28	7	1	7	森吉山スキー場開発対策費	地方債	1,300	18	22	1	5	商工債	過疎対策事業債　1,300（19,900のうち）
28	8	1	1	土木総務費	国県支出金	13	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　13（2,574のうち）
28	8	2	2	道路維持費	地方債	△5,400	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債　△5,400（△47,900のうち）
					その他	590	18	21	5	3	雑入	共済金　590（3,274のうち）
28	8	2	3	道路新設改良費	地方債	3,000	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債　△23,600（△47,900のうち） 緊急自然災害防止対策事業債　26,600（20,600のうち）
28	8	2	4	防災対策事業費	国県支出金	△112,372	15	15	2	5	土木費国庫補助金	道路メンテナンス事業費補助金　△53,605　　防災・安全交付金　△58,767
					地方債	△14,800	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債　△18,900（△47,900のうち）　辺地対策事業債　4,100
					その他	△2,023	14	13	2	6	土木費負担金	ブナ森トンネル管理費負担金　△2,023
29	8	3	2	急傾斜地崩壊対策事業費	地方債	△6,000	19	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債　△6,000（20,600のうち）
29	8	4	1	都市計画総務費	国県支出金	15	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　15（2,574のうち）
29	8	5	1	住宅総務費	国県支出金	△1,973	15	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金　△1,673（△45,380のうち）
							16	16	2	6	土木費県補助金	木造住宅耐震改修等事業費補助金　△300
29	8	5	3	住宅建設費	国県支出金	△43,707	15	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金　△43,707（△45,380のうち）
					地方債	△58,700	19	22	1	6	土木債	公営住宅建設事業債　△58,700
29	9	1	1	常備消防費	国県支出金	2	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　2（2,574のうち）
					地方債	△300	19	22	1	7	消防債	過疎対策事業債　△300
					その他	15,772	18	21	4	5	消防費受託事業収入	消防費受託事業収入　15,772
30	9	1	2	非常備消防費	その他	△60	18	21	5	3	雑入	秋田県消防協会大館北秋田支部助金　△60
30	10	1	2	事務局費	国県支出金	△36	17	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　△36（2,574のうち）
30	10	2	1	学校管理費	地方債	15,300	19	22	1	8	教育債	学校教育施設等整備事業債　15,300
30	10	2	3	教育振興費	国県支出金	△21	16	16	2	8	教育費県補助金	理科教育設備整備費等補助金　△21（△67のうち）
31	10	3	3	教育振興費	国県支出金	△41	16	16	2	8	教育費県補助金	理科教育設備整備費等補助金　△41（△67のうち）

令和７年度　一般会計補正予算（第15号）　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
31	10	4	3	教育振興費	国県支出金	△5	16	16	2	8	教育費県補助金	理科教育設備整備費等補助金　△5（△67のうち）
31	10	5	2	文化振興費	国県支出金	△7,596	15	15	2	7	教育費国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金　△7,596
31	10	5	4	文化会館費	その他	△722	18	21	5	3	雑入	サマージャンボ宝くじ市町村交付金　△722
31	10	6	3	保健体育施設費	地方債	20,000	19	22	1	8	教育債	過疎対策事業債　18,700　　公共施設等適正管理推進事業債　1,300
32	11	1	1	農業用施設災害復旧費	国県支出金	△318,107	17	16	2	9	災害復旧費県補助金	農地農業用施設災害復旧費補助金　△318,107
					地方債	△250,100	19	22	1	9	災害復旧事業債	農地農業用施設災害復旧事業債　△250,100
					その他	△41,724	13	13	1	1	災害復旧費分担金	農地農業用施設災害復旧費分担金　△41,724
32	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金	△101,149	17	16	2	9	災害復旧費県補助金	林業施設災害復旧費補助金　△101,149
					地方債	△52,700	19	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債　△52,700
32	11	2	1	公共土木施設災害復旧費	国県支出金	△295,011	14	15	1	3	災害復旧費国庫負担金	公共土木施設災害復旧事業負担金　△295,011
					地方債	△32,600	19	22	1	9	災害復旧事業債	公共土木施設災害復旧事業債　△32,600（△29,400のうち）
32	11	2	2	都市計画施設災害復旧費	地方債	3,200	19	22	1	9	災害復旧事業債	公共土木施設災害復旧事業債　3,200（△29,400のうち）
32	11	3	1	観光施設災害復旧費	地方債	26,400	19	22	1	9	災害復旧事業債	観光施設災害復旧事業債　26,400
32	11	4	1	清掃施設災害復旧費	地方債	15,100	19	22	1	9	災害復旧事業債	塵芥処理施設災害復旧事業債　15,100
32	11	5	1	文教施設災害復旧費	地方債	2,700	19	22	1	9	災害復旧事業債	公立学校施設災害復旧事業債　2,700
33	11	6	1	その他公共施設公用施設災害復旧費	地方債	62,800	19	22	1	9	災害復旧事業債	その他公共施設公用施設災害復旧事業債　62,800
33	13	1	1	財産区繰出金	国県支出金	△44,151	16	16	2	4	農林水産業費県補助金	森林整備事業費補助金　△44,151
33	13	2	1	財政調整基金費	その他	8,768	17	17	1	2	利子及び配当金	財政調整基金利子　8,768
33	13	2	2	減債基金費	その他	854	17	17	1	2	利子及び配当金	減債基金利子　854
33	13	2	3	地域振興基金費	その他	2,728	17	17	1	2	利子及び配当金	地域振興基金利子　2,728
33	13	2	4	まちづくり基金費	その他	23	17	17	1	2	利子及び配当金	まちづくり基金利子　23
33	13	2	5	学校施設整備基金費	その他	126	17	17	1	2	利子及び配当金	学校施設整備基金利子　126
34	13	2	6	地域福祉基金費	その他	729	17	17	1	2	利子及び配当金	地域福祉基金利子　729
34	13	2	7	土地開発基金費	その他	523	17	17	1	2	利子及び配当金	土地開発基金利子　523
34	13	2	8	森林経営管理基金費	その他	313	17	17	1	2	利子及び配当金	森林経営管理基金利子　313
34	13	2	9	公共施設解体基金費	その他	2,143	17	17	1	2	利子及び配当金	公共施設解体基金利子　2,143

議案第15号

令和７年度　北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

令和７年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１０，９５５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，１２２，６０６千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		2,416,631	△35,600	2,381,031
	1 県負担金	2,408,310	△35,403	2,372,907
	2 県補助金	8,321	△197	8,124
4 財産収入		364	383	747
	1 財産運用収入	364	383	747
5 繰入金		297,409	△10,788	286,621
	1 他会計繰入金	297,408	△10,788	286,620
6 繰越金		1	35,050	35,051
	1 繰越金	1	35,050	35,051
歳入合計		3,133,561	△10,955	3,122,606

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		82,297	△1,019	81,278
	1 総務管理費	73,267	△1,019	72,248
2 保険給付費		2,399,684	0	2,399,684
	1 療養諸費	2,052,795	0	2,052,795
3 国民健康保険事業費納付金		610,252	△5,161	605,091
	1 医療給付費分	396,587	△5,055	391,532
	2 後期高齢者支援金等分	162,192	3,710	165,902
	3 介護納付金分	51,473	△3,816	47,657
4 保健事業費		38,160	△5,158	33,002
	1 特定健康診査等事業費	21,985	△3,923	18,062
	2 保健事業費	16,175	△1,235	14,940
5 基金積立金		364	383	747
	1 基金積立金	364	383	747
歳出合計		3,133,561	△10,955	3,122,606

令和７年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	2,416,631	△35,600	2,381,031
4 財産収入	364	383	747
5 繰入金	297,409	△10,788	286,621
6 繰越金	1	35,050	35,051
歳入合計	3,133,561	△10,955	3,122,606

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	82,297	△1,019	81,278			△1,019	
2 保険給付費	2,399,684	0	2,399,684	△29,694			29,694
3 国民健康保険事業費納付金	610,252	△5,161	605,091	△5,906		△9,769	10,514
4 保健事業費	38,160	△5,158	33,002				△5,158
5 基金積立金	364	383	747			383	
歳出合計	3,133,561	△10,955	3,122,606	△35,600		△10,405	35,050

2　歳　　入

3款　県支出金　　1項　県負担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 保険給付費等交付金	2,408,310	△35,403	2,372,907	1. 普通交付金	△29,694	普通交付金	△29,694
				2. 特別交付金	△5,709	保険者努力支援分	△5,127
						特別調整交付金分	△582
計	2,408,310	△35,403	2,372,907				

3款　県支出金　　2項　県補助金

1. 福祉医療基盤強化補助金	7,125	△197	6,928	1. 福祉医療基盤強化補助金	△197	福祉医療基盤強化補助金	△197
計	8,321	△197	8,124				

4款　財産収入　　1項　財産運用収入

1. 利子及び配当金	364	383	747	1. 利子	383	基金利子	383
計	364	383	747				

5款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	297,408	△10,788	286,620	1. 一般会計繰入金	△10,788	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△8,042
						保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	3,591
						財政安定化支援繰入金	△4,969
						事務費繰入金	△1,019
						未就学児均等割保険料繰入金	△32
						産前産後保険料繰入金	△317
計	297,408	△10,788	286,620				

6款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	35,050	35,051	1. 繰越金	35,050	繰越金	35,050
計	1	35,050	35,051				
歳入合計	3,133,561	△10,955	3,122,606				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	73,267	△1,019	72,248			△1,019		11. 役務費	△488	通信運搬費	△488
								12. 委託料	△531	保険者ネットワーク端末設置設定委託	△531
計	73,267	△1,019	72,248			△1,019					

2款　保険給付費　　1項　療養諸費

1. 療養給付費	2,035,260	0	2,035,260	△29,694			29,694				
計	2,052,795	0	2,052,795	△29,694			29,694				

3款　国民健康保険事業費納付金　　1項　医療給付費分

1. 医療給付費分	396,587	△5,055	391,532	△5,906		△7,618	8,469	18. 負担金、補助及び交付金	△5,055	医療給付費負担金	△5,055
計	396,587	△5,055	391,532	△5,906		△7,618	8,469				

3款　国民健康保険事業費納付金　　2項　後期高齢者支援金等分

1. 後期高齢者支援金等分	162,192	3,710	165,902			△1,432	5,142	18. 負担金、補助及び交付金	3,710	後期高齢者支援金	3,710
計	162,192	3,710	165,902			△1,432	5,142				

3款　国民健康保険事業費納付金　　3項　介護納付金分

1. 介護納付金分	51,473	△3,816	47,657			△719	△3,097	18. 負担金、補助及び交付金	△3,816	介護納付金	△3,816
計	51,473	△3,816	47,657			△719	△3,097				

4款　保健事業費　　1項　特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	21,985	△3,923	18,062				△3,923	27. 繰出金	△3,923	一般会計繰出金	△3,923
計	21,985	△3,923	18,062				△3,923				

4款　保健事業費　　2項　保健事業費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 疾病予防費	16,175	△1,235	14,940				△1,235	18. 負担金、補助及び交付金	△1,235	健康増進事業等助成金	△1,235
計	16,175	△1,235	14,940				△1,235				

5款　基金積立金　　1項　基金積立金

1. 国民健康保険財政調整基金積立金	364	383	747			383		24. 積立金	383	国民健康保険財政調整基金積立金	383
計	364	383	747			383					
歳出合計	3,133,561	△10,955	3,122,606	△35,600		△10,405	35,050				

議案第16号

令和７年度　北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第４号）

令和７年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４，００３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０１，４２７千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 繰　　入　　金		30,946	△4,003	26,943
	1 他　会　計　繰　入　金	30,946	△4,003	26,943
歳　入　合　計		105,430	△4,003	101,427

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		70,326	△2,697	67,629
	1 施　設　管　理　費	70,326	△2,697	67,629
2 医　　業　　費		34,104	△1,306	32,798
	1 医　　業　　費	34,104	△1,306	32,798
歳　　出　　合　　計		105,430	△4,003	101,427

令和７年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
3 繰　　入　　金	30,946	△4,003	26,943
歳　入　合　計	105,430	△4,003	101,427

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	70,326	△2,697	67,629			△4,003	1,306
2 医業費	34,104	△1,306	32,798				△1,306
歳出合計	105,430	△4,003	101,427			△4,003	

2　歳　　入

3款　繰入金　　1項　他会計繰入金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1.　一般会計繰入金	30,945	△4,003	26,942	1.　一般会計繰入金	△4,003	一般会計繰入金	△4,003
計	30,946	△4,003	26,943				
歳入合計	105,430	△4,003	101,427				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	70,326	△2,697	67,629			△4,003	1,306	1. 報酬	△1,750	会計年度任用職員報酬	△1,750
								3. 職員手当等	△539	期末手当	△250
										勤勉手当	△289
								4. 共済費	△140	共済組合負担金	△140
								8. 旅費	△312	費用弁償	△312
								17. 備品購入費	44	医師用携帯電話	44
計	70,326	△2,697	67,629			△4,003	1,306				

2款　医業費　　1項　医業費

1. 医業費	34,104	△1,306	32,798				△1,306	13. 使用料及び賃借料	△1,306	物品借上料	△1,306
計	34,104	△1,306	32,798				△1,306				
歳出合計	105,430	△4,003	101,427			△4,003					

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
補正後	（　６） ３	9,917	13,999	9,597	33,513	4,862	38,375	常勤職員 3人
補正前	（　６） ３	11,667	13,999	10,136	35,802	5,002	40,804	
比　　較	（　０） ０	△ 1,750	0	△ 539	△ 2,289	△ 140	△ 2,429	

職員手当等の内訳

区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
補正後	0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
補正前	0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
比　　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
補正後	2	0	4,384	3,617	254	0	0		
補正前	2	0	4,634	3,906	254	0	0		
比　　較	0	0	△ 250	△ 289	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　1） 3	0	13,999	6,507	20,506	4,208	24,714	
補正前	（　1） 3	0	13,999	6,507	20,506	4,208	24,714	
比　較	（　0） 0	0	0	0	0	0	0	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
	補正前	0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	2	0	2,662	2,249	254	0	0		
	補正前	2	0	2,662	2,249	254	0	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　5） 0	9,917	0	3,090	13,007	654	13,661	
補正前	（　5） 0	11,667	0	3,629	15,296	794	16,090	
比　較	（　0） 0	△ 1,750	0	△ 539	△ 2,289	△ 140	△ 2,429	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	1,722	1,368	0	0	0		
	補正前	0	0	1,972	1,657	0	0	0		
	比　較	0	0	△ 250	△ 289	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明		備　　考
給　　料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	0	
				会計年度任用職員分	0	
職員手当等	△ 539	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	△ 539	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	0	
				会計年度任用職員分	△ 539	

議案第17号

令和７年度　北秋田市介護保険特別会計補正予算（第５号）

令和７年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７，２０９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，６５８，３９８千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月13　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国庫支出金		1,452,096	7,355	1,459,451
	2 国庫補助金	536,284	7,355	543,639
4 支払基金交付金		1,397,801	△86	1,397,715
	1 支払基金交付金	1,397,801	△86	1,397,715
5 県支出金		762,884	△491	762,393
	3 県補助金	27,680	△491	27,189
6 財産収入		542	804	1,346
	1 財産運用収入	542	804	1,346
7 繰入金		869,703	△14,791	854,912
	1 一般会計繰入金	820,523	△5,839	814,684
	2 介護保険財政調整基金繰入金	49,180	△8,952	40,228
歳入合計		5,665,607	△7,209	5,658,398

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		94,744	△5,348	89,396
	1 総務管理費	52,657	△607	52,050
	2 賦課徴収費	3,653	△366	3,287
	3 介護認定審査会費	38,107	△4,375	33,732
3 地域支援事業費		190,652	△2,665	187,987
	1 地域支援事業費	190,652	△2,665	187,987
4 基金積立金		95,583	804	96,387
	1 基金積立金	95,583	804	96,387
歳出合計		5,665,607	△7,209	5,658,398

令和７年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,452,096	7,355	1,459,451
4 支払基金交付金	1,397,801	△86	1,397,715
5 県支出金	762,884	△491	762,393
6 財産収入	542	804	1,346
7 繰入金	869,703	△14,791	854,912
歳入合計	5,665,607	△7,209	5,658,398

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	94,744	△5,348	89,396			△5,348	
3 地域支援事業費	190,652	△2,665	187,987	6,864		△577	△8,952
4 基金積立金	95,583	804	96,387			804	
歳出合計	5,665,607	△7,209	5,658,398	6,864		△5,121	△8,952

2　歳　　入

3款　国庫支出金　　2項　国庫補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
1. 調整交付金	476,286	△28	476,258	1. 現年度分調整交付金	△28	現年度分調整交付金	△28
2. 地域支援事業交付金	59,444	△967	58,477	1. 現年度分介護予防事業交付金	△64	現年度分介護予防事業交付金	△64
				2. 現年度分包括的支援・任意事業交付金	△903	現年度分包括的支援・任意事業交付金	△903
3. 保険者機能強化推進交付金	1	3,127	3,128	1. 保険者機能強化推進交付金	3,127	保険者機能強化推進交付金	3,127
4. 保険者努力支援交付金	1	5,223	5,224	1. 保険者努力支援交付金	5,223	保険者努力支援交付金	5,223
計	536,284	7,355	543,639				

4款　支払基金交付金　　1項　支払基金交付金

2. 地域支援事業交付金	26,188	△86	26,102	1. 現年度分地域支援事業交付金	△86	現年度分地域支援事業交付金	△86
計	1,397,801	△86	1,397,715				

5款　県支出金　　3項　県補助金

1. 地域支援事業交付金	27,680	△491	27,189	1. 現年度分介護予防事業交付金	△40	現年度分介護予防事業交付金	△40
				2. 現年度分包括的支援・任意事業交付金	△451	現年度分包括的支援・任意事業交付金	△451
計	27,680	△491	27,189				

6款　財産収入　　1項　財産運用収入

1. 利子及び配当金	542	804	1,346	1. 利子	804	基金利子	804
計	542	804	1,346				

7款　繰入金　　1項　一般会計繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
2. 地域支援事業繰入金	27,680	△491	27,189	1. 現年度分介護予防事業繰入金	△40	現年度分介護予防事業繰入金	△40
				2. 現年度分包括的支援・任意事業繰入金	△451	現年度分包括的支援・任意事業繰入金	△451
4. 事務費等繰入金	106,731	△5,348	101,383	2. 事務費繰入金	△5,348	事務費繰入金	△5,348
計	820,523	△5,839	814,684				

7款　繰入金　　2項　介護保険財政調整基金繰入金

1. 介護保険財政調整基金繰入金	49,180	△8,952	40,228	1. 介護保険財政調整基金繰入金	△8,952	介護保険財政調整基金繰入金	△8,952
計	49,180	△8,952	40,228				
歳入合計	5,665,607	△7,209	5,658,398				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	52,657	△607	52,050			△607		11. 役務費	△607	通信運搬費	△607
計	52,657	△607	52,050			△607					

1款　総務費　　2項　賦課徴収費

1. 賦課徴収費	3,653	△366	3,287			△366		11. 役務費	△366	通信運搬費	△366
計	3,653	△366	3,287			△366					

1款　総務費　　3項　介護認定審査会費

2. 認定調査等費	28,291	△4,375	23,916			△4,375		11. 役務費	△2,120	手数料	△2,120
								12. 委託料	△2,255	認定調査委託	△2,255
計	38,107	△4,375	33,732			△4,375					

3款　地域支援事業費　　1項　地域支援事業費

1. 日常生活支援総合事業費	88,380	0	88,380	5,223			△5,223				
2. 介護予防事業費	8,615	△322	8,293	△132		△126	△64	3. 職員手当等	△322	期末手当	△176
										勤勉手当	△146
3. 包括的支援・任意事業費	93,657	△2,343	91,314	1,773		△451	△3,665	7. 報償費	△215	謝礼	△215
								8. 旅費	△236	費用弁償	△203
										職員旅費	△33
								10. 需用費	△538	印刷製本費	△538
								13. 使用料及び賃借料	△159	施設・建物等使用料	△79
										自動車借上料	△80
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,195	研修会負担金	△30
										認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成金	△1,165
計	190,652	△2,665	187,987	6,864		△577	△8,952				

4款　基金積立金　　1項　基金積立金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 介護保険財政調整基金積立金	95,583	804	96,387			804		24. 積立金	804	介護保険財政調整基金積立金	804
計	95,583	804	96,387			804					
歳出合計	5,665,607	△7,209	5,658,398	6,864		△5,121	△8,952				

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　7） 8	9,716	30,674	19,453	59,843	11,762	71,605	常勤職員　8人
補正前	（　7） 8	9,716	30,674	19,775	60,165	11,762	71,927	
比　較	（　0） 0	0	0	△ 322	△ 322	0	△ 322	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	984	0	324	261	0	957	0	11	0
	補正前	984	0	324	261	0	957	0	11	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	324	8,511	7,167	534	380	0		
	補正前	0	324	8,687	7,313	534	380	0		
	比　較	0	0	△ 176	△ 146	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　0） 8	0	30,674	16,597	47,271	11,253	58,524	
補正前	（　0） 8	0	30,674	16,597	47,271	11,253	58,524	
比　較	（　0） 0	0	0	0	0	0	0	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	984	0	324	261	0	957	0	11	0
	補正前	984	0	324	261	0	957	0	11	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	324	6,961	5,861	534	380	0		
	補正前	0	324	6,961	5,861	534	380	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　7） 0	9,716	0	2,856	12,572	509	13,081	
補正前	（　7） 0	9,716	0	3,178	12,894	509	13,403	
比　較	（　0） 0	0	0	△ 322	△ 322	0	△ 322	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	1,550	1,306	0	0	0		
	補正前	0	0	1,726	1,452	0	0	0		
	比　較	0	0	△ 176	△ 146	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　0 会計年度任用職員分　0	
職員手当等	△ 322	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 322	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　0 会計年度任用職員分　△ 322	

議案第18号

令和７年度　北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和７年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，０９１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６０，０６８千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１後期高齢者医療保険料		380,240	13,621	393,861
	１後期高齢者医療保険料	380,240	13,621	393,861
３繰入金		172,241	△11,920	160,321
	１一般会計繰入金	172,241	△11,920	160,321
５諸収入		2,028	390	2,418
	４雑入	1,125	390	1,515
歳入合計		557,977	2,091	560,068

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		7,853	430	8,283
	1 総　　務　　管　　理　　費	5,107	430	5,537
2 後期高齢者医療広域連合納付金		549,223	1,661	550,884
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	549,223	1,661	550,884
歳　　出　　合　　計		557,977	2,091	560,068

令和７年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	380,240	13,621	393,861
3 繰入金	172,241	△11,920	160,321
5 諸収入	2,028	390	2,418
歳入合計	557,977	2,091	560,068

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	7,853	430	8,283			430	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	549,223	1,661	550,884			△11,960	13,621
歳出合計	557,977	2,091	560,068			△11,530	13,621

2　歳　　入

1款　後期高齢者医療保険料　　1項　後期高齢者医療保険料　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 特別徴収保険料	302,964	10,086	313,050	1. 現年度分	10,086	現年度分	10,086
2. 普通徴収保険料	77,276	3,535	80,811	1. 現年度分	3,535	現年度分	3,535
計	380,240	13,621	393,861				

3款　繰入金　　1項　一般会計繰入金

1. 事務費繰入金	4,260	40	4,300	1. 事務費繰入金	40	事務費繰入金	40
2. 保険基盤安定繰入金	167,981	△11,960	156,021	1. 保険基盤安定繰入金	△11,960	保険基盤安定繰入金	△11,960
計	172,241	△11,920	160,321				

5款　諸収入　　4項　雑入

4. 雑入	1,122	390	1,512	1. 雑入	390	広域連合特別対策補助金	390
計	1,125	390	1,515				
歳入合計	557,977	2,091	560,068				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	5,107	430	5,537			430		18. 負担金、補助及び交付金	430	市民プール利用助成金	430
計	5,107	430	5,537			430					

2款　後期高齢者医療広域連合納付金　　1項　後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者医療広域連合納付金	549,223	1,661	550,884			△11,960	13,621	18. 負担金、補助及び交付金	1,661	後期高齢者医療広域連合納付金	1,661
計	549,223	1,661	550,884			△11,960	13,621				
歳出合計	557,977	2,091	560,068			△11,530	13,621				

議案第19号

令和７年度　北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第５号）

令和７年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９５８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２３１，８９４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 診療収入		87,635	△1,500	86,135
	1 外来収入	76,452	△2,000	74,452
	2 その他の診療収入	11,183	500	11,683
4 繰入金		141,151	△3,230	137,921
	1 他会計繰入金	141,151	△3,230	137,921
6 国庫支出金		0	5,688	5,688
	1 国庫補助金	0	5,688	5,688
歳入合計		230,936	958	231,894

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		180,235	△2,793	177,442
	1 施設管理費	180,235	△2,793	177,442
2 医業費		26,954	4,098	31,052
	1 医業費	26,954	4,098	31,052
3 公債費		22,747	△347	22,400
	1 公債費	22,747	△347	22,400
歳出合計		230,936	958	231,894

令和７年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
1 診　療　収　入	87,635	△1,500	86,135
4 繰　入　金	141,151	△3,230	137,921
6 国　庫　支　出　金	0	5,688	5,688
歳　入　合　計	230,936	958	231,894

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	180,235	△2,793	177,442			△2,730	△63
2 医業費	26,954	4,098	31,052				4,098
3 公債費	22,747	△347	22,400				△347
歳出合計	230,936	958	231,894			△2,730	3,688

2　歳　　入

1款　診療収入　　1項　外来収入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 国民健康保険診療報酬収入	13,406	△2,500	10,906	1. 現年分	△2,500	現年分	△2,500
3. 一部負担金収入	11,003	△500	10,503	1. 現年分	△500	現年分	△500
4. 後期高齢者診療報酬収入	43,978	800	44,778	1. 現年分	800	現年分	800
5. その他の診療報酬収入	549	200	749	1. 現年分	200	現年分	200
計	76,452	△2,000	74,452				

1款　診療収入　　2項　その他の診療収入

1. 諸検査等収入	11,183	500	11,683	1. 現年分	500	諸検査等収入	500
計	11,183	500	11,683				

4款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	141,151	△3,230	137,921	1. 一般会計繰入金	△3,230	一般会計繰入金	△3,230
計	141,151	△3,230	137,921				

6款　国庫支出金　　1項　国庫補助金

1. 医療施設等整備費補助金	0	5,688	5,688	1. 医療施設等整備費補助金	5,688	へき地診療所設備整備事業費補助金	5,688
計	0	5,688	5,688				
歳入合計	230,936	958	231,894				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	180,235	△2,793	177,442			△2,730	△63	1. 報酬	△2,000	会計年度任用職員報酬	△2,000
								3. 職員手当等	△510	期末手当	△279
										勤勉手当	△231
								4. 共済費	△170	共済組合負担金	△170
								8. 旅費	△200	費用弁償	△200
								17. 備品購入費	87	医師・看護師用携帯電話	87
計	180,235	△2,793	177,442			△2,730	△63				

2款　医業費　　1項　医業費

1. 医業費	26,954	4,098	31,052				4,098	10. 需用費	2,674	医薬材料費	2,674
								12. 委託料	1,424	歯科技工委託	1,424
計	26,954	4,098	31,052				4,098				

3款　公債費　　1項　公債費

1. 元金	22,322	△462	21,860				△462	22. 償還金、利子及び割引料	△462	長期債元金	△462
2. 利子	425	115	540				115	22. 償還金、利子及び割引料	115	長期債利子	115
計	22,747	△347	22,400				△347				
歳出合計	230,936	958	231,894			△2,730	3,688				

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　5） 10	11,020	49,104	45,135	105,259	19,159	124,418	常勤職員　10人
補正前	（　6） 10	13,020	49,104	45,645	107,769	19,329	127,098	
比　較	（△1） 0	△ 2,000	0	△ 510	△ 2,510	△ 170	△ 2,680	

職員手当等の内訳

区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
補正後	1,752	0	0	1,288	13,772	503	0	0	0
補正前	1,752	0	0	1,288	13,772	503	0	0	0
比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
補正後	0	2,049	12,790	10,678	873	1,100	330		
補正前	0	2,049	13,069	10,909	873	1,100	330		
比　較	0	0	△ 279	△ 231	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　1） 10	0	49,104	41,457	90,561	18,313	108,874	常勤職員　10人
補正前	（　1） 10	0	49,104	41,457	90,561	18,313	108,874	
比　較	（　0） 0	0	0	0	0	0	0	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	1,752	0	0	1,288	13,772	503	0	0	0
	補正前	1,752	0	0	1,288	13,772	503	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	2,049	10,793	8,997	873	1,100	330		
	補正前	0	2,049	10,793	8,997	873	1,100	330		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　4） 0	11,020	0	3,678	14,698	846	15,544	
補正前	（　5） 0	13,020	0	4,188	17,208	1,016	18,224	
比　較	（△ 1） 0	△ 2,000	0	△ 510	△ 2,510	△ 170	△ 2,680	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	1,997	1,681	0	0	0		
	補正前	0	0	2,276	1,912	0	0	0		
	比　較	0	0	△ 279	△ 231	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	0	普通昇給に伴う増加分	0		
		給与改定に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　0 会計年度任用職員分　0	
職員手当等	△ 510	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 510	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　0 会計年度任用職員分　△ 510	

議案第20号

令和７年度　北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第４号）

令和７年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の追加は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第 1 表　債務負担行為補正

追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
医　師　住　宅　敷　地　借　上　料	令和 8 年度　～　令和 12 年度	130

議案第21号

令和７年度　北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第２号）

令和７年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４８，２４９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，４２４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		16,180	△14,894	1,286
	2 財産売払収入	14,896	△14,894	2
2 繰入金		31,645	△31,645	0
	1 他会計繰入金	31,645	△31,645	0
3 繰越金		2,673	△1,710	963
	1 繰越金	2,673	△1,710	963
歳入合計		50,673	△48,249	2,424

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 財　　産　　費		47,651	△47,649	2
	1 財　産　取　得　費	47,651	△47,649	2
4 諸　支　出　金		1,140	△600	540
	1 他　会　計　繰　出　金	800	△600	200
歳　出　合　計		50,673	△48,249	2,424

令和７年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	16,180	△14,894	1,286
2 繰入金	31,645	△31,645	0
3 繰越金	2,673	△1,710	963
歳入合計	50,673	△48,249	2,424

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 財産費	47,651	△47,649	2			△31,645	△16,004
4 諸支出金	1,140	△600	540				△600
歳出合計	50,673	△48,249	2,424			△31,645	△16,604

2　歳　　入

1款　財産収入　　2項　財産売払収入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1.　不動産売払収入	14,895	△14,894	1	2.　立木売払収入	△14,894	立木売払収入	△14,894
計	14,896	△14,894	2				

2款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1.　一般会計繰入金	31,645	△31,645	0	1.　一般会計繰入金	△31,645	造林事業費県補助金	△31,645
計	31,645	△31,645	0				

3款　繰越金　　1項　繰越金

1.　繰越金	2,673	△1,710	963	1.　繰越金	△1,710	繰越金	△1,710
計	2,673	△1,710	963				
歳入合計	50,673	△48,249	2,424				

3　歳　　出

3款　財産費　　1項　財産取得費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 造林費	47,649	△47,649	0			△31,645	△16,004	12. 委託料	△47,649	区有林整備委託	△46,539
										施業箇所造林地調査委託	△1,110
計	47,651	△47,649	2			△31,645	△16,004				

4款　諸支出金　　1項　他会計繰出金

1. 一般会計繰出金	800	△600	200				△600	27. 繰出金	△600	一般会計繰出金	△600
計	800	△600	200				△600				
歳出合計	50,673	△48,249	2,424			△31,645	△16,604				

議案第22号

令和７年度　北秋田市大阿仁財産区特別会計補正予算（第１号）

令和７年度北秋田市大阿仁財産区特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１８，３２９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４６７千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 財　産　収　入		5,939	△5,887	52
	2 財　産　売　払　収　入	5,888	△5,887	1
2 繰　入　金		17,855	△12,569	5,286
	1 他　会　計　繰　入　金	17,855	△12,569	5,286
4 諸　収　入		1	127	128
	1 雑　入	1	127	128
歳　入　合　計		23,796	△18,329	5,467

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 管理会費		610	0	610
	1 管理会費	610	0	610
3 財産費		18,393	△18,393	0
	1 財産取得費	18,393	△18,393	0
4 諸支出金		4,434	64	4,498
	2 分収交付金	26	64	90
歳出合計		23,796	△18,329	5,467

令和７年度北秋田市大阿仁財産区特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	5,939	△5,887	52
2 繰入金	17,855	△12,569	5,286
4 諸収入	1	127	128
歳入合計	23,796	△18,329	5,467

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	610	0	610			△63	63
3 財産費	18,393	△18,393	0			△12,506	△5,887
4 諸支出金	4,434	64	4,498			64	
歳出合計	23,796	△18,329	5,467			△12,505	△5,824

2　歳　　入

1款　財産収入　　2項　財産売払収入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1.　不動産売払収入	5,888	△5,887	1	2.　立木売払収入	△5,887	立木売払収入	△5,887
計	5,888	△5,887	1				

2款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1.　一般会計繰入金	17,855	△12,569	5,286	1.　一般会計繰入金	△12,569	一般会計繰入金	△12,569
計	17,855	△12,569	5,286				

4款　諸収入　　1項　雑入

1.　雑入	1	127	128	1.　雑入	127	雑入	127
計	1	127	128				
歳入合計	23,796	△18,329	5,467				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	610	0	610			△63	63				
計	610	0	610			△63	63				

3款　財産費　　1項　財産取得費

1. 造林費	18,393	△18,393	0			△12,506	△5,887	12. 委託料	△18,393	区有林整備委託	△18,393
計	18,393	△18,393	0			△12,506	△5,887				

4款　諸支出金　　2項　分収交付金

1. 分収交付金	26	64	90			64		18. 負担金、補助及び交付金	64	立木分収交付金	64
計	26	64	90			64					
歳出合計	23,796	△18,329	5,467			△12,505	△5,824				

議案第23号

令和７年度

北秋田市病院事業会計補正予算（第３号）

秋田県北秋田市

目　　次

１　令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算（第３号）　・・・・・・・　4

２　令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算（第３号）に関する説明書

（１）令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算実施計画　・・・・・・・　5
（２）令和７年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書　・・・・・　7
（３）令和７年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表　・・・・・・・　8
（４）病院事業会計に関する書類の注記　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

３　令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算事項別明細書　・・・・・・・　10

議案第23号

令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和７年度北秋田市病院事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		既決予定額	補正予定額	計
【収入】				
第１款	病院事業収益	696,814 千円	3 千円	696,817 千円
第２項	医業外収益	696,812 千円	3 千円	696,815 千円
【支出】		既決予定額	補正予定額	計
第１款	病院事業費用	1,014,498 千円	3 千円	1,014,501 千円
第２項	医業外費用	147,625 千円	3 千円	147,628 千円

（資本的収入の補正）

第３条　令和７年度北秋田市病院事業会計予算第４条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

		既決予定額	補正予定額	計
【収入】				
第１款	資本的収入	295,624 千円	0 千円	295,624 千円
第１項	出資金	158,722 千円	4,728 千円	163,450 千円
第２項	他会計負担金	136,902 千円	△ 4,728 千円	132,174 千円

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

（１）令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収益的収入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
１．病院事業収益			696,814	3	696,817	
	２．医業外収益		696,812	3	696,815	
		６．その他医業外収益	58,065	3	58,068	

収益的支出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
１．病院事業費用			1,014,498	3	1,014,501	
	２．医業外費用		147,625	3	147,628	
		２．雑支出	87,674	3	87,677	

資本的収入及び支出

資本的収入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1．資本的収入			295,624	0	295,624	
	1．出資金		158,722	4,728	163,450	
		1．一般会計出資金	158,722	4,728	163,450	
	2．他会計負担金		136,902	△ 4,728	132,174	
		1．他会計負担金	136,902	△ 4,728	132,174	

（２）令和７年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（自　令和７年４月１日　　至　令和８年３月31日）

（単位：円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 317,684,094
減価償却費	328,626,914
退職給付引当金の増減額	0
貸倒引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 40,551,287
受取利息及び受取配当金	0
支払利息及び企業債取扱諸費	59,950,554
未収金の増減額	0
未払金の増減額	0
たな卸資産の増減額	0
前払金の増減額	29,608,467
小計	59,950,554
利息の支払額	△ 59,950,554
業務活動によるキャッシュ・フロー	0
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	295,623,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	295,623,738
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 295,623,738
その他の他会計借入金の償還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 295,623,738
資金増加額(又は減少額)	0
資金期首残高	0
資金期末残高	0

（３）令和７年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表

（自 令和７年４月１日　至 令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		229,852,968		
ロ　建物	7,775,869,267			
建物減価償却累計額	△ 4,669,059,774	3,106,809,493		
ハ　構築物	442,533,871			
構築物減価償却累計額	△ 407,461,530	35,072,341		
ニ　器械備品	639,679,074			
器械減価償却累計額	△ 501,418,260	138,260,814		
ホ　車両	0			
車両減価償却累計額	0	0		
ヘ　建設仮勘定		0		
有形固定資産合計			3,509,995,616	
（２）投資その他の資産				
イ　長期前払消費税		13,570,368		
投資その他資産合計			13,570,368	
固定資産合計				3,523,565,984
Ⅱ．流動資産				
（１）現金預金			0	
（２）未収金			0	
（３）その他流動資産			0	
流動資産合計				0
資産合計				3,523,565,984

負債・資本の部

Ⅲ．固定負債			
（１）企業債	3,567,244,585		
（２）他会計借入金	0		
固定負債合計			3,567,244,585
Ⅳ．流動負債			
（１）一時借入金	0		
（２）企業債	299,636,697		
（３）他会計借入金	0		
（４）未払金	0		
（５）その他流動負債	0		
流動負債合計			299,636,697
Ⅴ．繰延収益			
（１）長期前受金	1,248,938,000		
（２）長期前受金収益化累計額	△ 783,101,414		
繰延収益合計			465,836,586
負債合計			4,332,717,868
Ⅵ．資本金			4,433,671,569
Ⅶ．剰余金			
（１）利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	△ 5,242,823,453		
剰余金合計			△ 5,242,823,453
資本合計			△ 809,151,884
負債・資本合計			3,523,565,984

（４）病院事業会計に関する書類の注記

Ⅰ．　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・減価償却の方法

建物	定額法
構築物	定額法
器械備品	定額法

・主な耐用年数

建物	５～39年
構築物	15～39年
器械備品	５～15年

２　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．　予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

１　表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

２　重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ．　予定貸借対照表等に関する注記

１　企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は3,567,245千円である。

令和７年度北秋田市病院事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入および支出
収　　入

１款　病院事業収益　　（単位：千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
２．医業外収益	696,812	3	696,815			
６．その他医業外収益	58,065	3	58,068			
				１.その他医業外収益	3	令和６年度地域療育医療拠点施設運営費補助金返納金　3

収益的収入および支出
支　　出

１款　病院事業費用　　（単位：千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
２．医業外費用	147,625	3	147,628			
２．雑支出	87,674	3	87,677			
				１．その他雑支出	3	令和６年度地域療育医療拠点施設運営費補助金返納金　3

資本的収入
収　　入

1款　資本的収入　　（単位：千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1．出資金	158,722	4,728	163,450				
1．一般会計出資金	158,722	4,728	163,450				
				1．一般会計出資金	4,728	企業債元金償還金（基準内繰入）	4,728
2．他会計負担金	136,902	△ 4,728	132,174				
1．他会計負担金	136,902	△ 4,728	132,174				
				1．他会計負担金	△ 4,728	企業債元金償還金（基準外繰入）	△ 4,728

議案第 24 号

令和７年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第５号）

秋田県北秋田市

目　　次

1	令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算（第５号）	・・・・・	3
2	令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算（第５号）に関する説明書		
	（１） 令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画	・・・・・	4
	（２） 令和７年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	・・・・・	7
	（３） 令和７年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表	・・・・・	8
	（４） 水道事業会計に関する書類の注記	・・・・・	9
3	令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書	・・・・・	11

議案第24号

令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算（第５号）

（総則）

第１条　令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算（第５号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和７年度北秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	既決予定額	補正予定額	計
【収　　入】			
第１款　水道事業収益	744,851 千円	△ 3,196 千円	741,655 千円
第１項　営業収益	614,647 千円	△ 1,500 千円	613,147 千円
第２項　営業外収益	130,202 千円	△ 1,696 千円	128,506 千円
【支　　出】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	886,956 千円	△ 26,530 千円	860,426 千円
第１項　営業費用	851,737 千円	△ 27,662 千円	824,075 千円
第２項　営業外費用	23,580 千円	1,132 千円	24,712 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額356,459千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額46,275千円、過年度分損益勘定留保資金310,184千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額355,714千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額46,275千円、過年度分損益勘定留保資金309,439千円」に改める。

	既決予定額	補正予定額	計
【収　　入】			
第１款　資本的収入	451,093 千円	△ 2,775 千円	448,318 千円
第４項　出資金	158,492 千円	△ 2,775 千円	155,717 千円
【支　　出】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的支出	807,552 千円	△ 3,520 千円	804,032 千円
第２項　企業債償還金	292,399 千円	△ 3,520 千円	288,879 千円

（他会計からの補助金の補正）

第４条　予算第９条中「41,732千円」を「40,036千円」に改める。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

(1) 令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 水道事業収益			744,851	△3,196	741,655	
	1 営業収益		614,647	△1,500	613,147	
		2 その他営業収益	38,350	△1,500	36,850	
	2 営業外収益		130,202	△1,696	128,506	
		4 補助金	41,732	△1,696	40,036	

収益的支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 水道事業費用			886,956	△26,530	860,426	
	1 営業費用		851,737	△27,662	824,075	
		1 原水及び浄水費	141,140	△14,308	126,832	
		2 配水及び給水費	153,230	△1,505	151,725	
		3 総係費	138,016	△8,058	129,958	
		4 減価償却費	416,426	△3,791	412,635	
	2 営業外費用		23,580	1,132	24,712	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	21,729	△707	21,022	
		3 消費税及び地方消費税	1,851	1,839	3,690	

資本的収入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 資本的収入			451,093	△2,775	448,318	
	4 出資金		158,492	△2,775	155,717	
		1 出資金	158,492	△2,775	155,717	

資本的支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 資本的支出			807,552	△3,520	804,032	
	2 企業債償還金		292,399	△3,520	288,879	
		1 企業債償還金	292,399	△3,520	288,879	

(2)令和7年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位：円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（又は損失）	△ 124,851,269
減価償却費	412,382,722
固定資産除却費	2,135,455
長期前受金戻入額	△ 86,849,908
支払利息及び企業債取扱諸費	21,022,000
受取利息・配当金	△ 1,808,000
未収金の増減額	11,596,401
未払金の増減額	△ 87,740,777
前受金の増減額	950
その他流動負債の増減額	△ 58,500
小計	145,829,074
利息及び配当金の受取額	1,808,000
利息の支払額	△ 21,022,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	126,615,074
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 545,625,832
他会計補助金等による収入	59,842,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 485,783,832
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	329,500,000
企業債の償還による支出	△ 288,877,934
他会計等からの出資による収入	155,717,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	196,339,066
資金増加額(又は減少額)	△ 162,829,692
資金期首残高	2,008,790,242
資金期末残高	1,845,960,550

(3) 令和７年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（1）有形固定資産				
イ　土地		97,447,754		
ロ　建物	1,164,239,627			
建物減価償却累計額	△ 224,886,867	939,352,760		
ハ　構築物	7,672,100,694			
構築物減価償却累計額	△ 2,620,534,437	5,051,566,257		
ニ　機械及び装置	1,954,321,566			
機械及び装置減価償却累計額	△ 812,816,629	1,141,504,937		
ホ　車両運搬具	33,131,359			
車両運搬具減価償却累計額	△ 25,585,090	7,546,269		
ヘ　工具器具及び備品	63,013,400			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 33,356,499	29,656,901		
ト　建設仮勘定		117,563,818		
有形固定資産合計			7,384,638,696	
（2）無形固定資産				
イ　電話加入権		81,100		
ロ　水利権		569,324,712		
無形固定資産合計			569,405,812	
固定資産合計				7,954,044,508
Ⅱ．流動資産				
（1）現金預金				
イ　当座預金		435,960,550		
ロ　定期預金		1,400,000,000		
ハ　有価証券		10,000,000		
現金預金合計			1,845,960,550	
（2）未収金			9,136,000	
（3）貯蔵品				
イ　材料		52,565		
ロ　機械及び装置		747,300		
貯蔵品合計			799,865	
流動資産合計				1,855,896,415
資産合計				9,809,940,923

負債の部

Ⅲ．固定負債				
（1）企業債			2,589,077,419	
固定負債合計				2,589,077,419
Ⅳ．流動負債				
（1）企業債			283,620,694	
（2）未払金			13,690,000	
（3）前受金			10,000	
（4）預り金			1,000,000	
（5）その他流動負債			0	
流動負債合計				298,320,694
Ⅴ．繰延収益				
（1）長期前受金			2,248,442,004	
（2）長期前受金収益化累計額			△ 717,538,967	
繰延収益合計				1,530,903,037
負債合計				4,418,301,150

資本の部

Ⅵ．資本金				
（1）自己資本金				
イ　固有資本金		1,637,887,855		
ロ　繰入資本金		2,130,238,808		
ハ　組入資本金		764,000,000		
自己資本金合計			4,532,126,663	
資本金合計				4,532,126,663
Ⅶ．剰余金				
（1）資本剰余金			22,688,314	
（2）利益剰余金				
イ　減債積立金		0		
ロ　利益積立金		25,000,000		
ハ　建設改良積立金		50,000,000		
ニ　当年度末未処分利益剰余金		761,824,796		
利益剰余金合計			836,824,796	
剰余金合計				859,513,110
資本合計				5,391,639,773
負債資本合計				9,809,940,923

(4) 水道事業会計に関する書類の注記

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

・量水器を除く資産　　定額法

・量水器　　取替法

・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

（2）無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法

・主な耐用年数

水利権　　55年

・非償却資産

電話加入権

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　先入先出法による原価法

2　引当金の計上方法

（1）退職給付引当金

計上していない。

（2）賞与引当金

計上していない。

（3）法定福利費引当金

計上していない。

（4）特別修繕引当金

計上していない。

（5）修繕引当金

当年度は引当していない。

3　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1　表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2　重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ．予定貸借対照表等に関する注記

１　企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,195,022千円である。

Ⅳ．セグメント情報の開示

１　報告セグメントの概要

北秋田市水道事業会計は、鷹巣上水道事業、森吉合川上水道事業及び簡易水道事業の３事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事　業　の　内　容
鷹巣上水道事業	鷹巣上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
森吉合川上水道事業	森吉合川上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
簡易水道事業	簡易水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務

２　報告セグメントごとの営業収益等

令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）　（単位：千円）

区　　分	鷹巣上水道事業	森吉合川上水道事業	簡易水道事業	合　　計
営業収益	146,414	235,999	175,012	557,425
営業費用	190,771	394,422	202,361	787,554
営業損益	△ 44,357	△ 158,423	△ 27,349	△ 230,129
経常損益	△ 42,757	△ 61,268	△ 18,428	△ 122,453
その他の項目				
他会計繰入金	7,193	180,916	22,740	210,849
減価償却費	81,251	260,733	70,397	412,381
特別利益	2	0	0	2
特別損失	795	782	823	2,400
有形固定資産の増加額	52,419	181,333	335,661	569,413

令和７年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収　　入

1　款　　水道事業収益　　（単位:千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1　営業収益	614,647	△1,500	613,147				
2　その他営業収益	38,350	△1,500	36,850				
				3　他会計負担金	△1,500	消火栓維持管理費繰入金	△1,500
2　営業外収益	130,202	△1,696	128,506				
4　補助金	41,732	△1,696	40,036				
				1　他会計補助金	△1,696	償還利子分他会計繰入金	△581
						高料金対策繰入金	△1,115

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1 営業費用	851,737	△27,662	824,075				
1 原水及び浄水費	141,140	△14,308	126,832				
				17 委託料	△1,589	電気設備保安点検委託	△74
						濁度計・残塩計保守点検委託	△915
						七座浄水場導水管点検清掃委託	△600
				18 手数料	△2,745	水質検査手数料	△2,745
				21 動力費	△9,974	浄水場動力費	△9,974
2 配水及び給水費	153,230	△1,505	151,725				
				21 動力費	△1,505	加圧ポンプ動力費	△1,505
3 総係費	138,016	△8,058	129,958				
				17 委託料	△8,058	窓口委託	△7,551
						料金システム保守委託	△10
						屋根除雪委託	45
						積算システム保守委託	△432
						料金システム改修委託	△110
4 減価償却費	416,426	△3,791	412,635				
				42 有形固定資産減価償却費	△3,791	構築物	△3,519
						機械及び装置	△182
						工具器具及び備品	△90
2 営業外費用	23,580	1,132	24,712				
1 支払利息及び企業債取扱諸費	21,729	△707	21,022				
				39 企業債利息	△707	支払利息	△707
3 消費税及び地方消費税	1,851	1,839	3,690				

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
				1　消費税及び地方消費税	1,839	消費税及び地方消費税　1,839

資本的収入及び支出
収　　入

1 款　資本的収入　（単位:千円）

項　目	既決予定額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	説明	
4 出資金	158,492	△2,775	155,717				
1 出資金	158,492	△2,775	155,717				
				1 他会計出資金	△2,775	償還元金分他会計出資金	△2,775

資本的収入及び支出
支　　出

1 款　資本的支出　（単位:千円）

項　目	既決予定額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	説明	
2 企業債償還金	292,399	△3,520	288,879				
1 企業債償還金	292,399	△3,520	288,879				
				1 企業債償還金	△3,520	企業債償還金	△3,520

議案第25号

令和７年度

北秋田市下水道事業会計補正予算（第５号）

秋田県北秋田市

目　　次

1	令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第５号）　・・・・・・・・	3
2	令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第５号）に関する説明書	
	（１）令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画　・・・・・・・・	4
	（２）令和７年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書　・・・・・	6
	（３）令和７年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表　・・・・・・・・	7
	（４）下水道事業会計に関する書類の注記　・・・・・・・・	8
3	令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書　・・・・・・・・	10

議案第25号

令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第５号）

（総則）

第１条　令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和７年度北秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業収益	1,315,706 千円	△ 38,581 千円	1,277,125 千円
第１項　営業収益	428,159 千円	△ 714 千円	427,445 千円
第２項　営業外収益	887,547 千円	△ 37,867 千円	849,680 千円
【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業費用	1,416,998 千円	△ 72,819 千円	1,344,179 千円
第１項　営業費用	1,317,017 千円	△ 67,826 千円	1,249,191 千円
第２項　営業外費用	95,168 千円	△ 4,993 千円	90,175 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額237,530千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,160千円、過年度分損益勘定留保資金185,370千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額228,451千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,160千円、過年度分損益勘定留保資金176,291千円」に改める。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的収入	1,247,086 千円	5,459 千円	1,252,545 千円
第２項　出資金	397,914 千円	76,273 千円	474,187 千円
第３項　補助金	290,387 千円	△ 74,100 千円	216,287 千円
第４項　負担金等	13,285 千円	3,286 千円	16,571 千円
【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的支出	1,484,616 千円	△ 3,620 千円	1,480,996 千円
第２項　企業債償還金	897,667 千円	△ 3,620 千円	894,047 千円

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

（１）令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収益的収入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予　定　額	備　考
1 下水道事業収益			1,315,706	△ 38,581	1,277,125	
	1 営業収益		428,159	△ 714	427,445	
		2 他会計負担金	3,499	△ 714	2,785	
	2 営業外収益		887,547	△ 37,867	849,680	
		2 他会計補助金	458,044	△ 34,923	423,121	
		3 長期前受金戻入	387,481	△ 3,509	383,972	
		4 雑収益	37,022	565	37,587	

収益的支出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予　定　額	備　考
1 下水道事業費用			1,416,998	△ 72,819	1,344,179	
	1 営業費用		1,317,017	△ 67,826	1,249,191	
		1 管渠費	107,937	△ 10,933	97,004	
		3 処理場費	349,054	△ 52,002	297,052	
		5 総係費	93,315	△ 4,722	88,593	
		6 減価償却費	746,426	△ 169	746,257	
	2 営業外費用		95,168	△ 4,993	90,175	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	95,168	△ 4,993	90,175	

資本的収入及び支出

資本的収入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予　定　額	備　考
1 資本的収入			1,247,086	5,459	1,252,545	
	2 出資金		397,914	76,273	474,187	
		1 出資金	397,914	76,273	474,187	
	3 補助金		290,387	△ 74,100	216,287	
		1 国庫補助金	237,000	△ 74,100	162,900	
	4 負担金等		13,285	3,286	16,571	
		1 負担金及び分担金	13,285	3,286	16,571	

資本的支出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予　定　額	備　考
1 資本的支出			1,484,616	△ 3,620	1,480,996	
	3 企業債償還金		897,667	△ 3,620	894,047	
		1 企業債償還金	897,667	△ 3,620	894,047	

（２）令和７年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位:円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 100,408,000
減価償却費	746,257,000
固定資産除却費	774,000
長期前受金戻入額	△ 383,972,000
支払利息及び企業債取扱諸費	90,175,000
未収金の増減額	△ 38,150,955
貯蔵品の増減額	△ 111,980
前払費用の増減額	35,680,000
未払金の増減額	△ 119,521,943
控除対象外消費税	△ 30,214,654
小計	200,506,468
利息の支払額	△ 90,175,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	110,331,468
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 860,697,546
受益者負担金等による収入	16,571,000
他会計補助金等による収入	53,387,000
国庫補助金等による収入	315,796,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 474,943,346
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	715,500,000
企業債の償還による支出	△ 892,122,192
他会計等からの出資による収入	474,187,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	297,564,808
資金に係る換算差額	
資金増加額(又は減少額)	△ 67,047,070
資金期首残高	233,923,696
資金期末残高	166,876,626

（３）令和７年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		161,794,156		
ロ　建物	1,083,047,674			
建物減価償却累計額	△ 183,625,265	899,422,409		
ハ　構築物	22,190,368,825			
構築物減価償却累計額	△ 3,535,262,123	18,655,106,702		
ニ　機械及び装置	1,895,623,916			
機械及び装置減価償却累計額	△ 911,183,091	984,440,825		
ホ　車両運搬具	3,666,500			
車両運搬具減価償却累計額	△ 2,741,420	925,080		
ヘ　工具器具及び備品	5,023,100			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 2,775,636	2,247,464		
ト　建設仮勘定		1,525,990,275		
有形固定資産合計			22,229,926,911	
（２）投資有価証券				
イ　株式		1,030,000		
投資有価証券合計			1,030,000	
固定資産合計				22,230,956,911
Ⅱ．流動資産				
（１）現金預金				
イ　当座預金		166,826,626		
ロ　小口現金		50,000		
現金預金合計			166,876,626	
（２）未収金			62,548,246	
（３）貯蔵品			740,150	
（４）前払金			0	
流動資産合計				230,165,022
資産合計				22,461,121,933

負債の部

Ⅲ．固定負債			
（１）企業債		8,038,511,538	
固定負債合計			8,038,511,538
Ⅳ．流動負債			
（１）企業債		844,835,744	
（２）未払金		0	
（３）前受金		0	
（４）その他流動負債		0	
流動負債合計			844,835,744
Ⅴ．繰延収益			
（１）長期前受金		13,257,731,516	
（２）長期前受金収益化累計額		△ 2,434,884,321	
繰延収益合計			10,822,847,195
負債合計			19,706,194,477

資本の部

Ⅵ．資本金			
（１）自己資本金			
イ　固有資本金	1,105,514,547		
ロ　繰入資本金	2,010,215,500		
自己資本金合計		3,115,730,047	
資本金合計			3,115,730,047
Ⅶ．剰余金			
（１）資本剰余金		81,014,686	
（２）利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	△ 441,817,277		
利益剰余金合計		△ 441,817,277	
剰余金合計			△ 360,802,591
資本合計			2,754,927,456
負債資本合計			22,461,121,933

（４）下水道事業会計に関する書類の注記

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・量水器を除く資産　　定額法

・量水器　　取替法

・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　先入先出法による原価法

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

計上していない。

（２）賞与引当金

計上していない。

（３）法定福利費引当金

計上していない。

（４）特別修繕引当金

計上していない。

（５）修繕引当金

当年度は引当していない。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

１　表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

２　重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ．予定貸借対照表等に関する注記

1　企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は183,139千円である。

Ⅳ．セグメント情報の開示

1　報告セグメントの概要

北秋田市下水道事業会計では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の４事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事　業　の　内　容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定地域生活排水処理事業	特定地域生活排水処理事業における処理区域で汚水を処理する業務

2　報告セグメントごとの営業収益等

令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）　（単位：千円）

区　　分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業	合　　計
営業収益	303,100	14,069	63,709	8,619	389,497
営業費用	828,235	82,818	271,085	26,882	1,209,020
営業損益	△ 525,135	△ 68,749	△ 207,376	△ 18,263	△ 819,523
経常損益	△ 35,989	△ 22,248	△ 30,315	△ 10,207	△ 98,759
その他の項目					
他会計繰入金	660,394	77,757	201,042	14,287	953,480
減価償却費	512,741	48,904	176,741	7,871	746,257
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	905	51	693	0	1,649
有形固定資産の増加額	516,092	0	18,697	0	534,789

令和７年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出
収　　入

1　款　下水道事業収益　　（単位：千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明	
1　営業収益	428,159	△ 714	427,445				
2　他会計負担金	3,499	△ 714	2,785				
				1　他会計負担金	△ 714	雨水処理負担金	△ 714
2　営業外収益	887,547	△ 37,867	849,680				
2　他会計補助金	458,044	△ 34,923	423,121				
				1　一般会計補助金	△ 34,923	一般会計補助金	△ 34,923
3　長期前受金戻入	387,481	△ 3,509	383,972				
				1　長期前受金戻入	△ 3,509	長期前受金戻入	△ 3,509
4　雑収益	37,022	565	37,587				
				1　消費税及び地方消費税還付金	565	消費税及び地方消費税還付金	565

収益的収入及び支出
支　　出

1　款　下水道事業費用　　（単位：千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明	
1　営業費用	1,317,017	△ 67,826	1,249,191				
1　管渠費	107,937	△ 10,933	97,004				
				14 通信運搬費	95	マンホールポンプ電話料	95

				15 委託料	△ 7,428	雨水管渠清掃委託	△ 715
						下水道管路調査委託	△ 1,000
						下水道台帳作成委託	△ 532
						維持管理委託	△ 4,924
						管路施設定期点検委託	△ 257
				21 動力費	△ 3,600	マンホールポンプ動力費	△ 3,600
3　処理場費	349,054	△ 52,002	297,052				
				14 通信運搬費	40	処理場電話料	40
				15 委託料	△ 16,731	処理場維持管理委託	△ 16,296
						電気設備保安管理委託	△ 83
						米内沢浄化センター1系OD槽清掃委託	△ 352
				16 手数料	2,689	汚泥引抜手数料	2,689
				21 動力費	△ 22,000	処理場動力費	△ 22,000
				22 薬品費	△ 16,000	薬剤	△ 16,000
5　総係費	93,315	△ 4,722	88,593				
				15 委託料	△ 4,722	内水浸水想定区域図作成委託	△ 305
						全体計画等、事業認可申請図書作成委託	△ 4,417
6　減価償却費	746,426	△ 169	746,257				
				1 有形固定資産減価償却費	△ 169	構築物	△ 245
						機械及び装置	76
2　営業外費用	95,168	△ 4,993	90,175				
1　支払利息及び企業債取扱諸費	95,168	△ 4,993	90,175				
				1 企業債利息	△ 4,993	支払利息	△ 4,993

資本的収入及び支出
収　　入

1　款　資本的収入　　（単位：千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明	
2　出資金	397,914	76,273	474,187				
1　出資金	397,914	76,273	474,187				
				1 他会計出資金	76,273	他会計出資金	76,273
3　補助金	290,387	△ 74,100	216,287				
1　国庫補助金	237,000	△ 74,100	162,900				
				1 国庫補助金	△ 74,100	国庫補助金	△ 74,100
4　負担金等	13,285	3,286	16,571				
1　負担金及び分担金	13,285	3,286	16,571				
				1 受益者負担金	3,286	受益者負担金	3,286

資本的収入及び支出
支　　出

1　款　資本的支出　　（単位：千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明	
3　企業債償還金	897,667	△ 3,620	894,047				
1　企業債償還金	897,667	△ 3,620	894,047				
				1 建設企業債元金償還金	△ 4,273	建設企業債元金償還金	△ 4,273
				3 資本費平準化債元金償還金	653	資本費平準化債元金償還金	653

議案第 26 号

令和８年度　北秋田市一般会計予算

令和８年度北秋田市一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２５，６７４，６９２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表　債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表　地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年２月 13 日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 市税		3,192,743
	1 市民税	1,294,291
	2 固定資産税	1,596,364
	3 軽自動車税	101,684
	4 市たばこ税	198,640
	5 入湯税	1,764
2 地方譲与税		379,303
	1 地方揮発油譲与税	48,272
	2 自動車重量譲与税	188,050
	3 航空機燃料譲与税	12,072
	4 森林環境譲与税	130,909
3 利子割交付金		12,739
	1 利子割交付金	12,739
4 配当割交付金		11,813
	1 配当割交付金	11,813
5 株式等譲渡所得割交付金		18,766
	1 株式等譲渡所得割交付金	18,766
6 法人事業税交付金		46,956
	1 法人事業税交付金	46,956
7 地方消費税交付金		859,181

（単位：千円）

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	859,181
8 ゴルフ場利用税交付金		4,635
	1 ゴルフ場利用税交付金	4,635
9 環境性能割交付金		4,762
	1 環境性能割交付金	4,762
10 地方特例交付金		48,554
	1 地方特例交付金	48,554
11 地方交付税		10,278,622
	1 地方交付税	10,278,622
12 交通安全対策特別交付金		2,115
	1 交通安全対策特別交付金	2,115
13 分担金及び負担金		93,696
	1 分担金	1
	2 負担金	93,695
14 使用料及び手数料		205,857
	1 使用料	150,560
	2 手数料	55,297
15 国庫支出金		2,612,690
	1 国庫負担金	1,452,939
	2 国庫補助金	1,152,947

（単位：千円）

款	項	金額
	3 国庫委託金	6,804
16 県支出金		1,569,356
	1 県負担金	766,758
	2 県補助金	726,877
	3 県委託金	75,721
17 財産収入		82,355
	1 財産運用収入	67,522
	2 財産売払収入	14,833
18 寄附金		2,000,308
	1 寄附金	2,000,308
19 繰入金		1,664,324
	1 特別会計繰入金	38,315
	2 基金繰入金	1,626,009
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		328,516
	1 延滞金、加算金及び過料	500
	2 市預金利子	1,845
	3 貸付金元利収入	83,224
	4 受託事業収入	163,083

（単位：千円）

款	項	金額
	5 雑入	79,864
22 市債		2,257,400
	1 市債	2,257,400
歳入合計		25,674,692

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		183,666
	1 議会費	183,666
2 総務費		3,455,560
	1 総務管理費	3,083,089
	2 徴税費	186,372
	3 戸籍住民基本台帳費	128,800
	4 選挙費	26,112
	5 統計調査費	10,697
	6 監査委員費	20,490
3 民生費		6,576,209
	1 社会福祉費	4,031,646
	2 児童福祉費	1,977,939
	3 生活保護費	557,212
	4 災害救助費	101
	5 国民年金事務費	9,311
4 衛生費		2,707,719
	1 保健費	371,216
	2 衛生費	189,868
	3 清掃費	755,458
	4 水道費	243,175

（単位：千円）

款	項	金額
	5 病院費	1,148,002
5 労働費		137,208
	1 労働諸費	137,208
6 農林水産業費		1,224,592
	1 農業費	688,343
	2 林業費	535,099
	3 水産業費	1,150
7 商工費		1,286,244
	1 商工費	1,286,244
8 土木費		3,281,669
	1 土木管理費	102,854
	2 道路橋りょう費	1,981,835
	3 河川費	38,000
	4 都市計画費	97,756
	5 住宅費	332,107
	6 公共下水道費	729,117
9 消防費		1,486,585
	1 消防費	1,486,585
10 教育費		2,361,748
	1 教育総務費	529,505

（単位：千円）

款	項	金額
	2 小学校費	229,939
	3 中学校費	406,100
	4 義務教育学校費	40,898
	5 社会教育費	573,538
	6 保健体育費	581,768
11 災害復旧費		364,397
	1 農林水産業施設災害復旧費	131,077
	2 公共土木施設災害復旧費	218,762
	3 衛生施設災害復旧費	14,558
12 公債費		2,509,668
	1 公債費	2,509,668
13 諸支出金		49,427
	1 繰出金	29,203
	2 基金費	20,224
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		25,674,692

第２表　継続費

款	款	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
7 商工費	1 商工費	森吉山阿仁スキー場ゴンドラサイリスタ盤更新事業	122,100	令和８年度	48,840
				令和９年度	73,260
10 教育費	3 中学校費	鷹巣中学校体育館改築事業	1,549,016	令和８年度	263,333
				令和９年度	1,084,310
				令和10年度	201,373

第 3 表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
合川ゲートボール場照明設備LED化事業	令和 9 年度　～　令和 17 年度	2,970

第４表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
秋田内陸縦貫鉄道運営費補助事業	78,400	証書借入又は証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
秋田内陸縦貫鉄道高校生等通学定期補助事業	7,600	〃	〃	〃
電気・ハイブリッド自動車整備事業	15,600	〃	〃	〃
旧クリーンリサイクルセンター跡地利活用事業	59,200	〃	〃	〃
障害者住宅整備資金貸付事業	1,500	〃	〃	〃
ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	1,500	〃	〃	〃
高齢者住宅整備資金貸付事業	1,500	〃	〃	〃
旧吉田児童館解体事業	20,400	〃	〃	〃
森吉生活支援ハウス照明設備LED化事業	18,900	〃	〃	〃
サテライトステーションつづれこ照明設備LED化事業	7,200	〃	〃	〃
市民病院医師奨励金交付事業	26,400	〃	〃	〃
訪問看護師等奨励金交付事業	3,100	〃	〃	〃
地域医療確保促進事業	5,000	〃	〃	〃
保健センター改修事業	2,700	〃	〃	〃
高能率生産団地路網整備事業	35,100	〃	〃	〃
林道橋長寿命化事業	21,400	〃	〃	〃
農地中間管理機構関連ほ場整備事業	9,100	〃	〃	〃
ため池等整備事業	10,800	〃	〃	〃
山腹法面保護事業	7,600	〃	〃	〃
産業振興促進奨励金等交付事業	76,500	〃	〃	〃
旧大野台ハイランド体育館解体事業	98,400	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	165,700	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路改良事業	161,200	〃	〃	〃
道路舗装補修事業	76,600	〃	〃	〃
除雪機械整備事業	25,400	〃	〃	〃
水無地区流雪溝用ポンプ更新事業	31,100	〃	〃	〃
橋梁補修事業	205,100	〃	〃	〃
トンネル補修事業	7,500	〃	〃	〃
急傾斜地崩壊対策事業	13,000	〃	〃	〃
局所がけ崩れ対策事業	33,000	〃	〃	〃
河川浚渫事業	16,500	〃	〃	〃
阿仁スキー場整備事業	103,200	〃	〃	〃
道の駅たかのす整備事業	245,400	〃	〃	〃
消防団小型動力ポンプ付軽積載車整備事業	9,600	〃	〃	〃
消防団小型動力ポンプ整備事業	2,600	〃	〃	〃
消防指令システム指令系更新事業	237,300	〃	〃	〃
県総合防災情報システム整備事業	12,000	〃	〃	〃
鷹巣中学校体育館改築事業	269,100	〃	〃	〃
給食センター厨房機器整備事業	8,600	〃	〃	〃
旧合川北小学校施設解体事業	6,300	〃	〃	〃
阿仁根子番楽伝承館照明設備LED化事業	800	〃	〃	〃
阿仁異人館照明設備LED化事業	500	〃	〃	〃
文化会館エレベータ改修事業	23,100	〃	〃	〃
浜辺の歌音楽館照明設備LED化事業	7,700	〃	〃	〃
旧湯口内スキー場施設解体事業	16,600	〃	〃	〃
塵芥処理施設災害復旧事業	14,500	〃	〃	〃
林業施設災害復旧事業	19,200	〃	〃	〃
公共土木施設災害復旧事業	37,900	〃	〃	〃

令和８年度北秋田市一般会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 市税	3,192,743	12.4	3,043,112	12.6	149,631	4.9
2 地方譲与税	379,303	1.5	392,471	1.6	△13,168	△3.4
3 利子割交付金	12,739	0.1	1,754	0.0	10,985	626.3
4 配当割交付金	11,813	0.0	8,731	0.0	3,082	35.3
5 株式等譲渡所得割交付金	18,766	0.1	13,951	0.1	4,815	34.5
6 法人事業税交付金	46,956	0.2	51,228	0.2	△4,272	△8.3
7 地方消費税交付金	859,181	3.3	833,389	3.5	25,792	3.1
8 ゴルフ場利用税交付金	4,635	0.0	6,306	0.0	△1,671	△26.5
9 環境性能割交付金	4,762	0.0	20,537	0.1	△15,775	△76.8
10 地方特例交付金	48,554	0.2	20,755	0.1	27,799	133.9
11 地方交付税	10,278,622	40.0	10,300,484	42.7	△21,862	△0.2
12 交通安全対策特別交付金	2,115	0.0	2,076	0.0	39	1.9
13 分担金及び負担金	93,696	0.4	196,605	0.8	△102,909	△52.3
14 使用料及び手数料	205,857	0.8	213,780	0.9	△7,923	△3.7
15 国庫支出金	2,612,690	10.2	2,700,536	11.2	△87,846	△3.3
16 県支出金	1,569,356	6.1	1,503,307	6.2	66,049	4.4
17 財産収入	82,355	0.3	81,265	0.3	1,090	1.3
18 寄附金	2,000,308	7.8	1,500,001	6.2	500,307	33.4
19 繰入金	1,664,324	6.5	1,348,620	5.6	315,704	23.4
20 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
21 諸収入	328,516	1.3	342,688	1.4	△14,172	△4.1
22 市債	2,257,400	8.8	1,555,000	6.5	702,400	45.2

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比較	伸率　％
歳入合計	25,674,692	100.0	24,136,597	100.0	1,538,095	6.4

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	183,666	0.7	175,254	0.7	8,412	4.8				183,666
2 総務費	3,455,560	13.5	3,247,172	13.5	208,388	6.4	145,053	96,200	83,813	3,130,494
3 民生費	6,576,209	25.6	6,233,113	25.8	343,096	5.5	2,843,325	51,000	88,288	3,593,596
4 衛生費	2,707,719	10.5	2,624,719	10.9	83,000	3.2	27,511	98,200	135,645	2,446,363
5 労働費	137,208	0.5	18,705	0.1	118,503	633.5		98,400	23	38,785
6 農林水産業費	1,224,592	4.8	1,175,499	4.9	49,093	4.2	300,341	84,000	117,408	722,843
7 商工費	1,286,244	5.0	905,201	3.7	381,043	42.1	14,335	425,100	102,553	744,256
8 土木費	3,281,669	12.8	3,086,885	12.8	194,784	6.3	598,162	702,100	26,767	1,954,640
9 消防費	1,486,585	5.8	1,142,587	4.7	343,998	30.1	4,842	261,500	152,875	1,067,368
10 教育費	2,361,748	9.2	2,162,131	9.0	199,617	9.2	37,792	336,300	65,769	1,921,887
11 災害復旧費	364,397	1.4	307,942	1.3	56,455	18.3	197,873	104,600	1	61,923
12 公債費	2,509,668	9.8	2,931,949	12.1	△422,281	△14.4			96,394	2,413,274
13 諸支出金	49,427	0.2	75,440	0.3	△26,013	△34.5	12,812		20,224	16,391
14 予備費	50,000	0.2	50,000	0.2	0	0.0				50,000
歳出合計	25,674,692	100.0	24,136,597	100.0	1,538,095	6.4	4,182,046	2,257,400	889,760	18,345,486

2　歳　　入

1款　市税　　1項　市民税　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 個人分	1,168,454	987,368	181,086	1. 現年課税分	1,164,805	現年課税分	1,164,805
				2. 滞納繰越分	3,649	滞納繰越分	3,649
2. 法人分	125,837	139,720	△13,883	1. 現年課税分	125,748	現年課税分	125,748
				2. 滞納繰越分	89	滞納繰越分	89
計	1,294,291	1,127,088	167,203				

1款　市税　　2項　固定資産税

1. 固定資産税	1,501,804	1,504,993	△3,189	1. 現年課税分	1,494,115	現年課税分	1,494,115
				2. 滞納繰越分	7,689	滞納繰越分	7,689
2. 国有資産等所在市町村交付金	94,560	95,623	△1,063	1. 現年課税分	94,560	現年課税分	94,560
計	1,596,364	1,600,616	△4,252				

1款　市税　　3項　軽自動車税

1. 軽自動車税環境性能割	1,747	8,753	△7,006	1. 現年課税分	1,747	現年課税分	1,747
2. 軽自動車税種別割	99,937	98,254	1,683	1. 現年課税分	99,545	現年課税分	99,545
				2. 滞納繰越分	392	滞納繰越分	392
計	101,684	107,007	△5,323				

1款　市税　　4項　市たばこ税

1. 市たばこ税	198,640	205,839	△7,199	1. 現年課税分	198,640	現年課税分	198,640
計	198,640	205,839	△7,199				

1款　市税　　5項　入湯税

1. 入湯税	1,764	2,562	△798	1. 現年課税分	1,763	現年課税分	1,763
				2. 滞納繰越分	1	滞納繰越分	1
計	1,764	2,562	△798				

２款　地方譲与税　　１項　地方揮発油譲与税　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 地方揮発油譲与税	48,272	58,308	△10,036	1. 地方揮発油譲与税	48,272	地方揮発油譲与税	48,272
計	48,272	58,308	△10,036				

２款　地方譲与税　　２項　自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	188,050	191,336	△3,286	1. 自動車重量譲与税	188,050	自動車重量譲与税	188,050
計	188,050	191,336	△3,286				

２款　地方譲与税　　３項　航空機燃料譲与税

1. 航空機燃料譲与税	12,072	11,918	154	1. 航空機燃料譲与税	12,072	航空機燃料譲与税	12,072
計	12,072	11,918	154				

２款　地方譲与税　　４項　森林環境譲与税

1. 森林環境譲与税	130,909	130,909	0	1. 森林環境譲与税	130,909	森林環境譲与税	130,909
計	130,909	130,909	0				

３款　利子割交付金　　１項　利子割交付金

1. 利子割交付金	12,739	1,754	10,985	1. 利子割交付金	12,739	利子割交付金	12,739
計	12,739	1,754	10,985				

４款　配当割交付金　　１項　配当割交付金

1. 配当割交付金	11,813	8,731	3,082	1. 配当割交付金	11,813	配当割交付金	11,813
計	11,813	8,731	3,082				

５款　株式等譲渡所得割交付金　　１項　株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	18,766	13,951	4,815	1. 株式等譲渡所得割交付金	18,766	株式等譲渡所得割交付金	18,766
計	18,766	13,951	4,815				

6款　法人事業税交付金　　1項　法人事業税交付金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 法人事業税交付金	46,956	51,228	△4,272	1. 法人事業税交付金	46,956	法人事業税交付金	46,956
計	46,956	51,228	△4,272				

7款　地方消費税交付金　　1項　地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金	859,181	833,389	25,792	1. 地方消費税交付金	859,181	地方消費税交付金	859,181
計	859,181	833,389	25,792				

8款　ゴルフ場利用税交付金　　1項　ゴルフ場利用税交付金

1. ゴルフ場利用税交付金	4,635	6,306	△1,671	1. ゴルフ場利用税交付金	4,635	ゴルフ場利用税交付金	4,635
計	4,635	6,306	△1,671				

9款　環境性能割交付金　　1項　環境性能割交付金

1. 環境性能割交付金	4,762	20,537	△15,775	1. 環境性能割交付金	4,762	環境性能割交付金	4,762
計	4,762	20,537	△15,775				

10款　地方特例交付金　　1項　地方特例交付金

1. 地方特例交付金	48,554	20,538	28,016	1. 地方特例交付金	48,554	地方特例交付金	48,554
計	48,554	20,538	28,016				

10款　地方特例交付金　　項　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	217	△217			廃項
計	0	217	△217			

11款　地方交付税　　1項　地方交付税　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 地方交付税	10,278,622	10,300,484	△21,862	1. 地方交付税	10,278,622	普通交付税	9,478,622
						特別交付税	800,000
計	10,278,622	10,300,484	△21,862				

12款　交通安全対策特別交付金　　1項　交通安全対策特別交付金

1. 交通安全対策特別交付金	2,115	2,076	39	1. 交通安全対策特別交付金	2,115	交通安全対策特別交付金	2,115
計	2,115	2,076	39				

13款　分担金及び負担金　　1項　分担金

1. 災害復旧費分担金	1	1,097	△1,096	1. 農林水産業施設災害復旧費分担金	1	農地農業用施設災害復旧費分担金	1
計	1	1,097	△1,096				

13款　分担金及び負担金　　2項　負担金

1. 総務費負担金	13,698	12,916	782	1. 総務管理費負担金	13,698	職員給与費負担金	13,698
2. 民生費負担金	46,734	48,839	△2,105	1. 社会福祉費負担金	1,983	障害者外出支援サービス負担金	1,983
				2. 老人福祉費負担金	44,333	外出支援サービス負担金	1,094
						養護老人ホーム措置市町村負担金	14,456
						養護老人ホーム入所者負担金	18,448
						食の自立支援事業費負担金	10,320
						生活管理指導員派遣事業費負担金	7
						生活管理指導宿泊負担金	8
				3. 児童福祉費負担金	418	児童保育実施費負担金	15
						延長保育事業負担金	14
						子育て短期支援事業負担金	107
						病児・病後児保育事業負担金	1
						一時保育負担金	231

13款　分担金及び負担金　　2項　負担金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
						副食費負担金	44
						母子生活支援施設負担金	6
3. 衛生費負担金	5,705	6,795	△1,090	1. 保健費負担金	5,705	検診負担金	5,525
						未熟児等養育費負担金	180
4. 農林水産業費負担金	7,169	5,505	1,664	1. 農林水産業費負担金	7,169	死亡獣畜保冷施設事業負担金	4,159
						青森県県外産業廃棄物搬入環境保全協力金個人負担金	10
						森林整備等負担金	3,000
5. 商工費負担金	157	157	0	1. 商工費負担金	157	道の駅浄化槽維持管理費負担金	157
6. 教育費負担金	20,232	111,896	△91,664	1. 保健体育費負担金	20,232	学校給食費負担金（現年度分　鷹巣）	11,030
						学校給食費負担金（現年度分　森吉）	9,200
						学校給食費負担金（過年度分　鷹巣）	1
						学校給食費負担金（過年度分　森吉）	1
土木費負担金	0	9,400	△9,400			廃目	
計	93,695	195,508	△101,813				

14款　使用料及び手数料　　1項　使用料

1. 総務使用料	2,610	2,677	△67	1. 総務使用料	2,610	行政財産目的外使用料	1,902
						開発センター使用料	48
						北欧の里使用料	660
2. 民生使用料	11,905	12,345	△440	1. 老人福祉使用料	73	室内ゲートボール場使用料	72
						阿仁養護老人ホームもろび苑土地使用料	1
				2. 児童福祉使用料	11,832	児童クラブ保育料	11,832
3. 衛生使用料	2,856	3,065	△209	1. 衛生使用料	2,856	斎場使用料	1,821
						墓地永代使用料	1,035
4. 労働使用料	23	23	0	1. 労働使用料	23	セントラル合川使用料	23
5. 農林水産業使用料	6,052	6,788	△736	1. 農林水産業使用料	6,052	放牧預託料	417
						農林業振興センター使用料	789
						構造改善センター使用料	108
						農村環境改善センター使用料	84
						農村広場使用料	9
						死亡獣畜保冷施設使用料	4,645

14款　使用料及び手数料　　1項　使用料　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
6. 商工使用料	9,901	11,917	△2,016	1. 商工使用料	9,901	工場団地水道使用料	105
						熊牧場使用料	7,120
						大太鼓の館使用料	2,676
7. 土木使用料	104,019	107,044	△3,025	1. 道路橋りょう使用料	9,259	道路占用料	9,259
				2. 都市計画使用料	48	都市公園使用料	48
				3. 住宅使用料	94,712	住宅使用料	91,430
						公益使用料	1,975
						過年度分住宅使用料	1,306
						過年度分公益使用料	1
8. 教育使用料	13,194	13,600	△406	1. 学校教育使用料	2,253	教員住宅使用料	1,320
						学童研修センター使用料	932
						高校授業料滞納繰越分	1
				2. 社会教育使用料	8,170	公民館使用料	720
						文化会館使用料	750
						文化会館付属設備使用料	650
						交流センター使用料	1,300
						交流センター付属設備使用料	75
						みちのく子供風土記館使用料	50
						文化センター使用料	130
						浜辺の歌音楽館使用料	1
						陶芸ハウス使用料	90
						コミュニティセンター使用料	600
						ふれあいプラザ使用料	3,804
				3. 保健体育使用料	2,771	体育館使用料	2,531
						野球場使用料	221
						プール使用料	19
計	150,560	157,459	△6,899				

14款　使用料及び手数料　　2項　手数料

1. 総務手数料	12,100	13,948	△1,848	1. 総務手数料	12,100	戸籍手数料	7,354

14款　使用料及び手数料　　2項　手数料　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
						住民票手数料	2,015
						諸証明手数料	2,376
						公簿閲覧手数料	74
						臨時運行許可手数料	180
						督促手数料	1
						土地情報交付手数料	97
						地縁団体証明手数料	3
2. 衛生手数料	42,545	41,730	815	1. 衛生手数料	42,545	犬登録手数料	216
						狂犬病予防注射済票交付手数料	470
						墓園管理手数料	1,284
						一般廃棄物処理手数料	40,368
						浄化槽清掃業許可手数料	10
						一般廃棄物処理業等許可手数料	115
						営業許可検査手数料	82
3. 農林水産業手数料	34	69	△35	1. 農業手数料	34	牧場種付料	34
4. 商工手数料	53	209	△156	1. 商工手数料	53	岩石採取計画認可手数料	52
						砂利採取計画認可手数料	1
5. 土木手数料	65	65	0	1. 都市計画手数料	65	開発行為許可申請等手数料	65
6. 消防手数料	500	300	200	1. 消防手数料	500	危険物申請等手数料	500
計	55,297	56,321	△1,024				

15款　国庫支出金　　1項　国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	1,368,158	1,348,194	19,964	1. 社会福祉費負担金	702,645	生活困窮者自立支援事業費負担金	10,715
						特別障害者手当等給付費負担金	7,354
						障害者自立支援医療費負担金	15,521
						障害者自立支援給付費負担金	589,840
						国民健康保険基盤安定負担金	28,198
						障害児施設措置費（給付費等）負担金	26,930
						低所得者介護保険料軽減負担金	23,720
						国保未就学児均等割保険料負担金	160

15款　国庫支出金　　1項　国庫負担金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
						国保産前産後保険料負担金	207
				2. 児童福祉費負担金	296,066	児童扶養手当給付費負担金	32,145
						母子生活支援施設措置費負担金	1,693
						児童手当交付金	261,978
						助産施設入所費負担金	250
				3. 生活保護費負担金	369,447	生活保護費負担金	369,447
2. 衛生費国庫負担金	410	410	0	1. 保健費負担金	410	未熟児養育医療費等負担金	410
3. 災害復旧費国庫負担金	84,371	87,412	△3,041	1. 公共土木施設災害復旧事業負担金	84,371	公共土木施設災害復旧事業負担金	84,371
計	1,452,939	1,436,016	16,923				

15款　国庫支出金　　2項　国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	39,875	185,683	△145,808	1. 総務管理費補助金	10,894	電源立地促進対策交付金	7,858
						デジタル基盤改革支援補助金	3,036
				2. 戸籍住民基本台帳費補助金	28,981	個人番号カード交付事務費補助金	11,487
						社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,926
						地域未来交付金	14,568
2. 民生費国庫補助金	469,556	422,181	47,375	1. 社会福祉費補助金	31,043	障害者地域生活支援費補助金	30,025
						生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,018
				2. 児童福祉費補助金	438,513	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	2,066
						子ども・子育て支援交付金	65,990
						保育対策総合支援事業費補助金	5,998
						子どものための教育・保育給付金	354,191
						子育てのための施設等利用給付交付金	7
						妊婦のための支援給付交付金	8,000
						妊婦のための支援給付費補助金	389
						乳児等のための支援給付交付金	1,872

15款　国庫支出金　　2項　国庫補助金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
3. 衛生費国庫補助金	15,818	6,600	9,218	1. 保健費補助金	11,448	疾病予防対策事業費等補助金	237
						子ども・子育て支援交付金	10,419
						母子保健衛生費補助金	792
				2. 衛生費補助金	4,370	循環型社会形成推進交付金	4,370
4. 商工費国庫補助金	5,347	5,347	0	1. 商工費補助金	5,347	地域未来交付金	5,347
5. 土木費国庫補助金	587,535	598,276	△10,741	1. 道路橋りょう費補助金	462,096	道路メンテナンス事業費補助金	359,845
						防災・安全交付金	102,251
				2. 住宅費補助金	118,231	社会資本整備総合交付金	118,231
				3. 都市計画費補助金	7,208	コンパクトシティ形成支援事業補助金	7,208
6. 消防費国庫補助金	4,300	7,992	△3,692	1. 消防費補助金	4,300	防災・安全交付金	4,300
7. 教育費国庫補助金	30,516	32,112	△1,596	1. 学校教育費補助金	25,679	要保護児童生徒援助費補助金	105
						へき地児童生徒援助費等補助金	66
						特別支援教育就学奨励費補助金	533
						学校施設環境改善交付金	11,121
						教育支援体制整備事業費交付金	1,881
						地域未来交付金	11,973
				2. 社会教育費補助金	4,837	国宝重要文化財等保存整備費補助金	4,837
計	1,152,947	1,258,191	△105,244				

15款　国庫支出金　　3項　国庫委託金

1. 総務費委託金	223	206	17	1. 総務管理費委託金	31	自衛官募集事務委託金	31
				2. 戸籍住民基本台帳費委託金	192	中長期在留者住居地届出等事務委託金	192
2. 民生費委託金	6,581	6,123	458	1. 児童福祉費委託金	166	特別児童扶養手当事務委託金	166

15款　国庫支出金　　3項　国庫委託金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
				2. 国民年金事務費委託金	6,415	基礎年金等事務費交付金	5,738
						協力・連携に係る経費交付金	413
						特別障害給付金事務費交付金	1
						年金生活者支援給付金事務取扱交付金	263
計	6,804	6,329	475				

16款　県支出金　　1項　県負担金

1. 民生費県負担金	766,552	719,273	47,279	1. 社会福祉費負担金	576,789	障害者自立支援医療費負担金	7,760
						障害者自立支援給付費負担金	293,720
						補装具費支給事業費負担金	1,200
						国民健康保険基盤安定負担金	86,778
						後期高齢者医療保険基盤安定負担金	151,878
						障害児施設措置費（給付費等）負担金	13,465
						行旅死亡人取扱い扶助費負担金	385
						民生委員協議会負担金	9,560
						低所得者介護保険料軽減負担金	11,860
						国保未就学児均等割保険料負担金	80
						国保産前産後保険料負担金	103
				2. 児童福祉費負担金	176,054	施設型給付費負担金	142,030
						母子生活支援施設措置費負担金	846
						児童手当負担金	32,738
						助産施設入所費負担金	125
						子育て支援施設等利用給付費負担金	3
						乳児等のための支援給付費県費負担金	312
				3. 生活保護費負担金	13,709	生活保護費負担金	13,709
2. 衛生費県負担金	205	205	0	1. 保健費負担金	205	未熟児養育医療費等負担金	205
3. 消防費県負担金	1	1	0	1. 消防費負担金	1	緊急消防援助隊活動費負担金	1
計	766,758	719,479	47,279				

16款　県支出金　　2項　県補助金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 総務費県補助金	57,626	39,345	18,281	1. 総務管理費補助金	57,626	生活バス路線等維持費補助金	9,276
						県営発電所周辺地域等振興事業費助成金	2,000
						秋田内陸線運営費補助金	20,250
						地籍調査費補助金	26,100
2. 民生費県補助金	223,535	227,202	△3,667	1. 社会福祉費補助金	15,262	障害者地域生活支援費補助金	15,012
						すこやか療育支援事業費補助金	22
						難聴児補聴器購入費助成事業費補助金	182
						特別弔慰金事務補助金	46
				2. 老人福祉費補助金	112,840	老人クラブ活動費等補助金	1,047
						福祉医療給付費補助金	109,375
						福祉医療給付費支給事務費補助金	1,206
						社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金	1,212
				3. 児童福祉費補助金	95,433	すこやか子育て支援事業費補助金	17,615
						放課後児童健全育成事業費補助金	34,732
						市町村子ども・子育て支援事業費補助金	29,368
						施設型給付費地方単独費用補助金	9,730
						子育てファミリー支援事業費補助金	825
						県妊婦のための支援給付事業費補助金	28
						あきた出産・子育て応援給付金	1,600
						保育対策総合支援事業費補助金	1,535
3. 衛生費県補助金	10,281	7,136	3,145	1. 保健費補助金	5,911	母体健康増進支援事業費補助金	100
						健康増進事業費補助金	1,098
						地域自殺対策強化事業費補助金	476
						胃がん検診助成事業費補助金	140
						市町村子ども・子育て支援事業費補助金	2,951
						がん検診受診率向上支援事業費補助金	102
						がん患者医療用補正具助成事業費補助金	290
						若年女性のためのがん検診受診促進事業費補助金	60
						妊産婦等交通費等支援事業費補助金	694
				2. 衛生費補助金	4,370	浄化槽設置整備事業費補助金	4,370

16款　県支出金　　2項　県補助金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
4. 農林水産業費県補助金	310,573	325,320	△14,747	1. 農業費補助金	177,811	農業委員会交付金	3,497
						農業経営基盤強化資金利子助成費補助金	265
						中山間地域等直接支払交付金	13,646
						経営所得安定対策推進事業費補助金	18,983
						農業次世代人材投資事業費補助金	2,100
						多面的機能支払推進交付金	482
						機構集積支援事業費補助金	772
						多面的機能支払交付金	126,223
						未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金	750
						夢ある園芸産地創造事業費補助金	5,583
						夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金	5,510
				2. 林業費補助金	132,762	松くい虫防除対策事業費補助金	3,260
						森林整備事業費補助金	44,637
						鳥獣被害防止総合対策交付金	9,110
						林道点検診断・保全整備事業補助金	26,287
						局所防災事業費補助金	30,400
						安全・安心な森整備事業補助金	19,068
5. 商工費県補助金	5,861	5,087	774	1. 商工費補助金	5,861	自然公園清掃活動費補助金	150
						消費者行政推進補助金	391
						移住支援事業費補助金	4,020
						結婚新生活支援事業費補助金	1,200
						市町村少子化対策重点推進補助金	100
6. 土木費県補助金	300	300	0	1. 住宅費補助金	300	木造住宅耐震改修等事業費補助金	300
7. 消防費県補助金	504	504	0	1. 消防費補助金	504	石油貯蔵施設立地対策等交付金	504
8. 教育費県補助金	4,695	6,558	△1,863	1. 学校教育費補助金	1,967	部活動活性化補助金	1,666
						理科教育設備整備費等補助金	301
				2. 社会教育費補助金	2,728	放課後子ども教室推進事業費補助金	1,030
						学校支援地域本部事業費補助金	334
						史跡等環境整備事業費補助金	1,000
						家庭教育支援チーム推進事業費補助金	364

16款　県支出金　　2項　県補助金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
9. 災害復旧費県補助金	113,502	52,250	61,252	1. 公共土木施設災害復旧費補助金	33,000	局所がけ崩れ対策事業補助金	33,000
				2. 農林水産業施設災害復旧費補助金	80,502	林業施設災害復旧費補助金	80,502
計	726,877	663,702	63,175				

16款　県支出金　　3項　県委託金

1. 総務費委託金	60,275	105,025	△44,750	1. 総務管理費委託金	7,352	県広報配布委託金	710
						権限移譲推進交付金	6,323
						人権啓発活動地方委託金	319
				2. 徴税費委託金	42,021	県税徴収事務委託金	42,021
				3. 戸籍住民基本台帳費委託金	92	人口動態調査交付金	92
				4. 選挙費委託金	8,123	秋田県議会議員一般選挙事務委託金	8,122
						在外選挙人名簿登録事務費交付金	1
				5. 統計調査費委託金	2,687	統計調査事務委託金	2,687
2. 商工費委託金	2,735	2,507	228	1. 商工費委託金	2,735	北秋田大野台工業団地管理委託金	2,735
3. 土木費委託金	9,900	9,878	22	1. 道路橋りょう費委託金	9,900	県道管理委託金	9,900
4. 教育費委託金	2,811	2,716	95	1. 学校教育費委託金	2,811	学校基本調査交付金	8
						秋田型部活動支援事業委託金	2,803
計	75,721	120,126	△44,405				

17款　財産収入　　1項　財産運用収入

1. 財産貸付収入	47,297	47,762	△465	1. 土地建物貸付収入	29,143	土地貸付収入	28,636
						建物貸付収入	507
				2. 物品貸付収入	18,154	物品貸付収入	18,154
2. 利子及び配当金	20,225	13,884	6,341	1. 利子及び配当金	20,225	財政調整基金利子	11,042
						減債基金利子	1,968

17款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
						まちづくり基金利子	31
						地域振興基金利子	3,573
						土地開発基金利子	684
						地域福祉基金利子	956
						学校施設整備基金利子	165
						森林経営管理基金利子	364
						公共施設解体基金利子	1,441
						配当金	1
計	67,522	61,646	5,876				

17款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	14,832	19,588	△4,756	1. 不動産売払収入	14,832	土地売払収入	1
						建物売払収入	1
						立木売払収入	14,830
2. 物品売払収入	1	31	△30	1. 物品売払収入	1	物品売払収入	1
計	14,833	19,619	△4,786				

18款　寄附金　　1項　寄附金

1. 寄附金	2,000,001	1,500,001	500,000	1. 一般寄附金	1	一般寄附金	1
				2. ふるさと寄附金	2,000,000	ふるさと寄附金	2,000,000
2. 衛生費寄付金	307	0	307	1. 保健事業費寄付金	307	保健事業費寄付金	307
計	2,000,308	1,500,001	500,307				

19款　繰入金　　1項　特別会計繰入金

1. 国民健康保険特別会計繰入金	18,051	21,986	△3,935	1. 国民健康保険特別会計繰入金	18,051	国民健康保険特別会計繰入金	18,051
2. 介護保険特別会計繰入金	1	1	0	1. 介護保険特別会計繰入金	1	介護保険特別会計繰入金	1
3. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	後期高齢者医療特別会計繰入金	1

19款　繰入金　　1項　特別会計繰入金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
4. 七日市財産区特別会計繰入金	4,125	0	4,125	1. 七日市財産区特別会計繰入金	4,125	七日市財産区特別会計繰入金	4,125
5. 米内沢財産区特別会計繰入金	214	294	△80	1. 米内沢財産区特別会計繰入金	214	米内沢財産区特別会計繰入金	214
6. 前田財産区特別会計繰入金	1,800	800	1,000	1. 前田財産区特別会計繰入金	1,800	前田財産区特別会計繰入金	1,800
7. 阿仁合財産区特別会計繰入金	9,450	9,302	148	1. 阿仁合財産区特別会計繰入金	9,450	阿仁合財産区特別会計繰入金	9,450
8. 大阿仁財産区特別会計繰入金	4,673	4,408	265	1. 大阿仁財産区特別会計繰入金	4,673	大阿仁財産区特別会計繰入金	4,673
計	38,315	36,792	1,523				

19款　繰入金　　2項　基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,484,686	856,051	628,635	1. 財政調整基金繰入金	1,484,686	財政調整基金繰入金	1,484,686
2. 森林経営管理基金繰入金	86,323	72,322	14,001	1. 森林経営管理基金繰入金	86,323	森林経営管理基金繰入金	86,323
3. 公共施設解体基金繰入金	55,000	0	55,000	1. 公共施設解体基金繰入金	55,000	公共施設解体基金繰入金	55,000
減債基金繰入金	0	383,455	△383,455			廃目	
計	1,626,009	1,311,828	314,181				

20款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
計	1	1	0				

21款　諸収入　　1項　延滞金、加算金及び過料

1. 延滞金	500	500	0	1. 延滞金	500	延滞金	500
計	500	500	0				

21款　諸収入　　2項　市預金利子　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 市預金利子	1,845	1,483	362	1. 市預金利子	1,845	市預金利子	1,845
計	1,845	1,483	362				

21款　諸収入　　3項　貸付金元利収入

1. 民生費貸付金収入	1,081	1,250	△169	1. ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金収入	333	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金収入	333
				2. 社会福祉施設整備資金貸付金収入	615	社会福祉施設整備資金貸付金収入	615
				3. 過年度分高齢者住宅整備資金貸付金収入	1	過年度分高齢者住宅整備資金貸付金収入	1
				4. 過年度分ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金収入	131	過年度分ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金収入	131
				5. 過年度分災害援護資金貸付金収入	1	過年度分災害援護資金貸付金収入	1
2. 商工費貸付金収入	82,143	99,143	△17,000	1. 中小企業振興資金預託金収入	80,001	中小企業振興資金預託金収入	80,001
				2. 地域総合整備財団貸付金収入	2,142	地域総合整備財団貸付金収入	2,142
計	83,224	100,393	△17,169				

21款　諸収入　　4項　受託事業収入

1. 総務費受託事業収入	492	516	△24	1. 秋田内陸縦貫鉄道駅舎管理受託事業収入	492	秋田内陸縦貫鉄道駅舎管理受託事業収入	492

21款　諸収入　　4項　受託事業収入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
2. 民生費受託事業収入	1,601	1,951	△350	1. 障害支援区分認定審査受託収入	39	障害支援区分認定審査受託収入	39
				2. 広域入所受託収入	1,562	広域入所受託収入	1,562
3. 衛生費受託事業収入	47,049	45,292	1,757	1. 衛生費受託事業収入	27,185	衛生費受託事業収入	27,185
				2. 秋田県後期高齢者医療広域連合受託事業収入	19,864	秋田県後期高齢者医療広域連合受託事業収入	19,864
4. 農林水産業費受託事業収入	3,599	3,189	410	1. 秋田県農業公社受託事業収入	3,599	秋田県農業公社受託事業収入	3,599
5. 消防費受託事業収入	103,899	101,155	2,744	1. 消防費受託事業収入	103,899	消防費受託事業収入	103,899
6. 教育費受託事業収入	6,443	7,827	△1,384	1. 教育費受託事業収入	6,443	給食費受託事業収入	6,443
計	163,083	159,930	3,153				

21款　諸収入　　5項　雑入

1. 滞納処分費	1	1	0	1. 滞納処分費	1	滞納処分費	1
2. 小切手未払資金組入	1	1	0	1. 小切手未払資金組入	1	小切手未払資金組入	1
3. 雑入	79,862	80,380	△518	1. 雑入	79,862	自動販売機等電気料	2,399
						水道料金	122
						電話使用料	100
						コピー使用料	334
						保険料	833
						生命保険事務取扱手数料	1,462
						職員自治研修参加助成金	309
						ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金	8,535
						土地評価精通者業務手数料	29
						交通災害等共済事務手数料	249

21款　諸収入　　5項　雑入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						青い羽根募金還元金	270
						福祉医療高額療養費立替金	640
						福祉医療費第三者納付金	1
						市立保育園職員賄費納入金	3,364
						農業者年金業務委託手数料	501
						消耗品販売代	2,776
						市営住宅修繕料	1,479
						地図販売収入	31
						消防団員福祉共済制度事務費	24
						生涯学習誌売払収入	24
						文化会館自主公演入場料	3,025
						各種大会・教室等収入	67
						第三者行為収入金	1
						中川原公衆トイレ協力金	10
						山村留学個人負担金	1
						演奏会入場料	70
						賽銭料	1
						生活保護費返還金	1,400
						行政情報コピー等使用料	10
						山岳捜索費	375
						放課後児童クラブ共済制度傷害保険料	394
						広報送料	157
						共済金	1
						電気料金	2,578
						下水道料金	107
						サマージャンボ宝くじ市町村交付金	6,639
						サテライトステーションつづれこ指定管理者納付金	5,797
						地域福祉センター指定管理者納付金	5,549
						日本容器包装リサイクル協会拠出金	2,910
						サポートハウスたかのす指定管理者納付金	1,169
						もろび苑通所介護事業所指定管理者納付金	2,473

21款　諸収入　　5項　雑入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
						補助器具センターたかのす指定管理者納付金	2,276
						後期高齢者健康診査交付金	13,151
						あきたリフレッシュ学園個人負担金	511
						あきたリフレッシュ学園賄費納入金	469
						福祉医療高額介護合算療養費立替金	1,580
						燃料使用料	1,276
						米内沢病院清算収入	1
						消防グループ保険事務取扱手数料	2
						行政視察研修助成金	200
						余剰電力売却収入	10
						福祉医療費返還金	115
						秋田県農業公社特例事業等業務委託金	79
						誕生の森記念植樹参加費	8
						餌販売料	1,739
						児童扶養手当返還金	46
						光ケーブル第三者行為収入金	1
						マタギの地恵体験学習会参加費	726
						一部事務組合精算収入	1
						広報・ホームページ広告料収入	1,289
						介護サービス事業精算収入	1
						バス切符売場電気料金	35
						秋田内陸地域公共交通連携協議会負担金	111
						電子申請郵送料	19
計	79,864	80,382	△518				

22款　市債　　1項　市債

1. 総務債	96,200	104,200	△8,000	1. 過疎対策事業債	86,000	過疎対策事業債	86,000
				2. 脱炭素化推進事業債	10,200	脱炭素化推進事業債	10,200
2. 民生債	51,000	4,500	46,500	1. 高齢者住宅整備資金貸付事業債	1,500	高齢者住宅整備資金貸付事業債	1,500

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	説明
				2. ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債	1,500	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債	1,500
				3. 障害者住宅整備資金貸付事業債	1,500	障害者住宅整備資金貸付事業債	1,500
				4. 公共施設等適正管理推進事業債	20,400	公共施設等適正管理推進事業債	20,400
				5. 脱炭素化推進事業債	26,100	脱炭素化推進事業債	26,100
3. 衛生債	98,200	114,200	△16,000	1. 過疎対策事業債	96,400	過疎対策事業債	96,400
				2. 脱炭素化推進事業債	1,800	脱炭素化推進事業債	1,800
4. 農林水産業債	84,000	85,600	△1,600	1. 過疎対策事業債	56,500	過疎対策事業債	56,500
				2. 辺地対策事業債	9,100	辺地対策事業債	9,100
				3. 公共事業等債	10,800	公共事業等債	10,800
				4. 緊急自然災害防止対策事業債	7,600	緊急自然災害防止対策事業債	7,600
5. 商工債	523,500	178,700	344,800	1. 過疎対策事業債	425,100	過疎対策事業債	425,100
				2. 公共施設等適正管理推進事業債	98,400	公共施設等適正管理推進事業債	98,400
6. 土木債	735,100	675,400	59,700	1. 公営住宅建設事業債	165,700	公営住宅建設事業債	165,700
				2. 過疎対策事業債	434,200	過疎対策事業債	434,200
				3. 辺地対策事業債	7,500	辺地対策事業債	7,500
				4. 緊急自然災害防止対策事業債	111,200	緊急自然災害防止対策事業債	111,200
				5. 緊急浚渫推進事業債	16,500	緊急浚渫推進事業債	16,500
7. 消防債	261,500	103,100	158,400	1. 緊急防災・減災事業債	24,200	緊急防災・減災事業債	24,200
				2. 防災対策事業債	237,300	防災対策事業債	237,300

22款　市債　　1項　市債　　（単位:千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
8.　教育債	336,300	200,800	135,500	1.　過疎対策事業債	300,800	過疎対策事業債	300,800
				2.　脱炭素化推進事業債	12,600	脱炭素化推進事業債	12,600
				3.　公共施設等適正管理推進事業債	22,900	公共施設等適正管理推進事業債	22,900
9.　災害復旧事業債	71,600	88,500	△16,900	1.　塵芥処理施設災害復旧事業債	14,500	塵芥処理施設災害復旧事業債	14,500
				2.　林業施設災害復旧事業債	19,200	林業施設災害復旧事業債	19,200
				3.　公共土木施設災害復旧事業債	37,900	公共土木施設災害復旧事業債	37,900
計	2,257,400	1,555,000	702,400				
歳入合計	25,674,692	24,136,597	1,538,095				

3　歳　　出

1款　議会費　　1項　議会費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	183,666	175,254	8,412				183,666	1. 報酬	72,660	議員報酬	72,660
								2. 給料	21,191	一般職給	21,191
								3. 職員手当等	37,476	扶養手当	900
										住居手当	324
										通勤手当	231
										時間外勤務手当	286
										管理職員特別勤務手当	28
										管理職手当	1,464
										期末手当	5,090
										勤勉手当	4,188
										寒冷地手当	395
										児童手当	720
										議員期末手当	23,850
								4. 共済費	27,015	共済組合負担金	6,855
										退職手当負担金	2,248
										議員共済会負担金	17,912
								8. 旅費	9,029	費用弁償	6,466
										職員旅費	2,563
								9. 交際費	300	交際費	300
								10. 需用費	5,437	消耗品費	1,082
										燃料費	64
										食糧費	20
										印刷製本費	4,076
										修繕料	195
								11. 役務費	2,117	通信運搬費	1,848
										広告料	80
										手数料	16
										筆耕翻訳料	155
										保険料	18

1款　議会費　　1項　議会費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								12. 委託料	1,593	市議会会議録調製委託	1,070
										市議会会議録検索システム保守委託	66
										議員研修委託	457
								13. 使用料及び賃借料	3,693	高速・有料道路使用料	30
										駐車場使用料	10
										OAシステム使用料	3,027
										コピー使用料	296
										テレビ受信料	7
										自動車借上料	323
								17. 備品購入費	50	図書	50
								18. 負担金、補助及び交付金	3,085	全国市議会議長会負担金	306
										東北市議会議長会慶弔負担金	1
										東北市議会議長会負担金	47
										東北市議会議長会定例総会負担金	20
										東北市議会議長会事務局長会議負担金	5
										東北市議会議長会事務局職員研修会負担金	5
										秋田県市議会議長会負担金	41
										秋田県市議会議長会実行運動負担金	20
										秋田県北部市議会連絡協議会会議負担金	15
										秋田県北部市議会連絡協議会研修会負担金	50
										秋田県北部市議会連絡協議会中央要望活動等負担金	30
										秋田県市議会議長会定例会負担金	15
										秋田県市議会議長会事務局長会議負担金	5
										秋田県市議会議長会職員研修会負担金	6
										全国自治体病院経営都市議会協議会負担金	18
										全国高速自動車道市議会協議会負担金	20
										全国民間空港所在都市議会協議会負担金	50
										全国市議会議長会研究フォーラム負担金	18
										全国過疎問題シンポジウム負担金	16

1款　議会費　　1項　議会費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										日沿道期成同盟会負担金	40
										大曲鷹巣道路整備促進期成同盟会負担金	15
										東北日本海沿岸市町村議会協議会負担金	32
										議員研修参加負担金	150
										北秋田市議会政務活動費交付金	2,160
								26. 公課費	20	自動車重量税	20
計	183,666	175,254	8,412				183,666				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 一般管理費	642,953	598,792	44,161	615	6,700	16,068	619,570	1. 報酬	6,130	委員報酬	189
										会計年度任用職員報酬	5,941
								2. 給料	225,634	特別職給	18,660
										一般職給	206,974
								3. 職員手当等	121,389	扶養手当	3,600
										住居手当	1,806
										通勤手当	5,028
										時間外勤務手当	9,334
										管理職員特別勤務手当	95
										休日勤務手当	185
										管理職手当	2,868
										期末手当	52,588
										勤勉手当	39,110
										寒冷地手当	3,804
										児童手当	2,100
										地域手当	871
								4. 共済費	241,782	共済組合負担金	112,122
										退職手当負担金	45,162
										公務災害補償負担金	4,170
										非常勤公務災害補償負担金	693
										雇用保険料	12,408

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										社会健康保険料	64,687
										労働者災害補償保険料	2,540
								7. 報償費	114	報償品	114
								8. 旅費	8,776	費用弁償	419
										職員旅費	8,357
								9. 交際費	2,200	交際費	2,200
								10. 需用費	7,608	消耗品費	6,278
										燃料費	307
										食糧費	109
										印刷製本費	370
										光熱水費	94
										修繕料	450
								11. 役務費	3,497	通信運搬費	126
										広告料	77
										手数料	303
										保険料	2,991
								12. 委託料	10,543	産業医委託	150
										顧問弁護士委託	924
										健康診断委託	5,832
										職員採用試験委託	1,132
										職員研修実施委託	783
										ストレスチェック委託	413
										大会表彰看板製作委託	385
										メンタルヘルスオンライン相談委託	924
								13. 使用料及び賃借料	4,734	高速・有料道路使用料	180
										駐車場使用料	22
										コピー使用料	1,517
										印刷機借上料	378
										テレビ受信料	19
										宿舎借上料	2,540

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										ファックス使用料	78
								17. 備品購入費	7,539	公用車	7,539
								18. 負担金、補助及び交付金	2,949	全国市長会負担金	176
										社会保険協会負担金	17
										公平事務委託負担金	38
										秋田県市長会負担金	1,304
										秋田県市町村会館管理費負担金	30
										地域活性化センター負担金	140
										秋田さきがけ県北政経懇話会負担金	88
										安全運転管理者協会年会費	95
										北秋田地区事業主交通安全推進協会費	10
										北秋田地区交通安全協会負担金	87
										諸会負担金	50
										平和首長会議メンバーシップ納付金	2
										行政不服審査法第三者機関事務委託負担金	186
										安全運転管理者受講負担金	26
										防火管理者受講負担金	230
										職員研修負担金	320
										大館人権擁護委員協議会負担金	150
								26. 公課費	58	自動車重量税	58
2.　文書管理費	25,924	25,190	734				25,924	1.　報酬	98	委員報酬	98
								8.　旅費	23	費用弁償	23
								10. 需用費	4,120	消耗品費	3,906
										燃料費	164
										修繕料	50
								11. 役務費	16,956	通信運搬費	16,956
								12. 委託料	4,667	例規執務サポートシステム等委託	4,667
								13. 使用料及び賃借料	60	電子データ使用料	60
3.　広報広聴費	29,807	21,733	8,074	710		1,446	27,651	1.　報酬	1,778	会計年度任用職員報酬	1,778

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3. 職員手当等	690	期末手当	375
										勤勉手当	315
								7. 報償費	18	謝礼	18
								10. 需用費	15,701	消耗品費	536
										印刷製本費	15,110
										修繕料	55
								11. 役務費	274	通信運搬費	274
								12. 委託料	9,206	県政だより・県議会だより梱包委託	140
										配送委託	1,470
										ホームページサイト改修等委託	3,335
										ホームページ保守委託	4,261
								13. 使用料及び賃借料	2,100	0Aシステム使用料	318
										電子データ使用料	1,782
								17. 備品購入費	40	ボイスレコーダー	40
4. 財政管理費	77,567	71,132	6,435				77,567	2. 給料	34,183	一般職給	34,183
								3. 職員手当等	24,624	扶養手当	1,350
										住居手当	234
										通勤手当	609
										時間外勤務手当	3,497
										管理職員特別勤務手当	39
										休日勤務手当	56
										管理職手当	1,932
										期末手当	8,311
										勤勉手当	7,056
										寒冷地手当	650
										児童手当	890
								4. 共済費	14,880	共済組合負担金	11,254
										退職手当負担金	3,626
								10. 需用費	134	消耗品費	134
								12. 委託料	1,650	地方公会計システム保守委託	440

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										財務書類作成委託	1,210
								13. 使用料及び賃借料	952	0Aシステム使用料	952
								18. 負担金、補助及び交付金	1,144	秋田県公共事業執行管理システム共同利用負担金	1,144
5.　会計管理費	61,809	38,834	22,975				61,809	1.　報酬	887	会計年度任用職員報酬	887
								2.　給料	17,047	一般職給	17,047
								3.　職員手当等	10,791	扶養手当	744
										通勤手当	112
										時間外勤務手当	148
										管理職員特別勤務手当	39
										休日勤務手当	5
										管理職手当	1,296
										期末手当	4,308
										勤勉手当	3,583
										寒冷地手当	296
										児童手当	260
								4.　共済費	7,281	共済組合負担金	5,473
										退職手当負担金	1,808
								8.　旅費	12	費用弁償	12
								10. 需用費	2,495	消耗品費	2,495
								11. 役務費	14,947	手数料	14,947
								12. 委託料	7,871	公共料金口振連携マスタデータ作成委託	605
										公共料金口振連携システム改修委託	858
										入出金機オンライン送金委託	6,235
										セミセルフレジ保守委託	173
								13. 使用料及び賃借料	476	0Aシステム使用料	476
								18. 負担金、補助及び交付金	2	秋田県都市会計職員事務研修負担金	2

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
6. 財産管理費	117,782	143,299	△25,517	2,000	1,700	29,528	84,554	2. 給料	11,722	一般職給	11,722
								3. 職員手当等	6,462	扶養手当	372
										住居手当	282
										通勤手当	88
										時間外勤務手当	412
										管理職員特別勤務手当	11
										休日勤務手当	6
										管理職手当	468
										期末手当	2,453
										勤勉手当	1,975
										寒冷地手当	255
										児童手当	140
								4. 共済費	4,439	共済組合負担金	3,541
										退職手当負担金	898
								10. 需用費	32,973	消耗品費	1,561
										燃料費	6,189
										印刷製本費	63
										光熱水費	19,803
										修繕料	5,357
								11. 役務費	19,936	通信運搬費	3,750
										手数料	306
										保険料	15,880
								12. 委託料	31,233	浄化槽維持管理委託	164
										草刈・剪定委託	4,793
										登記測量等委託	500
										市民バス運転委託	1,869
										除排雪委託	700
										公有財産台帳システム閲覧データ作成委託	1,749
										害虫駆除委託	200

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										支障木伐採委託	1,100
										法定外道路橋定期点検委託	1,317
										空調設備保守点検委託	2,230
										トイレ薬剤洗浄委託	99
										消防設備保守点検委託	264
										警備委託	159
										エレベータ保守点検委託	990
										非常用発電機保守点検委託	1,056
										自家用電気工作物保守点検委託	647
										庁舎清掃委託	7,169
										自動ドア保守点検委託	428
										エアカーテン保守点検委託	99
										宿日直委託	5,427
										地下タンク気密漏洩検査委託	93
										高架水槽清掃・水質検査委託	128
										屋上ヒーター取付取外委託	52
								13. 使用料及び賃借料	1,089	土地借上料	139
										テレビ受信料	111
										自動車借上料	200
										物品借上料	151
										電話機リース料	488
								14. 工事請負費	6,213	工事請負費	6,213
								15. 原材料費	64	花壇用材料	64
								17. 備品購入費	3,518	公用車	3,384
										消火器	83
										ヘッジトリマー	51
								18. 負担金、補助及び交付金	9	危険物安全協会負担金	9
								26. 公課費	124	自動車重量税	124
7. 地籍調査費	57,164	18,347	38,817	26,100		97	30,967	1. 報酬	2,483	会計年度任用職員報酬	2,483

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								2. 給料	8,503	一般職給	8,503
								3. 職員手当等	5,637	住居手当	324
										通勤手当	24
										時間外勤務手当	273
										休日勤務手当	5
										管理職手当	468
										期末手当	2,418
										勤勉手当	2,011
										寒冷地手当	114
								4. 共済費	3,602	共済組合負担金	2,700
										退職手当負担金	902
								8. 旅費	162	費用弁償	162
								10. 需用費	3,890	消耗品費	3,722
										燃料費	31
										印刷製本費	50
										修繕料	87
								11. 役務費	402	通信運搬費	402
								12. 委託料	31,805	地籍調査委託	29,935
										地図訂正・測量委託	1,870
								13. 使用料及び賃借料	597	OAシステム使用料	330
										印刷機借上料	164
										土地情報管理システム利用料	103
								18. 負担金、補助及び交付金	83	秋田県国土調査推進協議会負担金	22
										全国国土調査協会負担金	61
8. 企画費	1,050,205	808,811	241,394	533			1,049,672	1. 報酬	3,423	会計年度任用職員報酬	3,423
								2. 給料	20,227	一般職給	20,227
								3. 職員手当等	16,174	扶養手当	156
										住居手当	873
										通勤手当	536
										時間外勤務手当	3,065

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										管理職員特別勤務手当	24
										休日勤務手当	68
										管理職手当	1,104
										期末手当	5,273
										勤勉手当	4,560
										寒冷地手当	395
										児童手当	120
								4. 共済費	8,846	共済組合負担金	6,700
										退職手当負担金	2,146
								7. 報償費	575,415	謝礼	22
										謝金	1,993
										報償品	573,400
								8. 旅費	2,116	費用弁償	873
										職員旅費	1,243
								10. 需用費	2,039	消耗品費	685
										食糧費	51
										印刷製本費	1,303
								11. 役務費	185,065	通信運搬費	138,016
										広告料	30
										手数料	47,019
								12. 委託料	89,947	市民意識調査集計分析委託	627
										RPA実施事業委託	1,320
										ふるさと納税事業代行委託	88,000
								13. 使用料及び賃借料	146,344	駐車場使用料	3
										OAシステム使用料	145,549
										インターネット行政情報使用料	792
								18. 負担金、補助及び交付金	609	秋田県山村・過疎地域振興協議会負担金	306
										全国積雪寒冷地帯振興協議会分担金	3
										首都圏ふるさと会補助金	300
9. 自治振興費	62,727	53,016	9,711			1,003	61,724	2. 給料	16,910	一般職給	16,910

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3. 職員手当等	9,315	扶養手当	312
										住居手当	558
										通勤手当	112
										時間外勤務手当	379
										管理職員特別勤務手当	22
										休日勤務手当	8
										管理職手当	468
										期末手当	3,683
										勤勉手当	3,146
										寒冷地手当	327
										児童手当	300
								4. 共済費	6,321	共済組合負担金	4,734
										退職手当負担金	1,587
								7. 報償費	10,301	謝金	10,301
								8. 旅費	60	費用弁償	60
								10. 需用費	450	消耗品費	163
										燃料費	12
										食糧費	10
										印刷製本費	105
										光熱水費	160
								11. 役務費	3	手数料	3
								12. 委託料	1,850	中村地区コミュニティセンター指定管理料	200
										地上デジタル放送難視聴対策用設備保守委託	1,650
								18. 負担金、補助及び交付金	17,517	自治会館整備事業補助金	6,788
										防犯街灯設置補助金	3,293
										環境整備事業補助金	2,198
										防犯街灯電気料補助金	4,238
										市民提案型まちづくり事業補助金	1,000

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
10. 地方交通対策費	204,400	210,883	△6,483	9,276			195,124	12. 委託料	14,062	循環バス運行委託	12,471
										空港利用促進事業ポスター等作成委託	91
										大館能代空港利用推進講習事業委託	1,500
								18. 負担金、補助及び交付金	190,338	北秋田市地域公共交通活性化協議会負担金	571
										全国民間空港関係市町村協議会負担金	21
										大館能代空港利用促進協議会負担金	599
										秋田空港利用促進協議会負担金	40
										生活バス路線維持費等補助金	113,903
										マイタウンバス運行費補助金	15,833
										路線バスフリーパス助成金	7,891
										大館能代空港利用促進事業補助金	47,520
										大館能代空港ビジネス利用促進事業補助金	3,960
11. 秋田内陸線対策費	158,905	158,151	754	20,250	86,000	603	52,052	1. 報酬	1,911	会計年度任用職員報酬	1,911
								2. 給料	11,535	一般職給	11,535
								3. 職員手当等	7,909	扶養手当	156
										通勤手当	696
										時間外勤務手当	409
										管理職員特別勤務手当	13
										休日勤務手当	14
										管理職手当	636
										期末手当	3,050
										勤勉手当	2,573
										寒冷地手当	197
										児童手当	165
								4. 共済費	4,849	共済組合負担金	3,625
										退職手当負担金	1,224
								10. 需用費	1,185	消耗品費	48
										燃料費	398
										印刷製本費	140

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										光熱水費	349
										修繕料	250
								11. 役務費	150	通信運搬費	97
										手数料	40
										保険料	13
								12. 委託料	9,724	秋田内陸線駅管理運営委託	9,724
								18. 負担金、補助及び交付金	121,632	秋田内陸地域公共交通連携協議会負担金	12,652
										秋田内陸線運営費補助金	98,708
										秋田内陸線を応援する会補助金	60
										秋田内陸縦貫鉄道高校生等通学定期補助金	7,612
										秋田内陸線保育園利用拡大事業ふるさと教育補助金	200
										秋田内陸線乗車促進事業貸切車両等補助金	1,000
										駅愛護会交付金	1,400
								26. 公課費	10	自動車重量税	10
12. 合川総合窓口センター費	67,293	48,624	18,669			29	67,264	2.　給料	25,345	一般職給	25,345
								3.　職員手当等	12,643	扶養手当	234
										住居手当	324
										通勤手当	208
										時間外勤務手当	139
										管理職員特別勤務手当	48
										管理職手当	1,104
										期末手当	5,383
										勤勉手当	4,518
										寒冷地手当	535
										児童手当	150
								4.　共済費	9,371	共済組合負担金	7,236

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										退職手当負担金	2,135
								10. 需用費	6,354	消耗品費	510
										燃料費	2,448
										印刷製本費	35
										光熱水費	2,478
										修繕料	883
								11. 役務費	733	通信運搬費	540
										手数料	140
										保険料	53
								12. 委託料	8,239	清掃委託	1,660
										宿日直委託	5,047
										冬囲設置・撤去委託	48
										草刈委託	277
										消防設備保守点検委託	187
										自家用電気工作物保守点検委託	167
										空調設備保守点検委託	209
										自動ドア保守点検委託	69
										貯水槽清掃委託	53
										PCBトランス処分委託	498
										駐車場看板作成委託	24
								13. 使用料及び賃借料	400	コピー使用料	179
										テレビ受信料	33
										物品借上料	47
										電話機リース料	141
								14. 工事請負費	4,133	工事請負費	4,133
								26. 公課費	75	自動車重量税	75
13. 森吉総合窓口センター費	109,745	100,301	9,444			88	109,657	1.　報酬	2,097	会計年度任用職員報酬	2,097
								2.　給料	37,073	一般職給	37,073
								3.　職員手当等	21,090	扶養手当	840
										住居手当	324

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										通勤手当	1,023
										時間外勤務手当	116
										管理職員特別勤務手当	48
										管理職手当	1,104
										期末手当	8,927
										勤勉手当	7,510
										寒冷地手当	658
										児童手当	540
								4. 共済費	14,636	共済組合負担金	10,703
										退職手当負担金	3,933
								8. 旅費	88	費用弁償	88
								10. 需用費	17,527	消耗品費	1,145
										燃料費	4,053
										光熱水費	10,786
										修繕料	1,543
								11. 役務費	1,585	通信運搬費	1,427
										手数料	111
										保険料	47
								12. 委託料	14,239	空調設備保守点検委託	2,222
										自家用電気工作物保守点検委託	823
										エレベータ保守点検委託	515
										消防設備保守点検委託	418
										自動ドア保守点検委託	168
										環境衛生管理委託	423
										清掃委託	2,136
										宿日直委託	5,047
										庁舎周辺剪定作業委託	56
										冬囲設置・撤去委託	190
										市民バス運転委託	2,093
										警備委託	148

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	872	コピー使用料	213
										印刷機借上料	423
										テレビ受信料	56
										物品借上料	180
								14. 工事請負費	374	工事請負費	374
								18. 負担金、補助及び交付金	96	北秋田地区安全運転管理者協会負担金	65
										安全運転管理者受講負担金	31
								26. 公課費	68	自動車重量税	68
14. 阿仁総合窓口センター費	84,506	113,820	△29,314			4,154	80,352	1.　報酬	1,967	会計年度任用職員報酬	1,967
								2.　給料	24,311	一般職給	24,311
								3.　職員手当等	13,812	扶養手当	432
										通勤手当	635
										時間外勤務手当	177
										管理職員特別勤務手当	48
										管理職手当	1,104
										期末手当	5,976
										勤勉手当	4,980
										寒冷地手当	320
										児童手当	140
								4.　共済費	9,478	共済組合負担金	7,176
										退職手当負担金	2,302
								8.　旅費	24	費用弁償	24
								10. 需用費	14,048	消耗品費	493
										燃料費	3,287
										印刷製本費	19
										光熱水費	7,402
										修繕料	2,847
								11. 役務費	773	通信運搬費	591
										手数料	133
										保険料	49

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								12. 委託料	17,485	貯水槽清掃消毒委託	129
										消防用設備保守点検報告委託	600
										空調設備保守点検委託	2,222
										エレベータ保守点検委託	528
										自動ドア保守点検委託	108
										冬囲設置・撤去委託	240
										草刈委託	115
										自家用電気工作物保安管理委託	330
										清掃委託	2,349
										雪下ろし委託	422
										宿日直委託	5,047
										PCB高圧コンデンサ等処分委託	1,007
										除排雪委託	292
										浄化槽維持管理委託	311
										日直委託	3,394
										警備委託	283
										ガラス等清掃委託	108
								13. 使用料及び賃借料	582	コピー使用料	222
										印刷機借上料	264
										テレビ受信料	74
										物品借上料	22
								14. 工事請負費	1,898	工事請負費	1,898
								17. 備品購入費	31	消火器	31
								18. 負担金、補助及び交付金	46	森吉地区安全運転管理者協会負担金	15
										商店街振興会街路灯負担金	24
										安全運転管理者受講負担金	6
										比立内地区テレビ共同受信施設組合費	1
								26. 公課費	51	自動車重量税	51
15. 電算費	254,597	374,376	△119,779	3,036			251,561	1.　報酬	2,070	会計年度任用職員報酬	2,070
								2.　給料	11,747	一般職給	11,747

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3. 職員手当等	7,716	扶養手当	156
										住居手当	324
										通勤手当	300
										時間外勤務手当	155
										管理職員特別勤務手当	11
										管理職手当	468
										期末手当	3,166
										勤勉手当	2,759
										寒冷地手当	197
										児童手当	180
								4. 共済費	4,982	共済組合負担金	3,736
										退職手当負担金	1,246
								8. 旅費	139	費用弁償	24
										職員旅費	115
								10. 需用費	5,165	消耗品費	3,573
										燃料費	70
										修繕料	1,522
								11. 役務費	13,732	通信運搬費	13,710
										手数料	9
										保険料	13
								12. 委託料	94,749	オンプレ保守委託	12,113
										LGWAN運用保守委託	436
										情報セキュリティ保守委託	17,447
										行政情報オンライン化保守委託	196
										生体認証システム保守委託	2,313
										標準準拠システム移行委託	3,036
										セミセルフレジ用ネットワーク設定委託	242
										電子メールシステム更新委託	50,113
										LBO環境構築委託	8,536

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
										市民向けスマートフォン利活用推進事業委託 317
								13. 使用料及び賃借料	58,656	駐車場使用料 2 OAシステム使用料 57,801 電子データ使用料 853
								17. 備品購入費	47,837	パソコン 37,470 プリンター 10,053 ネットワーク機器 314
								18. 負担金、補助及び交付金	7,797	地方公共団体情報システム機構サービス利用負担金 63 番号制度中間サーバー負担金 3,124 秋田県セキュリティクラウド負担金 3,629 電子申請システム負担金 951 デジタル人材確保・育成等負担金 30
								26. 公課費	7	自動車重量税 7
16. 情報通信設備管理費	50,886	31,449	19,437			18,155	32,731	12. 委託料	23,287	光ファイバ通信網設備保守委託 7,920 光ファイバ通信網設備資産調査支援委託 15,367
								13. 使用料及び賃借料	11,615	施設・建物等使用料 11,615
								14. 工事請負費	15,984	工事請負費 15,984
17. 交通安全対策費	12,195	12,148	47			429	11,766	7.　報償費	2,437	謝金 2,437
								8.　旅費	189	費用弁償 189
								10. 需用費	781	消耗品費 421 燃料費 29 食糧費 7 修繕料 324
								11. 役務費	55	手数料 19 保険料 36
								12. 委託料	16	ともすけ共済加入申込書梱包委託 16

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	7	テレビ受信料	7
								14. 工事請負費	6,746	工事請負費	6,746
								15. 原材料費	671	建設資材	671
								18. 負担金、補助及び交付金	1,243	北秋田地区交通指導隊連合会負担金	73
										北秋田市交通安全母の会補助金	270
										北秋田地区交通安全協会補助金	900
								26. 公課費	50	自動車重量税	50
18. 防犯対策費	9,449	8,973	476				9,449	7.　報償費	1,200	謝金	1,200
								8.　旅費	108	費用弁償	108
								10. 需用費	6,034	消耗品費	158
										燃料費	18
										光熱水費	4,571
										修繕料	1,287
								11. 役務費	27	手数料	9
										保険料	18
								13. 使用料及び賃借料	4	共架柱使用料	4
								14. 工事請負費	1,661	工事請負費	1,661
								18. 負担金、補助及び交付金	408	北秋田地区防犯指導隊連合会負担金	75
										北秋田市地区暴力追放推進委員会活動事業費補助金	18
										北秋田市防犯協会補助金	315
								26. 公課費	7	自動車重量税	7
19. 諸費	5,175	5,174	1	31		375	4,769	1.　報酬	398	委員報酬	104
										非常勤職員報酬	294
								8.　旅費	103	費用弁償	97
										職員旅費	6
								10. 需用費	95	消耗品費	70
										印刷製本費	25

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11. 役務費	28	通信運搬費	25
										手数料	3
								12. 委託料	161	空家等立入調査委託	161
								18. 負担金、補助及び交付金	4,090	秋田被害者支援センター負担金	90
										特定空家等解体撤去事業費補助金	4,000
								19. 扶助費	300	扶助費	300
計	3,083,089	2,843,053	240,036	62,551	94,400	71,975	2,854,163				

2款　総務費　　2項　徴税費

1. 税務総務費	146,433	123,668	22,765	5,578		844	140,011	1. 報酬	3,973	会計年度任用職員報酬	3,973
								2. 給料	43,074	一般職給	38,798
										会計年度任用職員	4,276
								3. 職員手当等	27,398	扶養手当	1,056
										住居手当	636
										通勤手当	1,176
										時間外勤務手当	3,716
										管理職員特別勤務手当	24
										休日勤務手当	44
										管理職手当	1,104
										期末手当	9,985
										勤勉手当	8,383
										寒冷地手当	674
										児童手当	600
								4. 共済費	16,726	共済組合負担金	12,983
										退職手当負担金	3,743
								8. 旅費	75	費用弁償	24
										職員旅費	51
								10. 需用費	4,625	消耗品費	881
										燃料費	86
										印刷製本費	3,463

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										修繕料	195
								11.役務費	189	通信運搬費	118
										手数料	58
										保険料	13
								12.委託料	29,822	税務LAN保守委託	4,089
										税務LANスキャナ制御システム保守委託	80
										税務LAN給報AI-OCR保守委託	1,066
										税務LANシステム改修委託	594
										eLTAXシステム設定変更対応委託	1,438
										基幹システム納税通知書電子化改修委託	1,540
										基幹システム国税連携対応改修委託	2,875
										標準宅地時点修正率算定委託	1,281
										路線価鑑定評価委託	16,859
								13.使用料及び賃借料	5,369	コピー使用料	157
										物品借上料	220
										電子データ使用料	110
										家屋評価システム利用料	911
										土地情報管理システム利用料	2,434
										電子申告サービス利用料	1,537
								17.備品購入費	728	紙折機	553
										テレビ	175
								18.負担金、補助及び交付金	4,444	東北都市税務協議会負担金	7
										大館地区税務協議会負担金	12
										地方税共同機構負担金	3,825
										資産評価システムセンター負担金	75
										固定資産税実務研修会負担金	10
										秋田県都市税務協議会負担金	2
										軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金	513
								22.償還金、利子及び割引料	10,000	市税還付金	8,000
										過年度分返還金	2,000

2款　総務費　　2項　徴税費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								26. 公課費	10	自動車重量税	10
2. 徴税費	39,939	27,336	12,603	36,507	1,800	142	1,490	2. 給料	19,186	一般職給	19,186
								3. 職員手当等	9,649	扶養手当	156
										住居手当	294
										通勤手当	173
										時間外勤務手当	473
										管理職員特別勤務手当	11
										管理職手当	468
										期末手当	4,083
										勤勉手当	3,456
										寒冷地手当	295
										児童手当	240
								4. 共済費	7,608	共済組合負担金	5,918
										退職手当負担金	1,690
								8. 旅費	53	職員旅費	53
								10. 需用費	447	消耗品費	57
										燃料費	31
										印刷製本費	337
										修繕料	22
								11. 役務費	389	手数料	364
										保険料	25
								12. 委託料	140	差押物件運搬委託	10
										セミセルフレジ保守委託	130
								13. 使用料及び賃借料	443	高速・有料道路使用料	10
										インターネット使用料	37
										預貯金等照会システム利用料	396
								17. 備品購入費	2,003	公用車	2,003
								26. 公課費	21	自動車重量税	21
計	186,372	151,004	35,368	42,085	1,800	986	141,501				

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	128,800	83,742	45,058	29,607		10,852	88,341	1. 報酬	8,348	会計年度任用職員報酬	8,348
								2. 給料	29,777	一般職給	29,777
								3. 職員手当等	20,307	扶養手当	528
										住居手当	306
										通勤手当	248
										時間外勤務手当	2,068
										管理職員特別勤務手当	24
										管理職手当	1,104
										期末手当	8,260
										勤勉手当	7,049
										寒冷地手当	460
										児童手当	260
								4. 共済費	12,088	共済組合負担金	9,275
										退職手当負担金	2,813
								8. 旅費	101	費用弁償	101
								10. 需用費	2,051	消耗品費	1,131
										印刷製本費	769
										修繕料	151
								11. 役務費	1,645	通信運搬費	938
										手数料	707
								12. 委託料	8,567	戸籍届書入力支援委託	2,218
										住基ネットシステム保守委託	1,115
										セミセルフレジ保守委託	519
										戸籍附票旧氏振り仮名対応改修委託	1,848
										端末・ディスプレイ撤去委託	24
										本籍地交付サービス保守委託	198
										行政キオスク端末保守委託	684
										コンビニ交付附票旧氏振り仮名対応改修委託	1,078
										特定親族特別控除対応改修委託	264

2款　総務費　　3項　戸籍住民基本台帳費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										マイナンバーカード申請支援事務委託	275
										統合端末システム更新委託	344
								13. 使用料及び賃借料	14,053	0Aシステム使用料	13,659
										コピー使用料	262
										印刷機借上料	132
								17. 備品購入費	29,632	申請書作成システム	3,310
										証明書交付システム	2,553
										セミセルフレジ	13,519
										セミセルフレジ用IPカメラ	724
										ローカウンター	812
										スライド式収納庫	1,082
										パンフレットスタンド	76
										スチールラック	39
										記載台	972
										行政キオスク端末	5,555
										券面プリンタ	990
								18. 負担金、補助及び交付金	2,231	秋田県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	12
										コンビニ交付事業運営負担金	2,219
計	128,800	83,742	45,058	29,607		10,852	88,341				

2款　総務費　　4項　選挙費

1. 選挙管理委員会費	17,502	16,550	952	1			17,501	1. 報酬	1,284	委員報酬	1,284
								2. 給料	8,400	一般職給	8,400
								3. 職員手当等	4,347	扶養手当	156
										通勤手当	261
										時間外勤務手当	82
										管理職員特別勤務手当	11
										管理職手当	468
										期末手当	1,695
										勤勉手当	1,356

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										寒冷地手当	198
										児童手当	120
								4. 共済費	3,225	共済組合負担金	2,706
										退職手当負担金	519
								8. 旅費	100	費用弁償	86
										職員旅費	14
								10. 需用費	38	消耗品費	28
										印刷製本費	10
								11. 役務費	48	通信運搬費	48
								18. 負担金、補助及び交付金	60	全国市区選管連合会分担金	24
										全国市区選管連合会東北支部分担金	8
										秋田県内市選管連合会負担金	28
2. 選挙啓発費	429	430	△1				429	7. 報償費	225	謝金	225
								8. 旅費	97	費用弁償	97
								10. 需用費	83	消耗品費	20
										食糧費	63
								11. 役務費	24	手数料	8
										保険料	16
3. 秋田県議会議員選挙費	8,122	0	8,122	8,122				1. 報酬	215	会計年度任用職員報酬	215
								3. 職員手当等	100	時間外勤務手当	100
								8. 旅費	38	費用弁償	38
								10. 需用費	424	消耗品費	287
										食糧費	20
										印刷製本費	117
								11. 役務費	2,190	通信運搬費	2,172
										保険料	18
								12. 委託料	5,155	ポスター掲示場設置委託	4,545
										期日前投票システムサポート委託	161
										投票用紙計数機点検委託	119
										啓発看板設置委託	330

2款　総務費　　4項　選挙費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
4. 北秋田市議会議員選挙費	59	51,791	△51,732				59	1. 報酬	59	会計年度任用職員報酬	59
秋田県知事選挙費	0	13,261	△13,261							廃目	
北秋田市長選挙費	0	14,696	△14,696							廃目	
北秋田市議会議員補欠選挙費	0	2,139	△2,139							廃目	
参議院議員通常選挙費	0	26,024	△26,024							廃目	
計	26,112	124,891	△98,779	8,123			17,989				

2款　総務費　　5項　統計調査費

1. 統計調査総務費	7,690	7,007	683				7,690	2. 給料	3,743	一般職給	3,743
								3. 職員手当等	2,257	扶養手当	156
										通勤手当	162
										時間外勤務手当	50
										期末手当	896
										勤勉手当	774
										寒冷地手当	99
										児童手当	120
								4. 共済費	1,665	共済組合負担金	1,268
										退職手当負担金	397
								7. 報償費	5	報償品	5
								8. 旅費	20	費用弁償	20
2. 指定統計調査費	3,007	19,048	△16,041	2,687			320	1. 報酬	1,807	非常勤職員報酬	1,500
										会計年度任用職員報酬	307
								3. 職員手当等	320	時間外勤務手当	310

2款　総務費　　5項　統計調査費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										休日勤務手当	10
								8. 旅費	65	費用弁償	65
								10. 需用費	759	消耗品費	755
										食糧費	4
								11. 役務費	56	通信運搬費	56
計	10,697	26,055	△15,358	2,687			8,010				

2款　総務費　　6項　監査委員費

1. 監査委員費	20,490	18,427	2,063				20,490	1. 報酬	2,400	委員報酬	2,400
								2. 給料	8,657	一般職給	8,657
								3. 職員手当等	5,316	扶養手当	432
										住居手当	324
										時間外勤務手当	36
										管理職員特別勤務手当	11
										管理職手当	468
										期末手当	2,143
										勤勉手当	1,804
										寒冷地手当	98
								4. 共済費	3,685	共済組合負担金	2,766
										退職手当負担金	919
								8. 旅費	274	費用弁償	199
										職員旅費	75
								10. 需用費	64	消耗品費	64
								13. 使用料及び賃借料	2	駐車場使用料	2
								18. 負担金、補助及び交付金	92	全国都市監査委員会負担金	14
										東北都市監査委員会負担金	8
										秋田県都市監査委員会負担金	22
										東北都市監査委員会定期総会・研修会負担金	16

2款　総務費　　6項　監査委員費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
										秋田県都市監査委員会定期総会・研修会負担金 32
計	20,490	18,427	2,063				20,490			

3款　民生費　　1項　社会福祉費

1. 社会福祉総務費	131,475	133,761	△2,286	19,954			111,521	1. 報酬	3,738	委員報酬 65
										会計年度任用職員報酬 3,673
								2. 給料	33,365	一般職給 33,365
								3. 職員手当等	21,759	扶養手当 900
										住居手当 324
										通勤手当 733
										時間外勤務手当 1,048
										管理職員特別勤務手当 39
										休日勤務手当 23
										管理職手当 1,932
										期末手当 8,398
										勤勉手当 7,124
										寒冷地手当 518
										児童手当 720
								4. 共済費	13,924	共済組合負担金 10,730
										退職手当負担金 3,194
								7. 報償費	111	謝金 111
								8. 旅費	193	費用弁償 193
								10. 需用費	985	消耗品費 640
										燃料費 69
										印刷製本費 142
										修繕料 134
								11. 役務費	726	通信運搬費 336
										手数料 372
										保険料 18

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								12. 委託料	15,263	心配ごと相談事業委託	475
										生活困窮者自立支援事業委託	13,000
										個別避難計画作成委託	1,760
										筆耕委託	28
								13. 使用料及び賃借料	1,321	施設・建物等使用料	60
										0Aシステム使用料	1,254
										テレビ受信料	7
								18. 負担金、補助及び交付金	39,484	秋田県都市福祉事務所協議会負担金	1
										民生委員協議会負担金	9,560
										北秋田地区保護司会補助金	117
										北秋田市ボランティア連絡協議会補助金	36
										北秋田市民生委員児童委員協議会補助金	2,700
										北秋田市社会福祉協議会補助金	27,000
										北秋田市遺族連合会補助金	70
								19. 扶助費	599	扶助費	599
								26. 公課費	7	自動車重量税	7
2.　老人福祉費	1,262,740	1,200,113	62,627	38,182	27,600	62,914	1,134,044	1.　報酬	66	委員報酬	66
								2.　給料	20,109	一般職給	20,109
								3.　職員手当等	11,880	扶養手当	528
										通勤手当	176
										時間外勤務手当	518
										管理職員特別勤務手当	24
										休日勤務手当	10
										管理職手当	1,104
										期末手当	4,761
										勤勉手当	4,073
										寒冷地手当	321
										児童手当	365
								4.　共済費	8,391	共済組合負担金	6,258
										退職手当負担金	2,133

3款　民生費　　1項　社会福祉費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								7. 報償費	3,050	祝金	3,050
								8. 旅費	11	費用弁償	11
								10. 需用費	5,482	消耗品費	761
										燃料費	190
										印刷製本費	246
										光熱水費	322
										修繕料	3,963
								11. 役務費	336	通信運搬費	265
										手数料	53
										保険料	18
								12. 委託料	292,926	あんしん電話事業委託	962
										生活管理指導短期宿泊事業委託	72
										生活管理指導員派遣事業委託	72
										食の自立支援事業委託	18,240
										外出支援サービス事業委託	7,067
										介護用品支給事業委託	1,749
										福祉の雪事業事務委託	1,898
										サテライトステーションつづれこ指定管理料	5,671
										地域福祉センター指定管理料	3,186
										ことぶき荘指定管理料	1,961
										サポートハウスたかのす指定管理料	22,353
										森吉生活支援ハウス指定管理料	26,128
										合川高齢者生活支援施設指定管理料	8,458
										軽費老人ホーム大野台エコーハイツ指定管理料	77,558
										阿仁養護老人ホームもろび苑指定管理料	106,373
										消防設備保守点検委託	179
										ゲートボール場管理運営委託	1,205

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										清掃委託	95
										草刈委託	34
										ストーブ分解清掃委託	24
										PCB調査･運搬･処分委託	2,842
										PCB含有機器運搬・処分委託	275
										空調設備他更新工事実施設計委託	3,388
										産業廃棄物収集運搬処分委託	286
										北秋田市成年後見支援センター運営委託	2,850
								13. 使用料及び賃借料	1,635	土地借上料	245
										コピー使用料	540
										物品借上料	193
										電話機リース料	657
								14. 工事請負費	54,172	工事請負費	54,172
								17. 備品購入費	119	火災感知器	97
										消火器	22
								18. 負担金、補助及び交付金	22,894	老人保護措置費負担金	7,720
										高齢者等日常生活支援事業補助金	6,500
										単位老人クラブ補助金	2,772
										老人クラブ連合会活動促進事業費補助金	340
										老人クラブ連合会健康づくり・介護予防事業費補助金	510
										老人クラブ連合会地域支え合い事業費補助金	165
										老人クラブ連合会友愛訪問活動支援事業補助金	71
										社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金	1,616
										外国人介護人材定着奨励金	3,200
								19. 扶助費	23,790	扶助費	23,790
								20. 貸付金	1,500	高齢者住宅整備資金貸付金	1,500

3款　民生費　　1項　社会福祉費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								26. 公課費	9	自動車重量税	9
								27. 繰出金	816,370	介護保険特別会計繰出金	816,370
3. 障害者福祉費	1,394,687	1,347,222	47,465	1,001,031	1,500	2,022	390,134	1. 報酬	939	委員報酬	939
								7. 報償費	195	謝金	195
								8. 旅費	134	費用弁償	134
								10. 需用費	1,022	消耗品費	32
										印刷製本費	90
										修繕料	900
								11. 役務費	2,568	通信運搬費	5
										手数料	2,563
								12. 委託料	99,101	福祉タクシー運行委託	1,536
										漏水調査委託	206
										もろびこども園指定管理料	7,837
										フードセンターたかのす指定管理料	14,380
										障害者生活支援センター指定管理料	18,229
										障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委託	5,973
										意思疎通支援事業委託	28
										手話奉仕員養成講座委託	270
										移動支援事業委託	1,829
										障害者外出支援事業委託	9,574
										訪問入浴サービス事業委託	3,039
										日中一時支援事業委託	11,469
										生活サポート事業委託	327
										基幹相談支援センター事業委託	24,404
								13. 使用料及び賃借料	634	物品借上料	634
								17. 備品購入費	1,225	パススルー冷蔵庫	1,225
								18. 負担金、補助及び交付金	658	重症心身障害児者市町村負担金	24
										秋田県難病団体連絡協議会負担金	28

3款　民生費　　1項　社会福祉費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										全国手話言語市区長会負担金	10
										身体障害者協会補助金	360
										手をつなぐ育成会補助金	36
										ふれあい学級補助金	200
								19. 扶助費	1,286,711	扶助費	1,286,711
								20. 貸付金	1,500	障害者住宅整備資金貸付金	1,500
4. 医療給付費	252,823	264,196	△11,373	110,581		2,336	139,906	10. 需用費	318	消耗品費	10
										印刷製本費	308
								11. 役務費	4,444	通信運搬費	410
										手数料	4,034
								19. 扶助費	248,061	扶助費	248,061
5. 国民健康保険事業費	286,448	296,681	△10,233	115,526			170,922	27. 繰出金	286,448	国民健康保険特別会計繰出金	286,448
6. 後期高齢者医療費	703,473	613,580	89,893	151,878			551,595	18. 負担金、補助及び交付金	496,058	後期高齢者医療広域連合事務費負担金	23,259
										後期高齢者医療療養給付費負担金	472,799
								27. 繰出金	207,415	後期高齢者医療特別会計繰出金	207,415
計	4,031,646	3,855,553	176,093	1,437,152	29,100	67,272	2,498,122				

3款　民生費　　2項　児童福祉費

1. 児童福祉総務費	154,158	139,020	15,138	19,582		139	134,437	1. 報酬	410	委員報酬	410
								2. 給料	44,975	一般職給	44,975
								3. 職員手当等	25,549	扶養手当	918
										住居手当	570
										通勤手当	191
										時間外勤務手当	1,150
										管理職員特別勤務手当	11
										休日勤務手当	6
										管理職手当	1,572
										期末手当	10,626
										勤勉手当	9,104

3款　民生費　　2項　児童福祉費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										寒冷地手当	741
										児童手当	660
								4. 共済費	18,941	共済組合負担金	14,170
										退職手当負担金	4,771
								8. 旅費	41	費用弁償	41
								10. 需用費	2,893	消耗品費	318
										燃料費	185
										食糧費	29
										印刷製本費	609
										光熱水費	1,488
										修繕料	227
										医薬材料費	37
								11. 役務費	637	通信運搬費	547
										手数料	45
										保険料	45
								12. 委託料	38,807	子育て応援講演会事業講師派遣委託	336
										子育てサポートハウス管理運営委託	31,857
										ハッピーアニバーサリー事業委託	5,584
										健康管理システム改修委託	1,030
								13. 使用料及び賃借料	218	OAシステム使用料	6
										印刷機借上料	212
								14. 工事請負費	242	工事請負費	242
								18. 負担金、補助及び交付金	1,470	私立保育所災害共済加入補助金	170
										地域こどもの生活支援強化事業補助金	1,300
								19. 扶助費	19,950	扶助費	19,950
								26. 公課費	25	自動車重量税	25
2. 児童措置費	1,282,773	1,191,868	90,905	912,076		153	370,544	1. 報酬	6,615	会計年度任用職員報酬	6,615
								3. 職員手当等	2,463	期末手当	1,337
										勤勉手当	1,126
								7. 報償費	702	謝金	702

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								8. 旅費	191	費用弁償	191
								10. 需用費	379	消耗品費	240
										食糧費	6
										印刷製本費	133
								11. 役務費	444	通信運搬費	444
								12. 委託料	42,029	地域子育て支援拠点事業委託	40,955
										託児委託	86
										子育て短期支援事業委託	479
										子育て世帯訪問支援事業委託	509
								18. 負担金、補助及び交付金	82,568	秋田県家庭相談員連絡協議会負担金	12
										県北地区家庭相談員協議会負担金	3
										保育園セーフティサポート施設整備費補助金	6,650
										特別保育事業費補助金	33,753
										障害児保育事業費補助金	20,520
										すこやか子育て支援事業副食材料費補助金	11,584
										保育体制強化事業補助金	6,140
										保育補助者雇上強化事業補助金	3,906
								19. 扶助費	1,147,382	扶助費	1,147,382
3. 母子父子福祉費	12,975	14,140	△1,165	4,114	1,500	6	7,355	1. 報酬	2,290	会計年度任用職員報酬	2,290
								3. 職員手当等	873	期末手当	474
										勤勉手当	399
								8. 旅費	21	費用弁償	21
								10. 需用費	5	消耗品費	5
								18. 負担金、補助及び交付金	3,896	母子・父子自立支援員連絡協議会負担金	3
										母子生活支援施設負担金	3,393
										助産施設負担金	500
								19. 扶助費	4,390	扶助費	4,390
								20. 貸付金	1,500	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金	1,500

3款　民生費　　2項　児童福祉費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
4. 児童福祉施設費	274,362	252,278	22,084	9,292		5,092	259,978	1. 報酬	47,051	会計年度任用職員報酬	47,051
								2. 給料	93,151	一般職給	90,115
										会計年度任用職員	3,036
								3. 職員手当等	66,346	扶養手当	1,452
										通勤手当	2,779
										時間外勤務手当	3,553
										管理職員特別勤務手当	44
										管理職手当	1,404
										期末手当	29,908
										勤勉手当	25,111
										寒冷地手当	1,355
										児童手当	740
								4. 共済費	35,351	共済組合負担金	26,699
										退職手当負担金	8,652
								7. 報償費	115	謝金	115
								8. 旅費	1,924	費用弁償	1,844
										職員旅費	80
								10. 需用費	20,868	消耗品費	1,593
										燃料費	3,122
										印刷製本費	17
										光熱水費	6,881
										修繕料	877
										賄材料費	8,378
								11. 役務費	659	通信運搬費	260
										手数料	399
								12. 委託料	6,659	清掃委託	971
										栄養管理ソフトウェア保守委託	97
										冷暖房機器分解清掃委託	192
										冷暖房機器保守点検委託	633
										害虫駆除委託	357

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										自動ドア保守点検委託	190
										消防設備保守点検委託	449
										電気工作物保安管理委託	390
										温水濾過防錆装置点検委託	299
										地下油槽漏洩検査委託	146
										嘱託医委託	300
										電解次亜水生成装置点検委託	185
										保育業務システム保守委託	80
										卒園証書筆耕委託	8
										草刈・芝刈委託	396
										冬囲設置作業委託	219
										冬囲撤去作業委託	156
										軒下除雪作業委託	305
										厨房排気設備清掃・点検委託	290
										厨房機器保守点検委託	424
										遊具点検委託	101
										貯水槽清掃委託	93
										PCB調査委託	72
										遊具撤去委託	286
										移送委託	20
								13.使用料及び賃借料	287	インターネット使用料	162
										コピー使用料	93
										印刷機借上料	10
										物品借上料	22
								15.原材料費	66	施設・備品等補修材料	66
								17.備品購入費	1,647	エアコン	1,109
										冷凍庫	495
										消火器	43
								18.負担金、補助及び交付金	238	秋田県社会福祉協議会負担金	19
										全国保育協議会負担金	30

3款　民生費　　2項　児童福祉費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										秋田県保育協議会負担金	78
										大館北秋田地区保育協議会負担金	18
										研修会等負担金	93
5. 児童館費	56,612	32,724	23,888		20,400	2,000	34,212	10. 需用費	387	修繕料	387
								12. 委託料	33,731	児童館管理運営委託	33,300
										旧吉田児童館解体工事設計監理委託	431
								14. 工事請負費	22,246	工事請負費	22,246
								17. 備品購入費	224	エアコン	224
								18. 負担金、補助及び交付金	24	秋田県児童館等連絡協議会負担金	24
6. 児童クラブ費	197,059	191,073	5,986	69,464		12,226	115,369	1. 報酬	66,405	会計年度任用職員報酬	66,405
								3. 職員手当等	17,908	期末手当	9,724
										勤勉手当	8,184
								7. 報償費	10	謝金	10
								8. 旅費	2,114	費用弁償	2,114
								10. 需用費	9,940	消耗品費	948
										燃料費	809
										食糧費	2,959
										印刷製本費	109
										光熱水費	4,817
										修繕料	298
								11. 役務費	1,463	通信運搬費	1,033
										手数料	7
										保険料	423
								12. 委託料	96,020	消防設備保守点検委託	181
										浄化槽維持管理委託	161
										空調設備保守点検委託	290
										空調機器分解洗浄委託	235
										学童保育システム保守委託	396
										草刈委託	33

3款　民生費　　2項　児童福祉費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										児童クラブ運営委託	93,973
										児童クラブ防犯カメラ設置委託	751
								13. 使用料及び賃借料	2,070	自動車借上料	2,070
								17. 備品購入費	1,107	消火器	16
										掃除機	51
										ストーブ	1,040
								18. 負担金、補助及び交付金	22	秋田県児童館等連絡協議会法令外負担金	22
計	1,977,939	1,821,103	156,836	1,014,528	21,900	19,616	921,895				

3款　民生費　　3項　生活保護費

1. 生活保護総務費	63,616	50,676	12,940	2,074			61,542	1. 報酬	2,818	非常勤職員報酬	665
										会計年度任用職員報酬	2,153
								2. 給料	25,477	一般職給	25,477
								3. 職員手当等	15,188	扶養手当	840
										住居手当	300
										通勤手当	213
										時間外勤務手当	1,265
										管理職員特別勤務手当	11
										休日勤務手当	13
										管理職手当	468
										期末手当	5,886
										勤勉手当	4,901
										寒冷地手当	451
										児童手当	840
								4. 共済費	10,298	共済組合負担金	7,941
										退職手当負担金	2,357
								8. 旅費	202	費用弁償	41
										職員旅費	161

3款　民生費　　3項　生活保護費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								10. 需用費	1,035	消耗品費	487
										燃料費	307
										印刷製本費	111
										修繕料	130
								11. 役務費	542	通信運搬費	170
										手数料	354
										保険料	18
								12. 委託料	880	生活保護システム改修委託	880
								13. 使用料及び賃借料	7,048	0Aシステム使用料	4,356
										テレビ受信料	7
										レセプト管理クラウド利用料	2,502
										預貯金等照会システム利用料	183
								18. 負担金、補助及び交付金	121	社会福祉主事資格認定通信課程受講料負担金	85
										医療扶助オンライン資格確認等負担金	36
								26. 公課費	7	自動車重量税	7
2. 扶助費	493,596	497,532	△3,936	383,156		1,400	109,040	19. 扶助費	493,596	扶助費	493,596
計	557,212	548,208	9,004	385,230		1,400	170,582				

3款　民生費　　4項　災害救助費

1. 災害救助費	101	1	100				101	12. 委託料	100	福祉避難所運営委託	100
								19. 扶助費	1	扶助費	1
計	101	1	100				101				

3款　民生費　　5項　国民年金事務費

1. 国民年金事務費	9,311	8,248	1,063	6,415			2,896	2. 給料	3,862	一般職給	3,862
								3. 職員手当等	3,103	扶養手当	468
										通勤手当	162
										時間外勤務手当	24
										期末手当	989

3款　民生費　　5項　国民年金事務費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										勤勉手当	761
										寒冷地手当	99
										児童手当	600
								4. 共済費	1,678	共済組合負担金	1,268
										退職手当負担金	410
								10. 需用費	50	消耗品費	32
										燃料費	18
								11. 役務費	21	通信運搬費	21
								12. 委託料	478	国民年金システム改修委託	478
								13. 使用料及び賃借料	114	コピー使用料	114
								18. 負担金、補助及び交付金	5	東北都市国民年金協議会負担金	3
										秋田県都市国民年金協議会負担金	2
計	9,311	8,248	1,063	6,415			2,896				

4款　衛生費　　1項　保健費

1. 保健総務費	111,141	203,811	△92,670	11	4,500	8,892	97,738	1. 報酬	312	委員報酬	312
								2. 給料	46,548	一般職給	46,548
								3. 職員手当等	25,751	扶養手当	1,464
										通勤手当	712
										時間外勤務手当	564
										管理職員特別勤務手当	11
										休日勤務手当	11
										管理職手当	1,104
										期末手当	10,646
										勤勉手当	8,866
										寒冷地手当	798
										児童手当	1,575
								4. 共済費	19,055	共済組合負担金	14,463
										退職手当負担金	4,592

4款　衛生費　　1項　保健費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								8. 旅費	40	費用弁償	40
								10. 需用費	5,229	消耗品費	629
										燃料費	833
										光熱水費	2,354
										修繕料	1,403
										医薬材料費	10
								11. 役務費	831	通信運搬費	539
										手数料	172
										保険料	120
								12. 委託料	2,354	清掃委託	1,146
										冬囲設置委託	48
										消防設備保守点検委託	101
										防火対象物点検委託	93
										電気保安管理委託	172
										自動ドア保守点検委託	116
										特別清掃委託	396
										真空ボイラー点検整備委託	154
										地下油槽漏洩検査委託	95
										草刈委託	33
								13. 使用料及び賃借料	297	コピー使用料	206
										テレビ受信料	25
										物品借上料	56
										電話機リース料	10
								14. 工事請負費	3,376	工事請負費	3,376
								17. 備品購入費	6,909	公用車	6,191
										事務椅子	718
								18. 負担金、補助及び交付金	230	保健行政協力費補助金	130
										北秋田市結核予防婦人会補助金	100
								26. 公課費	209	自動車重量税	209
2. 保健事業費	83,084	87,636	△4,552	2,403		48,006	32,675	1. 報酬	2,505	会計年度任用職員報酬	2,505

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3. 職員手当等	665	期末手当	361
										勤勉手当	304
								7. 報償費	566	謝金	566
								8. 旅費	276	費用弁償	276
								10. 需用費	4,336	消耗品費	1,390
										燃料費	360
										食糧費	33
										印刷製本費	2,447
										修繕料	66
										賄材料費	30
										医薬材料費	10
								11. 役務費	3,678	通信運搬費	3,678
								12. 委託料	67,097	健康診査委託	26,674
										健康診査・保健指導データ管理委託	890
										血液検査委託	74
										特定保健指導委託	98
										健康管理システム改修委託	621
										送迎委託	21
										がん検診等委託	28,142
										健康教育・相談事業委託	270
										フレイル健診委託	5,500
										フレイル予防教室運動指導委託	261
										身体的フレイル予防事業委託	4,546
								17. 備品購入費	3,080	トレーニングマシン	3,080
								18. 負担金、補助及び交付金	881	保健指導セミナー参加負担金	11
										がん患者補正具購入費助成金	870
3. 予防費	91,287	58,529	32,758				91,287	1. 報酬	30	委員報酬	30
								8. 旅費	39	職員旅費	39
								10. 需用費	439	消耗品費	145
										印刷製本費	294

4款　衛生費　　1項　保健費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11. 役務費	369	通信運搬費	369
								12. 委託料	90,054	予防接種委託	89,745
										健康管理システム改修委託	309
								19. 扶助費	356	扶助費	356
4. 母子保健事業費	71,727	34,656	37,071	15,571		180	55,976	1. 報酬	579	会計年度任用職員報酬	579
								2. 給料	19,002	一般職給	19,002
								3. 職員手当等	9,310	住居手当	324
										時間外勤務手当	235
										管理職手当	468
										期末手当	4,301
										勤勉手当	3,761
										寒冷地手当	221
								4. 共済費	7,497	共済組合負担金	5,481
										退職手当負担金	2,016
								7. 報償費	1,115	謝金	1,115
								8. 旅費	112	費用弁償	112
								10. 需用費	1,219	消耗品費	739
										燃料費	104
										食糧費	6
										印刷製本費	153
										賄材料費	173
										医薬材料費	44
								11. 役務費	157	通信運搬費	126
										手数料	1
										保険料	30
								12. 委託料	17,837	健康診査委託	12,066
										健康管理システム改修委託	638
										医療機器保守点検委託	150
										健康教育・食育委託	110
										産後ケア事業委託	1,483

4款　衛生費　　1項　保健費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										妊産婦あんしんタクシー助成事業委託	3,390
								13. 使用料及び賃借料	546	OAシステム使用料	396
										自動車借上料	150
								18. 負担金、補助及び交付金	2,533	乳幼児保健・育児支援研修会参加負担金	28
										秋田県小児保健会負担金	30
										妊産婦等健康診査費用助成金	425
										不妊等治療費助成金	2,050
								19. 扶助費	11,820	扶助費	11,820
5. 地域医療推進費	13,977	10,900	3,077		8,100		5,877	8. 旅費	25	職員旅費	25
								10. 需用費	41	消耗品費	20
										燃料費	21
								12. 委託料	2,667	在宅当番医制事業委託	2,667
								13. 使用料及び賃借料	30	高速・有料道路使用料	22
										自動車借上料	8
								18. 負担金、補助及び交付金	11,214	訪問看護体制強化事業補助金	3,000
										訪問看護師等奨励金	3,144
										地域の医療を考える集い事業補助金	70
										地域医療確保促進事業補助金	5,000
計	371,216	395,532	△24,316	17,985	12,600	57,078	283,553				

4款　衛生費　　2項　衛生費

1. 環境衛生総務費	158,057	128,386	29,671	775		1,895	155,387	1. 報酬	254	委員報酬	254
								2. 給料	33,381	一般職給	33,381
								3. 職員手当等	19,043	扶養手当	762
										住居手当	558
										通勤手当	287
										時間外勤務手当	414
										管理職員特別勤務手当	39
										管理職手当	1,932
										期末手当	7,638

4款　衛生費　　2項　衛生費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										勤勉手当	6,387
										寒冷地手当	666
										児童手当	360
								4. 共済費	13,932	共済組合負担金	10,737
										退職手当負担金	3,195
								8. 旅費	47	費用弁償	47
								10. 需用費	1,138	消耗品費	215
										燃料費	246
										食糧費	8
										印刷製本費	298
										修繕料	371
								11. 役務費	124	通信運搬費	102
										手数料	9
										保険料	13
								12. 委託料	8,895	自動車騒音常時監視調査委託	990
										害虫駆除委託	66
										第2次環境基本計画策定支援委託	7,524
										犬の登録・狂犬病予防注射済票交付委託	315
								13. 使用料及び賃借料	389	0Aシステム使用料	269
										コピー使用料	120
								18. 負担金、補助及び交付金	80,845	東北都市環境問題対策協議会負担金	3
										秋田県都市環境問題連絡協議会負担金	6
										北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合負担金	73,036
										ゼロカーボンハウス推進補助金	7,800
								26. 公課費	9	自動車重量税	9
2. 公害対策費	2,271	2,178	93			1	2,270	7. 報償費	840	謝金	840
								8. 旅費	25	費用弁償	25
								10. 需用費	588	消耗品費	588
								11. 役務費	570	手数料	570

4款　衛生費　　2項　衛生費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								12. 委託料	166	不法投棄物処理委託	166
								17. 備品購入費	82	不法投棄監視装置	82
3. 墓園管理費	3,517	2,644	873			2,319	1,198	10. 需用費	309	消耗品費	123
										燃料費	7
										印刷製本費	49
										光熱水費	80
										修繕料	50
								11. 役務費	5	手数料	5
								12. 委託料	3,203	墓園管理委託	1,896
										墓園環境整備委託	1,307
4. 斎場管理費	26,023	17,487	8,536			1,822	24,201	10. 需用費	11,402	消耗品費	466
										燃料費	2,381
										光熱水費	1,763
										修繕料	6,792
								11. 役務費	72	通信運搬費	64
										手数料	8
								12. 委託料	8,426	自動ドア保守点検委託	207
										火葬炉設備保守点検委託	704
										火葬等業務委託	6,233
										浄化槽維持管理委託	261
										自家用電気工作物保守点検委託	245
										支障木伐採委託	776
								14. 工事請負費	6,123	工事請負費	6,123
計	189,868	150,695	39,173	775		6,037	183,056				

4款　衛生費　　3項　清掃費

1. 清掃総務費	3,001	2,564	437				3,001	10. 需用費	92	消耗品費	14
										光熱水費	78
								12. 委託料	2,823	トイレ清掃委託	100
										クリーンアップごみ等収集運搬委託	2,569

4款　衛生費　　3項　清掃費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										使用済小型家電収集運搬委託	154
								18. 負担金、補助及び交付金	86	全国都市清掃会議負担金	80
										秋田県都市清掃協議会負担金	6
2.　塵芥処理費	556,367	505,675	50,692		59,200	59,929	437,238	10. 需用費	7,970	消耗品費	1,828
										燃料費	559
										印刷製本費	577
										光熱水費	1,997
										修繕料	3,009
								11. 役務費	5,849	通信運搬費	82
										手数料	5,749
										保険料	18
								12. 委託料	484,590	道路側溝泥上委託	611
										ごみ収集運搬委託	109,954
										ごみ分別アプリ外国語対応委託	545
										浸出水処理施設点検委託	160
										最終処分場管理委託	5,868
										クリーンリサイクルセンター運転管理委託	331,524
										使用済乾電池等管理委託	20
										分別基準適合物取引・再商品化委託	343
										粗大ごみ・木質廃棄物受入管理委託	5,632
										粗大ごみ・木質廃棄物運搬委託	2,811
										リチウムイオン電池等処理委託	97
										旧クリーンリサイクルセンター解体工事設計監理委託	11,143
										旧クリーンリサイクルセンター解体工事工事監理委託	644
										旧クリーンリサイクルセンター跡地利用基本計画策定委託	15,238

4款　衛生費　　3項　清掃費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	842	OAシステム使用料	842
								14. 工事請負費	51,832	工事請負費	51,832
								15. 原材料費	652	建設資材	652
								17. 備品購入費	2,135	高圧洗浄機	109
										消火器	33
										蓄電池用耐火性収納箱	686
										除雪機	1,307
								18. 負担金、補助及び交付金	2,490	ごみ集積所整備費補助金	2,490
								26. 公課費	7	自動車重量税	7
3.　し尿処理費	196,090	242,985	△46,895	8,740		11,468	175,882	10. 需用費	91,101	光熱水費	91,101
								12. 委託料	71,563	し尿処理施設長期包括的運転管理委託	71,563
								18. 負担金、補助及び交付金	30,628	秋田県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	23
										浄化槽設置整備事業補助金	15,970
										浄化槽設置整備事業特別助成金	800
										下水道事業会計補助金	13,835
								23. 投資及び出資金	2,798	下水道事業出資金	2,798
計	755,458	751,224	4,234	8,740	59,200	71,397	616,121				

4款　衛生費　　4項　水道費

1.　上水道費	243,175	216,820	26,355	11			243,164	18. 負担金、補助及び交付金	87,600	上水道事業負担金	41,645
										簡易水道事業負担金	4,731
										水道料金減免分繰入金	41,224
								23. 投資及び出資金	155,575	上水道事業出資金	155,575
計	243,175	216,820	26,355	11			243,164				

4款　衛生費　　5項　病院費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 病院事業費	914,360	897,337	17,023		26,400	1,133	886,827	2. 給料	12,314	一般職給	12,314
								3. 職員手当等	7,649	扶養手当	432
										住居手当	312
										通勤手当	51
										時間外勤務手当	485
										管理職員特別勤務手当	24
										管理職手当	468
										期末手当	2,946
										勤勉手当	2,574
										寒冷地手当	197
										児童手当	160
								4. 共済費	5,203	共済組合負担金	3,896
										退職手当負担金	1,307
								10. 需用費	30	消耗品費	10
										食糧費	20
								12. 委託料	1,848	経営分析委託	1,848
								18. 負担金、補助及び交付金	887,316	北秋田市民病院負担金	887,316
2. 診療所費	233,642	213,111	20,531				233,642	12. 委託料	2,832	公立診療所中長期運営ビジョン策定委託	2,832
								27. 繰出金	230,810	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金	35,270
										阿仁診療所特別会計繰出金	127,486
										米内沢診療所特別会計繰出金	68,054
計	1,148,002	1,110,448	37,554		26,400	1,133	1,120,469				

5款　労働費　　1項　労働諸費

1. 労働諸費	26,746	16,001	10,745				26,746	12. 委託料	44	出稼労働者健康診断委託	44
								18. 負担金、補助及び交付金	26,702	出稼互助会負担金	3
										全国シルバー人材センター事業協会負担金	50
										秋田県シルバー人材センター連合会負担金	85

5款　労働費　　1項　労働諸費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										資格取得支援助成金	2,500
										北秋田職業訓練協会補助金	519
										雇用促進交付金	200
										高年齢者就業機会確保事業補助金	13,345
										外国人就労者確保支援事業補助金	10,000
2. 勤労者福祉施設管理費	110,462	2,704	107,758		98,400	23	12,039	10. 需用費	676	消耗品費	10
										燃料費	24
										光熱水費	504
										修繕料	138
								12. 委託料	886	清掃委託	67
										自動ドア保守点検委託	35
										消防設備等保守点検委託	107
										浄化槽汲み取り清掃委託	139
										旧大野台ハイランド体育館解体工事設計監理委託	538
								14. 工事請負費	108,900	工事請負費	108,900
計	137,208	18,705	118,503		98,400	23	38,785				

6款　農林水産業費　　1項　農業費

1. 農業委員会費	56,449	55,465	984	4,357		610	51,482	1. 報酬	14,661	委員報酬	14,661
								2. 給料	18,376	一般職給	18,376
								3. 職員手当等	10,904	扶養手当	804
										住居手当	246
										通勤手当	48
										時間外勤務手当	118
										管理職員特別勤務手当	13
										管理職手当	636
										期末手当	4,567
										勤勉手当	3,758
										寒冷地手当	354

6款　農林水産業費　　1項　農業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										児童手当	360
								4. 共済費	7,915	共済組合負担金	5,965
										退職手当負担金	1,950
								8. 旅費	2,011	費用弁償	1,741
										職員旅費	270
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	1,118	消耗品費	1,025
										燃料費	4
										食糧費	1
										印刷製本費	88
								11. 役務費	127	通信運搬費	117
										広告料	9
										手数料	1
								13. 使用料及び賃借料	702	駐車場使用料	2
										0Aシステム使用料	42
										コピー使用料	1
										自動車借上料	657
								18. 負担金、補助及び交付金	585	秋田県農業会議負担金	390
										秋田県都市農業委員会会長会負担金	40
										県北地区農業委員会会長会負担金	71
										農業委員会会長会総会等負担金	36
										全国農業委員会会長大会負担金	48
2. 農業総務費	92,309	85,162	7,147	575			91,734	2. 給料	42,427	一般職給	42,427
								3. 職員手当等	29,027	扶養手当	1,842
										通勤手当	1,421
										時間外勤務手当	3,162
										管理職員特別勤務手当	78
										休日勤務手当	43
										管理職手当	2,400
										期末手当	10,042

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										勤勉手当	8,429
										寒冷地手当	790
										児童手当	820
								4. 共済費	18,097	共済組合負担金	13,969
										退職手当負担金	4,128
								10. 需用費	1,225	消耗品費	609
										燃料費	341
										印刷製本費	98
										修繕料	177
								11. 役務費	225	通信運搬費	197
										手数料	10
										保険料	18
								13. 使用料及び賃借料	691	コピー使用料	650
										テレビ受信料	41
								18. 負担金、補助及び交付金	612	県北地区園芸戦略対策協議会負担金	20
										秋田県産米改良協会負担金	61
										農業経営基盤強化資金利子助成金	531
								26. 公課費	5	自動車重量税	5
3. 農業振興費	79,148	104,490	△25,342	27,416		3,210	48,522	1. 報酬	1,738	会計年度任用職員報酬	1,738
								3. 職員手当等	665	期末手当	361
										勤勉手当	304
								8. 旅費	159	費用弁償	24
										職員旅費	135
								10. 需用費	385	消耗品費	297
										印刷製本費	88
								11. 役務費	513	通信運搬費	513
								12. 委託料	499	湛水管理委託	499
								18. 負担金、補助及び交付金	75,189	北秋田地域農業近代化ゼミナール活動負担金	30

6款　農林水産業費　　1項　農業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
										NPO法人秋田花まるっグリーンツーリズム推進協議会負担金 200 経営所得安定対策事業事務費補助金 2,600 獣害防止対策事業費補助金 2,000 比内地鶏素雛購入支援事業費補助金 5,976 鳥インフルエンザ予防対策事業費補助金 469 有機堆肥活用支援事業費補助金 3,210 カメムシ防除支援事業費補助金 1,575 農畜産物生産・販売促進事業費補助金 2,600 青果物振興対策事業費補助金 19,687 農業用廃プラスチック適正処理推進事業費補助金 3,446 小規模農家営農継続支援事業費補助金 3,000 きゅうり共同選果物流対策事業費補助金 1,250 夢ある園芸産地創造事業費補助金 7,188 未来へつなぐ元気な農山村創造事業補助金 875 経営所得安定対策等推進事業費補助金 18,983 農業次世代人材投資事業費補助金 2,100
4. 農業振興施設運営費	9,901	8,335	1,566			171	9,730	10. 需用費	1,480	消耗品費 54 燃料費 24 光熱水費 1,036 修繕料 366
								11. 役務費	44	手数料 44
								12. 委託料	4,693	アグリハウス指定管理料 2,300 草刈委託 502 公園管理委託 160 浄化槽維持管理委託 329 トイレ管理委託 1,402
								14. 工事請負費	3,598	工事請負費 3,598
								17. 備品購入費	86	エアーポンプ 86

6款　農林水産業費　　1項　農業費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
5. 畜産業費	27,963	25,977	1,986	5,510		10,265	12,188	1. 報酬	1,901	委員報酬	26
										会計年度任用職員報酬	1,875
								3. 職員手当等	438	期末手当	224
										勤勉手当	214
								8. 旅費	72	費用弁償	72
								10. 需用費	2,298	消耗品費	1,146
										燃料費	64
										光熱水費	442
										修繕料	608
										飼料費	38
								11. 役務費	335	通信運搬費	149
										手数料	168
										保険料	18
								12. 委託料	11,693	種雄牛冬季飼養委託	374
										運搬委託	2,117
										化製処理委託	3,663
										施設管理委託	1,144
										汚水処理委託	300
										冷蔵コンテナ・昇降装置点検委託	612
										死亡獣畜集積BOX製作委託	1,485
										草刈委託	112
										アスベスト調査委託	1,886
								13. 使用料及び賃借料	28	土地借上料	28
								14. 工事請負費	2,598	工事請負費	2,598
								15. 原材料費	92	建設資材	27
										植木･苗木等	65
								18. 負担金、補助及び交付金	8,499	秋田県農業公社負担金	118
										秋田県畜産共進会運営協議会負担金	3
										県北家畜自衛防疫協議会負担金	30

6款　農林水産業費　　1項　農業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										青森県県外産業廃棄物搬入環境保全協力金	10
										アカバネ病予防接種事業費補助金	326
										酪農ヘルパー組合育成事業費補助金	1,061
										酪農ヘルパー利用助成費補助金	45
										畜産経営維持緊急支援資金利子補給費補助金	19
										夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金	6,887
								26. 公課費	9	自動車重量税	9
6. 農地費	209,761	201,342	8,419	140,351	19,900		49,510	10. 需用費	489	消耗品費	278
										燃料費	122
										印刷製本費	49
										修繕料	40
								11. 役務費	66	通信運搬費	66
								12. 委託料	33	農道補修作業委託	33
								13. 使用料及び賃借料	885	コピー使用料	130
										作業用機械借上料	755
								15. 原材料費	352	建設資材	352
								18. 負担金、補助及び交付金	207,936	秋田県土地改良事業団体連合会負担金	75
										農道台帳管理特別負担金	31
										水土里情報システム利用負担金	234
										農地中間管理機構関連ほ場整備事業負担金	9,100
										ため池等整備事業負担金	12,000
										中山間地域等直接支払交付金	18,197
										多面的機能支払交付金	168,299
7. 農業集落排水事業費	212,812	214,503	△1,691				212,812	18. 負担金、補助及び交付金	89,180	下水道事業会計補助金	89,180
								23. 投資及び出資金	123,632	下水道事業出資金	123,632

6款　農林水産業費　　1項　農業費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	688,343	695,274	△6,931	178,209	19,900	14,256	475,978			

6款　農林水産業費　　2項　林業費

1. 林業総務費	50,994	49,740	1,254	2,182			48,812	2. 給料	23,244	一般職給	23,244
								3. 職員手当等	14,772	扶養手当	1,272
										住居手当	234
										通勤手当	213
										時間外勤務手当	941
										管理職員特別勤務手当	22
										休日勤務手当	8
										管理職手当	468
										期末手当	5,597
										勤勉手当	4,605
										寒冷地手当	452
										児童手当	960
								4. 共済費	11,272	共済組合負担金	8,461
										退職手当負担金	2,811
								8. 旅費	563	職員旅費	563
								10. 需用費	541	消耗品費	150
										燃料費	261
										印刷製本費	50
										修繕料	80
								13. 使用料及び賃借料	16	自動車借上料	16
								18. 負担金、補助及び交付金	586	全国林道安全協会負担金	20
										秋田県治山研究会負担金	3
										秋田県水源林造林協議会負担金	2
										山菜文化産業協会負担金	20
										秋田県森と水の協会会費	539
										秋田県林道研究会負担金	2

6款　農林水産業費　　2項　林業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
2.　林業振興費	426,230	360,279	65,951	88,125	64,100	85,323	188,682	1.　報酬	2,441	委員報酬	256
										会計年度任用職員報酬	2,185
								3.　職員手当等	779	期末手当	423
										勤勉手当	356
								7.　報償費	30	報償品	30
								8.　旅費	523	職員旅費	523
								10. 需用費	3,875	消耗品費	2,662
										燃料費	262
										印刷製本費	226
										修繕料	725
								11. 役務費	265	通信運搬費	69
										手数料	55
										保険料	141
								12. 委託料	117,148	緩衝帯整備委託	16,760
										緊急銃猟時射手委託	33
										研修運営委託	578
										林道敷地伐開委託	15,961
										積算システム保守委託	143
										CAD官公庁版保守委託	53
										道路管理システム保守委託	495
										草刈委託	9,570
										林道測量設計委託	9,581
										橋梁雪庇対策シート設置撤去委託	330
										松くい虫・ナラ枯れ防除委託	4,347
										林道橋梁補修設計委託	11,495
										マツ林枯死木伐倒処理委託	3,946
										森林経営管理委託	37,385
										森林環境学習指導委託	624
										植林委託	294
										慶祝公園環境保全委託	526

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										森林・林業地域連携委託	2,933
										木のしおり製作委託	819
										林内路網整備委託	990
										友好の森植樹記念標柱制作委託	285
								13. 使用料及び賃借料	3,995	自動車借上料	143
										作業用機械借上料	3,850
										電波利用料	2
								14. 工事請負費	134,305	工事請負費	134,305
								15. 原材料費	2,200	建設資材	2,200
								17. 備品購入費	2,619	有害鳥獣対策備品	2,619
								18. 負担金、補助及び交付金	157,550	ドローン民間ライセンス講習負担金	110
										高能率生産団地路網整備事業負担金	19,350
										森林情報デジタル化推進事業負担金	30,163
										チェンソーアート競技大会補助金	600
										有害鳥獣駆除補助金	600
										新規狩猟免許等取得者確保対策事業補助金	790
										緩衝帯整備補助金	1,500
										果樹木伐採補助金	5,866
										民有林造林事業費補助金	69,711
										林業大学校研修生給付金	133
										林業従事者人材確保対策補助金	2,009
										作業道等維持管理事業費補助金	3,000
										林道維持管理補助金	3,667
										鳥獣被害防止総合対策交付金	20,051
								19. 扶助費	500	扶助費	500
3. 造林費	51,540	64,161	△12,621	31,825		17,829	1,886	10. 需用費	200	消耗品費	200
								11. 役務費	611	保険料	611
								12. 委託料	50,729	市有林等造林事業委託	46,802
										支障木等緊急伐採事業委託	500
										森林経営計画森林調査委託	3,427

6款　農林水産業費　　2項　林業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
4. 林業施設管理費	6,335	4,895	1,440				6,335	10. 需用費	282	消耗品費	20
										光熱水費	112
										修繕料	150
								11. 役務費	104	手数料	104
								12. 委託料	5,009	樹木維持管理委託	352
										森林公園管理委託	4,421
										下刈委託	236
								17. 備品購入費	940	乗用草刈機	940
計	535,099	479,075	56,024	122,132	64,100	103,152	245,715				

6款　農林水産業費　　3項　水産業費

1. 水産業振興費	1,150	1,150	0				1,150	18. 負担金、補助及び交付金	1,150	漁業協同組合支援事業補助金	1,150
計	1,150	1,150	0				1,150				

7款　商工費　　1項　商工費

1. 商工総務費	97,313	80,420	16,893	286		53	96,974	1. 報酬	7,380	会計年度任用職員報酬	7,380
								2. 給料	40,473	一般職給	40,473
								3. 職員手当等	25,225	扶養手当	528
										住居手当	636
										通勤手当	686
										時間外勤務手当	752
										管理職員特別勤務手当	20
										休日勤務手当	79
										管理職手当	2,040
										期末手当	10,457
										勤勉手当	8,903
										寒冷地手当	764
										児童手当	360
								4. 共済費	16,447	共済組合負担金	12,526

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										退職手当負担金	3,921
								8. 旅費	1,305	費用弁償	1,102
										職員旅費	203
								10. 需用費	1,685	消耗品費	431
										燃料費	820
										印刷製本費	121
										光熱水費	293
										修繕料	20
								12. 委託料	550	消防設備保守点検委託	11
										募集広告配信委託	539
								13. 使用料及び賃借料	3,083	高速・有料道路使用料	18
										駐車場使用料	5
										0Aシステム使用料	22
										コピー使用料	225
										自動車借上料	1,413
										宿舎借上料	1,400
								18. 負担金、補助及び交付金	1,165	地域おこし協力隊研修会負担金	120
										警察犬奥羽日本訓練チャンピオン決定競技会補助金	45
										地域おこし協力隊起業支援補助金	1,000
2. 商工振興費	221,107	204,091	17,016	5,320		88,536	127,251	7. 報償費	5,959	謝金	59
										報償金	5,900
								8. 旅費	2,444	費用弁償	3
										職員旅費	2,441
								10. 需用費	1,520	消耗品費	475
										燃料費	96
										印刷製本費	352
										光熱水費	444
										修繕料	153
								11. 役務費	1,299	通信運搬費	476

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										広告料	770
										手数料	53
								12. 委託料	46,147	推奨認定特産品ロゴマーク制作委託	165
										農産品等売り込み支援委託	8,690
										保育園留学運営委託	11,777
										事業承継支援委託	12,851
										移住体験アテンド委託	743
										清掃委託	123
										移住ポータルサイト運営委託	465
										移住・関係人口創出イベント委託	333
										宿泊施設誘致支援委託	11,000
								13. 使用料及び賃借料	813	高速・有料道路使用料	48
										施設・建物等使用料	636
										OAシステム使用料	104
										テレビ受信料	25
								18. 負担金、補助及び交付金	82,925	日本貿易振興会秋田貿易情報センター負担金	102
										秋田県貿易促進協会負担金	54
										あきた企業活性化センター負担金	27
										県北圏域新テクノサテライト構想推進協議会負担金	311
										能代港湾振興会負担金	20
										能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会負担金	10
										秋田県中小企業団体中央会負担金	30
										秋田県自然エネルギー開発協会負担金	10
										秋田県の観光と物産展実施協議会負担金	68
										あきた結婚支援センター負担金	297
										中小企業振興資金保証料補給金	12,765
										商工会経営改善普及事業補助金	7,000

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										地域産業振興育成事業補助金	900
										産業祭補助金	2,250
										起業支援補助金	500
										中小企業振興資金利子補給金	14,171
										宿泊施設パワーアップ事業補助金	5,000
										新商品開発補助金	2,300
										市街地賑わい再生支援補助金	6,075
										販売促進補助金	2,500
										日本バター餅協会補助金	200
										ワーケーション等実施補助金	250
										事業承継支援事業補助金	3,000
										事業承継作業体験実施補助金	300
										地域産業課題解決事業補助金	1,500
										奨学金等返還支援助成金	2,580
										移住者住まい応援助成金	6,350
										移住者融資資金利子補給費補助金	145
										移住者住宅支援事業補助金	5,850
										移住体験事業助成金	1,000
										ハッピーウェディング住まい応援事業補助金	1,800
										出会い創出イベント補助金	200
										移住支援事業補助金	5,200
										地方就職学生支援事業補助金	160
								20. 貸付金	80,000	中小企業振興資金預託金	80,000
3. 消費者行政推進費	4,290	3,580	710	391			3,899	1. 報酬	2,406	会計年度任用職員報酬	2,406
								3. 職員手当等	870	期末手当	472
										勤勉手当	398
								8. 旅費	470	費用弁償	345
										職員旅費	125
								10. 需用費	454	消耗品費	150

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										燃料費	86
										印刷製本費	67
										修繕料	151
								11. 役務費	27	手数料	9
										保険料	18
								18. 負担金、補助及び交付金	28	東北都市消費者行政協議会負担金	6
										秋田県都市消費者行政協議会負担金	4
										研修等負担金	18
								26. 公課費	35	自動車重量税	35
4. 企業誘致対策費	115,922	95,247	20,675	2,735	76,500	105	36,582	7. 報償費	50	謝金	50
								8. 旅費	921	職員旅費	921
								10. 需用費	2,292	消耗品費	243
										食糧費	869
										印刷製本費	495
										光熱水費	432
										修繕料	253
								11. 役務費	106	通信運搬費	10
										手数料	96
								12. 委託料	5,036	大野台工業団地環境整備委託	2,735
										大野台工業団地支障木伐採委託	902
										萱草工場団地給水設備保守委託	598
										草刈委託	801
								13. 使用料及び賃借料	306	施設・建物等使用料	306
								18. 負担金、補助及び交付金	107,211	秋田県企業誘致推進協議会負担金	300
										雇用奨励金	1,800
										固定資産取得経費助成金	105,111
5. 観光費	225,104	194,299	30,805	5,603		1,764	217,737	2. 給料	54,008	一般職給	54,008
								3. 職員手当等	36,377	扶養手当	1,998
										住居手当	1,506

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										通勤手当	362
										時間外勤務手当	4,221
										管理職員特別勤務手当	30
										休日勤務手当	160
										管理職手当	2,868
										期末手当	12,649
										勤勉手当	10,518
										寒冷地手当	945
										児童手当	1,120
								4. 共済費	20,616	共済組合負担金	15,604
										退職手当負担金	5,012
								7. 報償費	39	謝金	39
								8. 旅費	2,654	費用弁償	333
										職員旅費	2,321
								10. 需用費	3,640	消耗品費	485
										燃料費	490
										印刷製本費	2,385
										修繕料	280
								11. 役務費	6,841	通信運搬費	369
										広告料	6,270
										手数料	136
										保険料	66
								12. 委託料	46,160	CM制作委託	140
										観光案内委託	10,428
										樹氷案内委託	1,956
										森吉山周遊乗合タクシー運行委託	285
										自然環境を核とした観光推進事業委託	7,700
										台湾観光セミナー開催委託	1,568
										台湾イベント出展委託	2,444
										インフルエンサー招聘事業委託	2,224

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
										おもてなし宿泊支援事業委託　12,182 地域おこし協力隊民間企業等受入事業委託　5,500 森吉山の自然に親しむ機会創出事業委託　1,733
								13.使用料及び賃借料	888	土地借上料　15 高速・有料道路使用料　30 施設・建物等使用料　299 コピー使用料　424 物品借上料　20 著作権使用料　100
								17.備品購入費	4,911	公用車　4,911
								18.負担金、補助及び交付金	48,871	森吉山野生鳥獣センター運営協議会負担金　200 竜ヶ森整備促進協議会負担金　30 秋田県観光連盟負担金　533 秋田内陸線・奥羽北線連絡協議会負担金　1,200 秋田の観光創生推進会議負担金　436 地域連携DMO秋田犬ツーリズムによる観光振興事業負担金　24,346 これが秋田だ！食と芸能大祭典負担金　250 トップセールス負担金　100 自然環境を核とした賑わい拠点施設整備事業負担金　1,166 一般社団法人地域連携研究所自治体会員負担金　50 環白神エコツーリズム推進協議会負担金　530 北秋田まちづくり協会補助金　15,900 ふるさと踊りフェスティバル補助金　810 たかのす太鼓まつり補助金　810 森吉山山開き補助金　50 花火大会補助金　1,440

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										自然公園清掃活動費補助金	300
										合川ふるさとまつり補助金	720
								26. 公課費	99	自動車重量税	99
6. 観光施設費	481,612	203,085	278,527		245,400	11,816	224,396	1. 報酬	8,863	会計年度任用職員報酬	8,863
								3. 職員手当等	3,179	期末手当	1,726
										勤勉手当	1,453
								7. 報償費	1,003	謝金	1,003
								8. 旅費	1,874	費用弁償	491
										職員旅費	1,383
								10. 需用費	21,720	消耗品費	818
										燃料費	1,298
										印刷製本費	752
										光熱水費	7,512
										修繕料	5,987
										飼料費	5,253
										医薬材料費	100
								11. 役務費	1,898	通信運搬費	1,045
										広告料	123
										手数料	512
										保険料	218
								12. 委託料	141,391	阿仁今日庵広場管理委託	100
										廃棄物処理委託	341
										打当温泉マタギの湯・マタギ資料館指定管理料	28,401
										真空式温水器煙突等清掃委託	329
										除排雪委託	1,807
										PCB調査委託	916
										冬囲設置・撤去委託	199
										施設管理・窓口受付委託	8,287
										浄化槽維持管理委託	7,252

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										警備委託	109
										草刈委託	555
										清掃委託	2,063
										電気保安委託	165
										消防設備点検委託	63
										自動ドア保守点検委託	237
										空調設備点検委託	495
										衛生害虫駆除委託	88
										地下タンク点検委託	94
										立ち木剪定及び冬囲い委託	80
										雪下ろし委託	231
										イベント開催委託	33
										クウィンス森吉指定管理料	25,872
										送湯ポンプ等保守点検整備委託	4,004
										PCB調査･処分委託	432
										コンベンションホール四季美館指定管理料	8,270
										樹木伐採委託	1,210
										農林水産物直売・食材供給施設指定管理料	4,937
										貯水槽清掃消毒委託	105
										大店立地法届出委託	3,300
										指定管理者公募支援委託	9,966
										妖精の森指定管理料	4,775
										東ノ又浄水場施設管理委託	1,729
										こめつが山荘施設維持管理委託	413
										太平湖グリーンハウス管理委託	2,796
										森吉山ダム広報館管理委託	730
										害虫等駆除委託	96
										阿仁・田沢総合案内所管理委託	550

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										竜ヶ森キャンプ場管理委託	826
										緑地休養施設管理委託	460
										四季美湖畔公園等管理委託	512
										森吉山登山道維持管理委託	11,473
										仮設トイレ管理委託	103
										登山者カウンターボックス製作委託	154
										施設等管理委託	6,313
										便益施設管理委託	520
								13. 使用料及び賃借料	6,036	土地借上料	4,134
										0Aシステム使用料	29
										テレビ受信料	13
										作業用機械借上料	847
										物品借上料	993
										電波利用料	2
										共架柱使用料	18
								14. 工事請負費	39,587	工事請負費	39,587
								15. 原材料費	375	建設資材	375
								17. 備品購入費	1,263	消火器	324
										除雪機	939
								18. 負担金、補助及び交付金	9,018	東北道の駅連絡会負担金	150
										秋田県道の駅連絡会負担金	150
										スタンプラリー負担金	105
										全国道の駅連絡会負担金	60
										秋田県道の駅駅長会年会費	10
										森吉山県立自然公園整備事業負担金	5,045
										太平湖船舶運航事業補助金	3,498
								21. 補償、補填及び賠償金	245,405	補償費	245,405

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
7. 森吉山スキー場開発対策費	140,896	124,479	16,417		103,200	279	37,417	10. 需用費	598	消耗品費	30
										燃料費	224
										光熱水費	194
										修繕料	150
								11. 役務費	35	手数料	35
								12. 委託料	31,671	阿仁スキー場指定管理料	30,644
										草刈委託	196
										浄化槽維持管理委託	72
										高津森クロスカントリーコース管理委託	638
										無線局再免許申請手続委託	121
								13. 使用料及び賃借料	1,939	土地借上料	1,939
								14. 工事請負費	103,213	工事請負費	103,213
								17. 備品購入費	2,750	ゴンドラ用救助資材	2,750
								18. 負担金、補助及び交付金	690	森吉山スキー場管理運営協議会負担金	150
										森吉山スキー大会等補助金	540
計	1,286,244	905,201	381,043	14,335	425,100	102,553	744,256				

8款　土木費　　1項　土木管理費

1. 土木管理総務費	102,854	102,258	596	296			102,558	2. 給料	45,488	一般職給	45,488
								3. 職員手当等	33,159	扶養手当	2,112
										住居手当	972
										通勤手当	813
										時間外勤務手当	4,285
										管理職員特別勤務手当	102
										休日勤務手当	85
										管理職手当	2,400
										期末手当	10,756
										勤勉手当	9,078
										寒冷地手当	946

8款　土木費　　1項　土木管理費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										児童手当	1,610
								4. 共済費	20,351	共済組合負担金	15,526
										退職手当負担金	4,825
								8. 旅費	383	費用弁償	48
										職員旅費	335
								10. 需用費	158	印刷製本費	31
										光熱水費	127
								12. 委託料	1,443	トイレ清掃委託	1,413
										水門管理委託	30
								13. 使用料及び賃借料	21	高速・有料道路使用料	15
										駐車場使用料	6
								18. 負担金、補助及び交付金	1,851	秋田国道協議会負担金	70
										秋田県北部国道7号整備促進期成同盟会負担金	35
										秋田県道路利用者会議負担金	49
										県道比内森吉線道路整備促進協議会負担金	15
										一般国道103号改築促進期成同盟会負担金	10
										八戸・能代間北東北横断道路整備促進期成同盟会負担金	26
										大曲鷹巣道路整備促進期成同盟会負担金	200
										日本道路協会負担金	30
										雪センター負担金	80
										全国治水砂防協会秋田県支部負担金	91
										米代川治水期成同盟会負担金	48
										秋田県河川海岸協会負担金	5
										秋田県防災協会負担金	42
										小阿仁川水系対策委員会負担金	200
										主要地方道比内大葛鹿角線整備促進協議会負担金	10
										日沿道建設促進同盟会負担金	14

8款　土木費　　1項　土木管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										日沿道建設促進秋田県北部期成同盟会負担金	127
										北秋田市日沿道建設促進同盟会負担金	570
										矢坂糠沢線整備促進期成同盟会負担金	220
										道路技術研修負担金	9
計	102,854	102,258	596	296			102,558				

8款　土木費　　2項　道路橋りょう費

1. 道路橋りょう総務費	14,449	21,319	△6,870				14,449	12. 委託料	9,460	道路台帳補正委託	7,238
										道路占用物データ追加作成委託	2,222
								13. 使用料及び賃借料	4,989	土地借上料	226
										0Aシステム使用料	4,763
2. 道路維持費	898,100	876,741	21,359	9,900	68,300	9,259	810,641	1. 報酬	46,923	会計年度任用職員報酬	46,923
								2. 給料	76,946	会計年度任用職員	76,946
								3. 職員手当等	46,773	通勤手当	1,134
										時間外勤務手当	13,649
										期末手当	16,464
										勤勉手当	13,856
										児童手当	1,670
								8. 旅費	528	費用弁償	528
								10. 需用費	241,948	消耗品費	37,830
										燃料費	36,671
										光熱水費	17,972
										修繕料	149,475
								11. 役務費	3,556	通信運搬費	979
										手数料	1,782
										保険料	795
								12. 委託料	282,747	剪定委託	2,862
										分筆登記委託	2,650
										測量委託	1,100

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										消防設備保守点検委託	181
										浄化槽維持管理委託	172
										草刈委託	6,802
										伐採委託	550
										土砂撤去委託	550
										害虫駆除委託	110
										道路管理システム保守委託	484
										除雪委託	267,286
								13. 使用料及び賃借料	55,766	0Aシステム使用料	1,558
										テレビ受信料	65
										作業用機械借上料	54,143
								14. 工事請負費	100,280	工事請負費	100,280
								15. 原材料費	28,584	建設資材	28,584
								17. 備品購入費	12,672	公用車	12,282
										消火器	15
										除雪管理システム端末	375
								18. 負担金、補助及び交付金	1	比立内地区テレビ共同受信施設組合費	1
								26. 公課費	1,376	自動車重量税	1,376
3. 道路新設改良費	308,553	138,849	169,704		161,200		147,353	2. 給料	7,666	一般職給	7,666
								3. 職員手当等	5,815	住居手当	204
										通勤手当	176
										時間外勤務手当	2,022
										休日勤務手当	15
										期末手当	1,754
										勤勉手当	1,546
										寒冷地手当	98
								4. 共済費	3,458	共済組合負担金	2,644
										退職手当負担金	814
								10. 需用費	171	消耗品費	171

8款　土木費　　2項　道路橋りょう費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11. 役務費	89	手数料	3
										保険料	86
								12. 委託料	242	CAD官公庁版保守委託	242
								13. 使用料及び賃借料	425	電子データ使用料	425
								14. 工事請負費	288,200	工事請負費	288,200
								17. 備品購入費	541	ドローン	541
								18. 負担金、補助及び交付金	1,946	土木積算システム共同利用負担金	1,946
4. 防災対策事業費	760,733	794,919	△34,186	462,096	277,400		21,237	10. 需用費	998	消耗品費	898
										修繕料	100
								11. 役務費	187	手数料	178
										保険料	9
								12. 委託料	293,000	橋梁補修工事委託	143,000
										橋梁積算資料作成委託	11,000
										橋梁補修設計委託	89,000
										道路施設点検委託	50,000
								13. 使用料及び賃借料	308	コピー使用料	308
								14. 工事請負費	389,900	工事請負費	389,900
								17. 備品購入費	76,340	除雪ドーザ	76,340
計	1,981,835	1,831,828	150,007	471,996	506,900	9,259	993,680				

8款　土木費　　3項　河川費

1. 河川維持費	25,000	25,000	0		16,500		8,500	14. 工事請負費	25,000	工事請負費	25,000
2. 急傾斜地崩壊対策事業費	13,000	8,000	5,000		13,000			18. 負担金、補助及び交付金	13,000	急傾斜地崩壊対策事業負担金	13,000
計	38,000	33,000	5,000		29,500		8,500				

8款　土木費　　4項　都市計画費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 都市計画総務費	64,314	67,502	△3,188	7,339		96	56,879	1. 報酬	241	委員報酬	241
								2. 給料	19,688	一般職給	19,688
								3. 職員手当等	16,401	扶養手当	1,800
										住居手当	618
										通勤手当	462
										時間外勤務手当	1,620
										管理職員特別勤務手当	48
										休日勤務手当	23
										管理職手当	468
										期末手当	4,886
										勤勉手当	3,901
										寒冷地手当	395
										児童手当	2,180
								4. 共済費	9,089	共済組合負担金	7,000
										退職手当負担金	2,089
								7. 報償費	323	謝金	323
								8. 旅費	100	費用弁償	100
								10. 需用費	12	食糧費	12
								12. 委託料	18,370	地理情報管理システム保守委託	484
										地理情報管理システムデータセットアップ委託	330
										都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委託	17,556
								18. 負担金、補助及び交付金	90	全国街路事業促進協議会負担金	5
										全国都市計画協会負担金	85
2. 公園管理費	33,442	27,628	5,814			48	33,394	1. 報酬	1,759	会計年度任用職員報酬	1,759
								3. 職員手当等	562	期末手当	287
										勤勉手当	275
								8. 旅費	84	費用弁償	84
								10. 需用費	2,663	消耗品費	245

8款　土木費　　4項　都市計画費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										燃料費	184
										光熱水費	827
										修繕料	1,407
								11. 役務費	375	手数料	357
										保険料	18
								12. 委託料	23,800	公園管理委託	14,573
										トイレ清掃委託	2,372
										水量管理委託	53
										浄化槽維持管理委託	776
										外来魚等駆除委託	65
										遊具保守点検委託	665
										桜剪定委託	1,097
										水草等除去委託	2,172
										タイル洗浄委託	126
										支障木伐採委託	1,901
								14. 工事請負費	4,117	工事請負費	4,117
								15. 原材料費	75	建設資材	35
										花壇用材料	40
								26. 公課費	7	自動車重量税	7
計	97,756	95,130	2,626	7,339		144	90,273				

8款　土木費　　5項　住宅費

1.　住宅総務費	30,007	41,156	△11,149	1,100			28,907	10. 需用費	843	消耗品費	390
										燃料費	252
										印刷製本費	17
										修繕料	184
								11. 役務費	27	手数料	9
										保険料	18
								12. 委託料	600	木造住宅耐震診断委託	600

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	514	コピー使用料	514
								18. 負担金、補助及び交付金	28,018	日本住宅協会負担金	18
										住宅リフォーム支援事業補助金	27,000
										木造住宅耐震改修計画補助金	400
										木造住宅耐震改修補助金	600
								26. 公課費	5	自動車重量税	5
2. 住宅管理費	29,669	45,748	△16,079	12,305		17,364		10. 需用費	10,861	消耗品費	429
										印刷製本費	129
										光熱水費	1,905
										修繕料	8,398
								11. 役務費	320	通信運搬費	9
										手数料	311
								12. 委託料	4,518	住宅管理システム保守委託	967
										エレベータ保守点検委託	924
										受水槽清掃委託	165
										消防設備保守点検委託	495
										清掃委託	895
										害虫防除委託	565
										雪下ろし委託	507
								13. 使用料及び賃借料	13	土地借上料	13
								14. 工事請負費	13,907	工事請負費	13,907
								15. 原材料費	50	建設資材	50
3. 住宅建設費	272,431	252,895	19,536	105,126	165,700		1,605	11. 役務費	305	手数料	305
								12. 委託料	16,619	設計監理委託	7,854
										解体設計委託	8,765
								13. 使用料及び賃借料	231	電子データ使用料	231
								14. 工事請負費	253,373	工事請負費	253,373

8款　土木費　　5項　住宅費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								18. 負担金、補助及び交付金	308	上水道加入負担金	308
								21. 補償、補填及び賠償金	1,595	補償費	569
										移転補償費	1,026
計	332,107	339,799	△7,692	118,531	165,700	17,364	30,512				

8款　土木費　　6項　公共下水道費

1. 公共下水道費	729,117	684,870	44,247				729,117	18. 負担金、補助及び交付金	424,672	下水道事業会計負担金	3,597
										下水道事業会計補助金	421,075
								23. 投資及び出資金	304,445	下水道事業出資金	304,445
計	729,117	684,870	44,247				729,117				

9款　消防費　　1項　消防費

1. 常備消防費	1,325,342	978,137	347,205	542	237,300	152,851	934,649	2. 給料	371,254	一般職給	371,254
								3. 職員手当等	284,709	扶養手当	17,100
										住居手当	5,531
										通勤手当	7,583
										特殊勤務手当	9,888
										時間外勤務手当	23,000
										管理職員特別勤務手当	499
										夜間勤務手当	8,200
										休日勤務手当	22,000
										管理職手当	9,324
										期末手当	87,529
										勤勉手当	71,643
										寒冷地手当	7,867
										児童手当	14,545
								4. 共済費	167,198	共済組合負担金	129,151
										退職手当負担金	38,047

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								7. 報償費	76	謝金	76
								8. 旅費	3,106	職員旅費	3,106
								10. 需用費	44,177	消耗品費	4,354
										燃料費	7,181
										食糧費	50
										印刷製本費	197
										光熱水費	8,985
										修繕料	18,844
										医薬材料費	4,566
								11. 役務費	14,897	通信運搬費	12,781
										手数料	1,960
										保険料	156
								12. 委託料	356,478	健康診断委託	1,258
										消防救急無線指令設備等保守点検委託	19,124
										メディカルコントロール委託	165
										救命士気管挿管実習委託	154
										ボイラー維持管理委託	511
										清掃委託	87
										潜水器具点検委託	279
										屈折はしご付消防自動車保守点検委託	372
										救助工作車クレーン装置年次点検委託	39
										救急器材保守点検委託	376
										消防救急デジタル無線及び高機能指令システム指令系更新委託	316,498
										自家用発電機定期点検委託	370
										多言語通訳委託	130
										自動火災報知設備点検委託	100
										ホースリフター保守点検委託	94
										レンジャーネット装置点検委託	66
										測量調査設計委託	14,289

9款　消防費　　1項　消防費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										旧阿仁分署解体工事等設計監理委託	949
										旧阿仁分署解体工事等工事監理委託	1,617
								13. 使用料及び賃借料	3,194	高速・有料道路使用料	28
										施設・建物等使用料	256
										インターネット使用料	898
										コピー使用料	270
										印刷機借上料	433
										テレビ受信料	180
										作業用機械借上料	1,023
										電波利用料	3
										救助用機械借上料	103
								14. 工事請負費	58,651	工事請負費	58,651
								15. 原材料費	100	施設・備品等補修材料	100
								17. 備品購入費	14,420	消防ホース器材	1,065
										救助用器材	264
										水難救助用器材	493
										車両バッテリー	72
										救急用器材	2,657
										消防吏員被服	7,984
										庁舎備品	1,885
								18. 負担金、補助及び交付金	5,809	全国消防長会負担金	180
										全国消防協会負担金	46
										秋田県消防協会大館北秋田支部負担金	6
										秋田県消防長会負担金	135
										防災訓練災害補償負担金	32
										消防団員等公務災害補償組合負担金	30
										秋田県消防協会会費	39
										秋田県消防学校入校負担金	3,482
										消防大学校入校負担金	379
										救急救命士養成研修負担金	5

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										講習受講負担金	814
										安全運転管理者協会負担金	41
										事業主交通安全推進協会費負担金	20
										無線連動型住宅用火災警報器設置補助金	600
								21. 補償、補填及び賠償金	700	補償費	700
								26. 公課費	573	自動車重量税	564
										登録免許税	9
2. 非常備消防費	79,283	81,422	△2,139		12,200	24	67,059	1. 報酬	28,090	非常勤職員報酬	28,090
								2. 給料	4,479	一般職給	4,479
								3. 職員手当等	3,029	扶養手当	372
										通勤手当	51
										時間外勤務手当	174
										休日勤務手当	10
										期末手当	1,159
										勤勉手当	924
										寒冷地手当	99
										児童手当	240
								4. 共済費	1,954	共済組合負担金	1,479
										退職手当負担金	475
								7. 報償費	179	報償品	179
								8. 旅費	136	費用弁償	136
								9. 交際費	30	交際費	30
								10. 需用費	5,790	消耗品費	791
										燃料費	437
										食糧費	5
										光熱水費	1,311
										修繕料	3,246
								11. 役務費	416	手数料	281
										保険料	135

9款　消防費　　1項　消防費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	28	高速・有料道路使用料	21
										物品借上料	7
								14. 工事請負費	2,389	工事請負費	2,389
								15. 原材料費	122	建設資材	22
										施設・備品等補修材料	100
								17. 備品購入費	15,477	消防団員被服	1,406
										消防団小型動力ポンプ付軽積載車	9,629
										小型動力ポンプ	2,635
										消防ホース	471
										消防用資器材	1,010
										バッテリー	326
								18. 負担金、補助及び交付金	16,714	秋田県消防協会大館北秋田支部負担金	343
										秋田県消防協会消防互助会負担金	155
										秋田県消防協会会費	206
										消防団員福祉共済負担金	1,464
										消防団員等公務災害補償負担金	14,505
										消防学校消防団員入校経費負担金	41
								26. 公課費	450	自動車重量税	450
3.　消防施設費	7,310	34,137	△26,827				7,310	10. 需用費	1,219	消耗品費	219
										修繕料	1,000
								11. 役務費	6	手数料	6
								14. 工事請負費	6,085	工事請負費	6,085
4.　水防費	1,792	1,834	△42				1,792	1.　報酬	1,680	非常勤職員報酬	1,680
								10. 需用費	60	消耗品費	50
										食糧費	10
								13. 使用料及び賃借料	50	物品借上料	50
								18. 負担金、補助及び交付金	2	水防管理団体連合協議会負担金	2
5.　災害対策費	72,858	47,057	25,801	4,300	12,000		56,558	1.　報酬	137	委員報酬	137

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3. 職員手当等	1,804	時間外勤務手当	1,320
										管理職員特別勤務手当	484
								8. 旅費	30	費用弁償	30
								10. 需用費	10,966	消耗品費	2,469
										燃料費	425
										光熱水費	1,680
										修繕料	6,362
										賄材料費	30
								11. 役務費	837	通信運搬費	820
										手数料	17
								12. 委託料	28,628	被災者支援システム保守委託	132
										280MHzデジタル同報無線システム保守委託	10,900
										防災登録制メール配信システム保守委託	1,056
										防災情報市公式LINE連携配信運用保守委託	462
										地域防災計画改訂委託	7,370
										ハザードマップ改訂委託	8,708
								13. 使用料及び賃借料	397	OAシステム使用料	397
								14. 工事請負費	14,520	工事請負費	14,520
								15. 原材料費	86	建設資材	86
								17. 備品購入費	465	トイレ手すり	231
										発電機	234
								18. 負担金、補助及び交付金	14,988	秋田県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金	1,784
										秋田県水難救済会負担金	42
										秋田県情報集約配信システム負担金	16
										秋田県総合防災情報システム整備事業負担金	12,050
										自主防災組織防災活動支援補助金	970

9款　消防費　　1項　消防費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										防災士養成事業助成金	126
計	1,486,585	1,142,587	343,998	4,842	261,500	152,875	1,067,368				

10款　教育費　　1項　教育総務費

1.　教育総務費	2,558	2,634	△76				2,558	1.　報酬	2,160	委員報酬	2,160
								8.　旅費	385	費用弁償	385
								13. 使用料及び賃借料	5	自動車借上料	5
								18. 負担金、補助及び交付金	8	東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会負担金	8
2.　事務局費	146,497	175,346	△28,849		1,800	867	143,830	1.　報酬	33	委員報酬	33
								2.　給料	66,148	特別職給	6,972
										一般職給	59,176
								3.　職員手当等	44,332	扶養手当	2,898
										通勤手当	675
										時間外勤務手当	3,235
										宿日直手当	22
										管理職員特別勤務手当	104
										休日勤務手当	5
										管理職手当	5,136
										期末手当	16,875
										勤勉手当	12,304
										寒冷地手当	1,128
										児童手当	1,950
								4.　共済費	29,492	共済組合負担金	21,472
										退職手当負担金	8,020
								7.　報償費	20	謝金	20
								8.　旅費	743	費用弁償	10
										職員旅費	733
								9.　交際費	150	交際費	150

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								10. 需用費	1,559	消耗品費	758
										燃料費	226
										食糧費	18
										印刷製本費	176
										修繕料	381
								11. 役務費	146	通信運搬費	3
										広告料	35
										手数料	66
										保険料	42
								13. 使用料及び賃借料	1,735	土地借上料	923
										高速・有料道路使用料	5
										駐車場使用料	2
										コピー使用料	536
										印刷機借上料	125
										テレビ受信料	7
										電子データ使用料	137
								17. 備品購入費	2,003	公用車	2,003
								18. 負担金、補助及び交付金	96	全国都市教育長協議会負担金	18
										東北都市教育長協議会運営負担金	5
										秋田県市町村教育委員会連合会負担金	13
										秋田県都市教育長協議会負担金	5
										東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長会議負担金	4
										全国都市教育長協議会定期総会・研究大会負担金	11
										東北都市教育長協議会定期総会・研修会負担金	6
										秋田県市町村公立学校施設整備期成会会費	3
										危険物取扱者保安講習受講料	6

10款　教育費　　1項　教育総務費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										大館鳳鳴高等学校定時制課程教育振興会補助金	25
								26. 公課費	40	自動車重量税	40
3. 教育センター費	9,302	3,983	5,319				9,302	1. 報酬	4,688	会計年度任用職員報酬	4,688
								3. 職員手当等	1,370	期末手当	744
										勤勉手当	626
								7. 報償費	280	謝金	225
										報償品	55
								8. 旅費	1,053	費用弁償	612
										職員旅費	441
								10. 需用費	367	消耗品費	315
										食糧費	5
										印刷製本費	47
								11. 役務費	142	通信運搬費	62
										手数料	80
								12. 委託料	742	学力調査委託	506
										知能検査委託	236
								17. 備品購入費	660	パソコン	660
4. 教育支援委員会費	697	823	△126	16			681	1. 報酬	182	委員報酬	182
								7. 報償費	315	謝金	315
								8. 旅費	131	費用弁償	131
								10. 需用費	69	消耗品費	43
										食糧費	5
										印刷製本費	21
5. 教育助成費	151,711	113,269	38,442	6,102			145,609	1. 報酬	98,587	委員報酬	20
										会計年度任用職員報酬	98,567
								3. 職員手当等	24,834	期末手当	13,485
										勤勉手当	11,349
								4. 共済費	40	非常勤公務災害補償負担金	40
								7. 報償費	2,862	謝金	2,862

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								8. 旅費	3,568	費用弁償	2,769
										職員旅費	799
								10. 需用費	2,027	消耗品費	1,734
										食糧費	3
										印刷製本費	240
										修繕料	50
								11. 役務費	223	通信運搬費	76
										手数料	100
										保険料	47
								12. 委託料	8,327	児童生徒教職員健康診断委託	3,797
										害虫駆除委託	362
										検診精密検査委託	10
										ICT保守委託	4,026
										プール薬剤補充委託	132
								13. 使用料及び賃借料	630	自動車借上料	630
								17. 備品購入費	858	AED	858
								18. 負担金、補助及び交付金	9,755	日本スポーツ振興センター災害共済掛金負担金	1,203
										秋田県聴覚言語障がい教育研究会負担金	12
										全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会負担金	9
										全日本特別支援教育研究連盟負担金	9
										大館北秋田学校保健会負担金	28
										大館北秋田地域生徒指導研究推進協議会負担金	124
										大館北秋田校長会負担金	150
										大館北秋田中学校体育連盟負担金	579
										外国青年招致事業負担金	804
										総合学習補助金	770

10款　教育費　　1項　教育総務費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										児童生徒大会派遣費補助金	6,067
6. 教員住宅費	453	829	△376			453		10. 需用費	303	光熱水費	3
										修繕料	300
								12. 委託料	150	維持管理委託	150
7. 学童研修センター運営費	17,594	15,554	2,040			1,912	15,682	1. 報酬	6,619	会計年度任用職員報酬	6,619
								3. 職員手当等	2,703	宿日直手当	278
										期末手当	1,317
										勤勉手当	1,108
								7. 報償費	200	謝金	200
								8. 旅費	1,009	費用弁償	512
										職員旅費	497
								10. 需用費	2,656	消耗品費	378
										燃料費	755
										食糧費	52
										光熱水費	861
										修繕料	334
										賄材料費	276
								11. 役務費	453	通信運搬費	165
										手数料	117
										保険料	171
								12. 委託料	3,259	浄化槽維持管理委託	151
										消防設備保守点検委託	84
										宿直委託	1,280
										清掃委託	72
										LED化改修設計委託	1,672
								13. 使用料及び賃借料	198	施設・建物等使用料	20
										コピー使用料	165
										テレビ受信料	13
								14. 工事請負費	145	工事請負費	145
								17. 備品購入費	352	パソコン	352

10款　教育費　　1項　教育総務費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
8. 遠距離通学費	130,772	126,151	4,621				130,772	10. 需用費	37	光熱水費	37
								12. 委託料	128,566	スクールタクシー運行委託	12,679
										スクールバス運行委託	42,642
										市有スクールバス運行管理委託	73,245
								18. 負担金、補助及び交付金	2,169	通学費補助金	2,169
9. 公立学校情報機器整備費	69,921	61,920	8,001	11,973			57,948	13. 使用料及び賃借料	43,040	OAシステム使用料	43,040
								17. 備品購入費	26,881	ソフトウェア教材	2,934
										電子黒板	23,947
計	529,505	500,509	28,996	18,091	1,800	3,232	506,382				

10款　教育費　　2項　小学校費

1. 学校管理費	52,499	84,028	△31,529		6,300		46,199	10. 需用費	3,325	修繕料	3,325
								12. 委託料	32,308	浄化槽維持管理委託	2,818
										警備委託	2,512
										給食リフト保守点検委託	114
										エレベータ保守点検委託	2,165
										プールろ過装置保守点検委託	542
										自家用電気工作物保守点検委託	1,346
										学校敷地維持管理委託	1,880
										遊具点検委託	295
										貯水槽清掃委託	222
										消防設備点検委託	680
										防火設備定期検査委託	1,407
										地下タンク点検委託	358
										建築物定期調査委託	1,674
										PCB調査委託	990
										旧合川北小学校解体設計委託	1,165
										アスベスト調査委託	5,852

10款　教育費　　２項　小学校費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										LED化改修設計委託	7,771
										太陽光発電設備調査委託	517
								14. 工事請負費	7,698	工事請負費	7,698
								17. 備品購入費	9,168	消火器	165
										ストーブ	9,003
2.　学校運営費	162,712	147,142	15,570			198	162,514	1.　報酬	23,367	委員報酬	540
										学校医報酬	4,053
										会計年度任用職員報酬	18,774
								2.　給料	11,263	一般職給	11,263
								3.　職員手当等	11,232	扶養手当	78
										通勤手当	348
										時間外勤務手当	250
										期末手当	5,633
										勤勉手当	4,710
										寒冷地手当	213
								4.　共済費	4,248	共済組合負担金	3,356
										退職手当負担金	892
								7.　報償費	66	謝金	66
								8.　旅費	646	費用弁償	495
										職員旅費	151
								10. 需用費	42,297	消耗品費	7,719
										燃料費	8,346
										食糧費	58
										印刷製本費	461
										光熱水費	24,309
										修繕料	1,404
								11. 役務費	3,950	通信運搬費	2,912
										手数料	1,038
								12. 委託料	24,759	清掃委託	9,460
										GIGAスクールLAN保守委託	11,806

10款　教育費　　2項　小学校費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										無線LAN増設委託	640
										学校敷地維持管理委託	2,055
										看板設置委託	186
										電話回線増設委託	29
										電話機器更新委託	583
								13. 使用料及び賃借料	40,457	OAシステム使用料	38,755
										コピー使用料	791
										印刷機借上料	641
										テレビ受信料	86
										自動車借上料	76
										物品借上料	108
								15. 原材料費	150	施設・備品等補修材料	150
								17. 備品購入費	183	学校管理備品	183
								18. 負担金、補助及び交付金	94	授業目的公衆送信補償制度負担金	94
3. 教育振興費	14,728	18,622	△3,894	389			14,339	10. 需用費	5,000	消耗品費	5,000
								13. 使用料及び賃借料	12	施設・建物等使用料	12
								17. 備品購入費	1,119	教材備品	326
										学校図書	793
								19. 扶助費	8,597	扶助費	8,597
計	229,939	249,792	△19,853	389	6,300	198	223,052				

10款　教育費　　3項　中学校費

1. 学校管理費	21,410	41,636	△20,226				21,410	10. 需用費	3,463	修繕料	3,463
								12. 委託料	11,690	エレベータ保守点検委託	792
										警備委託	898
										自家用電気工作物保守点検委託	770
										プールろ過装置保守点検委託	113
										貯水槽清掃委託	167

10款　教育費　　3項　中学校費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										消防設備点検委託	531
										防火設備定期検査委託	959
										地下タンク点検委託	180
										建築物定期調査委託	1,188
										雨水管・桝清掃委託	126
										LED化改修設計委託	5,966
								14. 工事請負費	5,901	工事請負費	5,901
								15. 原材料費	55	建設資材	55
								17. 備品購入費	301	消火器	301
2.　学校運営費	91,800	87,551	4,249			165	91,635	1.　報酬	14,259	委員報酬	158
										学校医報酬	2,009
										会計年度任用職員報酬	12,092
								2.　給料	4,135	一般職給	4,135
								3.　職員手当等	6,314	通勤手当	51
										時間外勤務手当	113
										期末手当	3,302
										勤勉手当	2,791
										寒冷地手当	57
								4.　共済費	1,677	共済組合負担金	1,238
										退職手当負担金	439
								7.　報償費	16	謝金	16
								8.　旅費	562	費用弁償	459
										職員旅費	103
								10. 需用費	28,508	消耗品費	4,249
										燃料費	7,377
										食糧費	27
										印刷製本費	312
										光熱水費	15,149
										修繕料	1,394
								11. 役務費	2,242	通信運搬費	1,751

10款　教育費　　3項　中学校費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										手数料	491
								12. 委託料	11,112	清掃委託	3,667
										GIGAスクールLAN保守委託	6,527
										学校敷地維持管理委託	918
								13. 使用料及び賃借料	22,472	OAシステム使用料	21,189
										コピー使用料	743
										印刷機借上料	467
										テレビ受信料	43
										自動車借上料	30
								15. 原材料費	75	施設・備品等補修材料	75
								17. 備品購入費	337	学校管理備品	337
								18. 負担金、補助及び交付金	91	授業目的公衆送信補償制度負担金	91
3. 教育振興費	12,405	14,724	△2,319	421			11,984	10. 需用費	2,500	消耗品費	2,500
								13. 使用料及び賃借料	252	施設・建物等使用料	252
								17. 備品購入費	1,674	教材備品	1,024
										学校図書	650
								19. 扶助費	7,979	扶助費	7,979
4. 学校建設費	280,485	0	280,485	11,121	269,100		264	12. 委託料	4,492	鷹巣中学校倉庫棟解体工事設計監理委託	60
										鷹巣中学校体育館改築工事設計監理委託	1,880
										鷹巣中学校体育館改築工事工事監理委託	2,552
								13. 使用料及び賃借料	195	物品借上料	195
								14. 工事請負費	275,798	工事請負費	275,798
計	406,100	143,911	262,189	11,542	269,100	165	125,293				

10款　教育費　　4項　義務教育学校費

1. 学校管理費	5,134	5,311	△177				5,134	10. 需用費	1,312	修繕料	1,312
								12. 委託料	1,259	警備委託	396

10款　教育費　　4項　義務教育学校費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										自家用電気工作物保守点検委託	209
										プールろ過装置保守点検委託	109
										消防設備点検委託	132
										防火設備定期検査委託	112
										遊具点検委託	91
										建築物定期調査委託	210
								14. 工事請負費	1,177	工事請負費	1,177
								17. 備品購入費	1,386	ストーブ	1,097
										消火器	43
										消火ホース	246
2.　学校運営費	31,254	25,556	5,698	66		32	31,156	1.　報酬	4,915	委員報酬	75
										学校医報酬	463
										会計年度任用職員報酬	4,377
								2.　給料	4,252	一般職給	4,252
								3.　職員手当等	3,512	通勤手当	51
										時間外勤務手当	50
										期末手当	1,792
										勤勉手当	1,562
										寒冷地手当	57
								4.　共済費	1,759	共済組合負担金	1,308
										退職手当負担金	451
								8.　旅費	317	費用弁償	295
										職員旅費	22
								10. 需用費	10,111	消耗品費	1,570
										燃料費	1,934
										食糧費	9
										印刷製本費	92
										光熱水費	5,971
										修繕料	535
								11. 役務費	642	通信運搬費	499

10款　教育費　　4項　義務教育学校費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										手数料	143
								12. 委託料	1,196	清掃委託	756
										教育用・学習用無線LAN保守委託	429
										学校敷地維持管理委託	11
								13. 使用料及び賃借料	4,209	OAシステム使用料	3,852
										コピー使用料	294
										印刷機借上料	40
										テレビ受信料	13
										自動車借上料	10
								15. 原材料費	25	施設・備品等補修材料	25
								17. 備品購入費	308	学校管理備品	308
								18. 負担金、補助及び交付金	8	授業目的公衆送信補償制度負担金	8
3. 教育振興費	4,510	4,094	416	129			4,381	10. 需用費	1,000	消耗品費	1,000
								13. 使用料及び賃借料	33	施設・建物等使用料	33
								17. 備品購入費	516	教材備品	293
										学校図書	223
								19. 扶助費	2,961	扶助費	2,961
計	40,898	34,961	5,937	195		32	40,671				

10款　教育費　　5項　社会教育費

1. 社会教育総務費	125,028	157,140	△32,112	10		750	124,268	1. 報酬	3,073	委員報酬	628
										会計年度任用職員報酬	2,445
								2. 給料	58,056	一般職給	58,056
								3. 職員手当等	33,496	扶養手当	684
										住居手当	1,254
										通勤手当	399
										時間外勤務手当	2,157
										管理職員特別勤務手当	18

10款　教育費　　5項　社会教育費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										休日勤務手当	4
										管理職手当	1,104
										期末手当	14,137
										勤勉手当	11,999
										寒冷地手当	960
										児童手当	780
								4. 共済費	24,326	共済組合負担金	18,168
										退職手当負担金	6,158
								7. 報償費	2,104	謝金	1,706
										報償品	398
								8. 旅費	992	費用弁償	721
										職員旅費	271
								10. 需用費	888	消耗品費	268
										食糧費	95
										印刷製本費	296
										光熱水費	2
										賄材料費	227
								11. 役務費	253	通信運搬費	234
										保険料	19
								12. 委託料	380	広告梱包委託	3
										二十歳の集いオンライン配信委託	190
										資料作成委託	187
								13. 使用料及び賃借料	586	高速・有料道路使用料	8
										駐車場使用料	12
										施設・建物等使用料	483
										自動車借上料	50
										物品借上料	33
								18. 負担金、補助及び交付金	874	秋田県社会教育委員連絡協議会負担金	26
										北地区社会教育主事協会負担金	8
										社会教育主事講習会負担金	10

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										秋田県日中友好協会負担金	10
										秋田フィンランド協会負担金	20
										秋田県生涯学習奨励員協議会負担金	20
										北秋地区生涯学習奨励員協議会負担金	20
										北秋田市連合婦人会補助金	360
										北東北子どもの詩大賞補助金	180
										青少年育成市民会議補助金	140
										少年保護育成委員会補助金	80
2.　文化振興費	136,266	145,036	△8,770	5,837	9,000	2,872	118,557	1.　報酬	11,220	委員報酬	354
										会計年度任用職員報酬	10,866
								2.　給料	25,203	一般職給	25,203
								3.　職員手当等	18,772	扶養手当	156
										住居手当	972
										通勤手当	314
										時間外勤務手当	1,474
										管理職員特別勤務手当	17
										休日勤務手当	71
										管理職手当	1,572
										期末手当	7,382
										勤勉手当	6,421
										寒冷地手当	393
								4.　共済費	9,650	共済組合負担金	7,253
										退職手当負担金	2,397
								7.　報償費	3,961	謝金	3,961
								8.　旅費	2,521	費用弁償	1,878
										職員旅費	643
								10. 需用費	10,827	消耗品費	3,311
										燃料費	896
										食糧費	7
										印刷製本費	687

10款　教育費　　5項　社会教育費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										光熱水費	4,836
										修繕料	1,090
								11. 役務費	954	通信運搬費	706
										手数料	185
										保険料	63
								12. 委託料	23,677	草刈委託	3,165
										消防設備保守点検委託	269
										浄化槽維持管理委託	560
										指定文化財管理委託	597
										障子貼り替え委託	40
										指定文化財説明看板設置委託	374
										警備委託	1,516
										カルテ作成委託	500
										環状列石保存処理委託	6,980
										清掃委託	2,206
										自動ドア保守点検委託	171
										展示設備保守委託	267
										除排雪委託	689
										電気柵維持点検委託	286
										倒木・支障木伐採運搬等委託	154
										橋梁点検委託	847
										収蔵庫ネズミ駆除委託	96
										消防設備点検委託	206
										施設管理・窓口受付委託	3,417
										空調設備点検委託	119
										冬囲設置・撤去委託	304
										映像・音響機器点検委託	729
										自家用電気工作物保安管理委託	185
								13. 使用料及び賃借料	973	高速・有料道路使用料	16
										OAシステム使用料	154

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										コピー使用料	53
										印刷機借上料	182
										テレビ受信料	13
										物品借上料	512
										著作権使用料	10
										データセンター利用料	33
								14. 工事請負費	18,080	工事請負費	18,080
								17. 備品購入費	1,829	消火器	51
										鳥獣用カメラ	277
										ネットワークハードディスク	110
										乗用芝刈機集草機	248
										成田為三関連図書、資料等	10
										電子レジスター	106
										プロジェクター	1,027
								18. 負担金、補助及び交付金	8,581	全国民俗芸能保存振興連盟負担金	15
										縄文遺跡群保存活用協議会負担金	227
										世界文化遺産地域連携会議負担金	20
										縄文都市連絡協議会負担金	20
										全国史跡整備市町村協議会負担金	40
										全国史跡整備市町村協議会東北地区協議会負担金	10
										秋田県博物館等連絡協議会会費	7
										秋田県博物館等連絡協議会負担金	7
										秋田県合唱連盟負担金	10
										日本少年少女合唱連盟負担金	5
										AKITAヴォーカル・アンサンブル・コンサート負担金	20
										秋田県合唱祭負担金	20
										地域文化活動費補助金	270
										北秋田市文化祭補助金	1,800

10款　教育費　　5項　社会教育費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										北秋田市芸術文化協会補助金	405
										合川まと火補助金	450
										北秋田市文化財保護団体連絡協議会補助金	70
										金家住宅管理事業費補助金	435
										縄文まつり開催補助金	1,750
										縄文シティサミットinきたあきた開催補助金	3,000
								26. 公課費	18	自動車重量税	18
3. 公民館費	146,936	130,104	16,832			6,417	140,519	1. 報酬	17,196	委員報酬	846
										会計年度任用職員報酬	16,350
								3. 職員手当等	5,677	期末手当	3,083
										勤勉手当	2,594
								7. 報償費	13,497	謝礼	40
										謝金	13,457
								8. 旅費	1,316	費用弁償	1,302
										職員旅費	14
								10. 需用費	24,585	消耗品費	3,268
										燃料費	4,960
										食糧費	16
										印刷製本費	476
										光熱水費	14,203
										修繕料	1,637
										賄材料費	25
								11. 役務費	2,902	通信運搬費	2,631
										手数料	253
										保険料	18
								12. 委託料	58,808	清掃委託	5,644
										防火対象物点検委託	280
										消防設備保守点検委託	1,216
										浄化槽維持管理委託	611

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										公民館管理委託	28,568
										印刷機保守委託	29
										雪下ろし委託	354
										測量設計委託	6,028
										住民説明会開催案内折込委託	4
										アスベスト調査委託	451
										施設管理委託	9,021
										自家用電気工作物保安管理委託	697
										自動ドア保守点検委託	182
										草刈委託	231
										空調設備保守点検委託	2,707
										冬囲設置・撤去委託	101
										警備委託	869
										舞台機構設備保守点検委託	297
										屋上ドレン清掃委託	44
										建築物定期調査委託	387
										輪転機保守委託	72
										書誌情報作成委託	223
										図書館コンピュータシステム保守委託	650
										図書館スチーム清掃委託	142
								13. 使用料及び賃借料	5,798	高速・有料道路使用料	2
										施設・建物等使用料	8
										OAシステム使用料	2,114
										コピー使用料	614
										印刷機借上料	595
										テレビ受信料	160
										自動車借上料	50
										物品借上料	1,810
										電子データ使用料	445
								14. 工事請負費	12,375	工事請負費	12,375

10款　教育費　　5項　社会教育費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								15. 原材料費	67	施設・備品等補修材料	41
										植木･苗木等	26
								17. 備品購入費	4,229	パソコン	352
										AED	404
										ミラーボード	444
										消火器	29
										図書	3,000
								18. 負担金、補助及び交付金	481	秋田県公民館連合会負担金	18
										大館北秋公民館連合会負担金	73
										日本図書館協会会費	37
										県北図書館協会負担金	12
										秋田県図書館協会負担金	17
										花いっぱい運動推進協議会補助金	324
								26. 公課費	5	自動車重量税	5
4.　文化会館費	99,319	220,486	△121,167		23,100	12,714	63,505	1.　報酬	4,777	委員報酬	130
										会計年度任用職員報酬	4,647
								3.　職員手当等	1,604	期末手当	871
										勤勉手当	733
								7.　報償費	130	謝金	130
								8.　旅費	104	費用弁償	104
								10. 需用費	22,355	消耗品費	670
										燃料費	5,893
										食糧費	251
										印刷製本費	900
										光熱水費	13,526
										修繕料	1,115
								11. 役務費	804	通信運搬費	651
										手数料	153
								12. 委託料	42,346	冬囲設置・撤去委託	236
										舞台運営等委託	6,974

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										舞台音響設備保守点検委託	412
										清掃委託	7,555
										ピアノ保守点検委託	176
										防火対象物点検委託	315
										舞台機構設備保守点検委託	1,122
										警備委託	804
										舞台照明機器保守点検委託	981
										環境衛生委託	893
										受付委託	7,864
										スチーム清掃委託	429
										自家用電気工作物保安管理委託	607
										消防設備保守点検委託	495
										エレベータ保守点検委託	1,493
										自動ドア保守点検委託	280
										空調設備保守点検委託	1,870
										地下油槽漏洩検査委託	176
										草刈委託	229
										建築物定期調査委託	359
										駐車場排雪委託	824
										非常用発電装置定期点検委託	610
										樹木剪定芯止委託	1,271
										駐車場整理委託	165
										自主事業公演委託	5,194
										舞台照明音響作業委託	198
										冷暖房設備保守点検委託	471
										消防設備点検委託	343
								13. 使用料及び賃借料	758	コピー使用料	295
										テレビ受信料	32
										物品借上料	362
										著作権使用料	69

10款　教育費　　5項　社会教育費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								14. 工事請負費	26,366	工事請負費	26,366
								15. 原材料費	30	建設資材	10
										施設・備品等補修材料	20
								18. 負担金、補助及び交付金	45	全国公立文化施設協議会負担金	35
										秋田県公立文化施設協議会負担金	10
5. ふれあいプラザ費	59,754	53,840	5,914		1,800	4,732	53,222	1. 報酬	10,069	会計年度任用職員報酬	10,069
								3. 職員手当等	3,779	期末手当	2,052
										勤勉手当	1,727
								7. 報償費	143	謝金	143
								8. 旅費	355	費用弁償	355
								10. 需用費	24,929	消耗品費	2,059
										燃料費	3,140
										食糧費	4
										印刷製本費	97
										光熱水費	16,773
										修繕料	2,856
								11. 役務費	507	通信運搬費	422
										手数料	60
										保険料	25
								12. 委託料	16,540	清掃委託	5,100
										空調設備保守点検委託	2,002
										エレベータ保守点検委託	872
										消防設備保守点検委託	500
										防火対象物点検委託	109
										自動ドア保守点検委託	330
										環境衛生委託	372
										警備委託	276
										地中熱利用システム保守点検委託	506
										情報システム保守委託	114
										舞台機構設備保守点検委託	249

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										自家用電気工作物保安管理委託	786
										印刷機保守委託	295
										ピアノ保守点検委託	66
										音楽スタジオ保守点検委託	73
										建築物定期調査委託	525
										草取委託	62
										施設管理・窓口受付委託	3,636
										発電機疑似負荷試験委託	451
										産業廃棄物処分委託	216
								13. 使用料及び賃借料	1,260	コピー使用料	317
										印刷機借上料	437
										テレビ受信料	68
										物品借上料	438
								17. 備品購入費	2,166	公用車	2,003
										消火器	163
								26. 公課費	6	自動車重量税	6
6. 社会教育施設費	1,930	8,248	△6,318			99	1,831	7. 報償費	120	謝金	120
								8. 旅費	90	費用弁償	90
								10. 需用費	355	消耗品費	35
										燃料費	17
										光熱水費	174
										修繕料	129
								11. 役務費	25	手数料	25
								12. 委託料	1,340	草刈委託	20
										指定管理委託	1,320
7. 児童育成費	4,305	4,166	139	1,728		8	2,569	7. 報償費	2,256	謝金	2,256
								8. 旅費	195	費用弁償	195
								10. 需用費	316	消耗品費	294
										燃料費	8
										食糧費	1

10款　教育費　　5項　社会教育費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										印刷製本費	3
										修繕料	10
								11. 役務費	188	手数料	2
										保険料	186
								18. 負担金、補助及び交付金	1,350	北秋田市子ども会育成連合会補助金	1,350
計	573,538	719,020	△145,482	7,575	33,900	27,592	504,471				

10款　教育費　　6項　保健体育費

1. 保健体育総務費	53,222	52,228	994			67	53,155	1. 報酬	3,091	委員報酬	730
										会計年度任用職員報酬	2,361
								2. 給料	16,311	一般職給	16,311
								3. 職員手当等	11,191	扶養手当	1,092
										通勤手当	88
										時間外勤務手当	490
										管理職員特別勤務手当	24
										休日勤務手当	2
										管理職手当	468
										期末手当	4,130
										勤勉手当	3,223
										寒冷地手当	354
										児童手当	1,320
								4. 共済費	6,624	共済組合負担金	5,239
										退職手当負担金	1,385
								7. 報償費	598	謝金	598
								8. 旅費	942	費用弁償	917
										職員旅費	25
								10. 需用費	1,532	消耗品費	966
										食糧費	64
										印刷製本費	502

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11. 役務費	354	通信運搬費	332
										手数料	22
								13. 使用料及び賃借料	450	高速・有料道路使用料	8
										駐車場使用料	1
										コピー使用料	258
										自動車借上料	183
								17. 備品購入費	355	AED	355
								18. 負担金、補助及び交付金	11,774	大館北秋田スポーツ推進委員協議会負担金	30
										秋田県スポーツ推進委員連絡協議会負担金	70
										大館北秋田スポーツ少年団連絡協議会負担金	15
										秋田県スポーツ施設協会負担金	5
										スポーツ協会補助金	900
										スポーツ少年団補助金	500
										スキー大会補助金	1,000
										県民歩くスキーのつどい補助金	324
										100キロチャレンジマラソン大会補助金	3,000
										スポーツ大会開催事業補助金	530
										スポーツ・文化合宿等誘致促進事業費補助金	900
										児童生徒スポーツ大会出場費補助金	4,500
2. 体育館費	67,972	60,381	7,591			3,245	64,727	7. 報償費	77	謝金	77
								10. 需用費	15,044	消耗品費	1,067
										燃料費	2,698
										光熱水費	9,174
										修繕料	2,105
								11. 役務費	776	通信運搬費	468
										手数料	308
								12. 委託料	36,149	消防設備保守点検委託	974
										防火対象物点検委託	118

10款　教育費　　6項　保健体育費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										自家用電気工作物保守点検委託	957
										自動ドア保守点検委託	330
										いす昇降機保守点検委託	108
										浄化槽維持管理委託	541
										ボイラー保守点検委託	187
										機械保守点検委託	710
										除排雪委託	440
										地下油槽漏洩検査委託	299
										建築物定期調査委託	959
										体育館管理委託	28,105
										清掃委託	734
										森吉総合スポーツセンター屋根改修設計委託	1,687
								13. 使用料及び賃借料	5,965	テレビ受信料	62
										物品借上料	5,903
								14. 工事請負費	8,971	工事請負費	8,971
								15. 原材料費	55	建設資材	55
								17. 備品購入費	935	バレーボール支柱カバー	301
										バレーボールネット	152
										エアコン	482
3. 保健体育施設費	82,815	49,687	33,128		16,600	4,565	61,650	10. 需用費	4,693	消耗品費	1,156
										燃料費	150
										光熱水費	1,752
										修繕料	1,635
								11. 役務費	124	通信運搬費	87
										手数料	37
								12. 委託料	42,527	野球場管理委託	2,825
										陸上競技場管理委託	2,487
										写真判定装置点検委託	422
										薬師山スキー場指定管理料	4,488

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										市民プール指定管理料	29,744
										合川プール管理委託	2,291
										松ヶ丘グラウンド管理委託	55
										樹木剪定伐採委託	50
										憩の森グラウンド管理委託	165
								13. 使用料及び賃借料	948	土地借上料	530
										物品借上料	418
								14. 工事請負費	31,339	工事請負費	31,339
								15. 原材料費	89	建設資材	89
								17. 備品購入費	3,095	砲丸投げシート	660
										幅跳びシート	198
										ファックス	50
										トレーニングマシン	2,187
4. 学校給食費	377,759	351,642	26,117		8,600	26,673	342,486	1. 報酬	85,771	委員報酬	117
										会計年度任用職員報酬	85,654
								2. 給料	8,549	一般職給	8,549
								3. 職員手当等	32,385	扶養手当	156
										住居手当	324
										通勤手当	138
										時間外勤務手当	226
										管理職員特別勤務手当	11
										休日勤務手当	4
										管理職手当	468
										期末手当	16,683
										勤勉手当	14,039
										寒冷地手当	156
										児童手当	180
								4. 共済費	3,628	共済組合負担金	2,721
										退職手当負担金	907
								8. 旅費	1,997	費用弁償	1,997

10款　教育費　　6項　保健体育費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								10. 需用費	167,594	消耗品費	9,543
										燃料費	5,891
										光熱水費	26,496
										修繕料	10,209
										賄材料費	115,455
								11. 役務費	3,759	通信運搬費	945
										手数料	2,556
										保険料	258
								12. 委託料	35,252	ボイラー保守点検委託	165
										学校給食配送委託	10,091
										自動ドア保守点検委託	1,054
										消防設備保守点検委託	216
										厨房設備保守管理委託	1,868
										ねずみ・衛生害虫防除委託	564
										学校給食管理システム保守委託	231
										自家用電気工作物保守点検委託	889
										電力監視委託	102
										米飯用食缶洗浄及び消毒保管委託	4,505
										グリストラップ汲取清掃委託	670
										警備委託	1,042
										給食費徴収管理システム保守委託	317
										炊飯委託	7,557
										空調設備保守点検委託	1,835
										エレベータ保守点検委託	740
										雪下ろし委託	169
										給湯設備保守点検委託	1,100
										食器洗浄機内部洗浄委託	151
										学校給食用パン加工委託	674
										LED化改修設計委託	1,136
										PCB調査委託	176

10款　教育費　　6項　保健体育費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	483	OAシステム使用料	17
										コピー使用料	429
										テレビ受信料	37
								14. 工事請負費	26,466	工事請負費	26,466
								17. 備品購入費	11,084	厨房備品	10,552
										一般備品	532
								18. 負担金、補助及び交付金	594	秋田県学校給食共同調理場連絡協議会負担金	6
										ボイラー取扱技能講習受講料負担金	15
										小中学校等児童生徒学校給食費補助金	573
								26. 公課費	197	自動車重量税	197
計	581,768	513,938	67,830		25,200	34,550	522,018				

11款　災害復旧費　　1項　農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	8,406	16,177	△7,771			1	8,405	2. 給料	3,633	一般職給	3,633
								3. 職員手当等	2,076	時間外勤務手当	537
										休日勤務手当	14
										期末手当	800
										勤勉手当	684
										寒冷地手当	41
								4. 共済費	1,619	共済組合負担金	1,233
										退職手当負担金	386
								12. 委託料	968	CAD官公庁版導入委託	330
										積算システム保守委託	583
										補助率増高システム保守委託	55
								18. 負担金、補助及び交付金	110	ドローン民間ライセンス講習負担金	110
2. 林業施設災害復旧費	122,671	32,521	90,150	80,502	19,200		22,969	8. 旅費	185	職員旅費	185
								13. 使用料及び賃借料	6,538	物品借上料	6,538

11款　災害復旧費　　1項　農林水産業施設災害復旧費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								14. 工事請負費	110,055	工事請負費	110,055
								15. 原材料費	5,863	建設資材	5,863
								21. 補償、補填及び賠償金	30	立木等補償費	30
計	131,077	48,698	82,379	80,502	19,200	1	31,374				

11款　災害復旧費　　2項　公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	218,762	241,822	△23,060	117,371	70,900		30,491	2. 給料	3,254	一般職給	3,254
								3. 職員手当等	2,066	通勤手当	125
										時間外勤務手当	607
										休日勤務手当	11
										期末手当	683
										勤勉手当	583
										寒冷地手当	57
								4. 共済費	1,487	共済組合負担金	1,141
										退職手当負担金	346
								10. 需用費	100	消耗品費	100
								12. 委託料	19,360	設計委託	19,360
								14. 工事請負費	192,495	工事請負費	192,495
計	218,762	241,822	△23,060	117,371	70,900		30,491				

11款　災害復旧費　　3項　衛生施設災害復旧費

1. 清掃施設災害復旧費	14,558	0	14,558		14,500		58	12. 委託料	14,558	最終処分場測量設計委託	14,558
計	14,558	0	14,558		14,500		58				

11款　災害復旧費　　項　商工施設災害復旧費

観光施設災害復旧費	0	17,422	△17,422							廃項
計	0	17,422	△17,422							

12款　公債費　　1項　公債費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 元金	2,365,047	2,837,011	△471,964			86,967	2,278,080	22. 償還金、利子及び割引料	2,365,047	長期債元金	2,365,047
2. 利子	144,620	84,713	59,907			9,427	135,193	22. 償還金、利子及び割引料	144,620	長期債利子	142,955
										一時借入金利子	1,665
3. 公債諸費	1	10,225	△10,224				1	21. 補償、補填及び賠償金	1	補償費	1
計	2,509,668	2,931,949	△422,281			96,394	2,413,274				

13款　諸支出金　　1項　繰出金

1. 財産区繰出金	29,203	60,291	△31,088	12,812			16,391	27. 繰出金	29,203	阿仁合財産区特別会計繰出金	10,884
										大阿仁財産区特別会計繰出金	18,319
計	29,203	60,291	△31,088	12,812			16,391				

13款　諸支出金　　2項　基金費

1. 財政調整基金費	11,042	7,662	3,380			11,042		24. 積立金	11,042	財政調整基金積立金	11,042
2. 減債基金費	1,968	3,341	△1,373			1,968		24. 積立金	1,968	減債基金積立金	1,968
3. 地域振興基金費	3,573	2,588	985			3,573		24. 積立金	3,573	地域振興基金積立金	3,573
4. まちづくり基金費	31	23	8			31		24. 積立金	31	まちづくり基金積立金	31
5. 学校施設整備基金費	165	119	46			165		24. 積立金	165	学校施設整備基金積立金	165
6. 地域福祉基金費	956	694	262			956		24. 積立金	956	地域福祉基金積立金	956
7. 土地開発基金費	684	494	190			684		24. 積立金	684	土地開発基金積立金	684
8. 森林経営管理基金費	364	228	136			364		24. 積立金	364	森林経営管理基金積立金	364

13款　諸支出金　　2項　基金費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
9. 公共施設解体基金費	1,441	0	1,441			1,441		24. 積立金	1,441	公共施設解体基金積立金	1,441
計	20,224	15,149	5,075			20,224					

14款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	50,000	50,000	0				50,000				
計	50,000	50,000	0				50,000				
歳出合計	25,674,692	24,136,597	1,538,095	4,182,046	2,257,400	889,760	18,345,486				

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数	給与費							共済費	合　計	備　　考
			報　酬	給　料	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分	地域手当	寒冷地 手　当	その他 の手当	計			
		（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
本年度	長　等	3	0	25,632	8,415	0	297	88	34,432	13,495	47,927	その他の手当内訳
	議　員	18	72,660	0	23,850	0	0	0	96,510	17,912	114,422	通勤手当　　88 千円
	その他の特別職	1,240	66,199	0	0	0	0	0	66,199	40	66,239	
	計	1,261	138,859	25,632	32,265	0	297	88	197,141	31,447	228,588	
前年度	長　等	3	0	25,560	8,269	0	171	86	34,086	13,368	47,454	
	議　員	18	66,096	0	20,558	0	0	0	86,654	16,697	103,351	
	その他の特別職	1,580	117,358	0	0	0	0	0	117,358	40	117,398	
	計	1,601	183,454	25,560	28,827	0	171	86	238,098	30,105	268,203	
比較	長　等	0	0	72	146	0	126	2	346	127	473	
	議　員	0	6,564	0	3,292	0	0	0	9,856	1,215	11,071	
	その他の特別職	△ 340	△ 51,159	0	0	0	0	0	△ 51,159	0	△ 51,159	
	計	△ 340	△ 44,595	72	3,438	0	126	2	△ 40,957	1,342	△ 39,615	

２．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（ 346 ） 457	517,368	1,789,670	1,280,090	3,587,128	866,249	4,453,377	常勤職員　425人
前年度	（ 385 ） 448	500,001	1,696,714	1,201,864	3,398,579	764,889	4,163,468	
比　較	（△ 39 ） 9	17,367	92,956	78,226	188,549	101,360	289,909	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	52,392	871	21,818	31,976	9,888	98,884	300	2,180	8,200
	前年度	49,320	865	21,837	30,913	9,888	99,707	168	2,180	8,200
	比　較	3,072	6	△ 19	1,063	0	△ 823	132	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	22,998	57,900	489,965	410,395	31,163	41,160	0		
	前年度	23,094	41,687	457,166	384,290	30,249	42,300	0		
	比　較	△ 96	16,213	32,799	26,105	914	△ 1,140	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数 (人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	(17) 425	0	1,705,412	1,084,760	2,790,172	803,742	3,593,914	
前年度	(16) 413	0	1,605,896	1,009,584	2,615,480	707,876	3,323,356	
比　較	(1) 12	0	99,516	75,176	174,692	95,866	270,558	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	52,392	871	21,818	30,637	9,888	84,834	22	2,180	8,200
	前年度	49,320	865	21,837	29,221	9,888	85,085	22	2,180	8,200
	比　較	3,072	6	△ 19	1,416	0	△ 251	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	22,998	57,900	393,336	329,031	31,163	39,490	0		
	前年度	22,998	41,687	362,754	304,913	30,249	40,365	0		
	比　較	0	16,213	30,582	24,118	914	△ 875	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数 (人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	(329) 32	517,368	84,258	195,330	796,956	62,507	859,463	
前年度	(369) 35	500,001	90,818	192,280	783,099	57,013	840,112	
比　較	(△ 40) △ 3	17,367	△ 6,560	3,050	13,857	5,494	19,351	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	0	1,339	0	14,050	278	0	0
	前年度	0	0	0	1,692	0	14,622	146	0	0
	比　較	0	0	0	△ 353	0	△ 572	132	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	0	96,629	81,364	0	1,670	0		
	前年度	96	0	94,412	79,377	0	1,935	0		
	比　較	△ 96	0	2,217	1,987	0	△ 265	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	92,956	給与改定に伴う増減分	53,958		
		昇給に伴う増減分	21,238		
		その他の増減分	17,760	退職者分　△ 31,931	
				採用者分　72,960	
				会計異動その他　△ 16,709	
				会計年度任用職員分　△ 6,560	
職員手当等	78,226	制度改正に伴う増減分	43,848		
		その他の増減分	34,378	退職者分　△ 13,043	
				採用者分　32,782	
				会計異動その他　11,589	
				会計年度任用職員分　3,050	

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		行政職	技能労務職	医療職（三）
令和　8　年１月１日現在	平均給料月額（円）	327,863	313,397	285,043
	平均給与月額（円）	357,493	319,164	294,710
	平 均 年 齢　（歳）	43歳４月	54歳10月	59歳６月
令和　7　年１月１日現在	平均給料月額（円）	322,111	323,312	307,474
	平均給与月額（円）	350,220	332,095	322,834
	平 均 年 齢　（歳）	42歳７月	54歳10月	60歳４月

イ　初任給　（単位：円）

区　　分	行政職	技能労務職	国　の　制　度	
			行政職	技能労務職
高　校　卒	201,892	206,629	200,300	198,200
大　学　卒	233,844	—	232,000	—

ウ　級別職員数

区　　分	行 政 職			技能労務職			医療職（三）						備　　考
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)				
令和 8 年1月1日現在	1 級	50	12.2	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0				
	2 級	66	16.1	2 級	1	16.7	2 級	0	0.0				
	3 級	114	27.9	3 級	1	16.7	3 級	3	100.0				
	4 級	71	17.4	4 級	0	0.0	4 級	0	0.0				
	5 級	64	15.6	5 級	4	66.7	5 級	0	0.0				
	6 級	32	7.8										
	7 級	12	2.9										
	計	409	100.0	計	6	100.0	計	3	100.0				
令和 7 年1月1日現在	1 級	55	15.6	1 級	0	14.3	1 級	0	0.0				
	2 級	64	14.9	2 級	1	0.0	2 級	0	0.0				
	3 級	94	23.2	3 級	0	0.0	3 級	2	100.0				
	4 級	75	20.9	4 級	0	14.3	4 級	0	0.0				
	5 級	65	14.6	5 級	5	71.4	5 級	0	0.0				
	6 級	31	7.8										
	7 級	12	3.0										
	計	396	100.0	計	6	100.0	計	2	100.0				

（級別の基準となる職務内容）

区　　分	1　　級	2　　級	3　　級	4　　級	5　　級	6　　級	7　　級
行　政　職	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	部長

エ　昇給

区分			合計	代表的な職種			
				行政職	技能労務職	医療職（三）	
本年度	職員数（A）（人）		418	409	6	3	
	昇給に係る職員数（B）（人）		343	341	1	1	
	号給数別内訳	1号給（人）	10	9	0	1	
		2号給（人）	17	16	1	0	
		3号給（人）	29	29	0	0	
		4号給（人）	215	215	0	0	
		5号給（人）	8	8	0	0	
		6号給（人）	53	53	0	0	
		7号給（人）	2	2	0	0	
		8号給（人）	9	9	0	0	
	比率（B）/（A）（%）		82.1	83.4	16.7	33.3	
前年度	職員数（A）（人）		420	412	6	2	
	昇給に係る職員数（B）（人）		341	339	2	0	
	号給数別内訳	1号給（人）	9	9	0	0	
		2号給（人）	8	7	1	0	
		3号給（人）	20	20	0	0	
		4号給（人）	241	240	1	0	
		5号給（人）	5	5	0	0	
		6号給（人）	52	52	0	0	
		7号給（人）	0	0	0	0	
		8号給（人）	6	6	0	0	
	比率（B）/（A）（%）		81.2	82.3	33.3	0.0	

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.325	2.325	4.650	有	
前年度	2.300	2.300	4.600	有	
国の制度	2.325	2.325	4.650	有	

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当　（令和８年１月１日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度	その他の加算措置等
支　給　率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）

キ　地域手当　（令和８年１月１日現在）

支給対象地域	東京都特別区	宮城県仙台市
支給率（%）	20.0	7.0
支給対象職員数（人）	1	1
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0	7.0

ク　特殊勤務手当

区　　分	全職種	代表的な職種		
		行政職		
給料総額に対する比率　（%）	1.05	1.07		
支給対象職員の比率　（%）（令和８年１月１日現在）	23.61	24.14		
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間業務手当・救急業務手当			

ケ　その他の手当

区　　分	国との制度の異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	国の上限：28,000円、市の上限：27,000円
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度経営基盤強化資金利子補給金	14,108	平成18年度から令和7年度まで	13,836	令和8年度から令和12年度まで	272	135			137
平成19年農業経営基盤強化資金利子補給金	8,689	平成20年度から令和7年度まで	8,235	令和8年度から令和12年度まで	454	226			228
平成20年農業経営基盤強化資金利子補給金	10,646	平成21年度から令和7年度まで	9,851	令和8年度から令和14年度まで	795	397			398
平成21年農業経営基盤強化資金利子補給金	4,533	平成22年度から令和7年度まで	4,459	令和8年度から令和10年度まで	74	36			38
平成21年家畜経営維持緊急支援資金利子補給金	1,346	平成22年度から令和7年度まで	1,251	令和8年度から令和16年度まで	95				95
平成23年農業経営基盤強化資金利子補給金	1,618	平成24年度から令和7年度まで	1,545	令和8年度から令和12年度まで	73	36			37
北秋田市クリーンリサイクルセンター長期包括的運転管理業務委託	6,300,000	平成30年度から令和7年度まで	2,205,000	令和8年度から令和19年度まで	4,095,000				4,095,000
軽費老人ホーム（A型）大野台エコーハイツ指定管理料	729,000	平成30年度から令和7年度まで	583,140	令和8年度から令和9年度まで	145,860				145,860
合川高齢者生活支援施設指定管理料	75,700	平成30年度から令和7年度まで	60,520	令和8年度から令和9年度まで	15,180				15,180
サテライトステーションつづれこ指定管理料	57,950	平成30年度から令和7年度まで	49,230	令和8年度から令和9年度まで	8,720				8,720
サポートハウスたかのす指定管理料	199,300	平成30年度から令和7年度まで	159,320	令和8年度から令和9年度まで	39,980				39,980
森吉生活支援ハウス指定管理料	247,400	平成30年度から令和7年度まで	197,720	令和8年度から令和9年度まで	49,680				49,680
阿仁養護老人ホームもろび苑指定管理料	1,037,100	平成30年度から令和7年度まで	829,400	令和8年度から令和9年度まで	207,700				207,700
北秋田市し尿処理施設長期包括的運転管理業務委託	665,052	令和2年度から令和7年度まで	383,191	令和8年度から令和11年度まで	281,861				281,861
北秋田市中村地区コミュニティセンター指定管理料	1,000	令和5年度から令和7年度まで	600	令和8年度から令和9年度まで	400				400
北秋田市アグリハウス指定管理料	11,500	令和5年度から令和7年度まで	6,900	令和8年度から令和9年度まで	4,600				4,600
農業・漁業フォローアップ資金利子補給金	1,918	令和5年度から令和7年度まで	830	令和8年度から令和14年度まで	1,088	724			364
北秋田市地域福祉センター指定管理料	15,930	令和5年度から令和7年度まで	9,558	令和8年度から令和9年度まで	6,372				6,372
ことぶき荘指定管理料	9,805	令和5年度から令和7年度まで	5,883	令和8年度から令和9年度まで	3,922				3,922
もろびこども園指定管理料	39,185	令和5年度から令和7年度まで	23,511	令和8年度から令和9年度まで	15,674				15,674
フードセンターたかのす指定管理料	61,875	令和5年度から令和7年度まで	37,125	令和8年度から令和9年度まで	24,750				24,750

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
北秋田市障害者生活支援センター指定管理料	82,855	令和5年度から令和7年度まで	49,713	令和8年度から令和9年度まで	33,142				33,142
鷹巣体育館照明設備LED化事業	10,746	令和5年度から令和7年度まで	7,164	令和8年度から令和9年度まで	3,582				3,582
北健康増進センター照明設備LED化事業	2,484	令和5年度から令和7年度まで	1,656	令和8年度から令和9年度まで	828				828
森吉除雪センター敷地借上料	540	令和7年度	270	令和8年度から令和9年度まで	270				270
水路敷借上料	28	令和7年度	14	令和8年度から令和9年度まで	14				14
流雪溝用ため池敷地借上料	336	令和7年度	168	令和8年度から令和9年度まで	168				168
流雪溝用ため池敷地借上料	12	令和7年度	6	令和8年度から令和9年度まで	6				6
森吉総合スポーツセンター照明設備LED化事業	12,650	令和7年度	6,072	令和8年度から令和10年度まで	6,578				6,578
合川体育館照明設備LED化事業	12,513	令和7年度	6,006	令和8年度から令和10年度まで	6,507				6,507
ごみ収集運搬業務委託	681,620	令和7年度	272,648	令和8年度から令和10年度まで	408,972				408,972
農業・漁業フォローアップ資金利子補給金	2,203	令和7年度	637	令和8年度から令和15年度まで	1,566	1,041			525
最終処分場管理業務委託	38,525	令和7年度	15,410	令和8年度から令和10年度まで	23,115				23,115
引湯管埋設敷地借上料	9	令和7年度	6	令和8年度	3				3
白糸滝遊歩道及び駐車場敷地借上料	12	令和7年度	8	令和8年度	4				4
太平湖グリーンハウス建物敷地・駐車場敷地借上料	93	令和7年度	62	令和8年度	31				31
ぶな帯キャンプ場園地広場敷地借上料	60	令和7年度	40	令和8年度	20				20
ぶな帯キャンプ場駐車場敷地借上料	24	令和7年度	16	令和8年度	8				8
ぶな帯キャンプ場共同炊飯場敷地借上料	9	令和7年度	6	令和8年度	3				3
阿仁カラミナイキャンプ場駐車場敷地借上料	15	令和7年度	10	令和8年度	5				5
森吉山阿仁スキー場敷地借上料	5,550	令和7年度	3,700	令和8年度	1,850				1,850
クウィンス森吉看板敷地借上料	99	令和7年度	66	令和8年度	33				33
サポートハウスたかのす指定管理料（物価高騰対策分）	9,452	令和7年度	4,726	令和8年度から令和9年度まで	4,726				4,726
森吉生活支援ハウス指定管理料（物価高騰対策分）	5,152	令和7年度	2,576	令和8年度から令和9年度まで	2,576				2,576
サテライトステーションつづれこ指定管理料（物価高騰対策分）	5,244	令和7年度	2,622	令和8年度から令和9年度まで	2,622				2,622

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
合川高齢者生活支援施設指定管理料(物価高騰対策分)	3,472	令和7年度	1,736	令和8年度から令和9年度まで	1,736				1,736
軽費老人ホーム(A型)大野台エコーハイツ指定管理料(物価高騰対策分)	18,512	令和7年度	9,256	令和8年度から令和9年度まで	9,256				9,256
阿仁養護老人ホームもろび苑指定管理料(物価高騰対策分)	10,092	令和7年度	5,046	令和8年度から令和9年度まで	5,046				5,046
フードセンターたかのす指定管理料(物価高騰対策分)	9,147	令和5年度から令和7年度まで	5,199	令和8年度から令和9年度まで	3,948				3,948
北秋田市障害者生活支援センター指定管理料(消費税分)	8,290	令和5年度から令和7年度まで	4,974	令和8年度から令和9年度まで	3,316				3,316
例規執務サポートシステム等委託	24,255	令和7年度	5,390	令和8年度から令和11年度まで	18,865				18,865
北秋田市妖精の森指定管理料	14,325	令和7年度	4,775	令和8年度から令和9年度まで	9,550				9,550
阿仁公民館照明設備LED化事業	13,200	令和7年度	2,640	令和8年度から令和11年度まで	10,560				10,560
ふるさと納税事業代行委託	198,000	令和7年度	66,000	令和8年度から令和9年度まで	132,000				132,000
鷹巣斎場管理委託	22,842	令和7年度	7,614	令和8年度から令和9年度まで	15,228				15,228
市民プール指定管理料	148,720	令和7年度	29,744	令和8年度から令和11年度まで	118,976				118,976
薬師山スキー場指定管理料	22,440	令和7年度	4,488	令和8年度から令和11年度まで	17,952				17,952
市有スクールバス運行管理業務委託	220,096	令和7年度	73,606	令和8年度から令和9年度まで	146,490				146,490
竜ヶ森キャンプ場給水施設敷・駐車場敷借上料	219	令和7年度	73	令和8年度から令和9年度まで	146				146
太平湖グリーンハウス緑地等管理中央センター電気引込電柱敷及び架線敷借上料	6	令和7年度	2	令和8年度から令和9年度まで	4				4
コンベンションホール四季美館建物・駐車場敷地借上料	4,960	令和7年度	992	令和8年度から令和11年度まで	3,968				3,968
クウィンス森吉駐車場敷地借上料	951	令和7年度	317	令和8年度から令和9年度まで	634				634
太平湖グリーンハウス電気導入敷・給水引込敷地借上料	51	令和7年度	17	令和8年度から令和9年度まで	34				34
太平湖グリーンハウス船舶格納庫敷借上料	54	令和7年度	18	令和8年度から令和9年度まで	36				36
安の滝駐車場敷借上料	45	令和7年度	15	令和8年度から令和9年度まで	30				30
阿仁カラミナイキャンプ場管理棟敷外借上料	174	令和7年度	58	令和8年度から令和9年度まで	116				116
高津森クロスカントリーコース敷借上料	150	令和7年度	50	令和8年度から令和9年度まで	100				100
森林公園敷外借上料(旧森吉スキー場)	132	令和7年度	44	令和8年度から令和9年度まで	88				88
秋田県総合防災情報システム整備事業	12,050	－	－	令和8年度	12,050		12,000		50

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
妊産婦あんしんタクシー事業委託（令和７年度分）	947	－	－	令和8年度	947				947
北秋田市営森吉山阿仁スキー場指定管理料	153,220	－	－	令和8年度から令和12年度まで	153,220				153,220
北秋田市打当温泉マタギの湯・北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）・北秋田市農業者健康管理施設指定管理料	85,203	－	－	令和8年度から令和10年度まで	85,203				85,203
北秋田市農林水産物直売・食材供給施設（道の駅あに）指定管理料	14,811	－	－	令和8年度から令和10年度まで	14,811				14,811
北秋田市クウィンス森吉指定管理料	77,616	－	－	令和8年度から令和10年度まで	77,616				77,616
北秋田市コンベンションホール四季美館指定管理料	24,810	－	－	令和8年度から令和10年度まで	24,810				24,810
北秋田市地域医療確保促進事業補助金	1,560	－	－	令和8年度から令和9年度まで	1,560				1,560
秋田内陸線駅管理運営委託	31,086	－	－	令和8年度から令和10年度まで	31,086				31,086
入出金機オンライン送金委託	31,175	－	－	令和8年度から令和12年度まで	31,175				31,175
セミセルフレジ保守委託	173	－	－	令和8年度	173				173
著作権使用料	300	－	－	令和8年度から令和10年度まで	300				300
市議会だより「ぎかいの杜」印刷業務	4,069	－	－	令和8年度	4,069				4,069
市議会会議録調製委託	1,133	－	－	令和8年度	1,133				1,133
市議会会議録検索システム保守委託	66	－	－	令和8年度	66				66
市議会会議録作成支援システム利用料	1,056	－	－	令和8年度	1,056				1,056
市議会映像インターネット配信システム利用料	1,078	－	－	令和8年度	1,078				1,078
市議会会議システム・グループウェア利用料	893	－	－	令和8年度	893				893
複合機賃貸借（議会事務局）	296	－	－	令和8年度	296				296
産業医委託	150	－	－	令和8年度	150				150
顧問弁護士委託	924	－	－	令和8年度	924				924
280MHzデジタル同報無線システム運用・保守・管理委託	10,900	－	－	令和8年度	10,900				10,900
被災者支援システム保守委託	132	－	－	令和8年度	132				132
防災登録制メール配信システム保守委託	1,056	－	－	令和8年度	1,056				1,056
防災情報公式ＬＩＮＥ連携配信運用保守委託	462	－	－	令和8年度	462				462

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
LGWAN版住宅地図使用料	317	－	－	令和8年度	317				317
WEB版ハザードマップ使用料	80	－	－	令和8年度	80				80
RPA等活用支援委託	1,320	－	－	令和8年度	1,320				1,320
行政情報サービスiJAMP使用料	792	－	－	令和8年度	792				792
ふるさと寄附金決済手数料	寄附金額に対して契約で定める料率を乗じて得た金額	－	－	令和8年度	寄附金額に対して契約で定める料率を乗じて得た金額				
ふるさと寄附金ポータルサイトシステム使用料	寄附金額に対して契約等で定める料率を乗じて得た金額に基本料金等を加えた金額	－	－	令和8年度	寄附金額に対して契約等で定める料率を乗じて得た金額に基本料金等を加えた金額				
ふるさと寄附金ワンストップ申請管理システム使用料	ワンストップ申請1件当たりの単価に取扱件数を乗じて得た金額に月間保守料を加えた金額	－	－	令和8年度	ワンストップ申請1件当たりの単価に取扱件数を乗じて得た金額に月間保守料を加えた金額				
鷹巣市街地循環バス運行委託	12,471	－	－	令和8年度	12,471				12,471
市ホームページ保守委託	3,169	－	－	令和8年度	3,169				3,169
市広報印刷業務	14,644	－	－	令和8年度	14,644				14,644
市LINE公式アカウント情報配信システム使用料	1,782	－	－	令和8年度	1,782				1,782
オンプレ保守委託	10,407	－	－	令和8年度	10,407				10,407
LGWAN運用保守委託	436	－	－	令和8年度	436				436
情報セキュリティ保守委託	6,058	－	－	令和8年度	6,058				6,058
行政オンライン化保守委託	196	－	－	令和8年度	196				196
生体認証システム保守委託	704	－	－	令和8年度	704				704
セキュアブラウザ保守委託	1,707	－	－	令和8年度	1,707				1,707
ICSクラウド使用料	54,633	－	－	令和8年度	54,633				54,633

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
光ファイバ通信網設備保守委託	7,920	－	－	令和8年度	7,920			7,920	
NTT局舎接続使用料	935	－	－	令和8年度	935			935	
NTT地下管路設備使用料	2,700	－	－	令和8年度	2,700			2,700	
地方公会計システム保守委託	440	－	－	令和8年度	440				440
工事・委託実績情報データベース検索システム使用料	20	－	－	令和8年度	20				20
公的機関調達情報検索システム使用料	396	－	－	令和8年度	396				396
契約管理システム使用料	536	－	－	令和8年度	536				536
公有財産台帳システム閲覧データ作成委託	1,749	－	－	令和8年度	1,749				1,749
本庁舎等自家用電気工作物保安管理委託	647	－	－	令和8年度	647				647
本庁舎等清掃委託	6,610	－	－	令和8年度	6,610				6,610
市民バス運転委託	1,869	－	－	令和8年度	1,869				1,869
本庁舎エレベーター保守点検委託	990	－	－	令和8年度	990				990
本庁舎等空調設備保守点検委託	2,230	－	－	令和8年度	2,230				2,230
本庁舎非常用発電機保守点検委託	1,056	－	－	令和8年度	1,056				1,056
本庁舎等自動ドア保守点検委託	428	－	－	令和8年度	428				428
宮前町庁舎警備委託	159	－	－	令和8年度	159				159
本庁舎等宿日直委託	5,427	－	－	令和8年度	5,427				5,427
本庁舎等電話設備賃貸借	488	－	－	令和8年度	488				488
本庁舎フロアマット賃貸借	151	－	－	令和8年度	151				151
税務LAN保守委託	6,598	－	－	令和8年度	6,598				6,598
地方税電子申告サービス利用料	1,537	－	－	令和8年度	1,537				1,537
土地情報管理システム利用料	2,536	－	－	令和8年度	2,536				2,536
家屋評価システム利用料	911	－	－	令和8年度	911				911
複合機賃貸借（税務課）	209	－	－	令和8年度	209				209

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
住基ネットシステム保守委託	1,115	－	－	令和8年度	1,115				1,115
戸籍届書入力支援委託	2,218	－	－	令和8年度	2,218				2,218
コンビニ交付本籍地交付サービスソフトウエア保守委託	198	－	－	令和8年度	198				198
戸籍クラウドサービス使用料	9,804	－	－	令和8年度	9,804				9,804
コンビニ交付システム使用料	3,855	－	－	令和8年度	3,855				3,855
複合機賃貸借（市民課）	941	－	－	令和8年度	941				941
地上デジタル放送難視聴対策用設備保守委託	1,650	－	－	令和8年度	1,650				1,650
畜犬登録及び狂犬病予防注射済票交付事務等委託	326	－	－	令和8年度	326				326
鷹巣斎場火葬炉設備保守点検委託	704	－	－	令和8年度	704				704
鷹巣斎場自動ドア保守点検委託	207	－	－	令和8年度	207				207
鷹巣斎場自家用電気工作物保安管理委託	245	－	－	令和8年度	245				245
ごみ分別アプリ使用料	792	－	－	令和8年度	792				792
鷹巣・阿仁埋立地最終処分場水質検査委託	1,357	－	－	令和8年度	1,357				1,357
北秋田市一般廃棄物最終処分場各種測定委託	3,332	－	－	令和8年度	3,332				3,332
クリーンリサイクルセンター粗大ごみ等受入管理委託	5,632	－	－	令和8年度	5,632				5,632
木質ごみ運搬委託	1,347	－	－	令和8年度	1,347				1,347
粗大ごみ運搬委託	364	－	－	令和8年度	364				364
市営墓地清掃、除草、除雪等委託	1,896	－	－	令和8年度	1,896				1,896
大町公衆便所清掃委託	100	－	－	令和8年度	100				100
合川庁舎受付等委託	5,047	－	－	令和8年度	5,047				5,047
合川庁舎清掃委託	1,244	－	－	令和8年度	1,244				1,244
合川庁舎等冬囲設置・撤去委託	48	－	－	令和8年度	48				48
合川庁舎敷地等草刈委託	277	－	－	令和8年度	277				277
合川庁舎自家用電気工作物保安管理委託	167	－	－	令和8年度	167				167

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
合川庁舎ボイラー保守性能検査整備委託	209	－	－	令和8年度	209				209
合川庁舎自動ドア保守点検委託	69	－	－	令和8年度	69				69
合川庁舎フロアマット賃貸借	47	－	－	令和8年度	47				47
森吉庁舎受付等委託	5,047	－	－	令和8年度	5,047				5,047
森吉庁舎清掃委託	1,639	－	－	令和8年度	1,639				1,639
森吉庁舎冬囲設置・撤去委託	190	－	－	令和8年度	190				190
森吉庁舎周辺剪定委託	56	－	－	令和8年度	56				56
森吉庁舎空調衛生設備保守点検委託	2,222	－	－	令和8年度	2,222				2,222
森吉庁舎自家用電気工作物保安管理委託	823	－	－	令和8年度	823				823
森吉庁舎エレベーター保守点検委託	515	－	－	令和8年度	515				515
森吉庁舎自動ドア保守点検委託	168	－	－	令和8年度	168				168
市民バス運転委託（森吉）	2,093	－	－	令和8年度	2,093				2,093
森吉庁舎フロアマット賃貸借	180	－	－	令和8年度	180				180
複合機賃貸借（森吉庁舎）	467	－	－	令和8年度	467				467
印刷機賃貸借（森吉庁舎）	27	－	－	令和8年度	27				27
前田出張所警備委託	148	－	－	令和8年度	148				148
複合機賃貸借（前田出張所）	142	－	－	令和8年度	142				142
阿仁庁舎及び山村開発センター受付等委託	5,047	－	－	令和8年度	5,047				5,047
阿仁庁舎及び山村開発センター清掃委託	1,244	－	－	令和8年度	1,244				1,244
阿仁庁舎施設等冬囲設置・撤去委託	144	－	－	令和8年度	144				144
阿仁庁舎敷地等草刈委託	98	－	－	令和8年度	98				98
阿仁庁舎エレベーター保守点検委託	528	－	－	令和8年度	528				528
阿仁庁舎自家用電気工作物保安管理委託	330	－	－	令和8年度	330				330
阿仁庁舎自動ドア保守点検委託	108	－	－	令和8年度	108				108

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
阿仁庁舎空調設備保守点検委託	2,222	－	－	令和8年度	2,222				2,222
複合機賃貸借（阿仁庁舎）	324	－	－	令和8年度	324				324
農村環境改善センター受付等委託	3,394	－	－	令和8年度	3,394				3,394
農村環境改善センター夜間警備委託	283	－	－	令和8年度	283				283
農村環境改善センター清掃委託	622	－	－	令和8年度	622				622
農村環境改善センター等冬囲設置・撤去委託	96	－	－	令和8年度	96				96
農村環境改善センター敷地等草刈委託	17	－	－	令和8年度	17				17
農村環境改善センター除排雪委託	167	－	－	令和8年度	167				167
農村環境改善センター浄化槽清掃維持管理委託	311	－	－	令和8年度	311				311
複合機賃貸借（農村環境改善センター）	162	－	－	令和8年度	162				162
避難行動要支援者支援システム使用料	1,254	－	－	令和8年度	1,254				1,254
障害福祉業務総合支援ソフト利用料	634	－	－	令和8年度	634				634
生活保護システム標準準拠版サービス利用料	4,356	－	－	令和8年度	4,356				4,356
生活保護版レセプト管理クラウドサービス利用料	2,502	－	－	令和8年度	2,502				2,502
栄養管理ソフトウェア保守委託	97	－	－	令和8年度	97				97
公立保育園厨房機器保守点検委託	424	－	－	令和8年度	424				424
公立保育園自動ドア保守点検委託	190	－	－	令和8年度	190				190
公立保育園電気工作物保安管理委託	390	－	－	令和8年度	390				390
米内沢保育園保育業務支援システム保守委託	80	－	－	令和8年度	80				80
阿仁合保育園空調設備保守点検委託	633	－	－	令和8年度	633				633
複合機賃貸借（公立保育園）	103	－	－	令和8年度	103				103
北秋田市児童館管理運営委託	33,300	－	－	令和8年度	33,300				33,300
乳幼児健康診査委託	638	－	－	令和8年度	638				638
乳幼児歯科健康診査委託	415	－	－	令和8年度	415				415

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
あんしん電話事業委託	962	－	－	令和8年度	962				962
家族介護用品支給事業委託	1,749	－	－	令和8年度	1,749				1,749
高齢者障害者等外出支援サービス事業委託	7,067	－	－	令和8年度	7,067			1,094	5,973
食の自立支援事業委託	18,240	－	－	令和8年度	18,240			10,320	7,920
ゲートボール場管理運営委託	1,205	－	－	令和8年度	1,205			167	1,038
北秋田市成年後見支援センター運営委託	2,850	－	－	令和8年度	2,850				2,850
緊急通報装置賃貸借	240	－	－	令和8年度	240				240
複合機賃貸借（高齢福祉課）	600	－	－	令和8年度	600				600
保健センター清掃委託	1,147	－	－	令和8年度	1,147				1,147
保健センター自家用電気工作物保安管理委託	172	－	－	令和8年度	172				172
保健センター自動ドア保守点検委託	116	－	－	令和8年度	116				116
予防接種委託	98,150	－	－	令和8年度	98,150				98,150
在宅当番医委託	2,667	－	－	令和8年度	2,667				2,667
合川保健センター電話設備賃貸借	10	－	－	令和8年度	10				10
農業委員会タブレット端末ＭＤＭ使用料	42	－	－	令和8年度	42				42
出稼労働者健康診断委託	44	－	－	令和8年度	44				44
保育園留学運営委託	11,777	－	－	令和8年度	11,777				11,777
事業承継支援委託	12,851	－	－	令和8年度	12,851				12,851
移住体験事業アテンド委託	990	－	－	令和8年度	990				990
移住ポータルサイト運営委託	465	－	－	令和8年度	465				465
地域おこし協力隊用自動車賃貸借	462	－	－	令和8年度	462				462
セントラル合川自動ドア保守点検委託	35	－	－	令和8年度	35				35
萱草工場団地給水設備保守委託	598	－	－	令和8年度	598				598
複合機賃貸借（産業政策課）	225	－	－	令和8年度	225				225

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
北秋田市農産物等直売所トイレ管理委託	1,402	－	－	令和8年度	1,402				1,402
死亡獣畜収集・運搬委託	2,117	－	－	令和8年度	2,117				2,117
死亡獣畜化製処理委託	3,663	－	－	令和8年度	3,663				3,663
県北地区死亡獣畜保冷施設管理委託	1,144	－	－	令和8年度	1,144				1,144
翠雲公園施設管理及び清掃委託	3,861	－	－	令和8年度	3,861				3,861
林地台帳管理システム保守委託	1,089	－	－	令和8年度	1,089				1,089
林道整備事業道路管理システム保守委託	495	－	－	令和8年度	495				495
積算システム保守委託（農林課）	779	－	－	令和8年度	779				779
薬師山駐車場トイレ清掃委託	1,413	－	－	令和8年度	1,413				1,413
米内沢地区阿仁川水門管理委託	30	－	－	令和8年度	30				30
道路管理システム保守委託	484	－	－	令和8年度	484				484
流雪溝及び融雪設備自家用電気工作物保安管理委託	345	－	－	令和8年度	345				345
積算システム保守委託（建設課）	242	－	－	令和8年度	242				242
地理情報管理システム保守委託	484	－	－	令和8年度	484				484
公園管理委託	15,056	－	－	令和8年度	15,056				15,056
公園トイレ清掃委託	2,372	－	－	令和8年度	2,372				2,372
公園水量管理委託	53	－	－	令和8年度	53				53
公営住宅管理システム保守委託	967	－	－	令和8年度	967				967
公営住宅エレベータ保守点検委託	924	－	－	令和8年度	924				924
道路台帳システム利用料	4,763	－	－	令和8年度	4,763				4,763
複合機賃貸借（建設課）	858	－	－	令和8年度	858				858
森吉山周遊乗合タクシー運行委託	285	－	－	令和8年度	285				285
北秋田市観光案内等委託	10,428	－	－	令和8年度	10,428				10,428
大太鼓の館・情報プラザ日常清掃委託	1,853	－	－	令和8年度	1,853				1,853

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
大太鼓の館受付委託	8,287	－	－	令和8年度	8,287				8,287
大太鼓の館・情報プラザ警備委託	109	－	－	令和8年度	109				109
大太鼓の館空調設備保守点検委託	495	－	－	令和8年度	495				495
大太鼓の館自動ドア保守点検委託	50	－	－	令和8年度	50				50
大太鼓の館自家用電気工作物保安管理委託	165	－	－	令和8年度	165				165
大太鼓の館無線ＬＡＮ接続料	93	－	－	令和8年度	93				93
情報プラザ自動ドア保守点検委託	187	－	－	令和8年度	187				187
東ノ又浄水場管理委託	1,729	－	－	令和8年度	1,729				1,729
森林レクリエーション阿仁・田沢総合案内所管理委託	550	－	－	令和8年度	550				550
熊牧場飼育補助委託	3,577	－	－	令和8年度	3,577				3,577
熊牧場無線ＬＡＮ接続料	93	－	－	令和8年度	93				93
道の駅あに無線ＬＡＮ接続料	93	－	－	令和8年度	93				93
交流センターエレベーター保守点検委託	740	－	－	令和8年度	740				740
交流センター日常清掃委託	3,300	－	－	令和8年度	3,300				3,300
交流センター冷暖房設備保守点検委託	471	－	－	令和8年度	471				471
交流センター警備委託	381	－	－	令和8年度	381				381
交流センター自動ドア保守点検委託	93	－	－	令和8年度	93				93
交流センター自家用電気工作物保安管理委託	238	－	－	令和8年度	238				238
交流センター受付等委託	5,253	－	－	令和8年度	5,253				5,253
複合機賃貸借（交流センター）	26	－	－	令和8年度	26				26
文化会館エレベーター保守点検委託	753	－	－	令和8年度	753				753
文化会館舞台機構整備保守点検委託	1,122	－	－	令和8年度	1,122				1,122
文化会館舞台照明機器保守点検委託	981	－	－	令和8年度	981				981
文化会館舞台運営等委託	6,974	－	－	令和8年度	6,974				6,974

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
文化会館舞台音響設備定期保守点検委託	412	－	－	令和8年度	412				412
文化会館日常清掃委託	3,300	－	－	令和8年度	3,300				3,300
文化会館空調設備保守点検委託	1,870	－	－	令和8年度	1,870				1,870
文化会館環境衛生管理委託	893	－	－	令和8年度	893				893
文化会館自家用電気工作物保安管理委託	370	－	－	令和8年度	370				370
文化会館自動ドア保守点検委託	187	－	－	令和8年度	187				187
文化会館警備委託	423	－	－	令和8年度	423				423
文化会館受付等委託	2,611	－	－	令和8年度	2,611				2,611
浜辺の歌音楽館警備委託	378	－	－	令和8年度	378				378
浜辺の歌音楽館自家用電気工作物保安管理委託	185	－	－	令和8年度	185				185
みちのく子供風土記館日常清掃委託	159	－	－	令和8年度	159				159
伊勢堂岱縄文館自動ドア保守点検委託	171	－	－	令和8年度	171				171
伊勢堂岱縄文館警備委託	428	－	－	令和8年度	428				428
伊勢堂岱縄文館展示設備保守委託	267	－	－	令和8年度	267				267
伊勢堂岱縄文館清掃委託	1,585	－	－	令和8年度	1,585				1,585
体育館自家用電気工作物保安管理委託	957	－	－	令和8年度	957				957
体育館自動ドア保守点検委託	330	－	－	令和8年度	330				330
体育館エレベーター保守点検委託	108	－	－	令和8年度	108				108
体育館管理委託	28,163	－	－	令和8年度	28,163				28,163
野球場等管理委託	2,969	－	－	令和8年度	2,969				2,969
鷹巣陸上競技場管理委託	2,605	－	－	令和8年度	2,605				2,605
消防本部高機能指令センター設備保守委託	7,524	－	－	令和8年度	7,524				7,524
消防本部消防救急デジタル無線設備保守委託	11,600	－	－	令和8年度	11,600				11,600
メディカルコントロール委託	165	－	－	令和8年度	165				165

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
救命士気管挿管実習委託	154	－	－	令和8年度	154				154
西統合分署自家用電気工作物保安管理委託	238	－	－	令和8年度	238				238
阿仁分署自家用電気工作物保安管理委託	132	－	－	令和8年度	132				132
多言語通訳委託	130	－	－	令和8年度	130				130
ＮＥＴ１１９緊急通報システムサービス利用料	132	－	－	令和8年度	132				132
複合機賃貸借（教育総務課）	707	－	－	令和8年度	707				707
合川学童研修センター消防設備保守点検委託	84	－	－	令和8年度	84				84
小学校給食リフト保守点検委託	114	－	－	令和8年度	114				114
小学校自家用電気工作物保安管理委託	1,346	－	－	令和8年度	1,346				1,346
小学校警備委託	2,513	－	－	令和8年度	2,513				2,513
小学校エレベーター保守点検委託	2,166	－	－	令和8年度	2,166				2,166
中学校警備委託	898	－	－	令和8年度	898				898
中学校エレベーター保守点検委託	792	－	－	令和8年度	792				792
中学校自家用電気工作物保安管理委託	770	－	－	令和8年度	770				770
義務教育学校警備委託	396	－	－	令和8年度	396				396
義務教育学校自家用電気工作物保安管理委託	209	－	－	令和8年度	209				209
学校給食センター消防設備保守点検委託	216	－	－	令和8年度	216				216
学校給食センター警備委託	1,043	－	－	令和8年度	1,043				1,043
学校給食センターボイラー保守点検委託	165	－	－	令和8年度	165				165
学校給食管理システム保守委託	231	－	－	令和8年度	231				231
学校給食センター自動ドア保守点検委託	1,054	－	－	令和8年度	1,054				1,054
学校給食センター自家用電気工作物保安管理委託	889	－	－	令和8年度	889				889
学校給食センター厨房設備保守管理委託	1,869	－	－	令和8年度	1,869				1,869
学校給食センター電力監視委託	102	－	－	令和8年度	102				102

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
学校給食センターエレベーター保守点検委託	740	－	－	令和8年度	740				740
学校給食センター給湯設備保守点検委託	1,100	－	－	令和8年度	1,100				1,100
学校給食費徴収管理システム保守委託	318	－	－	令和8年度	318				318
学校給食センター空調設備保守点検委託	1,835	－	－	令和8年度	1,835				1,835
スクールバス運行委託	42,643	－	－	令和8年度	42,643				42,643
スクールタクシー運行委託	12,679	－	－	令和8年度	12,679				12,679
小・中学校等ＩＣＴ保守委託	4,026	－	－	令和8年度	4,026				4,026
小学校校内通信ネットワーク保守委託	11,806	－	－	令和8年度	11,806				11,806
中学校校内通信ネットワーク保守委託	6,527	－	－	令和8年度	6,527				6,527
義務教育学校校内通信ネットワーク保守委託	429	－	－	令和8年度	429				429
学習支援用ソフトライセンス使用料	2,116	－	－	令和8年度	2,116				2,116
複合機賃貸借（小学校）	125	－	－	令和8年度	125				125
印刷機賃貸借（小学校）	296	－	－	令和8年度	296				296
複合機賃貸借（中学校）	670	－	－	令和8年度	670				670
印刷機賃貸借（中学校）	198	－	－	令和8年度	198				198
印刷機賃貸借（義務教育学校）	40	－	－	令和8年度	40				40
坊沢公民館施設管理委託	4,079	－	－	令和8年度	4,079				4,079
栄公民館施設管理委託	3,873	－	－	令和8年度	3,873				3,873
前田公民館施設管理委託	3,953	－	－	令和8年度	3,953				3,953
七座公民館施設管理委託	3,821	－	－	令和8年度	3,821				3,821
綴子公民館施設管理委託	4,252	－	－	令和8年度	4,252				4,252
沢口公民館施設管理委託	4,579	－	－	令和8年度	4,579				4,579
七日市公民館施設管理委託	4,002	－	－	令和8年度	4,002				4,002
複合機賃貸借（前田公民館）	152	－	－	令和8年度	152				152

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
合川公民館施設管理委託	2,725	－	－	令和8年度	2,725				2,725
合川公民館清掃委託	1,244	－	－	令和8年度	1,244				1,244
合川公民館自家用電気工作物保安管理委託	231	－	－	令和8年度	231				231
合川公民館警備委託	410	－	－	令和8年度	410				410
合川公民館空調設備保守点検委託	806	－	－	令和8年度	806				806
合川公民館自動ドア保守点検委託	80	－	－	令和8年度	80				80
複合機賃貸借（合川公民館）	99	－	－	令和8年度	99				99
印刷機賃貸借（合川公民館）	66	－	－	令和8年度	66				66
森吉コミュニティセンター施設管理委託	2,740	－	－	令和8年度	2,740				2,740
森吉コミュニティセンター自家用電気工作物保安管理委託	238	－	－	令和8年度	238				238
森吉コミュニティセンター自動ドア保守点検委託	44	－	－	令和8年度	44				44
森吉コミュニティセンター清掃委託	1,533	－	－	令和8年度	1,533				1,533
森吉コミュニティセンター夜間警備委託	287	－	－	令和8年度	287				287
複合機賃貸借（森吉コミュニティセンター）	317	－	－	令和8年度	317				317
印刷機賃貸借（森吉コミュニティセンター）	40	－	－	令和8年度	40				40
阿仁ふるさと文化センター清掃委託	1,270	－	－	令和8年度	1,270				1,270
阿仁ふるさと文化センター自家用電気工作物保安管理委託	228	－	－	令和8年度	228				228
阿仁ふるさと文化センター空調設備保守点検委託	418	－	－	令和8年度	418				418
阿仁ふるさと文化センター自動ドア保守点検委託	58	－	－	令和8年度	58				58
阿仁ふるさと文化センター夜間警備委託	172	－	－	令和8年度	172				172
阿仁ふるさと文化センター施設管理委託	2,575	－	－	令和8年度	2,575				2,575
複合機賃貸借（阿仁ふるさと文化センター）	291	－	－	令和8年度	291				291
印刷機賃貸借（阿仁ふるさと文化センター）	72	－	－	令和8年度	72				72
鷹巣図書館施設管理委託	981	－	－	令和8年度	981				981

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
図書館コンピュータシステム保守委託	650	－	－	令和8年度	650				650
図書館図書情報オンラインサービス使用料	412	－	－	令和8年度	412				412
複合機賃貸借（鷹巣図書館）	275	－	－	令和8年度	275				275
複合機賃貸借（森吉図書館）	14	－	－	令和8年度	14				14
北秋田市民ふれあいプラザ日常清掃委託	4,317	－	－	令和8年度	4,317				4,317
北秋田市民ふれあいプラザ空調設備保守点検委託	2,002	－	－	令和8年度	2,002				2,002
北秋田市民ふれあいプラザエレベーター保守点検委託	872	－	－	令和8年度	872				872
北秋田市民ふれあいプラザ自動ドア保守点検委託	330	－	－	令和8年度	330				330
北秋田市民ふれあいプラザ警備委託	276	－	－	令和8年度	276				276
北秋田市民ふれあいプラザ情報システム保守委託	114	－	－	令和8年度	114				114
北秋田市民ふれあいプラザ自家用電気工作物保安管理委託	786	－	－	令和8年度	786				786
北秋田市民ふれあいプラザ施設管理委託	3,636	－	－	令和8年度	3,636				3,636
印刷機保守委託（北秋田市民ふれあいプラザ）	295	－	－	令和8年度	295				295
胡桃館遺跡保管庫警備委託	97	－	－	令和8年度	97				97
文化財収蔵庫警備委託	415	－	－	令和8年度	415				415
異人館・伝承館施設管理・窓口受付委託	3,417	－	－	令和8年度	3,417				3,417
異人館・伝承館警備委託	198	－	－	令和8年度	198				198
北欧の里敷地借上料	490	－	－	令和8年度から令和9年度まで	490				490
市営住宅伊勢ノ森第2団地取付道路敷地借上料	26	－	－	令和8年度から令和9年度まで	26				26
旧クリーンリサイクルセンター解体事業	1,641,563	－	－	令和8年度から令和10年度まで	1,641,563		1,565,800	75,524	239
妖精の森敷地借上料	4,176	－	－	令和8年度から令和10年度まで	4,176				4,176
ぶな帯キャンプ場取水井敷地借上料	9	－	－	令和8年度から令和10年度まで	9				9
北秋田市上杉あいターミナル指定管理料	6,600	－	－	令和8年度から令和12年度まで	6,600				6,600
妊産婦あんしんタクシー事業委託	3,390	－	－	令和8年度	3,390	575			2,815

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
バス停留所敷地借上料	5	－	－	令和8年度	5				5
戸鳥内地域特産品生産施設敷地借上料	88	－	－	令和8年度	88				88
観光案内看板敷地借上料	15	－	－	令和8年度	15				15
マタギの里観光開発株式会社借入金損失補償	マタギの里観光開発株式会社が株式会社秋田銀行から受ける融資元本(融資限度額60,000千円)の返済期限到来後7日の期間満了日において、株式会社秋田銀行が弁済を受けることができなかった元利合計額(遅延損害金を含む)に相当する額 元本　60,000千円 利率　2.0%以内	令和2年度から令和7年度まで	－	令和8年度から令和13年度まで	マタギの里観光開発株式会社が株式会社秋田銀行から受ける融資元本(融資限度額60,000千円)の返済期限到来後7日の期間満了日において、株式会社秋田銀行が弁済を受けることができなかった元利合計額(遅延損害金を含む)に相当する額 元本　60,000千円 利率　2.0%以内				マタギの里観光開発株式会社が株式会社秋田銀行から受ける融資元本(融資限度額60,000千円)の返済期限到来後7日の期間満了日において、株式会社秋田銀行が弁済を受けることができなかった元利合計額(遅延損害金を含む)に相当する額 元本　60,000千円 利率　2.0%以内

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

（単位：千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度増減見込額		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
公共事業等債	96,557	82,367	10,800	18,047	75,120
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	84,520	96,231		9,050	87,181
公営住宅建設事業債	1,003,952	1,042,644	165,700	69,753	1,138,591
災害復旧事業債	629,274	1,614,940	71,600	165,398	1,521,142
（旧）緊急防災・減災事業債	1,446	1,206		241	965
全国防災事業債	20,090	16,750		3,343	13,407
教育・福祉施設等整備事業債	37,104	56,759		11,334	45,425
一般単独事業債	8,498,107	8,291,192	453,900	572,540	8,172,552
緊急自然災害防止対策事業債	72,517	132,871	118,800	31,352	220,319
緊急浚渫推進事業債	47,152	54,896	16,500	15,148	56,248
辺地対策事業債	243,023	223,043	16,600	35,523	204,120
過疎対策事業債	5,564,983	5,869,989	1,399,000	785,886	6,483,103
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	729,918	655,020		66,971	588,049
財源対策債	5,941	2,945		2,090	855
減税補てん債	3,482	782		782	
臨時財政対策債	5,570,917	4,533,766		573,771	3,959,995
減収補てん債	4,022	3,352		670	2,682
県貸付金	8,262	8,813	4,500	946	12,367
その他	7,178	4,622		2,202	2,420
合計	22,628,445	22,692,188	2,257,400	2,365,047	22,584,541

令和8年度　一般会計予算　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
39	2	1	1	一般管理費	国県支出金	615	23	15	2	2	民生費国庫補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　56(1,018のうち)
							24	15	2	7	教育費国庫補助金	教育支援体制整備事業費交付金　240(1,881のうち)
							28	16	3	1	総務費委託金	人権啓発活動地方委託金　319
					地方債	6,700	34	22	1	1	総務債	脱炭素化推進事業債　6,700(10,200のうち)
					その他	16,068	19	13	2	1	総務費負担金	職員給与費負担金　13,698
							32	21	4	4	農林水産業費受託事業収入	秋田県農業公社受託事業収入　389(3,599のうち)
							32	21	5	3	雑入	生命保険事務取扱手数料　1,462　職員自治研修参加助成金　309　行政情報コピー等使用料　10
												行政視察研修助成金　200
41	2	1	3	広報広聴費	国県支出金	710	28	16	3	1	総務費委託金	県広報配布委託金　710
					その他	1,446	33	21	5	3	雑入	広報・ホームページ広告料収入　1,289
44	2	1	6	財産管理費	国県支出金	2,000	26	16	2	1	総務費県補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金　2,000
					地方債	1,700	34	22	1	1	総務債	脱炭素化推進事業債　1,700(10,200のうち)
					その他	29,528	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料　615(1,902のうち)
							28	17	1	1	財産貸付収入	土地貸付収入　27,224(28,636のうち)　建物貸付収入　507
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料　349(2,399のうち)　水道料金　7(122のうち)　保険料　825(833のうち)　共済金　1
45	2	1	7	地籍調査費	国県支出金	26,100	26	16	2	1	総務費県補助金	地籍調査費補助金　26,100
					その他	97	22	14	2	1	総務手数料	土地情報交付手数料　97
46	2	1	8	企画費	国県支出金	533	28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金　533(6,323のうち)
47	2	1	9	自治振興費	その他	1,003	22	14	2	1	総務手数料	地縁団体証明手数料　3
							30	19	1	6	前田財産区特別会計繰入金	前田財産区特別会計繰入金　1,000(1,800のうち)
49	2	1	10	地方交通対策費	国県支出金	9,276	26	16	2	1	総務費県補助金	生活バス路線等維持費補助金　9,276
49	2	1	11	秋田内陸線対策費	国県支出金	20,250	26	16	2	1	総務費県補助金	秋田内陸線運営費補助金　20,250
					地方債	86,000	34	22	1	1	総務債	過疎対策事業債　86,000
					その他	603	31	21	4	1	総務費受託事業収入	秋田内陸縦貫鉄道駅舎管理受託事業収入　492
							34	21	5	3	雑入	秋田内陸地域公共交通連携協議会負担金　111

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
50	2	1	12	合川総合窓口センター費	その他	29	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 9(1,902のうち)
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 20(2,399のうち)
51	2	1	13	森吉総合窓口センター費	その他	88	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 18(1,902のうち)
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 60(2,399のうち) 中川原公衆トイレ協力金 10
53	2	1	14	阿仁総合窓口センター費	その他	4,154	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 9(1,902のうち) 開発センター使用料 48
							20	14	1	5	農林水産業使用料	農村環境改善センター使用料 84
							32	21	5	3	雑入	水道料金 115(122のうち) 電気料金 2,515(2,578のうち) 下水道料金 107 燃料使用料 1,276
54	2	1	15	電算費	国県支出金	3,036	23	15	2	1	総務費国庫補助金	デジタル基盤改革支援補助金 3,036
56	2	1	16	情報通信設備管理費	その他	18,155	28	17	1	1	財産貸付収入	物品貸付収入 18,154
							34	21	5	3	雑入	光ケーブル第三者行為収入金 1
56	2	1	17	交通安全対策費	その他	429	22	14	2	1	総務手数料	臨時運行許可手数料 180
							32	21	5	3	雑入	交通災害等共済事務手数料 249
57	2	1	19	諸費	国県支出金	31	24	15	3	1	総務費委託金	自衛官募集事務委託金 31
					その他	375	33	21	5	3	雑入	山岳捜索費 375
58	2	2	1	税務総務費	国県支出金	5,578	28	16	3	1	総務費委託金	県税徴収事務委託金 5,578(42,021のうち)
					その他	844	22	14	2	1	総務手数料	諸証明手数料 769(2,376のうち) 公簿閲覧手数料 74
							34	21	5	3	雑入	電子申請郵送料 1(19のうち)
60	2	2	2	徴税費	国県支出金	36,507	23	15	2	1	総務費国庫補助金	地域未来交付金 64(14,568のうち)
							28	16	3	1	総務費委託金	県税徴収事務委託金 36,443(42,021のうち)
					地方債	1,800	34	22	1	1	総務債	脱炭素化推進事業債 1,800(10,200のうち)
					その他	142	22	14	2	1	総務手数料	諸証明手数料 140(2,376のうち) 督促手数料 1
							32	21	5	1	滞納処分費	滞納処分費 1
61	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	29,607	23	15	2	1	総務費国庫補助金	個人番号カード交付事務費補助金 11,487 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,926
												地域未来交付金 14,504(14,568のうち)
							24	15	3	1	総務費委託金	中長期在留者住居地届出等事務委託金 192
							28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 406(6,323のうち) 人口動態調査交付金 42 年齢別人口流動調査交付金 50
					その他	10,852	21	14	2	1	総務手数料	戸籍手数料 7,354 住民票手数料 2,015 諸証明手数料 1,467(2,376のうち)

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
							34	21	5	3	雑入	電子申請郵送料 16(19のうち)
62	2	4	1	選挙管理委員会費	国県支出金	1	28	16	3	1	総務費委託金	在外選挙人名簿登録事務費交付金 1
63	2	4	3	秋田県議会議員選挙費	国県支出金	8,122	28	16	3	1	総務費委託金	秋田県議会議員一般選挙事務委託金 8,122
64	2	5	2	指定統計調査費	国県支出金	2,687	28	16	3	1	総務費委託金	統計調査事務委託金 2,687
66	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	19,954	22	15	1	1	民生費国庫負担金	生活困窮者自立支援事業費負担金 9,103(10,715のうち)
							23	15	2	2	民生費国庫補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 500(1,018のうち)
							25	16	1	1	民生費県負担金	行旅死亡人取扱い扶助費負担金 385　民生委員協議会負担金 9,560
							26	16	2	2	民生費県補助金	特別弔慰金事務補助金 46
							28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 360(6,323のうち)
67	3	1	2	老人福祉費	国県支出金	38,182	22	15	1	1	民生費国庫負担金	低所得者介護保険料軽減負担金 23,720
							25	16	1	1	民生費県負担金	低所得者介護保険料軽減負担金 11,860
							26	16	2	2	民生費県補助金	老人クラブ活動費等補助金 1,047　社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金 1,212
							28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 343(6,323のうち)
					地方債	27,600	34	22	1	2	民生債	高齢者住宅整備資金貸付事業債 1,500　脱炭素化推進事業債 26,100
					その他	62,914	19	13	2	2	民生費負担金	外出支援サービス負担金 1,094　養護老人ホーム措置市町村負担金 14,456
												養護老人ホーム入所者負担金 18,447　食の自立支援事業費負担金 10,320
												生活管理指導員派遣事業負担金 7　生活管理指導宿泊事業負担金 8
							20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 99(1,902のうち)　北欧の里使用料 660
							20	14	1	2	民生使用料	室内ゲートボール場使用料 72　阿仁養護老人ホームもろび苑土地使用料 1
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 486(2,399のうち)　サテライトステーションつづれこ指定管理者納付金 5,797
												サポートハウスたかのす指定管理者納付金 1,169　地域福祉センター指定管理者納付金 5,549
												もろび苑通所介護事業所指定管理者納付金 2,473　補助器具センターたかのす指定管理者納付金 2,276
70	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	1,001,031	22	15	1	1	民生費国庫負担金	障害者自立支援医療費負担金 15,521　障害者自立支援給付費負担金 589,840
												障害児施設給付費等負担金 26,930　特別障害者手当等給付費負担金 7,354
							23	15	2	2	民生費国庫補助金	障害者地域生活支援事業費補助金 30,025
							25	16	1	1	民生費県負担金	障害者自立支援医療費負担金 7,760　障害者自立支援給付費負担金 293,720
												補装具費支給事業費負担金 1,200　障害児施設給付費等負担金 13,465

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
							26	16	2	2	民生費県補助金	障害者地域生活支援事業費補助金 15,012　すこやか療育支援事業費補助金 22
												難聴児補聴器購入費助成事業費補助金 182
					地方債	1,500	35	22	1	2	民生債	障害者住宅整備資金貸付事業債 1,500
					その他	2,022	19	13	2	2	民生費負担金	障害者外出支援サービス負担金 1,983
							32	21	4	2	民生費受託事業収入	障害支援区分認定審査受託収入 39
71	3	1	4	医療給付費	国県支出金	110,581	26	16	2	2	民生費県補助金	福祉医療給付費補助金 109,375　福祉医療給付費支給事務費補助金 1,206
					その他	2,336	33	21	5	3	雑入	福祉医療高額療養費立替金 640　福祉医療費第三者納付金 1
												福祉医療高額介護合算療養費 1,580　福祉医療費返還金 115
71	3	1	5	国民健康保険事業費	国県支出金	115,526	22	15	1	1	民生費国庫負担金	国民健康保険基盤安定負担金 28,198　国保未就学児均等割保険料負担金 160
												国保産前産後保険料負担金 207
							25	16	1	1	民生費県負担金	国民健康保険基盤安定負担金 86,778　国保未就学児均等割保険料負担金 80
												国保産前産後保険料負担金 103
71	3	1	6	後期高齢者医療費	国県支出金	151,878	25	16	1	1	民生費県負担金	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 151,878
71	3	2	1	児童福祉総務費	国県支出金	19,582	23	15	2	2	民生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金 3,718(65,990のうち)　妊婦のための支援給付交付金 8,000
												妊婦のための支援給付費補助金 389　母子家庭等対策総合支援事業費補助金 866(2,066のうち)
							26	16	2	2	民生費県補助金	市町村子ども・子育て支援事業費補助金 3,718(29,368のうち)　子育てファミリー支援事業費補助金 825
												県妊婦のための支援給付事業費補助金 28　あきた出産・子育て応援給付金 1,600
							28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 438(6,323のうち)
					その他	139	19	13	2	2	民生費負担金	病児・病後児保育事業負担金 1　一時保育負担金 138
72	3	2	2	児童措置費	国県支出金	912,076	23	15	1	1	民生費国庫負担金	児童扶養手当給付費負担金 32,145　児童手当交付金 261,978
							23	15	2	2	民生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金 27,540(65,990のうち)　保育対策総合支援事業費補助金 5,998
												子どものための教育・保育給付交付金 354,191　子育てのための施設等利用給付交付金 7
												乳児等のための支援給付交付金 1,872
							24	15	3	2	民生費委託金	特別児童扶養手当事務委託金 166
							25	16	1	1	民生費県負担金	施設型給付費負担金 142,030　児童手当負担金 32,738　子育て支援施設等利用給付費負担金 3
												乳児等のための支援給付費県負担金 312
							26	16	2	2	民生費県補助金	すこやか子育て支援事業費補助金 16,181(17,615のうち)　保育体制強化事業費補助金 1,535

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
												市町村子ども・子育て支援事業費補助金 25,650(29,368のうち)　施設型給付費地方単独費用補助金 9,730
					その他	153	19	13	2	2	民生費負担金	子育て短期支援事業負担金 107
							34	21	5	3	雑入	児童扶養手当返還金 46
73	3	2	3	母子父子福祉費	国県支出金	4,114	23	15	1	1	民生費国庫負担金	母子生活支援施設措置費負担金 1,693　助産施設入所費負担金 250
							23	15	2	2	民生費国庫補助金	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 1,200(2,066のうち)
							25	16	1	1	民生費県負担金	母子生活支援施設措置費負担金 846　助産施設入所費負担金 125
					地方債	1,500	35	22	1	2	民生債	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 1,500
					その他	6	20	13	2	2	民生費負担金	母子生活支援施設負担金 6
74	3	2	4	児童福祉施設費	国県支出金	9,292	23	15	2	1	総務費国庫補助金	電源立地促進対策交付金 7,858
							26	16	2	2	民生費県補助金	すこやか子育て支援事業費補助金 1,434(17,615のうち)
					その他	5,092	19	13	2	2	民生費負担金	児童保育実施費負担金 15　延長保育事業負担金 14
												一時保育負担金 93(231のうち)　副食費負担金 44
							32	21	4	2	民生費受託事業収入	広域入所受託収入 1,562
							33	21	5	3	雑入	市立保育園職員賄費納入金 3,364
76	3	2	5	児童館費	地方債	20,400	35	22	1	2	民生債	公共施設等適正管理推進事業債 20,400
					その他	2,000	30	19	2	3	公共施設解体基金繰入金	公共施設解体基金繰入金 2,000(55,000のうち)
76	3	2	6	児童クラブ費	国県支出金	69,464	23	15	2	2	民生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金 34,732(65,990のうち)
							26	16	2	2	民生費県補助金	放課後児童健全育成事業費補助金 34,732
					その他	12,226	20	14	1	2	民生使用料	児童クラブ保育料 11,832
							33	21	5	3	雑入	放課後児童クラブ共済制度傷害保険料 394
77	3	3	1	生活保護総務費	国県支出金	2,074	22	15	1	1	民生費国庫負担金	生活困窮者自立支援事業費負担金 1,612(10,715のうち)
							23	15	2	2	民生費国庫補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 462(1,018のうち)
78	3	3	2	扶助費	国県支出金	383,156	23	15	1	1	民生費国庫負担金	生活保護費負担金 369,447
							25	16	1	1	民生費県負担金	生活保護費負担金 13,709
					その他	1,400	33	21	5	3	雑入	生活保護費返還金 1,400
78	3	5	1	国民年金事務費	国県支出金	6,415	25	15	3	2	民生費委託金	基礎年金等事務費交付金 5,738　協力・連携に係る経費交付金 413
												特別障害給付金事務費交付金 1　年金生活者支援給付金事務取扱交付金 263

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
79	4	1	1	保健総務費	国県支出金	11	28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 11(6,323のうち)
					地方債	4,500	35	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債 2,700(96,400のうち)　脱炭素化推進事業債 1,800
					その他	8,892	32	21	4	3	衛生費受託事業収入	秋田県後期高齢者医療広域連合受託事業収入 8,891(19,864のうち)
							32	21	5	3	雑入	電話使用料 1(100のうち)
80	4	1	2	保健事業費	国県支出金	2,403	24	15	2	3	衛生費国庫補助金	疾病予防対策事業費等補助金 237
							26	16	2	3	衛生費県補助金	健康増進事業費補助金 1,098　地域自殺対策強化事業費補助金 476
												胃がん検診助成事業費補助金 140　がん検診受診率向上支援事業費補助金 102
												がん患者医療用補正具助成事業費補助金 290　若年女性のためのがん検診受診促進事業 60
					その他	48,006	20	13	2	3	衛生費負担金	検診負担金 5,525
							29	18	1	2	衛生費寄付金	保健事業費寄付金 307
							29	19	1	1	国民健康保険特別会計繰入金	国民健康保険特別会計繰入金 18,050
							32	21	4	3	衛生費受託事業収入	秋田県後期高齢者医療広域連合受託事業収入 10,973(19,864のうち)
							34	21	5	3	雑入	後期高齢者健康診査交付金 13,151
82	4	1	4	母子保健事業費	国県支出金	15,571	23	15	1	2	衛生費国庫負担金	未熟児養育医療費等国庫負担金 410
							23	15	2	3	衛生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金 10,419　母子保健衛生費補助金 792
							25	16	1	2	衛生費県負担金	未熟児養育医療費等県負担金 205
							26	16	2	3	衛生費県補助金	母体健康増進支援事業費補助金 100　市町村子ども・子育て支援事業費補助金 2,951
												妊産婦等交通費等支援事業費補助金 694
					その他	180	20	13	2	3	衛生費負担金	未熟児等養育費負担金 180
83	4	1	5	地域医療推進費	地方債	8,100	35	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債 8,100(96,400のうち)
83	4	2	1	環境衛生総務費	国県支出金	775	28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 775(6,323のうち)
					その他	1,895	22	14	2	2	衛生手数料	犬登録手数料 216　狂犬病予防注射済票交付手数料 470　浄化槽清掃業許可手数料 10
												一般廃棄物処理業等許可手数料 115　営業許可検査手数料 82
							30	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 1,000(86,323のうち)
							34	21	5	3	雑入	一部事務組合精算収入 1　電子申請郵送料 1(19のうち)
84	4	2	2	公害対策費	その他	1	33	21	5	3	雑入	第三者行為収入金 1
85	4	2	3	墓園管理費	その他	2,319	20	14	1	3	衛生使用料	墓地永代使用料 1,035

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
							22	14	2	2	衛生手数料	墓園管理手数料 1,284
85	4	2	4	斎場管理費	その他	1,822	20	14	1	3	衛生使用料	斎場使用料 1,821
							33	21	5	3	雑入	賽銭料 1
86	4	3	2	塵芥処理費	地方債	59,200	35	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債 59,200(96,400のうち)
					その他	59,929	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 134(1,902のうち)
							22	14	2	2	衛生手数料	一般廃棄物処理手数料 36,907(40,368のうち)
							32	21	4	3	衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入 19,978(27,185のうち)
							33	21	5	3	雑入	日本容器包装リサイクル協会拠出金 2,910
87	4	3	3	し尿処理費	国県支出金	8,740	24	15	2	3	衛生費国庫補助金	循環型社会形成推進交付金 4,370
							26	16	2	3	衛生費県補助金	浄化槽設置整備事業費補助金 4,370
					その他	11,468	22	14	2	2	衛生手数料	一般廃棄物処理手数料 3,461(40,368のうち)
							30	19	1	6	前田財産区特別会計繰入金	前田財産区特別会計繰入金 800(1,800のうち)
							32	21	4	3	衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入 7,207(27,185のうち)
87	4	4	1	上水道費	国県支出金	11	28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 11(6,323のうち)
88	4	5	1	病院事業費	地方債	26,400	35	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債 26,400(96,400のうち)
					その他	1,133	28	17	1	1	財産貸付収入	土地貸付収入 1,133(28,636のうち)
89	5	1	2	勤労者福祉施設管理費	地方債	98,400	35	22	1	5	商工債	公共施設等適正管理推進事業債 98,400
					その他	23	20	14	1	4	労働使用料	セントラル合川使用料 23
89	6	1	1	農業委員会費	国県支出金	4,357	27	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業委員会交付金 3,497　機構集積支援事業費補助金 772
							28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 88(6,323のうち)
					その他	610	32	21	5	3	雑入	土地評価精通者業務手数料 29　農業者年金業務委託金 501　秋田県農業公社特例事業等業務委託金 79
												電子申請郵送料 1(19のうち)
90	6	1	2	農業総務費	国県支出金	575	27	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業経営基盤強化資金利子助成費補助金 265
							28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 310(6,323のうち)
91	6	1	3	農業振興費	国県支出金	27,416	27	16	2	4	農林水産業費県補助金	経営所得安定対策推進事業費補助金 18,983　農業次世代人材投資事業費補助金 2,100
												未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金 750　夢ある園芸産地創造事業費補助金 5,583
					その他	3,210	32	21	4	4	農林水産業費受託事業収入	秋田県農業公社受託事業収入 3,210(3,599のうち)

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
92	6	1	4	農業振興施設運営費	その他	171	20	14	1	5	農林水産業使用料	構造改善センター使用料 108
							33	21	5	3	雑入	電気料金 63(2,578のうち)
93	6	1	5	畜産業費	国県支出金	5,510	27	16	2	4	農林水産業費県補助金	夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金 5,510
					その他	10,265	20	13	2	4	農林水産業費負担金	死亡獣畜保冷施設運営管理事業負担金 4,159　県外産業廃棄物搬入環境保全協力金 10
							20	14	1	5	農林水産業使用料	放牧預託料 417　死亡獣畜保冷施設使用料 4,645
							22	14	2	3	農林水産業手数料	牧場種付料 34
							30	19	2	3	公共施設解体基金繰入金	公共施設解体基金繰入金 1,000(55,000のうち)
94	6	1	6	農地費	国県支出金	140,351	27	16	2	4	農林水産業費県補助金	多面的機能支払推進交付金 482　多面的機能支払交付金 126,223　中山間地域等直接支払交付金 13,646
					地方債	19,900	35	22	1	4	農林水産業債	辺地対策事業債 9,100　公共事業等債 10,800
95	6	2	1	林業総務費	国県支出金	2,182	28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 2,182(6,323のうち)
96	6	2	2	林業振興費	国県支出金	88,125	27	16	2	4	農林水産業費県補助金	松くい虫防除対策事業費補助金 3,260　鳥獣被害防止総合対策交付金 9,110
												林道点検診断・保全整備事業補助金 26,287　局所防災事業費補助金 30,400
												安全・安心な森整備事業補助金 19,068
					地方債	64,100	35	22	1	4	農林水産業債	過疎対策事業債 56,500　緊急自然災害防止対策事業債 7,600
					その他	85,323	30	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 85,323(86,323のうち)
97	6	2	3	造林費	国県支出金	31,825	27	16	2	4	農林水産業費県補助金	森林整備事業費補助金 31,825(44,637のうち)
					その他	17,829	20	13	2	4	農林水産業費負担金	森林整備等負担金 3,000
							29	17	2	1	不動産売払収入	立木売払収入 14,829(14,830のうち)
98	7	1	1	商工総務費	国県支出金	286	28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 286(6,323のうち)
					その他	53	22	14	2	4	商工手数料	岩石採取計画認可手数料 52　砂利採取計画認可手数料 1
99	7	1	2	商工振興費	国県支出金	5,320	27	16	2	5	商工費県補助金	移住支援事業費補助金 4,020　結婚新生活支援事業補助金 1,200
												市町村少子化対策重点推進補助金 100
					その他	88,536	31	21	3	2	商工費貸付金収入	中小企業振興資金預託金収入 80,001
							32	21	5	3	雑入	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 8,535
101	7	1	3	消費者行政推進費	国県支出金	391	27	16	2	5	商工費県補助金	消費者行政推進補助金 391
102	7	1	4	企業誘致対策費	国県支出金	2,735	28	16	3	2	商工費委託金	北秋田大野台工業団地管理委託金 2,735
					地方債	76,500	35	22	1	5	商工債	過疎対策事業債 76,500(425,100のうち)

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
					その他	105	21	14	1	6	商工使用料	工場団地水道使用料 105
102	7	1	5	観光費	国県支出金	5,603	24	15	2	4	商工費国庫補助金	地域未来交付金 5,347
							27	16	2	5	商工費県補助金	自然公園清掃活動費補助金 150
							28	16	3	1	総務費委託金	権限委譲推進交付金 106(6,323のうち)
					その他	1,764	16	1	5	1	入湯税	現年課税分 1,764
105	7	1	6	観光施設費	地方債	245,400	35	22	1	5	商工債	過疎対策事業債 245,400(425,100のうち)
					その他	11,816	20	13	2	5	商工費負担金	道の駅浄化槽維持管理費負担金 157
							20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 50(1,902のうち)
							21	14	1	6	商工使用料	熊牧場使用料 7,120　大太鼓の館使用料 2,676
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 74(2,399のうち)　餌販売料 1,739
108	7	1	7	森吉山スキー場開発対策費	地方債	103,200	35	22	1	5	商工債	過疎対策事業債 103,200(425,100のうち)
					その他	279	28	17	1	1	財産貸付収入	土地貸付収入 279(28,636のうち)
108	8	1	1	土木管理総務費	国県支出金	296	28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 296(6,323のうち)
110	8	2	2	道路維持費	国県支出金	9,900	28	16	3	3	土木費委託金	県道管理委託金 9,900
					地方債	68,300	35	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 31,100(434,200のうち)　緊急自然災害防止対策事業債 37,200(111,200のうち)
					その他	9,259	21	14	1	7	土木使用料	道路占用料 9,259
111	8	2	3	道路新設改良費	地方債	161,200	35	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 133,200(434,200のうち)　緊急自然災害防止対策事業債 28,000(111,200のうち)
112	8	2	4	防災対策事業費	国県支出金	462,096	24	15	2	5	土木費国庫補助金	道路メンテナンス事業補助金 359,845　防災・安全交付金 102,251
					地方債	277,400	35	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 269,900(434,200のうち)　辺地対策事業債 7,500
112	8	3	1	河川維持費	地方債	16,500	35	22	1	6	土木債	緊急浚渫推進事業債 16,500
112	8	3	2	急傾斜地崩壊対策事業費	地方債	13,000	35	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債 13,000(111,200のうち)
113	8	4	1	都市計画総務費	国県支出金	7,339	24	15	2	5	土木費国庫補助金	コンパクトシティ形成支援事業補助金 7,208
							28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 131(6,323のうち)
					その他	96	22	14	2	5	土木手数料	開発行為許可申請等手数料 65
							33	21	5	3	雑入	地図販売収入 31
113	8	4	2	公園管理費	その他	48	21	14	1	7	土木使用料	都市公園使用料 48
114	8	5	1	住宅総務費	国県支出金	1,100	24	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金 800(118,231のうち)

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
							27	16	2	6	土木費県補助金	木造住宅耐震改修等事業費補助金 300
115	8	5	2	住宅管理費	国県支出金	12,305	24	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金 12,305(118,231のうち)
					その他	17,364	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 9(1,902のうち)
							21	14	1	7	土木使用料	住宅使用料 12,594(91,430のうち) 公益使用料 1,975 過年度分住宅使用料 1,306 過年度分公益使用料 1
							33	21	5	3	雑入	市営住宅修繕料 1,443 過年度分市営住宅修繕料 36
115	8	5	3	住宅建設費	国県支出金	105,126	24	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金 105,126(118,231のうち)
					地方債	165,700	35	22	1	6	土木債	公営住宅建設事業債 165,700
116	9	1	1	常備消防費	国県支出金	542	25	16	1	3	消防費県負担金	緊急消防援助隊活動費負担金 1
							27	16	2	7	消防費県補助金	石油貯蔵施設立地対策等交付金 504
							28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 37(6,323のうち)
					地方債	237,300	35	22	1	7	消防債	防災対策事業債 237,300
					その他	152,851	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 45(1,902のうち)
							22	14	2	6	消防手数料	危険物申請等手数料 500
							30	19	2	3	公共施設解体基金繰入金	公共施設解体基金繰入金 48,000(55,000のうち)
							32	21	4	5	消防費受託事業収入	消防費受託事業収入 103,899
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 135(2,399のうち) 消防グループ保険事務取扱手数料 2
												青い羽根募金還元金 270
119	9	1	2	非常備消防費	地方債	12,200	35	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 12,200(24,200のうち)
					その他	24	33	21	5	3	雑入	消防団員福祉共済制度事務費 24
120	9	1	5	災害対策費	国県支出金	4,300	24	15	2	6	消防費国庫補助金	防災・安全交付金 4,300
					地方債	12,000	35	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 12,000(24,200のうち)
122	10	1	2	事務局費	地方債	1,800	36	22	1	8	教育債	脱炭素化推進事業債 1,800(12,600のうち)
					その他	867	21	14	1	8	教育使用料	教員住宅使用料 867(1,320のうち)
124	10	1	4	教育支援委員会費	国県支出金	16	24	15	2	7	教育費国庫補助金	教育支援体制整備事業費交付金 16(1,881のうち)
124	10	1	5	教育助成費	国県支出金	6,102	24	15	2	7	教育費国庫補助金	教育支援体制整備事業費交付金 1,625(1,881のうち)
							27	16	2	8	教育費県補助金	部活動活性化補助金 1,666
							28	16	3	4	教育費委託金	学校基本調査交付金 8 秋田型部活動支援事業委託金 2,803

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
126	10	1	6	教員住宅費	その他	453	21	14	1	8	教育使用料	教員住宅使用料 453(1,320のうち)
126	10	1	7	学童研修センター運営費	その他	1,912	21	14	1	8	教育使用料	学童研修センター使用料 932
							34	21	5	3	雑入	あきたリフレッシュ学園個人負担金 511　あきたリフレッシュ学園賄費納入金 469
127	10	1	9	公立学校情報機器整備費	国県支出金	11,973	24	15	2	7	教育費国庫補助金	地域未来交付金 11,973
127	10	2	1	学校管理費	地方債	6,300	36	22	1	8	教育債	公共施設等適正管理推進事業債 6,300(22,900のうち)
128	10	2	2	学校運営費	その他	198	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 54(1,902のうち)
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 137(2,399のうち)　電話使用料 7(100のうち)
129	10	2	3	教育振興費	国県支出金	389	24	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 10(105のうち)　特別支援教育就学奨励費補助金 194(533のうち)
							27	16	2	8	教育費県補助金	理科教育設備整備費等補助金 185(301のうち)
130	10	3	2	学校運営費	その他	165	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 27(1,902のうち)
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 68(2,399のうち)　電話使用料 70(100のうち)
131	10	3	3	教育振興費	国県支出金	421	24	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 75(105のうち)　特別支援教育就学奨励費補助金 230(533のうち)
							27	16	2	8	教育費県補助金	理科教育設備整備費等補助金 116(301のうち)
131	10	3	4	学校建設費	国県支出金	11,121	24	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 11,121
					地方債	269,100	36	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 269,100(300,800のうち)
132	10	4	2	学校運営費	国県支出金	66	24	15	2	7	教育費国庫補助金	へき地児童生徒援助費等補助金 66
					その他	32	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 9(1,902のうち)
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 23(2,399のうち)
133	10	4	3	教育振興費	国県支出金	129	24	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 20(105のうち)　特別支援教育就学奨励費補助金 109(533のうち)
133	10	5	1	社会教育総務費	国県支出金	10	28	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 10(6,323のうち)
					その他	750	34	21	5	3	雑入	マタギの地恵体験学習会参加費 726　生涯学習誌売払収入 24
135	10	5	2	文化振興費	国県支出金	5,837	24	15	2	7	教育費国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金 4,837
							27	16	2	8	教育費県補助金	史跡等環境整備事業費補助金 1,000
					地方債	9,000	36	22	1	8	教育債	脱炭素化推進事業債 9,000(12,600のうち)
					その他	2,872	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 10(1,902のうち)
							21	14	1	8	教育使用料	浜辺の歌音楽館使用料 1
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 15(2,399のうち)　消耗品販売代 2,776　演奏会入場料 70

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
138	10	5	3	公民館費	その他	6,417	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 54(1,902のうち)
							20	14	1	5	農林水産業使用料	農林業振興センター使用料 450(789のうち)
							21	14	1	8	教育使用料	公民館使用料 720　文化センター使用料 130　コミュニティセンター使用料 600
							30	19	1	4	七日市財産区特別会計繰入金	七日市財産区特別会計繰入金 4,125
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 155(2,399のうち)　電話使用料 12(100のうち)　コピー使用料 163(334のうち)
												誕生の森記念植樹参加費 8
140	10	5	4	文化会館費	地方債	23,100	36	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 23,100(300,800のうち)
					その他	12,714	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 63(1,902のうち)
							21	14	1	8	教育使用料	文化会館使用料 750　文化会館付属設備使用料 650　交流センター使用料 1,300
												交流センター付属設備使用料 75　みちのく子供風土記館使用料 50
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 160(2,399のうち)　電話使用料 2(100のうち)　文化会館自主公演入場料 3,025
												サマージャンボ宝くじ市町村交付金 6,639
142	10	5	5	ふれあいプラザ費	地方債	1,800	36	22	1	8	教育債	脱炭素化推進事業債 1,800(12,600のうち)
					その他	4,732	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 475(1,902のうち)
							21	14	1	8	教育使用料	ふれあいプラザ使用料 3,804
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 240(2,399のうち)　電話使用料 8(100のうち)　コピー使用料 170(334のうち)
												バス切符売場電気料金 35
143	10	5	6	社会教育施設費	その他	99	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 9(1,902のうち)
							21	14	1	8	教育使用料	陶芸ハウス使用料 90
143	10	5	7	児童育成費	国県支出金	1,728	27	16	2	8	教育費県補助金	放課後子ども教室推進事業費補助金 1,030　学校支援地域本部事業費補助金 334
												家庭教育支援チーム推進事業費補助金 364
					その他	8	32	21	5	3	雑入	保険料 8(833のうち)
144	10	6	1	保健体育総務費	その他	67	33	21	5	3	雑入	各種大会・教室等収入 67
145	10	6	2	体育館費	その他	3,245	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 99(1,902のうち)
							20	14	1	5	農林水産業使用料	農林業振興センター使用料 339(789のうち)
							21	14	1	8	教育使用料	体育館使用料 2,531
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 275(2,399のうち)　コピー使用料 1(334のうち)

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内容
146	10	6	3	保健体育施設費	地方債	16,600	36	22	1	8	教育債	公共施設等適正管理推進事業債 16,600(22,900のうち)
					その他	4,565	20	14	1	1	総務使用料	行政財産目的外使用料 114(1,902のうち)
							20	14	1	5	農林水産業使用料	農村広場使用料 9
							21	14	1	8	教育使用料	野球場使用料 221　プール使用料 19
							30	19	2	3	公共施設解体基金繰入金	公共施設解体基金繰入金 4,000(55,000のうち)
							32	21	5	3	雑入	自動販売機等電気料 202(2,399のうち)
147	10	6	4	学校給食費	地方債	8,600	36	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 8,600(300,800のうち)
					その他	26,673	20	13	2	6	教育費負担金	学校給食費負担金 20,230
							32	21	4	6	教育費受託事業収入	給食費受託事業収入 6,443
149	11	1	1	農業用施設災害復旧費	その他	1	19	13	1	1	災害復旧費分担金	農地農業用施設災害復旧費分担金 1
149	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金	80,502	28	16	2	9	災害復旧費県補助金	林業施設災害復旧費補助金 80,502
					地方債	19,200	36	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債 19,200
150	11	2	1	公共土木施設災害復旧費	国県支出金	117,371	23	15	1	3	災害復旧費国庫負担金	公共土木施設災害復旧事業負担金 84,371
							28	16	2	9	災害復旧費県補助金	局所がけ崩れ対策事業補助金 33,000
					地方債	70,900	35	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債 33,000(111,200のうち)
							36	22	1	9	災害復旧事業債	公共土木施設災害復旧事業債 37,900
150	11	3	1	清掃施設災害復旧費	地方債	14,500	36	22	1	9	災害復旧事業債	塵芥処理施設災害復旧事業債 14,500
151	12	1	1	元金	その他	86,967	21	14	1	7	土木使用料	住宅使用料 71,120(91,430のうち)
							30	19	1	5	米内沢財産区特別会計繰入金	米内沢財産区特別会計繰入金 210(214のうち)
							30	19	1	7	阿仁合財産区特別会計繰入金	阿仁合財産区特別会計繰入金 8,364(9,450のうち)
							30	19	1	8	大阿仁財産区特別会計繰入金	大阿仁財産区特別会計繰入金 4,052(4,673のうち)
							31	21	3	1	民生費貸付金収入	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金収入 333　社会福祉施設整備資金貸付金収入 615
												過年度分ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金収入 131
							31	21	3	2	商工費貸付金収入	地域総合整備財団貸付金収入 2,142
151	12	1	2	利子	その他	9,427	21	14	1	7	土木使用料	住宅使用料 7,716(91,430のうち)
							30	19	1	5	米内沢財産区特別会計繰入金	米内沢財産区特別会計繰入金 4(214のうち)
							30	19	1	7	阿仁合財産区特別会計繰入金	阿仁合財産区特別会計繰入金 1,086(9,450のうち)

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
							30	19	1	8	大阿仁財産区特別会計繰入金	大阿仁財産区特別会計繰入金　621(4,673のうち)
151	13	1	1	財産区繰出金	国県支出金	12,812	27	16	2	4	農林水産業費県補助金	森林整備事業費補助金　12,812(44,637のうち)
151	13	2	1	財政調整基金費	その他	11,042	28	17	1	2	利子及び配当金	財政調整基金利子　11,042
151	13	2	2	減債基金費	その他	1,968	28	17	1	2	利子及び配当金	減債基金利子　1,968
151	13	2	3	地域振興基金費	その他	3,573	29	17	1	2	利子及び配当金	地域振興基金利子　3,573
151	13	2	4	まちづくり基金費	その他	31	29	17	1	2	利子及び配当金	まちづくり基金利子　31
151	13	2	5	学校施設整備基金費	その他	165	29	17	1	2	利子及び配当金	学校施設整備基金利子　165
151	13	2	6	地域福祉基金費	その他	956	29	17	1	2	利子及び配当金	地域福祉基金利子　956
151	13	2	7	土地開発基金費	その他	684	29	17	1	2	利子及び配当金	土地開発基金利子　684
151	13	2	8	森林経営管理基金費	その他	364	29	17	1	2	利子及び配当金	森林経営管理基金利子　364
152	13	2	9	公共施設解体基金費	その他	1,441	29	17	1	2	利子及び配当金	公共施設解体基金利子　1,441

議案第 27 号

令和８年度　北秋田市国民健康保険特別会計予算

令和８年度北秋田市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，０５７，０９９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用

令和８年２月 13 日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 国民健康保険税		435,876
	1 国民健康保険税	435,876
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 県支出金		2,334,263
	1 県負担金	2,327,138
	2 県補助金	7,125
4 財産収入		502
	1 財産運用収入	502
5 繰入金		286,449
	1 他会計繰入金	286,448
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		7
	1 延滞金及び過料	2
	2 雑入	5
歳入合計		3,057,099

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		82,465
	1 総務管理費	75,089
	2 徴税費	6,914
	3 運営協議会費	462
2 保険給付費		2,316,208
	1 療養諸費	2,005,774
	2 高額療養費	301,334
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	5,000
	5 葬祭諸費	4,000
3 国民健康保険事業費納付金		619,680
	1 医療給付費分	391,532
	2 後期高齢者支援金等分	165,902
	3 介護納付金分	47,657
	4 子ども・子育て支援金等分	14,589
4 保健事業費		35,841
	1 特定健康診査等事業費	18,050
	2 保健事業費	17,791
5 基金積立金		502
	1 基金積立金	502

（単位：千円）

款	項	金額
6 諸　支　出　金		2,403
	1 償還金及び還付加算金	2,402
	2 繰　出　金	1
歳　出　合　計		3,057,099

令和８年度北秋田市国民健康保険特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 国民健康保険税	435,876	14.3	419,148	13.4	16,728	4.0
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 県支出金	2,334,263	76.3	2,415,435	77.1	△81,172	△3.4
4 財産収入	502	0.0	364	0.0	138	37.9
5 繰入金	286,449	9.4	296,682	9.5	△10,233	△3.4
6 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
7 諸収入	7	0.0	7	0.0	0	0.0
歳入合計	3,057,099	100.0	3,131,638	100.0	△74,539	△2.4

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	82,465	2.7	80,374	2.6	2,091	2.6	5,056		77,409	
2 保険給付費	2,316,208	75.7	2,399,684	76.6	△83,476	△3.5	2,265,264		3,337	47,607
3 国民健康保険事業費納付金	619,680	20.3	610,252	19.5	9,428	1.5	49,275		205,710	364,695
4 保健事業費	35,841	1.2	38,160	1.2	△2,319	△6.1	14,668			21,173
5 基金積立金	502	0.0	364	0.0	138	37.9			502	
6 諸支出金	2,403	0.1	2,804	0.1	△401	△14.3				2,403
歳出合計	3,057,099	100.0	3,131,638	100.0	△74,539	△2.4	2,334,263		286,958	435,878

2　歳　　入

1款　国民健康保険税　　1項　国民健康保険税　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 国民健康保険税	435,876	419,148	16,728	1. 医療給付費分現年課税分	298,057	医療給付費分現年課税分	298,057
				2. 介護納付金分現年課税分	27,514	介護納付金分現年課税分	27,514
				3. 後期高齢者支援金分現年課税分	86,337	後期高齢者支援金分現年課税分	86,337
				4. 子ども・子育て支援納付金分現年課税分	14,936	子ども・子育て支援納付金分現年課税分	14,936
				5. 医療給付費分滞納繰越分	6,289	医療給付費分滞納繰越分	6,289
				6. 介護納付金分滞納繰越分	947	介護納付金分滞納繰越分	947
				7. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,796	後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,796
計	435,876	419,148	16,728				

2款　使用料及び手数料　　1項　手数料

1. 督促手数料	1	1	0	1. 督促手数料	1	督促手数料	1
計	1	1	0				

3款　県支出金　　1項　県負担金

1. 保険給付費等交付金	2,327,138	2,408,310	△81,172	1. 普通交付金	2,265,264	普通交付金	2,265,264
				2. 特別交付金	61,874	保険者努力支援分	13,856
						特別調整交付金分	5,582
						県繰入金	35,242
						特定健康診査等負担金	7,194
計	2,327,138	2,408,310	△81,172				

3款　県支出金　　2項　県補助金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 福祉医療基盤強化補助金	7,125	7,125	0	1. 福祉医療基盤強化補助金	7,125	福祉医療基盤強化補助金	7,125
計	7,125	7,125	0				

4款　財産収入　　1項　財産運用収入

1. 利子及び配当金	502	364	138	1. 利子	502	基金利子	502
計	502	364	138				

5款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	286,448	296,681	△10,233	1. 一般会計繰入金	286,448	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	96,907
						保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	56,397
						人件費繰入金	45,054
						財政安定化支援繰入金	51,669
						出産育児一時金繰入金	3,334
						事務費繰入金	32,350
						未就学児均等割保険料繰入金	322
						産前産後保険料繰入金	415
計	286,448	296,681	△10,233				

5款　繰入金　　2項　基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1	1	0	1. 財政調整基金繰入金	1	財政調整基金繰入金	1
計	1	1	0				

6款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
計	1	1	0				

7款　諸収入　　1項　延滞金及び過料

1. 延滞金	2	2	0	1. 現年度分	1	現年度分	1
				2. 滞納繰越分	1	滞納繰越分	1

7款　諸収入　　1項　延滞金及び過料　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明
計	2	2	0			

7款　諸収入　　2項　雑入

1. 滞納処分費	1	1	0	1. 滞納処分費	1	滞納処分費 1
2. 小切手未払金	1	1	0	1. 小切手未払金	1	小切手未払金 1
3. 第三者納付金	1	1	0	1. 第三者納付金	1	第三者納付金 1
4. 返納金	1	1	0	1. 返納金	1	返納金 1
5. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	指定公費 1
計	5	5	0			
歳入合計	3,057,099	3,131,638	△74,539			

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1.　一般管理費	75,089	72,540	2,549	4,556		70,533		1.　報酬	5,768	会計年度任用職員報酬	5,768
								2.　給料	22,570	一般職給	22,570
								3.　職員手当等	14,980	扶養手当	390
										住居手当	294
										通勤手当	338
										時間外勤務手当	408
										管理職員特別勤務手当	11
										休日勤務手当	5
										管理職手当	468
										期末手当	6,556
										勤勉手当	5,536
										寒冷地手当	494
										児童手当	480
								4.　共済費	10,068	共済組合負担金	7,674
										退職手当負担金	2,394
								8.　旅費	183	費用弁償	183
								10. 需用費	1,595	消耗品費	436
										燃料費	26
										印刷製本費	898
										修繕料	235
								11. 役務費	495	通信運搬費	389
										手数料	62
										保険料	44
								12. 委託料	9,352	共同電算処理業務委託	2,842
										コクホライン保守委託	438
										コクホライン新制度システム化対応委託	347
										国保情報集約システム更新委託	1,189
										交付金申請支援事業委託	1,055
										標準システム保守委託	3,481

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	2,637	コピー使用料	274
										データセンター利用料	2,363
								17. 備品購入費	2,003	公用車	2,003
								18. 負担金、補助及び交付金	5,417	秋田県国民健康保険団体連合会負担金	2,800
										国保連システム分担金	2,317
										オンライン資格確認等運営負担金	300
								26. 公課費	21	自動車重量税	21
計	75,089	72,540	2,549	4,556		70,533					

1款　総務費　　2項　徴税費

1. 賦課徴税費	6,914	7,345	△431	500		6,414		3. 職員手当等	384	時間外勤務手当	384
								10. 需用費	2,106	消耗品費	70
										燃料費	74
										印刷製本費	1,711
										修繕料	251
								11. 役務費	2,732	通信運搬費	1,903
										広告料	6
										手数料	805
										保険料	18
								12. 委託料	1,363	税務LAN保守委託	1,363
								13. 使用料及び賃借料	90	インターネット使用料	37
										コピー使用料	53
								18. 負担金、補助及び交付金	224	地方税共同機構負担金	224
								26. 公課費	15	自動車重量税	15
計	6,914	7,345	△431	500		6,414					

1款　総務費　　3項　運営協議会費

1. 運営協議会費	462	489	△27			462		1. 報酬	332	委員報酬	332
								8. 旅費	45	費用弁償	38

1款　総務費　　3項　運営協議会費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										職員旅費	7
								10. 需用費	85	消耗品費	77
										食糧費	8
計	462	489	△27			462					

2款　保険給付費　　1項　療養諸費

1. 療養給付費	1,982,084	2,035,260	△53,176	1,940,140		3	41,941	18. 負担金、補助及び交付金	1,982,084	療養給付費負担金	1,982,084
2. 療養費	16,706	10,011	6,695	16,706				18. 負担金、補助及び交付金	16,706	療養費負担金	16,706
3. 審査支払手数料	6,984	7,524	△540	6,984				11. 役務費	6,984	手数料	6,984
計	2,005,774	2,052,795	△47,021	1,963,830		3	41,941				

2款　保険給付費　　2項　高額療養費

1. 高額療養費	300,734	337,189	△36,455	300,734				18. 負担金、補助及び交付金	300,734	高額療養費負担金	300,734
2. 高額介護合算療養費	600	600	0	600				18. 負担金、補助及び交付金	600	高額介護合算療養費負担金	600
計	301,334	337,789	△36,455	301,334							

2款　保険給付費　　3項　移送費

1. 移送費	100	100	0	100				18. 負担金、補助及び交付金	100	移送費負担金	100
計	100	100	0	100							

2款　保険給付費　　4項　出産育児諸費

1. 出産育児一時金	5,000	5,000	0			3,334	1,666	18. 負担金、補助及び交付金	5,000	出産育児一時金	5,000
計	5,000	5,000	0			3,334	1,666				

２款　保険給付費　　５項　葬祭諸費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 葬祭費	4,000	4,000	0				4,000	18. 負担金、補助及び交付金	4,000	葬祭費	4,000
計	4,000	4,000	0				4,000				

３款　国民健康保険事業費納付金　　１項　医療給付費分

1. 医療給付費分	391,532	396,587	△5,055	49,275		133,800	208,457	18. 負担金、補助及び交付金	391,532	医療給付費負担金	391,532
計	391,532	396,587	△5,055	49,275		133,800	208,457				

３款　国民健康保険事業費納付金　　２項　後期高齢者支援金等分

1. 後期高齢者支援金等分	165,902	162,192	3,710			54,911	110,991	18. 負担金、補助及び交付金	165,902	後期高齢者支援金	165,902
計	165,902	162,192	3,710			54,911	110,991				

３款　国民健康保険事業費納付金　　３項　介護納付金分

1. 介護納付金分	47,657	51,473	△3,816			16,999	30,658	18. 負担金、補助及び交付金	47,657	介護納付金	47,657
計	47,657	51,473	△3,816			16,999	30,658				

３款　国民健康保険事業費納付金　　４項　子ども・子育て支援金等分

1. 子ども・子育て支援金等分	14,589	0	14,589				14,589	18. 負担金、補助及び交付金	14,589	子ども・子育て支援納付金	14,589
計	14,589	0	14,589				14,589				

４款　保健事業費　　１項　特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	18,050	21,985	△3,935	7,194			10,856	27. 繰出金	18,050	一般会計繰出金	18,050
計	18,050	21,985	△3,935	7,194			10,856				

4款　保健事業費　　2項　保健事業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 疾病予防費	17,791	16,175	1,616	7,474			10,317	10. 需用費	486	消耗品費	486
								11. 役務費	766	通信運搬費	766
								12. 委託料	8,044	医療費通知書等作成委託	623
										特定健診受診率向上対策事業委託	5,392
										特定保健指導未利用者対策事業委託	1,765
										特定健診・医療費分析資料作成委託	264
								18. 負担金、補助及び交付金	8,495	健康増進事業等助成金	8,495
計	17,791	16,175	1,616	7,474			10,317				

5款　基金積立金　　1項　基金積立金

1. 国民健康保険財政調整基金積立金	502	364	138			502		24. 積立金	502	国民健康保険財政調整基金積立金	502
計	502	364	138			502					

6款　諸支出金　　1項　償還金及び還付加算金

1. 保険税還付金	2,400	2,800	△400				2,400	22. 償還金、利子及び割引料	2,400	保険税還付金	2,400
2. 償還金	1	1	0				1	22. 償還金、利子及び割引料	1	過年度分返還金	1
3. 小切手支払未済償還金	1	1	0				1	22. 償還金、利子及び割引料	1	小切手支払未済償還金	1
計	2,402	2,802	△400				2,402				

6款　諸支出金　　2項　繰出金

1. 一般会計繰出金	1	1	0				1	27. 繰出金	1	一般会計繰出金	1
施設勘定繰出金	0	1	△1							廃目	

6款　諸支出金　　2項　繰出金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	1	2	△1				1			
歳出合計	3,057,099	3,131,638	△74,539	2,334,263		286,958	435,878			

給 与 費 明 細 書

１．特別職

		職員数	給与費							共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分	地域手当	寒冷地 手 当	その他 の手当	計			
		（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
本年度	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	12	332	0	0	0	0	0	332	0	332	
	計	12	332	0	0	0	0	0	332	0	332	
前年度	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	12	332	0	0	0	0	0	332	0	332	
	計	12	332	0	0	0	0	0	332	0	332	
比較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

２．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　３　） 6	5,768	22,570	15,364	43,702	10,068	53,770	常勤職員　6人
前年度	（　３　） 6	5,386	21,605	16,086	43,077	8,707	51,784	
比　較	（　０　） 0	382	965	△ 722	625	1,361	1,986	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	390	0	294	338	0	792	0	11	0
	前年度	1,302	0	0	341	0	792	0	11	0
	比　較	△ 912	0	294	△ 3	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	5	468	6,556	5,536	494	480	0		
	前年度	5	324	6,259	5,134	478	1,440	0		
	比　較	0	144	297	402	16	△ 960	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　0　） 6	0	22,570	12,943	35,513	9,541	45,054	
前年度	（　0　） 6	0	21,605	13,920	35,525	8,224	43,749	
比　較	（　0　） 0	0	965	△ 977	△ 12	1,317	1,305	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	390	0	294	338	0	792	0	11	0
	前年度	1,302	0	0	341	0	792	0	11	0
	比　較	△ 912	0	294	△ 3	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	5	468	5,241	4,430	494	480	0		
	前年度	5	324	5,082	4,145	478	1,440	0		
	比　較	0	144	159	285	16	△ 960	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　3　） 0	5,768	0	2,421	8,189	527	8,716	
前年度	（　3　） 0	5,386	0	2,166	7,552	483	8,035	
比　較	（　0　） 0	382	0	255	637	44	681	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	0	1,315	1,106	0	0	0		
	前年度	0	0	1,177	989	0	0	0		
	比　較	0	0	138	117	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	965	給与改定に伴う増減分	785		
		普通昇給に伴う増加分	195		
		その他の増減分	△ 15	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　△ 15 会計年度任用職員分　0	
職員手当等	△ 722	制度改正に伴う増減分	493		
		その他の増減分	△ 1,215	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　△ 1,470 会計年度任用職員分　255	

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		行政職			
令和　8　年１月１日現在	平均給料月額（円）	312,250			
	平均給与月額（円）	339,526			
	平 均 年 齢　（歳）	40歳11月			
令和　7　年１月１日現在	平均給料月額（円）	299,159			
	平均給与月額（円）	323,642			
	平 均 年 齢　（歳）	36歳７月			

イ　初任給　　（単位：円）

区　　分	行政職	技能労務職	国　の　制　度	
			行政職	技能労務職
高　校　卒	201,892	206,629	200,300	198,200
大　学　卒	233,844	―	232,000	―

ウ　級別職員数

区　　分	行 政 職			備　　考
	級	職員数(人)	構成比(%)	
令和 8 年1月1日現在	1 級	2	33.3	
	2 級	1	16.7	
	3 級	0	0.0	
	4 級	2	33.3	
	5 級	1	16.7	
	6 級	0	0.0	
	7 級	0	0.0	
	計	6	100.0	
令和 7 年1月1日現在	1 級	1	16.7	
	2 級	2	33.3	
	3 級	1	16.7	
	4 級	1	16.7	
	5 級	1	16.7	
	6 級	0	0.0	
	7 級	0	0.0	
	計	6	100.0	

（級別の基準となる職務内容）

区　　分	1　　級	2　　級	3　　級	4　　級	5　　級	6　　級	7　　級
行　政　職	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	部長

エ　昇給

区分			合計	代表的な職種			
				行政職			
本年度	職員数（A）（人）		6	6			
	昇給に係る職員数（B）（人）		5	5			
	号給数別内訳	1号給（人）	0	0			
		2号給（人）	0	0			
		3号給（人）	0	0			
		4号給（人）	5	5			
		5号給（人）	0	0			
		6号給（人）	0	0			
		7号給（人）	0	0			
		8号給（人）	0	0			
	比率（B）/（A）（%）		83.3	83.3			
前年度	職員数（A）（人）		6	6			
	昇給に係る職員数（B）（人）		6	6			
	号給数別内訳	1号給（人）	1	1			
		2号給（人）	0	0			
		3号給（人）	0	0			
		4号給（人）	4	4			
		5号給（人）	0	0			
		6号給（人）	1	1			
		7号給（人）	0	0			
		8号給（人）	0	0			
	比率（B）/（A）（%）		100.0	100.0			

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.325	2.325	4.650	有	
前年度	2.300	2.300	4.600	有	
国の制度	2.325	2.325	4.650	有	

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当　（令和８年１月１日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度	その他の加算措置等
支　給　率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）

キ　地域手当　（令和８年１月１日現在）

支給対象地域	東京都特別区
支給率（%）	20.0
支給対象職員数（人）	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0

ク　その他の手当

区　分	国との制度の異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	国の上限：28,000円、市の上限：27,000円
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
コクホライン保守委託	438	－	－	令和8年度	438			438	
国保市町村事務処理標準システム保守委託	3,481	－	－	令和8年度	3,481			3,481	
国保市町村事務処理標準システムデータセンター利用料	2,363	－	－	令和8年度	2,363			2,363	

議案第28号

令和８年度　北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計予算

令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０４，１９０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 診療収入		68,028
	1 外来収入	47,525
	2 その他の診療収入	20,503
2 使用料及び手数料		873
	1 使用料	81
	2 手数料	792
3 繰入金		35,270
	1 他会計繰入金	35,270
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		18
	1 諸収入	18
歳入合計		104,190

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		67,138
	1 施設管理費	67,138
2 医業費		36,052
	1 医業費	36,052
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		104,190

令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 診　療　収　入	68,028	65.3	65,033	70.2	2,995	4.6
2 使　用　料　及　び　手　数　料	873	0.8	873	0.9	0	0.0
3 繰　入　金	35,270	33.9	26,789	28.9	8,481	31.7
4 繰　越　金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 諸　収　入	18	0.0	18	0.0	0	0.0
歳　入　合　計	104,190	100.0	92,714	100.0	11,476	12.4

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	67,138	64.4	64,265	69.3	2,873	4.5			35,369	31,769
2 医業費	36,052	34.6	27,449	29.6	8,603	31.3			792	35,260
3 予備費	1,000	1.0	1,000	1.1	0	0.0				1,000
歳出合計	104,190	100.0	92,714	100.0	11,476	12.4			36,161	68,029

2　歳　　入

1款　診療収入　　1項　外来収入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 国民健康保険診療報酬収入	5,351	5,603	△252	1. 現年分	5,351	現年分	5,351
2. 社会保険診療報酬収入	3,050	2,818	232	1. 現年分	3,050	現年分	3,050
3. 一部負担金収入	5,551	6,264	△713	1. 現年分	5,551	現年分	5,551
4. 後期高齢者診療報酬収入	33,568	38,424	△4,856	1. 現年分	33,568	現年分	33,568
5. その他の診療報酬収入	5	5	0	1. 現年分	5	現年分	5
計	47,525	53,114	△5,589				

1款　診療収入　　2項　その他の診療収入

1. 諸検査等収入	20,503	11,919	8,584	1. 現年分	20,503	諸検査等収入	20,503
計	20,503	11,919	8,584				

2款　使用料及び手数料　　1項　使用料

1. 使用料	81	81	0	1. 現年分	81	往診車使用料	72
						行政財産目的外使用料	9
計	81	81	0				

2款　使用料及び手数料　　2項　手数料

1. 手数料	792	792	0	1. 現年分	792	文書料	792
計	792	792	0				

3款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	35,270	26,788	8,482	1. 一般会計繰入金	35,270	一般会計繰入金	35,270
国民健康保険特別会計繰入金	0	1	△1			廃目	
計	35,270	26,789	8,481				

4款　繰越金　　1項　繰越金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
計	1	1	0				

5款　諸収入　　1項　諸収入

1. 雑入	18	18	0	1. 雑入	18	自動販売機電気料	18
計	18	18	0				
歳入合計	104,190	92,714	11,476				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1.　一般管理費	67,138	64,265	2,873			35,369	31,769	1.　報酬	14,746	会計年度任用職員報酬	14,746
								2.　給料	8,161	一般職給	8,161
								3.　職員手当等	9,468	通勤手当	176
										時間外勤務手当	1,145
										休日勤務手当	2
										期末手当	4,329
										勤勉手当	3,718
										寒冷地手当	98
								4.　共済費	4,443	共済組合負担金	3,577
										退職手当負担金	866
								8.　旅費	486	費用弁償	486
								9.　交際費	100	交際費	100
								10. 需用費	3,786	消耗品費	484
										燃料費	914
										印刷製本費	48
										光熱水費	1,817
										修繕料	523
								11. 役務費	665	通信運搬費	418
										手数料	125
										保険料	122
								12. 委託料	21,911	診療所長委託	20,006
										清掃委託	1,139
										警備委託	185
										医療廃棄物処理委託	271
										冬囲撤去委託	33
										電気保安管理委託	218
										消防設備保守点検委託	59
								13. 使用料及び賃借料	327	コピー使用料	49
										印刷機借上料	249

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										テレビ受信料	19
										物品借上料	10
								14. 工事請負費	1,758	工事請負費	1,758
								18. 負担金、補助及び交付金	101	全国国保診療施設協議会負担金	65
										鷹巣医師団負担金	30
										安全運転管理者受講負担金	6
								26. 公課費	1,186	自動車重量税	29
										消費税	1,157
計	67,138	64,265	2,873			35,369	31,769				

2款　医業費　　1項　医業費

1.　医業費	36,052	27,449	8,603			792	35,260	10. 需用費	25,377	修繕料	500
										医薬材料費	24,877
								11. 役務費	84	手数料	84
								12. 委託料	5,347	医事会計システム保守委託	396
										病理検査委託	3,909
										デジタルX線画像読取システム保守委託	325
										生化学自動分析装置保守委託	703
										オンライン資格確認システム保守委託	14
								13. 使用料及び賃借料	3,341	物品借上料	3,059
										寝具リース料	282
								17. 備品購入費	1,903	医科用備品	1,903
計	36,052	27,449	8,603			792	35,260				

3款　予備費　　1項　予備費

1.　予備費	1,000	1,000	0				1,000				
計	1,000	1,000	0				1,000				
歳出合計	104,190	92,714	11,476			36,161	68,029				

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
本年度	（　８） ２	14,746	8,161	9,468	32,375	4,443	36,818	常勤職員 2人
前年度	（　６） ２	11,667	10,521	9,042	31,230	3,752	34,982	
比　　較	（　２） ０	3,079	△ 2,360	426	1,145	691	1,836	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	0	176	0	1,145	0	0	0
	前年度	234	0	0	75	0	1,145	0	0	0
	比　　較	△ 234	0	0	101	0	0	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	2	0	4,329	3,718	98	0	0		
	前年度	2	430	3,841	3,176	139	0	0		
	比　　較	0	△ 430	488	542	△ 41	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　0） 2	0	8,161	5,066	13,227	3,438	16,665	
前年度	（　1） 2	0	10,521	5,413	15,934	2,958	18,892	
比　較	（△ 1） 0	0	△ 2,360	△ 347	△ 2,707	480	△ 2,227	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	0	176	0	1,145	0	0	0
	前年度	234	0	0	75	0	1,145	0	0	0
	比　較	△ 234	0	0	101	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	2	0	1,939	1,706	98	0	0		
	前年度	2	430	1,869	1,519	139	0	0		
	比　較	0	△ 430	70	187	△ 41	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　8） 0	14,746	0	4,402	19,148	1,005	20,153	
前年度	（　5） 0	11,667	0	3,629	15,296	794	16,090	
比　較	（　3） 0	3,079	0	773	3,852	211	4,063	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	0	2,390	2,012	0	0	0		
	前年度	0	0	1,972	1,657	0	0	0		
	比　較	0	0	418	355	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明		備　　考
給　　料	△ 2,360	給与改定に伴う増減分	323			
		普通昇給に伴う増加分	186			
		その他の増減分	△ 2,869	退職者分	△ 2,671	
				採用者分	0	
				会計異動その他	△ 198	
				会計年度任用職員分	0	
職員手当等	426	制度改正に伴う増減分	159			
		その他の増減分	267	退職者分	△ 569	
				採用者分	0	
				会計異動その他	63	
				会計年度任用職員分	773	

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区	分	行政職	医療職（二）	医療職（三）
令和 8 年１月１日現在	平均給料月額（円）	295,833	—	281,200
	平均給与月額（円）	307,899	—	339,795
	平 均 年 齢 （歳）	60歳１月	—	61歳４月
令和 7 年１月１日現在	平均給料月額（円）	331,258	—	390,049
	平均給与月額（円）	345,108	—	435,849
	平 均 年 齢 （歳）	57歳５月	—	60歳４月

イ　初任給

（単位：円）

区　　分	行政職	技能労務職	国　の　制　度	
			行政職	技能労務職
高　校　卒	201,892	206,629	200,300	198,200
大　学　卒	233,844	—	232,000	—

ウ　級別職員数

区　　分	行 政 職			医療職（二）			医療職（三）			備　　考
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	
令和 8 年1月1日現在	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	
	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	
	3 級	2	66.7	3 級	0	0.0	3 級	0	0.0	
	4 級	1	33.3	4 級	0	0.0	4 級	1	100.0	
	5 級	0	0.0	5 級	0	0.0	5 級	0	0.0	
	6 級	0	0.0							
	7 級	0	0.0							
	計	3	100.0	計	0	0.0	計	1	100.0	
令和 7 年1月1日現在	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	
	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	
	3 級	0	0.0	3 級	0	0.0	3 級	0	0.0	
	4 級	2	100.0	4 級	0	0.0	4 級	0	0.0	
	5 級	0	0.0	5 級	0	0.0	5 級	1	100.0	
	6 級	0	0.0							
	7 級	0	0.0							
	計	2	100.0	計	0	100.0	計	1	100.0	

（級別の基準となる職務内容）

区　　分	1　　級	2　　級	3　　級	4　　級	5　　級	6　　級	7　　級
行　政　職	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	部長

エ　昇給

区分			合計	代表的な職種			
				行政職	医療職（二）	医療職（三）	
本年度	職員数（A）（人）		4	3	0	1	
	昇給に係る職員数（B）（人）		2	1	0	1	
	号給数別内訳	1号給（人）	1	0	0	1	
		2号給（人）	0	0	0	0	
		3号給（人）	0	0	0	0	
		4号給（人）	0	0	0	0	
		5号給（人）	0	0	0	0	
		6号給（人）	1	1	0	0	
		7号給（人）	0	0	0	0	
		8号給（人）	0	0	0	0	
	比率（B）/（A）（%）		50.0	33.3	0.0	100.0	
前年度	職員数（A）（人）		3	2	0	1	
	昇給に係る職員数（B）（人）		1	1	0	0	
	号給数別内訳	1号給（人）	0	0	0	0	
		2号給（人）	0	0	0	0	
		3号給（人）	0	0	0	0	
		4号給（人）	1	1	0	0	
		5号給（人）	0	0	0	0	
		6号給（人）	0	0	0	0	
		7号給（人）	0	0	0	0	
		8号給（人）	0	0	0	0	
	比率（B）/（A）（%）		33.3	50.0	0.0	0.0	

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.325	2.325	4.650	有	
前年度	2.300	2.300	4.600	有	
国の制度	2.325	2.325	4.650	有	

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当　（令和８年１月１日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度	その他の加算措置等
支　給　率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）

キ　地域手当　（令和８年１月１日現在）

支給対象地域	東京都特別区
支給率（%）	20.0
支給対象職員数（人）	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0

ク　その他の手当

区　分	国との制度の異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	国の上限：28,000円、市の上限：27,000円
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
診療委託	20,006	－	－	令和8年度	20,006				20,006
病理検査委託	3,909	－	－	令和8年度	3,909				3,909
警備委託	185	－	－	令和8年度	185				185
清掃委託	933	－	－	令和8年度	933				933
医事会計システム保守委託	396	－	－	令和8年度	396				396
オンライン資格確認システム保守委託	14	－	－	令和8年度	14				14
X線画像読取システム保守委託	325	－	－	令和8年度	325				325
生化学検査分析装置保守委託	703	－	－	令和8年度	703				703
自家用電気工作物保安管理委託	218	－	－	令和8年度	218				218
多機能小型自動分析装置賃貸借	139	－	－	令和8年度	139				139
電話設備賃貸借	10	－	－	令和8年度	10				10
酸素供給装置賃貸借	2,271	－	－	令和8年度	2,271				2,271
寝具賃貸借	282	－	－	令和8年度	282				282

議案第29号

令和８年度　北秋田市介護保険特別会計予算

令和８年度北秋田市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，３５２，１６９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 保険料		913,613
	1 介護保険料	913,613
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1,436,558
	1 国庫負担金	912,055
	2 国庫補助金	524,503
4 支払基金交付金		1,392,894
	1 支払基金交付金	1,392,894
5 県支出金		760,614
	1 県負担金	732,643
	2 県補助金	27,971
6 財産収入		904
	1 財産運用収入	904
7 繰入金		846,460
	1 一般会計繰入金	816,370
	2 介護保険財政調整基金繰入金	30,090
8 繰越金		2
	1 繰越金	2
9 諸収入		1,123

（単位：千円）

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 第三者納付金	1
	4 雑入	1,118
歳入合計		5,352,169

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		100,348
	1 総務管理費	55,153
	2 賦課徴収費	3,289
	3 介護認定審査会費	36,473
	4 企画運営評価費	5,433
2 保険給付費		5,060,614
	1 介護サービス等諸費	4,647,073
	2 介護予防サービス等諸費	43,528
	3 審査支払手数料	5,460
	4 高額介護サービス等費	110,000
	5 特定入所者介護サービス等費	243,553
	6 高額医療合算介護サービス等費	11,000
3 地域支援事業費		188,299
	1 地域支援事業費	188,299
4 基金積立金		904
	1 基金積立金	904
5 諸支出金		1,004
	1 償還金及び還付加算金	1,003
	2 他会計繰出金	1
6 予備費		1,000

（単位：千円）

款	項	金額
	1 予　　備　　費	1,000
歳　　出　　合　　計		5,352,169

令和８年度北秋田市介護保険特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 保険料	913,613	17.1	883,669	16.5	29,944	3.4
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 国庫支出金	1,436,558	26.9	1,451,492	27.1	△14,934	△1.0
4 支払基金交付金	1,392,894	26.0	1,397,753	26.1	△4,859	△0.3
5 県支出金	760,614	14.2	762,862	14.2	△2,248	△0.3
6 財産収入	904	0.0	542	0.0	362	66.8
7 繰入金	846,460	15.8	864,673	16.1	△18,213	△2.1
8 繰越金	2	0.0	2	0.0	0	0.0
9 諸収入	1,123	0.0	1,301	0.0	△178	△13.7
歳入合計	5,352,169	100.0	5,362,295	100.0	△10,126	△0.2

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	100,348	1.9	89,605	1.7	10,743	12.0			100,348	
2 保険給付費	5,060,614	94.6	5,080,057	94.7	△19,443	△0.4	2,100,148		1,998,939	961,527
3 地域支援事業費	188,299	3.5	190,087	3.6	△1,788	△0.9	97,017		62,646	28,636
4 基金積立金	904	0.0	542	0.0	362	66.8			904	
5 諸支出金	1,004	0.0	1,004	0.0	0	0.0				1,004
6 予備費	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0			1,000	
歳出合計	5,352,169	100.0	5,362,295	100.0	△10,126	△0.2	2,197,165		2,163,837	991,167

2　歳　　入

1款　保険料　　1項　介護保険料　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 第1号被保険者保険料	913,613	883,669	29,944	1. 現年度分特別徴収保険料	853,609	現年度分特別徴収保険料	853,609
				2. 現年度分普通徴収保険料	59,004	現年度分普通徴収保険料	59,004
				3. 滞納繰越分普通徴収保険料	1,000	滞納繰越分普通徴収保険料	1,000
計	913,613	883,669	29,944				

2款　使用料及び手数料　　1項　手数料

1. 督促手数料	1	1	0	1. 督促手数料	1	督促手数料	1
計	1	1	0				

3款　国庫支出金　　1項　国庫負担金

1. 介護給付費負担金	912,055	915,812	△3,757	1. 現年度分介護給付費負担金	912,054	現年度分介護給付費負担金	912,054
				2. 過年度分介護給付費負担金	1	過年度分介護給付費負担金	1
計	912,055	915,812	△3,757				

3款　国庫支出金　　2項　国庫補助金

1. 調整交付金	464,296	476,270	△11,974	1. 現年度分調整交付金	464,295	現年度分調整交付金	464,295
				2. 過年度分調整交付金	1	過年度分調整交付金	1
2. 地域支援事業交付金	60,205	59,408	797	1. 現年度分介護予防事業交付金	28,828	現年度分介護予防事業交付金	28,828
				2. 現年度分包括的支援・任意事業交付金	31,375	現年度分包括的支援・任意事業交付金	31,375

3款　国庫支出金　　2項　国庫補助金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
				3. 過年度分介護予防事業交付金	1	過年度分介護予防事業交付金	1
				4. 過年度分包括的支援・任意事業交付金	1	過年度分包括的支援・任意事業交付金	1
3. 保険者機能強化推進交付金	1	1	0	1. 保険者機能強化推進交付金	1	保険者機能強化推進交付金	1
4. 保険者努力支援交付金	1	1	0	1. 保険者努力支援交付金	1	保険者努力支援交付金	1
計	524,503	535,680	△11,177				

4款　支払基金交付金　　1項　支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	1,366,364	1,371,613	△5,249	1. 現年度分介護給付費交付金	1,366,363	現年度分介護給付費交付金	1,366,363
				2. 過年度分介護給付費交付金	1	過年度分介護給付費交付金	1
2. 地域支援事業交付金	26,530	26,140	390	1. 現年度分地域支援事業交付金	26,529	現年度分地域支援事業交付金	26,529
				2. 過年度分地域支援事業交付金	1	過年度分地域支援事業交付金	1
計	1,392,894	1,397,753	△4,859				

5款　県支出金　　1項　県負担金

1. 介護給付費負担金	732,643	735,203	△2,560	1. 現年度分介護給付費負担金	732,642	現年度分介護給付費負担金	732,642
				2. 過年度分介護給付費負担金	1	過年度分介護給付費負担金	1
計	732,643	735,203	△2,560				

5款　県支出金　　2項　県補助金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 地域支援事業交付金	27,971	27,658	313	1. 現年度分介護予防事業交付金	12,282	現年度分介護予防事業交付金	12,282
				2. 現年度分包括的支援・任意事業交付金	15,687	現年度分包括的支援・任意事業交付金	15,687
				3. 過年度分介護予防事業交付金	1	過年度分介護予防事業交付金	1
				4. 過年度分包括的支援・任意事業交付金	1	過年度分包括的支援・任意事業交付金	1
計	27,971	27,658	313				

5款　県支出金　　項　財政安定化基金支出金

財政安定化基金支出金	0	1	△1			廃項	
計	0	1	△1				

6款　財産収入　　1項　財産運用収入

1. 利子及び配当金	904	542	362	1. 利子	904	基金利子	904
計	904	542	362				

7款　繰入金　　1項　一般会計繰入金

1. 介護給付費繰入金	632,577	635,005	△2,428	1. 現年度分介護給付費繰入金	632,576	現年度分介護給付費繰入金	632,576
				2. 過年度分介護給付費繰入金	1	過年度分介護給付費繰入金	1
2. 地域支援事業繰入金	27,971	27,658	313	1. 現年度分介護予防事業繰入金	12,282	現年度分介護予防事業繰入金	12,282
				2. 現年度分包括的支援・任意事業繰入金	15,687	現年度分包括的支援・任意事業繰入金	15,687

7款　繰入金　　1項　一般会計繰入金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
				3. 過年度分介護予防事業繰入金	1	過年度分介護予防事業繰入金	1
				4. 過年度分包括的支援・任意事業繰入金	1	過年度分包括的支援・任意事業繰入金	1
3. 低所得者介護保険料軽減繰入金	47,443	51,087	△3,644	1. 現年度分	47,442	現年度分	47,442
				2. 過年度分	1	過年度分	1
4. 事務費等繰入金	108,379	101,759	6,620	1. 職員給与費等繰入金	55,070	職員給与費等繰入金	55,070
				2. 事務費繰入金	53,309	事務費繰入金	53,309
計	816,370	815,509	861				

7款　繰入金　　2項　介護保険財政調整基金繰入金

1. 介護保険財政調整基金繰入金	30,090	49,164	△19,074	1. 介護保険財政調整基金繰入金	30,090	介護保険財政調整基金繰入金	30,090
計	30,090	49,164	△19,074				

8款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
2. 介護給付費繰越金	1	1	0	1. 介護給付費繰越金	1	介護給付費繰越金	1
計	2	2	0				

9款　諸収入　　1項　延滞金加算金及び過料

1. 第1号被保険者延滞金	1	1	0	1. 第1号被保険者延滞金	1	第1号被保険者延滞金	1
2. 第1号被保険者加算金	1	1	0	1. 第1号被保険者加算金	1	第1号被保険者加算金	1
3. 過料	1	1	0	1. 過料	1	過料	1
計	3	3	0				

9款　諸収入　　2項　預金利子　　（単位:千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

9款　諸収入　　3項　第三者納付金

1. 第三者納付金	1	1	0	1. 第三者納付金	1	第三者納付金	1
計	1	1	0				

9款　諸収入　　4項　雑入

1. 雑入	1,118	1,296	△178	1. 雑入	1,118	上小阿仁村認定審査受託料	1,115
						高額介護サービス費返還金	1
						高額医療合算介護サービス費返還金	1
						成年後見費用本人負担	1
計	1,118	1,296	△178				
歳入合計	5,352,169	5,362,295	△10,126				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1.　一般管理費	55,153	47,940	7,213			55,153		2.　給料	23,927	一般職給	23,927
								3.　職員手当等	13,028	扶養手当	510
										住居手当	324
										通勤手当	112
										時間外勤務手当	701
										管理職員特別勤務手当	11
										管理職手当	468
										期末手当	5,652
										勤勉手当	4,836
										寒冷地手当	394
										児童手当	20
								4.　共済費	9,968	共済組合負担金	7,430
										退職手当負担金	2,538
								10. 需用費	1,463	消耗品費	173
										燃料費	205
										印刷製本費	579
										修繕料	506
								11. 役務費	2,352	通信運搬費	2,297
										手数料	19
										保険料	36
								12. 委託料	3,253	介護保険保険者システム保守委託	110
										特別徴収経由事務委託	114
										高額医療合算介護サービス費処理委託	55
										介護第三者行為求償事務処理委託	27
										介護職員初任者研修事業委託	841
										介護保険保険者支援システム改修委託	2,018
										介護保険指定機関等管理システム改修委託	88
								13. 使用料及び賃借料	1,093	0Aシステム使用料	1,082
										著作権使用料	11

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								26. 公課費	69	自動車重量税	69
計	55,153	47,940	7,213			55,153					

1款　総務費　　2項　賦課徴収費

1. 賦課徴収費	3,289	3,521	△232			3,289		10. 需用費	648	消耗品費	34
										印刷製本費	614
								11. 役務費	2,641	通信運搬費	2,416
										手数料	225
計	3,289	3,521	△232			3,289					

1款　総務費　　3項　介護認定審査会費

1. 介護認定審査会費	9,744	9,816	△72			9,744		1. 報酬	9,600	委員報酬	9,600
								8. 旅費	144	費用弁償	144
2. 認定調査等費	26,729	28,001	△1,272			26,729		1. 報酬	6,958	会計年度任用職員報酬	6,958
								3. 職員手当等	2,348	期末手当	1,275
										勤勉手当	1,073
								4. 共済費	596	共済組合負担金	596
								8. 旅費	412	費用弁償	412
								11. 役務費	10,838	手数料	10,838
								12. 委託料	5,577	認定調査委託	5,577
計	36,473	37,817	△1,344			36,473					

1款　総務費　　4項　企画運営評価費

1. 企画運営評価費	5,433	327	5,106			5,433		1. 報酬	585	委員報酬	585
								8. 旅費	45	費用弁償	45
								10. 需用費	18	食糧費	18
								12. 委託料	4,785	高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定委託	4,785
計	5,433	327	5,106			5,433					

２款　保険給付費　　１項　介護サービス等諸費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 介護サービス給付費	4,647,073	4,668,786	△21,713	1,928,534		1,835,593	882,946	18. 負担金、補助及び交付金	4,647,073	介護サービス給付費負担金	4,647,073
計	4,647,073	4,668,786	△21,713	1,928,534		1,835,593	882,946				

２款　保険給付費　　２項　介護予防サービス等諸費

1. 介護予防サービス給付費	43,528	43,628	△100	18,063		17,193	8,272	18. 負担金、補助及び交付金	43,528	介護予防サービス給付費負担金	43,528
計	43,528	43,628	△100	18,063		17,193	8,272				

２款　保険給付費　　３項　審査支払手数料

1. 審査支払手数料	5,460	5,460	0	2,265		2,156	1,039	11. 役務費	5,460	手数料	5,460
計	5,460	5,460	0	2,265		2,156	1,039				

２款　保険給付費　　４項　高額介護サービス等費

1. 高額介護サービス費	110,000	105,599	4,401	45,650		43,450	20,900	18. 負担金、補助及び交付金	110,000	高額介護サービス費負担金	110,000
計	110,000	105,599	4,401	45,650		43,450	20,900				

２款　保険給付費　　５項　特定入所者介護サービス等費

1. 特定入所者介護サービス費	243,433	246,047	△2,614	101,022		96,155	46,256	18. 負担金、補助及び交付金	243,433	特定入所者介護サービス費負担金	243,433
2. 特定入所者介護予防サービス費	120	120	0	49		47	24	18. 負担金、補助及び交付金	120	特定入所者介護予防サービス費負担金	120
計	243,553	246,167	△2,614	101,071		96,202	46,280				

2款　保険給付費　　6項　高額医療合算介護サービス等費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 高額医療合算介護サービス費	11,000	10,417	583	4,565		4,345	2,090	18. 負担金、補助及び交付金	11,000	高額医療合算介護サービス費負担金	11,000
計	11,000	10,417	583	4,565		4,345	2,090				

3款　地域支援事業費　　1項　地域支援事業費

1. 日常生活支援総合事業費	88,083	88,380	△297	46,647		34,792	6,644	11. 役務費	437	手数料	437
								12. 委託料	269	短期集中型サービス委託	269
								18. 負担金、補助及び交付金	87,377	介護予防相当サービス費負担金	87,377
2. 介護予防事業費	10,176	8,435	1,741	3,307		4,019	2,850	1. 報酬	3,295	会計年度任用職員報酬	3,295
								3. 職員手当等	560	期末手当	304
										勤勉手当	256
								4. 共済費	159	共済組合負担金	159
								7. 報償費	20	謝金	20
								8. 旅費	213	費用弁償	129
										職員旅費	84
								10. 需用費	491	消耗品費	50
										燃料費	369
										修繕料	72
								11. 役務費	31	通信運搬費	31
								12. 委託料	5,290	送迎委託	946
										運動指導委託	1,759
										調理指導委託	220
										高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定委託	2,365
								17. 備品購入費	99	備品購入費	99
								18. 負担金、補助及び交付金	18	研修会負担金	18

3款　地域支援事業費　　1項　地域支援事業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 包括的支援・任意事業費	90,040	93,272	△3,232	47,063		23,835	19,142	1. 報酬	195	委員報酬	195
								2. 給料	3,862	一般職給	3,862
								3. 職員手当等	2,648	扶養手当	312
										通勤手当	24
										時間外勤務手当	256
										期末手当	956
										勤勉手当	761
										寒冷地手当	99
										児童手当	240
								4. 共済費	1,637	共済組合負担金	1,227
										退職手当負担金	410
								7. 報償費	1,140	謝金	1,140
								8. 旅費	303	費用弁償	303
								10. 需用費	1,837	消耗品費	427
										燃料費	97
										食糧費	47
										印刷製本費	1,014
										修繕料	252
								11. 役務費	678	通信運搬費	385
										手数料	275
										保険料	18
								12. 委託料	75,463	地域包括支援センター運営委託	75,175
										ホームページ更新委託	99
										認知症初期集中支援チーム助言委託	120
										安全運転講習委託	33
										自立支援型ケア会議同行訪問事業委託	36
								13. 使用料及び賃借料	445	高速・有料道路使用料	4
										施設・建物等使用料	79
										OAシステム使用料	59
										テレビ受信料	7

3款　地域支援事業費　　1項　地域支援事業費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
										自動車借上料　70 物品借上料　226
								18. 負担金、補助及び交付金	1,150	研修会負担金　10 認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成金　1,140
								19. 扶助費	672	扶助費　672
								26. 公課費	10	自動車重量税　10
計	188,299	190,087	△1,788	97,017		62,646	28,636			

4款　基金積立金　　1項　基金積立金

1. 介護保険財政調整基金積立金	904	542	362			904		24. 積立金	904	介護保険財政調整基金積立金　904
計	904	542	362			904				

5款　諸支出金　　1項　償還金及び還付加算金

1. 第1号被保険者保険料還付金	1,000	1,000	0				1,000	22. 償還金、利子及び割引料	1,000	第1号被保険者保険料還付金　1,000
2. 償還金	1	1	0				1	22. 償還金、利子及び割引料	1	償還金　1
3. 小切手未払未済償還金	1	1	0				1	22. 償還金、利子及び割引料	1	小切手支払未済償還金　1
4. 第1号被保険者還付加算金	1	1	0				1	22. 償還金、利子及び割引料	1	第1号被保険者還付加算金　1
計	1,003	1,003	0				1,003			

5款　諸支出金　　2項　他会計繰出金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	1	1	0				1	27. 繰出金	1	一般会計繰出金　1
計	1	1	0				1			

6款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	1,000	1,000	0			1,000				
計	1,000	1,000	0			1,000				
歳出合計	5,352,169	5,362,295	△10,126	2,197,165		2,163,837	991,167			

給 与 費 明 細 書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	60	10,380	0	0	0	0	0	10,380	0	10,380	
	計	60	10,380	0	0	0	0	0	10,380	0	10,380	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	60	10,088	0	0	0	0	0	10,088	0	10,088	
	計	60	10,088	0	0	0	0	0	10,088	0	10,088	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	292	0	0	0	0	0	292	0	292	
	計	0	292	0	0	0	0	0	292	0	292	

２．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　６） ７	10,253	27,789	18,584	56,626	12,360	68,986	常勤職員　７人
前年度	（　７） ８	9,404	28,693	18,719	56,816	11,122	67,938	
比　較	（△１） △１	849	△ 904	△ 135	△ 190	1,238	1,048	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	822	0	324	136	0	957	0	11	0
	前年度	984	0	648	254	0	957	0	11	0
	比　較	△ 162	0	△ 324	△ 118	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	468	8,187	6,926	493	260	0		
	前年度	0	324	8,028	6,723	550	240	0		
	比　較	0	144	159	203	△ 57	20	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　0） 7	0	27,789	15,676	43,465	11,605	55,070	
前年度	（　0） 8	0	28,693	15,660	44,353	10,628	54,981	
比　較	（　0） △ 1	0	△ 904	16	△ 888	977	89	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	822	0	324	136	0	957	0	11	0
	前年度	984	0	648	254	0	957	0	11	0
	比　較	△ 162	0	△ 324	△ 118	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	468	6,608	5,597	493	260	0		
	前年度	0	324	6,365	5,327	550	240	0		
	比　較	0	144	243	270	△ 57	20	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　6） 0	10,253	0	2,908	13,161	755	13,916	
前年度	（　7） 0	9,404	0	3,059	12,463	494	12,957	
比　較	（△1） 0	849	0	△ 151	698	261	959	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	0	1,579	1,329	0	0	0		
	前年度	0	0	1,663	1,396	0	0	0		
	比　較	0	0	△ 84	△ 67	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	△ 904	給与改定に伴う増減分	1,025		
		普通昇給に伴う増加分	426		
		その他の増減分	△ 2,355	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　△ 2,355 会計年度任用職員分　0	
職員手当等	△ 135	制度改正に伴う増減分	497		
		その他の増減分	△ 632	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　△ 481 会計年度任用職員分　△ 151	

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		行政職		
令和 8 年１月１日現在	平均給料月額（円）	322,556		
	平均給与月額（円）	342,269		
	平 均 年 齢 （歳）	42歳８月		
令和 7 年１月１日現在	平均給料月額（円）	307,736		
	平均給与月額（円）	327,969		
	平 均 年 齢 （歳）	42歳９月		

イ　初任給　（単位：円）

区　　分	行政職	技能労務職	国　の　制　度	
			行政職	技能労務職
高　校　卒	201,892	206,629	200,300	198,200
大　学　卒	233,844	—	232,000	—

ウ　級別職員数

区　　分	行 政 職			備　　考
	級	職員数(人)	構成比(%)	
令和 8 年1月1日現在	1 級	1	12.5	
	2 級	1	12.5	
	3 級	3	37.5	
	4 級	2	25.0	
	5 級	1	12.5	
	6 級	0	0.0	
	7 級	0	0.0	
	計	8	100.0	
令和 7 年1月1日現在	1 級	2	22.2	
	2 級	0	0.0	
	3 級	4	44.4	
	4 級	1	11.1	
	5 級	2	22.2	
	6 級	0	0.0	
	7 級	0	0.0	
	計	9	100.0	

(級別の基準となる職務内容)

区　　分	1　　級	2　　級	3　　級	4　　級	5　　級	6　　級	7　　級
行　政　職	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	部長

エ　昇給

区分			合計	代表的な職種			
				行政職			
本年度	職員数（A）（人）		8	8			
	昇給に係る職員数（B）（人）		7	7			
	号給数別内訳	1号給（人）	0	0			
		2号給（人）	0	0			
		3号給（人）	0	0			
		4号給（人）	5	5			
		5号給（人）	0	0			
		6号給（人）	2	2			
		7号給（人）	0	0			
		8号給（人）	0	0			
	比率（B）/（A）（%）		87.5	87.5			
前年度	職員数（A）（人）		9	9			
	昇給に係る職員数（B）（人）		7	7			
	号給数別内訳	1号給（人）	0	0			
		2号給（人）	1	1			
		3号給（人）	0	0			
		4号給（人）	3	3			
		5号給（人）	0	0			
		6号給（人）	2	2			
		7号給（人）	0	0			
		8号給（人）	1	1			
	比率（B）/（A）（%）		77.8	77.8			

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.325	2.325	4.650	有	
前年度	2.300	2.300	4.600	有	
国の制度	2.325	2.325	4.650	有	

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当　（令和８年１月１日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度	その他の加算措置等
支　給　率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）

キ　地域手当　（令和８年１月１日現在）

支給対象地域	東京都特別区
支給率（%）	20.0
支給対象職員数（人）	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0

ク　その他の手当

区　分	国との制度の異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	国の上限：28,000円、市の上限：27,000円
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
介護保険指定機関等管理システム賃貸借	1,050	－	－	令和8年度	1,050			1,050	

議案第30号

令和８年度　北秋田市後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度北秋田市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６８９，４２０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		478,668
	1 後期高齢者医療保険料	478,668
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		207,415
	1 一般会計繰入金	207,415
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2,335
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 預金利子	1
	4 雑入	1,332
歳入合計		689,420

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		6,244
	1 総務管理費	4,379
	2 徴収費	1,865
2 後期高齢者医療広域連合納付金		682,175
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	682,175
3 諸支出金		1,001
	1 償還金及び還付加算金	1,000
	2 他会計繰出金	1
歳出合計		689,420

令和８年度北秋田市後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
１後期高齢者医療保険料	478,668	69.4	380,240	68.4	98,428	25.9
２使用料及び手数料	2	0.0	2	0.0	0	0.0
３繰入金	207,415	30.1	172,241	31.0	35,174	20.4
４繰越金	1,000	0.2	1,000	0.2	0	0.0
５諸収入	2,335	0.3	2,028	0.4	307	15.1
歳入合計	689,420	100.0	555,511	100.0	133,909	24.1

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	6,244	0.9	5,387	1.0	857	15.9			6,239	5
2 後期高齢者医療広域連合納付金	682,175	99.0	549,223	98.9	132,952	24.2			203,507	478,668
3 諸支出金	1,001	0.1	901	0.1	100	11.1			1,000	1
歳出合計	689,420	100.0	555,511	100.0	133,909	24.1			210,746	478,674

2　歳　　入

1款　後期高齢者医療保険料　　1項　後期高齢者医療保険料　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 特別徴収保険料	381,326	302,964	78,362	1. 現年度分	381,326	現年度分	381,326
2. 普通徴収保険料	97,342	77,276	20,066	1. 現年度分	95,331	現年度分	95,331
				2. 滞納繰越分	2,011	滞納繰越分	2,011
計	478,668	380,240	98,428				

2款　使用料及び手数料　　1項　手数料

1. 証明手数料	1	1	0	1. 納付証明手数料	1	納付証明手数料	1
2. 督促手数料	1	1	0	1. 督促手数料	1	督促手数料	1
計	2	2	0				

3款　繰入金　　1項　一般会計繰入金

1. 事務費繰入金	4,910	4,260	650	1. 事務費繰入金	4,910	事務費繰入金	4,910
2. 保険基盤安定繰入金	202,505	167,981	34,524	1. 保険基盤安定繰入金	202,505	保険基盤安定繰入金	202,505
計	207,415	172,241	35,174				

4款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1,000	1,000	0	1. 繰越金	1,000	繰越金	1,000
計	1,000	1,000	0				

5款　諸収入　　1項　延滞金、加算金及び過料

1. 延滞金	1	1	0	1. 延滞金	1	延滞金	1
2. 過料	1	1	0	1. 過料	1	過料	1
計	2	2	0				

5款　諸収入　　2項　償還金及び還付加算金

1. 還付加算金	100	100	0	1. 還付加算金	100	還付加算金	100
2. 保険料還付金	900	800	100	1. 保険料還付金	900	保険料還付金	900
計	1,000	900	100				

5款　諸収入　　3項　預金利子　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

5款　諸収入　　4項　雑入

1. 滞納処分費	1	1	0	1. 滞納処分費	1	滞納処分費	1
2. 違約金及び延納利息	1	1	0	1. 違約金及び延納利息	1	違約金及び延納利息	1
3. 小切手未払資金組入	1	1	0	1. 小切手未払資金組入	1	小切手未払資金組入	1
4. 雑入	1,329	1,122	207	1. 雑入	1,329	広域連合特別対策補助金	1,329
計	1,332	1,125	207				
歳入合計	689,420	555,511	133,909				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1.　一般管理費	4,379	2,641	1,738			4,374	5	10. 需用費	166	消耗品費	133
										印刷製本費	33
								11. 役務費	896	通信運搬費	896
								12. 委託料	1,766	後期高齢者医療システムネットワーク保守委託	108
										後期高齢者医療事務支援システム改修委託	1,658
								18. 負担金、補助及び交付金	1,551	市民プール利用助成金	1,551
計	4,379	2,641	1,738			4,374	5				

1款　総務費　　2項　徴収費

1.　徴収費	1,865	2,746	△881			1,865		10. 需用費	758	消耗品費	20
										燃料費	35
										印刷製本費	703
								11. 役務費	1,107	通信運搬費	908
										手数料	199
計	1,865	2,746	△881			1,865					

2款　後期高齢者医療広域連合納付金　　1項　後期高齢者医療広域連合納付金

1.　後期高齢者医療広域連合納付金	682,175	549,223	132,952			203,507	478,668	18. 負担金、補助及び交付金	682,175	後期高齢者医療広域連合納付金	682,175
計	682,175	549,223	132,952			203,507	478,668				

3款　諸支出金　　1項　償還金及び還付加算金

1.　保険料還付金	900	800	100			900		22. 償還金、利子及び割引料	900	還付金	900

3款　諸支出金　　1項　償還金及び還付加算金　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 還付加算金	100	100	0			100		22. 償還金、利子及び割引料	100	過誤納還付金及び加算金	100
計	1,000	900	100			1,000					

3款　諸支出金　　2項　他会計繰出金

1. 一般会計繰出金	1	1	0				1	27. 繰出金	1	一般会計繰出金	1
計	1	1	0				1				
歳出合計	689,420	555,511	133,909			210,746	478,674				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
後期高齢者医療システムネットワーク保守委託	108	－	－	令和8年度	108			108	

議案第31号

令和８年度　北秋田市立阿仁診療所特別会計予算

令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２２８，５２７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 診療収入		83,996
	1 外来収入	72,224
	2 その他の診療収入	11,772
2 使用料及び手数料		581
	1 使用料	81
	2 手数料	500
3 国庫支出金		7,495
	1 国庫補助金	7,495
4 県支出金		382
	1 県補助金	382
5 繰入金		127,486
	1 他会計繰入金	127,486
6 諸収入		1,187
	1 諸収入	1,187
7 市債		7,400
	1 市債	7,400
歳入合計		228,527

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		153,858
	1 施設管理費	153,858
2 医業費		51,198
	1 医業費	51,198
3 公債費		22,471
	1 公債費	22,471
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		228,527

第２表　　地　方　債

起　　債　　の　　目　　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　　還　　の　　方　　法
医　療　機　器　整　備　事　業	千円 7,400	証書借入 又　は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 診療収入	83,996	36.8	84,422	39.3	△426	△0.5
2 使用料及び手数料	581	0.2	581	0.3	0	0.0
3 国庫支出金	7,495	3.3	0	0.0	7,495	皆増
4 県支出金	382	0.2	382	0.2	0	0.0
5 繰入金	127,486	55.8	128,475	59.7	△989	△0.8
6 諸収入	1,187	0.5	1,187	0.5	0	0.0
7 市債	7,400	3.2	0	0.0	7,400	皆増
歳入合計	228,527	100.0	215,047	100.0	13,480	6.3

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	153,858	67.3	166,880	77.6	△13,022	△7.8	382		140,430	13,046
2 医業費	51,198	22.4	24,420	11.3	26,778	109.7	7,495	7,400	500	35,803
3 公債費	22,471	9.8	22,747	10.6	△276	△1.2				22,471
4 予備費	1,000	0.5	1,000	0.5	0	0.0				1,000
歳出合計	228,527	100.0	215,047	100.0	13,480	6.3	7,877	7,400	140,930	72,320

2　歳　　入

1款　診療収入　　1項　外来収入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 国民健康保険診療報酬収入	10,896	13,406	△2,510	1. 現年分	10,896	現年分	10,896
2. 社会保険診療報酬収入	6,344	7,516	△1,172	1. 現年分	6,344	現年分	6,344
3. 一部負担金収入	10,151	11,003	△852	1. 現年分	10,140	現年分	10,140
				2. 過年分	11	過年分	11
4. 後期高齢者診療報酬収入	43,855	43,978	△123	1. 現年分	43,855	現年分	43,855
5. その他の診療報酬収入	978	549	429	1. 現年分	978	現年分	978
計	72,224	76,452	△4,228				

1款　診療収入　　2項　その他の診療収入

1. 諸検査等収入	11,772	7,970	3,802	1. 現年分	11,772	諸検査等収入	11,772
計	11,772	7,970	3,802				

2款　使用料及び手数料　　1項　使用料

1. 使用料	81	81	0	1. 現年分	81	往診車使用料	72
						行政財産目的外使用料	9
計	81	81	0				

2款　使用料及び手数料　　2項　手数料

1. 手数料	500	500	0	1. 現年分	500	文書料	500
計	500	500	0				

3款　国庫支出金　　1項　国庫補助金

1. 医療施設等整備費補助金	7,495	0	7,495	1. 医療施設等整備費補助金	7,495	へき地診療所設備整備事業費補助金	7,495
計	7,495	0	7,495				

4款　県支出金　　1項　県補助金　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. へき地患者輸送車運行費補助金	382	382	0	1. へき地患者輸送車運行費補助金	382	へき地患者輸送車運行費補助金	382
計	382	382	0				

5款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	127,486	128,475	△989	1. 一般会計繰入金	127,486	一般会計繰入金	127,486
計	127,486	128,475	△989				

6款　諸収入　　1項　諸収入

1. 雑入	1,187	1,187	0	1. 雑入	1,187	保険適用外収入	1,060
						自動販売機電気料	30
						ファックス使用料	96
						コピー使用料	1
計	1,187	1,187	0				

7款　市債　　1項　市債

1. 診療所債	7,400	0	7,400	1. 過疎対策事業債	7,400	過疎対策事業債	7,400
計	7,400	0	7,400				
歳入合計	228,527	215,047	13,480				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1.　一般管理費	153,858	166,880	△13,022	382		140,430	13,046	1.　報酬	8,303	会計年度任用職員報酬	8,303
								2.　給料	41,221	一般職給	35,118
										会計年度任用職員	6,103
								3.　職員手当等	41,540	扶養手当	1,194
										通勤手当	1,214
										特殊勤務手当	13,852
										時間外勤務手当	879
										管理職手当	2,652
										期末手当	11,222
										勤勉手当	9,470
										寒冷地手当	577
										児童手当	480
								4.　共済費	17,123	共済組合負担金	13,398
										退職手当負担金	3,725
								8.　旅費	368	費用弁償	368
								9.　交際費	100	交際費	100
								10. 需用費	7,936	消耗品費	1,173
										燃料費	648
										食糧費	160
										印刷製本費	120
										光熱水費	5,345
										修繕料	490
								11. 役務費	941	通信運搬費	437
										手数料	366
										保険料	138
								12. 委託料	34,814	診療委託	31,507
										医療技術員委託	592
										清掃委託	933
										特別清掃委託	575

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										警備委託	317
										自動ドア保守委託	80
										医療廃棄物処理委託	476
										電気保安管理委託	258
										消防設備保守点検委託	76
								13. 使用料及び賃借料	231	駐車場使用料	2
										コピー使用料	90
										印刷機借上料	114
										テレビ受信料	25
								18. 負担金、補助及び交付金	538	秋田県医師会負担金	100
										秋田大学関連病院協議会負担金	50
										大館北秋田医師会負担金	240
										鷹巣医師団負担金	60
										全国自治体病院協議会準会員負担金	30
										日本医師会負担金	28
										大館北秋田歯科医師会準会員会費	30
								26. 公課費	743	自動車重量税	67
										消費税	676
計	153,858	166,880	△13,022	382		140,430	13,046				

2款　医業費　　1項　医業費

1.　医業費	51,198	24,420	26,778	7,495	7,400	500	35,803	10. 需用費	23,805	修繕料	662
										医薬材料費	23,143
								11. 役務費	516	通信運搬費	415
										手数料	101
								12. 委託料	9,309	レセプト電算システム保守委託	862
										医療機器保守委託	1,307
										歯科技工委託	6,098
										病理検査委託	1,042

2款　医業費　　1項　医業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	1,990	物品借上料 寝具リース料	1,773 217
								17. 備品購入費	15,578	医科用備品 歯科用備品	11,217 4,361
計	51,198	24,420	26,778	7,495	7,400	500	35,803				

3款　公債費　　1項　公債費

1.　元金	21,904	22,322	△418				21,904	22. 償還金、利子及び割引料	21,904	長期債元金	21,904
2.　利子	567	425	142				567	22. 償還金、利子及び割引料	567	長期債利子	567
計	22,471	22,747	△276				22,471				

4款　予備費　　1項　予備費

1.　予備費	1,000	1,000	0				1,000				
計	1,000	1,000	0				1,000				
歳出合計	228,527	215,047	13,480	7,877	7,400	140,930	72,320				

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
本年度	（　３） 9	8,303	41,221	41,540	91,064	17,123	108,187	常勤職員　7人
前年度	（　６） 9	13,020	42,532	41,332	96,884	17,087	113,971	
比　　較	（△３） 0	△ 4,717	△ 1,311	208	△ 5,820	36	△ 5,784	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	1,194	0	0	1,214	13,852	879	0	0	0
	前年度	1,554	0	0	910	13,772	503	0	0	0
	比　　較	△ 360	0	0	304	80	376	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	2,652	11,222	9,470	577	480	0		
	前年度	0	2,002	11,405	9,432	674	1,080	0		
	比　　較	0	650	△ 183	38	△ 97	△ 600	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　0） 7	0	35,118	35,931	71,049	15,965	87,014	
前年度	（　1） 9	0	42,532	37,144	79,676	16,071	95,747	
比　較	（△ 1） △ 2	0	△ 7,414	△ 1,213	△ 8,627	△ 106	△ 8,733	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	1,194	0	0	1,089	13,852	503	0	0	0
	前年度	1,554	0	0	910	13,772	503	0	0	0
	比　較	△ 360	0	0	179	80	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	2,652	8,448	7,136	577	480	0		
	前年度	0	2,002	9,129	7,520	674	1,080	0		
	比　較	0	650	△ 681	△ 384	△ 97	△ 600	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　3） 2	8,303	6,103	5,609	20,015	1,158	21,173	
前年度	（　5） 0	13,020	0	4,188	17,208	1,016	18,224	
比　較	（△ 2） 2	△ 4,717	6,103	1,421	2,807	142	2,949	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	0	125	0	376	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	125	0	376	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	0	2,774	2,334	0	0	0		
	前年度	0	0	2,276	1,912	0	0	0		
	比　較	0	0	498	422	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明		備　　考
給　　料	△ 1,311	普通昇給に伴う増加分	1,224			
		給与改定に伴う増減分	571			
		その他の増減分	△ 3,106	退職者分	△ 7,375	
				採用者分	0	
				会計異動その他	△ 1,834	
				会計年度任用職員分	6,103	
職員手当等	208	制度改正に伴う増減分	345			
		その他の増減分	△ 137	退職者分	△ 2,689	
				採用者分	0	
				会計異動その他	1,131	
				会計年度任用職員分	1,421	

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区	分	行政職	医療職（一）	医療職（二）	医療職（三）
令和　8　年１月１日現在	平均給料月額（円）	410,034	565,750	348,380	295,821
	平均給与月額（円）	443,034	660,050	415,347	314,221
	平 均 年 齢　（歳）	58歳３月	54歳３月	48歳６月	57歳10月
令和　7　年１月１日現在	平均給料月額（円）	261,846	529,550	346,535	300,754
	平均給与月額（円）	261,846	1,196,700	384,501	317,379
	平 均 年 齢　（歳）	63歳４月	53歳３月	47歳６月	54歳８月

イ　初任給　　（単位：円）

区　　分	行政職	技能労務職	国　の　制　度	
			行政職	技能労務職
高　校　卒	201,892	206,629	200,300	198,200
大　学　卒	233,844	—	232,000	—

ウ　級別職員数

区　　分	行 政 職			医療職（一）			医療職（二）			医療職（三）			備　　考
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	
	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	
	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	1	20.0	
	3 級	0	0.0	3 級	1	50.0	3 級	1	33.3	3 級	3	60.0	
	4 級	0	0.0	4 級	1	50.0	4 級	1	33.3	4 級	0	0.0	
令和 8 年1月1日	5 級	1	100.0				5 級	1	33.3	5 級	1	20.0	
現在	6 級	0	0.0										
	7 級	0	0.0										
	計	1	100.0	計	2	100.0	計	3	100.0	計	5	100.0	
	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	
	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	1	50.0	2 級	1	25.0	
	3 級	1	100.0	3 級	2	100.0	3 級	0	0.0	3 級	1	25.0	
	4 級	0	0.0	4 級	0	0.0	4 級	1	25.0	4 級	1	25.0	
令和 7 年1月1日	5 級	0	0.0				5 級	2	50.0	5 級	1	25.0	
現在	6 級	0	0.0										
	7 級	0	0.0										
	計	1	100.0	計	2	100.0	計	4	100.0	計	4	100.0	

（級別の基準となる職務内容）

区　　分	1　　級	2　　級	3　　級	4　　級	5　　級	6　　級	7　　級
行　政　職	主　事	主　任	主　査	副主幹	主　幹	課　長	部　長

エ　昇給

区分			合計	代表的な職種			
				行政職	医療職（一）	医療職（二）	医療職（三）
本年度	職員数（A）（人）		11	1	2	3	5
	昇給に係る職員数（B）（人）		6	0	2	2	2
	号給数別内訳	1号給（人）	0	0	0	0	0
		2号給（人）	0	0	0	0	0
		3号給（人）	1	0	1	0	0
		4号給（人）	4	0	1	1	2
		5号給（人）	0	0	0	0	0
		6号給（人）	1	0	0	1	0
		7号給（人）	0	0	0	0	0
		8号給（人）	0	0	0	0	0
	比率（B）/（A）（%）		54.5	0.0	100.0	66.7	40.0
前年度	職員数（A）（人）		11	1	2	4	4
	昇給に係る職員数（B）（人）		7	0	2	3	2
	号給数別内訳	1号給（人）	0	0	0	0	0
		2号給（人）	0	0	0	0	0
		3号給（人）	2	0	0	1	1
		4号給（人）	2	0	1	0	1
		5号給（人）	1	0	1	0	0
		6号給（人）	1	0	0	1	0
		7号給（人）	0	0	0	0	0
		8号給（人）	1	0	0	1	0
	比率（B）/（A）（%）		63.6	0.0	100.0	75.0	50.0

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.325	2.325	4.650	有	
前年度	2.300	2.300	4.600	有	
国の制度	2.325	2.325	4.650	有	

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当　（令和８年１月１日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度	その他の加算措置等
支　給　率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）

キ　地域手当　（令和８年１月１日現在）

支給対象地域	東京都特別区
支給率（%）	20.0
支給対象職員数（人）	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0

ク　特殊勤務手当

区　分	全職種	代表的な職種		
		行政職	医療職	
給料総額に対する比率　（%）	28.47	0.00	31.67	
支給対象職員の比率　（%）（令和８年１月１日現在）	18.18	0.00	20.00	
代表的な特殊勤務手当の名称	研究手当・診療手当・調整手当・宿日直手当			

ケ　その他の手当

区　分	国との制度の異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	国の上限：28,000円、市の上限：27,000円
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
診療委託	31,165	－	－	令和8年度	31,165				31,165
医療技術員委託	471	－	－	令和8年度	471				471
歯科技工委託	6,367	－	－	令和8年度	6,367				6,367
病理検査委託	1,140	－	－	令和8年度	1,140				1,140
ホルター心電図解析委託	31	－	－	令和8年度	31				31
警備委託	317	－	－	令和8年度	317				317
清掃委託	933	－	－	令和8年度	933				933
医事会計システム保守委託	654	－	－	令和8年度	654				654
オンライン資格確認システム保守委託	65	－	－	令和8年度	65				65
X線画像読取システム保守委託	630	－	－	令和8年度	630				630
レセプトチェックシステム保守委託	66	－	－	令和8年度	66				66
除細動器保守委託	110	－	－	令和8年度	110				110
自家用電気工作物保安管理委託	258	－	－	令和8年度	258				258
自動ドア保守点検委託	80	－	－	令和8年度	80				80
骨密度測定装置賃貸借	70	－	－	令和8年度	70				70
内視鏡画像処理・高輝度光源装置賃貸借	107	－	－	令和8年度	107				107
寝具賃貸借	217	－	－	令和8年度	217				217

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

（単位：千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度増減見込額		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
過疎対策事業債	507,159	485,299	7,400	21,903	470,796
合計	507,159	485,299	7,400	21,903	470,796

議案第32号

令和８年度　北秋田市立米内沢診療所特別会計予算

令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８３，５７９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 診療収入		114,952
	1 外来収入	90,223
	2 その他の診療収入	24,729
2 使用料及び手数料		404
	1 使用料	19
	2 手数料	385
3 繰入金		68,054
	1 他会計繰入金	68,054
4 諸収入		169
	1 諸収入	169
歳入合計		183,579

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		143,093
	1 施設管理費	143,093
2 医業費		33,592
	1 医業費	33,592
3 公債費		5,894
	1 公債費	5,894
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		183,579

令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 診　療　収　入	114,952	62.6	119,815	67.2	△4,863	△4.1
2 使　用　料　及　び　手　数　料	404	0.2	404	0.2	0	0.0
3 繰　入　金	68,054	37.1	57,848	32.5	10,206	17.6
4 諸　収　入	169	0.1	169	0.1	0	0.0
歳　入　合　計	183,579	100.0	178,236	100.0	5,343	3.0

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	143,093	78.0	143,229	80.3	△136	△0.1			68,242	74,851
2 医業費	33,592	18.3	28,112	15.8	5,480	19.5			385	33,207
3 公債費	5,894	3.2	5,895	3.3	△1	0.0				5,894
4 予備費	1,000	0.5	1,000	0.6	0	0.0				1,000
歳出合計	183,579	100.0	178,236	100.0	5,343	3.0			68,627	114,952

2　歳　　入

1款　診療収入　　1項　外来収入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 国民健康保険診療報酬収入	12,867	10,639	2,228	1. 現年分	12,867	現年分	12,867
2. 社会保険診療報酬収入	15,055	18,542	△3,487	1. 現年分	15,055	現年分	15,055
3. 一部負担金収入	12,716	12,824	△108	1. 現年分	12,716	現年分	12,716
4. 後期高齢者診療報酬収入	49,340	57,609	△8,269	1. 現年分	49,340	現年分	49,340
5. その他の診療報酬収入	245	375	△130	1. 現年分	245	現年分	245
計	90,223	99,989	△9,766				

1款　診療収入　　2項　その他の診療収入

1. 諸検査等収入	24,729	19,826	4,903	1. 現年分	24,729	現年分	24,729
計	24,729	19,826	4,903				

2款　使用料及び手数料　　1項　使用料

1. 使用料	19	19	0	1. 現年分	19	往診車使用料 行政財産目的外使用料	1 18
計	19	19	0				

2款　使用料及び手数料　　2項　手数料

1. 手数料	385	385	0	1. 現年分	385	文書料	385
計	385	385	0				

3款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	68,054	57,848	10,206	1. 一般会計繰入金	68,054	一般会計繰入金	68,054
計	68,054	57,848	10,206				

4款　諸収入　　1項　諸収入

1. 雑入	169	169	0	1. 雑入	169	保険適用外収入	1

4款　諸収入　　1項　諸収入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						公衆電話料	6
						自動販売機電気料	42
						ファックス使用料	120
計	169	169	0				
歳入合計	183,579	178,236	5,343				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1.　一般管理費	143,093	143,229	△136			68,242	74,851	1.　報酬	4,639	会計年度任用職員報酬	4,639
								2.　給料	38,175	一般職給	38,175
								3.　職員手当等	29,800	住居手当	324
										通勤手当	1,222
										特殊勤務手当	9,917
										時間外勤務手当	415
										管理職手当	1,560
										期末手当	8,489
										勤勉手当	7,118
										寒冷地手当	575
										児童手当	180
								4.　共済費	15,367	共済組合負担金	12,372
										退職手当負担金	2,995
								8.　旅費	176	費用弁償	176
								9.　交際費	100	交際費	100
								10. 需用費	7,121	消耗品費	1,066
										燃料費	459
										食糧費	65
										印刷製本費	216
										光熱水費	4,730
										修繕料	585
								11. 役務費	1,077	通信運搬費	818
										手数料	137
										保険料	122
								12. 委託料	44,068	診療所長委託	23,423
										診療委託	5,083
										医療事務委託	11,616
										施設環境管理委託	349
										清掃委託	1,339

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										警備委託	297
										自動ドア保守点検委託	80
										医療廃棄物処理委託	244
										電気保安管理委託	317
										消防設備保守点検委託	102
										空調機器分解洗浄委託	324
										旧医師住宅解体工事設計委託	894
								13. 使用料及び賃借料	402	土地借上料	26
										駐車場使用料	10
										コピー使用料	314
										テレビ受信料	22
										自動車借上料	30
								17. 備品購入費	23	医科用備品	23
								18. 負担金、補助及び交付金	518	秋田県医師会負担金	100
										秋田大学関連病院協議会負担金	50
										大館北秋田医師会負担金	240
										鷹巣医師団負担金	30
										全国自治体協議会準会員負担金	30
										日本医師会負担金	28
										認定産業医・職員研修負担金	35
										安全運転管理者受講負担金	5
								26. 公課費	1,627	自動車重量税	32
										消費税	1,595
計	143,093	143,229	△136			68,242	74,851				

2款　医業費　　1項　医業費

1. 医業費	33,592	28,112	5,480			385	33,207	10. 需用費	23,041	修繕料	500
										医薬材料費	22,541
								11. 役務費	101	手数料	101
								12. 委託料	6,841	医事会計システム保守委託	1,004

2款　医業費　　1項　医業費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
										健診システム保守委託	225
										病理検査委託	1,870
										臨床検査システム保守委託	176
										生化学自動分析装置保守委託	261
										CT装置点検委託	2,638
										デジタルX線画像読取システム保守委託	224
										X線撮影装置保守委託	443
								13. 使用料及び賃借料	3,609	物品借上料	3,399
										寝具リース料	210
計	33,592	28,112	5,480			385	33,207				

3款　公債費　　1項　公債費

1. 元金	5,892	5,892	0				5,892	22. 償還金、利子及び割引料	5,892	長期債元金	5,892
2. 利子	2	3	△1				2	22. 償還金、利子及び割引料	2	長期債利子	2
計	5,894	5,895	△1				5,894				

4款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	1,000	1,000	0				1,000				
計	1,000	1,000	0				1,000				
歳出合計	183,579	178,236	5,343			68,627	114,952				

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　　分	職員数 （人）	給　　与　　費				共　済　費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
本年度	（　２） ９	4,639	38,175	29,800	72,614	15,367	87,981	常勤職員　９人
前年度	（　２） ９	4,491	38,152	28,685	71,328	14,504	85,832	
比　　較	（　０） ０	148	23	1,115	1,286	863	2,149	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	324	1,222	9,917	415	0	0	0
	前年度	114	0	0	969	9,887	415	0	0	0
	比　　較	△ 114	0	324	253	30	0	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	1,560	8,489	7,118	575	180	0		
	前年度	0	1,216	8,441	7,152	491	0	0		
	比　　較	0	344	48	△ 34	84	180	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（　0） 9	0	38,175	28,306	66,481	15,054	81,535	
前年度	（　0） 9	0	38,152	27,255	65,407	14,198	79,605	
比　較	（　0） 0	0	23	1,051	1,074	856	1,930	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	本年度	0	0	324	1,222	9,917	415	0	0	0
	前年度	114	0	0	969	9,887	415	0	0	0
	比　較	△ 114	0	324	253	30	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	1,560	7,678	6,435	575	180	0		
	前年度	0	1,216	7,664	6,499	491	0	0		
	比　較	0	344	14	△ 64	84	180	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
本年度	（2）0	4,639	0	1,494	6,133	313	6,446	
前年度	（2）0	4,491	0	1,430	5,921	306	6,227	
比　較	（0）0	148	0	64	212	7	219	

職員手当等の内訳	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	本年度	0	0	811	683	0	0	0		
	前年度	0	0	777	653	0	0	0		
	比　較	0	0	34	30	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	23	給与改定に伴う増減分	1,194		
		普通昇給に伴う増加分	26		
		その他の増減分	△ 1,197	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　△ 1,197 会計年度任用職員分　0	
職員手当等	1,115	制度改正に伴う増減分	670		
		その他の増減分	445	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　381 会計年度任用職員分　64	

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		行政職	医療職（一）	医療職（二）	医療職（三）
令和　8　年１月１日現在	平均給料月額（円）	271,642	563,000	323,955	331,212
	平均給与月額（円）	288,242	631,500	348,055	361,962
	平 均 年 齢　（歳）	62歳９月	61歳10月	54歳３月	50歳０月
令和　7　年１月１日現在	平均給料月額（円）	261,846	548,400	327,866	342,269
	平均給与月額（円）	277,646	620,400	335,933	363,019
	平 均 年 齢　（歳）	61歳９月	60歳10月	52歳８月	55歳６月

イ　初任給　　（単位：円）

区　　分	行政職	技能労務職	国　の　制　度	
			行政職	技能労務職
高　校　卒	201,892	206,629	200,300	198,200
大　学　卒	233,844	—	232,000	—

ウ　級別職員数

区　　分	行 政 職			医療職（一）			医療職（二）			医療職（三）			備　　考
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	
	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	
	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	1	25.0	
	3 級	1	100.0	3 級	1	100.0	3 級	1	33.3	3 級	2	50.0	
	4 級	0	0.0	4 級	0	0.0	4 級	2	66.7	4 級	0	0.0	
令和 8 年1月1日	5 級	0	0.0				5 級	0	0.0	5 級	1	25.0	
現在	6 級	0	0.0										
	7 級	0	0.0										
	計	1	100.0	計	1	100.0	計	3	100.0	計	4	100.0	
	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0	
	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0	
	3 級	1	100.0	3 級	1	100.0	3 級	1	33.3	3 級	2	50.0	
	4 級	0	0.0	4 級	0	0.0	4 級	2	66.7	4 級	1	25.0	
令和 7 年1月1日	5 級	0	0.0				5 級	0	0.0	5 級	1	25.0	
現在	6 級	0	0.0										
	7 級	0	0.0										
	計	1	100.0	計	1	100.0	計	3	100.0	計	4	100.0	

（級別の基準となる職務内容）

区　　分	1　　級	2　　級	3　　級	4　　級	5　　級	6　　級	7　　級
行　政　職	主　事	主　任	主　査	副主幹	主　幹	課　長	部　長

エ　昇給

区分			合計	代表的な職種			
				行政職	医療職（一）	医療職（二）	医療職（三）
本年度	職員数（A）（人）		9	1	1	3	4
	昇給に係る職員数（B）（人）		5	0	0	2	3
	号給数別内訳	1号給（人）	1	0	0	0	1
		2号給（人）	0	0	0	0	0
		3号給（人）	1	0	0	0	1
		4号給（人）	3	0	0	2	1
		5号給（人）	0	0	0	0	0
		6号給（人）	0	0	0	0	0
		7号給（人）	0	0	0	0	0
		8号給（人）	0	0	0	0	0
	比率（B）/（A）（%）		55.6	0.0	0.0	66.7	75.0
前年度	職員数（A）（人）		9	1	1	3	4
	昇給に係る職員数（B）（人）		5	0	0	2	3
	号給数別内訳	1号給（人）	0	0	0	0	0
		2号給（人）	0	0	0	0	0
		3号給（人）	0	0	0	0	0
		4号給（人）	3	0	0	2	1
		5号給（人）	0	0	0	0	0
		6号給（人）	0	0	0	0	2
		7号給（人）	0	0	0	0	0
		8号給（人）	0	0	0	0	0
	比率（B）/（A）（%）		55.6	0.0	0.0	66.7	75.0

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.325	2.325	4.650	有	
前年度	2.300	2.300	4.600	有	
国の制度	2.325	2.325	4.650	有	

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当　（令和８年１月１日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度	その他の加算措置等
支　給　率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （定年前15年までの者に対し、定年前１年につき３％を上限とした割増）

キ　地域手当　（令和８年１月１日現在）

支給対象地域	東京都特別区
支給率（%）	20.0
支給対象職員数（人）	0
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0

ク　特殊勤務手当

区　　分	全職種	代表的な職種		
		行政職	医療職	
給料総額に対する比率　（%）	26.31	0.00	28.81	
支給対象職員の比率　（%）（令和８年１月１日現在）	11.11	0.00	12.50	
代表的な特殊勤務手当の名称	研究手当・診療手当・調整手当・宿日直手当			

ケ　その他の手当

区　　分	国との制度の異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	国の上限：28,000円、市の上限：27,000円
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
診療委託	28,506	－	－	令和8年度	28,506				28,506
病理検査委託	1,870	－	－	令和8年度	1,870				1,870
医療事務委託	11,616	－	－	令和8年度	11,616				11,616
警備委託	297	－	－	令和8年度	297				297
清掃委託	1,003	－	－	令和8年度	1,003				1,003
医事会計システム保守委託	660	－	－	令和8年度	660				660
オンライン資格確認システム保守委託	14	－	－	令和8年度	14				14
X線画像読取システム保守委託	224	－	－	令和8年度	224				224
CT装置保守委託	2,638	－	－	令和8年度	2,638				2,638
健診システム保守委託	225	－	－	令和8年度	225				225
臨床検査システム保守委託	176	－	－	令和8年度	176				176
自動再来受付機保守委託	330	－	－	令和8年度	330				330
自家用電気工作物保安管理委託	317	－	－	令和8年度	317				317
自動ドア保守点検委託	80	－	－	令和8年度	80				80
複合機賃貸借	330	－	－	令和8年度	330				330
寝具賃貸借	210	－	－	令和8年度	210				210
医師住宅敷地借上料	130	－	－	令和8年度から令和12年度まで	130				130

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

（単位：千円）

区　　分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度増減見込額		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
過疎対策事業債	38,006	32,114		5,892	26,222
合計	38,006	32,114		5,892	26,222

議案第33号

令和８年度　北秋田市坊沢財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市坊沢財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，３３５千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		2,332
	1 財産運用収入	2,329
	2 財産売払収入	3
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 雑入	1
	2 預金利子	1
歳入合計		2,335

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 管理会費		465
	1 管理会費	465
2 総務費		1,022
	1 総務管理費	1,022
3 予備費		848
	1 予備費	848
歳出合計		2,335

令和８年度北秋田市坊沢財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 財　産　収　入	2,332	99.9	2,332	99.9	0	0.0
2 繰　越　金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 諸　収　入	2	0.1	2	0.1	0	0.0
歳　入　合　計	2,335	100.0	2,335	100.0	0	0.0

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	465	19.9	782	33.5	△317	△40.5				465
2 総務費	1,022	43.8	537	23.0	485	90.3				1,022
3 予備費	848	36.3	1,016	43.5	△168	△16.5				848
歳出合計	2,335	100.0	2,335	100.0	0	0.0				2,335

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 財産貸付収入	2,329	2,329	0	1. 土地貸付収入	2,329	土地貸付収入	2,329
計	2,329	2,329	0				

1款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	2	2	0	1. 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				2. 立木売払収入	1	立木売払収入	1
2. 物品売払収入	1	1	0	1. 物品売払収入	1	物品売払収入	1
計	3	3	0				

2款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　1項　雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　2項　預金利子

1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				
歳入合計	2,335	2,335	0				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	465	782	△317				465	1. 報酬	395	委員報酬	395
								8. 旅費	9	費用弁償	9
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	10	食糧費	10
								26. 公課費	1	消費税	1
計	465	782	△317				465				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 財産管理費	1,022	537	485				1,022	12. 委託料	1,022	区有地草刈委託	576
										区有地支障木伐採委託	446
計	1,022	537	485				1,022				

3款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	848	1,016	△168				848				
計	848	1,016	△168				848				
歳出合計	2,335	2,335	0				2,335				

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第34号

令和８年度　北秋田市綴子財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市綴子財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，４２２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		3,419
	1 財産運用収入	179
	2 財産売払収入	3,240
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		3,422

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 管理会費		851
	1 管理会費	851
2 総務費		96
	1 総務管理費	96
3 予備費		2,475
	1 予備費	2,475
歳出合計		3,422

令和８年度北秋田市綴子財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 財　産　収　入	3,419	99.9	4,432	99.9	△1,013	△22.9
2 繰　越　金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 諸　収　入	2	0.1	2	0.1	0	0.0
歳　入　合　計	3,422	100.0	4,435	100.0	△1,013	△22.8

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	851	24.9	969	21.9	△118	△12.2				851
2 総務費	96	2.8	90	2.0	6	6.7				96
3 予備費	2,475	72.3	3,376	76.1	△901	△26.7				2,475
歳出合計	3,422	100.0	4,435	100.0	△1,013	△22.8				3,422

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 財産貸付収入	179	178	1	1. 土地貸付収入	179	土地貸付収入	179
計	179	178	1				

1款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	2	2	0	1. 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				2. 立木売払収入	1	立木売払収入	1
2. 物品売払収入	3,238	4,252	△1,014	1. 物品売払収入	3,238	物品売払収入	3,238
計	3,240	4,254	△1,014				

2款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　1項　預金利子

1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　2項　雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				
歳入合計	3,422	4,435	△1,013				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	851	969	△118				851	1. 報酬	395	委員報酬	395
								8. 旅費	9	費用弁償	9
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	10	食糧費	10
								26. 公課費	387	消費税	387
計	851	969	△118				851				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 財産管理費	96	90	6				96	12. 委託料	96	区有地草刈委託	96
計	96	90	6				96				

3款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	2,475	3,376	△901				2,475				
計	2,475	3,376	△901				2,475				
歳出合計	3,422	4,435	△1,013				3,422				

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第35号

令和８年度　北秋田市栄財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市栄財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，３３０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		43
	1 財産運用収入	40
	2 財産売払収入	3
2 繰越金		1,285
	1 繰越金	1,285
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		1,330

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 管理会費		465
	1 管理会費	465
2 総務費		864
	1 総務管理費	864
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		1,330

令和８年度北秋田市栄財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 財　産　収　入	43	3.2	42	3.7	1	2.4
2 繰　越　金	1,285	96.6	1,094	96.1	191	17.5
3 諸　収　入	2	0.2	2	0.2	0	0.0
歳　入　合　計	1,330	100.0	1,138	100.0	192	16.9

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	465	35.0	600	52.7	△135	△22.5				465
2 総務費	864	64.9	537	47.2	327	60.9				864
3 予備費	1	0.1	1	0.1	0	0.0				1
歳出合計	1,330	100.0	1,138	100.0	192	16.9				1,330

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 財産貸付収入	40	39	1	1. 土地貸付収入	40	土地貸付収入	40
計	40	39	1				

1款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	2	2	0	1. 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				2. 立木売払収入	1	立木売払収入	1
2. 物品売払収入	1	1	0	1. 物品売払収入	1	物品売払収入	1
計	3	3	0				

2款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1,285	1,094	191	1. 繰越金	1,285	繰越金	1,285
計	1,285	1,094	191				

3款　諸収入　　1項　預金利子

1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　2項　雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				
歳入合計	1,330	1,138	192				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	465	600	△135				465	1. 報酬	395	委員報酬	395
								8. 旅費	9	費用弁償	9
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	10	食糧費	10
								26. 公課費	1	消費税	1
計	465	600	△135				465				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 財産管理費	864	537	327				864	12. 委託料	864	区有地草刈委託	864
計	864	537	327				864				

3款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	1	1	0				1				
計	1	1	0				1				
歳出合計	1,330	1,138	192				1,330				

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第36号

令和８年度　北秋田市沢口財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市沢口財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３１６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
2 繰越金		314
	1 繰越金	314
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入合計		316

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		315
	1 総務管理費	315
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		316

令和８年度北秋田市沢口財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 財　産　収　入	1	0.3	1	0.3	0	0.0
2 繰　越　金	314	99.4	314	99.4	0	0.0
3 諸　収　入	1	0.3	1	0.3	0	0.0
歳　入　合　計	316	100.0	316	100.0	0	0.0

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	315	99.7	315	99.7	0	0.0				315
2 予備費	1	0.3	1	0.3	0	0.0				1
歳出合計	316	100.0	316	100.0	0	0.0				316

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産売払収入　　（単位:千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1.　不動産売払収入	1	1	0	1.　立木売払収入	1	立木売払収入	1
計	1	1	0				

2款　繰越金　　1項　繰越金

1.　繰越金	314	314	0	1.　繰越金	314	繰越金	314
計	314	314	0				

3款　諸収入　　1項　預金利子

1.　預金利子	1	1	0	1.　預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				
歳入合計	316	316	0				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 財産管理費	315	315	0				315	1. 報酬	273	委員報酬	273
								8. 旅費	42	費用弁償	42
計	315	315	0				315				

2款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	1	1	0				1				
計	1	1	0				1				
歳出合計	316	316	0				316				

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	14	273	0	0	0	0	0	273	0	273	
	計	14	273	0	0	0	0	0	273	0	273	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	14	273	0	0	0	0	0	273	0	273	
	計	14	273	0	0	0	0	0	273	0	273	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第37号

令和８年度　北秋田市七日市財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市七日市財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，８９９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		4
	1 財産運用収入	1
	2 財産売払収入	3
2 繰越金		4,893
	1 繰越金	4,893
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		4,899

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 管理会費		485
	1 管理会費	485
2 総務費		288
	1 総務管理費	288
3 諸支出金		4,125
	1 他会計繰出金	4,125
4 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		4,899

令和８年度北秋田市七日市財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比較	伸率　％
1 財産収入	4	0.1	4	0.5	0	0.0
2 繰越金	4,893	99.9	864	99.3	4,029	466.3
3 諸収入	2	0.0	2	0.2	0	0.0
歳入合計	4,899	100.0	870	100.0	4,029	463.1

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	485	9.9	600	69.0	△115	△19.2				485
2 総務費	288	5.9	269	30.9	19	7.1				288
3 諸支出金	4,125	84.2	0	0.0	4,125	皆増				4,125
4 予備費	1	0.0	1	0.1	0	0.0				1
歳出合計	4,899	100.0	870	100.0	4,029	463.1				4,899

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 財産貸付収入	1	1	0	1. 土地貸付収入	1	土地貸付収入	1
計	1	1	0				

1款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	2	2	0	1. 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				2. 立木売払収入	1	立木売払収入	1
2. 物品売払収入	1	1	0	1. 物品売払収入	1	物品売払収入	1
計	3	3	0				

2款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	4,893	864	4,029	1. 繰越金	4,893	繰越金	4,893
計	4,893	864	4,029				

3款　諸収入　　1項　預金利子

1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　2項　雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				
歳入合計	4,899	870	4,029				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	485	600	△115				485	1. 報酬	395	委員報酬	395
								8. 旅費	29	費用弁償	29
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	10	食糧費	10
								26. 公課費	1	消費税	1
計	485	600	△115				485				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 財産管理費	288	269	19				288	12. 委託料	288	区有地草刈委託	288
計	288	269	19				288				

3款　諸支出金　　1項　他会計繰出金

1. 一般会計繰出金	4,125	0	4,125				4,125	27. 繰出金	4,125	一般会計繰出金	4,125
計	4,125	0	4,125				4,125				

4款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	1	1	0				1				
計	1	1	0				1				
歳出合計	4,899	870	4,029				4,899				

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第38号

令和８年度　北秋田市米内沢財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市米内沢財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，８７６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		7,873
	1 財産運用収入	7,870
	2 財産売払収入	3
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		7,876

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 管理会費		455
	1 管理会費	455
2 総務費		830
	1 総務管理費	830
3 諸支出金		2,571
	1 他会計繰出金	214
	2 分収交付金	2,357
4 予備費		4,020
	1 予備費	4,020
歳出合計		7,876

令和８年度北秋田市米内沢財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 財　産　収　入	7,873	100.0	8,140	100.0	△267	△3.3
2 繰　越　金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 諸　収　入	2	0.0	2	0.0	0	0.0
歳　入　合　計	7,876	100.0	8,143	100.0	△267	△3.3

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	455	5.8	574	7.1	△119	△20.7				455
2 総務費	830	10.5	1,265	15.5	△435	△34.4				830
3 諸支出金	2,571	32.7	2,731	33.5	△160	△5.9				2,571
4 予備費	4,020	51.0	2,966	36.4	1,054	35.5				4,020
（財産費）	0	0.0	607	7.5	△607	皆減				
歳出合計	7,876	100.0	8,143	100.0	△267	△3.3				7,876

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 財産貸付収入	7,870	8,137	△267	1. 土地貸付収入	7,870	土地貸付収入	7,870
計	7,870	8,137	△267				

1款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	2	2	0	1. 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				2. 立木売払収入	1	立木売払収入	1
2. 物品売払収入	1	1	0	1. 物品売払収入	1	物品売払収入	1
計	3	3	0				

2款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　1項　預金利子

1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　2項　雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				
歳入合計	7,876	8,143	△267				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	455	574	△119				455	1. 報酬	340	委員報酬	340
								8. 旅費	11	費用弁償	11
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	10	食糧費	10
								26. 公課費	44	消費税	44
計	455	574	△119				455				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 財産管理費	830	1,265	△435				830	12. 委託料	830	区有地草刈委託	192
										区有地支障木伐採委託	638
計	830	1,265	△435				830				

3款　諸支出金　　1項　他会計繰出金

1. 一般会計繰出金	214	294	△80				214	27. 繰出金	214	一般会計繰出金	214
計	214	294	△80				214				

3款　諸支出金　　2項　分収交付金

1. 分収交付金	2,357	2,437	△80				2,357	18. 負担金、補助及び交付金	2,357	土地分収交付金	2,357
計	2,357	2,437	△80				2,357				

4款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	4,020	2,966	1,054				4,020				
計	4,020	2,966	1,054				4,020				

款　財産費　　項　財産取得費

造林費	0	607	△607							廃款	
計	0	607	△607								

款　財産費　　項　財産取得費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	7,876	8,143	△267				7,876			

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	6	340	0	0	0	0	0	340	0	340	
	計	6	340	0	0	0	0	0	340	0	340	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	6	340	0	0	0	0	0	340	0	340	
	計	6	340	0	0	0	0	0	340	0	340	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第 39 号

令和８年度　北秋田市前田財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市前田財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，２２８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月 13 日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		1,162
	1 財産運用収入	971
	2 財産売払収入	191
2 繰越金		4,064
	1 繰越金	4,064
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		5,228

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 管理会費		506
	1 管理会費	506
2 総務費		2,592
	1 総務管理費	2,592
3 財産費		2
	1 財産取得費	2
4 諸支出金		2,127
	1 他会計繰出金	1,800
	2 分収交付金	327
5 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		5,228

令和８年度北秋田市前田財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 財　産　収　入	1,162	22.2	16,180	32.0	△15,018	△92.8
2 繰　越　金	4,064	77.7	2,673	5.3	1,391	52.0
3 諸　収　入	2	0.1	2	0.0	0	0.0
（　繰　入　金　）	0	0.0	31,645	62.7	△31,645	皆減
歳　入　合　計	5,228	100.0	50,500	100.0	△45,272	△89.6

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	506	9.7	833	1.6	△327	△39.3				506
2 総務費	2,592	49.6	916	1.8	1,676	183.0				2,592
3 財産費	2	0.0	47,651	94.4	△47,649	△100.0				2
4 諸支出金	2,127	40.7	1,099	2.2	1,028	93.5				2,127
5 予備費	1	0.0	1	0.0	0	0.0				1
歳出合計	5,228	100.0	50,500	100.0	△45,272	△89.6				5,228

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 財産貸付収入	971	1,284	△313	1. 土地貸付収入	971	土地貸付収入	971
計	971	1,284	△313				

1款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	2	14,895	△14,893	1. 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				2. 立木売払収入	1	立木売払収入	1
2. 物品売払収入	189	1	188	1. 物品売払収入	189	物品売払収入	189
計	191	14,896	△14,705				

2款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	4,064	2,673	1,391	1. 繰越金	4,064	繰越金	4,064
計	4,064	2,673	1,391				

3款　諸収入　　1項　預金利子

1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

3款　諸収入　　2項　雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				

款　繰入金　　項　他会計繰入金

一般会計繰入金	0	31,645	△31,645			廃款	
計	0	31,645	△31,645				
歳入合計	5,228	50,500	△45,272				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	506	833	△327				506	1. 報酬	340	委員報酬	340
								8. 旅費	13	費用弁償	13
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	10	食糧費	10
								26. 公課費	93	消費税	93
計	506	833	△327				506				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 財産管理費	2,592	916	1,676				2,592	12. 委託料	2,592	区有地草刈委託	2,592
計	2,592	916	1,676				2,592				

3款　財産費　　1項　財産取得費

1. 森林整備センター費	2	2	0				2	18. 負担金、補助及び交付金	2	秋田県水源林造成協議会負担金	2
造林費	0	47,649	△47,649							廃目	
計	2	47,651	△47,649				2				

4款　諸支出金　　1項　他会計繰出金

1. 一般会計繰出金	1,800	800	1,000				1,800	27. 繰出金	1,800	一般会計繰出金	1,800
計	1,800	800	1,000				1,800				

4款　諸支出金　　2項　分収交付金

1. 分収交付金	327	299	28				327	18. 負担金、補助及び交付金	327	土地分収交付金	327
計	327	299	28				327				

5款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	1	1	0				1				

5款　予備費　　1項　予備費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	1	1	0				1			
歳出合計	5,228	50,500	△45,272				5,228			

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	6	340	0	0	0	0	0	340	0	340	
	計	6	340	0	0	0	0	0	340	0	340	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	6	340	0	0	0	0	0	340	0	340	
	計	6	340	0	0	0	0	0	340	0	340	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第 40 号

令和８年度　北秋田市阿仁合財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市阿仁合財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１，０１７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月 13 日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		131
	1 財産運用収入	130
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		10,884
	1 他会計繰入金	10,884
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		11,017

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 管理会費		471
	1 管理会費	471
2 総務費		487
	1 総務管理費	487
3 財産費		608
	1 財産取得費	608
4 諸支出金		9,450
	1 他会計繰出金	9,450
5 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		11,017

令和８年度北秋田市阿仁合財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 財　産　収　入	131	1.2	132	1.2	△1	△0.8
2 繰　入　金	10,884	98.8	10,791	98.8	93	0.9
3 繰　越　金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 諸　収　入	1	0.0	1	0.0	0	0.0
歳　入　合　計	11,017	100.0	10,925	100.0	92	0.8

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	471	4.3	1,157	10.6	△686	△59.3			339	132
2 総務費	487	4.4	465	4.3	22	4.7			487	
3 財産費	608	5.5	0	0.0	608	皆増			608	
4 諸支出金	9,450	85.8	9,302	85.1	148	1.6			9,450	
5 予備費	1	0.0	1	0.0	0	0.0				1
歳出合計	11,017	100.0	10,925	100.0	92	0.8			10,884	133

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 財産貸付収入	130	131	△1	1. 土地建物貸付収入	130	土地建物貸付収入	130
計	130	131	△1				

1款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	1	1	0	1. 土地売払収入	1	土地売払収入	1
計	1	1	0				

2款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	10,884	10,791	93	1. 一般会計繰入金	10,884	一般会計繰入金	10,884
計	10,884	10,791	93				

3款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
計	1	1	0				

4款　諸収入　　1項　雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	NPO法人やま・もり再生ネット育林費支援金	1
計	1	1	0				
歳入合計	11,017	10,925	92				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	471	1,157	△686			339	132	1. 報酬	395	委員報酬	395
								8. 旅費	15	費用弁償	15
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	10	食糧費	10
								26. 公課費	1	消費税	1
計	471	1,157	△686			339	132				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 財産管理費	487	465	22			487		12. 委託料	487	急傾斜地刈払委託	295
										区有地草刈委託	192
計	487	465	22			487					

3款　財産費　　1項　財産取得費

1. 造林費	608	0	608			608		12. 委託料	608	施業箇所造林地調査委託	608
計	608	0	608			608					

4款　諸支出金　　1項　他会計繰出金

1. 一般会計繰出金	9,450	9,302	148			9,450		27. 繰出金	9,450	一般会計繰出金	9,450
計	9,450	9,302	148			9,450					

5款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	1	1	0				1				
計	1	1	0				1				
歳出合計	11,017	10,925	92			10,884	133				

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第41号

令和８年度　北秋田市大阿仁財産区特別会計予算

令和８年度北秋田市大阿仁財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２４，４０３千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月13日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		6,082
	1 財産運用収入	51
	2 財産売払収入	6,031
2 繰入金		18,319
	1 他会計繰入金	18,319
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		24,403

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 管理会費		477
	1 管理会費	477
2 総務費		384
	1 総務管理費	384
3 財産費		18,842
	1 財産取得費	18,842
4 諸支出金		4,699
	1 他会計繰出金	4,673
	2 分収交付金	26
5 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		24,403

令和８年度北秋田市大阿仁財産区特別会計予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比　％	前年度予算額	構成比　％	比　較	伸　率　％
1 財　産　収　入	6,082	24.9	5,939	25.0	143	2.4
2 繰　入　金	18,319	75.1	17,855	75.0	464	2.6
3 繰　越　金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 諸　収　入	1	0.0	1	0.0	0	0.0
歳　入　合　計	24,403	100.0	23,796	100.0	607	2.6

（歳　　出）

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比 %	前年度予算額	構成比 %	比較	伸率 %	本年度予算額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
1 管理会費	477	1.9	610	2.6	△133	△21.8			450	27
2 総務費	384	1.6	358	1.5	26	7.3			384	
3 財産費	18,842	77.2	18,393	77.3	449	2.4			12,812	6,030
4 諸支出金	4,699	19.3	4,434	18.6	265	6.0			4,673	26
5 予備費	1	0.0	1	0.0	0	0.0				1
歳出合計	24,403	100.0	23,796	100.0	607	2.6			18,319	6,084

2　歳　　入

1款　財産収入　　1項　財産運用収入　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1. 財産貸付収入	51	51	0	1. 土地建物貸付収入	51	土地建物貸付収入	51
計	51	51	0				

1款　財産収入　　2項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	6,031	5,888	143	1. 土地売払収入	1	土地売払収入	1
				2. 立木売払収入	6,030	立木売払収入	6,030
計	6,031	5,888	143				

2款　繰入金　　1項　他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	18,319	17,855	464	1. 一般会計繰入金	18,319	一般会計繰入金	5,507
						造林事業費県補助金	12,812
計	18,319	17,855	464				

3款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 繰越金	1	繰越金	1
計	1	1	0				

4款　諸収入　　1項　雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	雑入	1
計	1	1	0				
歳入合計	24,403	23,796	607				

3　歳　　出

1款　管理会費　　1項　管理会費　　（単位:千円）

目	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				節		説　明	
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 管理会費	477	610	△133			450	27	1. 報酬	395	委員報酬	395
								8. 旅費	21	費用弁償	21
								9. 交際費	50	交際費	50
								10. 需用費	10	食糧費	10
								26. 公課費	1	消費税	1
計	477	610	△133			450	27				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 財産管理費	384	358	26			384		12. 委託料	384	区有地草刈委託	384
計	384	358	26			384					

3款　財産費　　1項　財産取得費

1. 造林費	18,842	18,393	449			12,812	6,030	12. 委託料	18,842	区有林整備委託	18,842
計	18,842	18,393	449			12,812	6,030				

4款　諸支出金　　1項　他会計繰出金

1. 一般会計繰出金	4,673	4,408	265			4,673		27. 繰出金	4,673	一般会計繰出金	4,673
計	4,673	4,408	265			4,673					

4款　諸支出金　　2項　分収交付金

1. 分収交付金	26	26	0				26	18. 負担金、補助及び交付金	26	土地分収交付金	26
計	26	26	0				26				

5款　予備費　　1項　予備費

1. 予備費	1	1	0				1				
計	1	1	0				1				
歳出合計	24,403	23,796	607			18,319	6,084				

給　与　費　明　細　書

１．特別職

		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当 年間支給率 3.425ヵ月分（千円）	地域手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
本年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
前年度	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
	計	7	395	0	0	0	0	0	395	0	395	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

議案第26号資料

令和８年度 一般会計予算の概要

１．歳入

歳入予算は、各事務事業の特定財源となる国・県支出金などを計上したほか、調整財源として財政調整基金1,484,686千円を繰入した。

一般財源となる歳入予算の主なものは、次のとおり。

（単位：千円）

款　項　目	本年度	前年度	比較	伸率　％	説　　明
1款　市税	3,192,743	3,043,112	149,631	4.9	
1項　市民税	1,294,291	1,127,088	167,203	14.8	
1目　個人分	1,168,454	987,368	181,086	18.3	
2目　法人分	125,837	139,720	△ 13,883	△ 9.9	
2項　固定資産税	1,596,364	1,600,616	△ 4,252	△ 0.3	
1目　固定資産税	1,501,804	1,504,993	△ 3,189	△ 0.2	
2目　国有資産等所在市町村交付金	94,560	95,623	△ 1,063	△ 1.1	
3項　軽自動車税	101,684	107,007	△ 5,323	△ 5.0	
4項　市たばこ税	198,640	205,839	△ 7,199	△ 3.5	
5項　入湯税	1,764	2,562	△ 798	△ 31.1	
2款　地方譲与税	379,303	392,471	△ 13,168	△ 3.4	
1項　地方揮発油譲与税	48,272	58,308	△ 10,036	△ 17.2	７年度見込額57,673　地方財政計画増減率83.7％
2項　自動車重量譲与税	188,050	191,336	△ 3,286	△ 1.7	７年度見込額182,396　地方財政計画増減率103.1％
3項　航空機燃料譲与税	12,072	11,918	154	1.3	７年度見込額12,072　地方財政計画増減率100.0％
4項　森林環境譲与税	130,909	130,909	0	0.0	市有林人工林面積割、林業就業者割、人口割
3款　利子割交付金	12,739	1,754	10,985	626.3	
4款　配当割交付金	11,813	8,731	3,082	35.3	
5款　株式等譲渡所得割交付金	18,766	13,951	4,815	34.5	
6款　法人事業税交付金	46,956	51,228	△ 4,272	△ 8.3	
7款　地方消費税交付金	859,181	833,389	25,792	3.1	
8款　ゴルフ場利用税交付金	4,635	6,306	△ 1,671	△ 26.5	
9款　環境性能割交付金	4,762	20,537	△ 15,775	△ 76.8	
10款　地方特例交付金	48,554	20,755	27,799	133.9	７年度確定額14,254
11款　地方交付税	10,278,622	10,300,484	△ 21,862	△ 0.2	（財源調整計上）
普通交付税	9,478,622	9,500,484	△ 21,862	△ 0.2	７年度確定額10,074,730
特別交付税	800,000	800,000	0	0.0	
合計	14,858,074	14,692,718	165,356	1.1	※主なものの合計なので歳入予算総額とは一致しない。

２．歳出

令和８年度一般会計当初予算は、「人が集まる！活気あふれる北秋田市づくり」をテーマに予算を編成している。

具体的には、道の駅整備事業に着手し、人が集い賑わう交流拠点の整備を進めるとともに、森吉山の国定公園化に向けた市民の理解と機運の醸成、デジタル化社会の恩恵を受けられるよう「市役所に行かなくても出来る手続きの拡充」やワーケーション等に係る予算を新たに計上している。また、人口減少及び少子化対策として、「介護等人材確保事業」や「きたあきた出産まるっと応援事業」、「保育料無償化」の継続、高齢者の生活支援として「日常生活支援事業」の継続と「福祉の雪事業」の限度額の引き上げ、市民の安心安全を確保するため、クマなどの鳥獣被害防止策や自然災害対策に係る事業のほか、北秋田市公共施設等総合管理計画に基づく老朽施設の解体事業等の予算を計上している。

主な事業は次のとおり。

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
【１款　議会費】								
議会費	183,666	175,254	8,412				183,666	
【２款　総務費】								
広報広聴費	29,807	21,733	8,074	710		1,446	27,651	
会計管理費	61,809	38,834	22,975				61,809	
入出金機オンライン送金委託	6,235	0	6,235				6,235	
地籍調査費	57,164	18,347	38,817	26,100		97	30,967	
企画費	1,050,205	808,811	241,394	533			1,049,672	
首都圏交流事業	1,476	1,439	37				1,476	
ふるさと納税事業	998,045	748,050	249,995				998,045	
自治振興費	62,727	53,016	9,711			1,003	61,724	
自治会館整備事業費補助金	6,788	3,840	2,948				6,788	
防犯街灯設置費補助金	3,293	2,234	1,059				3,293	
環境整備事業費補助金	2,198	500	1,698				2,198	
防犯街灯電気料補助金	4,238	4,914	△ 676				4,238	
市民提案型まちづくり事業補助金	1,000	1,000	0				1,000	
地方交通対策費	204,400	210,883	△ 6,483	9,276			195,124	
地域公共交通活性化協議会負担金	571	531	40				571	
大館能代空港利用促進事業補助金	47,520	57,600	△ 10,080				47,520	通年片道4,000円助成
市街地循環バス運行事業	12,471	11,729	742				12,471	
生活バス路線維持費等補助金	113,903	110,145	3,758	9,276			104,627	
マイタウンバス運行費補助金	15,833	14,887	946				15,833	
路線バスフリーパス助成金	7,891	7,085	806				7,891	
大館能代空港ビジネス利用促進事業補助金	3,960	5,760	△ 1,800				3,960	
秋田内陸線対策費	158,905	158,151	754	20,250	86,000	603	52,052	
駅愛護会交付金	1,400	1,120	280				1,400	
秋田内陸縦貫鉄道運営費補助金	98,708	98,708	0	20,250	78,400		58	

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
秋田内陸地域公共交通連携協議会負担金	12,652	12,617	35			111	12,541	
秋田内陸線乗車促進事業貸切車両等補助金	1,000	1,000	0				1,000	
内陸線利用高校生等通学定期券補助金	7,612	9,190	△ 1,578		7,600		12	
合川総合窓口センター費	67,293	48,624	18,669			29	67,264	
森吉総合窓口センター費	109,745	100,301	9,444			88	109,657	
阿仁総合窓口センター費	84,506	113,820	△ 29,314			4,154	80,352	
電算費	254,597	374,376	△ 119,779	3,036			251,561	
電子メールシステム更新委託	50,113	0	50,113				50,113	
情報通信設備管理費	50,886	31,449	19,437			18,155	32,731	
光ファイバ通信網設備資産調査支援委託	15,367	0	15,367				15,367	
交通安全対策費	12,195	12,148	47			429	11,766	
防犯対策費	9,449	8,973	476				9,449	
戸籍住民基本台帳費	128,800	83,742	45,058	29,607		10,852	88,341	
窓口業務DX化事業	23,087	0	23,087	11,385			11,702	申請書作成システム、セミセルフレジ導入等
コンビニ交付事業	14,560	6,808	7,752	4,196			10,364	行政キオスク端末導入等
マイナンバーカード交付事業	12,053	6,969	5,084	11,487			566	
秋田県議会議員選挙費	8,122	0	8,122	8,122			0	
統計調査費	10,697	26,055	△ 15,358	2,687			8,010	
【３款　民生費】								
社会福祉総務費	131,475	133,761	△ 2,286	19,954			111,521	
社会福祉協議会補助金	27,000	27,000	0				27,000	
民生委員児童委員協議会負担金	9,560	9,560	0	9,560			0	
民生委員児童委員協議会補助金	2,700	2,700	0				2,700	
災害時要援護者支援事業	3,014	4,774	△ 1,760				3,014	
生活困窮者自立支援事業	13,000	13,000	0	9,603			3,397	
女性の負担軽減対策事業	317	0	317				317	
老人福祉費	1,262,740	1,200,113	62,627	38,182	27,600	62,914	1,134,044	
高齢者等日常生活支援事業	6,500	7,000	△ 500				6,500	エアコン設置、補聴器購入支援
老人クラブ活動支援事業	3,858	3,889	△ 31	1,047			2,811	
老人福祉施設入所措置事業	7,740	7,244	496			1,320	6,420	
緊急通報体制等整備事業	1,768	1,153	615				1,768	
敬老事業	2,054	2,285	△ 231				2,054	
介護保険特別会計繰出金	817,986	816,863	1,123	36,792			781,194	
食の自立支援事業	18,240	20,160	△ 1,920			10,320	7,920	

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
外出支援サービス事業	7,067	7,762	△ 695			1,094	5,973	
介護用品支給事業	1,749	2,310	△ 561				1,749	
家族介護慰労金	360	468	△ 108				360	
福祉の雪事業	25,387	16,178	9,209				25,387	
サテライトステーションつづれこ指定管理料	5,671	5,671	0			5,671	0	
地域福祉センター指定管理料	3,186	3,186	0			3,186	0	
ことぶき荘指定管理料	1,961	1,961	0				1,961	
サポートハウスたかのす指定管理料	22,353	22,353	0			1,169	21,184	
森吉生活支援ハウス指定管理料	26,128	26,128	0				26,128	
合川高齢者生活支援施設指定管理料	8,458	8,458	0				8,458	
軽費老人ホーム大野台エコーハイツ指定管理料	77,558	77,558	0				77,558	
養護老人ホームもろび苑指定管理料	106,373	106,373	0			31,583	74,790	
老人福祉施設事業費	61,560	20,122	41,438		26,100	7,729	27,731	LED照明改修工事等
成年後見制度利用促進体制整備推進事業	2,850	2,693	157				2,850	
外国人介護人材定着奨励金	3,204	0	3,204				3,204	
障害者福祉費	1,394,687	1,347,222	47,465	1,001,031	1,500	2,022	390,134	
障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委託	5,973	0	5,973				5,973	
介護･訓練等給付事業	1,174,880	1,168,440	6,440	883,560			291,320	
更生医療給付事業	23,442	21,030	2,412	17,581			5,861	
障害児通所等給付事業	53,860	29,337	24,523	40,395			13,465	
障害者地域生活支援事業	62,039	54,422	7,617	45,037		1,983	15,019	
北秋田市基幹相談支援センター事業	24,404	20,045	4,359	18,303			6,101	
もろびこども園指定管理料	7,837	7,837	0				7,837	
フードセンターたかのす指定管理料	14,380	14,349	31				14,380	
障害者生活支援センター指定管理料	18,229	18,229	0				18,229	
医療給付費	252,823	264,196	△ 11,373	110,581		2,336	139,906	福祉医療
国民健康保険事業費	286,448	296,681	△ 10,233	115,526			170,922	
国民健康保険特別会計繰出金	286,448	296,681	△ 10,233	115,526			170,922	
後期高齢者医療費	703,473	613,580	89,893	151,878			551,595	
後期高齢者医療広域連合事務費負担金	23,259	23,410	△ 151				23,259	
後期高齢者医療療養給付費負担金	472,799	417,929	54,870				472,799	
後期高齢者医療特別会計繰出金	207,415	172,241	35,174	151,878			55,537	
児童福祉総務費	154,158	139,020	15,138	19,582		139	134,437	
子育てサポート事業	33,713	23,799	9,914	7,436		139	26,138	子育てサポートハウス

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
ハッピーアニバーサリー事業	5,584	4,704	880				5,584	
きたあきた子育てクーポン事業	10,350	11,100	△ 750	825			9,525	
妊婦のための支援給付事業	10,721	9,953	768	10,001			720	
地域子どもの生活支援強化事業	1,300	0	1,300				1,300	子ども食堂等の提供
児童措置費	1,282,773	1,191,868	90,905	912,076		153	370,544	
児童扶養手当給付事業	96,564	94,307	2,257	32,145		46	64,373	
児童手当給付事業	327,824	321,672	6,152	294,716			33,108	
保育園運営事業	729,950	627,988	101,962	520,040			209,910	私立７園
特別保育事業	33,753	31,779	1,974	21,672			12,081	延長保育、病児保育、一時保育
地域子育て支援拠点事業	40,955	42,374	△ 1,419	27,302			13,653	地域子育て支援センター（私立４園）
障害児保育事業	20,520	19,440	1,080				20,520	
こども家庭センター事業（子育て相談係分）	10,213	10,370	△ 157	3,632			6,581	
すこやか子育て支援事業	11,794	10,118	1,676	4,286			7,508	
保育対策総合支援事業	10,046	13,803	△ 3,757	7,533			2,513	保育体制、保育補助配置への補助
母子父子福祉費	12,975	14,140	△ 1,165	4,114	1,500	6	7,355	
児童福祉施設費（市立保育園運営費）	274,362	252,278	22,084	9,292		5,092	259,978	市立３園
児童館費	56,612	32,724	23,888		20,400	2,000	34,212	
旧吉田児童館解体事業	22,677	1,613	21,064		20,400	2,000	277	
児童クラブ費	197,059	191,073	5,986	69,464		12,226	115,369	
扶助費（生活保護）	493,596	497,532	△ 3,936	383,156		1,400	109,040	
国民年金事務費	9,311	8,248	1,063	6,415			2,896	
【４款　衛生費】								
保健総務費	111,141	203,811	△ 92,670	11	4,500	8,892	97,738	
保健センタートイレ洋式化工事	2,716	0	2,716				2,716	
保健事業費	83,084	87,636	△ 4,552	2,403		48,006	32,675	
特定健康診査・特定保健指導事業	35,955	39,847	△ 3,892	200		30,619	5,136	
健康増進事業	35,259	35,857	△ 598	1,727		6,414	27,118	がん検診等
高齢者の一体的な保健事業	10,973	11,023	△ 50			10,973	0	フレイル健診、予防事業等
予防費	91,287	58,529	32,758				91,287	
予防接種委託	89,745	56,719	33,026				89,745	
新型コロナ予防接種委託	25,504	0	25,504				25,504	
帯状疱疹予防接種委託	19,758	9,830	9,928				19,758	
妊婦RSウイルス助成	1,200	0	1,200				1,200	
母子保健事業費	71,727	34,656	37,071	15,571		180	55,976	

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
母子保健事業	4,659	4,036	623	467			4,192	乳幼児健診等
母体健康増進支援事業	10,985	10,864	121	425			10,560	妊婦健康診査等
こども家庭センター事業（母子保健係分）	5,228	5,597	△ 369	3,079		180	1,969	産後ケア事業、不妊治療助成等
きたあきた出産まるっと応援事業	14,237	13,658	579	694			13,543	
地域医療推進費	13,977	10,900	3,077		8,100		5,877	
訪問看護体制強化事業補助金	3,000	3,000	0				3,000	
訪問看護師等奨励金	3,144	4,726	△ 1,582		3,100		44	
地域医療確保促進事業補助金	5,000	0	5,000		5,000		0	医療機器整備、増改築補助
環境衛生総務費	158,057	128,386	29,671	775		1,895	155,387	
第２次環境基本計画作成支援委託	7,524	0	7,524				7,524	
北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合負担金	73,036	71,007	2,029				73,036	
地球温暖化対策事業費	7,836	1,293	6,543			1,000	6,836	
ゼロカーボンハウス推進補助金	7,800	1,000	6,800			1,000	6,800	
公害対策費	2,271	2,178	93			1	2,270	
斎場管理費	26,023	17,487	8,536			1,822	24,201	
空調設備工事	6,123	0	6,123				6,123	
塵芥処理費	556,367	505,675	50,692		59,200	59,929	437,238	
ごみ収集運搬業務	109,954	109,954	0				109,954	
ごみ分別アプリ外国語対応委託	545	0	545				545	
ごみ収積所整備費補助金	2,490	1,690	800				2,490	
クリーンリサイクルセンター管理運営委託	331,524	307,414	24,110			55,569	275,955	
旧クリーンリサイクルセンター解体事業	63,619	0	63,619		59,200	4,360	59	
旧クリーンリサイクルセンター跡地利用基本構想策定業務	15,238	0	15,238				15,238	
し尿処理費	196,090	242,985	△ 46,895	8,740		11,468	175,882	
し尿処理施設運営事業	162,664	181,774	△ 19,110			10,668	151,996	
浄化槽設置整備事業補助金	15,970	15,280	690	8,740			7,230	
上水道費	243,175	216,820	26,355	11			243,164	
病院事業費	914,360	897,337	17,023		26,400	1,133	886,827	
市民病院指定管理料	290,000	300,000	△ 10,000				290,000	
政策医療等負担金	214,517	191,601	22,916				214,517	
常勤医師奨励金	26,400	24,000	2,400		26,400		0	
建設事業債償還金	355,575	355,575	0				355,575	
診療所費	233,642	213,111	20,531				233,642	
公立診療所中長期運営ビジョン策定委託	2,832	0	2,832				2,832	

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
合川診療所特別会計繰出金	35,270	26,788	8,482				35,270	
阿仁診療所特別会計繰出金	127,486	128,475	△ 989				127,486	
米内沢診療所特別会計繰出金	68,054	57,848	10,206				68,054	
【５款　労働費】								
労働諸費	26,746	16,001	10,745				26,746	
就業資格取得支援助成金	2,500	2,500	0				2,500	
高年齢者就業機会確保事業費補助金	13,345	12,600	745				13,345	
外国人材確保支援補助金	10,000	0	10,000				10,000	
勤労者福祉施設管理費	110,462	2,704	107,758		98,400	23	12,039	
旧大野台ハイランド体育館解体事業	109,438	1,859	107,579		98,400		11,038	
【６款　農林水産業費】								
農業委員会費	56,449	55,465	984	4,357		610	51,482	
農業振興費	79,148	104,490	△ 25,342	27,416		3,210	48,522	
経営所得安定対策事業事務費補助金	2,600	2,600	0				2,600	
獣害防止対策事業費補助金	2,000	2,000	0				2,000	
比内地鶏素雛購入費補助金	5,976	5,584	392				5,976	
有機堆肥活用支援事業費補助金	3,210	3,172	38				3,210	
カメムシ防除支援事業費補助金	1,575	1,228	347				1,575	
農畜産物生産・販売促進事業費補助金	2,600	3,200	△ 600				2,600	
青果物振興対策事業費補助金	19,687	22,000	△ 2,313				19,687	
農業用廃プラスチック適正処理推進事業費補助金	3,446	3,446	0				3,446	
小規模農家営農継続支援事業費補助金	3,000	2,000	1,000				3,000	
きゅうり共同選果物流対策事業補助金	1,250	0	1,250				1,250	
夢ある園芸産地創造事業費補助金	7,188	18,748	△ 11,560	5,583			1,605	
未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金	875	6,416	△ 5,541	750			125	
経営所得安定対策推進事業費補助金	18,983	14,645	4,338	18,983			0	
農業次世代人材投資事業補助金	2,100	4,950	△ 2,850	2,100			0	
畜産業費	27,963	25,977	1,986	5,510		10,265	12,188	
夢ある畜産経営ステップアップ支援事業	6,887	11,000	△ 4,113	5,510			1,377	スマート農業機械補助金等
県北地区死亡獣畜保冷施設管理事業	10,932	8,970	1,962			8,804	2,128	
市営牧場管理費	7,894	3,899	3,995			1,451	6,443	
農地費	209,761	201,342	8,419	140,351	19,900		49,510	
農地中間管理機構関連ほ場整備事業負担金	9,100	7,400	1,700		9,100		0	県営事業（事業費91,000）
ため池等整備事業負担金	12,000	3,900	8,100		10,800		1,200	県営事業（事業費120,000）

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
中山間地域等直接支払交付金	18,197	19,054	△ 857	13,646			4,551	
多面的機能支払交付金	168,299	167,660	639	126,223			42,076	
農業集落排水事業費	212,812	214,503	△ 1,691				212,812	
林業振興費	426,230	360,279	65,951	88,125	64,100	85,323	188,682	
有害鳥獣駆除事業	50,883	28,169	22,714	24,128			26,755	
緩衝帯整備事業	18,260	1,505	16,755	15,018			3,242	緩衝帯整備補助金を含む
果樹木伐採補助金	5,866	3,675	2,191				5,866	
鳥獣被害防止総合対策交付金	20,051	12,767	7,284	9,110			10,941	
林業専用道開設事業	35,361	47,557	△ 12,196		35,100		261	
林道整備事業	28,696	16,113	12,583				28,696	
局所防災事業	38,000	0	38,000	30,400	7,600		0	山腹法面保護
林道橋長寿命化事業	47,795	44,800	2,995	26,287	21,400		108	
森林環境譲与税事業	216,232	200,283	15,949			85,323	130,909	
森林経営管理委託	37,385	63,994	△ 26,609				37,385	
路網整備工事	59,367	35,156	24,211				59,367	
森林デジタル化推進事業負担金	30,163	31,061	△ 898				30,163	
民有林造林事業補助金	69,711	50,400	19,311				69,711	
造林費	51,540	64,161	△ 12,621	31,825		17,829	1,886	
【７款　商工費】								
商工総務費	97,313	80,420	16,893	286		53	96,974	
地域おこし協力隊事業	16,337	10,850	5,487				16,337	
商工振興費	221,107	204,091	17,016	5,320		88,536	127,251	
宿泊施設パワーアップ事業補助金	5,000	5,000	0				5,000	
中小企業振興資金預託金	80,000	80,000	0			80,000	0	
中小企業振興資金保証料補給金	12,765	11,477	1,288				12,765	
中小企業振興資金利子補給金	14,171	12,186	1,985				14,171	
商工会経営改善普及事業費補助金	7,000	7,000	0				7,000	
産業祭補助金	2,250	2,250	0				2,250	
新商品等開発支援事業	2,884	2,407	477				2,884	
市街地活性化対策事業	6,075	4,001	2,074				6,075	
物産販売促進事業	12,710	1,940	10,770				12,710	
ワーケーション事業推進	12,233	4,342	7,891				12,233	保育園留学運営委託等
事業承継支援事業	16,390	26,953	△ 10,563				16,390	
移住定住促進事業	34,835	43,584	△ 8,749	5,320		8,535	20,980	

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
ホテル誘致推進事業	11,330	0	11,330				11,330	
消費者行政推進費	4,290	3,580	710	391			3,899	
企業誘致対策費	115,922	95,247	20,675	2,735	76,500	105	36,582	
大野台工業団地管理委託	2,735	2,507	228	2,735			0	
雇用奨励金	1,800	3,600	△ 1,800		1,800		0	
固定資産取得経費助成金	105,111	84,118	20,993		74,700		30,411	
観光費	225,104	194,299	30,805	5,603		1,764	217,737	
観光案内事業	10,428	9,340	1,088				10,428	
自然環境を核とした賑わい拠点整備事業委託	7,700	7,920	△ 220				7,700	
インフルエンサー招聘事業委託	2,224	0	2,224				2,224	
おもてなし宿泊支援事業	12,182	10,000	2,182				12,182	
森吉山の自然に親しむ機会創出事業委託	1,733	0	1,733				1,733	
地域連携DMO観光振興事業（負担金）	24,346	24,346	0	5,347			18,999	
北秋田まちづくり協会補助金	15,900	15,450	450				15,900	
花火大会等補助金	1,440	1,440	0				1,440	
観光施設費	481,612	203,085	278,527		245,400	11,816	224,396	
打当温泉マタギの湯・マタギ資料館指定管理料	28,401	28,099	302				28,401	
森吉山荘管理費	2,845	2,625	220				2,845	
大太鼓の館管理費	20,828	18,632	2,196			2,676	18,152	
クウィンス森吉指定管理料	25,872	24,484	1,388				25,872	
四季美館指定管理料	8,270	8,500	△ 230				8,270	
農林水産物直売・食材供給施設指定管理料	4,937	4,208	729				4,937	
妖精の森指定管理料	4,775	4,775	0				4,775	
太平湖･グリーンハウス管理委託	2,796	2,682	114				2,796	
太平湖遊覧船事業補助金	3,498	2,500	998				3,498	
道の駅整備事業	260,193	0	260,193		245,400		14,793	
自然公園施設等管理費	18,274	14,387	3,887				18,274	森吉山登山道維持管理等
熊牧場管理費	36,147	37,299	△ 1,152			8,864	27,283	
森吉山スキー場開発対策費	140,896	124,479	16,417		103,200	279	37,417	
阿仁スキー場指定管理料	30,644	29,190	1,454				30,644	
ゴンドラ等設備事業	103,213	75,885	27,328		103,200		13	ゴンドラ索受装置修繕等
【８款　土木費】								
道路維持費	898,100	876,741	21,359	9,900	68,300	9,259	810,641	
除雪事業	661,634	678,120	△ 16,486	9,900	31,100		620,634	

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
道路新設改良費	308,553	138,849	169,704		161,200		147,353	
防災対策事業費	760,733	794,919	△ 34,186	462,096	277,400		21,237	
防災・安全交付金事業	168,733	225,919	△ 57,186	102,251	64,800		1,682	
道路メンテナンス事業	592,000	569,000	23,000	359,845	212,600		19,555	
河川維持費	25,000	25,000	0		16,500		8,500	
急傾斜地崩壊対策事業費	13,000	8,000	5,000		13,000		0	県営事業（事業費130,000）
都市計画総務費	64,314	67,502	△ 3,188	7,339		96	56,879	
公園管理費	33,442	27,628	5,814			48	33,394	
住宅総務費	30,007	41,156	△ 11,149	1,100			28,907	
住宅リフォーム支援事業補助金	27,000	28,000	△ 1,000				27,000	
住宅管理費	29,669	45,748	△ 16,079	12,305		17,364	0	
住宅建設費	272,431	252,895	19,536	105,126	165,700		1,605	明田団地２棟建築等
公共下水道費	729,117	684,870	44,247				729,117	
下水道事業会計負担金	3,597	3,499	98				3,597	
下水道事業会計補助金	421,075	413,298	7,777				421,075	
下水道事業会計出資金	304,445	268,073	36,372				304,445	
【９款　消防費】								
常備消防費	1,325,342	978,137	347,205	542	237,300	152,851	934,649	
高機能指令システム情報更新事業	316,498	62,142	254,356		237,300		79,198	
阿仁分署建設事業	61,917	68,152	△ 6,235			48,000	13,917	旧阿仁分署解体・外構工事等
非常備消防費	79,283	81,422	△ 2,139		12,200	24	67,059	
消防団小型動力ポンプ付き積載車更新	9,629	8,704	925		9,600		29	
消防施設費	7,310	34,137	△ 26,827				7,310	
災害対策費	72,858	47,057	25,801	4,300	12,000		56,558	
地域防災計画改訂委託	7,370	0	7,370				7,370	
ハザードマップ改訂委託	8,708	0	8,708	4,300			4,408	
防災行政無線子局撤去事業	14,520	12,100	2,420				14,520	
秋田県総合防災情報システム整備事業	12,050	12,050	0		12,000		50	
【10款　教育費】								
教育センター費	9,302	3,983	5,319				9,302	
不登校児童生徒対策事業	6,616	1,858	4,758				6,616	
教育助成費	151,711	113,269	38,442	6,102			145,609	
学校生活サポート員配置事業	84,226	80,866	3,360				84,226	ICT支援員含む
児童生徒大会派遣費補助金	6,067	6,235	△ 168				6,067	
外国青年招致事業	31,685	28,567	3,118				31,685	ALT６人、ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ１人

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
学童研修センター運営費	17,594	15,554	2,040			1,912	15,682	
遠距離通学費	130,772	126,151	4,621				130,772	
スクールタクシー運行委託	12,679	12,679	0				12,679	
スクールバス運行委託	42,642	39,834	2,808				42,642	
市有スクールバス運行管理委託	73,245	73,606	△ 361				73,245	
公立学校情報機器整備費	69,921	61,920	8,001	11,973			57,948	
電子黒板導入事業	23,947	37,268	△ 13,321	11,973			11,974	
学校管理費（小学校）	52,499	84,028	△ 31,529		6,300		46,199	
旧合川北小解体事業	7,017	0	7,017		6,300		717	
校舎LED化改修事業	7,771	0	7,771				7,771	
教育振興費	14,728	18,622	△ 3,894	389			14,339	
学校管理費（中学校）	21,410	41,636	△ 20,226				21,410	
校舎LED化改修事業	5,966	0	5,966				5,966	
教育振興費	12,405	14,724	△ 2,319	421			11,984	
学校建設費	280,485	26,466	254,019	11,121	269,100		264	
鷹巣中体育館改築事業	280,485	26,466	254,019	11,121	269,100		264	
学校管理費（義務教育学校）	5,134	5,311	△ 177				5,134	
教育振興費	4,510	4,094	416	129			4,381	
社会教育総務費	125,028	157,140	△ 32,112	10		750	124,268	
文化振興費	136,266	145,036	△ 8,770	5,837	9,000	2,872	118,557	
伊勢堂岱遺跡見学環境整備事業	9,855	40,485	△ 30,630	4,837			5,018	
伊勢堂岱縄文館管理費	32,160	25,611	6,549	1,000		2,524	28,636	
浜辺の歌音楽館管理事業	20,318	9,669	10,649		7,700	348	12,270	
公民館費	146,936	130,104	16,832			6,417	140,519	
文化会館費	99,319	220,486	△ 121,167		23,100	12,714	63,505	
文化会館自主事業	7,000	7,000	0			3,025	3,975	
エレベーター改修工事	23,100	0	23,100		23,100		0	
ふれあいプラザ費	59,754	53,840	5,914		1,800	4,732	53,222	
ねまーる広場児童一時預かり事業	11,199	10,440	759				11,199	
社会教育施設費	1,930	8,248	△ 6,318			99	1,831	
児童育成費	4,305	4,166	139	1,728		8	2,569	
放課後子ども教室	1,581	1,533	48	1,030		8	543	
保健体育総務費	53,222	52,228	994			67	53,155	
100キロチャレンジマラソン大会補助金	3,000	3,000	0				3,000	

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説　　明
				特定財源			一般財源	
				国・県	地方債	その他		
スポーツ・文化合宿等誘致促進事業費補助金	900	900	0				900	
児童生徒スポーツ大会出場費補助金	4,500	4,097	403				4,500	
スキー大会補助金	1,000	1,000	0				1,000	
体育館費	67,972	60,381	7,591			3,245	64,727	
合川体育館倉庫改修工事	7,810	0	7,810				7,810	
保健体育施設費	82,815	49,687	33,128		16,600	4,565	61,650	
野球場管理費	4,244	5,646	△ 1,402			232	4,012	
陸上競技場維持管費	5,544	3,391	2,153			68	5,476	
テニスコート維持管理費	8,327	895	7,432			9	8,318	
薬師山スキー場指定管理料	4,488	4,488	0				4,488	
旧松森スキー場ヒュッテ解体工事	4,048	0	4,048			4,000	48	
旧湯口内スキー場施設解体工事	18,546	0	18,546		16,600		1,946	
市民プール指定管理料	29,744	29,744	0				29,744	
学校給食費	377,759	351,642	26,117		8,600	26,673	342,486	
【11款　災害復旧費】								
農林水産業施設災害復旧費	131,077	48,698	82,379	80,502	19,200	1	31,374	
公共土木施設災害復旧費	218,762	241,822	△ 23,060	117,371	70,900		30,491	
衛生施設災害復旧費	14,558	0	14,558		14,500		58	
歳出合計	25,674,692	24,136,597	1,538,095	4,182,046	2,257,400	889,760	18,345,486	

令和8年度　一般会計予算総括表

1 歳　　入

（単位：千円）

款	本年度(A)	前年度 当初(B)	前年度 現計(C)	増減率 (A)-(B)/(B) %	増減率 (A)-(C)/(C) %	本年度構成比	説明
1 市税	3,192,743	3,043,112	3,165,050	4.9	0.9	12.4	・市民税 1,294,291 ・固定資産税 1,596,364 ・軽自動車税 101,684 ・市たばこ税 198,640 ・入湯税 1,764
2 地方譲与税	379,303	392,471	392,471	△3.4	△3.4	1.5	・地方揮発油譲与税 48,272 ・自動車重量譲与税 188,050 ・航空機燃料譲与税 12,072 ・森林環境譲与税 130,909
3 利子割交付金	12,739	1,754	1,754	626.3	626.3	0.1	
4 配当割交付金	11,813	8,731	8,731	35.3	35.3	0.0	
5 株式等譲渡所得割交付金	18,766	13,951	13,951	34.5	34.5	0.1	
6 法人事業税交付金	46,956	51,228	46,149	△8.3	1.7	0.2	
7 地方消費税交付金	859,181	833,389	833,389	3.1	3.1	3.3	
8 ゴルフ場利用税交付金	4,635	6,306	6,306	△26.5	△26.5	0.0	
9 環境性能割交付金	4,762	20,537	20,537	△76.8	△76.8	0.0	
10 地方特例交付金	48,554	20,755	14,471	133.9	235.5	0.2	
11 地方交付税	10,278,622	10,300,484	10,874,730	△0.2	7.5	40.0	・普通交付税 9,478,622 ・特別交付税 800,000
12 交通安全対策特別交付金	2,115	2,076	2,076	1.9	1.9	0.0	
13 分担金及び負担金	93,696	196,605	119,601	△52.3	△21.7	0.4	・分担金 － 災害復旧 1 ・負担金 － 総務 13,698 民生 46,734 衛生 5,705 農林水産 7,169 商工 157 教育 20,232
14 使用料及び手数料	205,857	213,780	213,563	△3.7	△3.6	0.8	・使用料 － 総務 2,610 民生 11,905 衛生 2,856 労働 23 農林水産 6,052 商工 9,901 土木 104,019 教育 13,194 ・手数料 － 総務 12,100 衛生 42,545 農林水産 34 商工 53 土木 65 消防 500
15 国庫支出金	2,612,690	2,700,536	3,688,354	△3.3	△29.2	10.2	・負担金 － 民生 1,368,158 衛生 410 災害 84,371 ・補助金 － 総務 39,875 民生 469,556 衛生 15,818 商工 5,347 土木 587,535 消防 4,300 教育 30,516 ・委託金 － 総務 223 民生 6,581
16 県支出金	1,569,356	1,503,307	2,412,172	4.4	△34.9	6.1	・負担金 － 民生 766,552 衛生 205 消防 1 ・補助金 － 総務 57,626 民生 223,535 衛生 10,281 農林水産 310,573 商工 5,861 土木 300 消防 504 教育 4,695 災害 113,502 ・委託金 － 総務 60,275 商工 2,735 土木 9,900 教育 2,811
17 財産収入	82,355	81,265	103,172	1.3	△20.2	0.3	・財産貸付収入 47,297 ・利子及び配当金 20,225 ・不動産売払収入 14,832 ・物品売払収入 1
18 寄附金	2,000,308	1,500,001	2,504,508	33.4	△20.1	7.8	・一般寄附金 1 ・ふるさと寄附金 2,000,000 ・衛生費寄附金 307
19 繰入金	1,664,324	1,348,620	1,535,223	23.4	8.4	6.5	・国民健康保険 18,051 ・介護保険 1 ・後期高齢者医療 1 ・七日市財産区 4,125 ・米内沢財産区 214 ・前田財産区 1,800 ・阿仁合財産区 9,450 ・大阿仁財産区 4,673 ・財政調整基金 1,484,686 ・森林経営管理基金 86,323 ・公共施設解体基金 55,000
20 繰越金	1	1	583,692	0.0	△100.0	0.0	
21 諸収入	328,516	342,688	975,449	△4.1	△66.3	1.3	・延滞金 500 ・預金利子 1,845 ・雑入 79,864 ・貸付金元利収入 － 民生 1,081 商工 82,143 ・受託事業収入 － 総務 492 民生 1,601 衛生 47,049 農林水産 3,599 消防 103,899 教育 6,443
22 市債	2,257,400	1,555,000	2,533,600	45.2	△10.9	8.8	・総務 96,200 ・民生 51,000 ・衛生 98,200 ・農林水産 84,000 ・商工 523,500 ・土木 735,100 ・消防 261,500 ・教育 336,300 ・災害 71,600
歳入合計	25,674,692	24,136,597	30,048,949	6.4	△14.6	100.0	

2 歳　　出

（単位：千円）

款	本年度(A)	前年度 当初(B)	前年度 現計(C)	増減率 (A)-(B)/(B) %	増減率 (A)-(C)/(C) %	本年度構成比	説明
1 議会費	183,666	175,254	168,636	4.8	8.9	0.7	
2 総務費	3,455,560	3,247,172	3,724,544	6.4	△7.2	13.5	・総務管理 3,083,089 ・徴税 186,372 ・戸籍住基 128,800 ・選挙 26,112 ・統計 10,697 ・監査 20,490
3 民生費	6,576,209	6,233,113	6,917,560	5.5	△4.9	25.6	・社会福祉 4,031,646 ・児童福祉 1,977,939 ・生活保護 557,212 ・災害救助 101 ・国民年金 9,311
4 衛生費	2,707,719	2,624,719	2,673,708	3.2	1.3	10.5	・保健 371,216 ・衛生 189,868 ・清掃 755,458 ・水道 243,175 ・病院 1,148,002
5 労働費	137,208	18,705	25,563	633.5	436.7	0.5	
6 農林水産業費	1,224,592	1,175,499	1,351,624	4.2	△9.4	4.8	・農業 688,343 ・林業 535,099 ・水産業 1,150
7 商工費	1,286,244	905,201	2,100,476	42.1	△38.8	5.0	
8 土木費	3,281,669	3,086,885	3,219,514	6.3	1.9	12.8	・土木管理 102,854 ・道路橋りょう 1,981,835 ・河川 38,000 ・都市計画 97,756 ・住宅 332,107 ・公共下水道 729,117
9 消防費	1,486,585	1,142,587	1,217,865	30.1	22.1	5.8	
10 教育費	2,361,748	2,162,131	2,249,880	9.2	5.0	9.2	・教育総務 529,505 ・小学校 229,939 ・中学校 406,100 ・義務教育学校 40,898 ・社会教育 573,538 ・保健体育 581,768
11 災害復旧費	364,397	307,942	3,150,441	18.3	△88.4	1.4	・農林水産業施設 131,077 ・公共土木施設 218,762 ・衛生施設 14,558
12 公債費	2,509,668	2,931,949	2,858,980	△14.4	△12.2	9.8	
13 諸支出金	49,427	75,440	340,158	△34.5	△85.5	0.2	・繰出金 29,203 ・基金 20,224
14 予備費	50,000	50,000	50,000	0.0	0.0	0.2	
歳出合計	25,674,692	24,136,597	30,048,949	6.4	△14.6	100.0	

主な性質別歳出予算等の対前年度比較

① 義務的経費 （単位：千円）

性質別	令和８年度	令和７年度	増減
人件費	4,609,035 （ 18.0%）	4,361,109 （ 18.1%）	247,926
うち職員給	2,743,320 （ 10.7%）	2,565,016 （ 10.6%）	178,304
扶助費	3,453,388 （ 13.5%）	3,313,130 （ 13.7%）	140,258
公債費	2,509,667 （ 9.8%）	2,921,724 （ 12.1%）	△ 412,057
うち元金	2,365,047 （ 9.2%）	2,837,011 （ 11.8%）	△ 471,964
うち利子	142,955 （ 0.6%）	84,698 （ 0.4%）	58,257
合計	10,572,090 （ 41.2%）	10,595,963 （ 43.9%）	△ 23,873

注：（ ）内の数字は予算総額における当該項目の占める割合を示す。

② 投資的経費 （単位：千円）

性質別	令和８年度	令和７年度	増減
普通建設事業	2,713,609 （ 10.6%）	2,162,922 （ 9.0%）	550,687
災害復旧事業	207,478 （ 0.8%）	307,942 （ 1.3%）	△ 100,464
合計	2,921,087 （ 11.4%）	2,470,864 （ 10.2%）	450,223

注：（ ）内の数字は予算総額における当該項目の占める割合を示す。

議案第　27　号資料

令和8年度 北秋田市国民健康保険特別会計予算概要

概要説明　令和8年度北秋田市国民健康保険特別会計は、歳入歳出それぞれ3,057,099千円となります。

歳入歳出予算

【歳 入】　（単位:千円、%）

款	本年度	前年度		比較		増減率		説明
		当初	現計	当初	現計	当初	現計	
1 国民健康保険税	435,876	419,148	419,148	16,728	16,728	4.0%	4.0%	
2 使用料及び手数料	1	1	1	0	0	0.0%	0.0%	
3 県支出金	2,334,263	2,415,435	2,381,031	△ 81,172	△ 46,768	△ 3.4%	△ 2.0%	
4 財産収入	502	364	747	138	△ 245	37.9%	△ 32.8%	
5 繰入金	286,449	296,682	286,621	△ 10,233	△ 172	△ 3.4%	△ 0.1%	一般会計繰入金 286,448
6 繰越金	1	1	35,051	0	△ 35,050	0.0%	皆減	
7 諸収入	7	7	7	0	0	0.0%	0.0%	
歳　入　合　計	3,057,099	3,131,638	3,122,606	△ 74,539	△ 65,507	△ 2.4%	△ 2.1%	

【歳 出】　（単位:千円、%）

款	本年度	前年度		比較		増減率		説明
		当初	現計	当初	現計	当初	現計	
1 総務費	82,465	80,374	81,278	2,091	1,187	2.6%	1.5%	
2 保険給付費	2,316,208	2,399,684	2,399,684	△ 83,476	△ 83,476	△ 3.5%	△ 3.5%	
3 国民健康保険事業費納付金	619,680	610,252	605,091	9,428	14,589	1.5%	2.4%	
4 保健事業費	35,841	38,160	33,002	△ 2,319	2,839	△ 6.1%	8.6%	
5 基金積立金	502	364	747	138	△ 245	37.9%	△ 32.8%	
6 諸支出金	2,403	2,804	2,804	△ 401	△ 401	△ 14.3%	△ 14.3%	
歳　出　合　計	3,057,099	3,131,638	3,122,606	△ 74,539	△ 65,507	△ 2.4%	△ 2.1%	

議案第28号資料

令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計予算概要

概要説明　　令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ104,190千円となります。
外来患者数は一日平均23人を見込んでおります。

歳入歳出予算

【歳　入】

款（項）	本年度	前年度		比　較		増減率		説　　明	
		当初	現計	当初	現計	当初	現計		
	千円	千円	千円	千円	千円	%	%		千円
1 診療収入									
（１．外来収入）	47,525	53,114	53,114	△ 5,589	△ 5,589	△ 10.5	△ 10.5	国民健康保険診療報酬収入（現年分）	5,351
								社会保険診療報酬収入（現年分）	3,050
								一部負担金収入（現年分）	5,551
								後期高齢者診療報酬収入（現年分）	33,568
								その他の診療報酬収入（現年分）	5
（２．その他の診療収入）	20,503	11,919	20,478	8,584	25	72.0	0.1	健康診断	412
								予防接種	13,749
								嘱託医等	6,342
小　計	68,028	65,033	73,592	2,995	△ 5,564	4.6	△ 7.6		
2 使用料及び手数料									
（１．使用料）	81	81	81	0	0	0.0	0.0	往診車使用料	72
								行政財産目的外使用料	9
（２．手数料）	792	792	792	0	0	0.0	0.0	文書料	792
小　計	873	873	873	0	0	0.0	0.0		
3 繰入金									
（１．他会計繰入金）	35,270	26,789	26,943	8,481	8,327	31.7	30.9	一般会計繰入金	35,270
小　計	35,270	26,789	26,943	8,481	8,327	31.7	30.9		
4 繰越金									
（１．繰越金）	1	1	1	0	0	0.0	0.0	繰越金	1
小　計	1	1	1	0	0	0.0	0.0		
5 諸収入									
（１．諸収入）	18	18	18	0	0	0.0	0.0	自動販売機電気料	18
小　計	18	18	18	0	0	0.0	0.0		
歳 入 合 計	104,190	92,714	101,427	11,476	2,763	12.4	2.7		

【歳　出】

款（項）	本年度	前年度		比　較		増減率		説　　明	
		当初	現計	当初	現計	当初	現計		
	千円	千円	千円	千円	千円	%	%		千円
1 総務費									
（1．施設管理費）	67,138	64,265	67,629	2,873	△ 491	4.5	△ 0.7	会計年度任用職員報酬	14,746
								給料（3人）	8,161
								職員手当等	9,468
								共済費	4,443
								旅費	486
								交際費	100
								需用費	3,786
								役務費	665
								委託料　（医師、医療事務、清掃他）	21,911
								使用料及び賃借料	327
								工事請負費	1,758
								負担金補助及び交付金	101
								公課費	1,186
小　計	67,138	64,265	67,629	2,873	△ 491	4.5	△ 0.7		
2 医業費									
（1．医業費）	36,052	27,449	32,798	8,603	3,254	31.3	9.9	需用費（修繕料）	500
								（医薬材料費）	24,877
								役務費（手数料）	84
								委託料	5,347
								使用料及び賃借料	3,341
								備品購入費	1,903
小　計	36,052	27,449	32,798	8,603	3,254	31.3	9.9		
3 予備費	1,000	1,000	1,000	0	0	0.0	0.0	予備費	1,000
小　計	1,000	1,000	1,000	0	0	0.0	0.0		
歳 出 合 計	104,190	92,714	101,427	11,476	2,763	12.4	2.7		

議案第 29 号資料

令和8年度　北秋田市介護保険特別会計予算概要

概要説明　令和8年度北秋田市介護保険特別会計は、歳入歳出それぞれ5,352,169千円となります。

歳入歳出予算

【歳 入】　（単位:千円、%）

款	本年度	前年度		比較		増減率		説明
		当初	現計	当初	現計	当初	現計	
1 保険料	913,613	883,669	883,669	29,944	29,944	3.4%	3.4%	
2 使用料及び手数料	1	1	1	0	0	0.0%	0.0%	
3 国庫支出金	1,436,558	1,451,492	1,459,451	△ 14,934	△ 22,893	△ 1.0%	△ 1.6%	
4 支払基金交付金	1,392,894	1,397,753	1,397,715	△ 4,859	△ 4,821	△ 0.3%	△ 0.3%	
5 県支出金	760,614	762,862	762,393	△ 2,248	△ 1,779	△ 0.3%	△ 0.2%	
6 財産収入	904	542	1,346	362	△ 442	66.8%	△ 32.8%	
7 繰入金	846,460	864,673	854,912	△ 18,213	△ 8,452	△ 2.1%	△ 1.0%	一般会計繰入金 816,370
8 繰越金	2	2	297,610	0	△ 297,608	0.0%	皆減	
9 諸収入	1,123	1,301	1,301	△ 178	△ 178	△ 13.7%	△ 13.7%	
歳　入　合　計	5,352,169	5,362,295	5,658,398	△ 10,126	△ 306,229	△ 0.2%	△ 5.4%	

【歳 出】　（単位:千円、%）

款	本年度	前年度		比較		増減率		説明
		当初	現計	当初	現計	当初	現計	
1 総務費	100,348	89,605	89,396	10,743	10,952	12.0%	12.3%	
2 保険給付費	5,060,614	5,080,057	5,080,057	△ 19,443	△ 19,443	△ 0.4%	△ 0.4%	
3 地域支援事業費	188,299	190,087	187,987	△ 1,788	312	△ 0.9%	0.2%	
4 基金積立金	904	542	96,387	362	△ 95,483	66.8%	△ 99.1%	
5 諸支出金	1,004	1,004	203,571	0	△ 202,567	0.0%	△ 99.5%	
6 予備費	1,000	1,000	1,000	0	0	0.0%	0.0%	
歳　出　合　計	5,352,169	5,362,295	5,658,398	△ 10,126	△ 306,229	△ 0.2%	△ 5.4%	

議案第　30　号資料

令和8年度 北秋田市後期高齢者医療特別会計予算概要

概要説明　令和8年度北秋田市後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ689,420千円となります。

歳入歳出予算

【歳 入】　（単位:千円、%）

款	本年度	前年度		比較		増減率		説明
		当初	現計	当初	現計	当初	現計	
1 後期高齢者医療保険料	478,668	380,240	393,861	98,428	84,807	25.9%	21.5%	
2 使用料及び手数料	2	2	2	0	0	0.0%	0.0%	
3 繰入金	207,415	172,241	160,321	35,174	47,094	20.4%	29.4%	一般会計繰入金 207,415
4 繰越金	1,000	1,000	1,000	0	0	0.0%	0.0%	
5 諸収入	2,335	2,028	2,418	307	△ 83	15.1%	△ 3.4%	
6 県支出金	0	0	2,466	0	△ 2,466	0.0%	皆減	
歳　入　合　計	689,420	555,511	560,068	133,909	129,352	24.1%	23.1%	

【歳 出】　（単位:千円、%）

款	本年度	前年度		比較		増減率		説明
		当初	現計	当初	現計	当初	現計	
1 総務費	6,244	5,387	8,283	857	△ 2,039	15.9%	△ 24.6%	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	682,175	549,223	550,884	132,952	131,291	24.2%	23.8%	
3 諸支出金	1,001	901	901	100	100	11.1%	11.1%	
歳　出　合　計	689,420	555,511	560,068	133,909	129,352	24.1%	23.1%	

議案第31号資料

令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計予算概要

概要説明　　令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ228,527千円となります。
外来患者数は２科で一日平均53人を見込んでおります。

歳入歳出予算

【歳　入】

款(項)	本年度	前年度		比　較		増減率		説　　明	
		当初	現計	当初	現計	当初	現計		
	千円	千円	千円	千円	千円	%	%		千円
1　診療収入									
（1．外来収入）	72,224	76,452	74,452	△ 4,228	△ 2,228	△ 5.5	△ 3.0	国民健康保険診療報酬収入（現年分）	10,896
								社会保険診療報酬収入（現年分）	6,344
								一部負担金収入（現年分）	10,140
								一部負担金収入（過年分）	11
								後期高齢者診療報酬収入（現年分）	43,855
								その他の診療報酬収入（現年分）	978
（2．その他の診療収入）	11,772	7,970	11,683	3,802	89	47.7	0.8	健康診断等	1,011
								予防接種	6,642
								嘱託医等	4,119
小計	83,996	84,422	86,135	△ 426	△ 2,139	△ 0.5	△ 2.5		
2　使用料及び手数料									
（1．使用料）	81	81	81	0	0	0.0	0.0	往診車使用料	72
								行政財産目的外使用料	9
（2．手数料）	500	500	500	0	0	0.0	0.0	文書料	500
小計	581	581	581	0	0	0.0	0.0		
3　国庫支出金									
（1．国庫補助金）	7,495	0	5,688	7,495	1,807	皆増	31.8	へき地診療所設備整備事業費補助金	7,495
小計	7,495	0	5,688	7,495	1,807	皆増	31.8		
4　県支出金									
（1．県補助金）	382	382	382	0	0	0.0	0.0	へき地患者輸送車運行費補助金	382
小計	382	382	382	0	0	0.0	0.0		
5　繰入金									
（1．他会計繰入金）	127,486	128,475	137,921	△ 989	△ 10,435	△ 0.8	△ 7.6	一般会計繰入金	127,486
小計	127,486	128,475	137,921	△ 989	△ 10,435	△ 0.8	△ 7.6		
6　諸収入									
（1．諸収入）	1,187	1,187	1,187	0	0	0.0	0.0	雑入	1,187
小計	1,187	1,187	1,187	0	0	0.0	0.0		
7　市債									
（1．診療所債）	7,400	0	0	7,400	7,400	皆増	皆増	過疎対策事業債	7,400
小計	7,400	0	0	7,400	7,400	皆増	皆増		
歳入合計	228,527	215,047	231,894	13,480	△ 3,367	6.3	△ 1.5		

【歳　出】

款(項)	本年度	前年度		比　較		増減率		説　　明	
		当初	現計	当初	現計	当初	現計		
	千円	千円	千円	千円	千円	%	%		千円
1　総務費									
（1．施設管理費）	153,858	166,880	177,442	△ 13,022	△ 23,584	△ 7.8	△ 13.3	会計年度任用職員報酬	8,303
								給料（10人）	41,221
								職員手当等	41,540
								共済費	17,123
								旅費	368
								交際費	100
								需用費	7,936
								役務費	941
								委託料（医師、医療事務、清掃他）	34,814
								使用料及び賃借料	231
								負担金補助及び交付金	538
								公課費	743
小計	153,858	166,880	177,442	△ 13,022	△ 23,584	△ 7.8	△ 13.3		
2　医業費								需用費（修繕料）	662
（1．医業費）	51,198	24,420	31,052	26,778	20,146	109.7	64.9	（医薬材料費）	23,143
								役務費	516
								委託料	9,309
								使用料及び賃借料	1,990
								備品購入費	15,578
小計	51,198	24,420	31,052	26,778	20,146	109.7	64.9		
3　公債費									
（1．元金）	21,904	22,322	21,860	△ 418	44	△ 1.9	0.2	長期債元金	21,904
（2．利子）	567	425	540	142	27	33.4	5.0	長期債利子	567
小計	22,471	22,747	22,400	△ 276	71	△ 1.2	0.3		
4　予備費									
（1．予備費）	1,000	1,000	1,000	0	0	0.0	0.0	予備費	1,000
小計	1,000	1,000	1,000	0	0	0.0	0.0		
歳出合計	228,527	215,047	231,894	13,480	△ 3,367	6.3	△ 1.5		

議案第32号資料

令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計予算概要

概要説明　令和8年度北秋田市立米内沢診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ183,579千円となります。
外来患者数は4科で一日平均52人を見込んでおります。

歳入歳出予算

【歳　入】

款(項)	本年度	前年度		比　較		増減率		説　　明	
		当初	現計	当初	現計	当初	現計		
	千円	千円	千円	千円	千円	%	%		千円
1　診療収入									
（1．外来収入）	90,223	99,989	99,989	△ 9,766	△ 9,766	△ 9.8	△ 9.8	国民健康保険診療報酬収入（現年分）	12,867
								社会保険診療報酬収入（現年分）	15,055
								一部負担金収入（現年分）	12,716
								後期高齢者診療報酬収入（現年分）	49,340
								その他の診療報酬収入（現年分）	245
（2．その他の診療収入）	24,729	19,826	26,222	4,903	△ 1,493	24.7	△ 5.7	健康診断	3,520
								予防接種	12,746
								嘱託医等	8,463
小計	114,952	119,815	126,211	△ 4,863	△ 11,259	△ 4.1	△ 8.9		
2　使用料及び手数料									
（1．使用料）	19	19	19	0	0	0.0	0.0	往診車使用料	1
								行政財産目的外使用料	18
（2．手数料）	385	385	385	0	0	0.0	0.0	文書料	385
小計	404	404	404	0	0	0.0	0.0		
3　繰入金									
（1．他会計繰入金）	68,054	57,848	56,866	10,206	11,188	17.6	19.7	一般会計繰入金	68,054
小計	68,054	57,848	56,866	10,206	11,188	17.6	19.7		
4　諸収入									
（1．諸収入）	169	169	169	0	0	0.0	0.0	雑入	169
小計	169	169	169	0	0	0.0	0.0		
歳入合計	183,579	178,236	183,650	5,343	△ 71	3.0	△ 0.0		

【歳　出】

款(項)	本年度	前年度		比　較		増減率		説　　明	
		当初	現計	当初	現計	当初	現計		
	千円	千円	千円	千円	千円	%	%		千円
1　総務費									
（1．施設管理費）	143,093	143,229	143,336	△ 136	△ 243	△ 0.1	△ 0.2	会計年度任用職員報酬	4,639
								給料(9人)	38,175
								職員手当等	29,800
								共済費	15,367
								旅費	176
								交際費	100
								需用費	7,121
								役務費	1,077
								委託料（医師、医療事務、清掃他）	44,068
								使用料及び賃借料	402
								備品購入費	23
								負担金補助及び交付金	518
								公課費	1,627
小計	143,093	143,229	143,336	△ 136	△ 243	△ 0.1	△ 0.2		
2　医業費									
（1．医業費）	33,592	28,112	33,419	5,480	173	19.5	0.5	需用費（修繕料）	500
								（医薬材料費）	22,541
								役務費	101
								委託料	6,841
								使用料及び賃借料	3,609
小計	33,592	28,112	33,419	5,480	173	19.5	0.5		
3　公債費									
（1．元金）	5,892	5,892	5,892	0	0	0.0	0.0	長期債元金	5,892
（2．利子）	2	3	3	△ 1	△ 1	△ 33.3	△ 33.3	長期債利子	2
小計	5,894	5,895	5,895	△ 1	△ 1	△ 0.0	△ 0.0		
4　予備費									
（1．予備費）	1,000	1,000	1,000	0	0	0.0	0.0	予備費	1,000
小計	1,000	1,000	1,000	0	0	0.0	0.0		
歳出合計	183,579	178,236	183,650	5,343	△ 71	3.0	△ 0.0		

議案第33号～41号資料

令和8年度　財産区特別会計予算概要

歳入歳出予算

（単位:千円、%）

区分	本年度	前年度		増減率		説明		
		当初	現計	当初	現計			
坊沢財産区	2,335	2,335	3,213	0.0	△ 27.3	歳入	財産収入	2,332
							繰越金	1
							諸収入	2
						歳出	管理会費	465
							総務費	1,022
							予備費	848
綴子財産区	3,422	4,435	4,435	△ 22.8	△ 22.8	歳入	財産収入	3,419
							繰越金	1
							諸収入	2
						歳出	管理会費	851
							総務費	96
							予備費	2,475
栄財産区	1,330	1,138	1,138	16.9	16.9	歳入	財産収入	43
							繰越金	1,285
							諸収入	2
						歳出	管理会費	465
							総務費	864
							予備費	1
沢口財産区	316	316	316	0.0	0.0	歳入	財産収入	1
							繰越金	314
							諸収入	1
						歳出	総務費	315
							予備費	1
七日市財産区	4,899	870	870	463.1	463.1	歳入	財産収入	4
							繰越金	4,893
							諸収入	2
						歳出	管理会費	485
							総務費	288
							諸支出金	4,125
							予備費	1
米内沢財産区	7,876	8,143	8,143	△ 3.3	△ 3.3	歳入	財産収入	7,873
							繰越金	1
							諸収入	2
						歳出	管理会費	455
							総務費	830
							諸支出金	2,571
							予備費	4,020
前田財産区	5,228	50,500	2,424	△ 89.6	115.7	歳入	財産収入	1,162
							繰越金	4,064
							諸収入	2
						歳出	管理会費	506
							総務費	2,592
							財産費	2
							諸支出金	2,127
							予備費	1
阿仁合財産区	11,017	10,925	10,925	0.8	0.8	歳入	財産収入	131
							繰入金	10,884
							繰越金	1
							諸収入	1
						歳出	管理会費	471
							総務費	487
							財産費	608
							諸支出金	9,450
							予備費	1
大阿仁財産区	24,403	23,796	5,467	2.6	346.4	歳入	財産収入	6,082
							繰入金	18,319
							繰越金	1
							諸収入	1
						歳出	管理会費	477
							総務費	384
							財産費	18,842
							諸支出金	4,699
							予備費	1

令和8年度当初予算会計別前年度対比表

（単位：千円）

区分			本年度予算額(A)	前年度予算額		増減率	
				当初(B)	現計(C)	(A)-(B)/(B) %	(A)-(C)/(C) %
一般会計			25,674,692	24,136,597	30,048,949	6.4	△ 14.6
特別会計	国民健康保険		3,057,099	3,131,638	3,122,606	△ 2.4	△ 2.1
	国民健康保険合川診療所		104,190	92,714	101,427	12.4	2.7
	介護保険		5,352,169	5,362,295	5,658,398	△ 0.2	△ 5.4
	後期高齢者医療		689,420	555,511	560,068	24.1	23.1
	北秋田市立阿仁診療所		228,527	215,047	231,894	6.3	△ 1.5
	北秋田市立米内沢診療所		183,579	178,236	183,650	3.0	△ 0.0
	財産区	坊沢	2,335	2,335	3,213	0.0	△ 27.3
		綴子	3,422	4,435	4,435	△ 22.8	△ 22.8
		栄	1,330	1,138	1,138	16.9	16.9
		沢口	316	316	316	0.0	0.0
		七日市	4,899	870	870	463.1	463.1
		米内沢	7,876	8,143	8,143	△ 3.3	△ 3.3
		前田	5,228	50,500	2,424	△ 89.6	115.7
		阿仁合	11,017	10,925	10,925	0.8	0.8
		大阿仁	24,403	23,796	5,467	2.6	346.4
	特別会計合計		9,675,810	9,637,899	9,894,974	0.4	△ 2.2
合計			35,350,502	33,774,496	39,943,923	4.7	△ 11.5

令和８年度　基金の状況

（単位：千円）

基　金　名　称	令和６年度末残高	令和７年度			令和８年度当初		
		取崩見込額	積立見込額	年度末残高見込 A	取崩見込額 B	積立見込額 C	残高見込 A-B+C
財政調整基金	7,658,893	991,369	308,277	6,975,801	1,484,686	11,042	5,502,157
減債基金	1,367,086	383,455	4,195	987,826	0	1,968	989,794
まちづくり基金	21,795	0	46	21,841	0	31	21,872
地域福祉基金	664,850	0	1,423	666,273	0	956	667,229
地域振興基金	2,480,627	0	5,316	2,485,943	0	3,573	2,489,516
土地開発基金	490,554	0	1,017	491,571	0	684	492,255
国民健康保険財政調整基金	349,424	1	747	350,170	1	502	350,671
介護保険財政調整基金	628,323	40,228	96,387	684,482	30,090	904	655,296
学校施設整備基金	114,559	0	245	114,804	0	165	114,969
高額療養費貸付基金	8,935	0	0	8,935	0	0	8,935
奨学資金貸付基金	37,344	0	0	37,344	0	0	37,344
介護給付費等貸付基金	18,000	0	0	18,000	0	0	18,000
特別導入事業基金	10,615	0	0	10,615	0	0	10,615
森林経営管理基金	252,258	83,581	541	169,218	86,323	364	83,259
ふるさと寄附金基金	3	0	0	3	0	0	3
公共施設解体基金	1,000,000	0	2,143	1,002,143	55,000	1,441	948,584
合　　計	15,103,266	1,498,634	420,337	14,024,969	1,656,100	21,630	12,390,499

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分）　477,705　千円

（歳出）

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　3,641,846　千円

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉		289,774		26,100	8,807	38,981	215,886
	社会福祉事業	27,230	0	0	0	4,165	23,065
	障害者福祉事業	42,992	0	0	0	6,575	36,417
	老人福祉事業	149,081	0	26,100	8,807	17,463	96,711
	児童福祉事業	70,471	0	0	0	10,778	59,693
社会保険		1,806,290	304,196			229,742	1,272,352
	介護保険事業	816,370	36,792	0	0	119,235	660,343
	後期高齢者運営事業	703,472	151,878	0	0	84,365	467,229
	国民健康保険事業	286,448	115,526	0	0	26,142	144,780
保健衛生		1,545,782	115,566	26,400	37,457	208,982	1,157,377
	疾病対策予防事業	153,842	2,164	0	36,144	17,671	97,863
	母子保健事業	21,238	4,027	0	180	2,604	14,427
	医療に係る施策	1,370,702	109,375	26,400	1,133	188,707	1,045,087
合　　計		3,641,846	419,762	52,500	46,264	477,705	2,645,615

議案第42号

令和８年度

北秋田市病院事業会計予算

秋田県北秋田市

目　　次

１　令和８年度北秋田市病院事業会計予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

２　令和８年度北秋田市病院事業会計予算に関する説明書

（１）令和８年度北秋田市病院事業会計予算実施計画　・・・・・・・・・・・・ 9
（２）令和８年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書　・・・ 11
（３）債務負担行為に関する調書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（４）令和７年度北秋田市病院事業会計予定損益計算書　・・・・・・・・・・・ 13
（５）令和７年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表　・・・・・・・・・・・ 14
（６）令和８年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表　・・・・・・・・・・・ 15
（７）病院事業会計に関する書類の注記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

３　令和８年度北秋田市病院事業会計予算事項別明細書　・・・・・・・・・・・・ 17

議案第42号

令和８年度北秋田市病院事業会計予算

（総則）

第１条　　令和８年度北秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）許可病床数	総数	・・・・・・	177床	
	一般病床	・・・・	169床	
	結核病床	・・・・	4床	
	感染症病床	・・・	4床	
（２）年間延患者数	市民病院	入院	・・・・・・	56,200人
		外来	・・・・・・	102,719人
（３）一日平均患者数	市民病院	入院	・・・・・・	154.0人
		外来	・・・・・・	428.0人

（収益的収入及び支出）

第３条　　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【収　　入】		
第１款　病院事業収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	623,642千円
第１項　医業収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1千円
第２項　医業外収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	623,640千円
第３項　特別利益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1千円
【支　　出】		
第１款　病院事業費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	751,250千円
第１項　医業費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	692,311千円
第２項　医業外費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58,937千円
第３項　特別損失	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2千円

（資本的収入及び支出）

第４条　　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【収　　入】

第１款　資本的収入	486,737千円
第１項　出資金	165,566千円
第２項　他会計負担金	134,171千円
第３項　企業債	187,000千円

【支　　出】

第１款　資本的支出	486,737千円
第１項　建設改良費	187,100千円
第２項　企業債償還金	299,637千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
病院事業会計システム保守委託	令和９年度	335　千円

（企業債）

第６条　　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器購入 （X線血管造影装置）	187,100千円	証書借入又は証券発行	4.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。ただし、市病院事業会計財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

（一時借入金）
第７条　　一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）
第８条　　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種　類	名　称	数　量
１　取得する資産	器械備品	医療機器（Ｘ線血管造影装置）	一　式

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

議案第 42 号資料

令和８年度北秋田市病院事業会計予算の概要

令和８年度の業務予定量では、年間延入院患者数 56,200 人、年間延外来患者数 102,719 人、一日平均入院患者数 154.0 人、一日平均外来患者数 428.0 人を予定しております。

収益的収入及び支出予算では、病院事業収益 623,642 千円で、内訳は、医業収益 1 千円、医業外収益 623,640 千円、特別利益 1 千円となっており、病院事業費用 751,250 千円で、内訳は、医業費用 692,311 千円、医業外費用 58,937 千円、特別損失 2 千円であります。予定損益計算では、当年度純損失は 127,607 千円で、当年度未処理欠損金 5,370,431 千円の見込みとなっております。

資本的収入及び支出予算では、資本的収入 486,737 千円で、内訳は、出資金 165,566 千円、他会計負担金 134,171 千円、企業債 187,000 千円となっており、資本的支出 486,737 千円で、内訳は、建設改良費 187,100 千円、企業債償還金 299,637 千円であります。

また、一時借入金の限度額を 100,000 千円と定めております。

なお、指定管理料については、対前年度 10,000 千円減となる 290,000 千円であります。

以上が、令和８年度北秋田市病院事業会計予算の概要であります。

（１）令和８年度北秋田市病院事業会計予算実施計画
収益的収入及び支出

収　益　的　収　入　　（単位：千円）

款	項	目	予定額	備考
1.病院事業収益			623,642	
	1.医業収益		1	
		1.その他医業収益	1	
	2.医業外収益		623,640	
		1.受取利息配当金	1	
		2.国県補助金	19,234	
		3.他会計補助金	317,124	
		4.他会計負担金	270,455	
		5.長期前受金戻入	16,823	
		6.その他医業外収益	3	
	3.特別利益		1	
		1.その他特別利益	1	

収　益　的　支　出　　（単位：千円）

款	項	目	予定額	備考
1.病院事業費用			751,250	
	1.医業費用		692,311	
		1.経費	550,875	
		2.減価償却費	141,435	
		3.資産減耗費	1	
	2.医業外費用		58,937	
		1.支払利息及び企業債取扱諸費	55,938	
		2.雑支出	2,999	
	3.特別損失		2	
		1.固定資産売却損	1	
		2.その他特別損失	1	

資本的収入及び支出

資　本　的　収　入　　（単位：千円）

款	項	目	予　定　額	備　考
1.資　本　的　収　入			486,737	
	1.出　資　金		165,566	
		1.一　般　会　計　出　資　金	165,566	
	2.他　会　計　負　担　金		134,171	
		1.他　会　計　負　担　金	134,171	
	3.企　業　債		187,000	
		1.企　業　債	187,000	

資　本　的　支　出　　（単位：千円）

款	項	目	予　定　額	備　考
1.資　本　的　支　出			486,737	
	1.建　設　改　良　費		187,100	
		1.建　設　改　良　費	187,100	
	1.企　業　債　償　還　金		299,637	
		1.企　業　債　償　還　金	299,637	

(2)令和8年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（自 令和8年4月1日　至　令和9年3月31日）

（単位:円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 127,606,943
減価償却費	141,433,223
退職給付引当金の増減額	0
貸倒引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 16,822,164
受取利息及び受取配当金	△ 1,000
支払利息及び企業債取扱諸費	55,937,595
未収金の増減額	0
未払金の増減額	0
たな卸資産の増減額	0
前払金の増減額	2,995,884
小計	55,936,595
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△ 55,937,595
業務活動によるキャッシュ・フロー	0
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 187,100,000
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	299,736,697
投資活動によるキャッシュ・フロー	112,636,697
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	187,000,000
企業債の償還による支出	△ 299,636,697
その他の他会計借入金の償還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 112,636,697
資金増加額(又は減少額)	0
資金期首残高	0
資金期末残高	0

（３）債務負担行為に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期　　間	金　　額	期　　間	金　　額	一般会計繰入金
北秋田市民病院指定管理料等	9,737,618	平成23年度から令和７年度まで	4,982,330	令和８年度から令和21年度まで	4,755,288	4,755,288
病院事業会計システム保守委託	335			令和９年度	335	335

(4)令和7年度北秋田市病院事業会計予定損益計算書

（自 令和7年4月1日　至 令和8年3月31日）

（単位:円）

1 医業収益			
(1)その他医業収益	0	0	
2 医業費用			
(1)経費	510,911,928		
(2)減価償却費	328,626,914		
(3)資産減耗費	0	839,538,842	
事業利益(又は事業損失)			△ 839,538,842
3 医業外収益			
(1)受取利息配当金	0		
(2)国県補助金	19,234,000		
(3)他会計補助金	325,499,020		
(4)他会計負担金・交付金	253,459,554		
(5)長期前受金戻入	40,551,287		
(6)その他医業外収益	58,067,452	696,811,313	
4 医業外費用			
(1)支払利息及び企業債取扱諸費	59,950,554		
(2)雑支出	115,006,011	174,956,565	521,854,748
経常利益(又は経常損失)			△ 317,684,094
5 特別利益			
(1)その他特別利益	0	0	
6 特別損失			
(1)固定資産売却損	0		
(2)その他特別損失	0	0	0
当年度純利益(又は当年度純損失)			△ 317,684,094
前年度繰越利益剰余金			△ 4,925,139,359
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			△ 5,242,823,453

（５）令和７年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表

（自 令和７年４月１日　至 令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		229,852,968		
ロ　建物	7,775,869,267			
建物減価償却累計額	△ 4,669,059,774	3,106,809,493		
ハ　構築物	442,533,871			
構築物減価償却累計額	△ 407,461,530	35,072,341		
ニ　器械備品	639,679,074			
器械減価償却累計額	△ 501,418,260	138,260,814		
ホ　車両	0			
車両減価償却累計額	0	0		
ヘ　建設仮勘定		0		
有形固定資産合計			3,509,995,616	
（２）投資その他の資産				
イ　長期前払消費税		13,570,368		
投資その他資産合計			13,570,368	
固定資産合計				3,523,565,984
Ⅱ．流動資産				
（１）現金預金			0	
（２）未収金			0	
（３）その他流動資産			0	
流動資産合計				0
資産合計				3,523,565,984

負債・資本の部

Ⅲ．固定負債			
（１）企業債	3,567,244,585		
（２）他会計借入金	0		
固定負債合計			3,567,244,585
Ⅳ．流動負債			
（１）一時借入金	0		
（２）企業債	299,636,697		
（３）他会計借入金	0		
（４）未払金	0		
（５）その他流動負債	0		
流動負債合計			299,636,697
Ⅴ．繰延収益			
（１）長期前受金	1,248,938,000		
（２）長期前受金収益化累計額	△ 783,101,414		
繰延収益合計			465,836,586
負債合計			4,332,717,868
Ⅵ．資本金			4,433,671,569
Ⅶ．剰余金			
（１）利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	△ 5,242,823,453		
剰余金合計			△ 5,242,823,453
資本合計			△ 809,151,884
負債・資本合計			3,523,565,984

（６）令和８年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表

（自 令和８年４月１日　至 令和９年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		229,852,968		
ロ　建物	7,775,869,267			
建物減価償却累計額	△ 4,785,184,310	2,990,684,957		
ハ　構築物	442,533,871			
構築物減価償却累計額	△ 408,096,167	34,437,704		
ニ　器械備品	809,769,983			
器械減価償却累計額	△ 526,092,310	283,677,673		
ホ　車両	0			
車両減価償却累計額	0	0		
ヘ　建設仮勘定		0		
有形固定資産合計			3,538,653,302	
（２）投資その他の資産				
イ　長期前払消費税		27,583,575		
投資その他資産合計			27,583,575	
固定資産合計				3,566,236,877
Ⅱ．流動資産				
（１）現金預金			0	
（２）未収金			0	
（３）その他流動資産			0	
流動資産合計				0
資産合計				3,566,236,877

負債・資本の部

Ⅲ．固定負債			
（１）企業債	3,450,517,526		
（２）他会計借入金	0		
固定負債合計			3,450,517,526
Ⅳ．流動負債			
（１）一時借入金	0		
（２）企業債	303,727,059		
（３）他会計借入金	0		
（４）未払金	0		
（５）その他流動負債	0		
流動負債合計			303,727,059
Ⅴ．繰延収益			
（１）長期前受金	1,248,938,000		
（２）長期前受金収益化累計額	△ 799,923,578		
繰延収益合計			449,014,422
負債合計			4,203,259,007
Ⅵ．資本金			4,733,408,266
Ⅶ．剰余金			
（１）利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	△ 5,370,430,396		
剰余金合計			△ 5,370,430,396
資本合計			△ 637,022,130
負債・資本合計			3,566,236,877

（７）病院事業会計に関する書類の注記

Ⅰ．　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・減価償却の方法

建物	定額法
構築物	定額法
器械備品	定額法

・主な耐用年数

建物	5～39年
構築物	15～39年
器械備品	5～15年

２　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．　予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

１　表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

２　重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ．　予定貸借対照表等に関する注記

１　企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は3,754,245千円である。

令和８年度北秋田市病院事業会計予算事項別明細書
収益的収入及び支出

収 益 的 収 入　　（単位：千円）

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明	
1.病院事業収益			623,642	636,021	△ 12,379				
	1.医業収益		1	1	0				
		1.その他医業収益	1	1	0				
						1.その他医業収益	1		1
	2.医業外収益		623,640	636,019	△ 12,379				
		1.受取利息配当金	1	1	0				
						1.預金利息	1	普通預金利息	1
		2.国県補助金	19,234	19,214	20				
						1.国県補助金	19,234	政策的医療交付金（県補助金分）	
								・地域療育医療拠点施設運営費補助金	10,734
								・がん診療機能等強化事業補助金	8,500
								計	19,234
		3.他会計補助金	317,124	324,700	△ 7,576				
						1.他会計補助金	317,124	消耗品費	50
								手数料	
								・水質検査	221
								・残高証明書発行手数料	5
								・当座預金払戻請求書帳発行手数料	2
								・公金口座振込手数料	82
								・組戻手数料	5
								委託料	
								・指定管理料	290,000
								・病院事業会計システム保守委託料	291
								負担金補助及び交付金	
								・常勤医師奨励金	26,400
								・全国自治体病院開設者協議会会費	58
								・秋田県自治体病院開設者協議会会費	10
								計	317,124
		4.他会計負担金	270,455	251,552	18,903				
						1.他会計負担金	270,455	政策的医療交付金（県分除く）	
								・地域救命救急センター	56,658
								・結核医療	8,840
								・感染症医療	17,004
								・地域災害拠点病院（備蓄品）	2,842
								・不採算地区中核病院	129,173
								企業債利息	55,938
								計	270,455
		5.長期前受金戻入	16,823	40,552	△ 23,729				
						1.長期前受金戻入	16,823	長期前受金戻入	16,823
		6.その他医業外収益	3	0	3				
						1.その他医業外収益	3	令和６年度がん診療機能等強化事業補助金返還金	3
	3.特別利益		1	1	0				
		1.その他特別利益	1	1	0				
						1.その他特別利益	1		1

収 益 的 支 出　　（単位：千円）

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明	
1．病院事業費用			751,250	953,705	△ 202,455				
	1．医業費用		692,311	864,143	△ 171,832				
		1．経費	550,875	535,515	15,360				
						1．消耗品費	50	消耗品費	50
						2．手数料	315	水質検査	221
								残高証明書発行手数料	5
								当座預金払戻請求書帳発行手数料	2
								公金口座振込手数料	82
								組戻手数料	5
								計	315
						3．委託料	290,291	指定管理料	290,000
								病院事業会計システム保守委託料	291
								計	290,291
						4．負担金補助及び交付金	260,219	政策的医療交付金	
								・地域療育医療拠点施設運営費補助金	10,734
								・がん診療機能等強化事業補助金	8,500
								・地域救命救急センター	56,658
								・結核医療	8,840
								・感染症医療	17,004
								・地域災害拠点病院（備蓄品）	2,842
								・不採算地区中核病院	129,173
								常勤医師奨励金	26,400
								全国自治体病院開設者協議会会費	58
								秋田県自治体病院開設者協議会会費	10
								計	260,219
		2．減価償却費	141,435	328,627	△ 187,192				
						1．建物減価償却費	116,125	建物に対する減価償却費	116,125
						2．構築物減価償却費	635	構築物に対する減価償却費	635
						3．器械備品減価償却費	24,675	器械備品に対する減価償却費	24,675
		3．資産減耗費	1	1	0				
						1．固定資産除去費	1	廃棄処分による損失	1
	2．医業外費用		58,937	89,560	△ 30,623				
		1．支払利息及び企業債取扱諸費	55,938	59,951	△ 4,013				
						1．企業債利息	55,938	企業債利息	
								・財政融資資金	42,714
								・財政融資資金（過疎債）	194
								・地方公共団体金融機構	11,124
								・旧公営企業金融公庫	1,623
								・市中銀行	283
								計	55,938
		2．雑支出	2,999	29,609	△ 26,610				
						1．その他雑支出	2,999	その他雑支出	2,996
								令和６年度がん診療機能等強化事業補助金返還金	3
								計	2,999

（単位：千円）

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明	
	3．特別損失		2	2	0				
		1．固定資産売却損	1	1	0				
						1．固定資産売却損	1	固定資産売却損	1
		2．その他特別損失	1	1	0				
						1．その他特別損失	1	その他特別損失	1

資本的収入及び支出

資　本　的　収　入　　（単位：千円）

款　項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明	
1．資本的収入		486,737	295,624	191,113				
1．出資金		165,566	158,722	6,844				
	1．一般会計出資金	165,566	158,722	6,844				
					1．一般会計出資金	165,566	企業債元金償還金（基準内繰入）	165,466
							医療機器購入費（X線血管造影装置）一般会計出資金	100
							計	165,566
2．他会計負担金		134,171	136,902	△ 2,731				
	1．他会計負担金	134,171	136,902	△ 2,731				
					1．他会計負担金	134,171	企業債元金償還金（基準外繰入）	134,171
3．企業債		187,000	0	187,000				
	1．企業債	187,000	0	187,000				
					1．企業債	187,000	病院事業債	93,500
							過疎債	93,500
							計	187,000

資　本　的　支　出　　（単位：千円）

款　項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明	
1．資本的支出		486,737	295,624	191,113				
1．建設改良費		187,100	0	187,100				
	1．建設改良費	187,100	0	187,100				
					1．備品購入費	187,100	医療機器購入費（X線血管造影装置）	187,100
2．企業債償還金		299,637	295,624	4,013				
	1．企業債償還金	299,637	295,624	4,013				
					1．企業債償還金	299,637	企業債元金償還金	
							・財政融資資金	154,912
							・財政融資資金（過疎債）	78,236
							・地方公共団体金融機構	44,233
							・旧公営企業金融公庫	7,311
							・市中銀行	14,945
							計	299,637

議案第 43 号

令和８年度

北秋田市水道事業会計予算

秋田県北秋田市

目　　次

１　令和８年度北秋田市水道事業会計予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　令和８年度北秋田市水道事業会計予算の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

３　令和８年度北秋田市水道事業会計予算に関する説明書

（１）　令和８年度北秋田市水道事業会計当初予算実施計画　・・・・・・・・・・　８
（２）　令和８年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書　・・・　12
（３）　給与費明細書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
（４）　債務負担行為に関する調書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（５）　令和７年度北秋田市水道事業会計予定損益計算書　・・・・・・・・・・・　18
（６）　令和８年度北秋田市水道事業会計予定損益計算書　・・・・・・・・・・・　19
（７）　令和７年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表　・・・・・・・・・・・　20
（８）　令和８年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表　・・・・・・・・・・・　21
（９）　水道事業会計に関する書類の注記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

４　令和８年度北秋田市水道事業会計当初予算事項別明細書　・・・・・・・・・・・・　25

議案第43号

令和８年度北秋田市水道事業会計予算

（総則）
第１条　令和８年度北秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）
第２条　業務予定量は、次のとおりとする。

（１）給水件数　・・・・・・・　12,164件（鷹巣上水道4,511件、森吉合川上水道4,075件、簡易水道3,578件）

（２）年間総給水量　・・・・・　2,750,601㎥（鷹巣上水道969,399㎥、森吉合川上水道1,048,186㎥、簡易水道733,016㎥）

（３）１日平均給水量　・・・・　7,535㎥（鷹巣上水道2,655㎥、森吉合川上水道2,871㎥、簡易水道2,009㎥）

（４）主要な建設改良事業　・・・

［設計委託］

配水管耐震化工事実施設計委託	11,000千円

［配管更新工事］

老朽管更新工事（浦田地区）	102,776千円
緊急連絡管整備工事（緑ヶ丘地区）	45,092千円
基幹管路更新工事（前山地区）	40,250千円

［設備更新工事］

監視用計装機器等整備工事	133,650千円
阿仁地区水道施設監視システム整備工事	49,500千円
水道施設ネットワークカメラ等更新工事	10,285千円
水道施設監視システム設置型サーバ更新工事	5,830千円

（収益的収入及び支出）
第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【収　　入】
第１款　水道事業収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	839,973千円
第１項　営業収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	679,823千円
第２項　営業外収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160,148千円
第３項　特別利益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2千円

【支　　出】
第１款　水道事業費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	903,858千円
第１項　営業費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	853,290千円
第２項　営業外費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39,348千円
第３項　特別損失	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2,220千円
第４項　予備費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9,000千円

（資本的収入及び支出）
第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額238,241千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,009千円、過年度分損益勘定留保資金196,232千円で補てんするものとする）。

【収　　入】
第１款　資本的収入	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	517,726千円
第１項　固定資産売却代金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1千円
第２項　補償費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18,350千円
第３項　負担金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13,000千円
第４項　出資金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155,575千円
第６項　企業債	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	330,800千円

【支　　出】
第１款　資本的支出	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	755,967千円
第１項　建設改良費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	472,346千円
第２項　企業債償還金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	283,621千円

（企業債）
第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　　率	償 還 の 方 法
	千円	証書借入又は証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
上水道施設整備事業	102,700			
簡易水道施設整備事業	228,100			

（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用する事ができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88,847千円
（２）交際費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90千円

（他会計からの補助金）
第８条　水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,343千円である。

（たな卸資産購入限度額）
第９条　たな卸資産購入限度額は、27,357千円と定める。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

議案第43号資料

令和８年度北秋田市水道事業会計予算の概要

令和８年度の業務予定量では、給水件数12,164件、年間総給水量2,750,601㎥、１日平均給水量7,535㎥、主要な建設改良事業は、設計委託１件11,000千円、配管更新工事３件188,118千円、設備更新工事４件199,265千円を予定しております。

収益的収入及び支出予算では、水道事業収益839,973千円で、内訳は、営業収益679,823千円、営業外収益160,148千円、特別利益２千円となっており、水道事業費用903,858千円で、内訳は、営業費用853,290千円、営業外費用39,348千円、特別損失2,220千円、予備費9,000千円であります。予定損益計算では、当年度純損失は65,432千円で、当年度末未処分利益剰余金696,392千円の見込みとなっております。

資本的収入及び支出予算では、資本的収入517,726千円で、内訳は、固定資産売却代金１千円、補償費18,350千円、負担金13,000千円、出資金155,575千円、企業債330,800千円となっており、資本的支出755,967千円で、内訳は、建設改良費472,346千円、企業債償還金283,621千円であります。

以上が、令和８年度北秋田市水道事業会計予算の概要であります。

令和８年度北秋田市水道事業会計予算に関する説明書

(1) 令和 8 年度北秋田市水道事業会計当初予算実施計画

収益的収入

（単位：千円）

款	項	目	予 定 額	備　　考
1 水道事業収益			839,973	
	1 営業収益		679,823	
		1 給水収益	635,424	
		2 その他営業収益	44,399	
	2 営業外収益		160,148	
		1 受取利息及び配当金	3,208	
		2 長期前受金戻入	86,593	
		3 雑収益	4	
		4 補助金	70,343	
	3 特別利益		2	
		1 固定資産売却収益	1	
		2 過年度損益修正益	1	

収益的支出

（単位：千円）

款	項	目	予 定 額	備　　考
1 水道事業費用			903,858	
	1 営業費用		853,290	
		1 原水及び浄水費	126,469	
		2 配水及び給水費	142,915	
		3 総係費	151,653	
		4 減価償却費	429,698	
		5 資産減耗費	2,555	
	2 営業外費用		39,348	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	23,176	
		3 消費税及び地方消費税	16,172	
	3 特別損失		2,220	
		1 固定資産売却損	1	
		2 過年度損益修正損	2,219	
	4 予備費		9,000	
		1 予備費	9,000	

資本的収入

（単位：千円）

款	項	目	予 定 額	備　　考
1 資本的収入			517,726	
	1 固定資産売却代金		1	
		1 固定資産売却代金	1	
	2 補償費		18,350	
		1 補償費	18,350	
	3 負担金		13,000	
		1 他会計負担金	13,000	
	4 出資金		155,575	
		1 出資金	155,575	
	6 企業債		330,800	
		1 企業債	330,800	

資本的支出

（単位：千円）

款	項	目	予 定 額	備　　考
1 資本的支出			755,967	
	1 建設改良費		472,346	
		1 水道建設事業費	467,841	
		2 営業設備費	4,505	
	2 企業債償還金		283,621	
		1 企業債償還金	283,621	

(2)令和8年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 65,432,607
減価償却費	429,692,707
固定資産除却費	1,052,098
長期前受金戻入額	△ 86,591,644
支払利息及び企業債取扱諸費	23,176,000
受取利息・配当金	△ 3,208,000
未収金の増減額	△ 152,000
未払金の増減額	12,482,000
小計	311,018,554
利息及び配当金の受取額	3,208,000
利息の支払額	△ 23,176,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	291,050,554
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 426,186,815
他会計補助金等による収入	31,350,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 394,836,815
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	330,800,000
企業債の償還による支出	△ 283,620,694
他会計等からの出資による収入	155,575,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	202,754,306
資金増加額(又は減少額)	98,968,045
資金期首残高	1,845,960,550
資金期末残高	1,944,928,595

（３）給与費明細書

1. 総　　括

（単位：千円、人）

区分		職員数 特別職	職員数 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計	備考
本年度	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 11	0	40,216	26,613	66,829	12,276	79,105	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	4,723	3,519	8,242	1,500	9,742	
	計	( ) 0	( ) 12	0	44,939	30,132	75,071	13,776	88,847	
前年度	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 11	0	41,199	26,414	67,613	13,120	80,733	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	3,705	2,947	6,652	1,216	7,868	
	計	( ) 0	( ) 12	0	44,904	29,361	74,265	14,336	88,601	
比較	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	△ 983	199	△ 784	△ 844	△ 1,628	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	1,018	572	1,590	284	1,874	
	計	( ) 0	( ) 0	0	35	771	806	△ 560	246	

※　（　）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳 区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
本年度	744	0	737	1,572	5,995	714	10,287	8,751	577	720	35	30,132
前年度	1,032	246	641	1,128	5,196	571	10,306	8,752	734	720	35	29,361
比較	△ 288	△ 246	96	444	799	143	△ 19	△ 1	△ 157	0	0	771

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円、人）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
本年度	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 6	0	24,860	16,160	41,020	7,874	48,894	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	4,723	3,519	8,242	1,500	9,742	
	計	( ) 0	( ) 7	0	29,583	19,679	49,262	9,374	58,636	
前年度	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 7	0	29,159	18,144	47,303	9,636	56,939	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	3,705	2,947	6,652	1,216	7,868	
	計	( ) 0	( ) 8	0	32,864	21,091	53,955	10,852	64,807	
比較	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) △ 1	0	△ 4,299	△ 1,984	△ 6,283	△ 1,762	△ 8,045	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	1,018	572	1,590	284	1,874	
	計	( ) 0	( ) △ 1	0	△ 3,281	△ 1,412	△ 4,693	△ 1,478	△ 6,171	

※　（　）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
	本年度	744	0	601	1,572	2,295	48	7,056	6,031	577	720	35	19,679
	前年度	1,032	246	531	1,128	2,295	48	7,797	6,645	734	600	35	21,091
	比較	△ 288	△ 246	70	444	0	0	△ 741	△ 614	△ 157	120	0	△ 1,412

イ　会計年度任用職員

（単位：千円、人）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
本年度	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 5	0	15,356	10,453	25,809	4,402	30,211	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( ) 0	( ) 5	0	15,356	10,453	25,809	4,402	30,211	
前年度	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 4	0	12,040	8,270	20,310	3,484	23,794	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( ) 0	( ) 4	0	12,040	8,270	20,310	3,484	23,794	
比較	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	3,316	2,183	5,499	918	6,417	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( ) 0	( ) 1	0	3,316	2,183	5,499	918	6,417	

※　（　）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
	本年度	0	0	136	0	3,700	666	3,231	2,720	0	0	0	10,453
	前年度	0	0	110	0	2,901	523	2,509	2,107	0	120	0	8,270
	比較	0	0	26	0	799	143	722	613	0	△ 120	0	2,183

2. 給料及び手当の増減額明細

（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	35	給与改定に伴う増減分	933		
		昇給に伴う増加分	358		
		その他の増減分	△ 1,256	会計異動その他	△ 4,572
				会計年度任用職員	3,316
手当	771	制度改正に伴う増減分	540		
		その他の増減分	231	会計異動その他	△ 1,952
				会計年度任用職員	2,183

3. 給与及び手当の状況

(1)職員１人当たり給与

区分		行政職	技能労務職
令和8年1月1日現在	平均給料月額　(円)	347,771	－
	平均給与月額　(円)	381,200	－
	平均年齢　(歳)	43歳0月	－
令和7年1月1日現在	平均給料月額　(円)	334,036	－
	平均給与月額　(円)	365,116	－
	平均年齢　(歳)	46歳0月	－

(2)初任給

(単位；円)

区分	行政職	技能労務職	一般会計の制度		備考
			行政職	技能労務職	
高校卒	201,892	206,629	201,892	206,629	
大学卒	233,844	－	233,844	－	

(4)期末手当・勤勉手当

(単位；円,％)

区分	支給期		支給率計	職務上の段階職務の級等による加算措置	備考
	６月	１２月			
本年度	(　　) 2.325	(　　) 2.325	(　　) 4.650	有	
前年度	(　　) 2.300	(　　) 2.300	(　　) 4.600	有	
一般会計の制度	(　　) 2.325	(　　) 2.325	(　　) 4.650	有	

※　(　　) 内は、再任用短時間勤務職員の支給率

(5)その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容	備考
扶養手当	同	-	
住居手当	同	-	
通勤手当	同	-	

（級別の基準となる職務内容）

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
行政職	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	部長

(3)級別職員数

区分	行政職　(行一)			技能労務職　(行二)	
	級	職員数(人)	構成比(％)	職員数(人)	構成比(％)
令和8年1月1日現在	１級	(　　) 1	(　　) 14.3		
	２級	(　　) 2	(　　) 28.6		
	３級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	４級	(　　) 1	(　　) 14.3		
	５級	(　　) 2	(　　) 28.6		
	６級	(　　) 1	(　　) 14.3		
	７級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	計	(　　) 7	(　　) 100.0		
令和7年1月1日現在	１級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	２級	(　　) 2	(　　) 25.0		
	３級	(　　) 2	(　　) 25.0		
	４級	(　　) 1	(　　) 12.5		
	５級	(　　) 2	(　　) 25.0		
	６級	(　　) 1	(　　) 12.5		
	７級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	計	(　　) 8	(　　) 100.0		

※　(　) 内は、再任用短時間勤務職員の人数

(4)債務負担行為に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期　間	金　額	期　間	金　額	給水収益等	損益勘定留保資金等
	千円		千円		千円	千円	千円
工作物賃借料(北秋田市松葉町484)	44	令和7年度	22	令和8年度	22	22	0
漏水調査委託事業	17,894			令和8年度 ～令和9年度	17,894	17,894	0
土地賃借料 (北秋田市今泉字下屋敷1-3ほか6件)	21			令和8年度	21	21	0
第二期窓口業務委託事業	373,120	令和7年度	58,344	令和8年度 ～令和11年度	314,776	314,776	0
電気設備保安点検委託	1,900			令和8年度	1,900	1,900	0
ポンプ設備保守点検委託	1,399			令和8年度	1,399	1,399	0
検定満了交換メーター	25,525			令和8年度	25,525	25,525	0
複合機賃貸借(上下水道課)	984			令和8年度	984	984	0
料金システム保守委託	3,562			令和8年度	3,562	3,562	0
企業会計システム保守委託	363			令和8年度	363	363	0
マッピングシステム保守委託	1,409			令和8年度	1,409	1,409	0
積算システム保守委託	654			令和8年度	654	654	0
水質検査手数料	38,602			令和8年度	38,602	38,602	0
薬品費	2,959			令和8年度	2,959	2,959	0
新規取付メーター	1,832			令和8年度	1,832	0	1,832

（５）令和７年度北秋田市水道事業会計予定損益計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

	円	円	円
1. 営業収益			
(1) 給水収益	523,905,000		
(2) その他営業収益	33,520,000	557,425,000	
2．営業費用			
(1) 原水及び浄水費	115,386,000		
(2) 配水及び給水費	137,432,000		
(3) 総係費	118,855,000		
(4) 減価償却費	412,382,722		
(5) 資産減耗費	3,498,455	787,554,177	
営業利益（又は営業損失）			△ 230,129,177
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1,808,000		
(2) 長期前受金戻入	86,849,908		
(3) 雑収益	4,000		
(4) 補助金	40,036,000	128,697,908	
4．営業外費用			
(1) 支払い利息及び企業債取扱諸費	21,022,000	21,022,000	107,675,908
経常利益（又は経常損失）			**△ 122,453,269**
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1,000		
(2) 過年度損益修正益	1,000	2,000	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	1,000		
(2) 過年度損益修正損	2,399,000	2,400,000	△ 2,398,000
当年度純利益（又は当年度純損失）			**△ 124,851,269**
前年度未処分利益剰余金			886,676,065
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			761,824,796

（６）令和８年度北秋田市水道事業会計予定損益計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

	円	円	円
1. 営業収益			
(1) 給水収益	577,657,000		
(2) その他営業収益	40,382,000	618,039,000	
2．営業費用			
(1) 原水及び浄水費	114,129,000		
(2) 配水及び給水費	130,140,000		
(3) 総係費	138,299,000		
(4) 減価償却費	429,692,707		
(5) 資産減耗費	2,417,636	814,678,343	
営業利益（又は営業損失）			△ 196,639,343
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	3,208,000		
(2) 長期前受金戻入	86,591,644		
(3) 雑収益	4,000		
(4) 補助金	66,595,362	156,399,006	
4．営業外費用			
(1) 支払い利息及び企業債取扱諸費	23,176,000	23,176,000	133,223,006
経常利益（又は経常損失）			**△ 63,416,337**
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1,000		
(2) 過年度損益修正益	1,000	2,000	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	1,000		
(2) 過年度損益修正損	2,017,270	2,018,270	△ 2,016,270
当年度純利益（又は当年度純損失）			**△ 65,432,607**
前年度未処分利益剰余金			761,824,796
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			696,392,189

（７）令和７年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（1）有形固定資産				
イ　土地		97,447,754		
ロ　建物	1,164,239,627			
建物減価償却累計額	△ 224,886,867	939,352,760		
ハ　構築物	7,672,100,694			
構築物減価償却累計額	△ 2,620,534,437	5,051,566,257		
ニ　機械及び装置	1,954,321,566			
機械及び装置減価償却累計額	△ 812,816,629	1,141,504,937		
ホ　車両運搬具	33,131,359			
車両運搬具減価償却累計額	△ 25,585,090	7,546,269		
ヘ　工具器具及び備品	63,013,400			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 33,356,499	29,656,901		
ト　建設仮勘定		117,563,818		
有形固定資産合計			7,384,638,696	
（2）無形固定資産				
イ　電話加入権		81,100		
ロ　水利権		569,324,712		
無形固定資産合計			569,405,812	
固定資産合計				7,954,044,508
Ⅱ．流動資産				
（1）現金預金				
イ　当座預金		435,960,550		
ロ　定期預金		1,400,000,000		
ハ　有価証券		10,000,000		
現金預金合計			1,845,960,550	
（2）未収金			9,136,000	
（3）貯蔵品				
イ　材料		52,565		
ロ　機械及び装置		747,300		
貯蔵品合計			799,865	
流動資産合計				1,855,896,415
資産合計				9,809,940,923

負債の部

Ⅲ．固定負債			
（1）企業債	2,589,077,419		
固定負債合計			2,589,077,419
Ⅳ．流動負債			
（1）企業債	283,620,694		
（2）未払金	13,690,000		
（3）前受金	10,000		
（4）預り金	1,000,000		
（5）その他流動負債	0		
流動負債合計			298,320,694
Ⅴ．繰延収益			
（1）長期前受金	2,248,442,004		
（2）長期前受金収益化累計額	△ 717,538,967		
繰延収益合計			1,530,903,037
負債合計			4,418,301,150

資本の部

Ⅵ．資本金			
（1）自己資本金			
イ　固有資本金	1,637,887,855		
ロ　繰入資本金	2,130,238,808		
ハ　組入資本金	764,000,000		
自己資本金合計		4,532,126,663	
資本金合計			4,532,126,663
Ⅶ．剰余金			
（1）資本剰余金		22,688,314	
（2）利益剰余金			
イ　減債積立金	0		
ロ　利益積立金	25,000,000		
ハ　建設改良積立金	50,000,000		
ニ　当年度末未処分利益剰余金	761,824,796		
利益剰余金合計		836,824,796	
剰余金合計			859,513,110
資本合計			5,391,639,773
負債資本合計			9,809,940,923

（８）令和８年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表

（令和９年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（1）有形固定資産				
イ　土地		97,447,754		
ロ　建物	1,164,861,445			
建物減価償却累計額	△ 256,443,968	908,417,477		
ハ　構築物	7,944,381,869			
構築物減価償却累計額	△ 2,871,228,938	5,073,152,931		
ニ　機械及び装置	2,142,826,270			
機械及び装置減価償却累計額	△ 930,133,614	1,212,692,656		
ホ　車両運搬具	33,131,359			
車両運搬具減価償却累計額	△ 29,071,690	4,059,669		
ヘ　工具器具及び備品	65,262,399			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 39,725,318	25,537,081		
ト　建設仮勘定		78,052,000		
有形固定資産合計			7,399,359,568	
（2）無形固定資産				
イ　電話加入権		81,100		
ロ　水利権		550,045,850		
無形固定資産合計			550,126,950	
固定資産合計				7,949,486,518
Ⅱ．流動資産				
（1）現金預金				
イ　当座預金		534,928,595		
ロ　定期預金		1,400,000,000		
ハ　有価証券		10,000,000		
現金預金合計			1,944,928,595	
（2）未収金			9,288,000	
（3）貯蔵品				
イ　材料		52,565		
ロ　機械及び装置		747,300		
貯蔵品合計			799,865	
流動資産合計				1,955,016,460
資産合計				9,904,502,978

負債の部

Ⅲ．固定負債				
（1）企業債			2,650,013,503	
固定負債合計				2,650,013,503
Ⅳ．流動負債				
（1）企業債			269,863,916	
（2）未払金			26,172,000	
（3）前受金			10,000	
（4）預り金			1,000,000	
流動負債合計				297,045,916
Ⅴ．繰延収益				
（1）長期前受金			2,279,730,645	
（2）長期前受金収益化累計額			△ 804,069,252	
繰延収益合計				1,475,661,393
負債合計				4,422,720,812

資本の部

Ⅵ．資本金				
（1）自己資本金				
イ　固有資本金		1,637,887,855		
ロ　繰入資本金		2,285,813,808		
ハ　組入資本金		764,000,000		
自己資本金合計			4,687,701,663	
資本金合計				4,687,701,663
Ⅶ．剰余金				
（1）資本剰余金			22,688,314	
（2）利益剰余金				
イ　減債積立金		0		
ロ　利益積立金		25,000,000		
ハ　建設改良積立金		50,000,000		
ニ　当年度末未処分利益剰余金		696,392,189		
利益剰余金合計			771,392,189	
剰余金合計				794,080,503
資本合計				5,481,782,166
負債資本合計				9,904,502,978

（９）水道事業会計に関する書類の注記

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・量水器を除く資産　　定額法

・量水器　　取替法

・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

（２）無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法

・主な耐用年数

水利権　　55年

・非償却資産

電話加入権

（３）たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　先入先出法による原価法

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

計上していない。

（２）賞与引当金

計上していない。

（３）法定福利費引当金

計上していない。

（４）特別修繕引当金

計上していない。

（５）修繕引当金

当年度は引当していない。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

１　表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

２　重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ．予定貸借対照表等に関する注記

１　企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,291,271千円である。

Ⅳ．セグメント情報の開示

１　報告セグメントの概要

北秋田市水道事業会計は、鷹巣上水道事業、森吉合川上水道事業及び簡易水道事業の３事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事　業　の　内　容
鷹巣上水道事業	鷹巣上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
森吉合川上水道事業	森吉合川上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
簡易水道事業	簡易水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務

２　報告セグメントごとの営業収益等

令和８年度（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）　（単位：千円）

区　　分	鷹巣上水道事業	森吉合川上水道事業	簡易水道事業	合　　計
営業収益	168,314	263,128	186,597	618,039
営業費用	196,097	397,771	220,809	814,677
営業損益	△ 27,783	△ 134,644	△ 34,212	△ 196,639
経常損益	△ 11,610	△ 36,875	△ 14,931	△ 63,416
その他の項目				
他会計繰入金	23,339	179,697	40,139	243,175
減価償却費	81,722	262,816	85,154	429,692
特別利益	2	0	0	2
特別損失	420	989	609	2,018
有形固定資産の増加額	21,915	116,173	337,609	475,697

令和８年度北秋田市水道事業会計当初予算事項別明細書

令和 8 年度北秋田市水道事業会計当初予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収　　入

1 款　水道事業収益　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
1 営業収益	679,823	614,647	65,176				
1 給水収益	635,424	576,297	59,127				
				1 水道料金	635,424	水道料金	635,424
2 その他営業収益	44,399	38,350	6,049				
				1 手数料	233	設計審査手数料	233
				2 加入金	6,761	水道加入金	6,761
				3 他会計負担金	37,405	消火栓維持管理費繰入金 公園施設利用料繰入金 下水道会計負担金	4,071 186 33,148
2 営業外収益	160,148	130,202	29,946				
1 受取利息及び配当金	3,208	1,808	1,400				
				1 預金利息	3,150	預金利息	3,150
				2 有価証券利息	58	有価証券利息	58
2 長期前受金戻入	86,593	86,658	△65				
				1 長期前受金戻入	86,593	長期前受金戻入	86,593
3 雑収益	4	4	0				
				1 その他雑収益	4	工事台帳代金	4
4 補助金	70,343	41,732	28,611				

収益的収入及び支出
収　　入

1 款　水道事業収益　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明
				区　分	金　額	
				1 他会計補助金	70,343	児童手当繰入金 720 償還利子分他会計繰入金 13,556 高料金対策繰入金 14,843 水道料金減免分繰入金 41,224
3 特別利益	2	2	0			
1 固定資産売却収益	1	1	0			
				1 固定資産売却収益	1	固定資産売却収益 1
2 過年度損益修正益	1	1	0			
				1 過年度損益修正益	1	過年度損益修正益 1

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
1 営業費用	853,290	843,129	10,161				
1 原水及び浄水費	126,469	140,988	△14,519				
				1 給料	7,925	一般職給	7,925
				2 手当	5,398	通勤手当	213
						時間外勤務手当	1,120
						管理職員特別勤務手当	11
						休日勤務手当	27
						管理職手当	468
						期末手当	1,817
						勤勉手当	1,602
						寒冷地手当	140
				5 法定福利費	2,417	共済組合負担金	2,417
				8 退職手当負担金	841	退職手当負担金	841
				11 備消耗品費	500	ポンプ等	500
				13 光熱水費	41	浄水場ガス代・下水道使用料	41
				17 委託料	2,345	電気設備保安点検委託	1,900
						消防設備保守点検委託	93
						七座浄水場導水管点検清掃委託	352
				18 手数料	38,602	水質検査手数料	38,602
				20 修繕費	10,441	紫外線処理装置修繕	5,137
						濁度計・残塩計修繕	2,382
						浄水機器修繕	1,500
						水源等修繕	1,000
						比立内ポンプ場送水ポンプ修繕	239
						阿仁合浄水場取水ポンプ整備	183
				21 動力費	55,000	浄水場動力費	55,000

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
				22 薬品費	2,959	次亜塩素酸ソーダ	2,959
2 配水及び給水費	142,915	152,542	△9,627				
				1 給料	15,356	会計年度任用職員	15,356
				2 手当	10,453	通勤手当	136
						時間外勤務手当	3,700
						休日勤務手当	666
						期末手当	3,231
						勤勉手当	2,720
				5 法定福利費	4,402	共済組合負担金	4,402
				8 退職手当負担金	1,365	退職手当負担金	1,365
				11 備消耗品費	750	作業消耗品	750
				12 燃料費	2,027	公用車燃料費	2,027
				15 通信運搬費	5,967	テレメーター回線使用料	5,967
				17 委託料	13,306	阿仁地区施設管理委託	319
						ポンプ設備保守点検委託	1,399
						ろ過砂洗浄委託	1,738
						水道施設保守点検委託（田沢）	1,210
						漏水調査委託	8,470
						残塩計保守点検委託	170
				19 賃借料	676	施設用地賃借料	159
						水利使用（比立内）	30
						重機借上	487
				20 修繕費	40,693	漏水等修繕	12,000
						橋梁添架管架台支持金具修繕	3,168
						検定満了交換メーター	25,525

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
				21 動力費	40,000	加圧ポンプ動力費	40,000
				24 材料費	7,920	補修資材	7,920
3 総係費	151,653	130,248	21,405				
				1 給料	16,935	一般職給	16,935
				2 手当	10,762	扶養手当	432
						通勤手当	388
						時間外勤務手当	508
						管理職員特別勤務手当	24
						休日勤務手当	3
						管理職手当	1,104
						期末手当	4,032
						勤勉手当	3,453
						寒冷地手当	338
						児童手当	480
				5 法定福利費	5,457	共済組合負担金	5,457
				6 旅費	100	旅費	100
				7 交際費	90	交際費	90
				8 退職手当負担金	1,797	退職手当負担金	1,797
				11 備消耗品費	2,744	消耗品	750
						図書	90
						タイヤ	630
						ローダーチェーン及びバンド	141
						防災備品	1,133
				12 燃料費	369	公用車燃料費	369
				14 印刷製本費	1,513	検針票	550
						直接納付書	429

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
						メールシーラー	455
						封筒	79
				15 通信運搬費	911		
						携帯電話通話料	407
						浄水場電話料	220
						FAX	265
						NHK受信料	19
				17 委託料	97,031		
						窓口委託	78,694
						料金システム保守委託	3,562
						企業会計システム保守委託	363
						屋根除雪委託	1,658
						草刈り委託	868
						マッピングシステム保守委託	1,409
						積算システム保守委託	654
						水道ビジョン見直し委託	8,272
						PCB調査委託	1,551
				18 手数料	6,154		
						車検手数料	55
						タイヤ交換手数料	14
						産業廃棄物処理手数料	99
						口座振替手数料	1,562
						コンビニ収納事務手数料	1,640
						コンビニコネクト接続手数料	21
						残高証明書発行手数料	6
						ADP手数料	2,021
						マルチバンク手数料	449
						公金振込手数料	94
						Web口座振替受付サービス手数料	193
				19 賃借料	1,262		
						コピー機賃借料	1,262
				20 修繕費	1,880		
						車両等修繕	501
						公用車修繕	887
						作業用機械点検	192
						OA機器修繕	300
				25 補償費	150		
						漏水等補償費	150

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
				26 研修費	45	各種研修費	45
				28 厚生費	41	細菌検査	41
				30 保険料	887	公用車自賠責保険料 自動車共済掛金 建物共済掛金 水道賠償責任保険料 自動車保険料	88 194 203 316 86
				31 公租公課	97	自動車重量税	97
				32 負担金	3,428	森吉山ダム負担金 水道協会負担金	3,243 185
4 減価償却費	429,698	416,426	13,272				
				42 有形固定資産減価償却費	410,419	建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品	31,558 251,304 117,528 3,487 6,542
				43 無形固定資産減価償却費	19,279	水利権	19,279
5 資産減耗費	2,555	2,925	△370				
				44 有形固定資産除却費	2,554	有形固定資産除却費	2,554
				45 たな卸資産減耗費	1	たな卸資産減耗費	1
2 営業外費用	39,348	24,066	15,282				
1 支払利息及び企業債取扱諸費	23,176	21,729	1,447				
				39 企業債利息	23,176	支払利息	23,176

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
3 消費税及び地方消費税	16,172	2,337	13,835				
				1 消費税及び地方消費税	16,172	消費税及び地方消費税	16,172
3 特別損失	2,220	2,639	△419				
1 固定資産売却損	1	1	0				
				1 固定資産売却損	1	固定資産売却損	1
2 過年度損益修正損	2,219	2,638	△419				
				1 過年度損益修正損	2,219	漏水軽減還付等 収納不納欠損	2,110 109
4 予備費	9,000	9,000	0				
1 予備費	9,000	9,000	0				
				1 予備費	9,000	予備費	9,000

資本的収入及び支出

収　　入

1 款　資本的収入　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1 固定資産売却代金	1	1	0				
1 固定資産売却代金	1	1	0				
				1 固定資産売却代金	1	固定資産売却代金	1
2 補償費	18,350	13,200	5,150				
1 補償費	18,350	13,200	5,150				
				1 補償費	18,350	補償費	18,350
3 負担金	13,000	13,000	0				
1 他会計負担金	13,000	13,000	0				
				1 他会計負担金	13,000	消火栓設置費繰入金	13,000
4 出資金	155,575	158,492	△2,917				
1 出資金	155,575	158,492	△2,917				
				1 他会計出資金	155,575	償還元金分他会計出資金	155,575
6 企業債	330,800	266,400	64,400				
1 企業債	330,800	266,400	64,400				
				1 水道事業債	330,800	水道事業債	51,400
						簡易水道事業債	114,100
						過疎対策事業債	73,800
						辺地対策事業債	91,500

資本的収入及び支出
支　　出

1 款　資本的支出　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
1 建設改良費	472,346	517,240	△44,894				
1 水道建設事業費	467,841	509,581	△41,740				
				1 給料	4,723	一般職給	4,723
				2 手当	3,519	扶養手当	312
						時間外勤務手当	667
						休日勤務手当	18
						期末手当	1,207
						勤勉手当	976
						寒冷地手当	99
						児童手当	240
				5 法定福利費	1,500	共済組合負担金	1,500
				8 退職手当負担金	501	退職手当負担金	501
				17 委託料	12,265	工事積算資料作成委託	770
						配水管耐震化工事実施設計委託	11,000
						補修設計委託	495
				38 工事請負費	445,333	工事請負費	445,333
2 営業設備費	4,505	7,659	△3,154				
				11 備消耗品費	4,505	エンジンハンドカッター	264
						プリンター	625
						ハガキ圧着機	1,784
						新規取付メーター	1,832
2 企業債償還金	283,621	292,399	△8,778				
1 企業債償還金	283,621	292,399	△8,778				
				1 企業債償還金	283,621	企業債償還金	283,621

議案第44号

令和８年度

北秋田市下水道事業会計予算

秋田県北秋田市

目　　次

１　令和８年度北秋田市下水道事業会計予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　令和８年度北秋田市下水道事業会計予算の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

３　令和８年度北秋田市下水道事業会計予算に関する説明書

（１）　令和８年度北秋田市下水道事業会計当初予算実施計画　・・・・・・・・・　８
（２）　令和８年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書　・・　12
（３）　給与費明細書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
（４）　債務負担行為に関する調書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（５）　令和７年度北秋田市下水道事業会計予定損益計算書　・・・・・・・・・・・　18
（６）　令和８年度北秋田市下水道事業会計予定損益計算書　・・・・・・・・・・・　19
（７）　令和７年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表　・・・・・・・・・・・　20
（８）　令和８年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表　・・・・・・・・・・・　21
（９）　下水道事業会計に関する書類の注記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

４　令和８年度北秋田市下水道事業会計当初予算事項別明細書　・・・・・・・・・・・・　25

議案第44号

令和８年度北秋田市下水道事業会計予算

（総則）
第１条　令和８年度北秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）
第２条　業務予定量は、次のとおりとする。
（１）　排水戸数　・・・・・・　7,775戸（公共下水道事業5,392戸、特定環境保全公共下水道事業444戸、農業集落排水事業1,728戸、特定地域生活排水処理事業211戸）
（２）　年間総排水量　・・・・　1,875,000㎥（公共下水道事業1,433,000㎥、特定環境保全公共下水道事業79,000㎥、農業集落排水事業334,000㎥、特定地域生活排水処理事業29,000㎥）
（３）　１日平均排水量　・・・　5,136㎥（公共下水道事業3,926㎥、特定環境保全公共下水道事業216㎥、農業集落排水事業915㎥、特定地域生活排水処理事業79㎥）
（４）　主要な建設改良事業　・・　鷹巣処理区北部面整備工事　443,000千円（綴子大堤地区の汚水管渠築造工事）
鷹巣処理区北部舗装復旧工事　47,400千円（綴子大堤地区の舗装復旧工事）

（収益的収入及び支出）
第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【収　　入】		
第１款　下水道事業収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,320,394千円
第１項　営業収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	415,485千円
第２項　営業外収益	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	904,909千円
【支　　出】		
第１款　下水道事業費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,404,570千円
第１項　営業費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,310,417千円
第２項　営業外費用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89,323千円
第３項　特別損失	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,830千円
第４項　予備費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3,000千円

（資本的収入及び支出）
第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額261,993千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,856千円、過年度分損益勘定留保資金206,137千円で補てんするものとする)。

【収　　入】

第１款　資本的収入	1,232,649千円
第１項　企業債	483,500千円
第２項　出資金	430,875千円
第３項　補助金	294,264千円
第４項　負担金等	24,010千円

【支　　出】

第１款　資本的支出	1,494,642千円
第１項　建設改良費	632,764千円
第３項　企業債償還金	858,878千円
第７項　予備費	3,000千円

（債務負担行為）
第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
水洗便所等改造資金利子補給補助金 （令和８年度融資分）	令和９年度 ～令和13年度	383　千円

（企業債）
第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　　率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 280,300	証書借入又は証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業資本費平準化債	143,200			
特定環境保全公共下水道事業資本費平準化債	5,400			
農業集落排水事業資本費平準化債	54,600			

（一時借入金の限度額）
第７条　一時借入金の限度額は、730,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）職員給与費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42,685千円

（他会計からの補助金）
第10条　下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、524,090千円である。

（たな卸資産購入限度額）
第11条　たな卸資産購入限度額は、9千円と定める。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

議案第44号資料

令和８年度北秋田市下水道事業会計予算の概要

下水道事業は、令和２年度に地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用事業となり、引き続き、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の４事業により運営してまいります。

令和８年度の業務予定量では、排水戸数7,775戸、年間総排水量1,875,000㎥、１日平均排水量5,136㎥、主要な建設改良事業は、鷹巣処理区北部面整備工事443,000千円、鷹巣処理区北部舗装復旧工事47,400千円を予定しております。

収益的収入及び支出予算では、下水道事業収益1,320,394千円で、内訳は、営業収益415,485千円、営業外収益904,909千円となっており、下水道事業費用1,404,570千円で、内訳は、営業費用1,310,417千円、営業外費用89,323千円、特別損失1,830千円、予備費3,000千円であります。予定損益計算では、当年度純損失は111,932千円で、当年度未処理欠損金553,750千円の見込みとなっております。

資本的収入及び支出予算では、資本的収入1,232,649千円で、内訳は、企業債483,500千円、出資金430,875千円、補助金294,264千円、負担金等24,010千円となっており、資本的支出1,494,642千円で、内訳は、建設改良費632,764千円、企業債償還金858,878千円、予備費3,000千円であります。

また、一時借入金の限度額を730,000千円と定めております。

以上が、令和８年度北秋田市下水道事業会計予算の概要であります。

令和８年度北秋田市下水道事業会計予算に関する説明書

（１）令和８年度北秋田市下水道事業会計当初予算実施計画

収益的収入

（単位：千円）

款	項	目	予　定　額	備　考
1　下水道事業収益			1,320,394	
	1　営業収益		415,485	
		1　使用料	409,243	
		2　他会計負担金	3,597	
		3　その他営業収益	2,645	
	2　営業外収益		904,909	
		1　補助金	5,500	
		2　他会計補助金	472,326	
		3　長期前受金戻入	389,934	
		4　雑収益	37,149	

収益的支出

（単位：千円）

款	項	目	予　定　額	備　考
1　下水道事業費用			1,404,570	
	1　営業費用		1,310,417	
		1　管渠費	106,771	
		2　ポンプ場費	1	
		3　処理場費	342,935	
		4　浄化槽費	22,071	
		5　総係費	78,575	
		6　減価償却費	758,461	
		7　資産減耗費	1,603	
	2　営業外費用		89,323	
		1　支払利息及び企業債取扱諸費	89,323	
	3　特別損失		1,830	
		1　過年度損益修正損	1,830	
	4　予備費		3,000	
		1　予備費	3,000	

資本的収入

（単位：千円）

款	項	目	予　定　額	備　考
1　資本的収入			1,232,649	
	1　企業債		483,500	
		1　建設改良債	280,300	
		2　資本費平準化債	203,200	
	2　出資金		430,875	
		1　出資金	430,875	
	3　補助金		294,264	
		1　国庫補助金	242,500	
		2　他会計補助金	51,764	
	4　負担金等		24,010	
		1　負担金及び分担金	24,010	

資本的支出

（単位：千円）

款	項	目	予　定　額	備　考
1　資本的支出			1,494,642	
	1　建設改良費		632,764	
		1　建設改良費	632,115	
		2　固定資産購入費	649	
	3　企業債償還金		858,878	
		1　企業債償還金	858,878	
	7　予備費		3,000	
		1　予備費	3,000	

(2)令和8年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 111,932,000
減価償却費	758,461,000
固定資産除却費	1,003,000
長期前受金戻入額	△ 389,934,000
支払利息及び企業債取扱諸費	89,323,000
未収金の増減額	19,140,200
控除対象外消費税	△ 25,099,000
小計	340,962,200
利息の支払額	△ 89,323,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	251,639,200
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 576,908,000
受益者負担金等による収入	24,010,000
他会計補助金等による収入	51,764,000
国庫補助金等による収入	242,500,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 258,634,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	483,500,000
企業債の償還による支出	△ 844,835,744
他会計等からの出資による収入	430,875,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	69,539,256
資金に係る換算差額	
資金増加額(又は減少額)	62,544,456
資金期首残高	166,876,626
資金期末残高	229,421,082

(3)給与費明細書

1.総　　括

（単位：千円、人）

区分		職員数 特別職	職員数 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計	備考
本年度	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 1 ） 5	2,231	19,165	14,496	35,892	6,793	42,685	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 1 ） 5	2,231	19,165	14,496	35,892	6,793	42,685	
前年度	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 1 ） 5	2,070	19,651	14,691	36,412	7,485	43,897	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 1 ） 5	2,070	19,651	14,691	36,412	7,485	43,897	
比較	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	161	△ 486	△ 195	△ 520	△ 692	△ 1,212	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	161	△ 486	△ 195	△ 520	△ 692	△ 1,212	

※　（ ）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳 区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
本年度	624	324	375	468	2,782	27	4,875	4,096	379	535	11	14,496
前年度	660	324	330	324	2,782	27	5,010	4,226	437	560	11	14,691
比較	△ 36	0	45	144	0	0	△ 135	△ 130	△ 58	△ 25	0	△ 195

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円、人）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
本年度	損益勘定支弁職員	（0） 0	（0） 5	0	19,165	13,789	32,954	6,396	39,350	
	資本勘定支弁職員	（0） 0	（0） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（0） 0	（0） 5	0	19,165	13,789	32,954	6,396	39,350	
前年度	損益勘定支弁職員	（0） 0	（0） 5	0	19,651	14,038	33,689	7,094	40,783	
	資本勘定支弁職員	（0） 0	（0） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（0） 0	（0） 5	0	19,651	14,038	33,689	7,094	40,783	
比較	損益勘定支弁職員	（0） 0	（0） 0	0	△ 486	△ 249	△ 735	△ 698	△ 1,433	
	資本勘定支弁職員	（0） 0	（0） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（0） 0	（0） 0	0	△ 486	△ 249	△ 735	△ 698	△ 1,433	

（単位：千円）

手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
	本年度	624	324	375	468	2,782	27	4,491	3,773	379	535	11	13,789
	前年度	660	324	330	324	2,782	27	4,654	3,929	437	560	11	14,038
	比較	△ 36	0	45	144	0	0	△ 163	△ 156	△ 58	△ 25	0	△ 249

イ　会計年度任用職員

（単位：千円、人）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
本年度	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 1 ） 0	2,231	0	707	2,938	397	3,335	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 1 ） 0	2,231	0	707	2,938	397	3,335	
前年度	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 1 ） 0	2,070	0	653	2,723	391	3,114	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 1 ） 0	2,070	0	653	2,723	391	3,114	
比較	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	161	0	54	215	6	221	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	161	0	54	215	6	221	

※　（ ）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
	本年度	0	0	0	0	0	0	384	323	0	0	0	707
	前年度	0	0	0	0	0	0	356	297	0	0	0	653
	比較	0	0	0	0	0	0	28	26	0	0	0	54

2. 給料及び手当の増減額明細

（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	△ 486	給与改定に伴う増減分	673		
		昇給に伴う増加分	350		
		その他の増減分	△ 1,509	会計異動その他 会計年度任用職員分	△ 1,509 0
手当	△ 195	制度改正に伴う増減分	726		
		その他の増減分	△ 921	会計異動その他 会計年度任用職員分	△ 975 54

3. 給与及び手当の状況

(1)職員１人当たり給与

区分		行政職	技能労務職
令和7年1月1日現在	平均給料月額　(円)	315,851	－
	平均給与月額　(円)	343,291	－
	平均年齢　(歳)	38歳2月	－
令和6年1月1日現在	平均給料月額　(円)	326,743	－
	平均給与月額　(円)	354,943	－
	平均年齢　(歳)	40歳8月	－

(2)初任給

(単位：円)

区分	行政職	技能労務職	一般会計の制度		備考
			行政職	技能労務職	
高校卒	201,892	206,629	201,892	206,629	
大学卒	233,844	－	233,844	－	

(4)期末手当・勤勉手当

(単位：円,％)

区分	支給期		支給率計	職務上の段階職務の級等による加算措置	備考
	６月	１２月			
本年度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
前年度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
一般会計の制度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

※　(　　) 内は、再任用短時間勤務職員の支給率

(5)その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容	備考
扶養手当	同	-	
住居手当	同	-	
通勤手当	同	-	

(級別の基準となる職務内容)

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
行政職	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	部長

(3)級別職員数

区分	行政職　(行一)			技能労務職　(行二)	
	級	職員数(人)	構成比(％)	職員数　(人)	構成比　(％)
令和8年1月1日現在	１級	(　　) 1	(　　) 20.0		
	２級	(　　) 2	(　　) 40.0		
	３級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	４級	(　　) 1	(　　) 20.0		
	５級	(　　) 1	(　　) 20.0		
	６級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	７級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	計	(　　) 5	(　　) 100.0		
令和7年1月1日現在	１級	(　　) 1	(　　) 20.0		
	２級	(　　) 1	(　　) 20.0		
	３級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	４級	(　　) 2	(　　) 40.0		
	５級	(　　) 1	(　　) 20.0		
	６級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	７級	(　　) 0	(　　) 0.0		
	計	(　　) 5	(　　) 100.0		

※　(　) 内は、再任用短時間勤務職員の人数

（4） 債務負担行為に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期　間	金　額	期　間	金　額	使用料収益等
施設維持管理委託	千円 217,889		千円	令和８年度	千円 217,889	千円 217,889
汚泥運搬委託	13,750			令和８年度	13,750	13,750
処理場警備委託	1,291			令和８年度	1,291	1,291
処理場電気保安委託	1,053			令和８年度	1,053	1,053
積算システム保守委託	988			令和８年度	988	988
推進工法用設計標準積算要領高耐荷力方式歩掛システム保守委託	260			令和８年度	260	260
CADシステム保守委託	93			令和８年度	93	93
公営企業会計システム保守委託	293			令和８年度	293	293
受益者負担金システム保守委託	291			令和８年度	291	291
地図管理システム保守委託	222			令和８年度	222	222
公用車賃貸借	308			令和８年度	308	308
大判プリンターリース	100			令和８年度	100	100
幅広複合機リース	337			令和８年度	337	337
雨水排水管敷設敷地賃貸借	99			令和８年度	99	99
水洗便所等改造資金利子補給補助金（令和８年度融資分）	383			令和９年度 ～令和13年度	383	383

（５）令和７年度北秋田市下水道事業会計予定損益計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位：円）

1 営業収益			
(1)使用料	382,062,000		
(2)他会計負担金	2,541,000		
(3)その他営業収益	4,894,000	389,497,000	
2 営業費用			
(1)管渠費	89,040,000		
(2)処理場費	270,691,000		
(3)浄化槽費	17,312,000		
(4)総係費	84,346,000		
(5)減価償却費	746,257,000		
(6)資産減耗費	1,374,000	1,209,020,000	
営業利益（又は営業損失）			△ 819,523,000
3 営業外収益			
(1)補助金	4,545,000		
(2)他会計補助金	423,121,000		
(3)長期前受金戻入	383,972,000		
(4)雑収益	0	811,638,000	
4 営業外費用			
(1)支払利息及び企業債取扱諸費	90,175,000		
(2)雑支出	699,000	90,874,000	720,764,000
経常利益（又は経常損失）			△ 98,759,000
5 特別利益			
(1)過年度損益修正益	0		
(2)その他特別利益	0	0	
6 特別損失			
(1)過年度損益修正損	1,649,000		
(2)その他特別損失	0	1,649,000	△ 1,649,000
当年度純利益（又は当年度純損失）			△ 100,408,000
前年度繰越利益剰余金			△ 341,409,277
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			△ 441,817,277

（６）令和８年度北秋田市下水道事業会計予定損益計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

1 営業収益			
(1)使用料	372,039,000		
(2)他会計負担金	3,597,000		
(3)その他営業収益	2,407,000	378,043,000	
2 営業費用			
(1)管渠費	97,944,000		
(2)処理場費	312,387,000		
(3)浄化槽費	20,182,000		
(4)総係費	74,124,000		
(5)減価償却費	758,461,000		
(6)資産減耗費	1,548,000	1,264,646,000	
営業利益（又は営業損失）			△ 886,603,000
3 営業外収益			
(1)補助金	5,500,000		
(2)他会計補助金	472,326,000		
(3)長期前受金戻入	389,934,000		
(4)雑収益	0	867,760,000	
4 営業外費用			
(1)支払利息及び企業債取扱諸費	89,323,000		
(2)雑支出	2,102,000	91,425,000	776,335,000
経常利益（又は経常損失）			△ 110,268,000
5 特別利益			
(1)過年度損益修正益	0		
(2)その他特別利益	0	0	
6 特別損失			
(1)過年度損益修正損	1,664,000		
(2)その他特別損失	0	1,664,000	△ 1,664,000
当年度純利益（又は当年度純損失）			△ 111,932,000
前年度繰越利益剰余金			△ 441,817,277
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			△ 553,749,277

（７）令和７年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		161,794,156		
ロ　建物	1,083,047,674			
建物減価償却累計額	△ 183,625,265	899,422,409		
ハ　構築物	22,190,368,825			
構築物減価償却累計額	△ 3,535,262,123	18,655,106,702		
ニ　機械及び装置	1,895,623,916			
機械及び装置減価償却累計額	△ 911,183,091	984,440,825		
ホ　車両運搬具	3,666,500			
車両運搬具減価償却累計額	△ 2,741,420	925,080		
ヘ　工具器具及び備品	5,023,100			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 2,775,636	2,247,464		
ト　建設仮勘定		1,525,990,275		
有形固定資産合計			22,229,926,911	
（２）投資有価証券				
イ　株式		1,030,000		
投資有価証券合計			1,030,000	
固定資産合計				22,230,956,911
Ⅱ．流動資産				
（１）現金預金				
イ　当座預金		166,826,626		
ロ　小口現金		50,000		
現金預金合計			166,876,626	
（２）未収金			62,548,246	
（３）貯蔵品			740,150	
（４）前払金			0	
流動資産合計				230,165,022
資産合計				22,461,121,933

負債の部

Ⅲ．固定負債			
（１）企業債		8,038,511,538	
固定負債合計			8,038,511,538
Ⅳ．流動負債			
（１）企業債		844,835,744	
（２）未払金		0	
（３）前受金		0	
（４）その他流動負債		0	
流動負債合計			844,835,744
Ⅴ．繰延収益			
（１）長期前受金		13,257,731,516	
（２）長期前受金収益化累計額		△ 2,434,884,321	
繰延収益合計			10,822,847,195
負債合計			19,706,194,477

資本の部

Ⅵ．資本金			
（１）自己資本金			
イ　固有資本金	1,105,514,547		
ロ　繰入資本金	2,010,215,500		
自己資本金合計		3,115,730,047	
資本金合計			3,115,730,047
Ⅶ．剰余金			
（１）資本剰余金		81,014,686	
（２）利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	△ 441,817,277		
利益剰余金合計		△ 441,817,277	
剰余金合計			△ 360,802,591
資本合計			2,754,927,456
負債資本合計			22,461,121,933

（８）令和８年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表

（令和９年３月31日）

（単位：円）

資産の部				
Ⅰ．固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		161,794,156		
ロ　建物	1,083,047,674			
建物減価償却累計額	△ 214,350,265	868,697,409		
ハ　構築物	22,190,368,825			
構築物減価償却累計額	△ 4,150,311,123	18,040,057,702		
ニ　機械及び装置	1,894,620,916			
機械及び装置減価償却累計額	△ 1,023,004,091	871,616,825		
ホ　車両運搬具	3,666,500			
車両運搬具減価償却累計額	△ 3,147,420	519,080		
ヘ　工具器具及び備品	5,023,100			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 3,235,636	1,787,464		
ト　建設仮勘定		2,102,898,275		
有形固定資産合計			22,047,370,911	
（２）投資有価証券				
イ　株式		1,030,000		
投資有価証券合計			1,030,000	
固定資産合計				22,048,400,911
Ⅱ．流動資産				
（１）現金預金				
イ　当座預金		229,371,082		
ロ　小口現金		50,000		
現金預金合計			229,421,082	
（２）未収金			43,408,046	
（３）貯蔵品			740,150	
（４）前払金			0	
流動資産合計				273,569,278
資産合計				22,321,970,189

負債の部			
Ⅲ．固定負債			
（１）企業債		7,696,818,404	
固定負債合計			7,696,818,404
Ⅳ．流動負債			
（１）企業債		825,193,134	
（２）未払金		0	
（３）前受金		0	
（４）その他流動負債		0	
流動負債合計			825,193,134
Ⅴ．繰延収益			
（１）長期前受金		13,550,906,516	
（２）長期前受金収益化累計額		△ 2,824,818,321	
繰延収益合計			10,726,088,195
負債合計			19,248,099,733

資本の部			
Ⅵ．資本金			
（１）自己資本金			
イ　固有資本金	1,105,514,547		
ロ　繰入資本金	2,441,090,500		
自己資本金合計		3,546,605,047	
資本金合計			3,546,605,047
Ⅶ．剰余金			
（１）資本剰余金		81,014,686	
（２）利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	△ 553,749,277		
利益剰余金合計		△ 553,749,277	
剰余金合計			△ 472,734,591
資本合計			3,073,870,456
負債資本合計			22,321,970,189

（９）下水道事業会計に関する書類の注記

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・量水器を除く資産　　定額法

・量水器　　取替法

・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　先入先出法による原価法

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

計上していない。

（２）賞与引当金

計上していない。

（３）法定福利費引当金

計上していない。

（４）特別修繕引当金

計上していない。

（５）修繕引当金

当年度は引当していない。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

１　表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

２　重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ．予定貸借対照表等に関する注記

１　企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は131,376千円である。

Ⅳ．セグメント情報の開示

１　報告セグメントの概要

北秋田市下水道事業会計では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の４事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事　業　の　内　容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定地域生活排水処理事業	特定地域生活排水処理事業における処理区域で汚水を処理する業務

２　報告セグメントごとの営業収益等

令和８年度（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）　（単位：千円）

区　　分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業	合　　計
営業収益	293,408	14,995	61,063	8,577	378,043
営業費用	860,597	91,962	283,191	28,896	1,264,646
営業損益	△ 567,189	△ 76,967	△ 222,128	△ 20,319	△ 886,603
経常損益	△ 34,019	△ 24,032	△ 48,513	△ 3,704	△ 110,268
その他の項目					
他会計繰入金	637,338	91,779	212,812	16,633	958,562
減価償却費	528,238	48,913	173,439	7,871	758,461
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	988	35	641	0	1,664
有形固定資産の増加額	553,877	7,103	15,338	0	576,318

令和８年度北秋田市下水道事業会計当初予算事項別明細書

令和 8 年度北秋田市下水道事業会計当初予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収　　入

1 款　下水道事業収益　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1 営業収益	415,485	428,159	△12,674				
1 使用料	409,243	419,279	△10,036				
				1 下水道使用料	332,640	下水道使用料	332,640
				2 農業集落排水施設使用料	67,168	農業集落排水施設使用料	67,168
				3 浄化槽使用料	9,435	浄化槽使用料	9,435
2 他会計負担金	3,597	3,499	98				
				1 他会計負担金	3,597	雨水処理負担金	3,597
3 その他営業収益	2,645	5,381	△2,736				
				1 督促手数料	1	督促手数料	1
				2 登録手数料	30	指定店登録手数料	30
				3 再生水売却収益	2,613	し尿処理施設分	2,613
				4 雑収益	1	行政財産目的外使用料	1
2 営業外収益	904,909	887,278	17,631				
1 補助金	5,500	5,000	500				
				1 国庫補助金	5,500	国庫補助金	5,500
2 他会計補助金	472,326	458,044	14,282				
				1 一般会計補助金	472,326	一般会計補助金	472,326

収益的収入及び支出
収　　入

1 款　下水道事業収益　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明	
				区　分	金　額		
3 長期前受金戻入	389,934	387,481	2,453				
				1 長期前受金戻入	389,934	長期前受金戻入	389,934
4 雑収益	37,149	36,753	396				
				1 消費税及び地方消費税還付金	37,149	消費税及び地方消費税還付金	37,149

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　下水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
1 営業費用	1,310,417	1,316,034	△5,617				
1 管渠費	106,771	107,774	△1,003				
				1 給料	4,712	一般職給	4,712
				2 手当	3,010	通勤手当	125
						時間外勤務手当	666
						休日勤務手当	8
						期末手当	1,139
						勤勉手当	973
						寒冷地手当	99
				3 退職手当負担金	500	退職手当負担金	500
				6 法定福利費	1,485	共済組合負担金	1,485
				10 備消耗品費	830	親子鉄蓋	830
				14 通信運搬費	3,344	マンホールポンプ電話料	2,271
						マンホールポンプ遠方監視情報配信通信料	1,073
				15 委託料	68,208	都市下水路清掃委託	3,498
						下水道管路調査委託	7,513
						下水道台帳作成委託	6,435
						維持管理委託	36,546
						都市下水路施設定期点検委託	7,359
						公共下水道台帳システム構築委託	6,600
						マンホールポンプPCB調査委託	257
				17 賃借料	174	雨水幹線用地借上料	99
						発電機・運搬車両借上料	75
				18 修繕費	6,080	管路施設修繕	3,000
						マンホールポンプ通報装置取替修繕	3,080
				21 動力費	18,320	マンホールポンプ動力費	18,320

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　下水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
				23 路面復旧費	108	路面補修材	108
2 ポンプ場費	1	1	0				
				37 雑費	1	雑費	1
3 処理場費	342,935	349,648	△6,713				
				1 給料	3,254	一般職給	3,254
				2 手当	2,395	通勤手当	88
						時間外勤務手当	991
						休日勤務手当	9
						期末手当	683
						勤勉手当	583
						寒冷地手当	41
				3 退職手当負担金	346	退職手当負担金	346
				6 法定福利費	994	共済組合負担金	994
				10 備消耗品費	4,246	消耗品	1,620
						器具類	2,626
				11 燃料費	241	処理場燃料費	241
				12 光熱水費	783	処理場水道料	783
				14 通信運搬費	986	処理場電話料	480
						処理場遠方監視情報配信通信料	506
				15 委託料	178,461	消防設備点検委託	496
						処理場維持管理委託	160,416
						汚泥運搬委託	13,750
						処理場警備委託	1,291
						電気設備保安管理委託	1,053
						廃酸処分委託	43

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　下水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明	
				区　分	金　額		
						維持管理組合委託	350
						処理場PCB調査委託	1,062
				16 手数料	30,732	汚泥処分手数料	13,493
						水質検査手数料	320
						汚泥引抜手数料	16,919
				18 修繕費	34,332	機器修繕費	34,332
				21 動力費	68,376	処理場動力費	68,376
				22 薬品費	17,789	薬剤	17,789
4 浄化槽費	22,071	18,910	3,161				
				15 委託料	20,577	浄化槽清掃維持管理委託	20,577
				16 手数料	1,294	浄化槽法第11条水質検査手数料	1,294
				18 修繕費	200	ろ床交換修繕	200
5 総係費	78,575	91,901	△13,326				
				1 給料	11,199	一般職給	11,199
				2 手当	9,091	扶養手当	624
						住居手当	324
						通勤手当	162
						時間外勤務手当	1,125
						管理職員特別勤務手当	11
						休日勤務手当	10
						管理職手当	468
						期末手当	2,669
						勤勉手当	2,217
						寒冷地手当	239
						児童手当	535
						期末手当（会計年度任用職員）	384
						勤勉手当（会計年度任用職員）	323

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　下水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節 区　分	節 金　額	説　　明	
				3　退職手当負担金	1,188	退職手当負担金	1,188
				5　報酬	2,231	会計年度任用職員報酬	2,231
				6　法定福利費	4,314	共済組合負担金 会計年度任用職員分	3,917 397
				7　報償費	1,077	受益者負担金一括納付報奨金	1,077
				8　旅費	192	普通旅費 会計年度任用職員分	141 51
				10 備消耗品費	1,390	消耗品 図書 公用車夏タイヤ	1,013 249 128
				11 燃料費	197	公用車燃料	197
				13 印刷製本費	50	封筒	50
				14 通信運搬費	117	郵送料 携帯電話通信料 公用車NHK受信料	17 93 7
				15 委託料	12,259	積算システム保守委託 推進工法積算歩掛システム保守委託 CADシステム保守委託 受益者負担金システム保守委託 会計システム保守委託 地図管理システム保守委託 生活排水処理整備構想策定委託 メーター更新委託	988 260 93 291 293 222 10,000 112
				16 手数料	100	払込取扱手数料 残高証明書手数料 当座預金払戻請求書 公金振込手数料	3 6 7 66

収益的収入及び支出
支　　出

1 款　下水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明	
				区　分	金　額		
						車検代行手数料	18
				17 賃借料	745	自動車借上料 コピー機賃借料	308 437
				18 修繕費	572	OA機器等修繕料 公用車車検整備代 検定満了更新メーター	15 368 189
				25 研修費	37	講習会負担金	37
				30 保険料	31	公用車自賠責保険料	31
				31 公課費	20	公用車自動車重量税	20
				32 負担金	33,148	水道事業会計負担金	33,148
				33 補助交付金	377	水洗便所等改造資金利子補給補助金	377
				35 会費負担金	240	日本下水道協会負担金 秋田県下水道協会負担金 地域環境資源センター負担金	81 139 20
6 減価償却費	758,461	746,426	12,035				
				1 有形固定資産減価償却費	758,461	建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具及び備品	30,725 615,048 111,821 407 460
7 資産減耗費	1,603	1,374	229				
				1 有形固定資産除却費	1,603	有形固定資産除却費 除去工事費	1,003 600
2 営業外費用	89,323	95,168	△5,845				

収益的収入及び支出
支　　出

1　款　　下水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1　支払利息及び企業債取扱諸費	89,323	95,168	△5,845				
				1　企業債利息	88,823	支払利息	88,823
				3　一時借入金利息	500	一時借入金利息	500
3　特別損失	1,830	1,813	17				
1　過年度損益修正損	1,830	1,813	17				
				1　過年度損益修正損	1,830	漏水軽減還付等 収納不納欠損	1,811 19
4　予備費	3,000	3,000	0				
1　予備費	3,000	3,000	0				
				1　予備費	3,000		3,000

資本的収入及び支出

収　　入

1 款　資本的収入　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1 企業債	483,500	545,500	△62,000				
1 建設改良債	280,300	271,200	9,100				
				1 建設改良債	280,300	下水道事業債 過疎対策事業債	140,200 140,100
2 資本費平準化債	203,200	274,300	△71,100				
				1 資本費平準化債	203,200	資本費平準化債拡大分	203,200
2 出資金	430,875	397,341	33,534				
1 出資金	430,875	397,341	33,534				
				1 他会計出資金	430,875	他会計出資金	430,875
3 補助金	294,264	290,387	3,877				
1 国庫補助金	242,500	237,000	5,500				
				1 国庫補助金	242,500	国庫補助金	242,500
2 他会計補助金	51,764	53,387	△1,623				
				1 他会計補助金	51,764	企業債元金償還金充当分	51,764
4 負担金等	24,010	13,285	10,725				
1 負担金及び分担金	24,010	13,285	10,725				
				1 受益者負担金	24,010	受益者負担金	24,010

資本的収入及び支出
支　　出

1 款　資本的支出　　（単位:千円）

項　　目	本年度予定額	前年度予定額	前年対比	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1 建設改良費	632,764	586,949	45,815				
1 建設改良費	632,115	586,349	45,766				
				17 委託料	60,000	積算資料作成委託(鷹巣処理区) 耐震補強設計委託(鷹巣浄化センター) 改築・更新設計委託(鷹巣浄化センター)	10,000 25,000 25,000
				20 工事請負費	553,765	工事請負費	553,765
				26 補償費	18,350	水道管移設補償費	18,350
2 固定資産購入費	649	600	49				
				5 備品購入費	649	料金システム端末更新	649
3 企業債償還金	858,878	897,667	△38,789				
1 企業債償還金	858,878	897,667	△38,789				
				1 建設企業債元金償還金	548,091	建設企業債元金償還金	548,091
				2 特別措置分償還金	10,320	特別措置分償還金	10,320
				3 資本費平準化債元金償還金	295,507	資本費平準化債元金償還金	295,507
				5 その他企業債償還金	4,960	その他企業債償還金	4,960
7 予備費	3,000	0	3,000				
1 予備費	3,000	0	3,000				
				1 予備費	3,000		3,000

議案第 45 号

秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第１項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約（平成 14 年指令市町村―563）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和８年２月13日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

令和８年３月 31 日をもって男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合が解散すること並びに同年４月１日から男鹿潟上南秋消防組合が設立されることに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、同組合の規約を変更する必要があるため、規約の変更等に関する関係地方公共団体の協議について、議会の議決を求めるものである。

別紙

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村－563）の一部を次のように変更する。

別表第１中

「

三種・八峰養護老人ホーム組合
男鹿地区消防一部事務組合
男鹿地区衛生処理一部事務組合
大仙美郷介護福祉組合
湖東地区行政一部事務組合

」

を

「

三種・八峰養護老人ホーム組合
男鹿地区衛生処理一部事務組合
大仙美郷介護福祉組合

」

に、

「

八郎湖周辺清掃事務組合
秋田県後期高齢者医療広域連合

」

を

「

八郎湖周辺清掃事務組合
男鹿潟上南秋消防組合
秋田県後期高齢者医療広域連合

」

に改める。

附　則

この規約は、知事の許可を受け、令和８年４月１日から施行する。

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変更後	変更前
別表第１（第２条関係）	別表第１（第２条関係）
秋田県市町村総合事務組合	秋田県市町村総合事務組合
鹿角広域行政組合	鹿角広域行政組合
湯沢雄勝広域市町村圏組合	湯沢雄勝広域市町村圏組合
本荘由利広域市町村圏組合	本荘由利広域市町村圏組合
能代山本広域市町村圏組合	能代山本広域市町村圏組合
大曲仙北広域市町村圏組合	大曲仙北広域市町村圏組合
三種・八峰養護老人ホーム組合	三種・八峰養護老人ホーム組合
男鹿地区衛生処理一部事務組合	男鹿地区消防一部事務組合
大仙美郷介護福祉組合	男鹿地区衛生処理一部事務組合
八郎潟町、井川町衛生処理施設組合	大仙美郷介護福祉組合
八郎湖周辺清掃事務組合	湖東地区行政一部事務組合
男鹿潟上南秋消防組合	八郎潟町、井川町衛生処理施設組合
秋田県後期高齢者医療広域連合	八郎湖周辺清掃事務組合
	秋田県後期高齢者医療広域連合

議案第 46 号

北秋田市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第８条第 10 項において準用する同条第１項の規定に基づき、北秋田市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

令和３年度から令和７年度までの北秋田市過疎地域持続的発展計画について、計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものである。

北秋田市過疎地域持続的発展計画の変更について

北秋田市過疎地域持続的発展計画（令和３年度～令和７年度）について、新たな事業の追加や変更等により、記載事項の修正が必要なため、次のとおり変更する。

①　第３産業の振興、（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）の（９）観光又はレクリエーションの事業内容中「大太鼓の館整備事業」を加え、事業主体に「北秋田市」を加える。

②　第５交通施設の整備、交通手段の確保の促進、（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）の（１）市町村道の橋りょうの事業内容中「橋梁補修事業（鷹巣橋）：N=1橋」を加え、事業主体に「北秋田市」を加える。

③　第６生活環境の整備、【生活環境の整備の方針】中「ごみ処理施設」を「廃棄物処理施設」に改める。

④　第６生活環境の整備、【方針】中、②「ごみ処理施設」を「廃棄物処理施設」に改める。

⑤　第６生活環境の整備、（１）現況と問題点中、②「ごみ処理施設」を「廃棄物処理施設」に改め、②廃棄物処理施設の整備等中「し尿処理施設では、場内で揚水した井戸水と隣接する鷹巣浄化センターの放流水を循環利用しているが、揚水井戸の老朽化に伴い、施設で使用するために必要な水量を確保することが難しくなっており、新規揚水井戸の設置検討を行う必要がある。」を加える。

⑥　第６生活環境の整備、（２）その対策中、②「ごみ処理施設」を「廃棄物処理施設」に改め、②廃棄物処理施設の整備等中「また、し尿処理施設においては、老朽化により、現在使用中の揚水井戸の能力低下が著しいことから、安定したし尿処理を行うために、敷地内に新規揚水井戸の整備を進める。」を加える。

⑦　第６生活環境の整備、（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）の事業名（施設名）中「（３）廃棄物処理施設」、「し尿処理施設」を加え、事業内容中「し尿処理施

設新規井戸設置事業」を加え、事業主体に「北秋田市」を加える。

⑧　第６生活環境の整備、（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）の（５）消防施設の事業内容中、消防水利整備事業「10 基」を「８基」に、消防団ポンプ車更新事業「３台」を「２台」に、消防団積載車更新事業「４台」を「３台」に、小型動力ポンプ更新事業「４台」を「１台」に改め、「広報車更新事業２台」を削り、事業主体中「北秋田市」を削る。

⑨　第９教育の振興、（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）の（３）集会施設、体育施設等の体育施設の事業内容中「鷹巣陸上競技場公認更新改修工事」を加え、事業主体に「北秋田市」を加える。

【議案第 46 号　資料】

<table>
<tr><th>変更箇所</th><th>変更後</th><th>変更前</th></tr>
<tr><td>第３産業の振興</td><td>（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr>
<tr><td>２産業の振興</td><td>（９）観光又はレクリエーション</td><td>森吉山荘施設整備事業
クウィンス森吉施設整備事業
道の駅たかのす整備事業
太平湖遊覧船更新事業（新船整備・旧船解体）
森吉山阿仁スキー場整備事業
打当温泉・マタギ資料館・農業者健康管理施設整備事業
大太鼓の館整備</td><td>北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市</td></tr>
</table></td><td>（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr>
<tr><td>２産業の振興</td><td>（９）観光又はレクリエーション</td><td>森吉山荘施設整備事業
クウィンス森吉施設整備事業
道の駅たかのす整備事業
太平湖遊覧船更新事業（新船整備・旧船解体）
森吉山阿仁スキー場整備事業
打当温泉・マタギ資料館・農業者健康管理施設整備事業</td><td>北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>変更箇所</td><td>変更後</td><td>変更前</td></tr>
<tr><td></td><td><table><tr><td></td><td></td><td>事業</td><td></td></tr></table></td><td><table><tr><td></td><td></td><td>＿＿</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>第５交通施設の整備、交通手段の確保の促進</td><td>（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）<table><tr><td>持続的発展施策区分</td><td>事業名（施設名）</td><td>事業内容</td><td>事業主体</td></tr><tr><td>４交通施設の整備、交通手段の確保</td><td>（１）市町村道橋りょう</td><td>橋梁補修事業（坊沢大橋）：N=1 橋
橋梁補修事業（平田橋）：N=1 橋
橋梁補修事業（石坂跨線橋）：N=1 橋
橋梁補修事業（三両橋）：N=1 橋
橋梁補修事業（新屋布橋）：</td><td>北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市</td></tr></table></td><td>（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）<table><tr><td>持続的発展施策区分</td><td>事業名（施設名）</td><td>事業内容</td><td>事業主体</td></tr><tr><td>４交通施設の整備、交通手段の確保</td><td>（１）市町村道橋りょう</td><td>橋梁補修事業（坊沢大橋）：N=1 橋
橋梁補修事業（平田橋）：N=1 橋
橋梁補修事業（石坂跨線橋）：N=1 橋
橋梁補修事業（三両橋）：N=1 橋
橋梁補修事業（新屋布橋）：</td><td>北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市</td></tr></table></td></tr>
</table>

変更箇所	変更後	変更前
	<table><tr><td></td><td></td><td>N=1 橋 橋梁補修事業（鉄道交差橋）：N=1 橋 橋梁補修事業（横渕橋）：N=1 橋 橋梁補修事業（桂瀬橋）：N=1 橋 橋梁補修事業（下岱橋）：N=1 橋 橋梁補修事業（鷹巣橋）：N＝１橋</td><td>北秋田市 北秋田市 北秋田市 北秋田市 北秋田市</td></tr></table>	<table><tr><td></td><td></td><td>N=1 橋 橋梁補修事業（鉄道交差橋）：N=1 橋 橋梁補修事業（横渕橋）：N=1 橋 橋梁補修事業（桂瀬橋）：N=1 橋 橋梁補修事業（下岱橋）：N=1 橋 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿</td><td>北秋田市 北秋田市 北秋田市 北秋田市 ＿＿＿＿</td></tr></table>
第６生活環境の整備	【生活環境の整備の方針】 （略） 廃棄物処理施設の整備等については、一般廃棄物処理施設の	【生活環境の整備の方針】 （略） ごみ処理施設　の整備等については、一般廃棄物処理施設の

変更箇所	変更後	変更前
	整備計画に基づき施策を展開するとともに、環境問題を視野に入れ循環型社会づくりを進める。 【方針】 ②廃棄物処理施設の整備等 （１）現況と問題点 ②廃棄物処理施設の整備等 新焼却施設が平成 30 年度から運用開始され、旧施設が停止状態となり、老朽化による倒壊の危険性があるため、早急に解体することが必要である。また、解体については、汚染物質の処理を含めた工事となるため、膨大な費用が想定される。 し尿処理施設では、場内で揚水した井戸水と隣接する鷹巣浄化センターの放流水を循環利用しているが、揚水井戸の老朽化に伴い、施設で使用するために必要な水量を確保することが難しくなっており、新規揚水井戸の設置検討を行う必要がある。 （２）その対策 ②廃棄物処理施設の整備等 旧焼却施設の解体については、その跡地も含めた利活用等の検討を行う。また、し尿処理施設においては、老朽化により、現在使用中の揚水井戸の能力低下が著しいことから、安定したし尿処理を行うために、敷地内に新規揚水井戸の整備	整備計画に基づき施策を展開するとともに、環境問題を視野に入れ循環型社会づくりを進める。 【方針】 ②ごみ処理施設　の整備等 （１）現況と問題点 ②ごみ処理施設　の整備等 新焼却施設が平成 30 年度から運用開始され、旧施設が停止状態となり、老朽化による倒壊の危険性があるため、早急に解体することが必要である。また、解体については、汚染物質の処理を含めた工事となるため、膨大な費用が想定される。 （２）その対策 ②ごみ処理施設　　の整備等 旧焼却施設の解体については、その跡地も含めた利活用等の検討を行う。

<table>
<tr><th>変更箇所</th><th>変更後</th><th>変更前</th></tr>
<tr><td></td><td>を進める。
（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）
<table><tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>５生活環境の整備</td><td>（３）廃棄物処理施設
し尿処理施設</td><td>し尿処理施設新規井戸設置事業</td><td>北秋田市</td></tr><tr><td></td><td>（５）消防施設</td><td>消防ポンプ車等更新事業　１台
消防水利整備事業　８基
救助工作車更新事業　１台
高規格救急車更新事業　２</td><td>北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市</td></tr></table></td><td>
（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）
<table><tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>５生活環境の整備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>（５）消防施設</td><td>消防ポンプ車等更新事業　１台
消防水利整備事業　10基
救助工作車更新事業　１台
高規格救急車更新事業　２</td><td>北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市</td></tr></table></td></tr>
</table>

変更箇所	変更後					変更前				
				台 消防団ポンプ車更新事業 2台	北秋田市				台 消防団ポンプ車更新事業 3台	北秋田市
				消防団積載車更新事業　3台	北秋田市				消防団積載車更新事業　4台	北秋田市
				小型動力ポンプ更新事業 1台	北秋田市				小型動力ポンプ更新事業 4台	北秋田市
				消防団器具置場建設事業 3施設	北秋田市				消防団器具置場建設事業 3施設	北秋田市
				――――――	――――				広報車更新事業　2台	北秋田市
				――――						
				資機材搬送車更新事業　1台	北秋田市				資機材搬送車更新事業　1台	北秋田市
				阿仁分署建設事業	北秋田市				阿仁分署建設事業	北秋田市
				消防無線指令	北秋田市				消防無線指令	北秋田市

<table>
<tr><th>変更箇所</th><th>変更後</th><th>変更前</th></tr>
<tr><td></td><td><table>
<tr><td></td><td></td><td>システム更新事業</td><td></td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><td></td><td></td><td>システム更新事業</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第９教育の振興</td><td>（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr>
<tr><td>８教育の振興</td><td>（３）集会施設、体育施設等体育施設</td><td>合川球場バックネット改修工事
薬師山スキー場ナイター照明設備更新工事
薬師山スキー場受電盤改修工事
中央公園テニスコート人工</td><td>北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市</td></tr>
</table></td><td>（３）計画、事業計画（令和３年度～令和７年度）<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr>
<tr><td>８教育の振興</td><td>（３）集会施設、体育施設等体育施設</td><td>合川球場バックネット改修工事
薬師山スキー場ナイター照明設備更新工事
薬師山スキー場受電盤改修工事
中央公園テニスコート人工</td><td>北秋田市
北秋田市
北秋田市
北秋田市</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

変更箇所	変更後					変更前				
				芝化工事 森吉球場外野ネット撤去工事	北秋田市				芝化工事 森吉球場外野ネット撤去工事	北秋田市
				合川球場ファウルポール改修工事	北秋田市				合川球場ファウルポール改修工事	北秋田市
				北健康増進センター照明設備LED化更新工事	北秋田市				北健康増進センター照明設備LED化更新工事	北秋田市
				屋内相撲場(旧合川東小)照明設備LED化更新工事	北秋田市				屋内相撲場(旧合川東小)照明設備LED化更新工事	北秋田市
				合川プール屋根改修工事	北秋田市				合川プール屋根改修工事	北秋田市
				合川体育館照明設備LED化更新工事	北秋田市				合川体育館照明設備LED化更新工事	北秋田市
				鷹巣体育館サ	北秋田市				鷹巣体育館サ	北秋田市

変更箇所	変更後				変更前			
			ブアリーナ照明設備LED化更新工事 鷹巣陸上競技場公認更新改修工事	北秋田市			ブアリーナ照明設備LED化更新工事	

議案第 47 号

北秋田市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第８条第１項の規定に基づき、北秋田市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

令和８年度から令和 12 年度までの北秋田市過疎地域持続的発展計画について、議会の議決を求めるものである。

北秋田市
過疎地域持続的発展計画
（案）

令和８年４月

秋田県北秋田市

目　次

第１　基本的な事項・・・

④　起業・創業の促進・・・

（４）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

第６　生活環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

（１）現況と問題点
① 水道、下水処理施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
１）水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
２）下水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
② 廃棄物処理施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
③ 消防・救急・防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
④ 快適な生活・居住環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（２）その対策
① 水道、下水処理施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
１）水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
２）下水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
② 廃棄物処理施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
③ 消防・救急・防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
④ 快適な生活・居住環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
（４）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

第７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・54

（１）現況と問題点
① こどもの健やかな成長と地域に応じた子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・ 54
② 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策・・・・・・・・・・・・・・ 54
（２）その対策
① こどもの健やかな成長と地域に応じた子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・ 55
② 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策・・・・・・・・・・・・・・ 55
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
（４）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

第８　医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

（１）現状と課題
① 医師確保対策その他の医療確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
（２）その対策
① 医師確保対策その他の医療確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
（４）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

第９　教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
（１）現況と問題点
① 小・中学校の教育施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
② 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
③ 農山漁村体験活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
（２）その対策
① 小・中学校の教育施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
② 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
③ 農山漁村体験活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
（４）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第 10　集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
（４）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

第 11　地域文化の振興等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
（４）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

第 12　再生可能エネルギーの利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
（４）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

第 13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
（１）現況と問題点
① 地域と行政との協働の推進の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
（２）その対策
① 地域と行政との協働の推進の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
（３）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

過疎地域持続的発展特別事業分一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76

第１　基本的な事項

１　北秋田市の概況

（１）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は平成 17 年 3 月 22 日に鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町が合併し誕生した。

秋田県の北部中央に位置し、面積は 1,152.76ｋ㎡と、秋田県全体の約 10％を占めている。県都秋田市から北東へ約 60ｋｍ、東は大館市・鹿角市、南は上小阿仁村に隣接しているほか、西は能代市に近接するなど県内主要都市に近く、本市の中心部であるＪＲ鷹ノ巣駅からの距離は、大館市が約 17ｋｍ、能代市・鹿角市が約 30ｋｍとなっている。

道路網や公共交通機関も縦横に整備され、東西には国道 7 号とＪＲ奥羽本線、さらに平成 28 年には日沿道ネットワークの一部として高速道路も開通し、南北には国道 105 号及び 285 号、そして、鷹巣と秋田新幹線の通る角館を結ぶ秋田内陸線、また、東京便が定期便として運航されている大館能代空港が主要な交通網を形成している。

本市には国・県・市の指定文化財が多数存在し、特に国指定史跡伊勢堂岱遺跡は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産で、令和３年７月にユネスコ世界文化遺産として登録されている。

市北部を横断する米代川中流部の鷹巣盆地を中心として、この盆地と米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に優れた農地を形成し、市街地や集落が点在している。

産業は、稲作を中心とした農業や、衣服・木材、電子部品などの製造業、医療・福祉が主で、産業別就業人口（令和２年国勢調査）では第三次産業が約 62％を占めている。

気候は、内陸性で年較差が激しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されている。また、県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心にクマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在し、優れた自然景観や山岳渓流に恵まれている。この豊かな自然環境は、今まで私たちにやすらぎと経済効果をもたらし、熊の狩猟で知られる「マタギ」をはじめ、国の重要無形文化財の「根子番楽」、約 750 年の歴史を持つ「綴子大太鼓」など、様々な伝統文化が地域に伝えられている。

（２）過疎の状況

①　過疎の状況

本市は、昭和 30 年代の高度経済成長期に人口のピークを迎えたが、阿仁鉱山の閉山や農林業の低迷に伴う農林業離れ、雇用の増大をもたらす企業が少ないことなどから若者の人口流出が進行した。

人口は、昭和 35 年から令和２年の 60 年間で 66,150 人から 30,198 人に減少しており、この間の減少率は 54.3％と過疎化の進行は著しい状況となっている。

②　これまでの対策

このような状況を打開するため、旧合川町・旧森吉町・旧阿仁町では昭和 55 年に制定された過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法及び平成 12 年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき地域の振興や活性化を図り、自立の促進に努めてきた。

また、平成 17 年には 4 町の合併により、旧鷹巣町が過疎地域に指定され、各分野にわたる過疎対策事業を行ってきた。

○　産業の振興では、農業基盤の整備を重点に、農地集積加速化基盤整備事業、農地中間管理機構関連ほ場整備事業及び中山間地域農業活性化基盤整備事業等を実施してきた。

○　林業においては森林整備の推進を図るため、高能率生産団地路網整備事業や林道改良事業を実施してきた。

○　商業においては中心市街地の周辺商業地それぞれに機能と充実と魅力の創出を図り、商業環境を整備するため、空き店舗の利活用事業や市街地賑わい再生支援事業等のソフト事業を実施してきた。

○　観光の促進では、観光基盤整備のため、森吉山阿仁スキー場整備事業、道の駅たかのす整備事業の実施のほか、宿泊施設パワーアップ事業のソフト事業を実施してきた。

○　交通通信体系の整備では、集落間、集落内の舗装・改良、主要市道の舗装・改良、農道・林道の整備、秋田内陸縦貫鉄道をはじめとする公共交通の維持確保対策、冬期交通確保のための除雪車購入等を行ってきた。

○　生活環境の整備では、統合簡易水道事業、公共下水道事業・農業集落排水事業等の実施により住民の生活環境の整備を図ってきたほか、救急体制の強化を図るために消防水利設備の整備や緊急車両の更新、消防無線指令システム更新事業を行ってきた。

○　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、保健センター整備事業のほか、食の自立支援事業、福祉の雪事業、幸せファミリーサポート整備事業等のソフト事業を実施してきた。

○　医療の確保については、医療機器等整備事業、北秋田市民病院常勤医師奨励金交付事業を行ってきた。

○　教育の振興では、中学校トイレ改修工事やエアコン設置工事、スクールバス購入事業のほか、厨房機器の更新等を行ってきた。また、住民の交流の場として公民館や集会施設、体育施設の整備を行ってきた。

○　集落の整備については、自治会館整備事業、防犯街灯設置補助金等のソフト事業を行ってきた。

○　地域文化の振興としては、旧長岐邸改修事業や浜辺の歌音楽館改修事業等を行ってきた。

③　現在の課題

全国的な少子高齢化による人口構造の変化や地域経済の低迷により、平成 27 年国勢調査時点では 33,224 人の人口が令和２年国勢調査時点では 30,198 人となるなど減少が続いている。また高齢化率は 48.5%と秋田県平均の 40.3%を大きく上回っており、過疎問題の根幹的課題である急激な人口減少・少子高齢化の進行は依然として続いている。

このことから、今まで以上に住民の多様なニーズに応えるきめ細やかな施策を展開し、住みよい環境を整備することにより、急激な人口減少を抑制する必要がある。

○　産業の活性化

本市の主たる産業である農林業は、国内外の競争激化、消費者ニーズの多様化などから低迷しており、人口減少、地域社会の衰退を進める要因となっている。工業においても、事業所数の減少が進むなど、地元雇用の確保にも影響が及んでいる。このため、農林水産業のほか、工業、商業、観光なども含めた産業の活性化を積極的に行う必要がある。

また、森吉山をはじめとする自然環境やマタギなどの伝統文化は、他地域に誇れるものであるが、地域資源として十分な活用がなされているとは言えないことから、これらを生かした産業の創出と育成が求められている。

○　一体性の醸成

本市は、豊かな自然に支えられ古くから結びつきが強く、旧町地域ごとに豊富な歴史的資源を生かし、文化施設を備えながら個性を発揮してきた。

今後も各地域の既存の資源や施設を最大限生かしながら、有機的な連携を図っていく必要がある。

○　自然環境の保全

地球規模での環境問題が深刻化し、自然環境の保全と自然との共生が求められる現代にあって、森林は我が国の貴重な財産といえる。本市の森林は国有林が多く、森吉山県立自然公園などの自然公園、保

安林、自然環境保全地域などは法規制により守られているが、こうした規制のない地域も少なくないことから、貴重な地域資源を次の世代に残せるよう、あらゆる施策を講じ、環境共生・資源循環型の地域づくりを実践していくことが重要である。

○　地域連携を可能とする社会基盤の形成

本市が地域の一体性を発揮するためには、様々なサービス提供や住民の相互交流を可能とする道路交通網の整備が不可欠である。

本市は南北約 70ｋｍ、東西約 40ｋｍ、総面積 1,152.76ｋ㎡と広大な面積があり、いかに市内の円滑な移動を確保するかが重要である。

道路交通網の整備は、商業や観光の振興、地域間交流にも密接に結びついていることから、より一層の整備が求められている。

○　質の高い生活環境の創造

本市には、各地域にそれぞれ一定水準の公共施設が整備されており、また、地域によって自然資源や歴史資源に特徴がある。

このため、各地域を画一的に整備するのではなく、各地域の特色を最大限に生かし、それぞれの持つ魅力を高める環境づくりが必要である。

また、住みよい環境を創造するために、地域医療と鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通機関の確保、幹線道路・生活道路の整備などの充実を図る必要がある。

さらに、上下水道などの基盤整備はもとより、日常生活にゆとりを与える快適な生活環境を創造していく必要がある。

○　高齢化社会への対応

総人口に占める 65 歳以上人口比は平成 27 年国勢調査で 40.5%、令和２年国勢調査で 44.7%となっており、30 年後の令和 32 年には 56.6%にまで達すると推計（国立社会保障・人口問題研究所「令和５年推計」）されている。

本市ではこれまでも高齢者福祉に力を入れてきたが、今後の急速な高齢化に対応するため、高齢者が住みなれた地域で元気にいきいきと暮せる環境づくりを推進し、計画的な人材の育成・確保や元気老人の育成などソフト面での充実を図るとともに、住宅や道路交通基盤等のバリアフリー化などハード面での整備を併せて推進していくことが求められている。

○　新時代を担う人づくり

本市が活力と魅力あふれる地域であるためには、創造性に優れ豊かな感性を持ち、郷土愛をもった人材を育んでいく必要がある。

そのため、一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を進めるとともに、家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを育てる環境や、ハード・ソフト両面での生涯学習環境の整備を進めていく必要がある。

④　今後の見通し

現在のままでは、今後も人口減少に伴う過疎化の進行が予想される。このため、第３次北秋田市総合計画において掲げている基本目標である「だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち」、「だれもが健やかな心身を育めるまち」、「だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち」、「だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち」、「だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち」を実践し、現在の課題を克服するための地域特色を生かした施策を積極的に講じることにより、自立した個性あふれる地域社会を構築して、急激な過疎化の進行を抑制する。

（３）社会経済的発展の方向

旧鷹巣町・旧合川町・旧森吉町・旧阿仁町ではそれぞれ「空港とやさしさで未来を創造するまち“たかのす”」、「自然・人・地域が育む豊かな心が響き合う町」、「豊かな心と自然の息づくまち“もりよし”の創造」、「人が輝き、地域が輝く躍動のまち阿仁」という基本理念、4 町合併後は、「大自然の環境を意識し、人々が仕事に励み、お互いが尊敬し支えあい、活力の息づいたまちづくり」という基本理念を掲げ地域振興策に取り組んできた。

この間、地方経済の疲弊、高度情報化社会の到来、国際的な環境意識の高揚、深刻な人口減少社会の到来、少子高齢化の加速、全国的な市町村合併の進展など、あらゆる領域で大転換期を迎えた。

本市は人口 30,000 人余りを擁し、緑の山々はさまざまな自然の恵みをもたらしている。市域を流れる米代川、阿仁川、小阿仁川等は優れた農地を育むとともに、流域連携による地域のネットワーク化にも有効な資源である。さらにそれぞれの地域で培われてきた個性豊かで優れた伝統文化や歴史的資産など多彩な文化を有している。これらの資源・資産を生かしながら、秋田県が策定している各種計画に配意し、それぞれの機能の連携・相互補完により、自然との調和と保全、自然条件の利活用、都市的機能・住環境の整備など市域全体の一体的発展と豊かな住民生活の創造を目指していく。

２　人口及び産業の推移と動向

（１）人口の推移と動向

本市の人口は、国勢調査によると昭和 35 年から令和２年の 60 年間で 66,150 人から 30,198 人へと減少し、この間の減少率は 54.3%となっている。これは、基幹産業の低迷等により若年者が市外へと流出する状況が長期間継続し、出産・育児を担う親世代の人口減とつながり、出生率が低下していることが主な要因と考えられる。

昭和 35 年から令和２年までの年齢別の人口の推移を見ると、65 歳以上人口は 2,879 人から 4.7 倍の 13,438 人と急増している。一方、0～14 歳の年少人口は 23,141 人から 2,437 人（減少率 89.5%）、15～29 歳までの若年人口は 16,088 人から 2,389 人（減少率 85.2%）と大幅に減少しており、少子高齢化の進行が顕著となっている。

人口減少は若年者の減少により今後も進行することが予想され、北秋田市人口ビジョン（市推計）においても、令和７年に 27,104 人（令和２年比－10.2%）、令和 17 年に 21,388 人（令和２年比－29.2%）になると推計されている。

（２）産業の推移と動向

人口減と比例して、就業者数も年々減少の一途をたどっており、昭和 35 年に 31,355 人であった就業人口が、令和２年には 14,124 人と 17,231 人減少しており、減少率は 55%となっている。

昭和 30 年代は、農林業が盛んで、全就業者数の半数以上を占め、ほ場整備、農林道をはじめとする各種生産基盤の整備や経営近代化施設整備が図られていた。

しかし、米の生産調整や米価下落、また、木材輸入の自由化などにより、農林業所得は伸び悩み、若者の就労意識の変化はより所得の高い第二次産業や第三次産業へと流れていった。この結果、現在では農家、林家の後継者不足が深刻化している。

第一次産業人口は年々減少し続けており、全就業者に占める割合は、昭和 35 年の 60.4%から令和２年には 10.6%と大きく減少している。

このような状況下、近年では地球環境問題の顕在化や食の安全性への関心の高まりとともに、環境保全型農業や有機農業など、自然の力を最大限に活用した安全性の高い食料生産が注目を集めている。また、生産基盤の整備、生産団地の育成、流通体制の構築、加工対策、ブランド化による高付加価値化などにより農家

の経営改善を図っていく必要がある。

第二次産業では、大野台工業団地など多様な産業の集積を図ってきたことから、就業者が増加してきたが、近年の経済不況や就業者ニーズの多様化などから平成７年には減少に転じている。市民の就業確保、活気あふれるまちづくりを進めるためにも、企業の誘致や事業主への支援などを行う必要がある。

第三次産業の就業者数は増加を続け、平成 12 年には全就業者数に占める割合が半数を超えている。利便性の高い活力あるまちづくりを進めるためにも、一定規模の商業集積を図り、今後ともまちづくりと一体となった既存商店街・商業施設への支援を行う必要がある。

表１－１（１）　人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 50 年	平成２年		平成 17 年		平成 27 年		令和２年	
	実数（人）	実数（人）	増減率（%）	実数（人）	増減率（%）	実数（人）	増減率（%）	実数（人）	増減率（%）
総数	52,502	46,660	△16.1	40,049	△14.2	33,224	△17.0	30,198	△9.1
０歳～14 歳	11,520	7,551	△46.4	4,459	△40.9	2,932	△34.2	2,437	△16.9
15 歳～64 歳	35,606	30,239	△18.4	22,421	△25.9	16,723	△25.4	14,260	△14.7
うち 15 歳～29 歳(a)	10,499	6,210	△48.5	4,373	△29.6	2,897	△33.8	2,389	△17.5
65 歳以上(b)	5,376	8,870	99.4	13,160	48.4	13,457	2.3	13,438	0.3
(a)/総数 若年者比率	20.0	13.3	－	10.9	－	8.7	－	7.9	－
(b)/総数 高齢者比率	10.2	19.0	－	32.9	－	40.5	－	44.7	－

表１－１（２）　人口の見通し　　（単位：人）

		2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年	2070 年
社人研準拠推計	総数	27,066	24,025	21,199	18,595	16,172	13,936	11,913	10,121	8,555	7,170
	０～14 歳	1,927	1,532	1,257	1,086	920	757	605	480	386	320
	15～64 歳	12,320	10,540	9,122	7,694	6,326	5,291	4,455	3,701	3,003	2,470
	65 歳以上	12,819	11,954	10,820	9,815	8,925	7,888	6,854	5,940	5,166	4,380
市推計	総数	27,104	24,129	21,388	18,879	16,535	14,370	12,411	10,669	9,151	7,810
	０～14 歳	1,965	1,635	1,446	1,339	1,214	1,075	928	797	693	614
	15～64 歳	12,320	10,540	9,122	7,725	6,396	5,407	4,629	3,932	3,292	2,816
	65 歳以上	12,819	11,954	10,820	9,815	8,925	7,888	6,854	5,940	5,166	4,380

３　行財政の状況

（１）行財政の状況

住民サービスの充実は財政と相関関係にあり、サービスの充実を図れば図るほど多額の財政投資を必要とすることになり、長期的展望に立って財政構造を改善し、弾力的・効率的な財政運営を行う必要がある。このため、本市では、平成 21 年度に策定した「北秋田市行財政改革大綱」、平成 25 年度策定の「第２次北秋田市行財政改革大綱」及び平成 31 年度策定の「第３次北秋田市行財政改革大綱」に基づき、行政コストの徹底的な縮減と収入の確保、職員の行財政改革への意識改革、市民と市との共働によるまちづくりの取り組みを順次進めているほか、平成 25 年度からは事務事業等の有効性や効率性、問題点を洗い出し、今後の方向性や改革改善案について評価・検証を行う「行政評価」の取り組みを導入している。

本市の平成 22、27、令和２年度の財政状況は、表 1－2（1）のとおりであるが、歳入総額に占める地方交付税などの依存財源の割合が高く、国の財政事情に大きく左右される状況にある。このような中、地方交付税は 4 町合併に伴う合併算定替が終了し、更に厳しい財政運営に迫られることが予測される。

一方で少子高齢化の進展により人口は加速度的に減少し、社会保障関連費を中心に財政負担が増加することは避けられないことから、今後も、補助金や過疎債などの有利な起債等を活用しながら地域活力の向上及び財政構造の改善を図るとともに、自立した地域社会を構築するため、住民と行政の協働による、より効果的かつ効率的な行政運営を目指す必要がある。

表１－２（１）　市町村財政の状況

（単位：千円）

区　　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和２年度
歳入総額 A	23,881,778	25,155,117	29,395,044
一般財源	15,315,775	15,226,944	14,278,219
国庫支出金	3,089,598	2,664,719	6,950,370
都道府県支出金	1,269,826	1,682,714	1,279,066
地方債	1,785,900	2,951,500	2,433,200
うち過疎対策事業債	321,200	469,100	1,042,400
その他	2,420,679	2,629,240	4,454,189
歳出総額 B	23,493,179	24,491,361	28,620,262
義務的経費	9,695,308	9,155,268	10,104,186
投資的経費	3,098,796	4,709,626	4,378,527
うち普通建設事業費	2,922,252	4,640,765	4,354,199
その他	10,699,075	10,626,467	14,137,549
過疎対策事業費	1,223,611	2,234,121	1,020,600
歳入歳出差引額 C（A-B）	388,599	663,756	774,782
翌年度への繰越すべき財源 D	76,240	134,221	61,302
実質収支　C－D	312,359	529,535	713,480
財政力指数	0.27	0.26	0.26

公債費負担比率	15.9	13.1	14.2
実質公債費比率	14.7	9.3	10.0
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	80.1	79.6	95.4
将来負担比率	117.9	60.8	71.5
地方債現在高	24,332,669	24,844,337	26,206,807

（２）施設整備の状況

これまで、住民福祉と生活環境の向上のために公共施設の整備が進められてきた結果、主要公共施設の整備水準は上昇又は維持している状況である。

市道の改良･舗装や地域情報システムなど交通通信体系や教育環境、上下水道施設などの生活環境、また、農村環境改善施設などの産業振興のほか多方面にわたった整備がなされてきた。

しかし、市域が広範にわたることからも十分な整備がなされているとは言えず、今後とも既存施設の有効活用も視野に入れた計画的な整備を進めていく必要がある。

表１－２（２）

区　　分	平成２年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和６年度末
市町村道　　改良率（%）	45.0	68.4	75.2	78.2	78.3%
舗装率（%）	52.0	61.8	68.2	71.6	71.7%
農道延長（m）	582,147	473,059	31,286	30,822	30,313
耕地１ｈａ当たりの農道延長(m)	67.6	55.1	4.2	5.0	5.0
林道延長（m）	742,721	822,866	248,276	266,725	266,725
林野１ｈａ当たりの林道延長(m)	15.5	20.2	7.7	6.7	15.2
水道普及率（%）	91.5	91.6	91.7	93.9	94.3%
水洗化率（%）	1.0	7.2	55.8	79.7	81.5%
人口千人当たりの病院、診療所の病床数（床）	17.0	18.6	15.5	15.0	17.0

※平成２度末から平成12年度末までの数値のうち農道延長及び林道延長に係る数値については、土地改良区分や専用道（規格相当分）等の管理の取扱いが合併前の旧町で異なっていたため平成22年度以降の数値と差異がある。

４　地域の持続的発展の基本方針

これまで続いてきた人口減少による過疎化は、若い労働力を減少させ、少子高齢化の流れと相まって地域社会・地域経済・生活環境などに深刻な変化をもたらした。

このため、過疎地域対策関連法に基づき、地域の振興、活性化を図るための様々な対策を講じてきた結果、住民福祉・生活環境や、市道の整備等の主要公共施設の整備水準は上昇してきたが、依然として過疎化は収まらず、今後も進行することが予想される。

一方、過疎地域は、全国的な視野に立つと食料や水の供給、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等はもとより、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、国民全体の安心・安全な生活を支える重要な公益的機能を有している。

このことから、本市では、豊かな地域資源や地域の特色を生かした様々な施策を積極的に講じて、自立した個性あふれる地域社会を構築するため、第３次北秋田市総合計画に基づき下記の点を基本目標に掲げ、各種持続的発展施策を展開するとともに、交通通信体系の整備や生活環境の整備、医療の確保等に過疎地域持続的発展特別事業を積極的に活用し、自立した地域社会を目指すものである。

また、第３次北秋田市総合計画では、少子・高齢化社会に向けた総合的な取り組みや行財政改革及び DX（デジタル・トランスフォーメーション）による効率的・効果的な行政運営、市民の多様な Well-being（ウェルビーイング）の実現を踏まえながら、「年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生」、「豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出」、「都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出」の３つを重点目標とし、まちづくりの方向性を示しており、総合計画と本計画との整合性を図ることで、多様なウェルビーイングの実現、持続可能なまちづくりを一体的に推進する。

なお、計画の実効性をより高めるため、事業の進捗状況を毎年把握し、必要に応じて計画内容を見直すこととする。

将来像	森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち　北秋田 ～だれもが関わり、未来を築く～

重点目標	①年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生	②豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出	③都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出

基本目標	1　だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち 2　だれもが健やかな心身を育めるまち 3　だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち 4　だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち 5　だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち

＜＜　基本目標　＞＞

（産業）

1　だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち

北秋田市では、人口減少や少子高齢化に伴い、地域の担い手不足や後継者の不在など、産業全体にわたる課題が顕在化しています。その一方で、豊かな自然や特産品、地域資源を生かした農林業、観光業、ものづくりなどには大きな可能性があります。そのような背景のもと、特に観光分野では、「森吉山」の豊かな自然環境を活かしたアウトドアアクティビティの充実や大館能代空港に近い「伊勢堂岱遺跡」の立地を活かし

た観光モデルルートを造成し、地域の魅力を高めながら地域経済の活性化を図ります。また、地域内の移動手段である「秋田内陸縦貫鉄道」（秋田内陸線）は、観光地や観光施設へのアクセス向上において重要な役割を担っており、その利活用を図ります。また、産業全般にわたって、今後はICTの利活用による業務効率化や生産性の向上、外国人人材も視野に入れた多様な人材の受け入れ促進を図りながら、地域の特性を生かした産業の再構築を進めていきます。市内外の多様な人材が地域に関わり、やりがいや誇りを持って働ける環境づくりを推進することで、次世代へとつながる持続可能な産業構造を育てていきます。

（保健・医療・福祉）

２　だれもが健やかな心身を育めるまち

北秋田市は全国的にも高齢化率が高く、日常の健康管理や介護、医療体制の充実が極めて重要です。地域医療を支える人材の確保や、在宅医療・介護の体制強化、健康づくりの推進などを通じて、市民一人ひとりが住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らせるよう、切れ目のない支援体制を整えていきます。また、将来を担う若い世代が安心して暮らせるよう、子ども・子育て・若者支援の充実にも力を入れ、ライフステージに応じた包括的な福祉の実現を目指します。あわせて、障がい者への支援やバリアフリー環境の整備にも取り組みます。だれもが心も体も健やかに暮らし続けられる、持続可能な地域社会の形成を目指します。

（教育・文化・スポーツ）

３　だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち

地域の未来を担う子どもたちが、自らのふるさとに愛着と誇りを持ち、豊かな心を育んでいけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、地域ぐるみの教育環境を整えます。また、伝統文化や歴史、芸能の継承と発信を通じて、市民全体がふるさとの魅力を再認識し、地域に誇りを持てる文化的土壌を育てていきます。さらに、若者を中心とした多様な世代がスポーツを通じて地域と関われるよう、アーバンスポーツ等の啓発及び環境整備にも取り組みます。あわせて、だれもが安心して利用できるよう施設の改修・整備を進め、スポーツを通じた交流と健康づくりの基盤を強化します。こうした取り組みにより、若者が一度ふるさとを離れた後も再び戻り、地域の一員として活躍できる契機を創出するとともに、教育と文化が地域に根差し、世代を超えて受け継がれるまちを目指します。

（生活環境基盤）

４　だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち

山間地域が多く、降雪量も多い北秋田市においては、日常生活の利便性や防災・減災の観点から、交通インフラや住環境の整備が重要です。また、高齢者や子育て世代など、多様な市民が暮らしやすさを実感できるよう、生活に身近な公共サービスの維持・向上や、バリアフリー化の推進にも力を入れていきます。あわせて、ごみの減量やリサイクル活動の推進にも取り組み、持続可能な暮らしを支える環境づくりを進めます。さらに、近年、市街地周辺でツキノワグマ等の出没が増加しており、関係機関と連携し、市民が安心して暮らしていけるよう、人と野生鳥獣との棲み分けや被害防止に向けた適切な対策の推進に努めます。そして、だれもが安心して住み続けられる地域を実現できるよう、安全で快適な暮らしを支える基盤づくりを進めます。

（市民活動・市政運営）

５　だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち

人口減少が進むなか、地域を支える力として、市民一人ひとりの主体的な参加と、行政との協働がますます重要になっています。市民の多様な声を生かしながら、地域課題の解決に向けた対話と協働を促進し、信

頼に基づく開かれた市政運営を推進します。あわせて、限られた財源を有効に活用しながら、財政運営の健全化と行政運営の効率化等にも取り組みます。また、地方移住や二地域居住の需要にも対応できるよう、受け入れ体制や支援策の充実を図ります。そして、多様性を尊重し合う地域社会の実現に向けて、市民活動や地域づくりの担い手を支援し、世代や立場を超えた市民相互の交流や男女共同参画の推進を通じて、持続可能で力強い地域コミュニティの形成を図ります。

５　地域の持続的発展のための基本目標

（１）人口に関する目標

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
移住相談者数	人	133 人	133 人

（２）財政力に関する目標

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
実質公債費比率	%	8.3	11.1
将来負担比率	%	42.1	85.0
債権等（市税・負担金・使用料等）収納率	%	98.9	99.0

（３）地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
地域が住みやすいという市民の割合	%	65.2	71.4

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

備考　（２）財政力に関する目標の現状値については、令和６年度決算に基づく令和元年度算定値を用いている。

６　計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５カ年間とする。

７　計画の達成状況の評価に関する事項

過疎地域持続的発展の実効性をより高めるため、毎年度、３月末時点で内部評価を実施、毎年度７月頃に外部有識者等で組織する北秋田市総合戦略検証会議での外部評価を行って必要な計画の見直し等を行う。検証後は速やかに市ホームページ等により公表する。

８　公共施設等総合管理計画との整合

今後の限られた財源の中で公共施設等の計画的な整備や改修・更新を行っていくために「公共建築物の総量適正化」「長寿命化の推進」「遊休施設の有効活用」「効率的な施設運営」の４つの基本的な方針を定める、北秋田市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、本計画に記載する全ての施設等の整備は公共施設等総合管理計画に適合するものである。

第２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

【移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針】

定住人口の減少に歯止めをかけるため、市の魅力を様々なメディアを活用しＰＲ、情報提供するとともに、農林業や観光を入口とした移住・定住につながる取り組みを実施する。

【方針】

①　移住及び定住の促進

本市の住みやすさや魅力について、情報提供を行うことで認知度の向上につなげるとともに、首都圏等からの移住を促進し、移住希望者に寄り添う相談支援のほか、移住者間のネットワークづくりを進め、地域に溶け込み、定住につながるよう支援する。

また、就職や進学で転出する若者のＵターン及び新規学卒者が定着するよう支援する。

②　地域間交流の促進

友好交流都市協定を結ぶ国立市と相互交流を図り、両市の更なる親善と振興を図る。

③　テレワーク・ワーケーションを活用した関係人口の創出

大館能代空港がある優位性を最大限に活かし、当市の山積する地域課題の解決に取り組む企業や、BCP、チームビルディング形成、越境型企業研修など首都圏企業等を招聘することで、人の流れを作り出し、地域内経済の活性化を図る。

④　人材育成

少子高齢化や人口減少による労働人口の減少により、人手不足が顕著となっているため、従来の雇用促進交付金事業に加え、外国人材を活用した事業継続と多文化共生を促進する。

また、資格取得支援助成金を時代に合うよう見直しながら実施して、企業の雇用維持や求職者のスキルアップを支援していく。

（１）現況と問題点

①　移住及び定住の促進

本市の移住者は、微増傾向となっており、令和６年度は 46 世帯 75 人が移住され約８割が東北や関東からの移住者となっており、移住フェアへの参加や移住体験の助成制度など本市のＰＲに努めている。

また、若年層が首都圏等へ流出する人口減少が続いており、地域活性化や担い手確保のためにも移住希望者や若年層の定住施策を実施していく必要がある。

②　地域間交流の促進

現在、国立市との交流を行っている「北×国プロジェクト実行委員会」の活動を支援しながら、国立市の学生や事業者との交流を軸に地域活性化の推進や民間レベルでの経済交流促進等が求められる。

③　テレワーク・ワーケーションを活用した関係人口の創出

これまで“新たな人の流れをつくる”取り組みを推進しテレワーク対応の施設が市内に普及してきているほか、親子型ワーケーションである保育園留学でリピートする家族があるなど浸透してきている。

首都圏等の企業が地方創生、社会貢献活動としてワーケーションを実施したいという流れがあるなかで、地域ならではの体験型コンテンツの不足や情報の一元化が課題となっている。

④　人材育成

少子高齢化及び人口減少の進行により、新卒の就職者の減少が続き、企業の雇用確保はより困難な状況となっていて、その傾向は今後もより拍車がかかることが推測される。当市においては、北秋田市雇用促進交付金として新たに正規雇用者を雇い入れた事業所への支援を行ってきたが、人口の減少傾向が長期化しているため、業種によっては人材確保が困難になってきている。

（２）その対策

①　移住及び定住の促進

移住ポータルサイトを活用し「北秋田くらし」の魅力や移住施策について、効果的な媒体を検討し周知を図る。

また、移住支援施策の周知や地域おこし協力隊や先輩移住者と交流し不安解消に努めることや、若年層の定住施策や結婚支援施策を整備し、若年層の定住に努めている。

②　地域間交流の促進

国立市民との交流により、特産品等の物販を通じた経済交流、学生との交流による新たなビジネス構築など地域活性化に努める。

③　テレワーク・ワーケーションを活用した関係人口の創出

今後ますます、少子化や若者流出により域内の賑わいや、物流事業等を始めとした市民サービスの維持が困難となることが予測されるため、引き続き、ソーシャルビジネスを強みとする企業との繋がりを持ちながら、様々なピッチイベントに参加し地域課題解決×ワーケーションという組み合わせで北秋田市招聘に向けた事業提案をしていく必要がある。

また、魅力ある体験型コンテンツ造成に向け各協会団体と情報の共有を図りながら取り組んでいく。

④　人材育成

雇用促進交付金事業等による雇用の確保支援に加え、外国人材の受け入れにかかる初期費用や外国人材を受け入れるために行う住環境整備にかかる費用の一部を助成し、外国人材の利活用を促進することで深刻な人材不足の解消を図る。

また、資格取得支援助成金を実施して求職者の就職につなげるとともに、市内企業・事業所が必要な資格取得を支援して雇用の安定を図る。

【移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
移住相談者数	人	133	133
テレワーク・ワーケーション実践者件数	件	10	10
空き家バンク新規登録件数【累計】	件	52	82
友好交流都市との交流事業数	事業	13	23
フレッシャーズ応援事業利用者数･外国人材受入支援補助金	人	10	30
資格取得支援助成金件数	件	65	65

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 13 年度）

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
１移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進ＰＲ事業 ①具体の事業内容 市ＨＰや各種ＳＮＳ等を活用し、本市の魅力や移住支援制度の情報発信を行うほか、移住フェア出展やオンライン移住相談を行う。 ②事業の必要性 少子高齢化・人口減少が進む中、地域の活力や担い手確保のため移住・定住の促進が必要となる。 ③事業効果 情報発信を通して、移住希望者に本市の認知度や移住への後押しとし、地域の活性化につなげる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		移住者住まい応援事業 ①具体の事業内容 移住者の引越費用や除雪用品の購入及び運転免許取得費用を助成する。 ②事業の必要性 移住初期の経済的負担軽減を図る。 ③事業効果 移住者の負担軽減を図り、北秋田市で快適に過ごしてもらい、定住につなげる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		移住者住宅支援事業 ①具体の事業内容 移住者が市内に住宅を建築または購入する場合、経費の一部を助成する。	北秋田市	

		②事業の必要性 　移住・定住支援施策の中で県内移住者も対象となり、移住初期の経済的負担が図られる。 ③事業効果 　自分の家を持つことで本市への愛着が生まれ定住促進が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		出会い創出事業 ①具体の事業内容 　市内在住の独身男女に出会いの場を提供するイベントを開催する。 ②事業の必要性 　出会いの場を提供することで結婚率の向上を図る。 ③事業効果 　婚姻を契機に移住や定住につながり、人口増加が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		結婚生活応援事業 ①具体の事業内容 　市内で結婚生活をスタートする若者夫婦に対し、お祝い金を支給する。 ②事業の必要性 　結婚初期の経済的負担の軽減を図る。 ③事業効果 　結婚生活を応援することで、本市での定住促進につながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
	地域間交流	地域間交流・関係人口の創出 ①具体の事業内容 　移住者支援団体と連携し、本市での生活相談や情報交換を行い、定住につなげる。 ②事業の必要性	北秋田市	

		継続的に本市と繋がりをもつ人たちと交流し、外から見た本市の地域課題の改善案などの提案が期待できる。 ③事業効果 地域外の人材と交流することで、相互に刺激を与え地域活力の維持・発展が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		テレワーク・ワーケーションを活用した関係人口の創出 ①具体の事業内容 大館能代空港がある優位性を最大限に活かしたアプローチにより、当市の山積する地域課題の解決に取り組む企業や、BCP、チームビルディング形成、越境型企業研修など首都圏企業等の招聘を図り、人の流れを作り出し、地域内経済の活性化を図る。 ②事業の必要性 少子化や若者流出により域内の賑わいや、物流事業等を始めとした市民サービスの維持が困難となることが予測されるため、ソーシャルビジネスを強みとする企業と地域課題の解決に向けた取り組みを実施する。また、親子型ワーケーションの保育園留学を通じて長期的な関係人口づくりを進めていく必要がある。 ③事業効果 シティプロモーション事業による当市の事業環境を体験するツアー等の実施によりソーシャルビジネス型のスタートアップや企業等のサテライトオフィス誘致など雇用の拡大や地域経済の活性化が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
	人材育成	資格取得支援事業 ①具体の事業内容 市内企業の雇用維持や求職者の能力向上のための資格取得に掛かる費用の一部	北秋田市	

		を補助する。 ②事業の必要性 　社会情勢が変化する中、市内企業が雇用を維持した事業継続を図れるよう、必要な資格取得を促進する必要がある。 ③事業効果 　資格取得支援助成金を実施して求職者の就職につなげるとともに、市内企業・事業所が必要な資格取得を支援して雇用の安定が図れる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		外国人材受入促進事業 ①具体の事業内容 　外国人材の受入に掛かる初期費用の一部を補助する。また、外国人材の宿舎として住宅等の取得・改修した費用の一部を補助する。 ②事業の必要性 　労働人口の減少により、特に建設業や製造業、介護・物流分野などでは慢性的な人手不足に直面しており、外国人材の需要が高まっている。 ③事業効果 　外国人材の受入を促進することで、企業の人手不足が解消し、事業継続が図れる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		雇用促進交付金事業 ①具体の事業内容 　市内事業所が、市内に住所を有する者を新たに雇用したとき、一人当たりの定額を事業主に交付する。 ②事業の必要性 　少子高齢化及び人口減少の進行により、市内企業の雇用の確保はより困難な状況となっており、雇用確保を支援する取り組みが必要である。 ③事業効果	北秋田市	

		新規常時雇用者を雇い入れた事業主に対し、奨励措置を講ずることにより、民間企業の活性化と多様な雇用の場拡大による市民の定住率維持・向上を見込める。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る施設の整備にあたっては、北秋田市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、整合性を図り適切に実施する。

第３　産業の振興

【産業振興の方針】

人口減少により過疎化が進行している本市において、産業の振興は重要な役割を占めている。このことから、産業振興について、本市の現状を踏まえつつ、地域特性を生かした施策を県、他市町村と連携し、また市民・関係団体等と協働で展開することにより、雇用の創出、安定した所得の確保に結びつけ、ひいては人口減少の抑制にもつなげるものとする

【方針】

①　農林水産業の振興

１）農業の振興

農地の集約化と法人化により生産基盤を整備するほか、大規模圃場整備や機械化による経営基盤の強化を進め、営農効率の向上を図る。また、圃場の大規模化や機械化の困難な中山間地域等における比較的規模の小さい農家においても、その営農が継続され、農業・農村の有する多面的機能を発揮できるよう環境の保全を図る。さらに、農業経営の安定化のため、園芸品目を取り入れた効率的な複合経営への転換に取り組む。

また、農道については、農地が効果的に活用、保全されるため、適切な維持管理や整備に努める。

２）林業の振興

安定した林業経営の確立を図るため、林道・作業道などの整備と高性能林業機械を活用した低コスト作業システムの導入により生産性を向上させる。

また、間伐材の有効活用も含めて、地場産材の生産・利用拡大に向けて取り組み、企業や産業団体を支援しながら、就労の場の拡大と所得の向上を図る。

さらに、森林の持つ地球温暖化防止への貢献をはじめ、水源かん養や、生態系の維持等の公益的機能を再認識しながら、資源としての利用を考慮しつつ、多様な森林整備を推進する。

また、林道については生産性の向上と効率的な施業の実現を図るため、計画的な路網整備を実施する。また、橋梁等の損傷・劣化等について把握し、過疎地域持続的発展特別事業を活用して、効果的・効率的な維持管理に努める。

②　地場産業の振興

企業・農林漁業等の事業者、商工会・ＪＡ等の経済団体、大学・研究機関及び市民と一体となった事業を展開し、新たな産業の創出及び地場産業の育成による高付価値製品の開発、農林水産分野における特産品の開発と増産等を推進する。

③　工業の振興と企業の誘致対策

既存企業等への就労者の確保を支援するほか、事業拡大のために従業員や求職者に対し必要とする資格を有した人材の確保により持続的な企業活動と雇用の安定を図る。

また、大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道が近い物資輸送等の優位性を積極的に PR した誘致活動を行い、成長産業や IOT・AI 等を活用した先進的な技術を有する情報関連企業（ベンチャー・スタートアップ含む）等や大型宿泊施設の誘致を進めていく。

それらに加えて、宿泊施設パワーアップ事業を広く周知し、宿泊環境の整備や魅力・利便性向上を図る事業者を支援し域内の経済循環を推進する。

④　起業・創業の促進

首都圏等の企業で培った経験と知識を活用して、自らのアイディアや技術により起業・創業に踏み出そうとする人財のチャレンジを後押しし、各地域に顕在する地域課題の解決や社会性のある事業を行う創業（第二創業）者を支援していく。さらには、起業家を育て雇用の創出や地域産業の再生を実現させるとともに、地域経済の活性化を図る。

また、市街地賑わい再生支援事業　（家賃補助事業）等の活用もＰＲし起業促進を図る。

⑤　商業・サービス業の振興

中心市街地及び周辺商業地それぞれに機能の充実と魅力の創出を図り、消費者ニーズに応じた商業環境を整備するため、既存商店街に対する支援や空き店舗の解消を支援する。

⑥　情報関連産業の振興

情報関連産業は国内での成長に期待でき、若者にとって魅力ある企業となっている。また、近年、企業内や大学発のスタートアップ企業が誕生するなど、若者の県内・市内定着を図る上で必要な産業となってきていることから、サテライトオフィスの設置、二地域居住の可能性を含め取り組んでいく。

⑦　観光の振興

森吉山を中心とした地域の自然環境や歴史・文化などの資源を活かした誘客に取り組むとともに、滞在型観光の推進に向けて、市内観光施設の周遊プランの造成や空港・鉄道からの２次アクセス等の交通インフラの整備を図る。

また、増加傾向にある訪日外国人旅行者の誘客促進に向け、SNS 等の様々なツールを活用し、地域の自然や文化の魅力に関する情報発信を強化するとともに、多言語化等の推進による利便性向上を図る。

⑧　事業承継の推進

産業振興による仕事づくり、稼ぐ地域づくりの実現を図るため、北秋田市継業バンクを活用した取り組みにより一次産業を含む担い手や小規模事業者の後継者を募り、事業の持続的発展と移住、二地域居住を促進する。

（１）現況と問題点

①　農林水産業の振興

１）農業の振興

農地集積の現状については、高い集積率となっているが、その農業経営については今後、より一層の効率化を図る必要がある。また、本市の農業構造については、小規模農家においては特に高齢化と後継者不足が顕在化しているため、遊休農地の増加が懸念され、農業・農村の有する多面的機能が失われていく恐れがある。当市の作物の作付状況については、全体に占める米の割合が高く、米に重点を置いた農業経営となっているため、米価の高低による経営の不安定化が問題となる。

また、農道については、効率的な農業生産のため適切な維持管理が必要となっている。

２）林業の振興

林業は、木材価格の低迷による構造的な不況が続いており、林業従事者の高齢化と担い手不足が課題となっている。また、豊富な森林資源の活用を推進しつつ、公益的機能の高い貴重な森林資源については、保安林指定などの公的関与による森林の整備、保全を図る必要がある。

また、林道については、車両の大型化、重量化に伴い、開設当時の構造・規格では対応できなくなった既存林道について、輸送力の向上と通行の安全を確保するため、その局部的構造の質的向上を図るほか、自然環境の保護等、社会的要請に対応できるよう整備を進める必要がある。

② 地場産業の振興

資金不足と経営の硬直化により設備投資や新しい技術の導入、販路開拓など事業を成長するための資金が不足している事業者が多く、設備更新や新規投資が困難なことから、生産性や品質向上が難しい現状にある。

また、消費者の嗜好やライフスタイルの変化、消費者ニーズの多様化に加えて、量販店や海外企業などとの競合激化といった課題に直面しており、そのことから地域内の雇用が減少し、域内経済が停滞している現状にある。

③ 工業の振興と企業の誘致対策

将来的な人手不足に対応するため省人化・自動化に資する投資は今後も続くほか、生成 AI などの新技術導入や GX 推進など、「稼ぐ力」を高めるための投資が増加すると見込まれる。

引き続き、市内企業の省人化等の設備投資による供給能力の維持・拡大と労働生産性の向上による賃金上昇のための効率化投資への支援、若者を中心とした人材の確保と必要とされる資格取得支援を進めていく必要がある。

その他、ビジネス利用客等が市内宿泊施設の減少により近隣他市に流れていることから、住宅宿泊事業や旅館業等の確保に努める必要がある。

④ 起業・創業の促進

地域の景気低迷が続いているため、起業については厳しい状況である。本市の起業環境については、十分に整備されているとは言い難い現状にあるため、起業しやすい支援制度が必要である。

⑤ 商業・サービス業の振興

自動車の普及・高速交通網の整備などにより生活圏が拡大し、購買力が分散・流出したことにより、市内の商店数は減少傾向にある。

また、大型スーパー、ドラッグストア、ホームセンターの進出により競合する商店等の経営環境は厳しい状況にある。

⑥ 情報関連産業の振興

既にスタートアップ企業が市内で操業しているほか、他企業とも進出に向けた折衝を行っている。一方で大きな投資を必要としない企業体であることから産業振興促進条例の適用とはならないため、他制度を活用して進出を支援していく必要がある。

⑦ 観光の振興

観光入込客数は、コロナ禍以降徐々に回復基調にあるものの、コロナ禍前の水準には戻っておらず、宿泊施設の休業・廃止の影響もあり、観光客数に対する宿泊客数の割合が少ない状況にある。

一方で、アウトドアアクティビティを生かした体験型観光を推進するため、現地に精通した観光ガイドや体験プログラム運営者などの観光を支える人材の育成、自然体験コンテンツを発信できるアウトドア拠点施設の整備が不可欠となっている。

また、空港、高速道路、鉄道などの広域交通インフラを有する地理的優位性を最大限に活かし、これら

を起点とした周遊観光を促すため、２次アクセスの更なる利便性向上と周知の強化に取り組む必要がある。

さらには、老朽化が著しい観光施設の計画的な更新・改修を行い、滞在時間の延長による観光消費の拡大を図る必要がある。

観光客数の推移（市観光課調べ）

項目		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
観光客数	数（人）	705,407	739,158	848,399	868,066	925,917
	増減率（%）	－	104.8%	114.8%	102.3%	106.7%
うち外国人観光客数	数（人）	86	35	3,305	7,352	15,355
	増減率（%）	－	40.7%	9,442.9%	222.5%	208.9%
宿泊客数	数（泊）	38,864	45,265	49,139	47,334	41,644
	増減率（%）	－	116.5%	108.96%	96.3%	88.0%
うち外国人宿泊客数	数（泊）	181	28	359	971	1,471
	増減率（%）	－	15.5%	1,282.1%	270.5%	151.5%

⑧　事業承継の推進

市内の個人農業者や小規模事業者では、高齢化や人手不足を要因とする閉廃業が増加してきたことから、事業の譲り手と継ぎ手を繋ぐプラットフォーム「北秋田市継業バンク」を開設しマッチングの機会を創出してきた。

地域性の高い事業や一次産業は首都圏を中心とした若い世代や移住希望者からの関心が高い状況にあるが、就農や承継しやすくなるような支援を行っていくことが必要である。

（２）その対策

①　農林水産業の振興

１）農業の振興

農地中間管理機構と連携して農地集積を進め、農業経営の合理化・省力化のため、ICTやAI、ドローンなどを活用したスマート農業を推進していく。また、日本型直接支払制度の活用により農業・農村が担っている多面的機能を守るとともに、小規模農家の営農継続や事業承継した後継者の取り組みに対して支援していく。

さらには、農業経営の安定化において、生産面積の維持・拡大と生産量増大による産地化や販売促進への取り組み（大規模農家）、種苗や生産資材、堆肥等の購入に対して（大・小規模共通）支援していく。

また、農道については、効率的な農業生産のため適切な維持管理に努める。

２）林業の振興

林業を活性化させ雇用につなげるための支援を検討しながら、林業技術者の育成を進め、新規就業者の確保に努める。森林経営計画の策定を森林所有者へ働きかけを行うとともに、森林経営管理制度を活用した再委託を推進するため、森林資源や地形解析の成果を提供できる仕組みづくりを進める。さらに、路網の整備や森林施業の集約化など適切な林業経営の基盤づくりに取り組むことにより、良質な秋田杉の生産・流通を促進する。また、森林と木材に対する理解を深めるために、県（市）産材を利用した公共施設の木造化・木質化を推進する。さらには、森林の多様なニーズに応える活用方策を検討し、積極的に推進する。

また、林道については、林道と作業道、作業路を適切に組み合わせ、より効率的な施業のため路網とするとともに、森林の適切な維持管理、林業生産性の向上に大きな役割を担うため、計画的に整備を進める。

②　地場産業の振興

これまで新たな販路開拓の支援としてデジタル技術を活用した生産効率の向上、新たなマーケティング、オンライン販売などに取り組んできており、引き続き魅力的なデザインを取り入れ、高いブランド力を構築し競合との差別化を図っていく必要がある。

また、他の産業や企業と連携した製品の共同開発や販売チャネルの共有を行うなど異業種連携や共同販路開拓などの取り組みを推進していく。

③　工業の振興と企業の誘致対策

市内で操業する既存企業に対し商工会と連携した企業訪問により、生産効率を高めるため設備導入や、雇用状況の聞き取り、事業所の増改築等などの情報交換を行い、継続した企業活動を支援していく。

また、大館能代空港及び空港 IC 並びに JR、秋田内陸線等の豊富な交通網を有するアクセス性の優位性を活かした企業誘致活動を行うほか、ビジネス客等をターゲットとした大型宿泊施設の誘致に取り組む。

また、民泊や農泊等の住宅宿泊事業や旅館業等の整備を支援し、魅力向上によるリピーター獲得に努める。

④　起業・創業の促進

起業者の創業実現と創業後の経営安定化に向け、創業セミナー等の開催、創業支援機関や専門家等が連携したハンズオン支援の実施により、事業計画達成や経営安定までを強力に支援する。

また、各種支援制度等の情報提供や、起業への優遇制度などの充実を図る。

⑤　商業・サービス業の振興

経営者個々の経営意識の向上や連携強化を図り、消費者ニーズの的確な把握による顧客確保を図るとともに、地域性のあるイベントを開催し一体感や商店街の賑わいを推進する。

また、空き店舗解消のための賃借料や店舗改修費用、賑わい創出のための各種イベント経費への補助を行うとともに、推奨認定制度による特産品の品質向上・販路拡大等を推進する。

⑥　情報関連産業の振興

空き店舗活用対策支援のほか、情報関連産業集積のための支援制度の創設を検討する必要がある。

⑦　観光の振興

地域の自然環境や歴史・文化などの資源を活かし、それらの保全と持続的な利用に係るガイド人材等の育成に取り組むとともに、登山道や自然散策ルートの維持・補修や受入環境の整備に取り組み、利用者の安全かつ快適な環境の確保を図る。

また、市内の宿泊施設不足の改善に向け、森吉山荘の再稼働に取り組むとともに、道の駅たかのすをはじめ大太鼓の館や打当温泉、阿仁スキー場ゴンドラリフト等の施設の更新や機能向上を図り、滞在時間の延長による観光消費の拡大を図る。

さらには、２次アクセス等の交通インフラを整備し市内での回遊性を促進するとともに、広域連携を強化し圏域のセールスポイントを広く国内外に発信し交流人口の増加と賑わいの創出を図る。

⑧　事業承継の推進

廃業を検討する事業者や継業を考える方への相談や継業後の支援を行うため商工会や農協、金融機関、引継ぎ支援センターなどによる支援体制を構築したほか、事業の承継は第二創業にもなり得ることから関係機関主催の起業・創業塾等への参加を促し、持続的な事業運営ができるように取り組む。

【産業の振興の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
農地集積率【累計】	%	85	90
比内地鶏飼養羽数【累計】	羽	79,100	100,000
新規就農者数【累計】	人	19	61
主な園芸作物販売額（主要６品目）【累計】	百万円	294	474
林業就業者数【累計】	人	176	対前年比で増加
造林面積【累計】	ha	2,331	4,731
行政による建築物等における木材利用の件数【累計】	件	29	59
路網延長（林道及び林業専用道等）【累計】	m/ha	7.90	8.27
新規出店者件数（市街地賑わい再生支援事業）【累計】	件	2	2
北秋田市継業バンク登録事業者数	事業者	2	2
新商品開発事業者数・首都圏等物産出展事業者	事業者	新商品開発２事業者	８事業者※
森吉山県立自然公園入込数（延べ人数）	人	61,000	63,000
市内イベント及び文化施設観光入込客数	人	43,047	50,000
市内宿泊施設の宿泊客数（延べ人数）	人	41,644	47,000
市内の道の駅の観光入れ込み客数	人	444,454	750,000
北秋田視察企業数	企業	2	3
市内企業等の投資件数	件	1	1

※８事業者の内訳については、新商品開発が２事業者、首都圏等物産展出展事業者が６事業者を目標

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
２産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	農地中間管理機構関連ほ場整備事業（今泉地区）区画整理：24.7ha	秋田県	
		農村地域防災減災事業（堂ヶ岱大堤）ため池補修一式	秋田県	
	林業	高能率生産団地路網整備事業(田子ヶ沢・田子ヶ沢支線)	秋田県	
		高能率生産団地路網整備事業（熊沢口）	秋田県	
		高能率生産団地路網整備事業（長坂）	秋田県	
		高能率生産団地路網整備事業（五味堀）	秋田県	
		林道改良事業（老朽化対策）（屏風岩橋）	北秋田市	
		林道改良事業（老朽化対策）（勝平橋）	北秋田市	
		林道改良事業（老朽化対策）（ゴヂボ橋）	北秋田市	
		林道改良事業（老朽化対策）（二ノ又橋）	北秋田市	
	(9)観光又はレクリエーション	道の駅たかのす整備事業	北秋田市	
		大太鼓の館施設整備事業	北秋田市	
		森吉山荘整備事業	北秋田市	
		打当温泉・マタギ資料館・農業者健康管理施設整備事業	北秋田市	
		森吉山阿仁スキー場整備事業	北秋田市	
		クウィンス森吉施設整備事業	北秋田市	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	林道点検診断・保全整備事業 ①具体の事業内容 　橋梁の点検診断を行い損傷・劣化等を把握した林道施設長寿命化計画（個別施設計画（個票））を作成し、計画に基づき補修及び更新等を行う。 ②事業の必要性 　林道等には老朽化した橋梁が多く存在することから、当該事業を実施し、将来にわたり安全な交通を確保する必要があ	北秋田市	

		る。 ③事業の効果 　橋梁の長寿命化並びに橋梁の補修及び更新等に係る経費の削減を図りつつ、将来にわたり地域の林道網の安全性・信頼性を確保することができる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
	商工業･6 次産業化	地場産業の振興 ①具体の事業内容 　企業・農林漁業等の事業者、商工会・ＪＡ等の経済団体、大学・研究機関及び市民と一体となった事業を展開し、新たな産業の創出及び地場産業の育成による高付価値製品の開発、農林水産分野における特産品の開発と増産等を推進する。 ②事業の必要性 　資金不足と経営の硬直化により設備投資や新しい技術の導入、販路開拓など事業を成長するための資金が不足している事業者が多く、設備更新や新規投資が困難なことから、生産性や品質向上が難しい現状にある。 　また、消費者の嗜好やライフスタイルの変化、消費者ニーズの多様化に加えて、量販店や海外企業などとの競合激化といった課題に直面しており、そのことから地域内の雇用減少し、域内経済が停滞している現状にある。 ③事業効果 　これまで新たな販路開拓の支援としてデジタル技術を活用した生産効率の向上、新たなマーケティング、オンライン販売などに取り組んできており、引き続き魅力的なデザインを取り入れ、高いブランド力を構築し競合との差別化が図られる、地域内企業の雇用促進、地域内経済の活性化が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	

		企業誘致対策事業 ①具体の事業内容 　市内に工場等を新設、増設又は移設する企業に対し便宜の供与又は奨励措置を講ずる。 ②事業の必要性 　企業誘致や事業拡大による有効求人数の増加と地域経済の活性化を図る。 ③事業効果 　北秋田市に新たな企業を誘致する又は事業規模の拡大は、労働人口の流出を減少させ、消費世代の増加による地域経済の活性化並びに将来にわたって過疎地域の自立促進に資する事業である。	北秋田市	
		起業・創業の促進 ①具体の事業内容 　自らのアイデアや技術により起業・創業に踏み出そうとする人財のチャレンジを後押しし、各地域に顕在する地域課題の解決や社会性のある事業を行う創業（第二創業）者に対して、創業セミナー等の開催、創業支援機関や専門家等が連携したハンズオン支援の実施により、事業計画達成や経営安定までを強力に支援することで雇用の創出や地域経済の活性化を図る。 ②事業の必要性 　過疎地域特有の地域課題に関心のある若年層や、成長初期段階のスタートアップが現れつつあり、県外からは地域資源を活用するスタートアップが実証フィールド、協業先としての地方に関心を示している。 　その一方で、アイデア段階で相談できる場やビジネスプランを試す機会、成長に必要な専門家等による伴走支援、資金調達、情報発信など成長段階に応じた支援体制の構築が必要となる。 ③事業効果	北秋田市	

		産学官金連携を利用した企業支援や人材育成を図り、雇用の場の創出となる企業誘致や新分野への進出に期待が持てることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 空き店舗利活用事業 ①具体の事業内容 駅前周辺市街地の空き店舗を利活用して出店した事業者に対し、賃借料の一部を補助する。 また、出店に伴う店舗改修費用の一部を助成する。 ②事業の必要性 駅前周辺市街地を中心に空き店舗が増えており、地域の活性化のためにも早期の解決が必要である。 ③事業効果 空き店舗の利用により、地域の賑わいや中小小売商業の活性化が図られるとともに、地域経済の拡大並びに雇用の奨励にもつながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 市街地賑わい再生支援事業 ①具体の事業内容 商店街等団体等が行う、市街地の賑わいづくりや活性化を図るために開催される事業に対して一部を補助する。 ②事業の必要性 市街地における賑わいが少ないことから地域活性化につながるイベントが必要である。 ③事業効果 イベントの開催による地域の賑わいや人の流れをつくり出すことは、少子高齢化が進む当市における若年層の交流創出につながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市 北秋田市	

		販売促進事業 ①具体の事業内容 　新規販路開拓など商談や継続的な販売に繋がる首都圏等の物産販売への出展や、ＥＣサイトの開設、改修及びモール型ＥＣサイトへの出店等に必要な経費を支援する。 ②事業の必要性 　都市型ファーマーズマーケットへの出展など新規販路開拓や商談に繋がるイベントへ参加するための出店料や交通費、宿泊費を支援することで、自社ＥＣサイトのＰＲを含めた販売促進を図ることができる。 ③事業効果 　生産者や販売者が消費者と対話を通じた販売ができ、品質や土壌など生産環境を知る上で商談等に繋がる期待がもてる。 　また、様々な商品を閲覧購入できるECサイトの構築を促進することで、顧客データ管理を蓄積し、プッシュ型による通知で新商品、旬な産品をお知らせするなど、新たなサービス展開が可能となることから将来にわたって過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		情報関連産業誘致事業 ①具体の事業内容 　若年者にとって魅力あるスタートアップや情報関連産業のサテライトオフィスの設置、二地域居住の可能性を含め誘致に取り組んでいく。 ②事業の必要性 　少人数で企業活動できる職を選択肢として増やし、また、起業家の機運醸成、地元企業との事業マッチングなどが図られる。 ③事業効果 　新規企業の進出やサテライトオフィス	北秋田市	

		の開設による定着を促進することで、若年者が希望する職種が増えるとともに、地場産業との協働による新たな産業の創出を期待できるなど過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		事業承継支援 ①具体の事業内容 産業振興による仕事づくり、稼ぐ地域づくりの実現を図るため、北秋田市継業バンクを活用した取り組みにより一次産業を含む担い手や小規模事業者の後継者を募り、事業の持続的発展と移住、二地域居住を促進する。 ②事業の必要性 市内の個人農業者や小規模事業者では、高齢化や人手不足を要因とする閉廃業が増加してきたことから、事業の譲り手と継ぎ手を繋ぐプラットフォーム「北秋田市継業バンク」を開設しマッチングの機会を創出してきた。 地域性の高い事業や一次産業は首都圏を中心とした若い世代や移住希望者からの関心が高い状況にあるが、就農や承継しやすくなるような支援を行っていくことが必要である。 ③事業効果 本事業を実施することで、本市として残したい事業について、首都圏をはじめとした全国の会員に向け募集し、移住人口の拡大促進につながる。 また、市内事業者の閉廃業等による事業譲渡などがあった場合、雇用の維持が図られるなど地域経済への効果は大である。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
	観　光	宿泊施設パワーアップ事業 ①具体の事業内容 ホテル・旅館事業者や農泊民泊事業者に対し、宿泊環境の整備や魅力・利便性	北秋田市	

		向上を図るために行う事業費の一部を支援し、体験型コンテンツの提供等により滞留型観光を推進し、地域事業者の活性化と域内経済の循環を図る。 ②事業の必要性 　ビジネス利用客等が市内宿泊施設の減少により近隣他市に流れていることから、住宅宿泊事業や旅館業等の確保に努める必要がある。 ③事業効果 　マイクロツーリズムやワーケーション、リモートワークの目的地として農泊、民泊等の小規模宿泊施設へのニーズが高まっているなかで、当市の地域資源を活用した体験型コンテンツの造成により滞留型観光の推進となることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である		
		乗合タクシー運行事業 ①具体の事業内容 　市内に点在する観光施設と、大館能代空港、JR 鷹ノ巣駅及び秋田内陸縦貫鉄道の最寄り駅との間を、一人あたりの定額料金で運行する乗合タクシー。 ②事業の必要性 　観光施設が市内に点在し、空港や駅との間の公共交通機関が無いことから、２次アクセスを向上させる必要がある。 ③事業効果 　観光客の利便性や点在する観光施設間の周遊性を高め、交流人口や滞在時間の増加を図ることができる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		おもてなし宿泊支援事業 ①具体の事業内容 　市内宿泊施設に宿泊した観光客に市内での商品購入等に使用できるクーポン券を配付し、宿泊需要の喚起及び地域経済	北秋田市	

		の活性化を図る。 ②事業の必要性 宿泊需要が落込むシーズンの需要喚起を図り、宿泊施設の稼働率向上や宿泊事業者の収入確保を目指す必要がある。 ③事業効果 観光客の増加による宿泊事業者の収入の安定化に繋がるとともに、観光消費額の増加や集客力の強化を図ることができる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		

（４）産業振興促進事項

１）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業　　種	計 画 期 間	備　　考
北秋田市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和８年４月１日～ 令和 13 年３月３１日	

２）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）計画のとおり

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

産業系施設については、本市の産業振興に寄与する施設の役割を踏まえ、市内産業の動向なども考慮し、適切な対策や更新を検討し、その用途および使用状況等を考慮し、定期点検を実施しながら長寿命化を図っていく。また、役割を終え使用を停止している施設については優先順位を見極めた計画的な解体について検討していく。

収益を伴う観光施設については、指定管理者制度の導入等、民間活力を活用した効果的・効率的な運営に努める。

また、老朽化した施設については、利用実態や今後の利用見込みを踏まえて、必要な施設に絞った改修・更新を行う。

第４　地域における情報化

【地域における情報化の方針】

地域における情報化の基本的な方針として、情報通信技術が各産業、教育、医療、福祉等の幅広い分野で利活用が可能であることから、住民生活に係る各分野の諸問題の解決に向けた取り組みとして地域情報化基盤を整備・活用し、住民サービスの向上を目指す。

【方針】

①　情報化・デジタル化の推進

地域の情報化・デジタル化の推進にあたっては、国、県、市内の主要団体、産業、事業所、市民と連携し情報化・デジタル化を推進していく。

デジタル化にあたっては、山間豪雪地帯が多いことや高齢者の割合が多いため、インフラの不足面やデジタルデバイド、情報弱者への配慮をしながら、スマート自治体を目指し、ＩＣＴを利用したサービス提供が可能となるようデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を進めていく

②　高速情報通信基盤の整備

情報化社会の重要なインフラである高速情報通信基盤については、今後も市で敷設した光ケーブルの維持管理に努めつつ、新たな通信基盤である５Ｇ等の発展、普及状況を確認し、市民一人ひとりがデジタル化の恩恵を享受できるよう継続して基盤整備に努める。

③　ＩＣＴを活用した教育の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のために、ＩＣＴを積極的に活用した教育の一層の充実を図っていく。

また、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を支える学習環境を整えるために、電子黒板やデジタルドリルの整備、タブレットの更新等を進める。

さらには学校規模や地理的条件による教育格差の解消及び社会で必要とされる力を育成するために市内外の学校とのオンライン授業などにより、コミュニケーション能力を継続して育成する。

生成ＡＩ等新たな技術も適切に活用し、ＩＣＴ教育を推進する。

（１）現況と問題点

①　情報化・デジタル化の推進

過疎地域においては、都市地域との情報通信格差が大きく課題となっている。

また、高齢化が進む地域では情報通信機器の活用について不慣れな方も多くいることから、情報化の恩恵を受けることができない方もいる。

国が進めるマイナンバーカードによる行政手続きのオンライン化、行政システムの標準化・共通化、国のクラウドの運用などの計画が予定されており、今後の動向が注目される。

②　高速情報通信基盤の整備

今後、５Ｇなどの新たな移動通信技術の発展、普及が注目されているため、情報基盤整備の状況を調査しつつ、社会全体のＤＸの推進に寄与できるよう今後も高速情報通信基盤の整備に努める必要がある。

③　ＩＣＴを活用した教育の推進

Ｒ７全国学力・学習状況調査では、タブレット等を「ほぼ毎日」活用していると答えた割合が、小６で76.4%（全国比＋29.7%）、中３で71.9%（全国比＋18.9%）となっており、日常的に活用されている。

Ｒ７年度から順次設置される電子黒板を有効活用した授業展開については、使用する教員の研修が必要である。現状学校では、個別最適な学びのために１回の授業に個に合わせた複数のプリントを準備するなど多忙化の一因となっている。

また、鹿角市の学校と世界文化遺産について考える取り組みや交流事業、他にも国立市の学校と交流するなどの取り組みが行われている。

今後は、小規模校で多様な意見に触れる機会や、不登校児童生徒が授業や集会に参加する機会としてオンライン授業に取り組む必要がある。

（２）その対策

①　情報化・デジタル化の推進

地域経済、産業経済の活性化や日常生活における利便性の向上を図るためにも、高速情報通信基盤を活用した生活情報伝達サービスの提供、特産品の販売、市の魅力発信による交流などを促進し、地域の自立につなげていく施策が求められている。併せて、スマート自治体を目指し、高速情報通信網やＩＣＴ技術を活用した行政サービスの電子申請や電子申告の利用促進を図るため、オンライン行政手続き講習会やスマートフォン等による市の発信情報の利活用等の利用者支援を行う。

②　高速情報通信基盤の整備

現在の市保有の光ファイバー網の維持管理を行いながら、今後の更なる高速通信の発展、進化、普及状況を注視し、ＤＸの推進と合わせて、基盤整備のために必要な施策を講じる。

③　ＩＣＴを活用した教育の推進

電子黒板を効果的に活用した実践事例を教育センターで集約し、各校に共有したり、推進監訪問の際に効果的に活用されている事例を紹介したりするなどして、活用の幅を広げる対策を講じる。

また、タブレットの持ち帰りを推奨し、個の習熟に合わせた問題に取り組む機会を増やすことで、学習内容の定着を目指し、学力向上につなげる。

そのほか、市内外の学校とのオンライン授業の取り組みについて、教育センターの部会で紹介し、積極的な活用を推進する。

【地域における情報化の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
普段の授業においてコンピュータなどのICT 機器を使用する割合	%	74	80 以上
市ホームページの年間アクティブユーザー数【単年】	人	471,914	471,914
市公式 SNS のフォロワー数（X・Facebook・Instagram）【単年】	人	6,754	13,582
「市広報紙・市 HP・市公式 SNS」の市政情報発信について、取得に関して満足している市民の割合	%	－	83.7
オンライン申請の種類	種類	68	200

キャッシュレス決済可能なオンライン申請の種類	種類	－	25

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）公共施設等総合管理計画との整合

情報化・デジタル化にあたっては、導入システムの維持管理が必要となるが、行政、民間を問わず、従来の自社内設備だけでは汎用性において不利な上、耐震対策など安全確保のための各種設備に多額の費用が掛かるため、外部のデータセンターなどのクラウドサービスを推進していく。

第５　交通施設の整備、交通手段の確保の促進

【交通施設の整備、交通手段の確保の方針】

日本海沿岸東北自動車道の整備促進による高速交通体系の充実はもとより、広大な行政面積を有する本市においては、地域間を連結する幹線道路や生活道路など市民に密着した道路網の整備・改良を図るとともに、冬期期間の安全な交通を確保するため、除雪や防雪対策を推進する。

公共交通については、秋田内陸縦貫鉄道をはじめとした市民の生活の足となる鉄道・バス等の既存公共交通の維持・確保とあわせて、デマンド型乗合タクシー等により市民にとって利便性の高い交通網の充実に努める。

【方針】

①　市道の整備

市道の整備においては、これまで道路改良等を積極的に進め、道路環境の改善や利便性向上に取り組んできた。しかし近年、舗装や橋梁の老朽化が進行し、修繕を要する箇所が増加している。今後は、市道の新設・改良に加え、老朽化対策にも重点的に取り組むことで、安全な交通環境を確保し、生活道路の利便性向上や地域間交流の活性化を目指す。

②　交通確保対策

公共交通については、住民の日常的な交通手段の確保の観点から、過疎地域持続的発展特別事業を活用するなどして、既存の鉄道・バス路線の維持・確保に努めるとともに、路線の再編やデマンド型乗合タクシーの導入などにより、利便性を高めた公共交通網の構築を図る。また、大館能代空港の航空路線については、県北市町村と連携して、さらなる利用促進に努める。

また、秋田内陸縦貫鉄道については今後の持続的運行のため、収支改善等にむけた取り組みを行うほか、観光路線としての役割を果たしつつ、他の交通手段を持たない地域住民の移動手段を確保する。

③　地域間交流の促進

新潟、山形、秋田、青森の４県を結ぶ日本海沿岸東北自動車道及び大曲鷹巣道路の早期完成に向けた推進活動に努め、農業や観光等の地域間交流を促進する。

また、地域住民が自らの地域の魅力を再発見し、それが地域間交流に結び付く活動に対して支援する。

（１）現況と問題点

①　市道の整備

本市においては、市域北端を東西に走る国道７号、南北に走る国道 105 号および 285 号が主要幹線道路として機能している。これらを補完する一般県道や市道とあわせて、本市の主要な道路ネットワークを形成している。

広大な面積を有する当市においては、商業や観光の振興、さらには地域間交流の促進に直結することから、引続き道路ネットワークの充実が求められている。また近年、市道の老朽化が進行し、舗装や橋梁において修繕を要する箇所が増加している。これらの課題は、安全な交通環境の確保や生活道路としての機能維持に影響を及ぼすおそれがあるため、今後は効率的かつ効果的な改良や維持・修繕を一層推進することが重要である。

市道整備状況（市建設課調べ）　　令和　7年　3月末

区分	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
1級路線	191,182.1m	174,830.8m	91.4%	171,014.4m	89.5%
2級路線	108,316.4m	91,480.3m	84.5%	92,829.1m	85.7%
その他	544,349.0m	394,037.8m	72.4%	341,194.5m	62.7%
計	843,847.5m	660,348.9m	78.3%	605,038.0m	71.7%

②　交通確保対策

本市の公共交通機関は、鉄道では、東西にはＪＲ奥羽本線の駅が３駅、南北には鷹巣と角館を結ぶ秋田内陸縦貫鉄道の駅が 19 駅と縦横に主要な鉄道網を形成しているほか、平成 10 年に開港した大館能代空港は東京便が定期運航されている。市内に空港を有していることや市街地と距離が近い空港であるということは、本市にとって貴重な財産であることから、観光をはじめとした産業の振興に結び付くよう空港の利用者拡大を図ることが求められている。

また、市内の商業施設や病院、公共施設等を結ぶ路線バス等が市民の足として活用されているが、人口減少や自家用車の普及に伴い、鉄道及び路線バスの乗降客数が減少しており、経営状況の悪化から存続が厳しくなっているが、高齢者等の交通弱者にとって重要な移動手段であることから、公共交通の利用促進及び利便性の向上を図ることが課題となっている。

また、秋田内陸縦貫鉄道に関しては、沿線の人口減少等により、利用者の減少に歯止めが掛からない状況であり、独自で採算を取るのは厳しく、行政の支援が不可欠である。

③　地域間交流の促進

日本海沿岸東北自動車道（新潟～青森間）は全線事業化が決定し、順次、未着工区間の工事が開始されているところである。

未開通の北秋田今泉 IC から蟹沢 IC 間の整備により、ミッシングリンクの解消及び国道７号とのダブルネットワーク化を図り災害時の代替機能の確保や物流の効率化を図るため、国に早期開通の要望行っていく必要がある。

また、市内各地において 65 歳以上の高齢者が半数を占める小規模な集落が増加傾向にあるなか、地域間交流を行うための地域活力の向上が課題となっている。

（２）その対策

①　市道の整備

本市における道路整備にあたっては、市道や橋梁の老朽化が進行している現状を踏まえ、安全性と利便性を将来にわたり確保していくことが重要である。

そこで、日常点検や定期点検に基づく計画的な維持・修繕を効率的かつ効果的に推進するため、ＤＸや新技術の導入、長寿命化を見据えた工法や材料の活用によりライフサイクルコストの縮減を図る。

あわせて、商業や観光の振興、地域間交流に資する路線については、幹線道路網との連携を強化し、道路ネットワーク全体の機能向上を図る。

また、冬期間の安全な交通を確保するため、除雪機械の計画的な更新を進め、安定的な除雪体制の維持に努める。

②　交通確保対策

秋田内陸縦貫鉄道については、秋田県、仙北市や沿線関係団体と協力し、利用者増に向けた取り組みを行いながら適切な支援を実施する。

バス路線については、利用促進に向けた運行経路の見直しや高齢者等の交通弱者への運賃軽減支援策を検討する。また、交通空白地へのデマンド型乗合タクシーの導入のほか、スクールバス、患者輸送バス等の市内で運行する様々な移動手段を含め、本市において望ましい公共交通網の再構築を図る。

大館能代空港については県及び周辺市町村との連携を密にしながら住民の利用促進活動に努めるほか、観光やビジネス利用の選択肢となるようＰＲに努める。併せて、市の玄関口であるＪＲ鷹ノ巣駅周辺についても、来客者の利便性向上のための取り組みを検討する。

③　地域間交流の促進

地域間交流を促進するための高速通信体系の整備については、関係機関や近隣市町村と連携し、早期事業実施に向けた活動を推進していく。

また、地域住民が自らの地域の魅力を再発見し、それを地域資源として市内外にＰＲすることで地域間交流を行う活動等に対して積極的に支援する。

【交通施設の整備、交通手段の確保の促進の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
主要路線の舗装補修延長【累計】	m	1,124	8,440
早期措置段階の橋梁補修数【累計】	橋	6	22
浚渫河川数【累計】	河川	6	20
公共交通の利便性を理由に利用していない人の割合	%	42.6	37.0
秋田内陸線の年間利用者数	人	226,690	247,000
大館能代空港利用者数	人	194,655	254,000

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
４交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道　路	舗装補修事業（１級市道　綴子～小田線） L=300m、W=7.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　坊沢～大向線） L=1,090m、W=7.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　鷹巣～前山線） L=1,458m、W=6.5m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　七日市～松沢線） L=6,000m、W=6.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　中学校線） L=600m、W=10.0m	北秋田市	

		舗装補修事業（１級市道　李岱川井線） L=842m、W=8.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　大野台幹線） L=3,240m、W=8.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　摩当鎌沢線） L=1,400m、W=8.0m	北秋田市	
		舗装補修事業(その他市道　大沢～李岱線） L=640m、W=4.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　大野岱線） L=2,400m、W=6.0m	北秋田市	
		舗装補修事業(１級市道　米内沢駅前通線） L=1,100m、W=8.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　阿仁前田停車場線）L=600m、W=7.8m	北秋田市	
		舗装補修事業（１級市道　銀山水無線） L=500m、W=6.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（1 級市道　川口～藤株線） L=1,100m、W=4.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（2 級市道　桂瀬駅前線） L=165m、W=4.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（1 級市道　石坂向本城線） L=1,290m、W=5.0m	北秋田市	
		舗装補修事業（1 級市道　桂瀬下前田線） L=200m、W=8.5m	北秋田市	
		舗装補修事業（1 級市道　東裏線） L=200m、W=4.0m	北秋田市	
		道路改良事業（その他市道　小中岱～舟見町線）L=600m、W=5.0m	北秋田市	
		道路改良事業（その他市道　羽根山鍛冶町線）L=330m、W=4.0m	北秋田市	
		道路改良事業（その他市道　五義民塚線） L=200m、W=4.0m	北秋田市	
		道路改良事業（(仮称）深関街道下線ほか２路線）L=320m	北秋田市	
		道路改良事業（その他市道掛泥新墓地線） L=350m	北秋田市	
		道路補修事業（１級市道　摩当鎌沢線） L=130m、W=6.0m	北秋田市	
	橋りょう	橋梁補修事業（下岱橋）　N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（新屋布橋）　N=1 橋	北秋田市	

		橋梁補修事業（綴子橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（中屋敷橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（阿仁川橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（田子ヶ沢橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（掛泥１号橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（掛泥３号橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（荒瀬橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（大岱橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（下大沢橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（下川原橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（神明橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（上岱橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（鷹巣橋） N=1 橋	北秋田市	
		橋梁補修事業（前山跨線橋） N=1 橋	北秋田市	
	(8)道路整備機械等	除雪グレーダ(4.0m 幅)購入　合川	北秋田市	
		除雪ドーザ（14ｔ級）購入　鷹巣	北秋田市	
		除雪ドーザ（14ｔ級）購入　森吉	北秋田市	
		除雪ドーザ（5ｔ級）購入　鷹巣	北秋田市	
		除雪グレーダ(3.7m 幅)購入　阿仁	北秋田市	
		ロータリ除雪車（2.6m幅）購入　阿仁	北秋田市	
		除雪ドーザ（11ｔ級）購入　鷹巣	北秋田市	
		小型ロータリ除雪車（1.3m幅）購入　合川	北秋田市	
		除雪グレーダ(4.0m 幅)購入　森吉	北秋田市	
		除雪ドーザ（14ｔ級）購入　阿仁	北秋田市	
		除雪グレーダ(4.0m 幅)購入　阿仁	北秋田市	
		ロータリ除雪車（2.2m幅）購入　合川	北秋田市	
		除雪ドーザ（8ｔ級）購入　阿仁	北秋田市	
		除雪トラック購入（7ｔ級）　鷹巣	北秋田市	
		除雪ドーザ（14ｔ級）購入　森吉	北秋田市	
		除雪ドーザ（11ｔ級）購入　阿仁	北秋田市	
		除雪ドーザ（14ｔ級）購入　森吉	北秋田市	
		除雪ドーザ（14ｔ級）購入　合川	北秋田市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	秋田内陸縦貫鉄道運営費補助事業 ①具体の事業内容 「秋田内陸線の持続的運行に係る基本合意書」に基づき、秋田内陸縦貫鉄道株式会社による収支改善計画を実施しながら経常損	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	

		失分を補填する。 ②事業の必要性 秋田内陸線は地域住民の日常的な移動のための生活路線や観光路線としての交通手段を確保するため、県、沿線団体が支援しながら第三セクターとして運営を維持する必要がある。 ③事業効果 鉄道事業者の経営改善努力のほか、県、沿線自治体が必要な補助を行うことで、安全で持続的な運行が維持され、市民の生活交通手段が確保されるほか、観光客の利用により広域的な観光振興が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
	交通施設維持	橋梁長寿命化修繕事業 ①具体の事業内容 橋梁の損傷・劣化等を把握し、橋梁長寿命化修繕計画に基づく予防的な修繕及び架替等を行う。 ②事業の必要性 市内には老朽化した橋梁が多く存在することから、当該事業を実施し、将来にわたり地域住民の安全な交通を確保する必要がある。 ③事業効果 橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替等に係る費用の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

道路については、パトロール等の日常点検により状態把握に努め、個別施設計画に基づく取り組みを実施する。また、社会構造の変化に伴う利用状況を踏まえ、必要に応じて道路施設等の集約化・廃止を検討する。

橋梁については、定期点検を行い状態把握に努め、橋梁長寿命化修繕計画に基づく取り組みを実施する。また、社会構造の変化に伴う利用状況を踏まえ、必要に応じて橋梁の集約化・廃止を検討する。

第６　生活環境の整備

【生活環境の整備方針】

水道施設については、市民の水の需要に対応し、安全でおいしい水を安定して供給するため、上水道・簡易水道施設の整備を進める。

下水道処理施設については、自然環境の保全と市民の生活環境の向上を図るため、下水道計画に従い計画的に整備を進め、供用開始地区については、水洗化の全世帯普及を目指す。

廃棄物処理施設の整備等については、一般廃棄物処理施設の整備計画に基づき施策を展開するとともに、環境問題を視野に入れ循環型社会づくりを進める。

消防・救急・防災体制の整備については、消防計画及び防災計画に従い、様々な施策を展開して安心・安全なまちづくりを目指す。

快適な生活・居住空間の整備については、都市計画マスタープラン等の関連計画を推進し、自然環境と調和した快適で安全なまちづくりを目指す。

【方針】

①　水道、下水処理施設等の整備

１）水道施設

水道は市民生活や産業活動に欠かせない重要な社会インフラである。安全な水を安定的に供給するため、人口動態も視野に入れながら、既存施設の効率的な更新を行っていく。

２）下水道施設

下水道等（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、市民生活の基盤であり、汚水の処理、トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であることから整備を促進し、未普及地域の早期解消を図り、令和12年度末までに汚水処理人口普及率92.2%、水洗化率97.1%を目指す。

また、下水道施設の老朽化に起因した道路陥没事故や処理場の機能停止等を未然に防止するため、施設の耐震化や計画的な設備更新を促進し、安心、安全な下水道施設の構築を図るとともに、施設の統廃合を計画的に行い効率的、経済的な事業運営を行っていく。

②　廃棄物処理施設の整備等

市全体で廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を図るとともに、資源ごみの分別収集の徹底など環境に対する負荷の軽減を図るよう普及啓発に努める。また、安定したごみ処理を行うために必要な施設の整備を行う。

③　消防・救急・防災体制の整備

消防施設の整備、車両装備等の更新を計画的に進め、消防救急業務の高度化と消防分野における DX を推進し、消防救急体制の強化を図る。

また、互助による救急災害対応への啓発を図るとともに消防団活動を促進し、地域防災力の向上と安全なまちづくりを推進する。

④　快適な生活・居住環境の整備

都市計画マスタープラン、住生活基本計画等を踏まえ、地域の特色を生かして年齢や性別を問わず安心して働き、暮らせる生活・居住環境の整備を図る。

（１）現況と問題点

①　水道、下水処理施設等の整備

１）水道施設

令和６年度末現在で水道普及率は94.3%と、ほぼ全域に普及している。

令和４年度に策定したアセットマネジメント及び令和６年度に策定した上下水道耐震化計画をベースに計画的な老朽管更新や耐震化を図っていく。

しかしながら、長期的な人口減少に伴う料金収入の減少や物価高騰に伴う更新費用・動力費の増加、また近年は水害等の災害頻発化といった課題が発生し、より効率的な事業経営の推進が必要となっている。

２）下水道施設

汚水処理人口普及率は、全国平均、秋田県平均を下回っており、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため未普及地域の早期整備を推進しているが、財源となる国費の配分率が年々減少傾向となっており、安定した財源の確保が課題である。

公共下水道及び農業集落排水における施設の老朽化が顕著となっており、計画的な改築、更新や施設の耐震化を行い、持続的な汚水処理機能を確保するため長寿命化対策が必要である。

物価高騰に伴う汚水処理費用の増加や人口減少に伴う使用料収入の減少により、厳しい経営状況であることから、施設の統廃合など効率的な事業運営の検討が必要となっている。

②　廃棄物処理施設の整備等

新焼却施設が平成 30 年度から運用開始され、稼働を停止した旧施設は老朽化による倒壊の危険性があるため、早急に解体することが必要である。

また、既存のストックヤード等の老朽化が進んでいることから、安定的なごみ処理を継続していくためには、通常の維持修繕だけでなく、耐用年数を迎えた施設の更新を行う必要があり、多額の経費を要する見込みである。

③　消防・救急・防災体制の整備

近年の災害は、激甚化、頻発化の様相を呈しており、消防需要は各種災害への対応に加え、高齢化の進展や疾病構造の変化に伴う救急需要に対応するため業務の高度化や専門性が求められている。

消防に対するニーズや取り巻く環境は常に変化しており、今後も社会情勢を的確に捉えた消防力の維持・強化に取り組む必要がある。

また、本市における消防団の現況は、人口減少や社会全体の就業形態の変化に伴い、団員数は減少傾向にあり、消防団員の確保と消防団施設等の再編整備が課題となっている。

④　快適な生活・居住環境の整備

本市は市域が広範であり、地勢的要因により全ての地域で同一の生活・居住環境を確保することは難しい面があるため、地域住民のニーズや社会情勢の変化を的確に把握し、地域の特色を生かした整備を図る必要がある。

（２）その対策

①　水道、下水処理施設等の整備

１）水道施設

老朽管更新については、経年・漏水多発・維持管理の困難な場所・管種等の条件を総合的に考慮して整備を進める。

また、重要基幹管路をはじめとして災害対策を計画的に進めるとともに、直営体制に移行した阿仁地区の水道施設へ監視システムを導入し、鷹巣浄水場での一元管理体制を構築することで安心・安全な水道水の安定供給を図る。

水道事業の健全経営に向けた事業の見直しや効率化等の取り組みを進め、安定的かつ持続的な運営に努める。

併せて、今後の社会情勢の変化に対応するため、定期的に水道料金審議会を開催して経営状況の透明化を図り、適正な水道料金のあり方を検討する。

２）下水道施設

下水道等の生活排水処理施設は、快適な住環境の形成と公共用水域の水質保全の役割を果たす重要な施設であることから、過疎地域の持続的発展に資する重点施策として未普及地域の下水道管渠整備を推進する。

また、下水道施設の老朽化等に起因する事故を未然に防止するため、計画的な改築、更新や耐震化など下水道施設等の長寿命化対策を推進する。

そのほか、北秋田市生活排水処理整備構想の見直しを行い、実現可能で効率的な生活排水処理施設の検討を行うとともに、下水道事業運営審議委員会を定期的に開催し、適正な下水道使用料のあり方を検討する。

②　廃棄物処理施設の整備等

旧焼却施設については、解体を行うこととし、その跡地については老朽化したリサイクル施設等の更新を含めた利活用等の検討を行う。

③　消防・救急・防災体制の整備

本市は市域が広範であり、人口減少が進む中においても消防・救急・防災体制は全域的な充実強化が求められていることから、消防施設や車両装備の整備を計画的に進める。消防広域化の推進について協議等を踏まえた広域的な連携や業務の高度化、専門化について検討する。

地域防災については、市民の防災意識を高める取り組みとして、救急・災害対応の啓発活動や無線連動型住宅用火災警報器の設置促進に努める。

また、消防団への入団促進活動に加え、事業所や店舗等の協力事業を推進し、消防団への関心を高め、消防団員の確保に努めていく。

④　快適な生活・居住環境の整備

豊かな自然環境と調和した快適で安全で安心なまちづくりを進めるため、生活にうるおいを与え、市民が集うコミュニケーション形成の場として都市公園の維持保全を図る。

住宅の耐震化支援制度の継続による防災・防犯に配慮した住まいづくりのほか、リフォームの促進などを進め、災害に強く安心で安全な住宅ストックの形成と流通を進め、誰もが暮らしやすい住宅の普及を推進する。

【生活環境整備の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
１日１人あたりのごみの排出量	g/人・日	932.0	872.7
総資源化率	%	14.5	26.1
不法投棄件数	件	68	44
節電・節水に取り組んでいる人の割合	%	61.4	90.0
管路更新率	%	－	100
汚水処理人口普及率	%	84.5	92.2
水道料金収納率	%	99.3	99.5
下水道使用料収納率	%	98.9	99.0
救命講習を受講したことがある市民の割合	%	56.4	60.0
住宅用火災警報器の設置率	%	83.8	95.0
自主防災組織の結成数【累計】	団体	52	70
消防団充足率	%	81.6	90.0
災害に備えて何かしら準備している市民の割合	%	62.6	68.6
耐震化事業の周知回数【累計】	回（累計）	3	60

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
５生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	基幹管路更新工事（鷹巣上水）	北秋田市	
		基幹管路更新工事（森合上水）	北秋田市	
		老朽管更新工事（浦田地区）	北秋田市	
		老朽管更新工事（桂瀬地区）	北秋田市	
		鷹巣配水場更新整備事業	北秋田市	
	簡易水道	緑ヶ丘地区緊急連絡管整備事業	北秋田市	
		老朽管更新工事（綴子地区）	北秋田市	
		老朽管更新工事（阿仁合地区）	北秋田市	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	鷹巣処理区　管渠工事(汚水管渠 φ150)	北秋田市	
		鷹巣浄化センター耐震補強実施設計	北秋田市	
		鷹巣浄化センター改築更新実施設計	北秋田市	
		鷹巣浄化センター改築更新工事	北秋田市	
		鷹巣浄化センター耐震補強工事	北秋田市	
		合川処理区　施設統合実施設計	北秋田市	

		合川処理区　接続管渠工事	北秋田市	
		米内沢処理区　施設統合実施設計	北秋田市	
		鷹巣処理区　施設統合実施設計	北秋田市	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業	北秋田市	
	(5)消防施設	消防ポンプ車等更新事業　３台	北秋田市	
		消防水利整備事業　10 基	北秋田市	
		広報車更新事業　４台	北秋田市	
		高規格救急車更新事業　２台	北秋田市	
		消防団ポンプ車更新事業　２台	北秋田市	
		消防団積載車更新事業　７台	北秋田市	
		小型動力ポンプ更新事業　５台	北秋田市	
		消防ポンプ車更新事業（はしご車）　１台	北秋田市	
		消防無線指令システム更新事業	北秋田市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	住宅リフォーム支援事業 ①事業の必要性 個人住宅の居住環境の質の向上、バリアフリー化、中古住宅の活用による定住促進のため。 ②具体の事業内容 個人住宅のリフォーム工事や増改築工事を行う者に対し工事費の補助を行う。 ③事業効果 住宅投資の波及効果による市内経済の活性化と、居住環境整備により定住促進につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

水道施設については、アセットマネジメント及び上下水道耐震化計画に基づき、設備更新を順次進めていく。

また、地域からの要望等を考慮しながら、優先順位を定めて廃止施設の解体を進める。

公共下水道及び農業集落排水施設については、整備計画に基づく計画的な整備や修繕、設備更新に努めるとともに、施設の統廃合等による排水処理の効率化を図り、公営企業会計としてさらなる経営の健全化に向けた継続的で安定した下水道サービスを提供する。

廃棄物処理施設については、衛生管理など市民生活に密接に関わる施設であるため、環境負荷を考慮しつつ、効率的な管理運営に努め、長寿命化や更新について検討する。

消防施設については、ほかの公共施設の適正配置とあわせて全市的な観点から検討する。

市営住宅については、需要を的確に把握し、更新期を迎えつつある老朽化した住宅の効率的かつ円滑な更新を行いながら、予防保全的な修繕・改善により長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげる。

第７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針】

「高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画」、「けんこう北秋田２１計画」、「食育推進計画」、「北秋田市こども計画」、「北秋田市第４次障がい者計画」等を遂行し、高齢者、児童、障害者の保健及び福祉向上及び増進を図るため、各種施策を展開する。

【方針】

①　こどもの健やかな成長と地域に応じた子育て支援の充実

「北秋田市こども計画」の基本理念を踏まえ、社会全体で子育てしやすい環境を整備し、すべての子どもの健やかな育ちと地域のウェルビーイングの実現を目指す。

②　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢者が元気なまちづくりを推進するためには、健康づくりと社会参加、地域での支え合いが大切である。そのため、在宅生活支援をはじめ、健康づくりや介護予防、社会参加を支援する施策を展開し、高齢者が支援や介護が必要になった場合でも、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域包括ケアシステムの推進を図る。

また、障がいに対する正しい理解や知識の普及が求められており、地域社会での共生や境的障壁（バリア）の除去、差別や偏見のない地域社会へ向けた施策により、障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、障がいのある人を支えあう施策・事業を総合的に推進する。

（１）現況と問題点

①　こどもの健やかな成長と地域に応じた子育て支援の充実

人口減少における特に若者、子育て世代の減少は、少子化の進行を加速させ、地域・保護者・こども同士の関わり合いの希薄化を招くとともに、市内の出産にかかる医療提供に影響を与えはじめている。

また、市民の子育てに関する満足度は、地域間格差が著しく、こどもの成長や子育てに困難を抱える家庭を把握した支援の充実や地域に応じた多様な保育サービス、こども・若者・子育て世帯の居場所の提供など、特に過疎地域の実態に配慮した環境整備が必要とされている。

②　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

当市の高齢化率は高い水準で推移しており令和 12 年度には 50％を超える見込みであり、高齢者の健康課題を把握し疾病予防（医療・保健）と生活機能維持（介護）を組み合わせた支援を提供し要介護認定者の減少を図り元気高齢者を増やしていくことが求められている。

また、介護保険制度の第１号被保険者に占める認定者（第１号被保険者）の割合は、令和６年度末で 20.9％である。要介護認定者のうち 81.6％が介護サービスを利用している状況であり、介護への依存度が高い地域である。

このため、介護サービス利用の動向を的確に把握し、広範にわたる市域のどこにいても等しく福祉サービスが受けられる環境づくりを進めるとともに、健康づくり、介護予防事業の積極的な推進や、増加傾向にある認知症高齢者に対する取り組みが必要となっている。

障がい福祉においては、少子高齢化や核家族化の進行により、地域におけるつながりが希薄になるなどの社会環境の変化、また、本市においては、障がいのある人の高齢化、障がいのある人を支える家族等の介助者の高齢化が進む中で、障がいのある人の日常生活を取り巻く課題が、多様化・複雑化していくことが見込まれている。こうした状況から、障がいのある人が必要な支援やサービスを利用して自立的な生活を営める

ように、障がいのある人とその家族の抱える課題を把握し、必要なサービスや支援につなげる必要がある。

一人ひとりの症状や困難は多種多様になっており、広範囲にわたる。障がいのある人の一人ひとりの個性や取り巻く環境に応じて柔軟に適応することを基本とし、一人ひとりにあった切れ目のない支援が必要。

障がい者福祉においては、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人が住み慣れた地域で、地域の人と助け合い、支え合いながら本人が希望する生活を営めるための地域づくりと地域共生社会の実現を目指す必要がある。

（２）その対策

①　こどもの健やかな成長と地域に応じた子育て支援の充実

保育料・副食費の無償化をはじめとする子育て世帯への経済的支援を継続するとともに、市公式ＳＮＳ等を活用した子育てに関する情報発信や各種事業の電子化を進め利便性の向上を図る。

こどもの権利の啓発活動に取り組む一方で、虐待やヤングケアラー等困難を抱えるこどもを把握し包括的支援を実施する等、こども家庭センター機能を強化するため教育・保育関連機関との連携強化を図る。

また、こどもの年齢に応じた発育を後押しする質の高い保育の提供と、幼児期から就学期への円滑な成長を支援するため、教育機関との連携を図るとともに、地域の需要に応じた保育所や学童サービス等の居場所の提供により子育てしやすい環境整備を進める。

さらには、妊産婦やその家族の経済的・精神的負担の軽減を図るため、幸せファミリーサポート事業（不妊治療費等助成）、きたあきた出産まるっと応援事業及び産後ケア事業を継続し必要に応じた内容の充実を図る。

②　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

本市は介護依存型の高齢者が多いことから、介護保険事業を適正に運用することはもちろんのこと、高齢者の一体的な保健事業を実施し、健康づくり、介護予防事業の拡大を図る。

また、在宅生活支援の充実を図り、高齢者及びその家族が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう施策を展開し、地域包括ケアシステムの推進を図る。

障がい福祉においては、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、相談支援体制の充実・強化及び個々の心身の状況や生活環境に応じて、真に必要なサービスの提供に向けた取り組みと充実を図り、適切な利用を促進するとともに、障がい者の働く場や各種社会活動の場と機会づくりを進め、あらゆる人が自身の希望や意思によって自らの生活を自立的に営むための合理的配慮のある地域づくりと地域共生社会の実現のための支援を目指す。

また、市民の健康相談、保健指導及び健康診査、介護予防事業の実施のため保健センターの機能の強化・長寿命化を図るための整備を行う。

【子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
特定健康診査受診率	%	38.2	40.0
自分のことを健康だと思う市民の割合	%	63.3	70.0
だれも相談する人がいないと回答する市民の割合	%	11.5	10.0
介護予防事業への参加者数	人	2,449	2,450
認知症サポーター養成講座受講者数	人	4,997	5,960

福祉施設入所者数【累計】	人	124	117
精神傷がい者における障害福祉サービス種別の利用者数	人	82	92
福祉施設から一般就労への移行者数【累計】	人	20	44
民生委員・児童委員の充足率	%	83.3	100.0
子育て中の母の気持ちや体調がよい割合	%	76.1	82.0
子育てに関して気軽に相談できる人がいる保護者の割合	%	69.4	76.0
子育てしやすいまちだと答えた市民の割合	%	65.2	75.0

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
６子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)市町村保健センター及びこども家庭センター	北秋田市鷹巣保健センター整備事業 北秋田市合川保健センター整備事業	北秋田市 北秋田市	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	外出支援サービス事業 ①具体の事業内容 事業を社会福祉法人等に委託し、利用者の居宅や介護予防を提供する場所及び医療機関等の間を送迎する。 ②事業の必要性 高齢化等に伴い、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がい者等の交通弱者が増加していることから、自宅で安心して生活を送るために必要な移動の支援が必要となっている。 ③事業効果 高齢者等の在宅生活への支援が図られ、住み慣れた地域での安心・安全な生活環境が整備される。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		食の自立支援事業 ①具体の事業内容	北秋田市	

		事業を社会福祉法人等に委託し、調理が困難な高齢者等に配食サービスを提供するとともに、声掛け等による安否確認を行う。 ②事業の必要性 一人暮らし高齢者等の調理が困難な高齢者や障がい者が増加しており、安心・安全な在宅生活を実現するうえで、食生活への支援が必要となっている。 ③事業効果 栄養バランスがとれた食事を提供するとともに、見守り体制が整備されることから、在宅においても安心・安全な暮らしの確保が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		福祉の雪事業 ①具体の事業内容 事業を社会福祉法人等に委託し、自力で除排雪が困難な高齢者世帯等の間口除雪や屋根の雪下ろしに係る費用を支援する。 ②事業の必要性 少子高齢化及び核家族化の進行により、自力での除排雪が困難な高齢者等が増加しており、住み慣れた地域で安心・安全に自立して生活を送るためにも除排雪に係る負担軽減が求められている。 ③事業効果 自力では困難な除排雪作業に対する負担軽減を行うことで、冬期間の安全確保が図られるとともに、住み慣れた地域での安心・安全な暮らしの確保につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

児童福祉施設等については、少子化や過疎地域の実態に即し統廃合を含めた施設の在り方を見極めながら、耐用年数や利用実態に配慮した維持管理や効率的・効果的な運営を図り適正配置を検討する。また、住民ニーズに対応するため既存施設を活用した複合的な児童福祉施設やこども家庭センター機能と連携したワンストップサービスの充実を目指した環境整備を検討する。

北秋田市公共施設等総合計画において、継続して管理運営していくべき施設とされていることから計画的な改修や修繕を実施し長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図る。

また、高齢者系福祉施設については、民間活力を活用した指定管理制度における管理運営を進めるとともに、本市の高齢者福祉に寄与する施設の役割を踏まえ、長寿命化や更新も検討する。

第８　医療の確保

【医療確保の方針】

生涯健康でいきいきと暮らせる地域社会を実現するため、本市では、秋田県が策定する「秋田県医療保健福祉計画」及び「秋田県地域医療構想」と整合を図りつつ、地域特性に適応する持続可能な医療提供体制の構築に取り組んでいく。

【方針】

①　医師確保対策その他の医療確保対策

地域医療の中核を担う北秋田市民病院の医師確保については、秋田県及び大学医局等との連携強化・信頼関係を構築することで、医師の継続的かつ安定的な派遣や新たな派遣に繋げていく。

また、健康で安心な暮らしを守るため、一次医療と在宅医療の提供体制の充実に取り組む。

（１）現状と課題

①　医師確保対策その他の医療確保対策

市民の暮らしに根ざす開業医の平均年齢が高くなり、後継者不在や経営継続が懸念されている。また、広い行政面積を有する本市では、市街地中心部に一次医療機関が集中しているため、郊外にある公立診療所の維持とともに、医療へのアクセス格差が生じないよう交通弱者対策を講じる必要がある。また、高齢化の進行や緩和ケアの浸透等により高まる在宅医療のニーズに対応するため、訪問看護サービス提供体制の維持・充実が求められている。

地域医療の中核を担う北秋田市民病院においては、常勤医のいない或いは不足している診療科があり、また、医師不足の影響から救急医療体制の維持が困難さを増しており、継続した医師確保対策が必要である。

また、近年においては、看護師をはじめとした医療スタッフの人材不足も課題となっている。

（２）その対策

①　医師確保対策その他の医療確保対策

都市部との医療格差の解消を目指し、地域医療の中核を担う北秋田市民病院において計画的に医療機器の充実及び施設・設備の最適化を図るとともに、特定の診療科に勤務する常勤医師の中で、夜間、救急医療に従事する医師を対象とした奨励金交付事業を実施することで医師の確保に努める。

また、新たに開業する医療機関への助成や既存医療機関に対する増改築及び医療機器整備等への支援、更には、訪問看護師等への奨励金交付事業を実施することで、一次医療を担う医療機関の確保並びに訪問看護師等の人材確保と地域医療体制の強化を図り、市民が安心して暮らせる地域社会を構築する。

また、山間地域における一次医療の守り手となる公立診療所の医療施設、医療機器整備を図るほか、準無医地区をはじめ交通が不便な地域住民の通院等の手段として、デマンド型乗合タクシーや患者輸送バス等の交通手段の確保に努める。

休日夜間等の初期を含む救急医療については、鷹巣医師団等の協力を得ながら在宅当番医制を継続することで中核病院の救急負担軽減を図り、緊急性の高い患者を確実に受け入れできる体制の維持・強化に努める。

【医療の確保の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
市内の医療体制について整っており満足している市民の割合	%	54.4	60.0
市民病院の常勤医師数 ※非常勤医師等数を含む常勤医師換算数	人	22.3	24.5
北秋田市民病院満足度	%	95.7	98.0

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
７医療の確保	(1)診療施設			
	病院	医療機器等整備事業（北秋田市民病院）	北秋田市	
	診療所	医療機器等整備事業（米内沢診療所、阿仁診療所、合川診療所）	北秋田市	
		医療施設等整備事業（米内沢診療所、阿仁診療所、合川診療所）	北秋田市	
	患者輸送車	患者輸送車更新事業（米内沢診療所、阿仁診療所、合川診療所）	北秋田市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	北秋田市民病院常勤医師奨励金交付事業 ①具体の事業内容 北秋田市民病院に勤務する常勤医師の中で救急医療に従事する医師に対し奨励金を交付する。 ②事業の必要性 医師不足により救急医療体制が脆弱な地域であることから、市民が安心・安全な暮らしを実現していく上で、救急医療体制の整備が必要とされている。 ③事業効果 必要な医師数を確保することにより救急医療体制が整備され、市民の安心・安全な暮らしの実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	

		訪問看護師等奨励金交付事業 ①具体の事業内容 　在宅医療を担う市内の訪問看護事業所に勤務する看護師等に対し奨励金を交付する。 ②事業の必要性 　在宅医療の需要が高まる中、地域の在宅医療提供体制の維持を図る必要がある。 ③事業効果 　訪問看護師等の人材確保を図ることで、在宅医療提供体制が維持され、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会の実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		在宅当番医制事業 ①具体の事業内容 　日常的に休日・夜間の診療を当番制で担当する。在宅当番医制を医師会に委託して実施する。 ②事業の必要性 　医師不足により救急医療体制が脆弱な地域であることから、市民が安心・安全な暮らしを実現していく上で、初期救急医療体制の整備が必要とされている。 ③事業効果 　初期救急医療体制を確保することで、市民の安心・安全な暮らしの実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	
		地域医療確保促進事業 ①具体の事業内容 　新たに開業する医療機関への助成を行うほか、既存医療機関の施設整備や医療機器等の更新に係る費用を支援する。 ②事業の必要性 　地域医療を担う医師の平均年齢が上がり医療機関の減少が懸念されている中、一次医療の維持・確保を図る必要がある。 ③事業効果 　地域住民にとって身近な医療機関を維持・	北秋田市	

		確保し守ることで、安心して暮らせる地域社会を構築できる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関す基本方針では、医療施設については、老朽化に伴う阿仁診療所の改築を行うことで、へき地診療体制の充実に努めるとしているが、令和２年度までに同診療所改築が完了した。今後は患者のニーズを見定めながら、施設の適切な維持管理や適正配置、効率的・効果的な運営方法を検討していく。

第９　教育の振興

【教育の振興の方針】

全国学力・学習状況調査によると秋田県は全国トップクラスであり、その中で本市の児童生徒の状況は、概ね県平均程度となっている。今後も高い教育水準を維持するよう努めるとともに、人口減少の進む本市において将来を担う若者となってくれるようなふるさと教育を推進し、郷土の発展を担う人材として成長するよう教育環境の整備充実を図る。

また、市民が地域コミュニティ活動、生涯学習活動、各種スポーツ・レクリエーション活動、子育て支援と交流活動を積極的に行うことができる環境の整備を図る。

【方針】

①　小・中学校の教育施設の整備等

小・中学校においては、「生きる力」をより具体化するために、子どもたちに「次代を切り拓くための資質・能力の育成」「豊かな心と健やかな体の育成」「ふるさとを愛し、ふるさとを支えようとする子どもの育成」を重点目標とした第２次北秋田市学校ビジョンを令和３年４月に策定し、各学校で実践を図っている。

本市の目指す教育を具現化するために、地域の実情等を踏まえつつ、学校の活性化や、効果的な教育環境を整えるよう、小・中学校の再編を含めた学校施設整備を推進する。

また、遠距離通学が必要な生徒等がいる家庭の負担を軽減する。

②　集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

文化振興と地域コミュニティ活動の拠点として、市民が安心・安全に利用出来るように、交流センターの適切な管理と運営を行い、公民館や集会施設などの各施設については、計画的に老朽施設の改修や改築を推進する。

健康で活力のあるまちづくりの実現が求められる中、スポーツは人や地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、心身の健康の保持・増進にも重要な役割を持っていることから、住民が主体的かつ継続的にスポーツ活動を実践できるよう、スポーツ施設の整備・充実を図る。

地域コミュニティ活動の重要性や社会貢献を通じた生きがいづくりの大切さを周知するための事業の充実を図り、活力ある地域づくりにつながる生涯学習を推進する。

③　農山漁村体験活動の推進

本市の恵まれた自然環境を生かし、交流を通じた地域活性化、過疎地域への理解の促進を図るため、農業体験型教育学習旅行や子ども農山漁村交流プロジェクト等の受入態勢づくりを推進する。

（１）現況と問題点

①　小・中学校の教育施設の整備等

当市における令和７年４月１日現在の学校数は、小学校６校、中学校３校、義務教育学校１校である。

効果的な教育環境を整えるよう中長期的ビジョンで学校再編を示すため、平成２８年度に策定された「北秋田市小中学校適正規模・配置再編プラン」に沿って、阿仁合小、大阿仁小、阿仁中が統合し、義務教育学校阿仁学園を設立（令和５年４月）した。整備を要する老朽化が進んだ校舎も多くなってきており、早期に地域との合意形成を行い、今後の整備計画をまとめた上で施設整備を実施することが重要である。

また、学校の統廃合がすすみ、遠距離通学を強いられる生徒等がいる中で、居住地により生じる交通費の格差軽減が必要である。

小中学校の児童生徒数及び施設の状況（市教育委員会調べ）　　令和７年５月１日現在

学校名		児童生徒数（人）	学級数				施設整備状況		
			単式学級	複式学級	特別支援学級	合計	屋内運動場	水泳ﾌﾟｰﾙ	給食施設
中学校	鷹巣中学校	319	11	0	2	13	2	1	○
	森吉中学校	79	3	0	2	5	1	1	◎
	合川中学校	91	3	0	2	5	1	0	◎
	小　　計	489	17	0	6	23	4	2	－
小学校	鷹巣小学校	295	12	0	3	15	1	1	○
	鷹巣東小学校	71	6	0	2	8	1	1	△
	綴子小学校	72	4	1	1	6	1	1	○
	清鷹小学校	122	6	0	2	8	2	1	△
	米内沢小学校	123	6	0	2	8	1	1	◎
	合川小学校	145	6	0	2	8	1	0	◎
	小　　計	828	40	1	12	53	7	5	－
義務教育学校	阿仁学園	57	5	2	3	10	1	1	◎
合　　計		1,374	62	3	21	86	12	8	－

○鷹巣北部学校給食ｾﾝﾀｰ △鷹巣南部学校給食ｾﾝﾀｰ ◎もりよし学校給食ｾﾝﾀｰ

②　集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

交流センターにおいては、現在複数の団体が長期的に入居しており、複合施設となっているほか、避難場所としても指定されているが、建築から37年以上が経過し老朽化が進んでいる。

スポーツ施設については、体育館６、野球場４、スキー場１、プール２、陸上競技場１施設等があり、多くの市民に利用されているものの、老朽化が進んでいる施設もあることから、適切な維持管理とともに、中長期的なビジョンで多様なニーズに即したスポーツ環境の整備が必要である。

建替や補修・改修を行った施設がある一方、今後、建替や補修・改修が必要となる施設があり、計画的に進める必要がある。

また、各地域の公民館は、それぞれの地域の特徴を生かしながら、多様な学習機会を提供することで、市民が積極的・主体的に学びに参加することができるよう支援している。

③　農山漁村体験活動の推進

近年は農作業を通じた豊かな人間性や社会性の育成効果が注目され、学校教育において農山漁村での体験活動への関心が高まっている。本市は自然環境や農業体験など多彩なプログラムを用意できる環境にあることから、交流の拡大による地域活性化を図るため、農山漁村体験活動を積極的に推進する必要がある。

（２）その対策

①　小・中学校の教育施設の整備等

「北秋田市小中学校適正規模・配置再編プラン」の計画部分について、地域の実情や社会の変化も汲み取った上で、充実した教育活動が可能となるよう必要に応じて見直しながら学校整備を進め、地区によっては、小・中学校の統合、併設も検討する。

また、学校再編により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒もいることから、遠距離通学対策としてスクールバスを運行し、通学手段を保障していく。あわせて高等学校等への通学で遠距離通学せざるを得ない生徒等が秋田内陸縦貫鉄道を利用する場合に、定期券の購入費用の一部を助成し、保護者の負担軽減に努める。

学校施設については、安心・安全な教育環境を確保するため、老朽化した施設・設備について効率的な整備の実施を図る。

学校給食施設については、安定した給食提供のため、老朽化や劣化が著しい施設や調理機材の整備を進める。

②　集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

交流センターにおいては、文化振興と地域コミュニティ活動の拠点となるよう、施設の適切な維持管理、計画的な補修を行う。

スポーツ施設については、交流人口の拡大や市民の幅広いニーズに対応するため、適切な維持管理を図るとともに、計画的な整備・改修、備品の充実を促進する。

北秋田市民ふれあいプラザ及び各公民館では、多様な市民のニーズを把握・分析することで更なる地域の拠点としての活動・運営に生かしていく。

地域コミュニティ活動の重要性や社会貢献を通じた生きがいづくりの大切さを周知するための事業の充実を図り、活力ある地域づくりにつながる生涯学習を推進するため、各施設については、市民が安心して利用することができるよう、計画的に老朽施設の改修や改築を推進し、建物の長寿命化につなげる。

③　農山漁村体験活動の推進

農山漁村体験活動の推進については、本市の恵まれた自然環境を生かし、将来を担う豊かな人材育成と交流を通じた地域活性化を図るため、学校や旅行会社等のニーズの把握に努め、さらには受け入れ側となる地元関係者との協議を密にして、積極的な取り組みを展開する。

【教育の振興の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
県学習状況調査通過率で県平均を上回る教科数（４学年 17 教科中）	科目	9	12 以上
県学習状況調において「自分にはよいところがある」と回答した児童の割合	%	32.2	50.0
全市一斉「春のクリーンアップ」への児童生徒の参加率	%	19.9	対前年比で増加
不登校児童生徒のうち、全く学校に出席できておらず、関係機関等からの働きかけにも応じていない児童生徒の割合	%	22.2	10±
公民館等が開設した講座数	件	75	75
公民館等を利用した人数	人	142,471	142,500

学校活動以外の体験学習や発表の場の開催回数	回	75	75
週１回以上運動をする人の割合	%	41.2	53.0
合宿補助金の交付件数	件	3	5
スポーツの満足度 ※スポーツ推進に関する市民意識調査における「スポーツ満足度」の設問において「どちらかといえば満足している」以上の割合	%	58.0	70.0

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校　舎	鷹巣小学校特別教室エアコン設置事業	北秋田市	
		鷹巣東小学校特別教室エアコン設置事業	北秋田市	
		綴子小学校特別教室エアコン設置事業	北秋田市	
		市内小中学校照明ＬＥＤ化改修事業	北秋田市	
		合川中学校予防改修事業	北秋田市	
	屋内運動場	鷹巣中学校体育館改築工事	北秋田市	
		市内小・中・義務教育学校体育館エアコン設置事業	北秋田市	
	スクールバス・ボート	スクールバス	北秋田市	
	給食施設	厨房機器更新	北秋田市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	集会施設	交流センター改修事業　一式	北秋田市	
	公民館	公民館整備事業　一式	北秋田市	
		鷹巣地区公民館エアコン設置事業　一式	北秋田市	
		森吉コミュニティセンター改築事業	北秋田市	
		坊沢公民館駐車場増設事業	北秋田市	
		鷹巣地区各公民館エアコン設置事業一式	北秋田市	
	体育施設	合川体育館倉庫改修工事	北秋田市	

		森吉総合スポーツセンター屋根改修工事	北秋田市	
		北秋田市民プールシャワー室増設工事	北秋田市	
		合川プール屋根改修工事	北秋田市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 その他	通学定期助成事業 ①具体の事業内容 学校の統廃合等により、遠距離通学を余儀なくされる生徒等の通学手段として、秋田内陸縦貫鉄道を利用する生徒等に対し、ＪＲに比べ割高な秋田内陸縦貫鉄道の定期券を、距離換算にしてＪＲと同額になるよう差額分費用の一部を補助する。 ②事業の必要性 学校の統廃合により生じた居住地域による格差を是正し、若者層の地域への定着を図り、集落の維持及び活性化を図るため、過疎地域に住む生徒等の教育環境に影響を及ぼさない対策が必要となっている。 ③事業効果 遠距離通学を余儀なくされる生徒を持つ家庭の負担が軽減されることにより、地域からの人口流出を抑制することにつながり、延いては集落の維持及び活性化につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設については、個別施設ごとの現状を把握しながら、「学校施設の長寿命化計画」とも整合した上で、計画の評価と整備を行い、維持管理に努める。

交流センターにおいては、隣接する文化会館と連携することにより高い活用性が生まれることから、適正な管理を行い、長寿命化を図る。

スポーツ・レクリエーション系施設については、既存施設・器具等の修繕や更新を継続して行い、適正管理と有効活用に努めるとともに、多様なスポーツニーズに応じた施設環境の充実を図る。

文化施設（公民館、集会所、自治会館、交流センター、文化会館など 81 施設）はおおむね施設性能は高く、かつ、有効に活用されていることから、今後も市有施設として適切に維持管理して有効活用に努めるとともに、市民ニーズに合致しているか、効率的な運用になっているか等の観点から、市の文化振興の在り方を含めて、総合的に検討する。

第 10　集落の整備

【集落整備の方針】

本市の集落においては、人口の減少・少子高齢化の進展に伴い、単一の集落では社会的共同体としての機能維持に困難を抱える地域も出てきている。過疎地域の集落は、居住の場であるばかりでなく農地や環境の保全・歴史や文化の継承等、様々な役割を果たしているため、これらの集落機能を維持することが重要である。このため、集落や住民団体等が行う主体的な取り組みや、集落同士が連携し、機能を補完する取り組み、集落の自治環境整備の取り組みを推進する。

（１）現況と問題点

本市の集落の状況は、若者の流出により、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢化集落と言われる 65 歳以上の高齢者が半数を超える行政区が令和 7 年 4 月 1 日現在において 281 行政区中 152 箇所存在（54.1%）しているなど、集落機能や自治機能への影響も見受けられる状況となってきている。

このため、集落の維持と活動の活発化に向け、集落や市民団体が自発的に行う課題解決に向けた取り組みや集落の自治環境整備の取り組みを促進する必要がある。

（２）その対策

集落や市民団体が自主・自発的に行う、まちづくりに役立つ公益的な事業への支援や自治会館整備・法定外公共物整備・防犯街灯整備・ごみ集積所整備など、集落の自治環境整備への支援により、地域課題の解決と集落の維持・活性化を図る。

また、集落の運営にあたり、単一の集落では対応が難しい課題等については、複数集落のネットワーク化の推進により、集落同士の機能補完に向けた取り組みを支援する。

【集落の整備の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
地域が住みやすいという市民の割合	%	65.2	71.4
活発に活動が行われている自治会等の割合	%	57.8	68.4
地域活動に何か参加している市民の割合	%	59.0	73.8
自主防災組織の結成数【累計】（再掲）	団体	52	70
消費者問題に関する意識啓発活動の実施件数	件	7	15

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
９集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	市民提案型まちづくり事業 ①具体の事業内容 市民団体が自主･自発的に行う市の	市民団体	

		まちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を補助する。 ②事業の必要性 効果的･効率的な事業展開や集落等の維持及び活性化を図るため、住民の自主･自発的な活動を支援する必要がある。 ③事業効果 市民団体が自主･自発的に行う公益的事業であるため、地域の特色が生かされた効果的かつ効率的な事業となるうえ、地域課題等の解消、集落等の維持･活性化にもつながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		自治会館整備事業 ①具体の事業内容 自治会館の新築･改修等に要する経費の一部を補助する。 ②事業の必要性 地域自治の振興を図り、地域住民の福祉の向上を推進するため、活動拠点施設の整備が必要である。 ③事業効果 集落のコミュニティ施設を整備することで、地域住民の連帯感が高まり、コミュニティ活動の推進と地域自治の確立が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会等	
		環境整備事業 ①具体の事業内容 法定外公共物等の整備に要する経費の一部を補助する。 ②事業の必要性 特に災害が発生した場合等には、効果的･効率的に事業展開する必要があるため、法定外公共物等の円滑な整備促進が必要である。	自治会等	

		③事業効果 　事業の経費の一部を補助することで、共同墓地を含む法定外公共物等の整備促進が図られ、生活環境の向上が見込まれる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		防犯街灯設置補助金 ①具体の事業内容 　効果的・効率的な事業展開や集落等の維持及び活性化を図るため、防犯街灯の整備を支援する必要がある。 ②事業の必要性 防犯街灯の設置や更新に要する経費の一部を補助する。 ③事業効果 　集落の自治環境を整備することにより集落等の維持・活性化にもつながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会等	
		ごみ集積所整備事業 ①具体の事業内容 　ごみ集積所を新設、更新等する自治会に対し、経費の一部を補助する。 ②事業の必要性 　老朽化が進んでいるため、継続的に実施することが必要である。 ③事業効果 　ごみ集積所の老朽化と維持管理に困難を抱える自治会等の問題解消を図り、公衆衛生を保持することが可能となる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会等	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

第１基本的な事項から第 12 再生可能エネルギーの利用の推進までにおける公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を踏まえ、過疎対策を推進する。

第 11　地域文化の振興等

【地域文化の振興等の方針】

ユネスコ世界文化遺産伊勢堂岱遺跡を核に、歴史文化を活かした観光振興と交流人口の拡大を図り、地域の誇りを醸成する。

あわせて、市民が芸術文化に触れる機会の提供や団体へ支援を行い、芸術文化活動の更なる活性化を図る。

（１）現況と問題点

本市には国、県、市あわせて 95 件の指定文化財が存在しており、それぞれの場所において保存・公開を実施している。中でも世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成遺跡である国指定史跡伊勢堂岱遺跡や伊勢堂岱縄文館は開館から 10 年を経過し、施設の老朽化で徐々に不具合が生じており、環状列石の保護や訪れる見学者の利便性向上ため、設備や駐車場の外構について、部分的に改修が必要になっている。

また、地域において守られている各種文化財についても保存・活用のための取り組みを推進する必要がある。中でも各地域に代々伝えられてきた民俗芸能や伝統行事は、人口減少、若者流出、少子化など社会情勢の変化により年々後継者不足が深刻となっており、伝統芸能の継承が危ぶまれている。

また、芸術文化活動への支援としては、芸術団体等に補助金を交付している。また、文化会館や浜辺の歌音楽館においては、公演や音楽イベント等を開催し、芸術文化活動の活性化を図っているが、いずれの施設も老朽化が進んでおり、改修等が必要となっている。

（２）その対策

国指定史跡伊勢堂岱遺跡の適切な遺跡の保護対策を継続し、また、ガイダンス施設では、国内外に向けた情報発信、案内ガイドの養成、最新技術の活用と既存案内ガイドを組み合わせた体制の整備を図り遺跡のＰＲに努める。そのほか、職員による日常的な点検を行い、軽微な不具合の早期発見に務め、設備で耐用年数が近いものについては、計画的な改修を行う。

国指定文化財の根子番楽やマタギ資料をはじめ、国指定文化財の金家住宅や県指定文化財の旧長岐家住宅など、文化財施設等の老朽化に伴う改修を進め、利便性の向上と施設の長寿命化を図り、適切な管理・保存、活用に努める。

芸術団体等には引き続き、補助金を交付し取り組みを支援していく。文化会館や浜辺の歌音楽館でのイベント等は、より力を入れ継続させ、芸術文化の拠点となるよう、施設の適切な維持管理、計画的な改修を行う。

【地域文化の振興等の目標】

目　標	単位	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
伊勢堂岱遺跡を見学したことがある市民の割合	%	39.6	42.0
伊勢堂岱遺跡へのツアー参加者人数	人	1,370	1,520
有形文化財（金家住宅・旧長岐家住宅等）を公開した回数	回	8	12
浜辺の歌音楽館や浜辺の歌音楽館のイベントに行ったことのある市民の割合	%	－	9.0

（各目標は北秋田市総合計画との共通目標）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	文化会館改修事業　一式	北秋田市	
		浜辺の歌音楽館改修事業　一式	北秋田市	
		伊勢堂岱縄文館改修事業　一式	北秋田市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

文化会館、みちのく子供風土記館については、自主事業だけではなく貸館としても利用され、芸術文化の発展に寄与している施設である。また、浜辺の歌音楽館については、歴史資料の展示や保管を行う顕彰拠点の博物館である。いずれの施設も役割を踏まえ、各設備の劣化具合を把握し、適正な改修により施設の長寿命化を図り運営している。

社会教育系施設については、特色を生かした魅力的な企画・展示を推進し、入館者の増加を図る。また、ふるさと教育の一環としての活用を検討しながら観光振興の活用も模索する。

文化会館等の文化施設は、有効活用に努めるとともに、市民ニーズに合致しているか、効率的な運用になっているか等の観点から、市の文化振興のあり方を含め総合的に検討する。

第 12　再生可能エネルギーの利用の推進

【再生可能エネルギーの利用の推進の方針】

再生可能エネルギーは、すでに稼働している太陽光発電、水力発電のほか、バイオマス・風力・小水力・地熱発電など自然を生かした新たな電力開発が求められている。

地球規模での様々な環境問題の発生を背景に、地球温暖化防止に向けた取り組みが進む中、さらなる環境負荷の低減を目指すには、市民、事業者、行政が現状を認識し、それぞれの役割において環境に配慮した取り組みを一体となって進める必要がある。このことから、再生可能エネルギーの利用に関する様々な施策の推進を図る。

（１）現況と問題点

再生可能エネルギーは、地域分散型のエネルギー源であり、それぞれ関係する機関団体が主体となって、地域に貢献できる取り組みとしなければならない。そのため、景観や自然保護などの観点から悪影響が懸念されることから、地元住民を含む関係者の合意形成、良好な関係構築、丁寧な説明が求められる。

セミナーやワークショップを通じて市民の関心を高める啓発活動に取り組む必要がある。

（２）その対策

再生可能エネルギーは、脱炭素社会に向けた手段の一つとして普及が求められていることから、ガイドラインや指導要綱に基づいた対応を引き続き行い、自然環境等に配慮しながら「2050 ゼロカーボン」に向けた再生可能エネルギーの利用推進を図り、社会課題の統合的解決を目指す SDG s の達成を図る。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギーの振興 ①具体の事業内容 地球規模での様々な環境問題の発生を背景に、地球温暖化防止に向けた取り組みが進む中、さらなる環境負荷の低減を目指すには、市民、事業者、行政が現状を認識し、それぞれの役割において環境に配慮した取り組みを一体となって進める。 ②事業の必要性 豊富な地域資源を活用する本事業により、新たな産業創出と雇用の拡大に期待が持てる。 セミナーやワークショップを通	北秋田市	

		じて市民の関心を高める啓発活動に取り組む必要がある。 ③事業効果 　エネルギーの地産地消は、災害時の電力供給はもとより、関連する産業の成長や、排熱等を活用した農産品生産及び陸上養殖など、新たな産業が創出され、また、保守・メンテナンス、地元雇用を含めた地域の活性化につながることが期待されることから過疎地域の持続的発展に資する事業である。		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

遊休施設においては、余剰スペースの活用、他用途への転換などによる活用を進めていくこととしている。
また、既存の市有施設を含め、新規公共施設等についても、再生可能エネルギーの導入を検討する。

第 13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

【地域と行政との協働の推進の方針】

地域主権の進展に伴い、自己決定の範囲が拡大する一方、地方は持続的に発展できる地域社会をどのように構築していくのか、自ら選択し責任を持つことが求められている。

このような社会情勢の中、持続的に発展できる地域社会を構築するためには、「自助」「共助」「公助」を基本として、市民と行政の協働によるまちづくりを推進し、より効果的かつ効率的な行政運営を図る必要がある。

あわせて、市民一人ひとりの多様な立場や価値観を尊重しながら、対話を通じて相互理解と信頼関係を深め、持続可能で力強い地域コミュニティの形成を目指す。

このことから、協働のまちづくりに関する様々な施策の推進を図る。

（１）現況と問題点

①　地域と行政との協働の推進の方針

人口減少や高齢化、デジタル化などに伴い、市民の生活スタイルや価値観が多様化しており、同時に地域が抱える課題も複雑化・多様化・高度化傾向にあり、行政だけが主体となって解決することは困難な状況である。

また、自治会等をはじめとする地域活動においては、担い手の高齢化や後継者不足により、活動の継続が困難となる事例が増加している。

さらに、就業や日常生活におけるデジタル化の進展等により人と人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティの維持・形成そのものに支障が生じることが懸念されている

市民が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、「第３次北秋田市総合計画」に基づき、地域と行政との協働によるまちづくりの推進が必要である。

（２）その対策

①　地域と行政との協働の推進の方針

市政の円滑な運営と市民の利便性向上に向けた行政協力委員等との協働・連携の強化や、地域課題の解決や地域振興に自ら取り組む活動についての補助などの支援を継続するほか、様々な方法で地域の声を聞き、課題を把握し、地域とともに課題解決に取り組む。あわせて、広報紙や市ホームページ、市公式 SNS 等を活用し、年代や生活スタイルに応じた分かりやすい情報発信に努めることで、市民の市政参画を促進する。

また、自治会長会や町内会との意見交換を行い、担い手の確保や負担軽減の視点も踏まえながら、地域コミュニティの今後の在り方を検討する。

（３）公共施設等総合管理計画との整合

指定管理者制度などの官民連携手法を活用し、自治会等との協働による管理運営を進め、地元自治会等の集会所や作業所としての機能が強い施設については、地元への譲渡などを検討する。

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区　　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
１移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進ＰＲ事業 ①具体の事業内容 市ＨＰや各種ＳＮＳ等を活用し、本市の魅力や移住支援制度の情報発信を行うほか、移住フェア出展やオンライン移住相談を行う。 ②事業の必要性 少子高齢化・人口減少が進む中、地域の活力や担い手確保のため移住・定住の促進が必要となる。 ③事業効果 情報発信を通して、移住希望者に本市の認知度や移住への後押しをし、地域の活性化につなげる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	移住・定住の促進により若年者等の定住人口の減少に歯止めをかけることで、地域の日常生活機能維持及び活力向上の効果が長期的に期待できる。
		移住者住まい応援事業 ①具体の事業内容 移住者の引越費用や除雪用品の購入及び運転免許取得費用を助成する。 ②事業の必要性 移住初期の経済的負担軽減を図る。 ③事業効果 移住者の負担軽減を図り、北秋田市で快適に過ごしてもらい、定住につなげる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	移住者の負担軽減を図り、北秋田市で快適に過ごしてもらい、定住につなげる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		移住者住宅支援事業 ①具体の事業内容	北秋田市	自分の家をもつこと

		移住者が市内に住宅を建築または購入する場合、経費の一部を助成する。 ②事業の必要性 移住・定住支援施策の中で県内移住者も対象となり、移住初期の経済的負担が図られる。 ③事業効果 自分の家を持つことで本市への愛着が生まれ定住促進が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		で本市への愛着が生まれ定住促進が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		出会い創出事業 ①具体の事業内容 市内在住の独身男女に出会いの場を提供するイベントを開催する。 ②事業の必要性 出会いの場を提供することで結婚率の向上を図る。 ③事業効果 婚姻を契機に移住や定住につながり、人口増加が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	婚姻を契機に移住や定住につながり、人口増加が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		結婚生活応援事業 ①具体の事業内容 市内で結婚生活をスタートする若者夫婦に対し、お祝い金を支給する。 ②事業の必要性 結婚初期の経済的負担の軽減を図る。 ③事業効果 結婚生活を応援することで、本市での定住促進につながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	結婚生活を応援することで、本市での定住促進につながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	地域間交流	地域間交流・関係人口の創出 ①具体の事業内容 　移住者支援団体と連携し、本市での生活相談や情報交換を行い、定住につなげる。 ②事業の必要性 　継続的に本市と繋がりをもつ人たちと交流し、外から見た本市の地域課題の改善案などの提案が期待できる。 ③事業効果 　地域外の人材と交流することで、相互に刺激を与え地域活力の維持･発展が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	地域外の人材と交流することで、相互に刺激を与え地域活力の維持・発展が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		テレワーク・ワーケーションを活用した関係人口の創出 ①具体の事業内容 　大館能代空港がある優位性を最大限に活かしたアプローチにより、当市の山積する地域課題の解決に取り組む企業や、BCP、チームビルディング形成、越境型企業研修など首都圏企業等の招聘を図り、人の流れを作り出し、地域内経済の活性化を図る。 ②事業の必要性 　少子化や若者流出により域内の賑わいや、物流事業等を始めとした市民サービスの維持が困難となることが予測されるため、ソーシャルビジネスを強みとする企業と地域課題の解決に向けた取り組みを実施する。また、親子型ワーケーションの保育園留学を通じて長期的な関係人口づくりを進めていく必要がある。 ③事業効果 　シティプロモーション事業によ	北秋田市	シティプロモーション事業による当市の事業環境を体験するツアー等の実施によりソーシャルビジネス型のスタートアップや企業等のサテライトオフィス誘致など雇用の拡大や地域経済の活性化が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する

		る当市の事業環境を体験するツアー等の実施によりソーシャルビジネス型のスタートアップや企業等のサテライトオフィス誘致など雇用の拡大や地域経済の活性化が図られる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		事業である。
	人材育成	資格取得支援事業 ①具体の事業内容 市内企業の雇用維持や求職者の能力向上のための資格取得に掛かる費用の一部を補助する。 ②事業の必要性 社会情勢が変化する中、市内企業が雇用を維持した事業継続を図れるよう、必要な資格取得を促進する必要がある。 ③事業効果 資格取得支援助成金を実施して求職者の就職につなげるとともに、市内企業・事業所が必要な資格取得を支援して雇用の安定が図れる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	資格取得支援助成金を実施して求職者の就職につなげるとともに、市内企業・事業所が必要な資格取得を支援して雇用の安定が図れる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		外国人材受入促進事業 ①具体の事業内容 外国人材の受入に掛かる初期費用の一部を補助する。また、外国人材の宿舎として住宅等の取得・改修した費用の一部を補助する。 ②事業の必要性 労働人口の減少により、特に建設業や製造業、介護・物流分野などでは慢性的な人手不足に直面しており、外国人材の需要が高まっている。	北秋田市	外国人材の受入を促進することで、企業の人手不足が解消し、事業継続が図れる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展

		③事業効果 　外国人材の受入を促進することで、企業の人手不足が解消し、事業継続が図れる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 雇用促進交付金事業 ①具体の事業内容 　市内事業所が、市内に住所を有する者を新たに雇用したとき、一人当たりの定額を事業主に交付する。 ②事業の必要性 　少子高齢化及び人口減少の進行により、市内企業の雇用の確保はより困難な状況となっており、雇用確保を支援する取り組みが必要である。 ③事業効果 　新規常時雇用者を雇い入れた事業主に対し、奨励措置を講ずることにより、民間企業の活性化と多様な雇用の場拡大による市民の定住率維持・向上を見込める。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	に資する事業である。 　新規常時雇用者を雇い入れた事業主に対し、奨励措置を講ずることにより、民間企業の活性化と多様な雇用の場拡大による市民の定住率維持・向上を見込める。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
２産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	林道点検診断・保全整備事業 ①具体の事業内容 　橋梁の点検診断を行い損傷・劣化等を把握した林道施設長寿命化計画（個別施設計画（個票））を作成し、計画に基づき補修及び更新等を行う。 ②事業の必要性 　林道等には老朽化した橋梁が多く存在することから、当該事業を	北秋田市	橋梁の長寿命化並びに橋梁の補修及び更新等に係る経費の削減を図りつつ、将来にわたり地域の林道網の安全

		実施し、将来にわたり安全な交通を確保する必要がある。 ③事業効果 　橋梁の長寿命化並びに橋梁の補修及び更新等に係る経費の削減を図りつつ、将来にわたり地域の林道網の安全性・信頼性を確保することができる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		性・信頼性を確保することができる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	商工業･6 次産業化	地場産業の振興 ①具体の事業内容 　企業･農林漁業等の事業者、商工会・ＪＡ等の経済団体、大学･研究機関及び市民と一体となった事業を展開し、新たな産業の創出及び地場産業の育成による高付価値製品の開発、農林水産分野における特産品の開発と増産等を推進する。 ②事業の必要性 　資金不足と経営の硬直化により設備投資や新しい技術の導入、販路開拓など事業を成長するための資金が不足している事業者が多く、設備更新や新規投資が困難なことから、生産性や品質向上が難しい現状にある。 　また、消費者の嗜好やライフスタイルの変化、消費者ニーズの多様化に加えて、量販店や海外企業などとの競合激化といった課題に直面しており、そのことから地域内の雇用が減少し、域内経済が停滞している現状にある。 ③事業効果 　これまで新たな販路開拓の支援としてデジタル技術を活用した生産効率の向上、新たなマーケティング、オンライン販売などに取り	北秋田市	これまで新たな販路開拓の支援としてデジタル技術を活用した生産効率の向上、新たなマーケティング、オンライン販売などに取り組んできており、引き続き魅力的なデザインを取り入れ、高いブランド力を構築し競合との差別化が図られ過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		組んできており、引き続き魅力的なデザインを取り入れ、高いブランド力を構築し競合との差別化が図られ過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		企業誘致対策事業 ①具体の事業内容 市内に工場等を新設、増設又は移設する企業に対し便宜の供与又は奨励措置を講ずる。 ②事業の必要性 企業誘致や事業拡大による有効求人数の増加と地域経済の活性化を図る。 ③事業効果 北秋田市に新たな企業を誘致する又は事業規模の拡大は、労働人口の流出を減少させ、消費世代の増加による地域経済の活性化並びに過疎地域の自立促進に資する事業である。	北秋田市	北秋田市に新たな企業を誘致する又は事業規模の拡大は、労働人口の流出を減少させ、消費世代の増加による地域経済の活性化並びに過疎地域の自立促進に資する事業である。
		起業・創業の促進 ①具体の事業内容 自らのアイディアや技術により起業・創業に踏み出そうとする人財のチャレンジを後押しし、各地域に顕在する地域課題の解決や社会性のある事業を行う創業（第二創業）者に対して、創業セミナー等の開催、創業支援機関や専門家等が連携したハンズオン支援の実施により、事業計画達成や経営安定までを強力に支援することで雇用の創出や地域経済の活性化を図る。 ②事業の必要性 過疎地域特有の地域課題に関心のある若年層や、成長初期段階のスタートアップが現れつつあり、	北秋田市	産学官金連携を利用した企業支援や人材育成を図り、雇用の場の創出となる企業誘致や新分野への進出に期待が持て過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		県外からは地域資源を活用するスタートアップが実証フィールド、協業先としての地方に関心を示している。 　その一方で、アイデア段階で相談できる場やビジネスプランを試す機会、成長に必要な専門家等による伴走支援、資金調達、情報発信など成長段階に応じた支援体制の構築が必要となる。 ③事業効果 　産学官金連携を利用した企業支援や人材育成を図り、雇用の場の創出となる企業誘致や新分野への進出に期待が持て過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		空き店舗利活用事業 ①具体の事業内容 　駅前周辺市街地の空き店舗を利活用して出店した事業者に対し、賃借料の一部を補助する。 　また、出店に伴う店舗改修費用の一部を助成する。 ②事業の必要性 　駅前周辺市街地を中心に空き店舗が増えており、地域の活性化のためにも早期の解決が必要である。 ③事業効果 　空き店舗の利用により、地域の賑わいや中小小売商業の活性化が図られるとともに、地域経済の拡大並びに雇用の奨励にもつながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	空き店舗の利用により、地域の賑わいや中小小売商業の活性化が図られるとともに、地域経済の拡大並びに雇用の奨励にもつながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		市街地賑わい再生支援事業 ①具体の事業内容 　商店街等団体等が行う、市街地	北秋田市	イベントの開催による地域の賑

		の賑わいづくりや活性化を図るために開催される事業に対して一部を補助する。 ②事業の必要性 市街地における賑わいが少ないことから地域活性化につながるイベントが必要である。 ③事業効果 イベントの開催による地域の賑わいや人の流れをつくり出すことは、少子高齢化が進む当市における若年層の交流創出につながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		わいや人の流れをつくり出すことは、少子高齢化が進む当市における若年層の交流創出につながる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		販売促進事業 ①具体の事業内容 新規販路開拓など商談や継続的な販売に繋がる首都圏等の物産販売への出展や、ＥＣサイトの開設、改修及びモール型ＥＣサイトへの出店等に必要な経費を支援する。 ②事業の必要性 都市型ファーマーズマーケットへの出展など新規販路開拓や商談に繋がるイベントへの参加するための出店料や交通費、宿泊費を支援することで、自社ＥＣサイトのＰＲを含めた販売促進を図ることができる。 ③事業効果 生産者や販売者が消費者と対話を通じた販売ができ、品質や土壌など生産環境を知る上で商談等に繋がる期待がもてる。 また、様々な商品を閲覧購入できるECサイトの構築を促進することで、顧客データ管理を蓄積し、プッシュ型による通知で新商品、旬	北秋田市	生産者や販売者が消費者と対話を通じた販売ができ、品質や土壌など生産環境を知る上で商談等に繋がる期待がもてる。 また、様々な商品を閲覧購入できるECサイトの構築を促進することで、顧客データ管理を蓄積し、プッシュ型による通知で新商品、旬な産

		な産品をお知らせするなど、新たなサービス展開が可能となるなど過疎地域の持続的発展に資する事業である。		品をお知らせするなど、新たなサービス展開が可能となるなど過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		情報関連産業誘致事業 ①具体の事業内容 　若年者にとって魅力あるスタートアップや情報関連産業のサテライトオフィスの設置、二地域居住の可能性を含め誘致に取り組んでいく。 ②事業の必要性 　少人数で企業活動できる職を選択肢として増やし、また、起業家の機運醸成、地元企業との事業マッチングなどが図られる。 ③事業効果 　新規企業の進出やサテライトオフィスの開設による定着を促進することで、若年者が希望する職種が増えるとともに、地場産業との協働による新たな産業の創出を期待できるなど過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	新規企業の進出やサテライトオフィスの開設による定着を促進することで、若年者が希望する職種が増えるとともに、地場産業との協働による新たな産業の創出を期待できるなど過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		事業承継支援 ①具体の事業内容 　産業振興による仕事づくり、稼ぐ地域づくりの実現を図るため、北秋田市継業バンクを活用した取り組みにより一次産業を含む担い手や小規模事業者の後継者を募	北秋田市	本事業を実施することで、本市として残したい事業を首都圏をはじめとした

		り、事業の持続的発展と移住、二地域居住を促進する。 ②事業の必要性 　市内の個人農業者や小規模事業者では、高齢化や人手不足を要因とする閉廃業が増加してきたことから、事業の譲り手と継ぎ手を繋ぐプラットフォーム「北秋田市継業バンク」を開設しマッチングの機会を創出してきた。 　地域性の高い事業や一次産業は首都圏を中心とした若い世代や移住希望者からの関心が高い状況にあるが、就農や承継しやすくなるような支援を行っていくことが必要である。 ③事業効果 　本事業を実施することで、本市として残したい事業を首都圏をはじめとした全国の会員に向け募集し、移住人口の拡大促進につながる。　また、市内事業者の閉廃業等による事業譲渡などがあった場合、雇用の維持が図られるなど地域経済への効果は大である。		全国の会員に向け募集することで移住人口の拡大促進につながる。また、市内事業者の閉廃業等による事業譲渡などがあった場合、雇用の維持が図られるなど地域経済への効果は大である。
		宿泊施設パワーアップ事業 ①具体の事業内容 　ホテル・旅館事業者や農泊民泊事業者に対し、宿泊環境の整備や魅力・利便性向上を図るために行う事業費の一部を支援し、体験型コンテンツの提供等により滞留型観光を推進し、地域事業者の活性化と域内経済の循環を図る。 ②事業の必要性 　ビジネス利用客等が市内宿泊施設の減少により近隣他市に流れていることから、住宅宿泊事業や旅館業等の確保に努める必要がある。	北秋田市	マイクロツーリズムやワ―ケーション、リモートワークの目的地として農泊、民泊等の小規模宿泊施設へのニーズが高まっているなかで、当市の地域資源を活用し

		③事業効果 　マイクロツーリズムやワーケーション、リモートワークの目的地として農泊、民泊等の小規模宿泊施設へのニーズが高まっているなかで、当市の地域資源を活用した体験型コンテンツの造成により滞留型観光の推進となり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		た体験型コンテンツの造成により滞留型観光の推進となり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		乗合タクシー運行事業 ①具体の事業内容 　市内に点在する観光施設と、大館能代空港、JR 鷹ノ巣駅及び秋田内陸縦貫鉄道の最寄り駅との間を、一人あたりの定額料金で運行する乗合タクシー。 ②事業の必要性 　観光施設が市内に点在し、空港や駅との間の公共交通機関が無いことから、２次アクセスを向上させる必要がある。 ③事業効果 　観光客の利便性や点在する観光施設間の周遊性を高め、交流人口や滞在時間の増加を図ることができる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	観光客の利便性や点在する観光施設間の周遊性を高め、交流人口や滞在時間の増加を図ることができる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		おもてなし宿泊支援事業 ①具体の事業内容 　市内宿泊施設に宿泊した観光客に市内での商品購入等に使用できるクーポン券を配付し、宿泊需要の喚起及び地域経済の活性化を図る。 ②事業の必要性 　宿泊需要が落込むシーズンの需要喚起を図り、宿泊施設の稼働率	北秋田市	観光客の増加による宿泊事業者の収入の安定化に繋がるとともに、観光消費額の増加や集客力の強化を図る

		向上や宿泊事業者の収入確保を目指す必要がある。 ③事業効果 観光客の増加による宿泊事業者の収入の安定化に繋がるとともに、観光消費額の増加や集客力の強化を図ることができる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		ことができる。このことから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	秋田内陸縦貫鉄道運営費補助事業 ①具体の事業内容 「秋田内陸線の持続的運行に係る基本合意書」に基づき、秋田内陸縦貫鉄道株式会社による収支改善計画を実施しながら経常損失分を補填する。 ②事業の必要性 秋田内陸線は地域住民の日常的な移動のための生活路線や観光路線としての交通手段を確保するため、県、沿線団体が支援しながら第三セクターとして運営を維持する必要がある。 ③事業効果 鉄道事業者の経営改善努力のほか、県、沿線自治体が必要な補助を行うことで、安全で持続的な運行が維持され、市民の生活交通手段が確保されるほか、観光客の利用により広域的な観光振興が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	鉄道事業者の経営改善努力のほか、県、沿線自治体が必要な補助を行うことで、安全で持続的な運行が維持され、市民の生活交通手段が確保されるほか、観光客の利用により広域的な観光振興が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	交通施設維持	橋梁長寿命化修繕事業 ①具体の事業内容 橋梁の損傷・劣化等を把握し、橋	北秋田市	橋梁の長寿命化並びに橋梁の修

		梁長寿命化修繕計画に基づく予防的な修繕及び架替等を行う。 ②事業の必要性 市内には老朽化した橋梁が多く存在することから、当該事業を実施し、将来にわたり地域住民の安全な交通を確保する必要がある。 ③事業効果 橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替等に係る費用の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		繕及び架替等に係る費用の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
５生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	住宅リフォーム支援事業 ①事業の必要性 個人住宅の居住環境の質の向上、バリアフリー化、中古住宅の活用による定住促進のため。 ②具体の事業内容 個人住宅のリフォーム工事や増改築工事を行う者に対し工事費の補助を行う。 ③事業効果 住宅投資の波及効果による市内経済の活性化と、居住環境整備により定住促進につながる。	北秋田市	個人住宅の整備により、居住環境の質の向上が図られ、住み慣れた地域での将来に渡る安心・安全な生活につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
６子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	外出支援サービス事業 ①具体の事業内容	北秋田市	高齢者等の在宅生活

		事業を社会福祉法人等に委託し、利用者の居宅や介護予防を提供する場所及び医療機関等の間を送迎する。 ②事業の必要性 高齢化等に伴い、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がい者等の交通弱者が増加していることから、自宅で安心して生活を送るために必要な移動の支援が必要となっている。 ③事業効果 高齢者等の在宅生活への支援が図られ、住み慣れた地域での安心・安全な生活環境が整備される。このことから、将来にわたり過疎地域の日常生活機能維持及び持続的発展に資する事業である。		への支援が図られ、住み慣れた地域での安心・安全な生活環境が整備される。このことから、将来にわたり過疎地域の日常生活機能維持及び持続的発展に資する事業である。
		食の自立支援事業 ①具体の事業内容 事業を社会福祉法人等に委託し、調理が困難な高齢者等に配食サービスを提供するとともに、声掛け等による安否確認を行う。 ②事業の必要性 一人暮らし高齢者等の調理が困難な高齢者や障がい者が増加しており、安心・安全な在宅生活を実現するうえで、食生活への支援が必要となっている。 ③事業効果 栄養バランスがとれた食事を提供するとともに、見守り体制が整備されることから、在宅においても安心・安全な暮らしの確保が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	栄養バランスがとれた食事を提供するとともに、見守り体制が整備されることから、在宅においても安心・安全な暮らしの確保が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		福祉の雪事業	北秋田市	自力では

		①具体の事業内容 事業を社会福祉法人等に委託し、自力で除排雪が困難な高齢者世帯等の間口除雪や屋根の雪下ろしに係る費用を支援する。 ②事業の必要性 少子高齢化及び核家族化の進行により、自力での除排雪が困難な高齢者等が増加しており、住み慣れた地域で安心・安全に自立して生活を送るためにも除排雪に係る負担軽減が求められている。 ③事業効果 自力では困難な除排雪作業に対する負担軽減を行うことで、冬期間の安全確保が図られるとともに、住み慣れた地域での安心・安全な暮らしの確保につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		困難な除排雪作業に対する負担軽減を行うことで、冬期間の安全確保が図られるとともに、住み慣れた地域での安心・安全な暮らしの確保につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	北秋田市民病院常勤医師奨励金交付事業 ①具体の事業内容 北秋田市民病院に勤務する常勤医師の中で救急医療に従事する医師に対し奨励金を交付する。 ②事業の必要性 医師不足により救急医療体制が脆弱な地域であることから、市民が安心・安全な暮らしを実現していく上で、救急医療体制の整備が必要とされている。 ③事業効果 必要な医師数を確保することにより救急医療体制が整備され、市民の安心・安全な暮らしの実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す	北秋田市	必要な医師数を確保することにより救急医療体制が整備され、市民の安心・安全な暮らしの実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		る事業である。		
		訪問看護師等奨励金交付事業 ①具体の事業内容 　在宅医療を担う市内の訪問看護事業所に勤務する看護師等に対し奨励金を交付する。 ②事業の必要性 　在宅医療の需要が高まる中、地域の在宅医療提供体制の維持を図る必要がある。 ③事業効果 　訪問看護師等の人材確保を図ることで、在宅医療提供体制が維持され、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会の実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	訪問看護師等の人材確保を図ることで、在宅医療提供体制が維持され、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会の実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		在宅当番医制事業 ①具体の事業内容 　日常的に休日・夜間の診療を当番制で担当する。在宅当番医制を医師会に委託して実施する。 ②事業の必要性 　医師不足により救急医療体制が脆弱な地域であることから、市民が安心・安全な暮らしを実現していく上で、初期救急医療体制の整備が必要とされている。 ③事業効果 　初期救急医療体制を確保することで、市民の安心・安全な暮らしの実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	初期救急医療体制を確保することで、市民の安心・安全な暮らしの実現につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		地域医療確保促進事業 ①具体の事業内容 　新たに開業する医療機関への助成を行うほか、既存医療機関の施設整備や医療機器等の更新に係る費用を支援する。 ②事業の必要性 　地域医療を担う医師の平均年齢が上がり医療機関の減少が懸念されている中、一次医療の維持・確保を図る必要がある。 ③事業効果 　地域住民にとって身近な医療機関を維持・確保し守ることで、安心して暮らせる地域社会を構築できる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	地域住民にとって身近な医療機関を維持・確保し守ることで、安心して暮らせる地域社会を構築できる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
８教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 その他	通学定期助成事業 ①具体の事業内容 　ＪＲに比べ割高な秋田内陸縦貫鉄道の定期券を、距離換算にしてＪＲと同額になるよう差額分を補助する。 　学校の統廃合等により、遠距離通学を余儀なくされる生徒等の通学手段として、秋田内陸縦貫鉄道を利用する生徒等に対し、費用の一部を補助する。 ②事業の必要性 　学校の統廃合により生じた居住地域による格差を是正するためには交通費の助成が必要である。 若者層の地域への定着を図り、集落の維持及び活性化を図るため、過疎地域に住む生徒等の教育環境に影響を及ぼさない対策が必要となっている。 ③事業効果	北秋田市	遠距離通学を余儀なくされる生徒を持つ家庭の負担が軽減されることにより、地域からの人口流出を抑制することにつながり、延いては集落の維持及び活性化につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資

		遠距離通学を余儀なくされる生徒を持つ家庭の負担が軽減されることにより、地域からの人口流出を抑制することにつながり、延いては集落の維持及び活性化につながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		する事業である。
9集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	市民提案型まちづくり事業 ①具体の事業内容 市民団体が自主・自発的に行う市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を補助する。 ②事業の必要性 効果的・効率的な事業展開や集落等の維持及び活性化を図るため、住民の自主・自発的な活動を支援する必要がある。 ③事業効果 市民団体が自主・自発的に行う公益的事業であるため、地域の特色が生かされた効果的かつ効率的な事業となるうえ、地域課題等の解消、集落等の維持・活性化にもつながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	北秋田市	市民団体が自主・自発的に行う公益的事業であるため、地域の特色が生かされた効果的かつ効率的な事業となるうえ、地域課題等の解消、集落等の維持・活性化にもつながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		自治会館整備事業 ①具体の事業内容 自治会館の新築・改修等に要する経費の一部を補助する。 ②事業の必要性 地域自治の振興を図り、地域住民の福祉の向上を推進するため、	自治会等	集落のコミュニティ施設を整備することで、地域住民の連帯感が高まり、

		活動拠点施設の整備が必要である。 ③事業効果 　集落のコミュニティ施設を整備することで、地域住民の連帯感が高まり、コミュニティ活動の推進と地域自治の確立が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		コミュニティ活動の推進と地域自治の確立が図られる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		環境整備事業 ①具体の事業内容 　法定外公共物等の整備に要する経費の一部を補助する。 ②事業の必要性 　特に災害が発生した場合等には、効果的・効率的に事業展開する必要があるため、法定外公共物等の円滑な整備促進が必要である。 ③事業効果 　事業の経費の一部を補助することで、共同墓地を含む法定外公共物等の整備促進が図られ、生活環境の向上が見込まれる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会等	事業の経費の一部を補助することで、共同墓地を含む法定外公共物等の整備促進が図られ、生活環境の向上が見込まれる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		防犯街灯設置補助金 ①具体の事業内容 　効果的・効率的な事業展開や集落等の維持及び活性化を図るため、防犯街灯の整備を支援する必要がある。 ②事業の必要性 　防犯街灯の設置や更新に要する経費の一部を補助する。	自治会等	集落の自治環境を整備することにより集落等の維持・活性化にもつながる。このことから、将来に

		③事業効果 　集落の自治環境を整備することにより集落等の維持・活性化にもつながる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ごみ集積所整備事業 ①具体の事業内容 　ごみ集積所を新設、更新等する自治会に対し、経費の一部を補助する。 ②事業の必要性 　老朽化が進んでいるため、継続的に実施することが必要である。 ③事業効果 　ごみ集積所の老朽化と維持管理に困難を抱える自治会等の問題解消を図り、公衆衛生を保持することが可能となる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会等	わたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ごみ集積所の老朽化と維持管理に困難を抱える自治会等の問題解消を図り、公衆衛生を保持することが可能となる。このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 　再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの振興 ①具体の事業内容 　地球規模での様々な環境問題の発生を背景に、地球温暖化防止に向けた取り組みが進む中、さらなる環境負荷の低減を目指すには、市民、事業者、行政が現状を認識し、それぞれの役割において環境に配慮した取り組みを一体となって進める。 ②事業の必要性 　豊富な地域資源を活用する本事業により、新たな産業創出と雇用の拡大に期待が持てる。	北秋田市	エネルギーの地産地消は、災害時の電力供給はもとより、関連する産業の成長や、排熱等を活用した農産品生産及び陸上養殖など、新たな産業が創出さ

		セミナーやワークショップを通じて市民の関心を高める啓発活動に取り組む必要がある。 ③事業効果 エネルギーの地産地消は、災害時の電力供給はもとより、関連する産業の成長や、排熱等を活用した農産品生産及び陸上養殖など、新たな産業が創出され、また、保守・メンテナンス、地元雇用を含めた地域の活性化につながることが期待されることから過疎地域の持続的発展に資する事業である。		れ、また、保守・メンテナンス、地元雇用を含めた地域の活性化につながることが期待されることから過疎地域の持続的発展に資する事業である。

議案第 48 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第３条第８項において準用する同条第１項の規定に基づき、辺地総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

令和７年度から令和 11 年度までの大阿仁辺地、今泉辺地及び根森田辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、事業計画に変更が生じたので、議会の議決を求めるものである。

総 合 整 備 計 画 書

大 阿 仁 辺 地

（辺地人口　927人、面積　70.5k㎡）

1. 辺地の概況

(1)辺地を構成する町又は字の名称	阿仁萱草、阿仁根子、阿仁伏影、阿仁笑内、阿仁幸屋、阿仁幸屋渡、阿仁比立内、阿仁長畑、阿仁戸鳥内、 阿仁中村、阿仁打当
(2)地域の中心の位置	阿仁幸屋渡字上添根76-4
(3)辺地度点数	158点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、国道105号沿いの7集落396戸及び県道河辺阿仁線沿いの4集落97戸で構成される辺地である。
当辺地内の橋梁は当地域と市街地を連絡するために欠くことの出来ないものであり、交通の安全を図るため、損傷状況を確認しながら計画的に補修を行い、長寿命化を図るものである。
当辺地は特別豪雪地帯であり、除雪機械は必要不可欠である。しかし、現在所有の機械2台については、平成8年、平成15年に購入したものであり、耐用年数が経過し老朽化による修理費も年々増加している。また、シーズン中に故障が発生した場合は作業に著しく支障をきたすことが想定される。このため、地域住民の安全かつ円滑な冬期交通を確保するため、除雪機械の更新を図るものである。
当辺地内の水道施設は、昭和50年代に簡易水道事業で整備された施設であり、老朽化が著しく配送水管の経年劣化に伴う漏水等が多発している。このため、必要な施設整備を行うことで、生活に欠くことのできない安全・安心な飲用水の安定供給を可能とするものである。

3. 公共的施設の整備計画（令和7年度から令和11年度まで5年間）

（単位：千円）

施　設　名	事業主体	事 業 費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	備　考
			特定財源	一般財源		
橋梁	市	728,000	452,451	275,549	275,200	伏影橋補修補強事業 幸屋橋補修事業 鳥坂橋補修補強事業
除雪機械	市	86,255	0	86,255	86,100	除雪ドーザ8t級　1台 除雪ドーザ11t級　1台
飲用水供給施設	市	275,233	0	275,233	113,700	配水管布設：L=608.0m 監視システム整備：N=1式

総 合 整 備 計 画 書

今 泉 辺 地

（辺地人口　266人、面積　3.5k㎡）

1. 辺地の概況

(1)辺地を構成する町又は字の名称　　今泉

(2)地域の中心の位置　　今泉字大堤岱17-3

(3)辺地度点数　　127点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、国道7号沿いの1集落125戸で構成される辺地である。
当辺地の基幹産業である農業について、経営体の育成を図り、生産性を高めるため、ほ場整備を進める必要がある。
当辺地内の橋梁は当地域と市街地を連絡するために欠くことの出来ないものであり、交通の安全を図るため、損傷状況を確認しながら計画的に補修を行い、長寿命化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画（令和7年度から令和11年度まで5年間）

（単位：千円）

施　設　名	事業主体	事 業 費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	備　考
			特定財源	一般財源		
農業、林業又は漁業の経営の近代化のための施設	県	32,700	0	32,700	32,700	農地中間管理機構関連ほ場整備事業 整地工 A=2.6ha 用水路工 L=1.2km 排水路工 L=1.8km 道路工 L=0.4km 地域排水型暗渠排水工 A=2.6ha 地下かんがい A=2.6ha 補助暗渠工　A＝16.9ha
橋梁	市	270,000	167,805	102,195	102,000	新町人道橋補修事業 薬師山橋補修事業

総 合 整 備 計 画 書

根 森 田 辺 地

（辺地人口　183人、面積　7.9k㎡）

1. 辺地の概況

(1)辺地を構成する町又は字の名称　　根森田

(2)地域の中心の位置　　根森田字細越家ノ後11-1

(3)辺地度点数　　173点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、県道305号線沿いの4集落81戸で構成される辺地である。
当辺地の水道施設は、昭和60年代に簡易水道事業で整備された施設であり、老朽化が著しく配送水管や送水ポンプ等の経年劣化に伴う漏水等が多発し、水圧低下等により地域住民の生活に支障をきたしている。このため、必要な施設整備を行うことで、生活に欠くことのできない安全・安心な飲用水の安定供給を可能とするものである。

3. 公共的施設の整備計画（令和7年度から令和11年度まで5年間）

（単位：千円）

施　設　名	事業主体	事 業 費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	備　考
			特定財源	一般財源		
飲用水供給施設	市	6,776	0	6,776	3,300	送水ポンプ：N=2台

議案第48号資料　大阿仁辺地に係る公共的施設の総合整備計画　新旧対照表

項　目	変　更　案	現　　行
	総　合　整　備　計　画　書 大阿仁辺地 （辺地人口　927人、面積　70.5k㎡）	総　合　整　備　計　画　書 大阿仁辺地 （辺地人口　927人、面積　70.5k㎡）
１．辺地の概況 （１）辺地を構成する町又は字の名称	阿仁萱草、阿仁根子、阿仁伏影、阿仁笑内、阿仁幸屋、阿仁幸屋渡、阿仁比立内、阿仁長畑、阿仁戸鳥内、阿仁中村、阿仁打当	阿仁萱草、阿仁根子、阿仁伏影、阿仁笑内、阿仁幸屋、阿仁幸屋渡、阿仁比立内、阿仁長畑、阿仁戸鳥内、阿仁中村、阿仁打当
（２）地域の中心の位置	阿仁幸屋渡字上添根76-4	阿仁幸屋渡字上添根76-4
（３）辺地度点数	158点	158点
２．公共的施設の整備を必要とする事情	本地域は、国道105号沿いの７集落396戸及び県道河辺阿仁線沿いの４集落97戸で構成される辺地である。 当辺地内の橋梁は当地域と市街地を連絡するために欠くことの出来ないものであり、交通の安全を図るため、損傷状況を確認しながら計画的に補修を行い、長寿命化を図るものである。 当辺地は特別豪雪地帯であり、除雪機械は必要不可欠である。しかし、現在所有の機械２台については、平成８年、平成15年に購入したものであり、耐用年数が経過し老朽化による修理費も年々増加している。また、シーズン中に故障が発生した場合は作業に著しく支障をきたすことが想定される。このため、地域住民の安全かつ円滑な冬期交通を確保するため、除雪機械の更新を図るものである。 当辺地内の水道施設は、昭和50年代に簡易水道事業で整備された施設であり、老朽化が著しく配送水管の経年劣化に伴う漏水等が多発している。このため、必要な施設整備を行うことで、生活に欠くことのできない安全・安心な飲用水の安定供給を可能とするものである。	本地域は、国道105号沿いの７集落396戸及び県道河辺阿仁線沿いの４集落97戸で構成される辺地である。 当辺地内の橋梁は当地域と市街地を連絡するために欠くことの出来ないものであり、交通の安全を図るため、損傷状況を確認しながら計画的に補修を行い、長寿命化を図るものである。 当辺地は特別豪雪地帯であり、除雪機械は必要不可欠である。しかし、現在所有の機械２台については、平成８年、平成15年に購入したものであり、耐用年数が経過し老朽化による修理費も年々増加している。また、シーズン中に故障が発生した場合は作業に著しく支障をきたすことが想定される。このため、地域住民の安全かつ円滑な冬期交通を確保するため、除雪機械の更新を図るものである。 当辺地内の水道施設は、昭和50年代に簡易水道事業で整備された施設であり、老朽化が著しく配送水管の経年劣化に伴う漏水等が多発している。このため、必要な施設整備を行うことで、生活に欠くことのできない安全・安心な飲用水の安定供給を可能とするものである。

議案第48号資料　大阿仁辺地に係る公共的施設の総合整備計画　新旧対照表

項　目	変　更　案	現　　行
３．公共的施設の整備計画（令和７年度から令和11年度まで５年間）	（単位：千円）	（単位：千円）

変更案

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
橋梁	市	728,000	452,451	275,549	275,200	伏影橋補修補強事業 幸屋橋補修事業 鳥坂橋補修補強事業
除雪機械	市	86,255	0	86,255	86,100	除雪ドーザ8t級1台 除雪ドーザ11t級1台
飲用水供給施設	市	275,233	0	275,233	113,700	配水管布設：L=608.0m 監視システム整備：N=1式 ―――

現行

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
橋梁	市	728,000	452,451	275,549	275,200	伏影橋補修補強事業 幸屋橋補修事業 鳥坂橋補修補強事業
除雪機械	市	86,255	0	86,255	86,100	除雪ドーザ8t級1台 除雪ドーザ11t級1台
飲用水供給施設	市	458,489	0	458,489	149,100	配水管布設：L=1,409.5m 監視システム整備：N=1式 N=3箇所

議案第48号資料　今泉辺地に係る公共的施設の総合整備計画　新旧対照表

項　目	変　更　案	現　　行
	総　合　整　備　計　画　書 今泉辺地 （辺地人口　266人、面積　3.5k㎡）	総　合　整　備　計　画　書 今泉辺地 （辺地人口　266人、面積　3.5k㎡）
１．辺地の概況		
（１）辺地を構成する町又は字の名称	今泉	今泉
（２）地域の中心の位置	今泉字大堤17-3	今泉字大堤17-3
（３）辺地度点数	127点	127点
２．公共的施設の整備を必要とする事情	本地域は、国道７号沿いの１集落125戸で構成される辺地である。 当辺地の基幹産業である農業について、経営体の育成を図り、生産性を高めるため、ほ場整備を進める必要がある。 当辺地内の橋梁は当地域と市街地を連絡するために欠くことの出来ないものであり、交通の安全を図るため、損傷状況を確認しながら計画的に補修を行い、長寿命化を図るものである。	本地域は、国道７号沿いの１集落125戸で構成される辺地である。 当辺地の基幹産業である農業について、経営体の育成を図り、生産性を高めるため、ほ場整備を進める必要がある。 当辺地内の橋梁は当地域と市街地を連絡するために欠くことの出来ないものであり、交通の安全を図るため、損傷状況を確認しながら計画的に補修を行い、長寿命化を図るものである。 当辺地の消防水利は充足率が低いことから、防火水槽を設置することにより、未整備地域及び冬期水利不足地域を解消し、火災発生時の延焼拡大防止と被害の軽減を図るものである。

議案第48号資料　今泉辺地に係る公共的施設の総合整備計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>変　更　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>３．公共的施設の整備計画（令和７年度から令和11年度まで５年間）</td><td>（単位：千円）
<table>
<tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">事業主体</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内訳</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>農業、林業又は漁業の経営の近代化のための施設</td><td>県</td><td>32,700</td><td>0</td><td>32,700</td><td>32,700</td><td>農地中間管理機構関連ほ場整備事業
整地工 A=2.6ha
用水路工 L=1.2km
排水路工 L=1.8km
道路工 L=0.4km
地域排水型暗渠排水工 A=2.6ha
地下かんがい A=2.6ha
補助暗渠工　A＝16.9ha</td></tr>
<tr><td>橋梁</td><td>市</td><td>270,000</td><td>167,805</td><td>102,195</td><td>102,000</td><td>新町人道橋補修事業
薬師山橋補修事業</td></tr>
</table></td><td>（単位：千円）
<table>
<tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">事業主体</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内訳</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>農業、林業又は漁業の経営の近代化のための施設</td><td>県</td><td>32,700</td><td>0</td><td>32,700</td><td>32,700</td><td>農地中間管理機構関連ほ場整備事業
整地工 A=2.6ha
用水路工 L=1.2km
排水路工 L=1.8km
道路工 L=0.4km
地域排水型暗渠排水工 A=2.6ha
地下かんがい A=2.6ha
補助暗渠工　A＝16.9ha</td></tr>
<tr><td>橋梁</td><td>市</td><td>270,000</td><td>167,805</td><td>102,195</td><td>102,000</td><td>新町人道橋補修事業
薬師山橋補修事業</td></tr>
<tr><td>防火水槽</td><td>市</td><td>15,972</td><td>3,996</td><td>11,976</td><td>11,900</td><td>防火水槽工　耐震40㎥型</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第48号資料　根森田辺地に係る公共的施設の総合整備計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>変　更　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td></td><td>総　合　整　備　計　画　書
根森田辺地
（辺地人口　183人、面積　7.9k㎡）</td><td>総　合　整　備　計　画　書
根森田辺地
（辺地人口　183人、面積　7.9k㎡）</td></tr>
<tr><td>１．辺地の概況
（１）辺地を構成する町又は字の名称</td><td>根森田</td><td>根森田</td></tr>
<tr><td>（２）地域の中心の位置</td><td>根森田字細越家ノ後11-1</td><td>根森田字細越家ノ後11-1</td></tr>
<tr><td>（３）辺地度点数</td><td>173点</td><td>173点</td></tr>
<tr><td>２．公共的施設の整備を必要とする事情</td><td>本地域は、県道305号線沿いの４集落81戸で構成される辺地である。
当辺地の水道施設は、昭和60年代に簡易水道事業で整備された施設であり、老朽化が著しく配送水管＿＿＿＿＿＿の経年劣化に伴う漏水等が多発し、水圧低下等により地域住民の生活に支障をきたしている。このため、必要な施設整備を行うことで、生活に欠くことのできない安全・安心な飲用水の安定供給を可能とするものである。</td><td>本地域は、県道305号線沿いの４集落81戸で構成される辺地である。
当辺地の水道施設は、昭和60年代に簡易水道事業で整備された施設であり、老朽化が著しく配送水管や送水ポンプ等の経年劣化に伴う漏水等が多発し、水圧低下等により地域住民の生活に支障をきたしている。このため、必要な施設整備を行うことで、生活に欠くことのできない安全・安心な飲用水の安定供給を可能とするものである。</td></tr>
<tr><td>３．公共的施設の整備計画（令和７年度から令和11年度まで５年間）</td><td>（単位：千円）
<table>
<tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">事業主体</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内訳</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>飲用水供給施設</td><td>市</td><td>6,776</td><td>0</td><td>6,776</td><td>3,300</td><td>送水ポンプ:N=2台
＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿</td></tr>
</table></td><td>（単位：千円）
<table>
<tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">事業主体</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内訳</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>飲用水供給施設</td><td>市</td><td>74,228</td><td>0</td><td>74,228</td><td>27,500</td><td>送水ポンプ:N=2台
配水管布設:
L=500m</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

【議案第 48 号　資料】

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

大阿仁辺地、今泉辺地及び根森田辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和７年度～令和 11 年度）について、次のとおり変更する必要が生じたものである。

１　大阿仁辺地

（１）飲用水供給施設の業務量の変更に伴い、整備計画中「飲用水供給施設」の事業費及び財源内訳の一般財源、並びに一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の減額

２　今泉辺地

（１）防火水槽の整備計画年度の見直しに伴い、整備を必要とする事情の「防火水槽」に関する部分及び整備計画中の防火水槽の項目を削る

３　根森田辺地

（１）飲用水供給施設の業務量の変更に伴い、整備を必要とする事情の「飲用水供給施設」に関する部分の変更、整備計画中「飲用水供給施設」の事業費、財源内訳の一般財源、及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の減額

議案第 49 号

北秋田市クウィンス森吉の指定管理者の指定について

北秋田市クウィンス森吉条例（平成 17 年北秋田市条例第 135 号）第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

１	施設の名称	北秋田市クウィンス森吉
２	指定管理者となる団体名	鷹巣観光物産開発株式会社
３	指定管理者の管理運営期間	令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び北秋田市クウィンス森吉条例（平成 17 年北秋田市条例第 135 号）第３条第１項の規定に基づき、北秋田市クウィンス森吉の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の２第６項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第６条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 50 号

北秋田市コンベンションホール四季美館の指定管理者の指定について

北秋田市コンベンションホール四季美館条例（平成 17 年北秋田市条例第 136 号）第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

１	施設の名称	北秋田市コンベンションホール四季美館
２	指定管理者となる団体名	有限会社ぴゅあアート技術
３	指定管理者の管理運営期間	令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び北秋田市コンベンションホール四季美館条例(平成17年北秋田市条例第136号)第３条第１項の規定に基づき、北秋田市コンベンションホール四季美館の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の２第６項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第６条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 51 号

北秋田市農産物等直売所の指定管理者の指定について

北秋田市農産物等直売所条例（平成 27 年北秋田市条例第 27 号）第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

１　施設の名称　　北秋田市農産物等直売所
２　指定管理者となる団体名　　秋田たかのす農業協同組合
３　指定管理者の管理運営期間　令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び北秋田市農産物等直売所条例（平成 27 年北秋田市条例第 27 号）第３条第１項の規定に基づき、北秋田市農産物等直売所の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の２第６項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第６条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 52 号

北秋田市上杉あいターミナルの指定管理者の指定について

北秋田市上杉あいターミナル条例（令和７年北秋田市条例第 32 号）第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

１	施設の名称	北秋田市上杉あいターミナル
２	指定管理者となる団体名	上杉自治会
３	指定管理者の管理運営期間	令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び北秋田市上杉あいターミナル条例（平成 17 年北秋田市条例第 258 号）第３条第１項の規定に基づき、北秋田市上杉あいターミナルの管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の２第６項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第６条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

報告第１号

専決処分の報告について（専決第１号　北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項及び市長の専決処分事項の指定について（平成 18 年９月 22 日議決）の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたのでこれを報告する。

令和８年２月 13 日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

専決第１号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年９月22日議決）の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

１　北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて

令和８年１月19日専決

北秋田市長　　津　谷　永　光

参考資料（専決理由）

北秋田市外在住の保育に欠ける児童に、北秋田市立米内沢保育園を使用させることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の３第２項の規定により、北秋田市と大館市との間において協議するため、同法第 180 条第１項及び市長の専決処分事項の指定について（平成 18 年９月 22 日議決）の規定に基づき、専決処分するものである。